〔論文〕

東日本大震災の物理的復興と人間復興の相克

鳥飼 行博*

1．東日本大震災の被害

2011年３月11日の東日本大震災によって，日本全国の死者は１万9,667人，行方不明者は2,566人，物理的被害は，家屋の全壊12万1,783棟，半壊28万965棟，一部破損74万5,162棟，公共建物の被害１万4,527棟，その他の建物の被害９万2,012棟に及んだ（表１参照）。特に，宮城県，岩手県，福島県という被災三県の全国に対する比率は，死者・行方不明者の99.4％以上，負傷者の72.9％，家屋全壊の96.7％，家屋半壊の86.3％，家屋浸水の80.9％に達しているがこれは，津波による被害が大きかったためである。

被災地や危険区域からの避難者は，震災２日目に37万1900人が1340か所の緊急の避難所に，３日目には46万8,600人が1250か所の避難所（１か所当たり平均375人収容）であった。避難者の推移は，震災４日目43万9,300人，５日目41万6,119人で，６日目になって38万2,612人と40万人を下回ったが，10日目になっても31万9,121人の避難者が2,130か所の避難所に滞在していた。避難者数は，被災11目から16日目までは20万人台，17日目から31日目までは15万名以上あった[1)]。震災直後の47万人の避難者には，停電・断水あるいは被害はなくとも危険を回避するために逃げた者が半分以上含まれていたと思われる。

こうした東日本大震災に対して，日本政府は，防災型のまちづくりを含む原状回復を復興方針とし，現在までそのための公共事業が大規模予算の下で継続されている。しかし，復興の問題点として，（１）故郷を離れざるを得なくなった避難者・被災者に対する直接支援・生活再建という人間復興が，被災地限定の物理的復興よりも劣位に置かれた，（２）復興予算が適切に執行できず，翌年度繰越額と不用額が多く，復興計画自体が不適切，特に被災者・避難者との情報共有ができていなかった，という２点が検討されるべきではないかと考える。そこで，本稿では，経済団体連合会の復興方針，東日本大震災復興基本法の打ち出された震災当初から，これら２点の問題点が内在していたことを指摘しつつ，震災復興の課題を明らかにしてみたい。

投稿日2019年11月27日　　受理日2019年12月４日
＊教養学部人間環境学科社会環境課程教授

表１　2011年３月11日　東日本大震災の被害（2018年現在）

		岩手県	宮城県	福島県	被災三県比率	全国
死者（人）		5,140	10,566	3,846	99.4%	19,667
行方不明（人）		1,115	1,223	224	99.8%	2,566
負傷（人）	合計	4,148	183	211	72.9%	6,231
	重傷	502	20	4	75.1%	700
	軽傷	3,618	163	50	71.7%	5,346
	不明	28	15,224	157	100.0%	185
住宅（棟）	全壊	83,004	80,803	19,508	96.7%	121,783
	半壊	155,130	141,044	6,571	86.3%	280,965
	一部破損	224,202	1,061	19,061	21.6%	745,162
	床下浸水	7,796	351	6	80.9%	10,075
公共建物（棟）		529	9,948	1,010	79.1%	79.1%
その他建物（棟）		4,178	16,848	36,882	62.9%	92,012
火災（件）		33	137	38	63.0%	330

出所）総務省消防庁（2018）『平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第158報）』（http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou_new.html）より作成。

２．震災復興の基本方針

２－１　経済団体連合会・政府の復興方針

震災直後の2011年３月16日・31日，日本経済団体連合会の**震災復興緊急提言**は，（１）人命救助・被災地支援，（２）ライフライン・インフラ再建，（３）地域・経済基盤復旧と公共事業拡大・雇用創出，を掲げ，「最も重要なことは，スピード感を持って被災者支援，被災地復興，原子力問題の早期収束，そして，日本経済の立て直しに国を挙げて取り組むことである」と述べた[2)]。また，経団連は，当初５年間を「**集中復興期間**」と定めて，10年間で被災地の復旧をすることを提言しつつ，全国の防災再点検，新日本の創造のための公共事業の拡大を追加提唱している。

経団連の方針を継承した日本政府は，「被災地域の復興は，活力ある日本の再生の先導的役割を担うものであり，また，日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有」するとして，被災地復興を全国の経済活性化の起爆剤とする発想を引き継いだ。つまり，政府は，被災地の原状回復・物理的復旧，インフラ整備を基軸として進めつつ，それを全国的な公共事業の展開に繋げることを基本方針とした。そこでは，物理的復興が中心となり，避難者・被災者への配慮は，被災地の復旧の枠組みに限定され，被災地を離れ新たな土地に移った避難者・被災者がそこを新規生活と定住の場所とすることは考慮されていない。

東北三県の復興計画の策定日は，岩手県が，震災５か月後の2011年８月11日に計画を策定したのが最初である。次の宮城県が震災から７か月後の10月19日の作成，最も遅い福島県が震災９か月後の2011年12月28日の計画策定である[3)]。「スピード感を持って」早急に復興計画が策定されたが，それは被災地の原状回復・物理的復旧を基本としためで，避難者が元の場所，故郷に帰還することを前提としていた。しかし，震災から８年が経過した今日でも，避難者の帰還が進まないまま応急仮設住宅が存続し，当初の大規模インフラ整備が継続されている（写真１参照）。物理的復興が進んでも帰還する避難者が少ないことは，復興対策が失敗したことを示唆している。

２－２　物理的復興と人間復興

2011年６月24日公布・施行の**東日本大震災復興基本法**は，東日本大震災からの復興の基本理念を，（１）被災地の原形復旧と活力ある日本の再生，（２）国・地方公共団体の役割分担・連携協力，（３）民間部門の活力導入，（４）少子高齢化・人口減少・グローバル化・エネルギーなど先導的な施策，（５）災害防止・安全な地域づくり，とした。そして，1951年の**災害対策基本法**に依拠した災害予防，災害復旧，財政金融措置が被災地に適用された[4)]。

日本史上最大の震災は，1923年９月１日に発生した関東大震災で，帝都東京を中心に死者・行方不明者10万5,000人を出したが，この時も東日本大震災と同じく，帝都復興計画が早急に策定され，外債公募も含めて，多額の公的資金を投入した物理的復興が進められた。これに対して，京都帝大教授山本美越乃は，「震災教訓と復興問題」と題して，帝都復興事業は，日本経済の現況から見て，楽観を許さないのであって，巨額の借金に国民に重い負担をかけ，新規インフラの拡張整備の完成を急ぐ性質のものではないと指摘した[5)]。日本経済の制約を考慮して，復興事業の「「モットー」となすべきは飽く迄冷静に現在の国力に相応せる施設を以て満足すべし」と結論した。つまり，東日本大震災の場合と同様，関東大震災の復興計画でも，政府は大規模な公共魏業によるインフラ整備をし，被災地の物理的復興を最優先しつつ，全国規模の再生に繋げるという壮大な基本方針を掲げている。しかし，被災地の物理的復興は，避難先での生活再建には寄与しないのであって，故郷の被災地に様々な理由で戻れない被災者・避難者にとっては，復興計画事業は，大きな助けにはならない。インフラ整備を軸とする被災地

写真１　宮城県気仙沼市上田中二丁目の反松公園（敷地面積9,224平方メートル）に設置された応急仮設住宅団地。６戸長屋が16棟，合計96戸が入居可能な応急プレハブ仮設住宅が並んでいる。2020年３月末までに解体・撤去の予定。2019年３月24日，筆者撮影。

の原状回復は徐々に進んでも，被災者が被災地に戻らないで新しい定着場所で生活を再建するための支援は手薄なまま残されることになった。

２－３　東日本大震災復興特別区域法と大規模災害復興法

2011年**東日本大震災復興特別区域法**では，財産権保護の制約が緩和される事業として，具体的に，市街地開発事業，土地改良事業，復興一体事業，集団移転促進事業，住宅地区改良事業，都市計画整備事業，小規模団地住宅施設整備事業（１団地５戸以上50戸未満），津波防護施設，漁港漁場整備事業，保安施設事業（森林法の保安施設事業），液状化対策事業，造成宅地滑動崩落対策事業，地籍調査事業，住宅・水産物加工施設の整備事業が挙げられている[6)]。

日本国憲法第29条１項の「**財産権の不可侵**」について，国民の財産権は最大限に尊重され，３項の「正当な補償」によって初めて公共利用に供される。この公共利用のための法律が，土地収用法で，厳格な収用要件があり，事業者が事前認定の告示，土地調書，物件調書の作成，現地調査も必要である。この調書は，共有者・権利者全員が確認して作成しなければならない。それから，権利取得裁決，明渡裁決申請，公告縦覧，裁決・審理，権利取得・明渡裁決となり，最終段階では，補償金支払い，権利取得，明渡しとなる。つまり，適正手続，正当な補償をするには，手続きを完了するまで，少なくとも２年以上はかかる。そこで，財産権への対処に簡略化した手続きを導入し，復興推進を企図したといえる。具体的には，都市計画法，土地改良法，森林法などの土地や不動産の財産権を制限する特別措置を設けたのである。県道，漁港，道路，海岸保全施設，河川などの災害復旧事業が推進できた理由は，錯綜した個々の財産権を特例措置によって緩和し，財源を負担できる国がインフラ整備を代行したことによる。

復興交付金は，2011年度第３次補正予算で，事業ベース１兆9,300億円，国費ベース１兆5600兆円で，住宅団地の高台移転，漁港整備などインフラ整備が進められた。これらの事業は，国庫補助，地方交付税の追加措置によって財源不足の地方自治体にも配慮している。復興庁は，2012年３月，第１回目の事業費を3,053億円とし2012年５月の第２回目の事業費を3,166億円とした。この事業予算の内訳は，災害公営住宅整備事業29％，防災集団移転促進事業28％，造成宅地滑動崩落対策事業５％である[7)]。

2013年６月21日に公布・施行の**大規模災害復興法**は，大規模な災害からの復興のための特別措置に関する法律で，東日本大震災の経験を踏まえて2013年８月30日に施行された。ここでは，政府による復興対策本部の設置，復興基本方針の策定，市町村の復興計画の作成という方針を打ち出し，災害発生後の特別法の制定を待たずに，閣議決定により復興対策本部を設置して迅速に復興の基本方針を策定するとした[8)]。そして，内閣総理大臣を本部長とする復興対策本部が，被災地の生活再建・経済復興を図るとして，地域の物理的復興・原状回復のためのインフラ整備を復興と見なしている。

被災した市町村の原状回復を基本とした復興計画は，被災者・被災地の高台への集団移転，防潮堤整備など復興整備事業，地域住民の生活再建事業，地域経済の再建事業を定めるとしたが，計画を迅速に実施するために，土地や不動産に関わる私権の制約を緩和することとなった。

3．被災者への対応

3－1　避難者と応急仮設住宅

震災1年後の2012年4月の避難者は34.4万人であるが，この時点では仮設住宅の建設が進み，仮設住宅入居戸数は12万3723戸であった。震災2年後の2013年4月時点では，避難者30.9万人が仮設住宅11万7674カ所に残っており，震災3年後の2013年4月でも避難者26.3万人が仮設住宅10万1128戸に暮らしていた（図1参照）。避難者と仮設住宅入居数は，震災5年目で各々16.5万人，6万589戸，震災6年目で11.9万人，3万3,525戸，震災7年目の2018年4月で6.8万人，1万4,409戸である。したがって，震災復興当初5年の集中復興期間には，被災した仮設住宅の被災避難者に対する支援が緊急の課題だった。そして，災害救助法第一条では「応急的に，必要な救助を行い，被災者の保護と社会の秩序の保全を図る」として，被災者の救助を優先している。この「避難所生活者」への救助の種類は，（1）衣食住・教育・衛生・医療のベーシックヒューマンニーズの供給（給与・貸与），（3）生業に必要な資金・機材の供給，（3）埋葬，である[9)]。

応急仮設住宅とは，災害救助法に基づいて，住居を失った被災者を対象に「簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る」もので，都道府県が建設する。応急仮設住宅入居対象者は，家屋が全壊・流失し，（1）住居がない者，（2）自分の資力で住居を取得できない者，である。応急仮設住宅の仕様は，「災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準」によって2013年度は1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）で建築費用は1戸当たり平

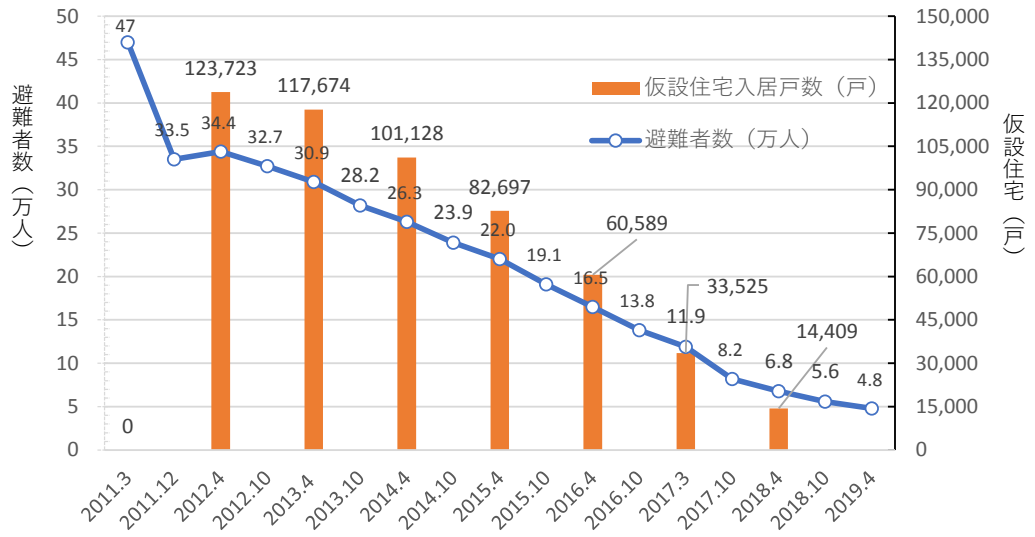

図1　東日本大震災の避難者数と仮設住宅入居数の推移

出所）復興庁＞全国の避難者の数（https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/hinanshasuu.html），住まい・インフラの復旧・復興（https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat15/house-etc/sumai-infura_no_hukkou.html）より筆者作成

均240万1,000円以内で，同一敷地内に50戸以上設置した場合には集会所も設置できる。地方自治体は，災害発生の日から20日以内に応急着工することを義務付けられており，住宅の使用期間は完成後２年以内（最長２年３か月）を原則とした。しかし，東日本大震災の場合は，特定非常災害として，応急仮設住宅の存続期間の特例措置が適用されたために，随時延長が認められている。

応急仮設住宅の供与方式は，公共の公園，公立学校の校庭などに臨時の場所に，民間業者が「**応急建設住宅**」を建設するのが原則である（写真１参照）。応急仮設住宅は，都道府県が経費を負担して，被災者の一時的な入居を図る住宅であり，新規に建設・供与された応急建設住宅のほかに，既存の民間賃貸住宅を借上げる**応急民間借上げ住宅**，公営住宅の空室を提供する**応急公営借上げ住宅**の３種類がある[10)]。

震災１年後2012年４月時点では，応急仮設住宅入居戸数は，建設応急仮設住宅４万8913戸，民間賃貸住宅６万8616戸，公営借上げ住宅6194戸の合計12万3723戸であったが，2013年４月は各々４万8102戸，５万98戸，１万474戸の合計11万7674戸へ若干減少し，震災４年後2015年４月には合計８万2697戸と10万戸を下回った。2018年４月には，建設応急仮設住宅5722戸，民間賃貸住宅7834戸，公営借上げ住宅853戸の合計１万4409戸と2012年の11.6％水準にまで大きく減少している（図２参照）。

新たに建設された「**応急建築住宅**」の工法は，プレハブ建築が大半であるが，上下水道などの衛生施設も備える必要がある（写真２・３参照）。応急建設住宅の居住性，断熱性，遮音性は低かったが，被災者の長期入居に配慮し，断熱材の追加，窓の二重サッシ化，風呂追い炊き機能の追加，出入り口の段差解消が施された。そのため，１棟当たり建設費は，2013年１月時

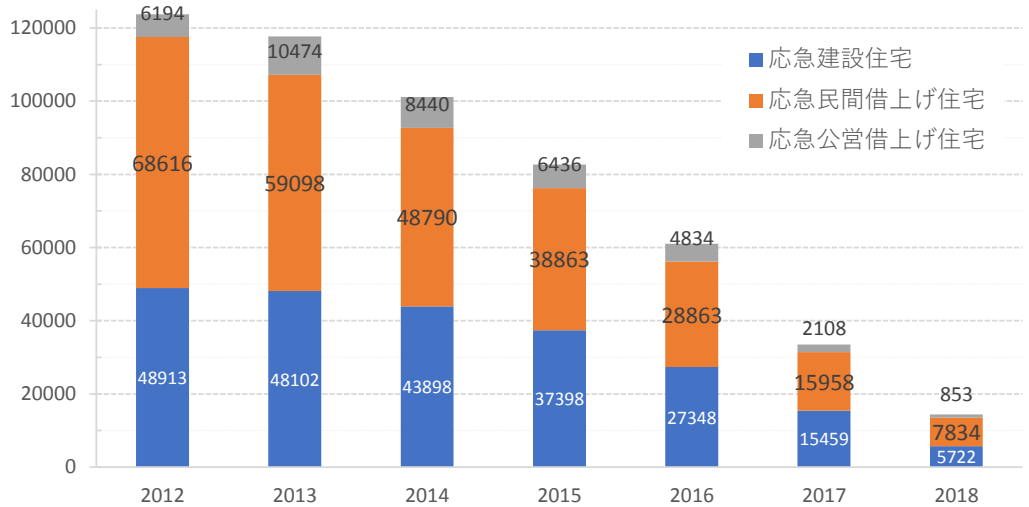

図２　応急仮設住宅の入居者戸数の推移

注）３種の応急仮設住宅入居者は各年４月時点の数値。
出所）復興庁＞住まい・インフラの復旧・復興＞避難者・仮設住宅の状況（https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat15/house-etc/sumai-infura_no_hukkou.html）より筆者作成。

写真２　宮城県気仙沼，気仙沼市立条南中学校校庭の仮設住宅（応急建設住宅）用の上水道多層式水槽。三菱樹脂2011年７月製造，長さ10m，幅・高さ２m，水道法34条の簡易専用水道を供給。右奥の応急プレハブ仮設住宅は，長屋式で12棟，１棟当たり５戸から７戸が入居する。2017年４月２日，筆者撮影。2018年３月には，応急仮設住宅も衛生施設も撤去され，中学校の校庭復旧作業中だった。

写真３　宮城県気仙沼市田中前，気仙沼市立条南中学校の校舎，校庭の応急仮設住宅団，地水処理浄化水槽（嫌気ろ床接触曝気方式）。気仙沼市の気仙沼中学校，条南中学校，松岩中学校，水梨小学校，階上中学校，面瀬中学校，小泉中学校，大谷中学校の応急仮設住宅は，2017年10月から解体し2018 年３月までに撤去完了。2017年４月２日，筆者撮影。

点で，岩手県617万円，宮城県730万円，福島県689万円と災害救助法の基準238万7,000円よりも２−３倍も高額になった[11]。他方，災害救助のための応急仮設住宅には家賃は発生せず，収入の少ない高齢者にとって仮設住宅は長期の住み家とされている。

東日本大震災に関する応急仮設住宅の入居者は，2012年10月１日時点で，仮設住宅入居者11万3,956人に対して，公営住宅２万9,822人，民間住宅16万2,056人の合計19万1878人であり，民間の仮設住宅入居者が84.5％に達していた[12]。応急仮設住宅への被災者の入居状況は，2013年４月時点で，建設応急仮設住宅４万8120戸，借上げ民間賃貸住宅５万9098戸，借上げ公営住宅１万474戸あったが，2014年には各々４万3898戸，４万8790戸，8440戸へと減少した（写真３参照）。そして，2016年から2018年には，建設建設住宅は２万7348戸から5722戸に，民間賃貸住宅は２万8863戸から7834戸へ，公営住宅は4834戸から853戸へと大幅に減少している（図２参照）。2013年４月１日時点で，応急仮設住宅は岩手県，宮城県，福島県で全戸完成し全国の応急仮設住宅921地区で着工５万3,537戸，完成は５万3,537戸で，やはり全戸完成している[13]。

３－２　被災者への直接支援

被災者支援としては，**災害弔慰金**が，災害により死亡した遺族へ支給された。これは，生計

維持者死亡には500万円を上限とする市町村条例で定める額，その他の者の死亡には上限250万円を支給する。**災害障害見舞金**は，生計維持者が重度の障害を受けた場合は上限250万円，その他の者が重度の障害を受けた場合，上限125万円を支給する。また，小・中学生の就学援助，専修学校・大学授業料減免，就学が困難な生徒の保護者を対象に，就学に必要な学用品，通学，校外活動，給食などの費用も援助された。そして，被災者の児童扶養手当・特別児童扶養手当，特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限が廃止された[14)]。

租税優遇としては，地方税（住民税固定資産税・都市計画税・不動産取得税）の減免，税控除拡大しての所得税軽減，自動車重量税の還付，国民健康保険・後期高齢者医療保険料の減免，健康保険料・介護保険料・利用者負担額の減免，公共料金・使用料の減免，NHK 放送受信料の免除があり，生活保護手続きも緩和された。

応急仮設住宅に入居した被災者は，住宅修理や追加工事など現物給付として資力に応じて１戸当たり最高253万円の工事が可能で，家賃は無料である。他方，家屋半壊で応急修理が必要な被災者には，修理工事の現物給付として１世帯当たり最高54.7万円である。また，被災者に対しては，生活再建支援金が全壊世帯100万円，半壊世帯50万円が支給されるが，単身世帯は3/4の給付に減額される。

被災者生活再建支援金は，基礎額は住居全壊・解体・長期避難で100万円，半壊で50万円，単身世帯はその四分の三の額である。加算額は，住宅建設・購入で200万円，補修で100万円，民間賃貸住宅で50万円，単身世帯はその四分の三の額である。この使途は自由である。被災者生活再建支援金は，借家は対象外である。

被災して住宅を失った低所得者は，災害公営住宅に入居を認められるが，災害公営住宅の家賃は，全損住宅戸数の３割（激甚災害の場合は５割）以内が国庫補助率引上げ対象となり，割安の家賃が適用される[15)]。つまり，被災者生活再建支援金の支給対象外の災害公営住宅の入居者は，収入に応じて家賃が減免される。

災害復興住宅融資は，被災して住宅が全壊・半壊し罹災災証明書を交付された被災者を対象に，住宅復旧のための建設資金，購入資金，補修資金を優柔条件で融資する制度である。新規建設の場合の基本融資額は建設費1,650万円，土地取得費970万円，整地費440万円で，建設特例加算額は510万円である。購入の融資限度額は新築購入2,620万円，中古購入2,320万円で，建設特例加算額は510万円である。返済期間は，建設・新築購入の場合，耐火構造・木造耐久構造35年，一般木造・中古住宅25年で，金利は基本融資額に対していずれも0.63％，特例加算額に対して1.53％であり，長期低利の優遇条件となっている[16)]。つまり，家賃無料の応急仮設住宅に入居する高齢者は，返済困難な災害復興住宅融資を受けられず，新たな住宅に移るのが困難であるため，そのまま応急仮設住宅に住み続ける選択をせざるを得ない。こうして，応急仮設住宅の居住期間（２年３カ月）を特例措置で再延長してもらい住み続ける避難者が，震災から７年が経過した2018年４月時点でも１万4409戸も残っている（図２参照）。

災害公営住宅整備事業は，集中復興期間において，759地区を対象に計画２万9,575戸に対して１万6,747戸が完成（完成率56.6％）し，完成した災害公営住宅の整備額は4383億円である。集中復興期間に完成した災害公営住宅の入居の状況は，入居可能戸数１万5,617戸のうち１万

4,754戸に入居者があり，入居率は94.4％と高く，未入居の空家863戸（空家率5.5％）と少ない[17]。

以上の被災者支援を見れば，家屋，不動産，仕事の一切を失い，家族も亡くした被災者に対して，無償の一般的な支援金は，災害弔慰金・被災者生活再建支援金に限られ，新たな家屋を建築する場合でも700万円，応急仮設住宅に住み続けるなら500万円のみである。つまり，被災者が自由意思で使うできる援助金はほとんどなく，多くは復興計画に即した物的資本を復旧する現物支給の予算である。

３－３　避難者の県外滞在と第二の故郷

東日本大震災では，太平洋沿岸の原子力発電所５ヵ所11基の原子炉が緊急自動停止したが，東京電力の福島第一原子力発電所では，津波により全電源が喪失し，炉心冷却が不可能になり，周辺に放射性物質が拡散される大事故を引き起こした。これは，1986年のウクライナ，チェルノブイリ原子力発電所事故と並びレベル７の最高危険度であり，福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内，福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内の全住民に対する避難指示が出された。また，半径20から30キロメートル圏内の住民には，屋内待避，その後，自主避難が指示された。そして，４月22日以降，放射性物質の積算線量上昇から，第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内が立ち入り禁止の「警戒区域」，第二原子力発電所から半径８キロメートル圏内が避難区域とされた[18]。

こうして被災県から県外への避難者が急増し，2011年12月時点で，岩手県から1,536人，宮城県から8,603人，福島県から５万9,464人と被災三県からだけ合計６万9,603人が県外に避難した。復興庁は，順調に復興まちづくりが進んでいると報告したが，2015年12月時点でも県外避難者は，岩手県1,496人，宮城県6,533人，福島県４万3,497人，合計５万1,526人もあった。そして，震災から８年半が経過した2019年８月時点での県外避難者は，岩手県984人，宮城県4,052人，福島県３万1,374人の合計３万6,410人も残っている（図３参照）。したがって，震災８年後の県外避難者の滞留率（2011年12月基準）は，岩手県64.1％，宮城県47.1％，福島県52.8％，三県合計52.3％と高く，避難したまま県外に留まった避難者が半数以上に達している。そして，帰還できないまま孤独死した被災者は2016年末までで243人に上っている[19]。

震災による親族・友人の死亡・行方不明によって，悲しい思いをした被災者は，家屋・土地など不動産に大損害を被り，思い出の品々も失った。こうした経験から，トラウマを抱えている被災者もあり，この状態が持続するとPTSD（Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害）となる可能性もあるが，これはインフラ整備では癒すことはできない。対照的に，家賃無料の応急仮設住宅での生活は，高齢者，低所得者には，最低限度の生活をするうえで，大いに助けになってきた。故郷が高齢化・過疎化し老後の生活保障を一層不安なものにしている現状で，新たに借金をしたり，保証人を頼んだりして，故郷で住宅を再建する余裕はない。故郷から引き離された被災者にとって，故郷の帰還は，生活再建を意味するのであり，「故郷に帰りたいですか」とアンケートをすれば帰りたいと回答する[20]。このような前提で，被災地の原状回復，物理的復興を進めることが基本方針として決まったが，震災から８年も経

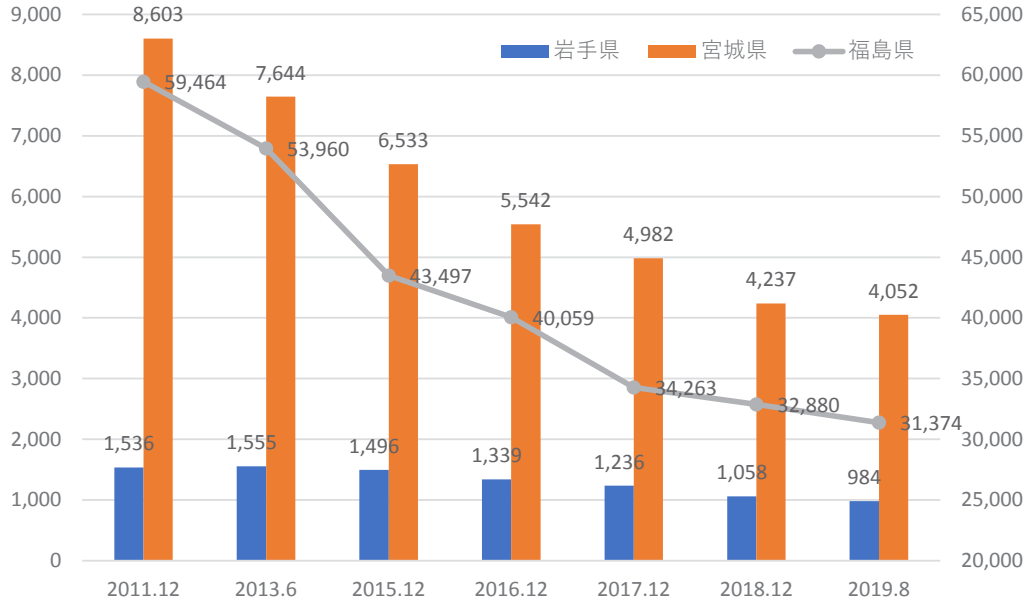

図３ 被災県から県外への避難者数の推移

出所）復興庁＞全国の避難者の数（http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/hinanshasuu.html）より筆者作成。

過した時点では，故郷に戻るという選択をしないで，避難先で新たに生活再建を目指すという選択肢が増えてきた。また，住宅再建・復興まちづくりで生まれた空間は，区画整理の上，嵩上げ盛土され，街並みも景観も，隣人兼関係も記憶にある故郷とは全く異なるものとなった。したがって，避難者は，故郷には帰りたいが，もはや故郷は喪失したと考えるようになっており，それが復興まちづくりで新設された居住地に移転することを躊躇させている。

復興計画策定の過程で，震災後に途方に暮れていた被災者には，自己開示，公論形成はできず，情報も十分には受けとることは困難であったと考えられる。このように住民参加が不十分なまま，半年で拙速に復興計画が作成され，原状回復を基本に，公共事業によりインフラ整備が進められた。しかし，避難生活を余儀なくされた被災者にとって，故郷に戻ることが唯一生活再建の道ではなく，避難者が新たな場所に定着して，そこを第二の故郷とする選択もあり得る。つまり，**被災地の物理的復興**だけではなく，**移転先での人間復興**も支援する価値がある，

被災地した三県の海岸部には，農林漁業業に依存していた小集落も多かったが，そこは，少子高齢化していた過疎地域であり，被災後にインフラが整備され，物理的復興が成ったとしても，雇用機会の欠如，高齢化による就業断念などを理由に故郷に住民は帰還しない。また，被災して故郷を離れて，８年も経過した今日，避難先で雇用機会を獲得したり，生業を営んだりして生活を再建した避難者もある。そして，子供たちが避難先の学校に通学，そこを卒業したのであれば，子供の故郷は避難先である。したがって，被災地には戻らずに，そのまま避難先を第二の故郷として生活を再建した避難者も少なくない。特に，被災した高齢者・無職・障害者の場合，従来の地域コミュニティから引き離され，社会関係が変貌して，**ローカル・コモン**

ズへのアクセスが抑制されるものが少なくなかった。このローカル・コモンズとは，血縁や地縁を契機にした協調・連携によって生み出された人々の相互の信頼関係，社会的規範（ルール），ネットワークであり，空間的には「**故郷**」と位置付けられる。換言すれば，共有無体の公共財であり，ソーシャル・キャピタルとも繋がっている[21)]。

住宅再建・復興まちづくりの問題は，物理的復興のなった被災地は，高台化され，土地区画が変更され，景観・隣人関係も異なり，故郷とは言えなくなった。原状回復，物理的な復興が成っても，自宅は新たな土地区画整理された場所で，住宅・街並みなど景観は様変わりし，新たな隣人と暮らすことになる。つまり，ローカル・コモンズを喪失した避難者にとって，雇用機会や生活が大幅に向上しない限り，被災地に戻ることには，不安感，リスクが強い。したがって，政府のいうような復興が成った故郷は，被災者・避難者にとっては「故郷」というローカル・コモンズの範疇には入ってこないのであって，被災地に戻る選択は忌避される傾向が生まれる。これは人間関係，景観，記憶の中の本来の故郷が復活することはないと悟った被災者にとっては，深刻な合理的選択であって，復興庁が今後，復興・創生期間で進めようとする被災者の心身ケアによって，その不安感，リスクが償われることはないと考えられる。

故郷の概念は，親しんだ景観の中で，家族と住民・顧客など血縁地縁関係を契機にした地域コミュニティが形成されていることを意味し，その故郷概念が家族住民に共有されている。そして，人々の間で共有された故郷の概念が，家族・住民の協働・連携の契機となり，インセンティブ，分業・協業の利点を活かすことができる。そこで，個人一人の活動よりも，集合体としての家族・住民の活動のほうが，個人の帰属意識を高めて，生活の充実感を得ることができる。つまり，故郷概念を共有する人々は，住民相互の信頼関係，社会的規範（ルール），ネットワークという共有無体の公共財，すなわち地域コミュニティのローカル・コモンズの受益者であり，生産と消費の両面で，高いパーフォーマンスを得ることができる。

しかし，被災した避難者は，震災によってローカル・コモンズを喪失したが，物理的復興でその喪失感を埋めることは困難である。従来の故郷で過ごしていた地域コミュニティとは異なる生活空間で暮らすことを強いられる避難者は，故郷に帰りたいとの思いは強いものの，住宅再建・復興まちづくりが創生した地方は，高台化された土地区画整理された空間で，街並み・隣人関係・景観は失われ，故郷の原状回復はできていない。帰郷しても，変貌した地域は，従来のローカル・コモンズを喪失したままである。他方，被災して長らく避難先で暮らすうちに，そこでローカル・コモンズを形成し，第二の故郷が生まれる可能性がある。特に，被災後８年間と人生の過半を暮らした子供にとって，被災地は故郷ではなく，「避難先」が故郷なのである。このように被災地に戻らない住民にとって，被災地の物理的復興は生活再建には役に立たないのであって，原状回復の基本方針が不適切であったことは明白である。

４．東日本大震災の復興予算

４－１　被災者支援

東日本大震災の発生した2011年度から2018年度までの８年間の復興関連予算は，復興庁「平

成30年度東日本大震災復興関連予算の執行状況について」によれば総額35兆2533億円である。８年間の復興予算の執行内容は，生活支援・教育医療福祉支援，救助活動など被災者支援２兆1669億円（構成比6.1％），災害廃棄物等処理，公共事業，施設等の災害復旧，復興交付金など住宅再建まちづくりが12兆1306億円（34.4％），災害関連融資，中小企業への補助事業，農林水産業の復興支援，観光復興，イノベーション・コースト構想など産業・生業の再生が４兆3130億円（12.2％），汚染廃棄物処理，ふるさと復活など原子力災害復興６兆550億円（17.2％），震災復興特別交付５兆1642億円（14.6％），復興債償還費他５兆4236億円（15.4％）である（図４参照）。

ここで，被災者支援は，2011年度の復興予算では，１兆2244億円，予算構成上は13.7％に達していたが，仮設住宅への入居が進んだ段階で，2012年度3,523億円（5.6％）と大きく減少し，その後も2013年度1,398億円（2.9％），2014年度963億円（2.5％），2015年度1,014億円（2.7％），2016年度847億円（2.9％），2017年度969億円（4.4％），2018年度660億円（3.5％）へと予算額は漸減している（図５・６参照）。

被災三県の応急建設設住宅は５万2,822戸，集中復興期間の応急建設住宅整備費は3370億円，維持管理費は574億円，撤去費は14億余円で，借上型応急仮設住宅は２万4,856戸，維持管理費は1449億円である。こうした応急建設住宅の維持管理費は，2011年度の344億円がピークで，2012年度以降は，統廃合・廃止によって減少しており，被災者支援の歳出予算に対する比率も2013年度から2018年度は2.5％から4.4％と低い（図６参照）。

復興庁の2016年３月公表「復興５年間の現状と課題」によれば，「避難者は，当初の47万人

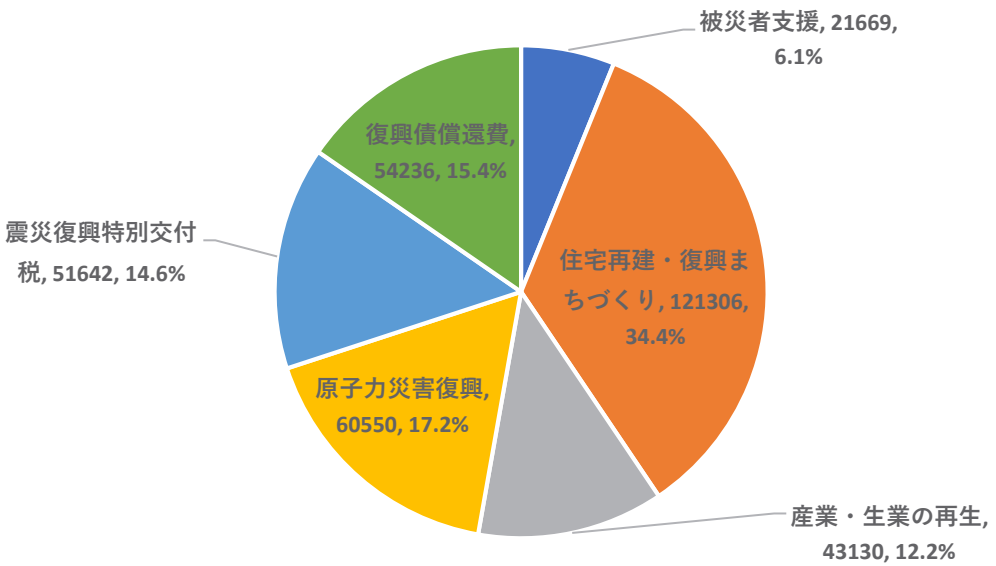

図４　2011-2018年度８年間の復興関連予算の執行状況（単位：億円）

出所）復興庁「平成30年度東日本大震災復興関連予算の執行状況について」（https://www.reconstruction.go.jp/topics/post_154.html）より筆者作成。

から17万人まで減少」と述べているが，この47万人という避難者数は，2011年度末には33万人に，2015年４月には17万人に減少しており，復興対策が減少させたのではない。そして，「介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより，医療や心身のケア，孤立を防止」とソフト面の

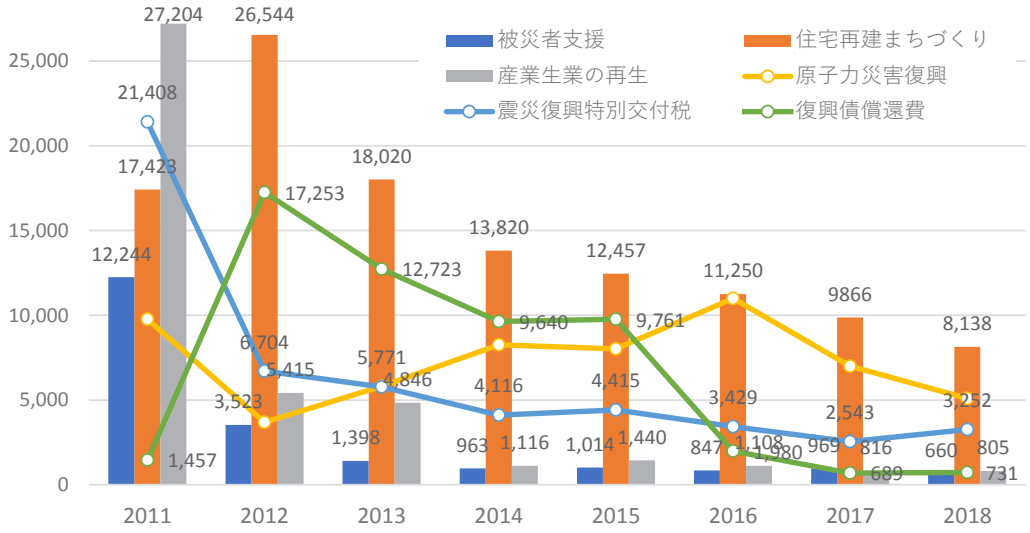

図５　復興予算の推移（2011～2018年度）

出所）復興庁　復興関連予算の執行状況（https://www.reconstruction.go.jp/topics/post_154.html）より筆者作成。

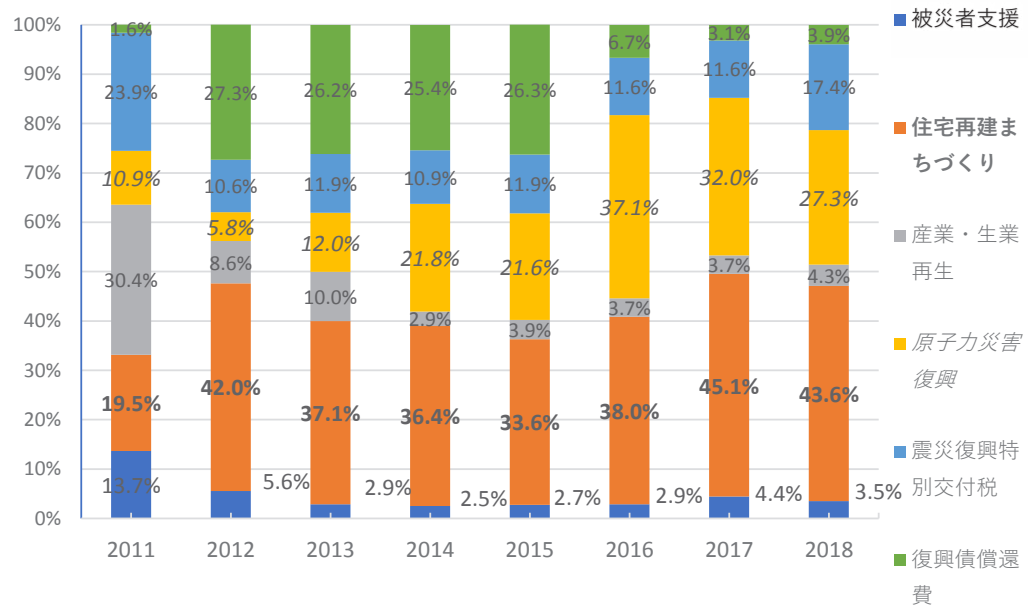

図６　復興予算の配分比率（2011-2018年度）

出所）復興庁　復興関連予算の執行状況（https://www.reconstruction.go.jp/topics/post_154.html）より筆者作成。

支援の重要性を強調し，ハード面の住宅再建が一段落したかのような印象を与えている。産業再生も「生産設備はほぼ復旧」と物理的復興が成り，原状回復が達成されたかのように記している。

復興庁の2018年３月公表「復興７年間の現状と課題」では，「避難者は，当初の47万人から７万3000人まで減少」「避難者は，当初の47万人から7万3000人まで減少」と再び2011年末に達成していた数値を繰り返して「住宅再建は着実に進捗，平成30年度までに概ね完了」と宣言した。住宅は，自主再建として14万件を見込み，高台移転や盛り土嵩上げ地への建設は2018年１月末までに１万5000戸完成，2018年３月発末までに１万7000戸完成見込み，災害公営住宅は13万件が再建中又は再建済み2016年３月末までに２万7000戸完成，2018年３月発末までに２万5900戸完成見込みという。そして，政府の住宅再建によって，「平成28年度までに39市町村において住まいの確保に関する事業が完了残り25市町村も，平成30年度までに概ね完了見込み」とした。

2019年，復興庁「東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し［令和元年９月版］」は，2011年度から2015年の５年間の集中復興期間中に，被災者支援として，最大47万人もあった避難者が2016年３月17.1万人から，2019年８月５万人に減少，最大12.3万戸もあった応急仮設住宅への入居戸数も2017年４月には3.4万戸に減少したことを誇っている[22)]。被災者生活再建支援金の支給は，概ね完了して，住宅の自主再建が2011年度までに7.1万件，2012年度までに9.8万件，2015年度までに11.9万件，2017年度までに14.1万件，2018年度までに14.8万件も進展したと自己評価する。

また，集中復興期間中に，地域の病院の97％が復旧し，医療の再生が成り，被災地児童生徒延べ29万人に学用品を支給したことを記して，医療・教育の課題も解決に向かったとする。こうした被災者支援の多大な成果を踏まえ，2016年度から2020年度の復興・創生期間には，被災者の心身ケア，コミュニティ形成など心の復興を目指すとした。

ここで，復興庁は，震災直後，津浪・地震の再来を危惧した避難者を含めて47万人の避難者が発生したここを繰り返し強調し，家屋を喪失せず，安全が確認された避難者が自主的に帰還したことには触れていない。したがって，被災者支援，住宅再建・復興まちづくりのために，避難者が47万人から急減したというのは，事業の過大評価である。また，応急仮設住宅入居戸数が，2012年12.4万戸，2014年10.1万戸，2016年6.1万戸，2018年1.4万戸あり，そこでの生活難，雇用不足を考慮すると，被災者の住宅再建は，生活再建を意味しない（図２参照）。

復興庁の見込みと住宅再建完了見込みとの楽観的な記述とは裏腹に，2018年度以降も住宅再建を続ける市町村は，山田町，釜石市，大船渡市，一関市，盛岡市，花巻市，北上市，遠野市，奥州市，石巻市，女川町，東松島市，塩竈市，七ヶ浜町，大槌町，陸前高田市，気仙沼市，名取市，福島市で，これら19の市町の住宅再建は途上である。したがって，2016年以降の復興・創生期間にあって，被災者支援を，心身ケアという精神面・ソフト面に重点を置くという方針は，未だに仮設住宅に暮らす特に高齢・一人暮らしの被災者，生活再建ができないままの被災者を留め置くことを意味している。

４－２　住宅再建・復興まちづくり

住宅再建まちづくり予算は，災害復旧等事業費で公共土木施設の復旧経費を負担し，水道施設災害復旧，公営住宅の復旧も行われる。一般公共事業関係費は，道路整備事業費が多く，防潮堤・港湾・河川海岸管理・都市再生整備計画・住環境整備防災など社会資本総合整備事業費も含まれる。このような住宅再建まちづくり予算は，2011年度１兆7,423億円，2012年度２兆6,544億円，2013年度１兆8,020億円，2014年度１兆3,820億円，2015年度１兆2,457億円，2016年度１兆1,250億円と減少し，2017年度9866億円，2018年度8,138億円と１兆円未満に落ち込んだ（図５参照）。

他方，住宅再建・復興まちづくり全体の支出済歳出額は，2012年度２兆6544億円，構成比42.0％に達し，2013年度は１兆8020億円，構成比37.1％，2016年度になっても１兆1250億円，構成比38.0％と復興予算の中核を占め続けている。つまり，住宅再建・復興まちづくり予算の歳出予算に対する比率は，2013年度から2018年度までは33.6% から45.1％もあり，項目別配分比率は高いまま維持されている。また，産業再生の支出額は2011年２兆7204億円，構成比30.4％と極めて高かったが，2016年度は1108億円，構成比3.7％に落ち込んでいる（図６参照）。

地方税法で定められた個人県民税，法人事業税，不動産取得税，自動車取得税，自動車税，地方法人特別譲与税は，東日本大震災によって大幅な減収が見込まれ，この減収見込額を補填するために，「地方税法の一部を改正する法律」，「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」に依拠して**震災復興特別交付税**の措置がとられた。また，県税減免によって，地方税の減収，条例規定にもとづく使用料・手数料の減収は，やはり震災復興特別交付税によって補填された。

震災復興特別交付税は2011年度２兆1,408億円で予算の23.9％を占めていたが，2012年度6,704億円，2013年度5,771億円，2014年度4,116億円，2015年度4,415億円，2016年度3,429億円，2017年度2,543億円と減少傾向を示したが，予算構成比はこの間，10.6％から11.6％と安定していた。2018年度の震災復興特別交付税は3,252億円，予算構成比17.4％を占めている（図５・６参照）。つまり，震災復興特別交付税によって減収補填措置が講じられて，被災し経済基盤が破壊され，地域住民が被災者となった自治体でも，その地方財政が破綻することを免れたのである。

住宅再建・復興まちづくりは，2013年３月時点での完成戸数が民間住宅用宅地100戸，災害公営住宅300戸から，2016年３月には各々8000戸，１万7000戸が，2019年７月には民間住宅用宅地１万8000戸，災害公営住宅３万戸が完成した。

ここで，**復興交付金**は，復興特区法に基づき，被災地復興に対して被災地方公共団体へ交付金を交付するもので，物理的復興を支える資金である。予算額は，2011年度補正予算から2018年度予算の８年間の合計計上額は，国費３兆4,078億円，事業費４兆2,377億円で，配分額は，国費３兆2,072億円，事業費４兆143億円）である。また，地方自治体の負担する復旧・復興事業に対して，国の支援をする**震災復興特別交付税（復興交付税）**が新設され，地方自治体の策定した復興交付金事業計画に対して国庫補助が復興交付金として支給された。復興交付金は，2011年度から2018年度の８年間で，災害公営住宅整備事業（63市町村）7,145億円，防災集団

移転促進事業（28市町村）5,742億円，都市再生区画整理事業（22市町村）4,377億円，都市機能の形成・津波復興拠点整備事業（17市町）1,363億円，道路事業（50市町村）5,367億円，下水道事業（27市町村）2,600億円，都市公園事業（21市町村）634億円が支出されている。

原子力災害復興は，2011年度の9,775億円から，2012年度3,690億円，2013年度5,805億円，2014年度8,263億円，2015年度8,009億円，2016年度１兆992億円，2017年度6990億円，2018年度5,092億円と，他の歳出項目が減少傾向を示しているのと対照的に，歳出額は維持されている。そのため，原子力災害復興予算の歳出予算に対する比率は，2014年度から2018年度までは21.6％から37.1％と高い比率を示している（図５・６参照）。

原子力発電所事故直後に福島県住民の避難者は最大16.4万人あったが，田村市，川内村の一部，楢葉町で避難指示が解除され，2016年３月には9.7万人に減少した。その後，葛尾村（一部），川内村，南相馬市（一部），飯舘村（一部），川俣町，浪江町（一部），富岡町（一部），大熊町（一部）で避難指示が解除され，2017年度から帰還困難区域の特定復興再生拠点整備が開始されて，2019年７月には避難者は4.2万人に減少した。

復興庁の「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和元年６月末時点）」と「復興の現状と課題」によれば，復興工程表からみて，計画戸数に対する高台移転の完成率（原発被災地を除く）は2015年45％，2016年70％，2017年91％，2018年以降100％と見込んでいる。また，災害公営住宅の完成率も2015年58％，2016年84％，2017年96％，2018年以降100％を目指していた。2019年７月時点の災害公営住宅（計画戸数３万戸）の完了率99％，民間住宅用宅地（計画戸数1.8万戸）の完了率98％であり，「住まいの再建は，概ね完了」と報告し，「学校，病院施設の復旧は概ね完了」としている道路，鉄道，上下水道，電気，通信のインフラ整備も，「一部を除き復旧」とし，学校施設の復旧は計画した2,340校中2,301校が完了し，病院施設の復旧計画した182か中177か所が完了したとして，「おおむね完了」と判定している[23)]。

復興庁「復興の現状と課題」によれば，被災した地域のインフラ復旧は，復興道路の計画済延長（事業中区間と供用済区間の合計）570キロメートルのうち，工事に着手した区間着工延長と工事が完了した道路延長の比率は，2012年度は着工63％，完工37％，2013年度は着工86％，完工39％，2015年度は着工98％，完工42％だったが，2016年度には着工100％，完工49％に高まったとする。そして，復興道路の完工は，2017年度58％，2018年度71％，2019年７月72％に向上しており，三陸沿岸道路の開通も間近いという。

４－３　復興まちづくりの遅滞

会計検査院が2015年４月公表した「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」によると，「住宅再建・復興まちづくり」のうち，2014年度末までの集中復興期間において，公営住宅は全て完成し，防災集団移転促進事業も計画施設数8,840戸のうち完成施設数が6,484戸，完成率は73.3％と高かった。しかし，応急仮設住宅全体を見ると，計画した５万6,946戸のうち完成したのは３万3,061戸と完成率は58.1％にとどまっている。社会福祉施設と小中学校等の完成率は各々95.1％，93.9％であったから，緊急課題となっていた被災者への住まい提供が計画通りには進展しなかった。

会計検査院によると，集中期間の復興土地区画整理事業では計画面積1,532ha，実績面積319ha，整備率20.8％となっており，特に津波復興拠点整備事業では計画面積260ha，実績面積145ha，整備率55.7％となって，事業は大幅に遅れている（写真４・５参照）。これは，嵩上げ盛土による高台化の対象区域が，計画面積の半分を占め，高台化に要する土砂は，復興土地区画整理事業で2,476万立方メートル，津波復興拠点整備事業で466万立方メートルである。高台

写真４　岩手県釜石市片岸地区の片岸防潮堤と区画整理・盛土による宅地整備中の片岸町。被災前から海面6.4m の防潮堤の上に，鵜住居川水門（長さ236m）と一体化した片岸防潮堤（高さ14.5m，延長818m）を建設。鋼鉄製の杭1100本を深さ30m まで打ち込んだ。2019年３月に防潮堤完成，水門は未完成。工費は，水門188億円，防潮堤123億円，合計311億円。23ha 片岸町の区画整理は未完成。震災時の862人・332世帯から2015年の195人・122世帯に激減。2019年３月19日，筆者撮影。

写真５　南三陸町志津川汐見町の高台化嵩上げ工事：15.5m の津波で南三陸町の６割が全半壊。10トン積みダンプカー60万台分の土砂を搬入，土地を10m 嵩上げする。2011年２月の志津川地区の人口8,213人・2,723世帯から，2019年３月末の5,249人・2,071世帯に減少。2019年３月24日，筆者撮影。

写真６　岩手県陸前高田市気仙町・県立高田病院（鉄筋コンクリ４階）解体跡地。1960年５月24日，チリ地震津波により床上浸水，1961年７月，災害復旧し本館新築・病棟増（病床151床），1976年８月，全面改築。1998年11月，全面改修。2018年３月11日，14時46分，三陸沖地震発生，15時25分津波来襲，４階まで浸水し，職員６人・患者16人死亡。2018年３月１日，1.5キロ離れた標高51メートルの高台に移転，鉄筋コンクリ２階建ての新病院（病床60床）で診療開始。2018年３月31日，筆者撮影。

化される面積は，復興土地区画整理事業で761ヘクタールあるが，完成したのは169ヘクタールで，整備率は22.3％と低水準である。津波復興拠点整備事業の高台化計画面積は143ヘクール，完成したのは90ヘクタールで，整備率は62.9％と復興計画は大幅に遅れている[24)]。

市町村別にみると，20市町村のうち復興土地区画整理事業が完了したものが１村，整備率が80％を超えているものが１町，整備率が20％以下のものが10市町となっている。高台化を計画したのは，20市町村中15市町で，高台化整備率が20％以下のものが７市町も残っている。特に，大規模な高台化を計画した自治体は計画が大幅に遅れており，高台化完成率は，陸前高田市（計画面積128ヘクタール）2.9％，女川町（同128ヘクタール）11.6％，釜石市（同107ヘクタール）6.6％と著しく低い。また，津波復興拠点整備事業を計画してた17市町，着工済み16市町のうち，工事完了は４市町，完成率80％以上が１市，整備率20％以下が４市となっていて，津波復興拠点整備も大幅に遅れている。高台化計画の対象となる13市町のうち，高台化の整備率が20％以下のものが４市町も残っている（写真６参照）。つまり，被災地における住宅再建・復興まちづくりのために始まった高台化事業は，大幅に遅滞しており，物理的復興にも問題点が指摘できるが，より大きな問題は，被災した避難者が戻ってきていないことであろう。

被災市街地の**復興土地区画整理事業**は，計画面積1,532ヘクタールに対して実績面積319ヘクタールで，完成率は20.8％と低く，計画は進捗していない。特に，復興土地区画整理事業の嵩上げは，計画面積761ヘクタールに対して実績面積169ヘクタールで，完成率は22.3％でしかない。津波復興拠点整備事業は，計画面積143ヘクタールに対して実施面積90ヘクタールであり，完成率は62.9％である。津波復興拠点整備事業も計画面積260ヘクタールに対して実績面積145ヘクタール，完成率55.7％でしかない。

漁業集落防災機能強化事業は，13市町村で実施され，集中復興期間に計画500区画の中で竣工したのは276区画と完成率55.2％で低い。**都市再生区画整理事業**は，17市町村で実施され，集中復興期間中，50地区において，計画１万129区画に対して完成1,652区画と，完成率は16.3％と極めて低い。したがって，防潮堤など海岸整備の整備が進んでいない状況は，復興土地区画整理事業・津波復興拠点整備事業という防災を念頭に置いた復興まちづくりの大幅な遅滞を意味しており，復興計画自体にも問題があったことを窺わせる。

４－４　インフラ整備の遅滞

会計検査院（2017）によれば，集中復興期間（2011年３月から2016年３月）の計画施設数に対する完成施設数の比率を完成率とすると，鉄道・空港は100％，公営住宅・養殖施設は100％に対して，港湾，造成宅地の滑動崩落防止は80％以上と計画は順当といえるが，防潮堤の新設・改修の海岸整備，海岸防災林，上水道，都市再生区画整理事業は20％以下である。そのため，2015年度末現在，沿岸36市町村の576海岸で防潮堤の整備の復旧・復興事業が計画されたものの，集中復興期間に完成したのは87海岸に過ぎず，完成率は僅かに15.1％にとどまっていた。

防潮堤など海岸堤防の修理・新設を中核とする海岸整備事業費１兆3433億円のうち2015年度末までの支出済事業費は4605億円，支出済事業費の割合は34.2％と低く，完成分事業費に至っ

ては332億円（うち国庫補助金等302億円）0.5％に過ぎない。したがって，予算未消化，事業未完成の海岸堤防整備事業は，見直すべきであり，復興庁や施工業者は，復興事業上の失態を広く公開し，その理由を説明するべきである。

県別にみると，防潮堤整備計画の施設数と完成率は，岩手県111海岸で完成は11海岸，完成率9.9％，宮城県370海岸で完成は54海岸，完成率14.2％，福島県95海岸で完成は22海岸，完成率23.1％という未整備なままの状況で集中復興期間を終えた（写真７・８参照）。また，市町村別にみると，2015年度末現在，36市町村の防潮堤整備計画対象の施設で，全て完成した市町村は１村のみ，一部完成の市町村でも17市町村しかなく，残りの18市町村では完成した防潮堤は一つもない。2015年度末で556海岸の防潮堤整備計画が実施されていたが，2014年度末の見込みより延長されたものが299海岸もあり，毎年のように計画が遅れるのが常態化している[25)]。そして，復興庁は，毎年のように，将来は完了見込みとの空約束を繰り返している。

写真７　気仙沼市階上地区波路上杉ノ下で建設中の防潮堤。震災時の杉の下は人口294人，死亡93人。階上地区では，全壊1,746戸，半壊・損壊922戸，計2,668戸。波路上杉の下地区の住宅再建は５世帯のみ。2019年３月，筆者撮影。

写真８　岩手県九戸郡野田村，三陸復興国立公園（陸中海岸国立公園）十府ヶ浦海岸，国道45号沿いの堤高13.8m の防潮堤工事。４km の海水浴場の砂浜，ハマナス群生は，建設工事現場に変貌した。2017年３月25日，三陸鉄道北リアス線の新駅「十府ヶ浦海岸駅」開業直後，2017年４月１日，筆者撮影。

表２　被災６県の海岸堤防の復旧・復興事業進捗状況（2019年６月末時点）

	地区数	事業比率	堤防延長	延長完成率
事業対象地区	624	100%	427km	
完成事業	368	59%	292km	68%
着工事業	251	40%	114km	△27%
未着工事業	5	1%	21km	△5%

注）福島原子力被災12市町村を除く。延長完成率とは，計画に対する完成した堤防延長の比率。△は未整備比率となる。
出所）復興庁「復旧・復興事業の進捗状況（令和元年６月末時点）」（https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-2/20130730183653.html）より筆者作成。

復興庁「復旧・復興事業の進捗状況（令和元年６月末時点）」によれば，集中復興期間後，復興・創生期間になって，状況は若干改善し，海岸対策の復旧・復興624事業のうち，着工した地区海岸は，619ヵ所で着工率は99％であるが，完了率は59％に留まっている（写真７・８参照）。海岸防災輪再生可能エネルギーは要復旧延長164キロメートルのうち，着工率は100％であるが，完了したのは119キロメートルで，完成率は73％止まりである。三陸沿岸道路など道路網整備は計画延長570キロメートルのうち，着工済みは570キロメートルで着工率100％であるが，竣工したのは413キロメートルで完成率は72％である（表２参照）。

2018年度一般会計の当初予算の歳入は，租税57.7兆円，国債収入34.3兆円など合計97.5兆円であり，歳出は財政支出73.9兆円，国債費（国債償還費）23.5兆円など合計97.5兆円である。これと比較すれば，５年間の集中復興期間の復興予算19兆円は，2018年の国家予算の25.7％に達する。しかし，防潮堤建設，盛り土・嵩上げなど高台移転住宅団地整備は，遅れており，復興庁は「2018年度以降完成」というも2018年４月の工事進捗状況から見て，工事完了までには，あと何年間も必要となると考えられる。このように被災した市街地の整備が遅れ，住民の帰郷も実現していない，というのであれば，地域の原状回復を目指す復興のあり方自体が不適切であったと考えられる。復興予算の規模というよりも，復興の基本方針が不適切であったために，地域の復興が進展していないといえる。

第一に，被災地から避難していた住民が，被災地に帰還するといっても，防潮堤など海岸堤防も高台化も未整備であれば，被災地への帰還は制限されてしまう。また，避難民も帰還を望まないかもしれない。第二に，復興街づくり計画では，土地区画整理・高台化・住宅移転によって，従来の便利な海岸平野の住宅への帰還が望めなくなり，不便を甘受しなくてはならなくなった。学校・病院・郵便局など公共施設の配置も公共交通網も大きく変わり，市街地・商業地区へのアクセスも制約を受ける（写真９参照）。特に，障害者や高齢者にとって，行動圏内に必要な施設が揃っていない場合，大きな負担となる。第三に，街並み・海の見える風景など景観，居住血の変更，から，もはや故郷も思い出も喪失したというローカル・コモンズの喪失から，「故郷に戻る」という行為が不可能になったことである。これは，同じ市町村に戻ったとしても，移転と同じ感覚であり，故郷に戻ることを意味しない。他方，応急仮設住宅など避

写真９　宮城県東松島市松島市野蒜（のびる）字亀岡の野蒜小学校（３階建て）の敷地（9,310㎡）に設けられた野蒜郵便局。元の郵便局は津波で流失。野蒜小学校の上層階に避難した住民は助かった。2018年４月16日，野蒜郵便局は廃止，高台に移転し野蒜ケ丘郵便局として開業。野蒜小学校も高台に移転。住民は帰還していない。2017年３月27日，筆者撮影。

難者が数年間暮らしなれた場所から離れること，すなわち避難先での新生活を放棄せざるをえなくなる。第四に，大規模公共事業によって復興した地域の雇用機会が建築業以外は乏しいという状況で，数年間暮らしていた避難先での仕事をやめなければならず，移転するには収入の上でリスクがある。第五に，被災地に戻っても，元の住民の地域コミュニティがそこに形成されているとは言えず，人間関係の上から，生活不安がある。（表 3 参照）。

表 3　被災地への住民帰還が困難な理由

1	津波に耐えられる街づくりの未整備 ⇒防潮堤・高台化が未完成で居住禁止
2	復興まちづくり計画の不適切さ ⇒土地区画整理・高台化（嵩上げ盛土）・住宅移転による不便さ ⇒商業・公共施設の欠如とアクセス困難 ⇒障害者・高齢者への負担
3	故郷・思い出というコモンズの喪失 ⇒街並み・家屋・海の見える風景の欠如 ⇒居住地の変更・移住と同じ感覚（避難先での新生活の放棄）
4	復興地域の雇用機会（建築工事以外）の不足 ⇒避難先での仕事をやめ、移住することの生活不安 ⇒避難先における仕事の継続
5	元の住民不在 ⇒地域コミュニティ・人的関係の欠如

出所）筆者作成。

表 4　仮設住宅における生活継続の理由

1	**生活費の工面** ⇒家賃・光熱費・上下水道の無料 ⇒借金・保証人の不要―生活保護（？）
2	**過疎地・少子高齢化** ⇒高齢化・過疎化の加速 ⇒地元に復帰しても状況は改善しない
3	**地域の復興よりも生活の保障** ⇒故郷復帰よりも生活維持・老後生活の保障の保障
4	**第二の故郷（避難先）での子供たちの教育・生活** ⇒避難生活の長期化で、次世代重視、故郷復帰の断念 ⇒子どもにとっての故郷（避難先）での生活継続

出所）筆者作成。

対照的に，一見不便と思われる応急仮設住宅での生活にも，利点がある。第一に，家賃・光熱費・上下水道など生活費用が無償であり，仕事についていない高齢者や障害者にとって，生活費の工面のために働く必要が少なくなる。借金をしたり，保証人を引き受けてもらったりと苦労が絶えない場合でも，被災者支援を受ければ，状況は改善されているのであって，本来，自立が困難だった住民にとっては，応急仮設住宅の生活は，生活保護の意味を持っている。第二に，被災地，特に小規模で農林水産業に依存していた小集落では，震災前から過疎化・高齢化が進展しており，震災によって，過疎化・高齢化が加速したのであれば，避難して何年も過ぎた後に，より高齢となった避難者が。被災地に戻ってくる必然性は，全くない。第三に，被災者の関心は，被災地の物理的復興以上に，今後の生活の維持や道後の生活の保証であり，被災地・故郷に戻るかどうかの判断は，地域よりも生活の視点が重視されていると考えられる。なるほど被災した故郷に戻るのであれば，被災者支援のための優遇措置を受ける機会は増えるが，住宅再建には，自己負担も必要である。被災市街地の復興土地区画整理事業は，①コミュニティの喪失（住民変化・自治会の消滅），②インフラ整備（道路・公園），③用途純化（商店・工場の減少），という変化が生活再建の阻害要因となってきた[26)]。第四に，避難生活が長期化する中で，次世代の子供たちの避難先での教育や友人関係を重視し，故郷復帰を断念する親も少なくないと考えられる。被災地での生活を忘れてしまったり，被災地で生活したことがなかったりする子供たちにとって，被災地は故郷ではない。そこで，次世代の子供たちが，避難先で慣れ親しんで生活しているのであれば，避難先が子供たちにとっての故郷である。また，宮城県石巻市釜谷山根，石巻市立大川小学校のように，子供たちが津波で亡くなった「故郷」はつらい記憶を思い起こさせる（写真10参照）。つまり，避難先は，子供たちにといっては慣れ親しんだ故郷であり，親にとっても第二の故郷と呼ぶことができる（表４参照）。また，先祖伝来の墓地が震災で破壊され，墓石も遺骨も流出してしまい，「先祖伝来の墓地」ではなくなってしまった（写真11・12参照）。

以上のように，第二の故郷（避難先）での生活継続このように，被災地への住民帰還は，たとえ住宅再建・復興まちづくりの計画がひと段落したとしても困難である。特に，障害者や高齢者にとっては，故郷・思い出といったコモンズを失った被災地に戻ることは，苦痛を感じることにもなりかねない。したがって，避難者の自由な意思決定を尊重すべきであり，被災地を物理的に復興し，そこに避難者を戻すべきであるということはできないのである。換言すれば，

写真10　宮城県石巻市釜谷山根，石巻市立大川小学校は保存が決定。学校周辺に栄えていた金谷の街は津波で消失し更地化。学校裏山は崖崩れ・地割れの危険があると教師は判断し，高台に避難できず108名の児童のうち74名が死亡。遺族の一部が宮城県と石巻市に損害賠償請求訴訟。2016年10月，仙台地裁は，学校側の過失を認定，県と市に14億2658万円の支払いを命じた。2018年４月１日，筆者撮影。

写真11　気仙沼市波路上明戸，海岸沿いの波路上共葬墓地と倒壊しなかった「海の殉職者慰霊塔」。墓石は倒壊し遺骨も流出。放置された墓所は，無縁仏として撤去するとの看板がたてられた。2017年４月２日，筆者撮影。

写真12　気仙沼市波路上明戸，波路上共葬墓地。2018年１月，内陸の波路上共葬墓地整備工事の一般競争入札は，村上工業（気仙沼市）が１億1100万円で落札，施工面積4953平方メートル，盛土5440立方メートル，植栽・雨水排水設備・園路広場・管理施設を整備したが，新墓所区画に墓石はない。2019年３月24日，筆者撮影。

住宅再建・復興まちづくりで，住民が戻ってこないことには，十分な理由があるのであって，被災からの避難者の自由意思の選択を尊重すれば，被災地の物理的復興よりも，被災者が新たな土地で新生活を再建することを支援する**人間復興**を重視すべきであると考えられる。

４－５　産業・生業の再生

2011年３月11日の東日本大震災によって，被災地の製造業・商業事業所は大きな打撃を受けた。平成20年工業統計によれば，被災地の製造業は，3.1万事業所（全国比7.0％），従業者83.4万人（全国比9.6％），製造品出荷額30.2兆円（全国比8.9％）の規模で，業種別出荷額の上では，情報通信機械器具（全国比16.5％），飲料・たばこ・飼料（15.0％），業務用機械器具（14.7％）が大きかった。経済産業省・復興庁は，被災地の鉱工業生産指数を表示して，震災発生直前の2011年２月の指数97.9から３月の82.7に前月比マイナス15.5％に低下したが，４月は84.0（1.6％増），５月は89.2（6.2％増），６月は92.6（3.8％増），７月は93.2（0.6％増）と４か月連続の上昇したため，震災直前２月の鉱工業生産指数の95.2まで回復したとする[27)]。

営農再開可能面積は，2013年４月には震災前の38％に過ぎなかったが，2016年度に74％，2019年３月の92％に回復し，2019年度中に農業復旧事業は概ね完了するとした。水産加工施設の再開は2012年３月の55％から2016年度の87％に，2019年３月の96％に向上したとする。ただし，人口希薄・後継者不足の地域に漁港が復旧したとしても，漁業不振から，産業再生には繋がらないであろう。津波浸水地域に所在する鉱工業事業所の生産の回復状況も，震災直後の2011年５月はマイナス99％だったが，その後2011年９月マイナス76％，2011年11月マイナス66％，2012年３月マイナス31％，2012年７月マイナス20％，2013年１月マイナス19％，2013年５月マイナス４％，2013年７月プラス５％と回復したことを誇っている。

復興庁は，被災地の鉱工業指数が順調に回復したことを持って，産業再生についても被災地

の「生産設備はほぼ復旧，売上げは業種でばらつき」と述べて，被災地の産業再生が進展したとする。被災３県の産業の再生についても，農地では89％で作付け再開可能，水産加工施設は95％で業務再開として，「生産の水準は，ほぼ回復，観光振興や風評の払拭等を支援」を今後の課題とする。

しかし，被災地の鉱工業生産指数とは，被災地を，青森，岩手，宮城，福島，茨城，栃木，千葉７県における災害救助法適用市町村としており，被災３県（岩手，宮城，福島）は全域が含まれ，事業所数でみても，茨城県の80.5％，栃木県の40.7％，千葉県の12.9％がカバーされている。そこで，付加価値額でみると，被災地における茨城県・栃木県・千葉県の合計額は，被災地の付加価値額の55.8％を占めている。つまり，被災３県（岩手，宮城，福島），特に津波の大被害を受けた沿岸部の鉱工業指数は，内陸部や茨城県・栃木県・千葉県を含めた鉱工業生産指数とは異なっていると思われるが，この点には言及されていない。

他方，営農再開にも大きな制約があった。防災集団移転促進事業により市町が買収した住宅予定地は，農業地帯にも及んだために，大規模農業の障害が大きく，被災地との換地制度を活用して農地の集積・再配置も課題となった。宮城県では，東日本大震災復興交付金を農山漁村地域復興基盤総合整備事業に投入して，県内6,543ヘクタールの地域で大区画圃場整備に取り組むこととした。このための換地や土地改良区には，地元受益者の取りまとめや調整が不可欠であり，そのための専門家も地元農家の参加が求められる。また，事業期間中は県からの受託業務で，専門家の人件費を賄うことができるが，事業完了後は受託収入が支給されないために，圃場整備に取り組む経験豊富な職員，農家の協力を得ることは容易ではない[28)]。

復興庁の2018年「復興７年間の現状と課題」の結論では，被災から７年が経過した現時点で，重点的な復興施策として以下の３点を挙げている。

１）地震・津波被災地域においては，インフラ復旧は概ね終了，住宅の再建も着実に進捗しており，今後は被災者の心身のケアや，産業の再生が重要である。

２）福島の原子力発電所の放射能汚染からの避難指示が解除され，住民の帰還に向けた環境整備を進めるとともに，放射能リスクに対する風評（被害）を払拭するための取組みと放射線に対する過剰反応をおさえるための正しい知識の情報発信を強化する。

３）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において，復興した日本を世界に発信する「復興五輪」を推進する。

復興予算の使途は，被災地以外にも，防災のために「全国防災」の項目が認められている。これは「東日本大震災を教訓として，全国的に緊急に実施する必要性が高く，即効性のある防災，減災等のための施策」を実施するための資金である。東日本大震災の復興には直接寄与することのない全国防災の費用も復興予算に含めているが，これは被災地・被災者の復興と競合する。つまり，復興予算は，被災した市町村と被災者への直接支援を軽んじることになる[29)]。さらに，インフラ整備や復興まちづくりは順調に進捗しているとは言えない状況であり，防潮堤や防災に配慮した街づくりは「平成30年以降」完了する見込みというだけで，事実上，完成期日は未定というに等しい。しかし，政府は，2016年度から2018年度の「復興・創生期間」には「被災者の心身のケアや，産業の再生が重要」と被災者の支援は，物的，金銭的には終了し，

精神面のケアを重視するとしている。被災者支援を，相談やメンタルケアだけで済ますことができるのか，既に被災地の復興，地方創生ができたのか，大いに疑問が残る。

2019年３月に筆者が行った岩手県・宮城県海岸部の現地調査によっても，被災した海岸平野では，土地区画整理事業の遅れのためか，盛り土嵩上げした建築用地が工事中であり，高台の住宅造成も途上である箇所が多数残っている。これらの地域では，復興計画の延長・遅延，計画見直しといった理由で，引き続き工事を続けざるを得なくなると考えられる。産業再生についても「生産設備はほぼ復旧，売上げは業種でばらつき」と資本やインフラは，復旧したとしているが，被災者の職場復帰や新規の雇用についての記述は全くない。

5．復興予算の不適切さ

5－1　復興予算の翌年繰越額・不用額

経済成長まで視野に入れ，行政主導で国から市町村に至るまで，原状回復を基本とする物理的復興計画が採択され，そのための復興交付金への申請も含め，膨大な復興関連予算が迅速に成立した。しかし，現状を踏まえた緻密な計画の立案がおろそかになり，被災者・避難者・現地住民からの情報収集，意見交換が遅れ，自治体・住民との調整も遅れたために，翌年への繰越額が多くなる過大な予算だったり，不用額の多い予算だったりと杜撰な財政計画が指摘できる[29)]。

2012年度から2018年度の７年間について，復興予算歳出予算額（当初予算額，補正予算額，予算移替額など）は，合計34兆4945億円であり，内訳は支出済歳出額22兆722億円，翌年度繰越額９兆600億円，事業計画が不在で支出できなかった不用額３兆3867/ 円である（表５参照）。つまり，復興期間７年間の予算執行率（繰越額／予算現額）は64.0％に留まっており，繰越率（繰越額／予算現額）26.3％，不用率（不用額／予算現額）9.6％に達している（図７参照）。

この復興予算の問題は，第一に，予算年度に支出できなかった**翌年度繰越額**が膨大であり，７年間の累計復興予算の26.3％にも達していることである。確かに，復興予算の中には，巨大な防潮堤や嵩上げ・盛り土を伴う土地整備など長期計画も含まれているとはいえ，予算が毎年のように翌年度に繰り越され，不用となった予算も残ってしまったのは，明らかに事業計画が

表５　東日本大震災の復興予算（歳出）の執行状況

（単位：億円）

歳出額	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	７年合計	比率（%）
歳出予算	49,706	69,386	62,542	56,328	46,345	33,082	27,556	344,945	100.0
支出済歳出	31,522	44,067	37,921	37,098	29,609	21,875	18,680	220,772	64.0
翌年度繰越	16,327	19,604	15,652	14,111	11,426	7,341	6,139	90,600	26.3
不用額	1,857	5,714	9,268	5,118	5,309	3,865	2,736	33,867	9.8

注）不用額＝歳出予算現額－支出済歳出額－翌年度繰越額
出所）復興庁　執行状況（https://www.reconstruction.go.jp/topics/post_154.html）より筆者作成。

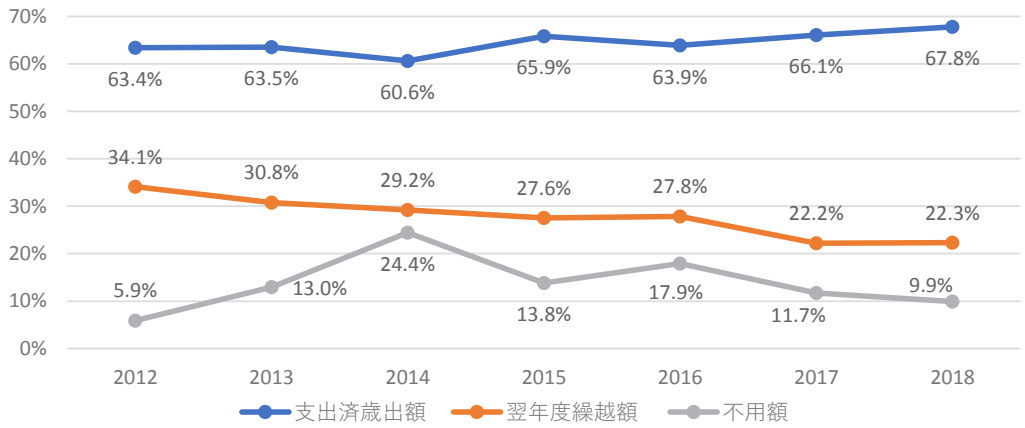

図７　震災復興予算の歳出比率

出所）復興庁　復興関連予算の執行状況（https://www.reconstruction.go.jp/topics/post_154.html）より筆者作成。

不適切だったためである。

第二の復興予算執行上の問題は，支出できず不用となった不用額が膨大で，累計予算の9.6％に及んでいることである。不用額として支出できなかった理由は様々であろうが，物理的復興を進める計画に対する予算措置が不適切であることが，その根本理由であり，不用額の大きさは，当該復興計画の失敗を意味している。

５－２　復興事業の実施と地元自治体・住民

2011-2014年度の震災復興関連予算の主な不用額は，国土交通省の**災害復旧等事業費**（公共土木）が2011年度3,554億円，2012年度1,858億円，2013年度762億円，2014年度644億円が突出している。インフラ整備を中核とした被災地の物理的復興を進める多額の予算が執行されたが，被災地の原状回復・再建を目的としたインフラの拡充整備が，計画通りに進んでいないのであれば，政府は復興方針を再検討して，既存のインフラ整備事業を大きく見直す必要がある。

集中復興期間における復旧・復興事業の成果については，東北三県と沿岸31市町村における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業・交付金事業の計画事業費は，2015年度末現在，７兆2786億円あるが，これに対する完成施設の完成分事業費２兆2452億円（うち国庫補助金１兆8433億円）と30.8％しか完成していなかった。不用となった理由は，地元地方公共団策定の復興計画の遅れ，復興計画および他機関との調整の遅れ，関係機関との調整による施工計画の変更，用地取得の難航があげられている（表６参照）。

農林水産省の**農林水産業施設の災害復旧事業費**は，2011年度315億円，2012年度2,215億円，2013年度528億円で，理由は，震災跡地の住宅解体の遅れ，地元住民との調整の遅れ，土地利用計画の決定の遅れを挙げている。

文部科学省の**教育関連施設災害復旧費**（耐震化を含む）の不用額は，2011年度857億円，2012年度760億円，2013年度407億円で，理由は，設計の見直しによる基本計画の変更，学校整

表６　2011-2014年度の震災復興予算の主な不用額

（単位　億円）

事業項目(担当省庁)	2011	2012	2013	2014	不用となった理由
災害復旧(公共土木)（国交省）	3,554	1,858	762	644	事業費の過大予測、復興計画の遅延 他事業との調整の遅れ
災害公営住宅等整備(国交省)	1,112				高台移転・まちづくりの一体的整備計画の遅延、応急仮設での代替
学校・社会教育施設災害復旧(文科省)	857	760	407		被害額の見込み過大、地域住民の合意形成の遅れ、設計の見直し
農林水産業施設の災害復旧（農水省）	315	2,215	528		事業費の過大予測、計画の遅れ 地元住民との調整の遅れ
被災者生活再建支援金(内閣府)		1,401			震災跡地の住宅解体の遅れ
放射性物質汚染廃棄物処理（環境省）		1,011	574	1008	地元自治体･地元住民との協議･調整の遅れ
中間貯蔵施設の整備(環境省)				561	地元関係者との調整の遅れ 事業発注規模の見直し
災害廃棄物処理事業費補助金(環境省)			421		災害廃棄物の発生量の過大予測 家屋の解体数の過大予測
地方交付税交付金（総務省）				1607	復旧・復興事業の直轄補助事業の進捗に伴う地方負担額の変更
福島再生加速化交付金(復興庁)				864	事業計画策定に係る住民合意の遅れ

出所）復興庁　執行状況（https://www.reconstruction.go.jp/topics/post_154.html）より筆者作成。

備計画の検討・調整の遅れ，地域住民の合意形成の遅れ，である。

環境省の**放射性物質汚染廃棄物処理・除染事業**の不用額は，2012年度1,011億円，2013年度574億円，2014年度1008億円で，理由は，地方公共団体・地元住民との調整の遅れである。

以上のように，復興関連予算の不用額は，計画遂行時の地元住民・自治体との調整の遅れが多く，復興計画策定にあたって，地元における合意形成が不十分だったことをうかがわせる。国の復興基本方針では，国の強力なリーダーシップをもとに原状回復，物理的復興，インフラ整備の公共事業を迅速に推進して，それを新日本の創生に結びつけると掲げていたが，その基本方針が，地元住民との意見交換，情報共有の慎重で時間のかかる適正な手続きを軽視することに繋がったと考えられる。民主主義を軽視した政府・大企業中心のリーダーシップは，適切な復興計画の策定にも，予算の執行にも対応できなかった。

6．人間復興に向けて

2011年３月11日に発生した東日本大震災では，家屋が破壊された被災地では，ガレキの撤去

が進み，整地されたが，2018年４月現在でも，盛り土で嵩上げしても復興まちづくりは未整備なままである。海岸には巨大な防潮堤が建設され，海は見えなくなっているが，その防潮堤も計画より大幅に遅れており，未整備である。海岸平野にあった家屋の中には，平野から後方の高台にある新たな住宅造成地に集団移転したものもあるが，それは一部に過ぎない。漁港や港湾など原状復帰は進んだが，そこに従事する漁業者は，女川町，気仙沼市の一部の漁港・港湾を除いて，少ないままである。原状復帰は，地域再建計画を立案しないままで，国の復興交付金を受領し，インフラを再建できたために，物理的復興はできても，人間復興は進んでいない。また，震災前から少子高齢化が進んでいた東北三県の地方の農漁村，小集落では，インフラが原状復帰しても，住民は「故郷」に帰ってきてはいない。

他方，国の震災復興の基本方針は，大規模公共事業を軸とした被災地域の原状回復，全国の防災施設の整備などインフラ拡充整備を通じた物理的復興であった。しかし，大きな被害の出た被災地には，このような公共事業を担うことのできる民間企業・資本はないために，その建設需要の多くは，被災地の外の企業に求めることになる。そこで，復興の基本方針では地域創生を唱えても，公共資金を吸収するのは，公共事業を受注した主に被災地外の企業が多く，地域経済の活性化は，公共事業，インフラ整備のための外部資金が先導することになる。これは，被災地の経済活性化にも被災者の生活再建にも寄与度が小さい資金である。行政は地方創生を唱えても，被災者が故郷を離れたまま，避難先を第二の故郷として定着し，そこで生活再建をする選択も広まっている。

他方，関東大震災に直面した１世紀近く前，すでに**人間復興**の理念が提唱され，被災地に限定した原状回復・物理的復興だけではなく，被災者の生活再建を新たな定住地を視野に入れて，人間復興を目指すことが必要であると考える。

東日本大震災の場合，震災直後は30万人以上の避難民に対する生活支援が緊急課題となり，被災地の地域復興のために，道路を敷設し，巨大防潮堤を建設し，高台への市街地移転，盛り土嵩上げ用地の整備に対する歳出は続いている。また，専門家の法律相談の経費，災害復興住宅融資など被災者への優遇貸付など被災者に対する支援は，**用途が限定された現物支給援助**であり，多くは被災地への復帰を前提としている。被災避難者が現在暮らしている新たな定着場所での生活再建を支援するものは少ない。被災者（健常者）が自らの判断で自由に使用できる資金は，震災直後に支給された災害弔慰金，災害見舞金だけである。障害者であっても，特別措置は災害障害見舞金だけで，総額500万円程度という金額は，雇用保険の給付期間の延長を受けたとしても，親族・財産を流出したり破壊されたりした被災者にとって，あまりにも少額である。被災者への継続的な生活資金の支出など，直接的な生活再建への支出は，インフラ整備と比較してはるかに少額であり，人間復興に対して十分な支出が行われたことはなかった。被災地に帰還することに困難を感じた元住民は少なくなく，彼らが，避難先で育った子供たち次世代を思いやって，そこを第二の故郷とじて，被災地に戻らない選択をするのであれば，避難先での生活再建のための被災者支援を充実すべきである。

日本政府は被災地の物理的復興に拘泥しており，未整備な海岸堤防，嵩上げ盛土で高台化した住宅地や商業地，新規道路の建設など住宅再建・復興まちづくり事業を９年間も継続し，膨

大な予算を投じている。しかし，復興計画は大幅に遅れ，被災地に帰らず，新たな生活の場を見つけて暮らす避難者が多い状況では，元住民を「故郷に戻す」ための公共事業は無駄になる可能性が高い。

他方，被災者にとって，避難生活が長期化する中で，応急仮設住宅の入居の特別延長を認めない傾向が強まり，保険・負担免除の特別措置は次々と縮小された。被災者生活再建支援法が改正されても，生活再建支援金（最高300万円支給）の増額，支給対象の半壊・一部損壊者への支給枠の拡張もなされなかった。

2012年１月に策定されその後頻繁に改正されている**東日本大震災復興交付金制度要綱**では，復興交付金は「個人・法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務」を除くと規定しており，次のような制約が課されている[30)]。

第一は被災地限定で，復興交付金事業計画の対象は，東日本大震災により，相当数の住宅や使節が滅失・損壊して，著しい被害を受けた地域であり，その迅速な物理的復興のための事業を行う地域に限定されている。したがって，被災血を非難した被災者が，避難先で支援を受けることはできないのである。

第二に，インフラ整備の物理的復興に限定していることで，復興事業は，地震被害からの復興，津波被害からの復興，地盤沈下・液状化被害からの復興など東日本大震災の被害からの復興のために行う事業に限定されているが，この被害とは住宅やインフラなど物理的な復興事業のことである。

第三に，被災者への直接支援が制限されていることである。効果促進事業として，物理的復興と一体となった事業・事務，被災地の復興のために基幹事業と関連した事業・事務には助成されるが，次に該当する事業・事務は除外されている。この除外対象が，（１）事業実施主体の運営に必要な人件費・賃借料その他の経常的な経費，（２）個人・法人の負担に直接充当する事業・事務，（３）専ら個人・法人の資産を形成するための事業・事務，である。つまり，被災者であっても，生活の直接支援・資金支援のような私有財産の形成に繋がる援助は禁じられており，被災者の自由な支出が認められる被災者支援ができないことである。これでは，条文で「創意工夫を発揮して，その区域の特性に即して自主的かつ主体的に実施されることに十分に配慮」するといっても，被災地の物理的復興が中核となり，被災地に戻らない避難者に対する直接支援はほとんどできないことになる。

阪神淡路大震災の時期に，資本主義の理念に則って，被災者の私権を過剰に保護したり，私有財産を過大に保証したりすることが戒めたが，この枠組みの中で，復興を図ろうとすれば，経済の要素であるカネ・モノ・ヒト・ワザの中で，モノ（施設，資本，インフラなど）を重視した物理的復興が復興事業と復興関連予算の中核とならざるをえない。換言すれば，政府の進める地方創生は，被災地の原状回復が中核で，被災者が避難先を第二の故郷として生活を再建することを直接支援する施策は限られたものになっている。東日本大震災の復興の問題点を見直して，被災者の直接支援を重視して，人間的復興によって生活創生を目指すことが，今後の「復興・創生期間」で重要になると結論できる。

注

1）震災当初の被害は，内閣府（2013），避難者は，国土交通省（2012）参照。
2）経団連「未曾有の震災からの早期復旧に向けた緊急アピール」（https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/019.html）「震災復興に向けた緊急提言」（https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2011/022.html）参照。
3）復興計画の策定日は，高森順子（2018）pp. 53-62参照。
4）東日本大震災復興基本法は，内閣府 e-Gov（elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=423AC1000000076），災害対策法制の見直しは，村田和彦（2013）参照。
5）帝都復興への批判は，山本美越乃（1923）参照。
6）東日本大震災復興特別区域法（elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=423AC0000000122）第一条に「東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図り，もって同法第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資する」とある。
7）国土交通省（2012）第１章「第１節　震災からの復興」参照。
8）「大規模災害からの復興に関する法律」は，佐々木晶二（2013）参照。
9）災害救助法は e-Gov 法令検索（elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000118），災害救助法施行規則（昭和二十二年十月十八日法律第百十八号）は e-Gov 法令検索（elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322CO0000000225）参照。
10）国土交通省住宅局住宅生産課（2012）参照。
11）応急建築住宅は，国土交通省住宅局住宅生産課（2012），福田健志（2017）参照。
12）応急仮設住宅は，消防庁（2013）「3.6避難の状況」を参照。
13）国土交通省住宅局「応急仮設住宅着工・完成状況」（http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_kasetu.html）参照。
14）被災者支援は，内閣府大臣官房政府広報室（2012a），同（2012b），同（2012c），同（2012d）など各種「ハンドブック」，飯塚智規（2015），同（2019）参照。
15）都道府県センター「被災者生活再建支援事業」（https://www.tkai.jp/reconstruction/tabid/82/Default.aspx）参照
16）最長返済期間は，親子二世代返済でも後継者の年齢が80歳まで。住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」（https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai1.html）参照。
17）整備事業は，会計検査院（2017）参照。
18）原子力発電所事故は，国土交通省（2019）第１章参照。
19）薛欣怡（2019）は，高齢者の心身機能低下，老朽家屋や密集地への集住などの危険な居住環境，対人関係・社会的接触の縮小，情報へのアクセス困難，に注目して，高齢者が持つ災害時の脆弱性を指摘している。
20）被災者生活アンケートは，内閣府（2018），陳鳳明・吉田浩他（2018）参照。小笠原浩一（2012）は，経済成長・産業再生と財政の観点から拙速に策定された復興計画や復興予算は，硬直的な申請主義や受益者負担原則を国から市町村に至るまで蔓延させ，被災者の自己開示や被災の公論形成を弱体化させたとする。
21）故郷概念は，成田龍一（1998），三俣学・井上真・菅豊（2010），鳥飼行博（2007），同（2019）参照。
22）復興庁「東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し［令和元年９月版］」（https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20190903093330.html）参照。
23）復興庁「復興の現状と取組［平成30年10月４日］」（http://www.reconstruction.go.jp/topics/

main-cat1/sub-cat1-1/20190122154454.html），復興庁「東日本大震災復興交付金制度概要［令和元年６月更新］）」（https://www.reconstruction.go.jp/topics/post_90.html）参照。井上博夫（2014）は，復興交付金が私的な領域には踏み込まめないとしたうえで，国の予算の中で「私」の領域を対象とした支出は，災害救助関係，災害復興住宅融資，被災者生活再建支援金，医療・介護・福祉等の医療保険制度の保険料免除分，雇用関係で約１兆7000億円，融資分を控除して約１兆5000億円が個人の生活支援に充てられたとする。

24）復興庁「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」（https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-2/20130730183653.html），会計検査院（2017）参照。

25）安部真理子（2013）が指摘するように，1998年の時点で日本の自然海岸は531しか残っておらず，生物多様性の海と陸との連続性を失うことは問題が多い。

26）田中正人・塩崎賢明・堀田祐三子（2007）pp. 57-64参照。丹治肇（2011）は，公共投資拡大の過程で，国の施策がモノとカネに集中していてヒトを考慮していないことを批判していた。

27）経済産業省「東北地方太平洋沖地震による被災地域の製造業・商業の経済規模について」（https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/infomation/eeu.html），「震災に係る地域別鉱工業指数の動向について（平成23年４－６月期発表）」（https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/shinsai.html）参照。

28）営農は，郷古雅春・千葉克己他（2015），服部俊宏・齋藤朱未（2016）参照。

29）塩崎賢明（2014）によれば，2011年から2012年の復興予算11.4兆円のうち２兆円が全国防災など本来の復興関連支出とは異なるとし「市町村は主体になれるだけの人的，財政的な状況にはなくて，そんなよそで使うお金があったら，その金で人をどんどん投入し，自由に使えるお金も欲しいというのが，いまの現状だ」と述べている。

30）東日本大震災復興交付金制度要綱は，国土交通省（https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000229.html）参照。

参考文献

安部真理子（2013）「日本の海岸整備のあり方について」『日本地理学会発表要旨集』67号，2013

飯塚智規（2015）「ガバナンスにおけるインタラクションの条件に関する考察：合意形成のためのファシリテーターとインタラクションゾーンの可能性に着目して」『城西現代政策研究』第８巻第１号，pp. 35-46

飯塚智規（2016）「防災レポート　洪水・土砂災害対応における基礎自治体の課題」『消防防災の科学』124号，pp. 35-38

飯塚智規（2019）「教育実践報告　地域防災というテーマを通じて受講者達は何を学び何に気づいたのか：地域イノベーションＩＡにおける３つの取組から」『城西現代政策研究』第12巻第１号，pp. 151-162

市野澤潤平，木村周平，清水展，林勲男（2011）「東日本大震災によせて（資料と通信）」『文化人類学』76巻１号　pp. 89-93

井上直（2014）「住宅再建・復興まちづくりに向けた復興庁の取組み」『コンクリート工学』 53巻１号　p. 46-51

井上博夫（2014）「＜特集２＞2013年　冬のシンポジウム「大震災と『分権型・参加型福祉国家』」」『財政と公共政策』第55号，pp. 48-53

大矢根淳（2018）「東日本大震災・現地調査の軌跡（６・７）生活再建・コミュニティ再興の災害社会学の研究実践に向けて（覚書）」『専修人間科学論集．社会学篇』８号，pp. 127-140

小笠原浩一（2012）「「復興」の社会政策：「人間の安全保障」と「脱成長」（〈特集２〉２震災・災害と社会政策）」『社会政策』４巻（2012）３号

会計検査院（2017）「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」（http://report.jbaudit.go.jp/org/h28/YOUSEI2/2016-h28-Y2000-0.htm）
海堀安喜（2013）「住宅復興の現状と課題」『都市住宅学』2013巻　81号，pp. 36–40
国土交通省（2011）『平成22年度　国土交通白書〈2011〉平成22年度年次報告』日経印刷
国土交通省（2012）『平成23年度　国土交通白書2012　平成23年度年次報告』ぎょうせい
国土交通省（2019）『令和元年版　国土交通白書〈2019〉新しい時代に応える国土交通政策―技術の進歩と日本人の感性（美意識）を活かして』日経印刷
国土交通省住宅局住宅生産課（2012）「応急仮設住宅建設必携―中間とりまとめ」（www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaishashien2/wg/pdf/dai1kai/sankou5.pdf）
佐々木晶二（2013）「大規模災害からの復興に関する法律と復興まちづくりについて」*Urban study*（民間都市開発推進機構都市研究センター），57，pp. 41–50
塩崎賢明（2014）「2013年　冬のシンポジウム「東日本大震災―復興予算の検証」」『財政と公共政策』第55号，pp. 54–62
消防庁（2011）『平成23年版　消防白書』日経印刷
消防庁（2013）『東日本大震災記録集』（https://www.fdma.go.jp/relocation/concern/publication/higashinihondaishinsai_kirokushu/index.html）
消防庁災害対策本部（2018）「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第158報）」
高森順子（2018）「東日本大震災における復興計画策定・運用プロセスの分析」『総合政策研究』（関西学院大学）55号，pp. 53–62
田中正人・塩崎賢明・堀田祐三子（2007）「復興土地区画整理事業による市街地空間の再編とその評価に関する研究：阪神・淡路大震災における御菅地区の事例を通して」『日本建築学会計画系論文集』72巻　618号　pp. 57–64
丹治肇（2011）「東日本大震災・財政再建・人口減少の影響下の社会資本整備の方向」『農業農村工学会誌』79巻 7 号
陳鳳明・吉田浩・林承煥（2018）「東日本大震災後 7 年目の暮らしと健康に関するアンケート調査（基本集計結果）」『TERG Discussion Papers』（東北大学大学院経済学研究科）383号，pp. 1 –90
富田宏（2013）「東日本漁村復興 3 年目の無力感の本質 – 沈黙と思考停止からの脱出」『農村計画学会誌』32巻 4 号
鳥飼行博（2007）『地域コミュニティの環境経済学―開発途上国の草の根民活論と持続可能な開発』多賀出版
鳥飼行博（2019）「東日本大震災復興対策の錯誤と故郷概念の変遷」『東海大学紀要　教養学部』第49輯，pp. 183–226
内閣府（2012）『平成24年版　防災白書』日経印刷
内閣府（2013）『被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）』（http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html）
内閣府（2018）『平成30年版　防災白書』日経印刷
内閣府大臣官房政府広報室（2012a）政府広報「生活・事業再建ハンドブック vol 5 」（平成24年 4 月改訂）内閣府大臣官房政府広報室
内閣府大臣官房政府広報室（2012b）政府広報「生活支援ハンドブック」内閣府大臣官房政府広報室
内閣府大臣官房政府広報室（2012c）政府広報「税制支援ハンドブック」（改訂版）内閣府大臣官房政府広報室
内閣府大臣官房政府広報室（2012d）政府広報「生活再建ハンドブック vol 4 – 生活再建版」（改訂増補版）内閣府大臣官房政府広報室

内閣府大臣官房政府広報室（2012e）政府広報「事業再建ハンドブック vol 4 - 事業再建版」（改訂増補版）内閣府大臣官房政府広報室
成田龍一（1998）『「故郷」という物語―都市空間の歴史学（ニューヒストリー近代日本）』吉川弘文館
服部俊宏・齋藤朱未（2016）「津波被災農地の再生と集落営農の構築：―岩手県陸前高田市小友・広田地区を事例に」『農村計画学会誌』35号　PP. 180-185
被災者生活再建支援法人・都道府県センター被災者生活再建支援基金部（2018）「自然災害による被災者のための被災者生活再建支援制度」公益財団法人都道府県センター
薛欣怡［Hsueh Hsinyi］（2019）「個人レベルのソーシャル・キャピタルの視点から見た復旧・復興過程研究の論点整理：高齢者に焦点をあてて」『情報学研究：東京大学大学院情報学環紀要』第96号，pp. 75-90
福田健志（2017）「応急仮設住宅制度の現状と課題」『調査と情報』（国立国会図書館　調査及び立法考査局）第966号
復興庁（2017）『東日本大震災からの復興の状況と取組［平成29年 1 月版］』復興庁
復興庁（2018）『東日本大震災からの復興の状況と取組［平成30年 1 月版］』復興庁
復興大臣渡辺博道（2019）「復興 8 年間の現状と課題」復興庁
宮入興一（2018）「東日本大震災と復興財源問題」『総合政策』 7 巻 2 号，pp. 1 -20
三俣学・井上真・菅豊（2010）『ローカル・コモンズの可能性―自治と環境の新たな関係』ミネルヴァ書房
山本美越乃（1923）「震災の教訓と復興問題」『經濟論叢』（京都帝國大學經濟學會）第17巻　第 5 号

Abstract

The Problems of Plan-Making for Recovery After the Great East Japan Earthquake

Yukihiro TORIKAI

This paper provides an overview of the main problems and issues related to the れ reconstruction process and policies towards the recovery efforts undertaken after the Great East Japan Earthquake, which occurred on March 11, 2011. The study concludes that the planning in Japan lacks the terms meaning the recovery for the people who are not able to go back the place where they have lived and the planning without a clear idea of recovery of the livelihood of the people.

The Great East Japan Earthquake was a natural catastrophe that devastated an area of eastern Japan together with following tsunamis (big seismic sea waves) and was compounded by an accident of Fukushima nuclear power plant. The Reconstruction Agency, which is established on February 2, 2012, is the principal agency of the Government of Japan tasked with the reconstruction process following the Great East Japan Earthquake. The Agency coordinates the following reconstruction strategy of providing health and living support, restoration of towns and housings, reviving industry and livelihoods and revitalizing radiation zones of Fukushima. In order to reconstruct the damaged areas, Japan quickly formulated a framework for formulating governmental reconstruction guidelines, especially for rehabilitating and improving local infrastructure such as roads, bridges, water supply, sewers, fishing ports, electrical grids, hospitals and schools. Infrastructure is generally defined as the physical framework of facilities through which goods and services are provided to the public for development. It covers many activities relating to social, economic and physical overhead capital, that are responsible for creating conducive environment Hence infrastructure refers to such core elements of economic and social change which serve as a support system to production activity in the economy. However refugees from the Great East Japan earthquake have been under the poor living environment at the evacuation centers or temporary housing, and relocation processes displace them to the place where they lived. Disaster victims have to move from shelters to temporary housing to permanent housing, the Japanese national and local governments attempted to move refugees to the same city or town with neighborhood. Reconstruction of the affected area is under construction although seven years is sufficient time to finish construction of public housing complexes or for victims to rebuild their own homes. The government has to support those who wish to live in the place where they like with notification of change in address. Free chose of different housing is important for refugees.

〔論文〕

介護保険の新しい総合事業とコミュニティソーシャルワーク
――滋賀県守山市における学区社会福祉協議会と「すこやかサロン」――

高木 俊之*

1．研究の目的
2．介護保険制度の新しい総合事業
3．守山市の概要と学区の形成
4．守山市における「すこやかサロン」の取り組み
5．まとめ

1．研究の目的

本研究は，滋賀県の守山市社会福祉協議会の取り組みを通して，地域福祉と関わる住民組織のあり方を考えるものである。その目的は，次の2点である。

第一の目的は，滋賀県守山市社会福祉協議会（以下，「社協」とする）は，これまで7つの「学区社会福祉協議会」（以下，「学区社協」とする）を中心にして，その下に市内くまなく70カ所の自治会でサロン活動を行う仕組みを作り上げてきている。こうした地域福祉に関わる住民の組織化プロセスを明らかにすることを第一の目的とする。

その守山市における地域住民組織化の契機の一つに，1991年から国庫補助により市区町村社協を実施主体として事業化された「ふれあいのまちづくり事業」（以下，「ふれまち事業」とする場合もある）がある。「ふれまち事業」とは，地域における相談・援助活動の充実や住民の参加による各種福祉サービスの実施等地域福祉の総合的な推進を図るものである[1)]。松尾誠治郎によると，この事業は2002年度までの12年間に，全国で796ヶ所の市町村社協が指定を受けて事業を展開したという（松尾，2004: 45）。守山市の「ふれまち事業」は，国庫補助終了後も市町村の取り組みとして，その内容が継続された。これは他の自治体も，介護保険の新しい総合事業を実施するにあたって，「ふれまち事業」が地域住民組織化の「経路依存性」の一つとなっている可能性があることを示唆している。

第二の目的は，守山市の地域福祉に関わる住民の組織化プロセスを，近年地域福祉のあり方を考える際に大橋謙策が主張している「コミュニティソーシャルワーク」の具体例と評価する

投稿日2019年9月25日　　受理日2019年12月4日
＊教養学部人間環境学科社会環境課程准教授

ことにある。後に詳述するが，「コミュニティソーシャルワーク」とは，「問題発見，そしてアセスメント，制度との連携，制度の中で解決できない場合には，サービスの開発をすること」（大橋，2011: 36）である。これは，これまで地域福祉論で述べられてきた，国や地方自治体の行う「地域の福祉」ではなく，住民主体の「地域福祉」を重視するという考え方をより精緻化した概念である。

本研究で取り扱う守山市の地域福祉については，2011年の「第２次守山市地域福祉計画」策定の際に，すでに山下憲昭が「小地域福祉活動発展の条件を考える」という題目で高齢者のサロン活動が活発になってきていることに触れている（山下，2011）。しかし，山下が研究した当時は，守山市の高齢者サロンは「制度的な高齢者福祉施策の外側」（山下，2011: 2）にあったが，介護保険制度の2015年改正によって，高齢者サロンは介護予防の取り組みとしてより重要性が増している。また山下は地域福祉の発展を市社協の「守山市地域福祉計画」策定との関連で論じているが，本研究は「すこやかサロン」を契機とした地域住民の組織化に関して「学区社協」を論点の中心とし，さらに自治会と関わる「まちづくり推進会議」の活動についても調べることにする。そうしたことの背景として過去の守山市の市町村合併や人口の動向についても触れることで，守山市の地域福祉研究で山下の研究を補って深化させることを試みる。

以上のように，本研究は日本全体を概観するマクロな視点による研究ではなく，守山市の事例を通して，地域福祉のあり方を考える試みである。

２．介護保険制度の新しい総合事業

2015年度の介護保険制度の改正は，図１に示した３層の構造で「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」について，市町村レベルでコーディネーターや協議体を通じて支え合い体制をつくり，「有償・無償のボランティアなどにより提供される住民主体による支援」で要支援者に対する生活支援やサロン活動を行うことを期待している。

これは大橋謙策が，日本の社会保障・社会福祉政策の画期として考える次の「５つの節目」の流れに沿うものである。

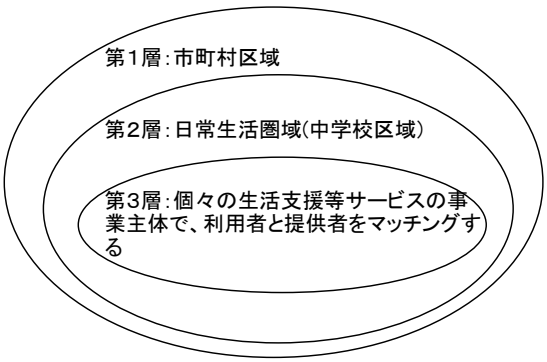

図１　介護保険の総合事業における圏域
資料：『ガイドライン』p.32から作成

① 1961年「国民皆保険皆年金」
② 1970年前後の「社会福祉施設緊急整備５か年計画」
③ 1990年「社会福祉関係八法改正」に伴う社会福祉行政の市町村分権化
④ 2000年「介護保険制度」の実施
⑤ 2015年９月に厚生労働省によって発表された「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―」，すなわち「地域共生社会」（大橋，2019: 2-4）。

この節目を見ると次第に市町村レベルの福祉が重視されてきていることがわかる。言い換えれば，介護保険の新しい総合事業は，「コミュニティソーシャルワーク」の今日的テーマであるとも理解することができる。

しかし，新しい総合事業へ移行するための猶予期間とされた2017年度末までに，住民ボランティアなどによって主体的に運営される仕組みを，市町村内の全域で実施することができた自治体はまだ少数であると考える。また，そもそもボランティアを担う地域住民の組織化を，小学校区，中学校区，公民館区，町内会・自治会の単位など，どの範域で行うかはさまざまな場合があると考える。

介護保険制度の創設に携わった堤修三は，近年介護保険制度の改正によって徐々に仕組みが変化していくことを「盆栽化する介護保険（手を加えすぎて奇天烈な形姿に）」（堤，2018: 287）と批判している。また日下部雅喜は新しい総合事業について「多様なサービス」は，つくりだすことが容易ではありませんし，できたとしても質的・量的に要支援者のニーズに応えることが困難です（日下部，2016: 87）と述べている。このように2015年度の介護保険制度の改正は，制度的にも，運営の面からも期待の声が上がっているとは言い難い。

ところが，ここで指摘したいことは，2015年度の介護保険制度の改正は，新規に市町村ごとに住民主体による取り組みを新たに始めることを求めているように受け取ることもできるが，それ以前から，今回の改正で期待される住民主体の取り組みとほぼ同様の取り組みをしている市町村も存在している。本研究は，そのような事例として滋賀県守山市における学区社協の取り組みを紹介する。そうしたことが介護保険の改正による地域住民の組織化の参考に資することを期待している。そこで次に，前提として守山市の概略について述べることにする。

3．守山市の概要と学区の形成

滋賀県守山市は，『都市データパック』によると，琵琶湖に面し，県のほぼ中央，野洲川の沖積平野に位置する。古くは中山道の守山宿として栄えた。琵琶湖大橋は県内の交通の要衝で，東端にはリゾート施設が集積している。かつては農業を中心に栄えたが，化学・機械・繊維などの近代工場を誘致し，工業化・都市化が進んだ。京阪神に近く，人口が流入している（東洋経済新報編集部編，2018: 1162）。自治体の基本的統計データは，人口に関して自然増加率も社会増加率もプラスで，そのため住民基本台帳人口は81,158人で2.35％増加している。その高齢化率20.51％で，財政力指数は0.85，昼夜間人口比率は90.59％，経常収支比率は91.9％（東洋経

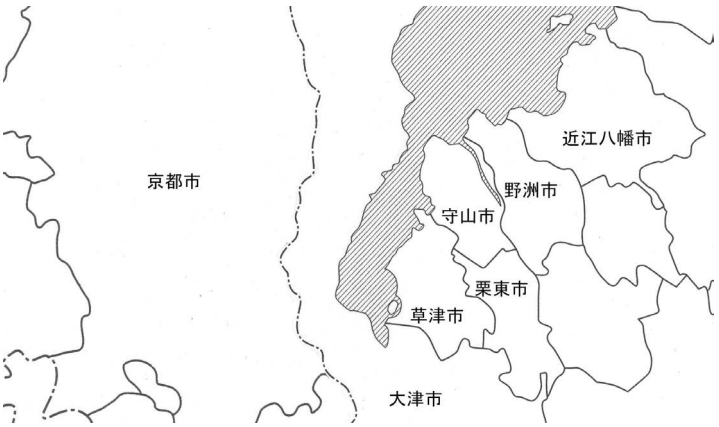

図２　琵琶湖湖南の市と京都市
資料：塔文社（2011: 50;53）から一部

済新報編集部編，2018: 1162-1163）である。

これらのデータの背後にあることを考察する。図２に見られるように守山市は琵琶湖線新快速で京都まで26分という通勤・通学の利便性があるため定住人口を維持している上に，転入者も存在することから高齢化率が低い。さらに旭化成守山支社，グンゼ守山工場，JNC ファイバーズ守山工場といった大手の製造業も立地しているため市内の雇用があり，企業からの固定資産税も支払われるため市の財政は不交付団体とまではいかないが，比較的良好な財政力を保っており新規事業への余裕も多少はあると考える。

次に，守山市の市町村合併の歴史を振り返ることにする。『守山市誌』によるとまず「明治の大合併」として，1888年に42の自然村が栗太郡物部村，野洲郡守山村，小津村，玉津村，河西村，速野村，中洲村という７つの行政村に編成されている（守山市誌編さん委員会編，2006: 490）。すると後述するように中洲村が現在の学区とはその範囲が異なっているものの，守山市の基本的な地区割は明治期以来変化していないことがわかる。

その後，守山村が守山町になり，物部村と合併をして新しい守山町になったのが1941年７月である。戦後になり，「昭和の大合併」の時期になると，守山町と前出５村の小津村，玉津村，河西村，速野村の大同合併の機運が高まり，1955年１月に新しい守山町が誕生した。この時に地勢や兵主神社の氏子関係などから合併論議がまとまらなかった中洲村は，翌1956年に住民投票によって五つの地区が守山町に合併を希望した。そして1957年２月に守山町への編入合併が成立した（守山市誌編さん委員会編，2006: 491）。「これにより，現在の守山市の行政区域が形成され」（守山市誌編さん委員会編，2006: 491）たのである。

さらに，地方自治法の時限措置として市制の要件が人口３万以上という特例が設けられたことにより，1970年７月１日に守山町は守山市に市制施行した（守山市誌編さん委員会編，2006: 491）。以上に述べた合併の歴史から，守山市には市制施行の1970年の時点で７つの小学校が存在していたので，小学生の通学区すなわち学区は図３に示された７つになったわけである。近年，「平成の大合併」の時期には，「湖南地域の市町合併問題」として草津，守山，栗東

図３　守山市７小学校区の地図
資料：守山市 HP「ふるさと守山デジタル資料集」
（http://www2.city.moriyama.lg.jp/furusato/map_timeline/index.html）を加工して作成。2019年９月24日閲覧。

と野洲，中主の３市２町で人口約28万人，中核市への移行も視野に入る合併が考えられたが，栗東市が2001年に市制に単独移行したために，合併特例法の期限内の合併は困難（『朝日新聞』2001年12月14日朝刊滋賀１面）とされ，合併は断念されたので守山市域が変化することはなかった。こうした経緯から，守山市は図４に見られるように，昭和40年代後半から一度も人口が減少したことがないこともあり，高齢化率も全国平均を下回って，８万人を超える人口を維持している。

そのため守山市は，増田寛也編『地方消滅』では，2040年に「若年女性人口」が僅かに減るだけで滋賀県内の「消滅可能性都市」に当てはまらない市町村のトップにあげられている（増田編，2014: 228-229）。

次に，図５によって守山市内の人口を地区別に検討することにする。地区として，先に示した学区を用いる。すると，市全体では増加している人口も，地区別にみると守山，吉身，河西，速野の学区で増加しているが，小津，玉津，中洲の学区では人口が減少していることがわかる。高齢化率も小津，玉津，中洲の学区が高い。こうした人口分布は『守山市誌』に記述されているように「大津湖南都市計画」によって，市街化区域と市街化調整区域の線引きが1970年に都市計画法によって計画決定されたこと（守山市誌編さん委員会編，2006: 504-505）の結果であると考える。

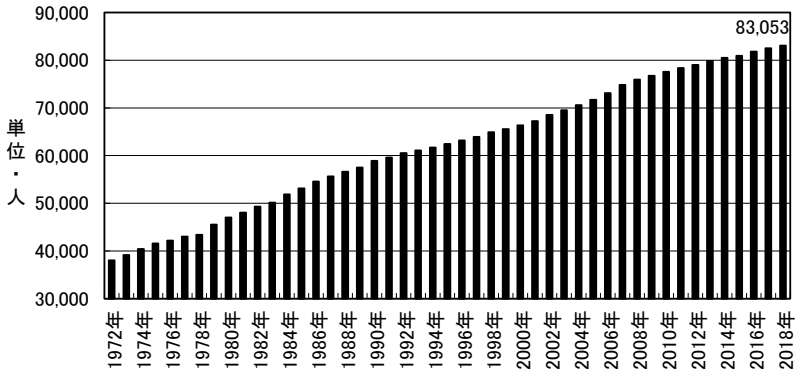

図4 守山市の人口推移
資料：守山市公文書館編（2019: 8）から作成

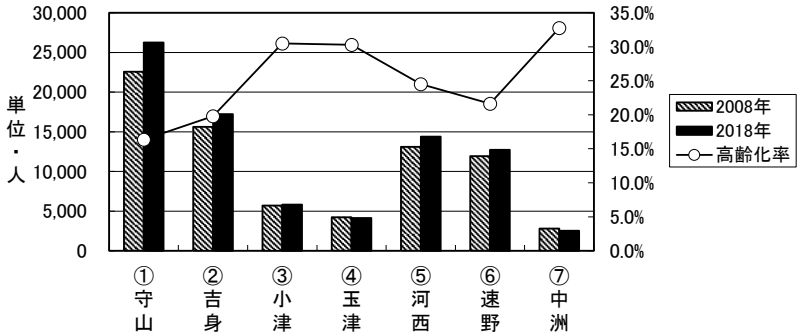

図5 守山市小学校区別人口推移と高齢化率
資料：守山市公文書館編（2019: 11-15）から作成

特に，守山市の中で琵琶湖に面して東海道線から遠いのにも関わらず人口が増加して高齢化率も低い速野学区について眺めてみることにする。速野学区は図6に見られるよう1964年に琵琶湖大橋が開通したことで知られている。この地域は，それだけでなく都市計画で市街化区域に設定されたので，図7のような道路や土地が整然と整備された。このように広い道路で一戸建ての多いニュータウンが形成されたこともあって，速野学区は前述のように人口が増加していると考えられる。そうした守山市内の人口に加えて，琵琶湖大橋の対岸も商圏として期待されたと想像するが，図8に見られる大型ショッピングモール「ピエリ守山」が2008年に琵琶湖に面した今浜町に開業した。ところが，同時期のリーマンショックと競合店の開店で「ピエリ守山」は，一時営業している店舗が数店になって「明るい廃墟」と報じられたことがある（『朝日新聞』2014年12月17日夕刊9ページ）。しかし，現在はテナントも埋まって再生している[2)]。

そして忘れてならないのは，速野学区にはかつて，野洲川南流が流れていた。それが図9のように廃川となり埋め立てられ，守山市の「つどいのゾーン」となった。その野洲川は『守山市誌』によると，「暴れ川近江太郎」と呼ばれて明治以前から洪水を繰り返してきた。昭和期になっても，特に1953年9月と1965年9月には台風による大雨のため堤防が決壊して大きな被

図６　大津市堅田とつながる琵琶湖大橋
資料：著者撮影（2019年２月18日）

図７　速野学区の水保町
資料：著者撮影（2019年６月23日）

図８　今浜町のピエリ守山
資料：著者撮影（2019年２月18日）

図９　つどいのゾーンになった野洲川南流
資料：著者撮影（2019年６月23日）

害をもたらした（守山市誌編さん委員会編，2006: 670-671）。上田徹によると，そのため1958年から国の直轄による調査が開始された。その結果，南北流の中央に放水路を建設することになった。しかし，40戸の人家の移転と200町歩の農地が潰れるため地元の関係者の必死の話し合いがなされ，1971年に工事に着工することができ，1979年に通水の運びとなったという（上田，2003: 101-102）。守山市は，このように自然災害の危険性をはらむ土地であるため，住民の防災に対する意識があると考えられる。そこから，行政は1980年頃まで野洲川に関連するインフラ整備を重視していたことがわかる。

こうしたインフラ整備に一段落がついたころに，行政はより市内の福祉に目を向ける余裕が出てきたと推測する。もちろん前述したように1990年の「社会福祉関係八法改正」に伴う社会福祉行政の市町村分権化の流れとも関連する。そこで次から守山市の地域福祉について述べることにする。

４．守山市における「すこやかサロン」の取り組み

(1)「すこやかサロン」の実際

守山市では，先に述べた７つの小学校区（以下，学区とする）が行政区として用いられており，その学区の中に70の自治会が組織されている。実は守山市では，小学校生徒の増加に伴い1990年に物部小学校が守山小学校から分離開校し，1993年には立入が丘小学校が吉身小学校か

ら分離開校している[3]。しかし，これまでの７行政区を新しい小学校区に合わせて，９学区にする方針はないとのことである[4]。これは新しい行政区には新しい施設整備も必要となる行政上の都合に加えて，明治以来の７学区が市民に強く根付いていることが理由であると考える。

そして，その70自治会のすべてで「すこやかサロン」という高齢者サロンが実施されているプロセスを明らかにしたい。まず「すこやかサロン」とは，「守山市すこやかサロン事業実施要綱」[5] を要約すると，

① 市内に住所を有する65歳以上の者を対象とする。
② 地域において家に閉じこもりがちな高齢者に対し，当該老人の生活の助長，社会的孤立感の解消，高齢者の地域交流を図ることを目的とする。
③ 社会福祉法人や社会福祉協議会に事業を委託するが，守山市立地区会館または各自治会集会所等で実施する。

その内容は，

④ 生活支援サービス（ふれあい会話交流活動（レクリエーションを含む）を必須として，物忘れ・健康チェック等の実施），給食サービス，福祉保健相談，福祉保健関係の情報提供，そのほか，この事業の効果的な実施に必要なサービスを選択して実施するものとする。

言い換えると「すこやかサロン」とは，守山市内の高齢者を対象に，自治会が主体となって行う，軽い体操やおしゃべり会など，介護保険制度を用いないサロン活動のことである。

こうした活動の一例として川田町を取り上げたい。川田町の旧小字である川田を組織する川田自治会は，図10の通称「公民館」と呼ばれる自治会館を拠点としている。その自治会を主体とする活動に，ほぼ毎回30人程度の高齢者が，図11の一本松会館に集まってきている。なお一本松会館とは，川田町に立地しているチッソポリプロ守山工場（現 JNC ファイバーズ守山工場）が，地域と企業のふれあいの場として公園とともに1991年に建設したものである（小西勇，2004: 23-24）。

表１に示された内容から，軽体操，昼食懇親会，膝痛・腰痛・肩こり予防講座などが開催されていることがわかる。また川田町の中にある川田天神社の社務所で軽体操，おしゃべり会，境内清掃をすることもサロン活動として行われている。

図10 川田公民館
資料：著者撮影（2019年２月18日）

図11 一本松会館
資料：著者撮影（2019年２月18日）

表１　川田自治会の「すこやかサロン」の内容（2014年前半）

実施年月日	高齢者数	実施場所	実施内容
2014年4月1日	28	川田天神社社務所	境内清掃、軽体操、おしゃべり会
2014年4月24日	38	一本松会館	背伸びの体操、歌、踊り他（にのむし会）昼食懇親会、老人クラブ総会
2014年5月1日	33	川田天神社社務所	境内清掃、軽体操、おしゃべり会
2014年6月1日	31	川田天神社社務所	境内清掃、軽体操、おしゃべり会
2014年6月25日	35	一本松会館	昼食、百歳体操、膝痛、腰痛、肩こり予防講座
2014年7月1日	28	川田天神社社務所	境内清掃、軽体操、おしゃべり広場
2014年8月1日	22	川田天神社社務所	境内清掃、軽体操、おしゃべり広場

資料：守山市社会福祉協議会 HP「全自治会すこやかサロン実施内容一覧」
（http://moriyama-shakyo.or.jp/publics/index/86/0/）から一部

表２　すこやかサロンの実施状況

	1994年	1999年	2004年	2009年	2014年	2017年
実施個所	1	61	65	69	69	70
延回数	1	238	310	361	777	1,086
延参加者	37	5157	6961	7158	13,195	17,076

資料：1994年～2009年は（山下：2011: 5）から引用
2014年と2017年は守山市社会福祉協議会編（2018: 25）から引用

その「すこやかサロン」の守山市全体の実施状況を表２に示す。これによると，この取り組みは1994年から始まって2017年までに実施自治会，その回数，参加者数ともに大幅に増加している。2015年に実施個所が70となり，すべての自治会で開催されることになっている。その頻度も1999年頃は，平均して一つの自治会で年３回程度だったものが，2017年には約15回になっている。見方を変えれば月１～２回程度のサロンの開催ということであるから，自治会の行事として無理なく継続して実施していくことが可能な取り組みであるということができる。それでも，ここまで普及するのには約20年間の年月が必要であったということもできる。

このように守山市では，市から守山市社会福祉協議会が事業を委託され，実施するのは各自治会であるという「すこやかサロン」の活動が市内全域にくまなく普及していることが明らかである。それでは次に，このような取り組みが始まったきっかけと，それを可能とした地域住民組織のあり方について述べることにする。

(2) 地域住民組織の重層性

守山市では，「自治会」「公民館」「学区社協」「まちづくり推進会議」の四つの地域住民組織が重層して存在しており，それが後述する「ふれあいのまちづくり事業」と相まって地域住民の組織化を進めたと考える。

こうした「自治会」や「まちづくり推進会議」といった地域住民組織は全社協の『概説社会福祉協議会』では「地域福祉推進基礎組織」（和田敏明・齊藤貞夫編，2009: 67-69）と表現される。そうした地域福祉推進基礎組織に支えられた守山市の学区社協は，以下に述べるように拠点というハード面においても地域福祉推進員といったソフト面においても，他の自治体の「地区社協」に比べてかなりしっかりした仕組みを整えているということができる。

そこで，守山市の中でも河西学区とその学区内にある川田自治会を例に守山市の地域住民組織について説明していくことにする。

①「自治会」: 現在の河西学区にある川田町は，その郷土史『ふるさと　かわたの伝承』によると，江戸時代には河田村と称され，合村，川田喜多村，川田田中，川田竹生の４つの枝村から構成され，淀領，大溝領，天領，旗本領に分割されていたという。その後，合村は消滅し竹生村は野洲村に編入されたので，明治時代は川田，喜多，田中の３集落で「かわた千石」として成り立っていた。それが1955年の町村合併によって守山町大字川田になり，1970年の市制施行に伴い守山市川田町になった（小西勇，2004: 1-2)。そして，かつての大字川田の中の川田，喜多，田中の三つの小字が，現在も自治会の単位になっていることから，この字の中のつきあいやつながりは相当強固なものだと考える。ここで取り上げる４つの地域住民組織の中では自治会が最も古くから組織されていたことは言うまでもない。

守山市における自治会の加入率は95％であり，市外からの転入者も不動産屋から住宅購入時には自治会に入ることが前提になっていることが知らされるという[6)]。自治会の活動としては，掃除当番，川の清掃，川田自衛消防団に加えて長い棒でカーブミラーを磨くことも行っている。川田町の住民から「長く住んでいると，町内の中では何かが絶対回ってくるね」というお話を伺った[7)]。このように守山市には高い自治会の加入率とその活動が，地域住民組織の基礎の部分にあることは確かである。

②「公民館」: 守山市では，表３にみるように社会教育や生涯学習のための施設として，市制以前に中央公民館を建設していた。1970年の市制以後，北，守山，吉身，小津，玉津，河西，速野，中洲という９つの公民館が順次建設されている。そのうち市北部の公民館という意味の北公民館を除いた守山，吉身，小津，玉津，河西，速野，中洲の７つが学区ごとの「公民館」として建設された。その後，学区内で移転して建設されている場合もある。

ここで，守山市の公民館に特有のことはその７つの公民館は，図12の案内板に示されたように，同時に住民自治のため[8)] の「地区会館」の役割も兼ねていることである。このように1970年代に社会教育のためであると同時に住民自治のための拠点が学区ごとに完成していたということは，地域住民の組織化とその活動にとって重要なことだと考える。

表３　守山市における公民館の設置状況

公民館名	建設年月	備考	
中央公民館	1965年		
北公民館	1971年2月		
守山公民館	1977年4月		守山会館を兼ねる
吉身公民館	1978年1月		吉身会館を兼ねる
小津公民館	1976年4月	1979年１月増設	小津会館を兼ねる
玉津公民館	1976年4月	1982年4月移転	玉津会館を兼ねる
河西公民館	1976年4月	1980年1月移転	河西会館を兼ねる
速野公民館	1976年4月	1979年1月移転	速野会館を兼ねる
中洲公民館	1976年4月		中洲会館を兼ねる

資料：守山市誌編さん委員会編（1997: 624-627）から作成

図12　守山市立速野会館・速野公民館
資料：著者撮影（2019年６月23日）

図13　守山市立河西会館・河西公民館
資料：著者撮影（2019年２月18日）

③「学区社協」:『守山市史（中巻)』によると，1951年に社会福祉事業法が成立すると，３月に滋賀県社会福祉協議会が設置された。そして県下の市町村でも相次いで「社会福祉協会」が設立されていった。この社会福祉協会は旧町村ごとに全戸加入によって結成されていたという。1956年には守山町社会福祉協議会が発足した。そこで福祉事業の精緻化を促進するために，学区ごとに社会福祉協議会の設置が進められ，1960年の小津学区をはじめとして1970年までに全学区に実現を見るに至ったという（守山市史編纂委員会編，1974: 1229)。それが学区社協のことである。

この守山市の学区社協は，例えば他の市町村に存在する「地区社協」とは大きく異なっていると考える。その点について，守山市社会福祉協議会によると，自治会というものはそこで生活をしているくらしの場で支え合うものであるが，学区社協はサロンであったり，見守り活動であったり，いろいろな取り組みを通じて良い部分や困りごとを共有する場であるという。すなわち学区社協は，暮らしの課題の共有と活動の場づくりと位置づけている。そこで，毎年学区社協の理事と市社協は懇談会を持っているだけでなく，学区社協では2008年からは学区地域福祉活動計画の策定までおこなっている。さらに７つの学区には前述した地区会館が設けられており，この建物が学区社協の事務局になっている。この地区会館を拠点として，地域福祉推進員に協力してもらっている。この学区社協の事務局として，福祉担当コーディネーターが市の嘱託職員として業務を担っている。その財源も河西学区の場合，2019年１月現在，市社協からの助成金（71％)，市委託事業による学区社協への補助金（７％)，その他（１％)，負担金(21％）と約278万円である。そして７つの学区社協の予算の総額は約1,700万円が計上されている[9)]。

そして表４に河西学区の例を示したように，学区社協に総務委員会，広報部会，サロン推進部会など専門部会を設けてそれぞれの地域で取り組んでいる。

こうした守山市の学区社協は，先に触れた「地域福祉推進基礎組織」が支える住民ボランティアでサロン活動などを行っている他自治体の「地区社協」よりも遙かに堅牢な仕組みであるということができる。

④「まちづくり推進会議」:守山町社会福祉協議会によると，守山市役所は学区社協に加え

表 4 河西学区社会福祉協議会の活動

専門部会	事業名
総務委員会	自治会との連携、連絡調整
	先進地研修
	事例発表(モデル自治会の発表と16自治会意見交換)
	学区地域福祉活動計画の進捗管理
重点項目検討委員会	学区地域福祉活動に関する重点項目の推進
広報部会	広報『ふくし河西』発行
福祉啓発部会	ひとり暮らし高齢者、在宅介護者への訪問
	福祉講演会
サロン推進部会	サロンボランティア活動講座
子育て支援部会	自治会への子育てに関する支援
	冬の縁日活動(中学生との連携活動)
	わいわいひろば
ボランティア部会	福祉施設(ゆいの里、守山学園、はぐくみ)

資料：守山市社会福祉協議会提供資料から引用

表 5 川田まちづくり推進会議の運営組織（2016年度）

会長1名
副会長1名
会計1名

	自治会評議員			老人クラブ	郷友会	子ども会	小PTA	中PTA	グランドゴルフ愛好会
	部会長	副会長	学区委員						
市民活動環境部会	○	○	○	○	○	○	○	○	●
市民活動健康福利部会	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広報部会	○	○	－	●		●	●		○
人権教育部会	○	○	○	○	●	○	○	●	○
青少年育成部会	○	○	○	○		○	○		○

●は、各種団体長

福祉ボランティア	6名
あんぱんまんクラブ	6名
青パト隊	6名
写真記録	1名
かわた健康クラブ	代表1名　行事ごとに参加者募集
古里守美隊	代表　自治会長、各組班長　行事ごとに協力者募集

資料：川田まちづくり推進会議資料から引用

て1980年から行政主導で学区および70の自治会単位に「まちづくり推進会議」を設置して，市民活動部会で健康福祉に関する活動も行うことにした[10)]。

表 5 には一例として，河西学区川田町の「川田まちづくり推進会議」の運営組織を示した。川田町在住のＫ氏によると，これは自治会の組織とは別であるが，自治会からは自治会長と各組一人ずつの評議員が入る。さらに老人クラブ，グランドゴルフ愛好会，子ども会，郷友会などから構成されている。郷友会は「きょうゆうかい」と読み，これは，25歳から55歳までの男性を対象とした青壮年会と56歳から60歳代の男性を対象とした実年会を2015年に統合して，20歳代から70歳近い住民が入る会であるという[11)]。これを見ると，「まちづくり推進会議」は地域に根ざした諸団体が一堂に会するものであることがわかる。

また「まちづくり推進会議」にも福祉ボランティアが置かれているし，「あんぱんまんクラブ」という，近所の子どもをその時間遊んであげて，お母さんとおしゃべりタイムを持つ会もある[12)]。

現在，中洲学区は人口が少ないこともあって，この学区のみで学区社協と「まちづくり推進

会議」を一本化して「21活動協議会」という組織になっている[13]。

以上のように守山市では，自治会に依拠して，公民館を学区社協の拠点ともしながら，「まちづくり推進会議」もあるというように地域住民をさまざまな形で組織化してきたことが幸いして，2015年度に行われた介護保険制度の改正によって市町村が取り組むことになった「新しい総合事業」について，「学区社協」をその「第２層協議体」に位置づけていると理解した。ちなみに「第１層協議体」は，介護事業所３，シルバー人材センター，社協の５組織で構成されたが，あまり機能していないという[14]。

⑤「ふれあいのまちづくり事業」：守山市は1993年から５年間，「ふれあいのまちづくり事業」を国庫から補助を受けて進めた。その際に，次のような取り組みがはじまった。その経過を守山市社会福祉協議会へのインタビュー[15]をもとに明らかにすることにする。

a.「福祉協力員」：これから高齢化が進んでいくことが予想されるので，民生委員に加えて地域のニーズを細部にわたって把握するために「福祉協力員」を設置することにした。その推薦依頼は市内70の自治会に行っている。「福祉協力員」は，2019年３月現在で市内258名である。

b.「地域福祉推進員」：さらに守山市が独自に設けたのは「地域福祉推進員」である。これは守山市内７つの小学校区に各１名が配置され福祉協力員への助言を行っている。経歴として民生委員や自治会長経験者が中心である。各学区には地区会館が拠点として設置され，市嘱託職員のコーディネーターが事務局を担っている。

c. サロン活動：こうした中，1993年に河西学区の公民館で行われた「河西おたのしみ会」という料理教室を端緒にしてサロン活動が行われるようになった。それは前出の「ふれまち事業」の国庫補助が1997年度に終了になることが決まると，社協は学区社協の会長とともに，サロンの継続実施の要望を市長に提出したところ，1998年から市が助成してサロン活動も行われるようになった。そのころで７～８割の自治会で取り組んでいた。2013年～2014年にすべての自治会がサロンを開催するようになった。国からの補助があって一部の学区ではじまったサロン活動が，守山市内全域に広がっていったのである。

５．まとめ

図12 に整理したように，守山市では，学区の中で地域福祉推進員を中心として，福祉協力員が地域の福祉ニーズを把握する仕組みができているところで，自治会館などでサロン活動が市内全域で行われているということができる。これは本研究の冒頭で述べた，介護保険の「新しい総合事業」を先取りしているものであると考えられまいか。社協の側も，「この事業が始まる前に，改めて言わなくても，いままでずっとやってきた」[16]という意識があるという。このような取り組みが自治会・町内会と学区社協ですでに行われているので，守山市ではサロン事業を介護保険の新しい事業には位置づけていない。しかし，学区社協をその「第２層協議体」に位置づけていることから，こうした地域福祉の取り組みが介護保険制度とは無関係ではいられなくなっているともいうことができる。

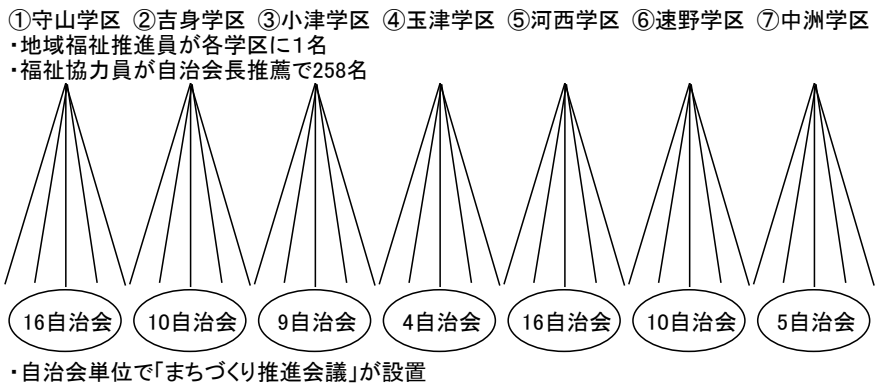

図14 守山市の７学区の地域住民組織の構造
資料：著者作成

福祉にかかわる地域住民の組織化や組織は，第二次世界大戦後に「コミュニティ・オーガニゼーション」と呼ばれて研究や実践されてきた。しかし近年，大橋謙策はコミュニティ・オーガニゼーションは，地域福祉の理念，考え方を具現化する方法論としてコミュニティワークを経て，コミュニティソーシャルワークと変遷してきているという（大橋，2019: 27）。

その「コミュニティソーシャルワーク」とは，地域に顕在的・潜在的に存在する生活上のニーズを把握して，制度化されたフォーマルケアにつなぎ，足りない部分はインフォーマルケアを活用することである（大橋，2015: 6-7）。別の言い方で金井敏は，より簡潔に「コミュニティソーシャルワークは個別支援と地域支援，フォーマルケアとインフォーマルケアを統合的に行う実践と理解する」（金井，2007: 1142）と述べている。

さらに大橋謙策は，「コミュニティソーシャルワーク」を，次のように構造的にも考えようとしている。それは住民のボランティア活動を３層として考えることである。１層は，身近な生活圏域での，隣同士の支え合いである。第２層は，一般的ふれ合い，助け合いでは見落としがちな福祉サービスを必要としている人々を「福祉ボランティア」として受け止める活動。第３層は，それらの課題を市町村の社会福祉計画として作成し，進行管理していく活動であるという（大橋，2019: 27-28）。こうした３層で住民とボランティアと行政が地域福祉のあり方を考えようとしているところは，まさに介護保険の新しい総合事業と共通するということができる。

そして，大橋はこうした考えを自らが座長を務めた1990年の厚生省の「生活支援地域事業研究会」で「コミュニティソーシャルワーク」という用語を用い，それが1991年以降「ふれあいのまちづくり事業」という大型補助金として制度化し，全国展開することになったと述べている（大橋，2019: 28）。ところが，この事業について大橋は「必ずしも私が思うようなかたちではなかった」（大橋，2011: 36）と回顧している。大橋の意図は，「ふれまち事業」では，全体として，まだ住民によるニーズ把握も足りないし，フォーマルで足りないものをインフォーマルでケアする取り組みも少ないということだと推測する。しかし，個別の社協の取り組みを検討すると守山市のように地域住民の継続的な組織化につながった例もあると考える。

以上に述べてきたように，「コミュニティソーシャルワーク」という概念は，かつての「コミュニティオーガニゼーション」がより深化したものであることがわかり，その節目に「ふれあいのまちづくり事業」という現実の政策があったことで促進されたことがわかる。「ふれあいのまちづくり事業」は終了したが，それが2015年の介護保険制度の改正にあたって地域住民組織でサロン活動を実施するときに，一種の「経路依存性」とでもいうべき下地となって役立ったのが守山市の学区社会福祉協議会の取り組みであると結論づける。

謝辞

本研究は，2019年10月５日（土）に開催された第92回日本社会学会大会報告（於：東京女子大学キャンパス）にて報告した「介護保険の新しい総合事業とコミュニティソーシャルワーク――滋賀県守山市における学区社会福祉協議会の取り組み」の内容を，加筆・再構成したものである。当日の司会の先生および質問して下さった皆様ありがとうございます。

本研究をまとめるにあたって，守山市社会福祉協議会の地域支援課長Ｋ氏，生活支援コーディネーターＳ氏には長時間お話を伺っただけでなく，原稿も読んでいただいたことに感謝を申し上げる。

そして，守山市在住のＫ様ご夫妻には河西学区のことと川田自治会の活動について詳しくお話いただきました。誠に有難うございます。

さらに匿名査読者のコメントのおかげで論文の焦点が定まり，各所に加筆を行い先行研究との比較などに言及することができた。すべての皆さまにこの場を借りて感謝いたします。

注

1）厚生労働省 HP「ふれあいのまちづくり事業の実施について」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8319&dataType=1&pageNo=1）

2）余談となるが，前述した増田寛也編『地方消滅』の中で人口が増加するとされる地域には大型ショッピングセンターやショッピングモールの建設が相次いでいると考える。この滋賀県湖南にも草津にはイオンモールとエイスクエア，フォレオ大津，アル・プラザ堅田といった大型店が出店ラッシュ状態である（『朝日新聞』2008年11月27日朝刊28ページ）。

3）守山市立物部小学校 HP（http://city-moriyama.ed.jp/monobe/）と立入が丘小学校 HP（http://www.usennet.ne.jp/~tateiri/）による。2019年12月１日閲覧。

4）守山市社会福祉協議会地域支援課長Ｋ氏による（2019年２月19日）。

5）守山市 HP「守山市すこやかサロン事業実施要綱」（http://www.city.moriyama.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i400RG00000954.html）。

6）守山市社会福祉協議会地域支援課長Ｋ氏による（2019年２月19日）。

7）守山市川田町在住の KH 様による（2019年２月19日）。

8）守山市社会福祉協議会地域支援課長Ｋ氏による（2019年２月19日）。

9）守山市社会福祉協議会生活支援コーディネーターＳ氏による（2019年２月19日）。

10）守山市社会福祉協議会地域支援課長Ｋ氏による（2019年２月19日）。

11）守山市川田町在住のＫ様による（2019年２月19日）。

12）守山市川田町在住の KH 様による（2019年２月19日）。

13）守山市社会福祉協議会地域支援課長Ｋ氏による（2019年２月19日）。
14）守山市社会福祉協議会地域支援課長Ｋ氏による（2019年２月19日）。
15）守山市社会福祉協議会地域支援課長Ｋ氏と守山市社会福祉協議会生活支援コーディネーターＳ氏に質問を構造化しないで，「『すこやかサロン』をきっかけにした地域福祉活動の展開について」という形でお話しいただいた（2019年２月19日）。
16）守山市社会福祉協議会地域支援課長Ｋ氏による（2019年２月19日）。

文献

上田徹，2003，「野洲川放水路工事」琵琶湖流域研究会編『琵琶湖流域を読む』サンライズ出版：100-102.
大橋謙策，2011，「最終講義『社会事業』の復権とコミュニティーソーシャルワーク」『日本社会事業大学研究紀要』第57号：19-42.
大橋謙策，2015，「新しい社会福祉としての地域福祉とコミュニティソーシャルワーク」中島修・菱沼幹男編『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規出版：2-9.
大橋謙策，2019，「コミュニティソーシャルワークの歴史的・思想的背景と新たな展開」宮城孝・菱沼幹男・大橋謙策編『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規出版：2-35.
金井敏，2007，「『ふれあいのまちづくり事業』とコミュニティソーシャルワーク」岡本民夫ほか編『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版：1142-1145.
日下部雅喜，2016，「自治体での運動課題」伊藤周平・日下部雅喜『［新版］改定介護保険法と自治体の役割――新総合事業と地域包括ケアシステムへの課題』自治体研究社：75-131.
小西勇，2004，『ふるさと　かわたの伝承』私家版.
堤修三，2018，『社会保険の政策原理』国際商業出版.
搭文社編，2011，『全国県別白地図集』搭文社.
東洋経済新報編集部編，2018，『都市データパック（2018年版）』東洋経済新報社.
増田寛也編，2014，『地方消滅――東京一極集中が招く人口急減』中央公論社.
松尾誠治郎，2004，「『ふれあいのまちづくり事業』についての考察」『久留米大学文学部紀要 社会福祉学科編』第４号：45-54.
守山市公文書館編，2019，『平成30年度版　守山市統計書』守山市公文書館.
守山市史編纂委員会編，1974，『守山市史（中巻）』守山市.
守山市誌編さん委員会編，1997，『守山市誌　教育編』守山市.
守山市誌編さん委員会編，2006，『守山市誌　歴史編』守山市.
守山市社会福祉協議会編，2018，『事業報告書・決算書（平成29年度）』守山市社会福祉協議会.
山下憲昭，2011，「小地域福祉活動発展の条件を考える――守山市社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定を通して」『大谷学報』第91巻第１号：1-23.
和田敏明・齊藤貞夫編，2009，『概説社会福祉協議会2009・2010』全国社会福祉協議会.

Abstract

The Community Social Work for Long-term Care Insurance in Moriyama City, Siga Prefecture

Toshiyuki TAKAGI

The Moriyama City Social Welfare Council, Shiga Prefecture, has created a system for conducting salon activities at 70 residents' associations throughout the city, centered on seven school district social welfare councils. Fortunately, the community-based community was organized, and the "New Comprehensive Services（新しい総合事業）" that the municipalities decided to work on following the revision of the Long-term Care Insurance in 2015 was called the "School District Social Welfare Council". The primary purpose is to clarify this process.

One of the reasons for the organization of local residents in Moriyama City is the "Fureai Town Development Project（ふれあいのまちづくり事業）", which was carried out mainly by the municipal welfare council in 1991 with government assistance. In Moriyama City, the contents were continued as an initiative of the municipalities after the end of the national assistance. We conclude that it led to the "community social work".

〔論文〕

ブラジルと日本の大学間協力によるオンライン教員養成講座からの学び
――グローバル人材育成の視点から――

小貫 大輔*

はじめに

高等教育における「グローバル人材」の育成が声高に叫ばれる。文科省は競争的資金を通じて大学の国際化を促し，大学の側も，北海道から沖縄まで多くの大学がグローバル系・国際系の学部や学科の新設やリニューアルに力を入れてきている。ビジネス環境のグローバル化にさらされる経済・産業界が，強く要請する形で進められてきた産学官の連携である。

大学のグローバル化推進は，一見，追い風を受けて進む大きなトレンドのようであるが，「グローバル人材」というキーワードの陰には一つの脆さが見え隠れする。教育社会学者の吉田（2014: 36）は，その脆さを「空間的にも時間的にもローカルな視点に立脚した議論」であると指摘する。産業界は，「企業内部の人材育成というローカルな問題を日本社会の課題に転換」し，行政府は，「国家予算は日本人のために」という「ローカリティの高い議論」で留学生招致の予算を縮小ないし廃止し，大学は，政策誘導と生存戦略を無視できずに「眼前のローカルな課題への対応」を余儀なくされ，新聞は新聞で，「グローバル人材育成というローカルな問題を，グローバリゼーションの問題と同列に論じ改革を迫る」，というのだ。

吉田は「空間的」，「時間的」という概念を詳しく説明していないが，「空間的にローカルな視点」を解釈するに，「グローバル」という本来空間的広がりのある言葉が，実際は日本ベースの日本人ばかりを想定した施策に矮小化されている様を指すのだろう。政府が設置したグローバル人材育成推進会議の『中間まとめ』（2011: 7）では，「グローバル人材」の三要素の一つとして「異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ」があげらた。以降，「日本人としてのアイデンティティ」が「グローバル人材」の当たり前の必要条件として扱われるようになった。グローバルな世界に「日本」という片足だけで踏ん張ってバランスをとる様が，「空間的にローカル」のイメージなのではないだろうか。

「時間的にローカルな視点」とは何を意味するだろうか。経団連（2011: 2）は『グローバル人材の育成に向けた提言』をまとめているが，その中で「（グローバル人材とは）日本企業の

投稿日2019年 9 月25日　　受理日2019年12月 4 日
＊教養学部国際学科

事業活動のグローバル化を担い，グローバル・ビジネスで活躍する（本社の）日本人及び外国人人材」であるとしている。オールジャパンで「グローバル人材」の育成に取り組むことの目的が，目先の「経済競争に勝つこと」や，そのために必要な「ビジネスエリート」を輩出することだけであっていいのだろうか。企業にとってはそうだといえても，国として大学として「競争」の論理に振り回され，長期にわたる安定した発展の視点に欠くようでは，「時間的にローカル」との批判は免れないだろう。日本と日本人のみの問題にとらわれない視点，目先の利益を超えた持続的発展を目指す視点，その二つをえたとき，「グローバル人材」育成の議論はより堅固な基盤をえるのではないだろうか。

では，「空間的に，時間的にグローバルな視点」から人材育成に取り組むということは，大学にとって具体的にどのような実践を意味するのだろうか。グローバル系・国際系の学部や学科からは，「イングリッシュ・オンリー」，「海外留学義務化」，「留学生ルームメイトとの共同生活」といったポリシーが公表されてきている。それらは，教育のパラダイムシフトを予見させるものだろうか。それとも，既存の教育テクノロジーの延長線に過ぎないのだろうか。「空間的に，時間的にグローバル」であることを文字通りの意味で目指すのであれば，「大学」という空間や「大学生」という時間の枠すら取り払った発想が求められるのかもしれない。高等教育のパラダイムシフトにつながるような実践例は，どこかに見当たらないものだろうか。世界を見渡したとき，「異次元レベル」といえるようなイノベーションがすでに存在するのではないだろうか。

幸い，私の勤める東海大学は，あるブラジルの連邦大学との10年来の協働プロジェクトを通じて，従来の発想とは異なる教育イノベーションの「萌芽」のようなものを体験してきた。ブラジルの大学が打ち出してくる大胆な提案を受け入れ，息を切らせながらも彼らについていったことで，グローバルな高等教育のあり方について考えさせられる学びをえたと感じている。本論文では，ブラジルの大学と東海大学が協力して実施したプロジェクトを紹介し，それを「グローバル人材」育成の一つの実践例として見直すことで，高等教育のグローバル化のあり方について考えるためのヒントを探ってみたいと思う。

以下の稿では，2009年から2013年にかけて実施された「ブラジル／日本の合意に基づく遠隔教育による教育学講座」というプロジェクトについて，そのプロジェクトが成立した背景と講座の概要について説明し，卒業生たちのその後について報告した上で，このプロジェクトを「グローバル人材」育成の取り組みとして見たときに，そこにどのような意味でグローバルな視点があったのかを考察してみたい。プロジェクトの終了から５年たった昨年（2018年）からは，次なる講座を立ち上げる後継プロジェクトが模索されている。最初のプロジェクトから後継プロジェクトへと，そのグローバルな意識がどんな形で引き継がれようとしているのかについても触れたい。

１．「ブラジル／日本の合意に基づく遠隔教育による教育学講座」プロジェクトについて

2000年代，ブラジルからの移民の急増が社会問題とされていた当時，マトグロッソ連邦大学

と東海大学は協力して一つのプロジェクトを実施することになった。ブラジル学校，公立学校，地域のボランティア活動などの場でブラジルルーツの子どもの教育に携わる教育者を対象に，オンラインの教育学学士課程・教員養成の講座を開講したのだった。入学試験をへて300人が入学し，結局そのうちの205人が4年後に講座を卒業して，マトグロッソ連邦大学の学士号とブラジルで通用する教員資格を取得した。

実は，このプロジェクトの実施を決めたのは，日本在住のブラジル人の子どもたちの教育の状況を憂慮したブラジルの大統領自身だった（小貫2013: 149–150）。マトグロッソ連邦大学は，遠隔教育による教員養成のパイオニアとしての実績を買われてプロジェクトを委託されたのだった。

自国民とはいえ，海外在住者の子どもたちのためにこのようなプロジェクトを実施することは，ブラジル政府にとっても前例がなかった。どうしてそのようなプロジェクトが成立したのだろうか。以下，プロジェクト成立までの歩みと，実際の講座の概要，そしてその卒業生たちの現在の様子について見てみよう。

プロジェクト成立の背景

教育に関する日本の法律にはある特徴があり，外国籍の子どもについては日本国籍の子どもと同じ意味での教育への権利と義務が明記されていない。そのため，日本に住むブラジル人の子どもたちの多くが正規の学校に通っていないという実態がある。もちろん，公立の学校に通う外国籍の子どももたくさんいるが，文科省（2017: 2）によると，その4割以上が「日本語指導が必要な児童生徒」であるとされ，学習や学校生活に困難を抱えていることが想像される。

公教育がブラジル国籍の子どもたちへの対応に苦慮する中，2000年代になると，ブラジル人の集住する地域では「ブラジル学校」という非正規の学校がたくさん創設されていった。なお，本稿では「ブラジル人学校」・「外国人学校」といわず，「ブラジル学校」・「外国学校」という表現を使う。国籍ではなく，言語や教育方法の違いに注意を招くための表現である（小貫2017: 139）。

「ブラジルへの帰国を前提とした教育」であることが，ブラジル学校が選ばれるときの主な建前上の理由であるが，多くの学校が長時間労働に従事する親のニーズに応えて，朝早くからの送迎と夕方遅くまでの保育・学童保育を提供することも重要な要因である。公立学校でのいじめや，言語習得・学習の遅れが理由でブラジル学校への転校を選ぶ場合も多い。あるいはそういった問題を恐れ，「予防的に」公立学校を避ける家庭も多いように思う。いずれにせよ，外国人には「義務教育」，つまり「子どもを正規の学校に通わせる義務」がないからこその選択である。

マトグロッソ連邦大学と東海大学がプロジェクトの計画をたて始めた2000年代半ばには，全国に110校ほどのブラジル学校が存在し，1万人ほどの児童・生徒が学んでいた。ブラジル学校は正規の学校ではないため，日本の政府から助成金を受けとることができない。そのため授業料は高く，教師の給料は低く，学校そのものの運営も不安定であった（小貫2013: 149，ハタノ＆小貫2015: 59–61，Torres 2017: 88–96）。

公立学校に通えば言語や文化の壁に苦労し，ブラジル学校を選んでも教育の安定性や質が保障されない。その二つの制度のはざまに落ちて不就学や不登校となる子どもが何千人もいるといわれるのに，外国人には義務教育が「免除される」ために，国も自治体も外国籍児童生徒の不就学・不登校を政策課題として捉えようとしない…。それが日本に住むブラジル人の子どもたちの置かれた状況であったし，それは今でも大きく変わらない。

2000年代半ばまでに，在日ブラジル人たちの多くは，子どもたちの教育の問題を自分たちのコミュニティの最大の問題の一つとして捉えるようになっていった。そのことは，2005年に当時のブラジル大統領が日本を訪れた際の日程や，その後の対応の様子からもよくわかる。大統領は名古屋の総領事館でブラジル学校の校長たちと面談し，彼らの窮状を聞いて帰国した後，ブラジル銀行の社会貢献部に対策の立案を依頼した。当時，日本からブラジルへの仕送りは年間30億円にのぼり，銀行は送金サービスで大きな利益をえていた。その一部を還元する形で，ブラジル銀行の社会貢献が求められたのである。

他国の公立学校に対して，ブラジルの側からできることはほとんどない。ブラジル学校はどれも「私立」の学校なので，そこに公的な助成金を与えることはブラジルの法律が禁止している。せめて，日本国内でブラジル学校の「地位」を高めるために何かできないか。その方策が検討された。最初にできることとしては，個々のブラジル学校を「認証」することが考えられる。外国学校が本国の認証を受けると，「高校無償化」の対象となったり，高等部を卒業したものに日本の大学の受験資格が認められるなどの利点がうまれる。しかし，ブラジル学校の認証は遅々として進まなかった。本国の教育省の対応も遅かったが，ブラジル学校の側にも問題があった。その一つが，多くの教員が教員資格を持っていないことであった。

そこでたどりついたのが，「ブラジル学校の教員に教員資格を取得させよう」という結論だった。幸い，ブラジルは1996年の教育基本法の改訂以来10年以上にわたって，広い国土の隅々で初等教育の教師を養成するために遠隔教育のシステムを充実させてきていた。その取り組みのパイオニアだったのが，マトグロッソ連邦大学の教育研究所とその遠隔教育ユニットだった（Alonso & Onuki 2013: 287-293）。結局，ブラジル銀行と連邦政府教育省が，プロジェクトの資金を半分ずつ捻出することになった。

しかし，そこで直面したのが，誰が日本の各地にスクーリングセンターを開設するのかという問題だった。日本政府の協力はえられそうもなかった。ブラジル人集住地域にある国立大学はどこも教育学部を持っているので，それらに協力を要請することも考えられた。しかし，どのように打診したらいいのかがわからなかった。そんな手詰まり感の中で，当時の在東京ブラジル総領事が当時のブラジル銀行東京支店長と私を引き合わせたのが2006年の秋のことだった。私は長年のブラジル生活から帰国して，その年の春に東海大学で教えるようになったばかりだった。

その会合の翌月には，さっそくブラジル銀行の CSR 担当者と連邦教育省のスタッフ，そしてマトグロッソ連邦大学の国際部長が東海大学を訪問していた。東海大学では，最初は私が所属する文明研究所が対応し，やがて学長室が本格的に案件を引き継いだ。交渉は行きつ戻りつして，合意にいたるまで丸々 2 年間もかかった。しかし2008年の末になってようやく協定文書

に署名が交換されると，あっという間にプロジェクトの詳細が決められて，入学試験は2009年５月に実施されることとなった。

日本の文科省から協力をえることも模索されたが，結果としてシンボリックな金額の研究費がえられただけだった。かわって，三井物産の社会貢献部が東海大学の担当する「日本学」のスクーリング授業実施にかかる経費を負担してくれることとなった。東海大学にとっては，大学の教職員，中でも国際担当とICT担当の職員を大掛かりに動員するたいへんな社会貢献プロジェクトとなった。以下の項では，そのプロジェクトの全体像を紹介したい。

オンライン教員養成講座の概要

講座では，当初，ブラジル学校の教員のみを受け入れる計画だった。ところが，入試要項を公開しようとしているときに，歴史に残る大事件が発生した。2008年のリーマンショックである。日本全国で外国人派遣労働者の首切りが横行し，多くのブラジル人家庭が困窮して，子どもたちをブラジル学校に通わせられなくなってしまったのだった。公立学校に転校したものも多かったが，まったく学校に通わなくなってしまった子どももたくさんいた。2009年が明けると数々のブラジル学校が閉鎖を余儀なくされ，残った学校も大幅に規模を縮小せざるをえなくなっていた。

その事態を受けて，私たちは急きょ入試要項を書き換えることにした。ブラジル学校の教員だけでなく，公立学校や地域のボランティア活動に携わる人も受け入れる方針に転換したのだった。今から考えると，それはたいへん重要な方針転換だったと思う。リーマンショック以降，公立学校とブラジル学校の間を行き来する子どもの数が急増したからだ。この二つの「学校」は，まったく異なるシステムによって成立しているが，それゆえにこそ，二者択一ではなくお互いに補完しあうべき関係にあるはずだ。しかし，リーマンショックでブラジル人児童生徒の教育の問題が深刻化するまで，この二つのシステムの間にはほとんど交流がなかった。交流がないばかりでなく，それぞれの場で働くブラジル人同士の間でさえ，お互いを不審の目で見る傾向が強かった。通訳や補助教員などとして公立学校で働くものにとっては，ブラジル学校は不安定で，それゆえに無責任，かつ儲け主義的な存在に見えた。ブラジル学校で働くものにとっては，公立学校が外国人児童生徒の特別なニーズに無関心で，それゆえに社会的差別を助長する場のように見えていたのだった。

2009年５月，全国から集まった520人が東海大学のコンピュータ室でオンラインの入学試験を受験した。多くの受験生が宿泊を必要としたために，大学は教室に布団を並べて受験生とその家族たちに宿を提供した。二つの大学の教職員が協力して入試業務にあたり，東海大学の大学生が動員されて受験生の家族たち，特に子どもたちの世話にあたった。それらの学生たちは，後にブラジル学校と交流する学生団体を創設し，現在に続いている。

入学試験では，オンラインでランダムに出題されるマルチプルチョイスの試験と，手書きの作文試験が実施された。オンライン試験の結果はすぐに出たが，作文はスキャンされてブラジルに送信され，評点が出るまでに数週間を要した。採点の結果，成績上位者300人が選ばれた。12人の辞退者が出たが，その空席は補欠合格者によって補充された。国籍による差別を設けず，

日本人やペルー人，アルゼンチン人，ウルグアイ人も計８名が入学した。大卒者が90名，残りは高校あるいは古い制度の師範学校の卒業者と高校卒業資格試験合格者たちだった。女性が圧倒的に多く88%，男性は12%だった。30代が最も多くて全体の半数近く，20代が５分の１強，40代が４分の１強，50歳以上は10%弱だった。

受講生たちは20人ずつからなる15クラスに分けられ，それぞれのクラスにはブラジル側にいるチューターが１人ずつついた。スクーリングセンターは，群馬県太田市，長野県茅野市，静岡県浜松市，愛知県名古屋市，岐阜県可児市，滋賀県彦根市の６か所で，自治体や国際交流・国際協力関係の団体，大学などの協力をえて開設され，受講生はどれか一つに所属した。日本側で３人のサブコーディネーターが雇われ，１人が２つのスクーリングセンターを担当して事務と教務の面から受講生たちを支援した。

講座の全体をブラジルから統括するコーディネーターにはマトグロッソ連邦大学教育研究所の所長がつき，日本側では総括責任者に東海大学の国際部長（現学長）がついた。実務面では，東海大学の国際部の中に事務局を開いて私が責任者を務め，マトグロッソ連邦大学から派遣されてきた事務局長が実務作業を取り仕切った。スタッフの中で，日本語とポルトガル語のできるバイリンガルは私と事務局長と３人のコーディネーターで，５人とも日本側にいた。別の面から見ると，ブラジル側のスタッフには日本語のできるものが１人もいなかったのが，このプロジェクトの陣容であった。

通常の授業は，教科書の執筆も含めてすべてマトグロッソ連邦大学がブラジルからおこない，東海大学は日本側で発生する事務作業やスクーリング（対面授業と試験）の実施を担当した。受講生は，年に４回の面接スクーリング授業と，「試験」にあたる年に２回の研究発表に参加する必要があった。対面スクーリング授業では，午前中テレビ会議システムを使ってマトグロッソ連邦大学の教員が夜中のブラジルから授業をおこない，午後は日本側の教員が対面方式で「日本学」の授業をした。

「日本学」というのは，日本の社会や歴史，地理，文化，言語などに関する授業に私たちがつけた名前である。日本学の授業を取り入れることは，東海大学が特に主張したことだった。この講座は，言ってみれば「ブラジル人の，ブラジル人による，ブラジル人のための」講座ではあったが，受講生が教えるのは日本に住む子どもたちである。ブラジル人教師に不足しがちな日本に関する知識を，東海大学が担当するスクーリング授業で補ってほしいと考えたのだった。ブラジルから長期派遣されてきている事務局長と，近畿大学から応援に来てくれたブラジル人教員，それに私の３人が手分けしてスクーリング会場をまわって授業をした。「参加型」で「対話型」の授業のプランを事前にたてることで，どの会場でもおよそ同じパターンで授業ができるように工夫した。

年に２回の試験は，グループ単位の研究発表の形で実施された。毎回，教員やチューター６～９人からなるチームが来日して，会場ごとに２日間かけてポスタープレゼンテーションを聞き，内容や方法について学生と議論して合否を決めた。せっかくブラジルの大学から教員がやってくる機会なので，それぞれの会場で関連のテーマについての講義もおこなった。

講座の受講生たちは，年に６回も週末に家を空けなければいけないにもかかわらず，対面授

業や試験の日をとても楽しみにしていた。「遠隔教育は，普段顔が見えないからこそ，顔の見える関係をつくることが成功の可否を決める」とは，マトグロッソ連邦大学の当時の学長が繰り返し語っていたことである。

テレビ会議を含む会場の設営や，対面授業の考案・準備と実施は，東海大学の職員と教員が大学の社会貢献の一環として担当した。日本各地でたくさんの会場を扱うので，合計して年にのべ30回ものスクーリング授業ないし試験が開かれた。多くの教職員が年に８回から12回もの週末をこの仕事にあてて働いたことを，記憶にとどめていただけたらと思う。

講座卒業生のその後

多くの障壁を乗り越えて開始され，受講生，スタッフと多くの関係者の５年間にわたる努力によって終了したプロジェクトだった。その成果として，何人の受講生が無事に学士号と教員資格の取得にまでたどり着いただろうか。プロジェクトの最終年度に卒業することができたのは，合計で205名だった。300人でスタートしたメンバーの68％だった。205名の卒業者の内，180名が日本で卒業式を迎え，残りの25名はマトグロッソ連邦大学のメインキャンパスで卒業した。

ブラジルのキャンパスで卒業する人がいたのは，2011年３月に東日本大震災が発生したことが理由だった。プロジェクトの最中に起きた２度目の「未曽有の大事件」だった。地震はおろか，これといった天災のない国からやってきたブラジル人たちは，連日余震が繰り返される中，強い恐怖にさらされた。しかも福島の原発事故である。日本語で伝わる情報が理解できなかった人も多いだろう。ブラジルのメディアが送ってくる放射能汚染関連のニュースには，さらなる恐怖をあおるものがたくさんあった。この時期に多くのブラジル人が日本を去っていった。私たちの講座の受講生たちの中にも，すでに半分近くまで終えていた講座をあきらめて帰国する人が出てきた。

その状況を受けて，私たちはブラジルに帰ったものに対しても，帰国先で講座が続けられるように手はずを整えることにした。遠隔教育は，そもそも「空間的制約」を克服するためにこそ生まれたテクノロジーではないか。スクーリングセンターは，マトグロッソ連邦大学のキャンパスに開かれることになった。

2013年の夏に東海大学の湘南キャンパスで開かれた卒業式には，マトグロッソ連邦大学の学長も来日して参加し，多くの来賓を迎えて盛大な会となった。夏までに間に合わなかった一部の受講生も，年末までには単位を修得しきって，やはり東海大学で開かれた小さな卒業式で卒業していった。ブラジルでも，帰国組の卒業式が８月と12月に開かれた。

卒業から５年が経過した今，彼らはどこで何をしているのだろうか。卒業生がブラジル学校や地方自治体の公立学校，あるいは教育委員会で活躍しているという噂は聞く。しかし，そのような仕事をみつけたのは多数者なのだろうか，少数者なのだろうか。人生の選択から，卒業後ブラジルに帰国する人がいることも想像がつく。このプロジェクトが目指したそもそもの目的は，日本におけるブラジル人の子どもたちの教育の状況を改善することだった。それだけに，卒業生が教育者としての仕事を続けているかどうかは重要な関心事である。そこで，昨年

(2018年)，ネットを使って卒業生へのアンケート調査を実施してみた。このアンケートは，日本の多文化状況に関する彼らの意見を聞くことを主な目的としたものであったが，以下では，卒業生の現在の活動状況に関する部分だけを簡単に報告したい。

205名の卒業生のうち，手元にメールアドレスが残っていたのは日本で卒業した180名だけだった。180名にメールを送った結果，ネット上のアンケートに回答を寄せてくれたのは131名だった。73％の回答率だった。その131名のうち，現在日本に住んでいるのは106名（81％），ブラジルに住んでいるのは24名（18％）だった。その他に１名の卒業生がポルトガルに移住していた。

日本に住む卒業生のうち，教育関係の仕事についていると答えたのは91名（86％）だった。多いのはブラジル学校（幼稚園・保育園を含む）で働く人たちで，41名であった。公立学校や教育委員会など日本の教育機関で働いているのは29名だった。その他に放課後や週末の教育活動に携わっている人が18名いた。教育関係の仕事をしていない人の中にも，通訳・翻訳業をしているものが６名，市役所の職員が２名と，多文化・多言語能力を生かした仕事をしている人たちがいた。工場や事務所で働いていたり，家庭に入っているという人は全体の１割ほどだった。ブラジルに帰った卒業生の間でも教育関係の仕事を続けているものが多く，19名（79％）であった。その内訳は，公立学校が７名，私立学校が９名，学童保育などの教育関係者が３名だった。

このアンケート調査では特に項目を設けて聞かなかった点ではあるが，回答者の多くが講座でえた大卒資格と専門性がその後の就職に役に立ったことを自由記述欄で強調していた。特に，日本の教育機関で働いていると回答したものに，そのようなコメントが目立った。

２．考察―空間的，時間的にグローバルな教育とは

「ブラジル／日本の合意に基づく遠隔教育による教育学講座」は，当初より「空間的，時間的制約の克服」を標榜したプロジェクトだった。ブラジルで空間的，時間的制約を克服する教育というとき，オンラインによる遠隔教育について話しているのが通常である。オンライン講座であれば，大学のキャンパスという空間的制約にも，決まった授業時間帯という時間的制約にもとらわれずにすむからだ。私たちのプロジェクトの場合は，それに加えて地球を半周するという距離，そして12時間の時差を乗り越えるというチャレンジもあった。しかし，そういった文字通りの意味だけでなく，このプロジェクトにはさらに深い意味でグローバルな広がりを見せてもらったと感じている。以下に，このプロジェクトからえられる「グローバル人材」育成の議論へのヒントについて考察してみたい。

国境を越えること，国籍を超えること

マトグロッソ連邦大学のプロジェクトの「グローバルな視点」とは何か。そう考えたときに，最初に注目されるのが「人」と「国家」の関係である。「人」が国境を越えて移住したとき，国家との間に生まれる距離は両者の関係を決定的に変えてしまう。国民の「三大権利」という

が，教育への権利も，健康で文化的な最低限度の生活を送る権利も，地域から代表者を出すという意味においての政治参加も，同じ意味では保障されなくなる。国民の義務についても同様で，納税をはじめとする様々な義務のあり方が大きく変わる。移住者と本国との関係はパスポートの発行や戸籍関係の手続きに矮小化され，よほどの非常事態でも起きない限り，あたかも「国籍」という「首の皮一枚」でつながっているかの感すらある。

しかし，「人」と本国の関係は，本当にそれだけのものなのだろうか。グローバル化の進む時代において，少なくとも「教育」をめぐる権利義務に関しては，国境や国籍を超えた「人」と国家の関係があるのではないか。本稿で報告した教員養成講座のプロジェクトは，そのことについて深く考えさせる経験だった。

移民コミュニティの票が代表者を議会に送り込むことはほぼ不可能な中，プロジェクトの実現に奔走したブラジル銀行 CSR 部の担当者は「日本のブラジル人コミュニティからのプレッシャーを，私たちは政治上のパフォーマンスではなく本国の社会問題の一部として捉えている」と語った。移住した自国民の子どもたちの教育の結果は，いずれ（もし）彼らが帰国したときには自国の社会に影響をもたらす。教育の失敗は社会の安全への脅威であり，移住者の成功は本国社会にも利益をもたらすだろう。

子どもが国境を越えて移動するとき，その教育を保障するのは本国政府の責任であろうか，受け入れ国の政府の責任であろうか。私たちは，グローバル化の進む時代の教育の課題として，この問いに真剣に向きあわなければいけない。理想主義に訴えかける問いではない。「グローバル人材」の議論の中で十分に考慮されるべき，いたって現実主義的な問いである。子どもの教育の結果は，将来，必ず社会に巡り戻ってくる。それがどの国の社会に戻ってくるのか，実は予想し難いのがグローバル化時代の現実である。国境を越えて移動する子どもたちの場合は，なおさらのことだ。国境を越えて自国民の教育に投資することと，自国に住む他国民の教育に投資することは，実は同じコインの裏表なのである。

言語の壁を乗り超えることは可能か

このプロジェクトの構造が「ブラジル人の，ブラジル人による，ブラジル人のためのもの」だったことは否めない。いったん講座が動き始めるとすべてのプロセスが激しいスピードで進行し，東海大学の中でも（私以外の）ポルトガル語のわからない教職員はただ指示を受けるだけのボランティアになってしまった。スクーリング授業の会場を提供してくれた地方自治体や国際団体，大学などの関係者にも，講座のダイナミズムを理解することは難しかったと思う。プロジェクトに日本の政府を巻き込むことはかなわず，日本の社会へ向けた情報発信も限定的であった。

講座そのものの構造をもっと「多文化」なものにできたら…。講座が終了して 4 年たった昨年に実施した卒業生たちへのアンケート調査からも，「ブラジル人だけで学ぶのではなく，日本の社会とつながる形で学ぶことができたらよかった」という声がよせられた。「可能ならば他の国からの移民たちも含めて一緒に学んでみたい」というものもいた。それが可能であれば，講座でのディスカッションそのものが社会への発信となり，社会変革の力となりえたかもしれ

ない。そう考えたときに，「空間と時間の制約」を乗り越えようとしたプロジェクトが，結局は「言語の壁」を乗り超えきれなかったことに気づかされる。

しかし，10年前にこのプロジェクトを計画したとき，ポルトガル語のわからない受講生も迎え入れて，あれだけの内容を二言語，三言語で教えようなどと誰かが言いだしたら，気でもふれたのかと思われたことだろう。

ところが，講座が終了して５年がたった中，マトグロッソ連邦大学はまさにその問題に取り組むことを検討している。ポルトガル語，日本語，英語の三言語を使って，ブラジル人と日本人が同時に学べるオンライン講座を開講しようと提案されているのだ。実際，昨年（2018年）の５月から７月にかけては，３か月間の実験的短期講座を協働で開講してみた。マトグロッソ連邦大学と東海大学に加えて日本の放送大学が参加し，さらに他の大学や研究所の研究者の協力をえた。両国の専門家がペアを組んでテキストを執筆し，それぞれの国の歴史や民族，政治や経済，教育や教育行財政について説明し，それを三つの言語に翻訳した。受講生には，ブラジル在住のブラジル人，日本在住のブラジル人，日本の大学生や大学院生などがおよそ20名ずつリクルートされた。

実験の結果は，「課題山積み」というのが正直な感想だ。翻訳された教科書はまだまだわかりづらいし，ネット上で学生同士が交わす大量のディスカッションは翻訳もできていない。一部のバリンガルの受講者以外，ブラジル人と日本人の間で意見のやりとりはできなかったに等しい。スタッフ同士のコミュニケーションや，スケジュールの時間感覚などの点でも多々問題があった。しかし，先方大学の見方はいたって楽観的である。

少なくとも言語の問題は，近い将来テクノロジーの進化によって解決できると考えているのだ。自動翻訳機をはじめとする技術が進んで，言語の壁など何の苦もなく乗り越えられるようになる，チャットや掲示板上のディスカッションも，テレビ会議によるライブ講義ですら，瞬時に翻訳できるようになると思っているようだ。

ブラジルでは，高等教育の課題が「民主化」と「国際化」の問題として語られることが多い。「民主化」とは，より貧しい階層へと高等教育を普及させることであり，「国際化」とは，より質の高い高等教育とほぼ同義語のように使われる言葉だ（da Cunha, 2017: 819）。一見相反するかのように見えるこの二つの方向性だが，ブラジルの遠隔教育関係者たちは，「ICT の技術革新で，二つを同時に達成できる！」と主張する。公共部門で進む教育予算の削減が，政治的には「安上り」に見える遠隔教育にとって逆に追い風になっている面もある。

教室を出ること・戻ることと，エンパシーについて

オンライン授業を体験してみるとすぐにわかるが，バーチャル環境の授業には独特の強みがある。教師も受講生も授業中の会話がすべて文字で交わされるため，すべての発言が記録されていて，あとから見直しができるようになっている点だ。教員の無責任な「言いっ放し」は許されない。同じく，学生の怠慢も許されない。その受講生が週に何日，何時間バーチャル環境に入ってきたか，ディスカッションにどれだけ参加したか，「秒単位」，「文字数単位」で統計として出てくるからだ。

対面による教室での一般的な授業に慣れた教員からすれば，そんなバーチャルな世界が果たして学生の動機を維持できるのか疑問に思えることだろう。まったくその通りで，オンライン講座をバーチャル環境だけで完結させていては，おそらく多くの受講生が脱落してしまうことだろう。ブラジルは，そもそも高等教育の中途退学率が高い国だが，オンラインによる遠隔教育ではなおさらのことである。ブラジル遠隔教育協会（Associação Brasileira de Educação a Distância, 2015: 46）によると，オンライン講座の中途退学率は26％から50％の間に集中するという。正規の教育機関の４割がそのように回答している。

学生の動機を高めるために私たちが重視したのが，スクーリング授業のクオリティだった。マトグロッソ連邦大学の学長は，「スクーリングこそが遠隔教育講座の成功の鍵を握る」と繰り返し述べていた。プロジェクトでは，その予算の大きな部分を教員・チューター陣の来日の費用に割いた。年に２回のスクーリング試験の度に，彼らがチームで日本までやってきて受講生のプレゼンテーションを聞き，対面授業の形で話し合うことをたいせつにした。「エンパシーの開発」への投資である。それが投資だというのは，一度生まれたエンパシーの関係が，スタッフの帰国後も持続する効果が期待できたからだ。まだ会っていない教員やチューターへのエンパシーの転用も，おそらく起きていたのではないか。

年に４回，「日本学」のスクーリング授業を担当した私たち東海大学のスタッフは，すべての授業を「参加型」で「対話型」に組み立てた。人と人の出会いには，思いもかけない誤解や不和を招きかねないデリケートな側面もある。受講生の中には日本の公立学校に身を置くものとブラジル学校に身を置くものがいて，両者の間に一種の不信感が存在したことは既に書いた。ブラジル学校同士はブラジル学校同士で，いわばビジネス上の競争相手である。学校経営者も多く受講していたために，彼らの間のライバル意識についても理解する必要があった。スクーリング授業の準備には，必ずワークショップのファシリティ経験が豊富な NGO の専門家に協力してもらい，学びと出会いのクオリティが両立できるように工夫した。

日本の高等教育では「アクティブラーニング」や「サービスラーニング」の重要性が評価されつつある。「教室を出よ」との呼びかけともいえる。私たちの講座の場合は，同じメッセージが「教室に集まれ」の呼びかけとなった。コンピュータの前で頭だけ使って勉強するのではなく，スクーリングで生身の人間と出会って，体を使った勉強をしようという意味である。

私たちの講座の卒業生の多くが，今日，公立学校やブラジル学校で働いている。ブラジル人の子どもたちの中にはそれらの学校の間を行き来する子どもが多く，日本の制度ではそういった子どもの状況を追跡して把握する仕組みがない。そんな中，卒業後も続く卒業生同士のネットワークが機能することで，子どもの利益にかなった支援ができる場合もあるようだ。同じスクーリングセンターで学んだもの同士ではなくても，「マトグロッソ連邦大学の卒業生」というアイデンティティは同期生同士を結びつける力があるようだ。「エンパシー」のトランスファーである。

3．おわりに

本稿では，高等教育のグローバル化の議論に資することを目的に，ブラジルのマトグロッソ連邦大学が東海大学と協力して実施したオンラインの教員養成講座について紹介してきた。そして，その経験からの学びを，「国境を越え，国籍を超えた視点」，「民主化と国際化の両立」，「エンパシーの重要性」の点から考察した。私にとってこのプロジェクトに参加したことの喜びは，「国境と国籍へのこだわり」の少ないブラジルのカウンターパートたちや講座受講生たちとの出会いであり，協働作業であった。では，彼らに「ブラジル人としてのアイデンティティ」が薄いかというと，まったくそんなことはない。自分の国を愛し，ストレートにその気持ちを表現する様は，戦後の日本ではなかなか見ることのない姿に思う。私は，近年の「グローバル人材」の議論に見られる「日本人の特殊性」や「アイデンティティ」，そして「国籍」へのこだわりが，日本社会が抱える国際性への「コンプレックス」の裏返しのように感じる。

思えば，かつて我々には大規模なハワイ，アメリカ，ブラジル移民を通じてたくさんの「グローバル人材」を生みだした歴史がある。海外でたくさんのバイリンガル二世が育ち，移住先社会の繁栄に貢献し，日本の社会との懸け橋となった。ところが，そんな彼らの記憶が，移民先社会の世代交代とともに急速に失われようとしている。日本の社会は，こんなにもバイリンガルに憧れながら，バイリンガルとして育ち，生きた人たちの経験から学ばずにきた。同じことが，今海外から日本に移住してきている人たちについてもいえる。最もバイリンガル・バイカルチュラルへの道に近いはずの移民の子どもたちの教育に，我々は関心を示そうとしない。

ブラジルでは，高等教育の「民主化」を「第一世代学生」の受け入れという言い方で議論する。第一世代とは，大学にいったことのある人のいない家庭の子どもたち，という意味だ。クォータ制や，レメディアル教育などが導入されている。日本の社会は，移民家庭の子どもたちを「日本育ち第一世代」として，特別な支援をすることが重要ではないだろうか。そのときたいせつなのが，かつての日系社会の記憶だ。日系二世の教育の成功は，母語・母文化の教育への投資と，その上に立つ家庭の教育力に支えられた。そのことは，最新の教育学の知見が明らかにするところである（中島2013: 34-48）。同時に，親世代への支援も欠かせない。ICT 技術の進化が，きっと手助けしてくれるだろう。「学級だよりをメールで送る」，それだけのことで，移民家庭にとってはネットの翻訳機能を活用できるなどの可能性が広がるだろう。

本稿ではオンライン講座の利点と限界について深く議論できなかった。実験的短期講座の経験からは，ICT の進化によって機械がすべて「翻訳」できるようになっても，エンパシーを伝える「通訳」には人間の活躍が重要であることを感じさせられた。そのような役割を担える人材を，国境を越え，国籍を超えてでも育成することが急務だろう。コンプレックスではなく，エンパシーによってグローバルを目指す人間は，どうしたら育てることができるだろうか。その問いこそが，「グローバル人材」育成の議論の中心的な問いではないだろうか。

引用文献

Alonso, K. M. & Onuki D. (2013) Trajetória s e percursos em educação a distância: Entre o sol nascente e o poente. In D. Mill & C. Maciel (Eds.) *Educação a Distância* (pp. 285-310). Editora UFMT.

Associação Brasileira de Educação a Distância – ABED. (2015) Censo EAD 2015 Brasil: Relatório Analítico de Aprendizagem a Distância no Brasil.

da Cunha, M. I. (2017). Qualidade da educação superior e a tensão entre democratização e internacionalização na universidade brasileira. *Avaliação: Revista da Avaliação da Educação Superior*, 22(3), 817-832.

Torres, G. V. S. (2017). *Educação em Ciências Naturais no Curriculo do Curso de Pedagogia Acordo Brasil-Japão: Travessias de Uma Universidade da Amazónia em Território Estrangeiro*. Unpublished doctoral dissertation, Universidade Federal do Mato Grosso.

小貫大輔（2013）「ブラジルの市民社会と日本のブラジル学校」東海大学教養学部国際学科（編）『第 4 版国際学のすすめ―グローバル時代を生きる人のために』東海大学出版会，pp.148-159

――――（2017）「外国学校の現在」荒牧重人他（編著）『外国人の子ども白書』明石書店，pp.128-130

グローバル人材育成推進会議（2011）『グローバル人材育成推進会議　中間まとめ』

中島和子（2013）『バイリンガル教育の方法』アルク

日本経済団体連合会（2011）『グローバル人材の育成に向けた提言』

ハタノ，リリアン・テルミ & 小貫大輔（2015）「日本におけるブラジル人の教育と未来」東海大学文明研究所『文明』20，pp.57-68

文部科学省（2017）『「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」の結果について』

吉田文（2014）「『グローバル人材の育成』と日本の大学教育―議論のローカリズムをめぐって―」日本教育学会『教育学研究』81（２），pp.164-175.

Abstract

Lessons Learned from an On-line Teacher Training Course Held through a Brazil-Japan Inter-university Collaboration Scheme
— From the perspective of global human resources building

Daisuke Onuki

Today, the need for building “global human resources” is widely discussed. However, the argument more often than not does not go beyond its “localized” perspective limiting itself to the interest of “Japan” and the immediate profit for its people. What does it mean to build human resources from a truly global perspective? This article aims at drawing lessons from projects with long-term visions that transcend national borders, an example of which can be found in an inter-university collaboration between the Federal University of Mato Grosso and Tokai University. The two universities worked together from 2009 to 2013 to offer an on-line teacher training course for Brazilian educators in Japan. At the end of the project, out of the 300 educators enrolled in the course (all of them working in Brazilian schools, Japanese public schools or community-based projects), 205 obtained undergraduate degree in pedagogy and teaching diploma valid in Brazil. How such a project came about, how they were carried out, what results were obtained and what lessons can be learnt from the project? We will try to examine those questions with a hope that future projects will follow the example.

〔研究ノート〕

大根川の水質（１）
～その変遷と下水道普及に関して（1990～2013年）～

藤野 裕弘*

１．はじめに

秦野市大根地区を流れる大根川は標高240m 程ある弘法山の数か所の湧水を源流としている全長5.2km，下流部での流量が約0.45m^3／sec という小河川であり，南矢名，鶴巻，真田，岡崎を流れ鈴川に合流する。自然水が少ないため水のほとんどが生活排水で成り立っている[1-6]。地元住民からの聞き取り調査では，1970年代以前には，魚とりやホタル狩りなどを行う事が出来たそうである。

しかしながら，秦野市は，1970年代の高度経済成長に伴って，首都圏が著しい経済成長を遂げるに従い，東京近郊で小田急線や国道246号線が通っているということから，都内の通勤圏として人口が飛躍的に増加した。結果的に，下水道などのライフラインの整備が遅れ，生活雑排水の多くが下水道を経由せず，直接河川に流入することになった。その頃の大根川は，生活雑排水や各家庭の単独処理浄化槽経由でも処理の不十分な排水が流れ込み，有機物や無機塩類が増加し，水生生物の生息環境を極度に悪化させていた[1-6]。研究室の調査では，1990年７月における BOD 平均値は12.91ppm と「生活環境の保全に関する環境基準」においても最低評価の E ランクであった[1-6]。環境保全をすべき基準と環境省が定めた値以上である[7, 8]。

また，近年の秦野市の下水道普及率は，84.7％（2011年度末）と比較的高い値ではあるが，大根・鶴巻地区に限ると，その約10年前まで下水道普及率は０％であった。秦野下水道施設課によると，大根・鶴巻地区の下水道普及の遅延理由は，1981年代に大根・鶴巻地区の下水道管を浄水管理センターへ通す計画が立てられたが，弘法山とそれに連なる秦野高校付近の地形が隆起しおり，技術的，予算的に下水道管を通すことが困難だった為である。

一方，現在では，合併処理浄化槽や下水道の設置により，大根・鶴巻地区の生活排水が，河川に直接流入する割合が減り，大根川の水質は改善の方向へ向かっていると予測出来る[3]。これは，秦野市が大根・鶴巻処理地区の下水を，下流域にある伊勢原市の伊勢原終末処理場へ処理委託するため，鶴巻中継ポンプ場を建設し，2001年７月より下水道供用を開始した事による。

受理日2019年11月27日
＊教養学部人間環境学科自然環境課程

本研究では，1990年７月から行っている６時～24時まで２時間ごとに採水して水質分析を実施し，１日の水質変化を把握する終日調査の結果，毎月１回の定期調査（10時に採水）の結果，各文献資料，行政のヒアリング調査から，都市中小河川における生活排水による水質の汚濁と，下水道の普及に伴う水質改善の傾向を，具体的に明らかにすることを目的とする。

２．水質調査の概略

調査地点は，図１と写真１～４に示した通りである。採水は，前日から雨の降らない日を選び実施した。St.O1では，毎月１回10：00に採水する定期調査を実施した。St.O2では，朝の６時から夜の24時まで，２時間ごとに採水する終日調査を実施した。

また，2013年７月22日と８月15日には，河川や排水溝の合流前後の水質の関係性を調査する目的で，10時に採水する追加調査（St.O1，O1－1，Oh－1，Oh－2，O2－1，O2－2）を実施した。

採水したサンプルは直ちに実験室に持ち返り分析を行った。各測定項目の分析方法はJISの工場排水試験法に準じて行った[10, 11]。

測定項目は環境省の定める生活環境の保全に関する河川の環境基準項目pH，BOD（生物化

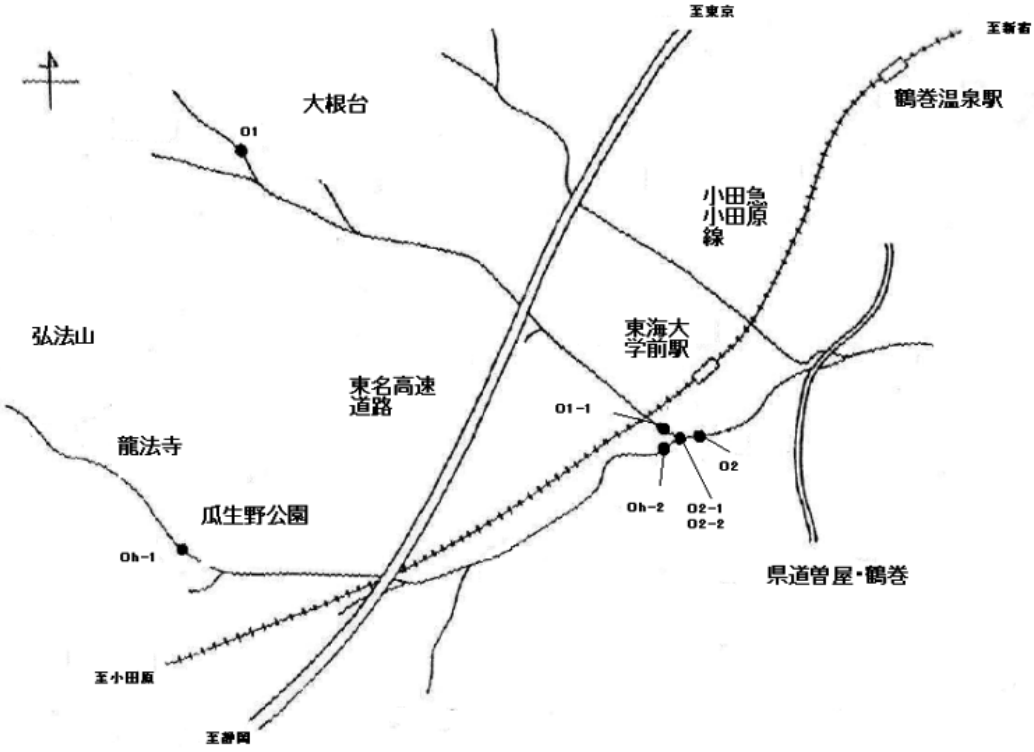

図１　大根川の採水地点

写真 1　採水地点 St.Oh－1

写真 2　合流地点
（左河川がSt.Oh－2＆右河川がSt.O1－1）

写真 3　排水溝 St.O2－1

写真 4　排水溝 St.O2－2

学的酸素要求量），SS（懸濁物質）である。加えて，洗剤に多く含まれる界面活性剤の LAS（陰イオン界面活性剤：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム），し尿の流入を推定できるアンモニア態窒素及びオルトリン酸態リンを測定した。LAS と窒素・リンの定量には，比色法を用いた。さらに，時間帯における流量の変化を把握するため，St.O2での採水時に，毎回流速を測定した。

以上，当該研究に使用したデータは，1990～2013年の水質分析結果，及び，2013年度における 7 ＆ 8 月の追加調査の結果である。

3．水質調査の結果及び考察

朝の 6 時から夜の24時まで 2 時間ごとに採水した終日調査の結果では，「大根川の BOD に注目して見ると，1 日の中でその値は大きく変化しており，朝と夕方から夜にかけて増加するなど，流域住民の生活周期が影響をあたえていることがうかがえる。詳しく見ると，図 2 に示したように10時に大きなピークが来て，夕方に小さなピークが来ている。また，流量の変化も10時，14時，20時に増加する傾向がある。」ことがわかっている[1–6]。これは，流域からの生活

排水の流入が，流域住民の生活パターンによって変化し，それに伴ってBODが大きく変化していると考えられる。この結果を踏まえ，１日の中で一番生活排水の流入が最も多く，最も汚濁が顕著な10時の結果を中心に，水質データを以下にまとめてみる。

［BOD］

1990年～1994年におけるBODの一日の変化は，図２より，６時から10時にかけて上昇傾向を示し，その後16時から18時に向けて減少している。その後，22時に向けて上昇した後，やや減少を示している。

2007年～2011年におけるBODの一日の変化は，図３より，1990年～1994年と同様に６時から10時にかけて上昇傾向にあり，その後減少し，再びやや増加した後，ほぼ横ばいとなっている。図２と図３を比較すると，変化の様相は類似しているが，変化の幅（最小値と最大値の差）は，図２の方が大きく，図３は小さいことがわかる。

一方，秦野市大根・鶴巻地区における下水道普及率（図４）のグラフからは，1990年～2000年までの下水道普及率が０％，2007年～2011年の下水道普及率が63.4％～82.1％に大きく向上していることがわかる。この下水道普及率が，図３のBOD変化の幅を小さくしている要因と考えられる。

次に，図５は下水道普及０％の10時のBODである。図６は下水道の供用が開始された後の10時のBODである。近似直線の傾きからも，図５に比べ，図６のBODの減少が早く進んでおり，下水道普及の効果が伺える。

［アンモニア態窒素］

図７は下水道普及０％の10時のアンモニア態窒素である。図８は下水道の供用を開始した後の値である。図７の近似直線の傾きが若干上昇傾向にあるのに対し，図８の近似直線の傾きは減少傾向である。これはアンモニア態窒素の値が，下水道供用が開始された事で減少に転じた事を示している。

［SS（浮遊物質）］

図９は下水道普及０％の10時のSSである。図10は下水道の供用を開始した後の10時のSSである。図９と図10の近似直線の傾きはともに減少傾向である。傾きからは，SSの値が下水道普及により減少に転じたとは言い切れないが，下水道供用後は下水道普及が進むにつれ，SSの値は減少傾向にある。

［陰イオン界面活性剤：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（LAS）］

LASについてもアンモニア態窒素と同様の傾向がみられるが（図11＆12），2001年以降，大幅に減少している。その理由としては，下水道設置による効果だけでなく，洗剤メーカーが，洗剤の主成分を，微生物に分解されやすい陰イオン界面活性剤から，熱に弱い非イオン界面活性剤（POERなど）に移行させている事が考えられる[12)]。

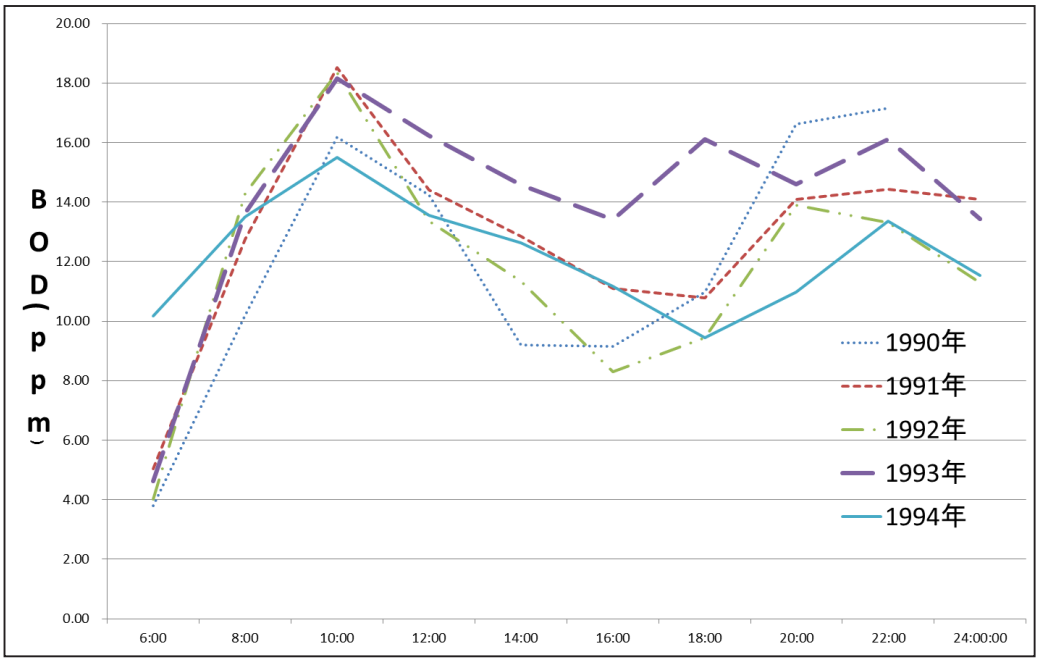

図2　大根川（St.O2）における1日のBOD変化（1990年4月～1994年12月の月平均値）

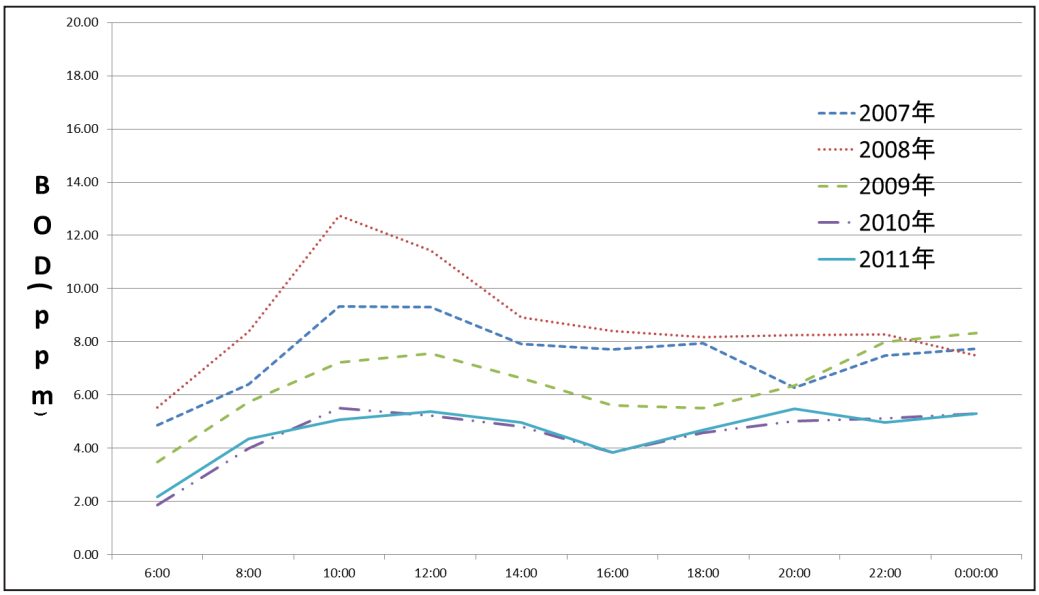

図3　大根川（St.O2）における1日のBOD変化（2007年1月～2011年12月の月平均値）

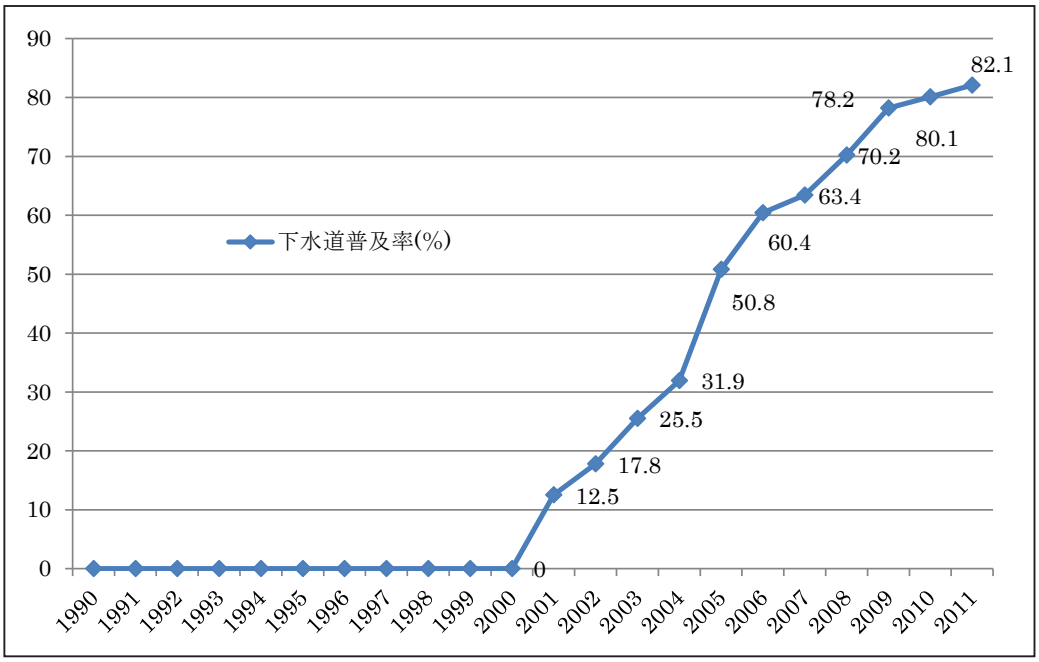

図 4　秦野市大根・鶴巻地区における下水道普及率（1990年～2011年）

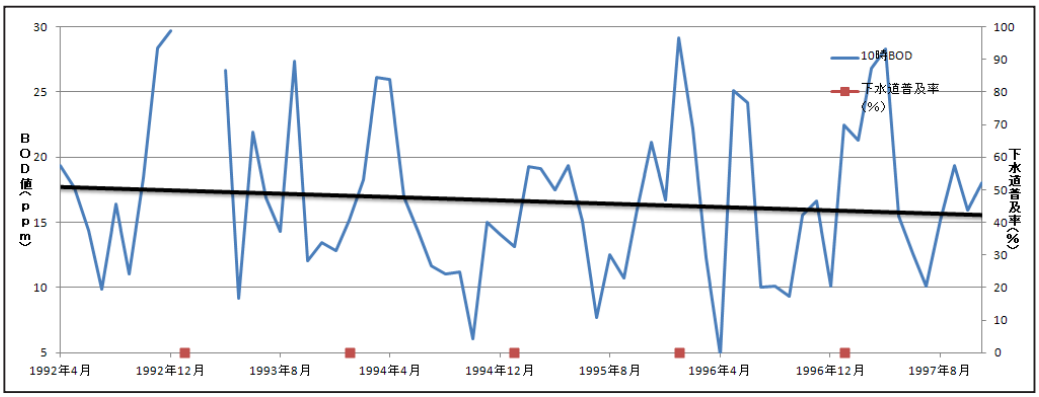

図 5　大根川（St.O2）における10時の BOD（1990年 4 月～2001年 6 月）

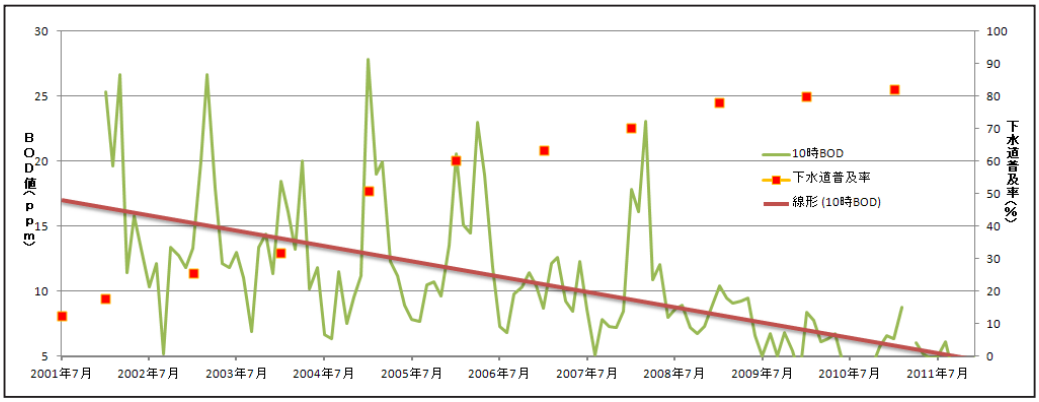

図6　大根川（St.O2）における10時の BOD（2001年 7 月～2012年12月）

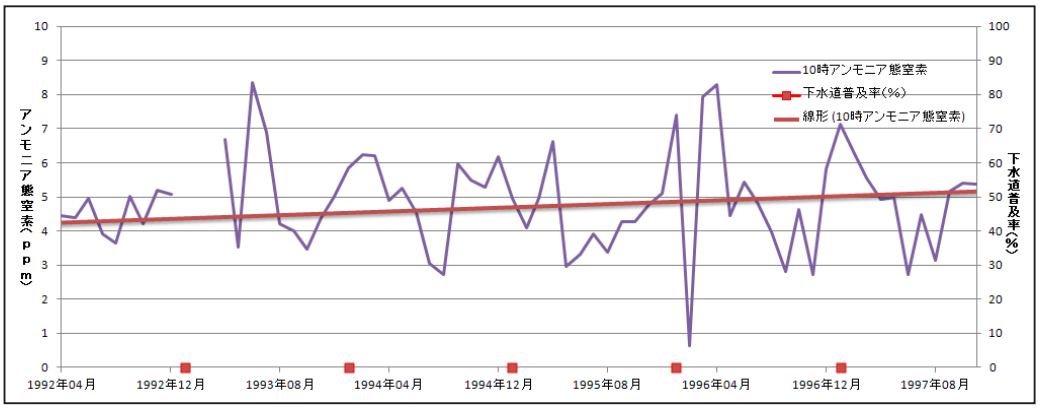

図7　大根川（St.O2）における10時のアンモニア態窒素（1990年 4 月～2001年 6 月）

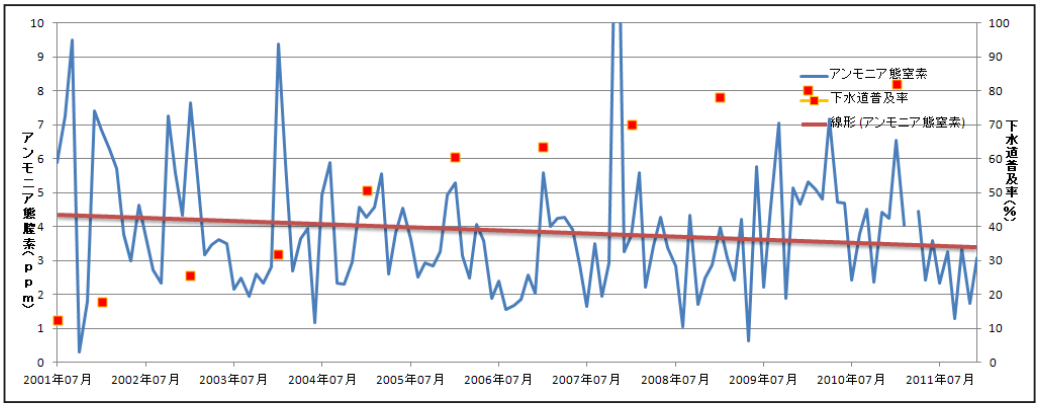

図8　大根川（St.O2）における10時のアンモニア態窒素（2001年 7 月～2012年12月）

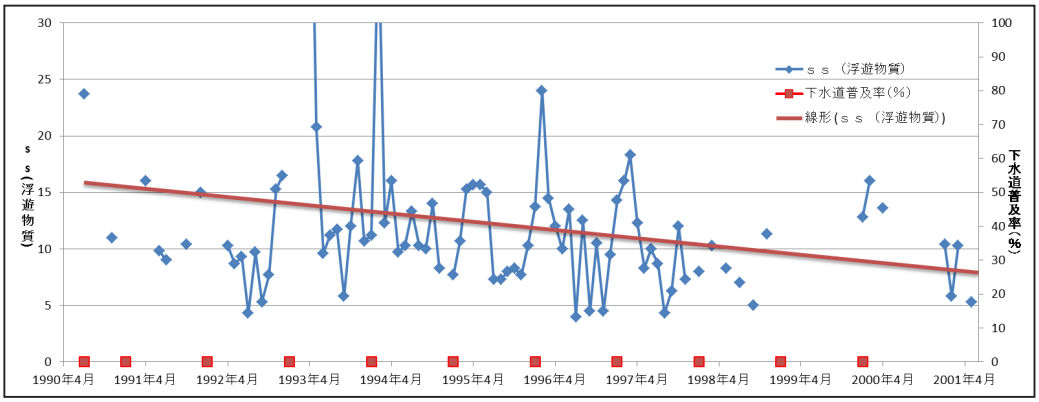

図９　大根川（St.O2）における10時の SS（1990年４月～2001年６月）

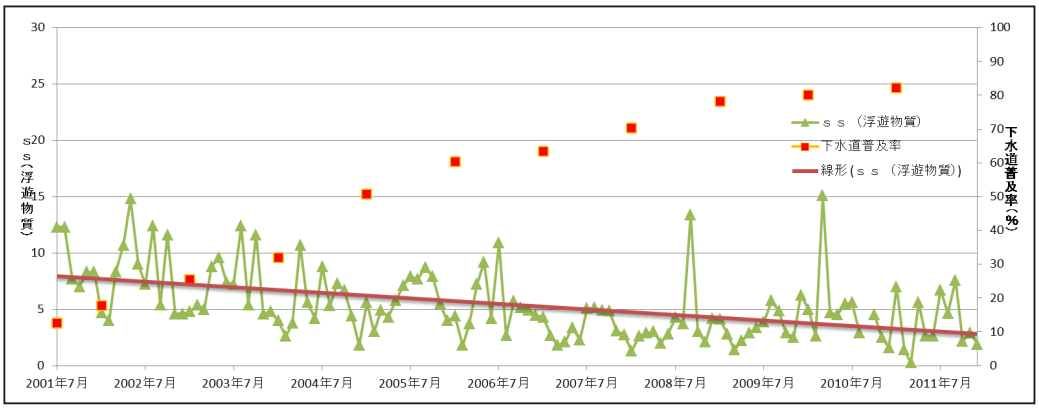

図10　大根川（St.O2）における10時の SS（2001年７月～2011年12月）

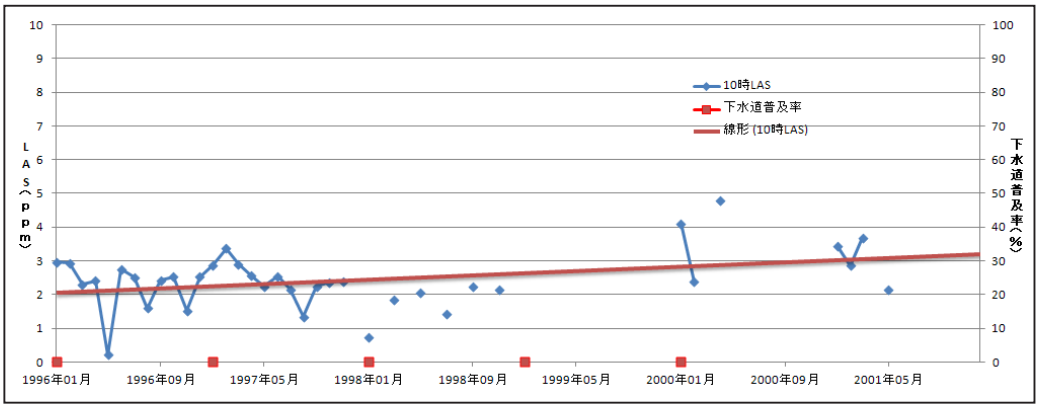

図11　大根川（St.O2）における10時の LAS（1996年１月～2001年６月）

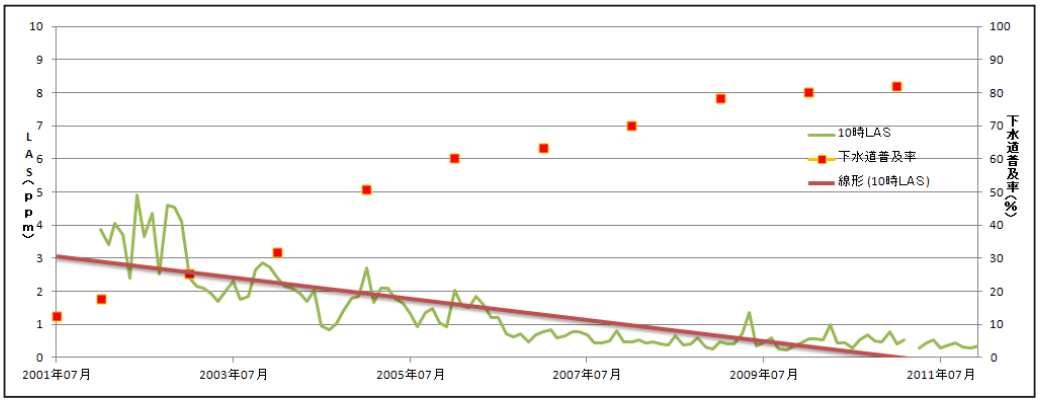

図12　大根川（St.O2）における10時の LAS（2001年７月～2012年12月）

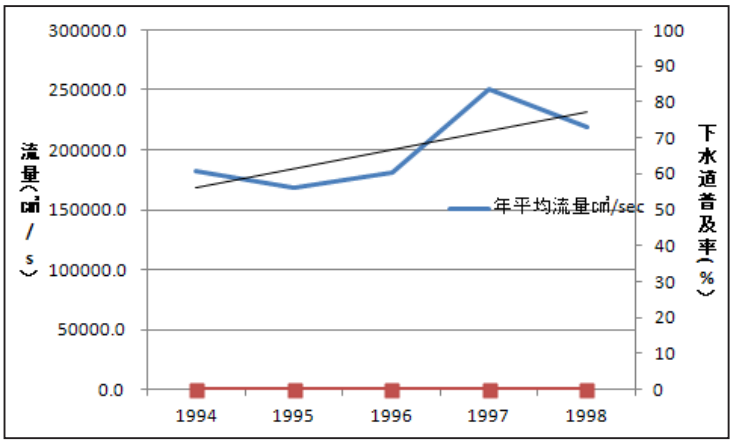

図13　大根川（St.O2）における10時の流量年平均値（1994年～1998年）

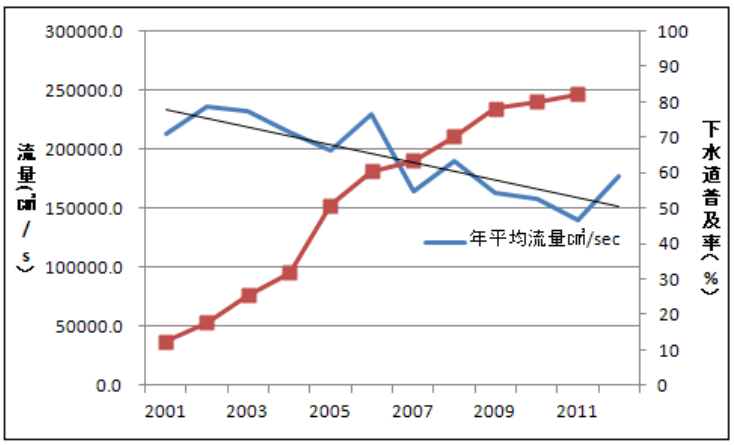

図14　大根川（St.O2）における10時の流量年平均値（2001年～2012年）

［流量］

図13と図14は大根川（St.O2）における10時の流量の年平均と下水道普及率を比較したグラフである。図13が1994年から1998年，図14が2001年から2012年である。下水道普及率０％の時には流量は増加している（図13）のに対して，下水道の供用が開始されてから，普及率が高くなるとともに流量が減少している（図14）。大根川への生活排水の流入量が多く，それが下水道設置と共に減少したことから，大根川全体の水量が減少した事が理解できる。この流量の減少は，大根川に生息する水生生物には，大きな影響を与えることが予想される。

４．生活環境の保全に関する環境基準から見た水質

表１は，各測定項目のそれぞれの測定開始時から５年間の結果の平均値と，2008年～2012年（５年間）の平均値をまとめたものである。生活環境の保全に関する環境基準に当てはめてみると，測定開始５年間の下水道普及０％の10時の値は，BOD がＥ評価となっている。Ｅ類型は工業用水３級，環境保全が必要であり，利用するには特殊な浄水操作が必要とされている[11)]。

一方，下水普及が進んだ近年５年間の平均値は，Ｃ類型である。これは，工業用水１級として利用でき，沈殿操作などによる通常の浄水操作を用いる必要があるが，農業用水として利用できる水質状態である[12)]。これも，下水道普及の効果を示す一例である。

表１　生活環境の保全に関する環境基準及び測定開始５年間と近年（2008年から2012年）の平均値

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度（ｐH）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	測定項目	測定開始５年間平均値	近年（2008～2012）平均値
ＡＡ	水道１級	６．５～８．５	１ｍｇ／ℓ以下	２５ｍｇ／ℓ以下	７．５ｍｇ／ℓ以上	ｐH	７．５５	７．９２
Ａ	水道２級 水産２級 水浴	６．５～８．５	２ｍｇ／ℓ以下	２５ｍｇ／ℓ以下	７．５ｍｇ／ℓ以上	ＢＯＤ	１７．３４ｍｇ／ℓ	６．９８ｍｇ／ℓ
Ｂ	水道３級 水産２級	６．５～８．５	３ｍｇ／ℓ以下	２５ｍｇ／ℓ以下	５ｍｇ／ℓ以上	ＳＳ	１３．９８ｍｇ／ℓ	４．１０ｍｇ／ℓ
Ｃ	水産３級 工業用水１級	６．５～８．５	５ｍｇ／ℓ以下	５０ｍｇ／ℓ以下	５ｍｇ／ℓ以上	ＤＯ	５．５０ｍｇ／ℓ	６．７３ｍｇ／ℓ
Ｄ	工業用水２級 農業用水	６．０～８．５	８ｍｇ／ℓ以下	１００ｍｇ／ℓ以下	２ｍｇ／ℓ以上	アンモニア態窒素	４．２５ｍｇ／ℓ	３．５７ｍｇ／ℓ
Ｅ	工業用水３級 環境保全	６．０～８．５	１０ｍｇ／ℓ以下	ゴミなどの浮遊が認められない事	２ｍｇ／ℓ以上	ＬＡＳ	２．５４ｍｇ／ℓ	０．４４ｍｇ／ℓ

さらに，長祥は，水生生物へのストレスの要因は「①生物の食餌の質，量及び季節的利用可能性の変化②水質の悪化（水温の変化，過度の濁度及び過度の浮遊土砂を含む）③生息地（底質も含む）の改変④水量または流況の生じる時期の乱れ⑤生物間の相互作用である。」としている[8)]。従って，下水道普及による水質改善は，水質の悪化による生態系へのストレスをへらすことは明らかであり，水中生態系の保全へとつながる。

5．追加調査についての結果及び考察

追加調査の結果は，図15から図20にまとめて示した。

［BOD］

源流に近い St.Oh－1の BOD は，St.O1と同様の値である。表 1 の生活環境の保全に関する環境基準においても AA 類型に分類される。

次に，St.O2とその少し上流にある St.O1－1及び St.Oh－2の値を比較する。 7 月， 8 月の平均値は，St.O1－1が6.41ppm，St.Oh－2が5.28ppm であり，合流後の St.O2（4.46ppm）より高くなっている。これは， 2 河川が合流した直後に流れ込む排水（St.O2－1）の BOD が低く（1.00ppm），希釈されている可能性が考えられる。しかしながら，もう一つの排水（St.O2－2）が130.14ppm と異常に高くなっている（図16）。St.O2－1が合併浄化槽経由，St.O2－2が直接流入する排水と予想できるが，St.O2－2の流量自体が非常に少ないため，St.O2の値を大きく上昇させるまでに至っていないと考えられる。

［溶存酸素：DO］

図17は溶存酸素の調査結果を示している。採水地点全て（St.O1，St.Oh－1，St.Oh－2，St.O2）において， 6 ppm 以上を示している。生活環境の保全に関する環境基準では，B 類型以上に該当することから，現状では，特に問題は感じられない。

［アンモニア態窒素及びオルトリン酸態リン］

図18はアンモニア態窒素，図19はオルトリン酸態リンの調査結果を示している。アンモニア態窒素に注目すると，源流に近い瓜生野公園方面から流れてくる St.Oh－1ではあるが， 7 月， 8 月の平均値が3.67ppm であり，同じ上流域の St.O1（0.25ppm）を大きく上回る値となり，それより下流の St.O2よりやや少ない程度である。オルトリン酸態リンも同様の傾向である。

St.Oh－1は，弘法山山腹にある大根川の源流の一つに近い場所に位置しており，周囲にはミカン畑他の農地が点在している。St.O1は，弘法山に連なる山麓の山腹にある大根川の源流の一つに近い場所にあり，周囲にはやはり農地が点在居ている。しかしながら，St.Oh－1の周囲は，宅地開発が進んでおり，住宅やマンションが立ち並んでいる。従って，農業排水に加え，生活排水の影響も考えることができる。

また，農業排水には，肥料や農薬等の残留物が含まれている場合もあり，アンモニア態窒素

やオルトリン酸態リンの値に影響している可能性が考えられる。宮崎によれば，「流入水は表面流去により Ca^{2+}，Mg^{2+}，SiO^{2}及び NO^{3-}濃度が低下し，また地下浸透により NO^{3-}濃度が低下し，NH^{4+}濃度が上昇する傾向が示された。」とある[13]。よって，地下に浸透した農業排水由来の湧水がアンモニア態窒素を増加させる要因の一つになることがわかる。

［陰イオン界面活性剤：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（LAS)］

図20は，LAS の調査結果を示している。

LAS の値は，下流域の方が上流域より高い値になっており，生活排水の影響が示唆される。

また，７月は，St.O1－1と St.Oh－2が合流した後，すぐ下流の St.O2の LAS の値が急激に上昇しており，８月は，St.O2の LAS の値は，逆に，St.O1－1と St.Oh－2の値より減少している。これは，BOD の項目でも述べているが，２河川が合流した直後に流れ込む排水（St.O2－1と St.O2－2）の影響によると推測される。

LAS は生物毒性があることが知られている。水生生物の呼吸器系に大きく影響を与え，一定の濃度以上に水生生物が暴露された場合，死に至らしめることが報告されており，注意が必要である[12, 14-20]。

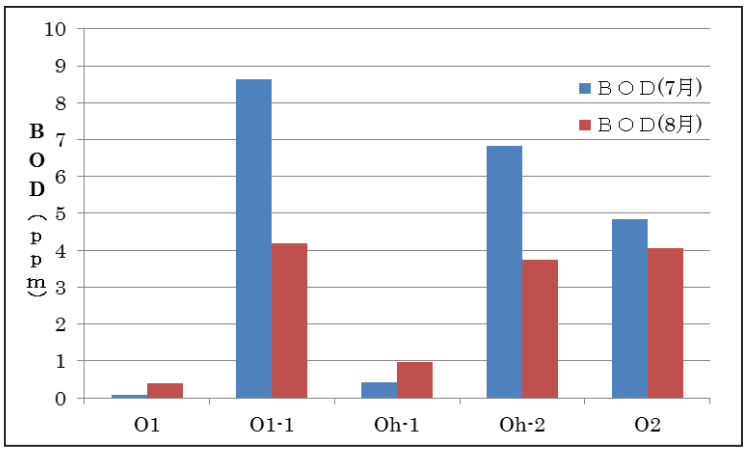

図15 大根川上流域における BOD（７月，８月）

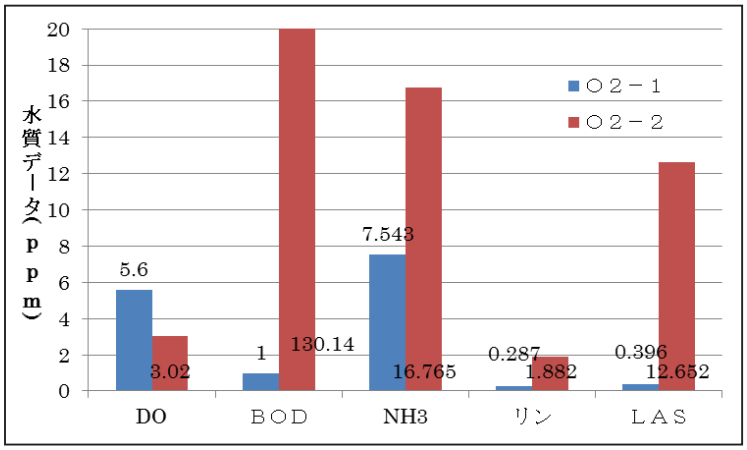

図16　St.O2－1と St.O2－2の水質分析結果（8月15日）

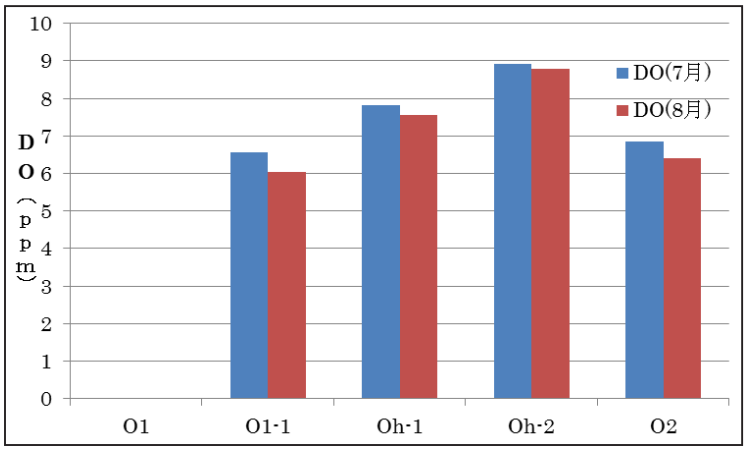

図17　大根川上流域における DO（7月，8月）

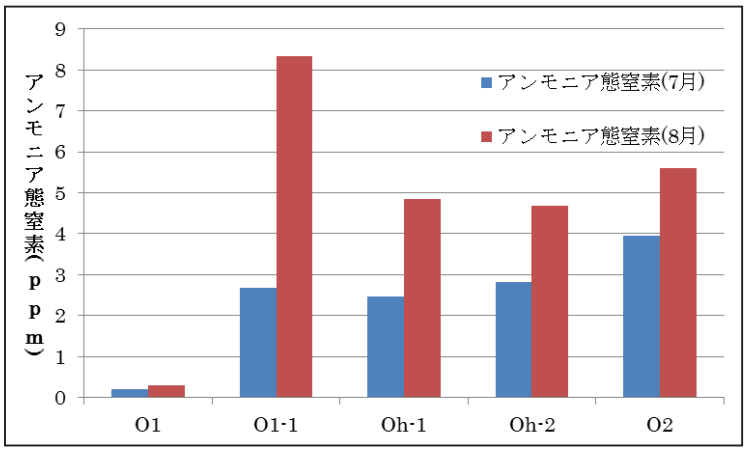

図18　大根川上流域におけるアンモニア態窒素（7月，8月）

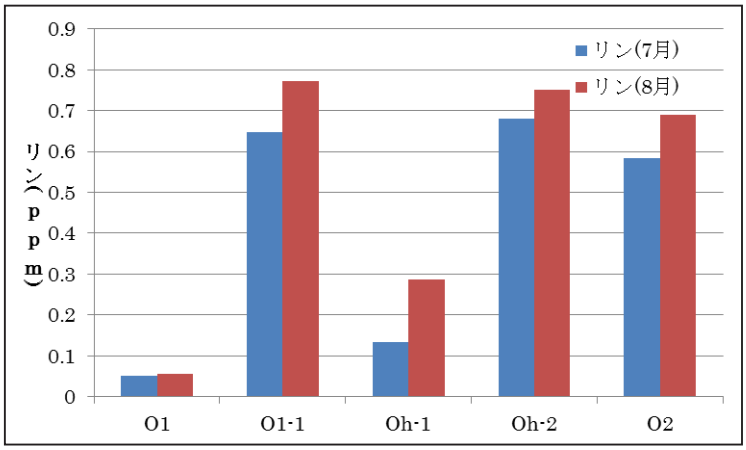

図19 大根川上流域におけるオルトリン酸態リン（７月，８月）

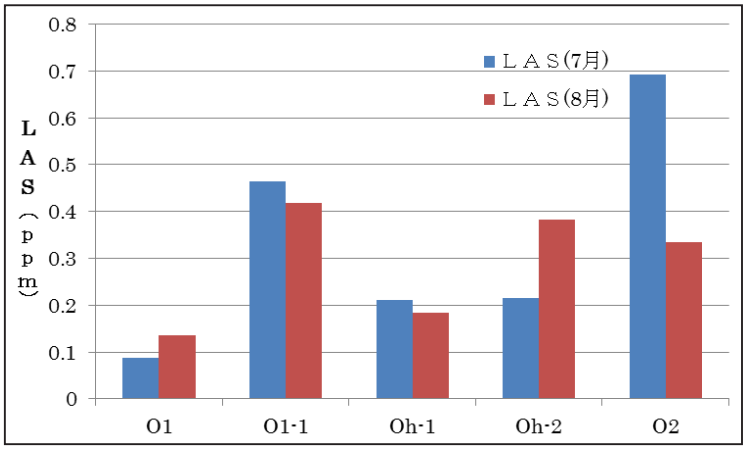

図20 大根川上流域における LAS（７月，８月）

６．今後の課題

今回の秦野市下水道施設課への聞き取りにより，はじめにで述べた秦野市と伊勢原市の取組に加え，以下の２つの事項が把握できた。

①広域事業の実現理由は利害の一致によるものである。秦野市では下水処理が可能になった事，伊勢原市としては受け入れ費用をもらうことで，収入源となった。

②今後も下水道普及が進みさらに流量が増加するため，伊勢原市は終末処理場の受け入れの拡大を行っている。

地方分権一括法が進んだ事により，自治体ごとによる独自の施策が実施されているが，秦野市については，地形上の問題で設置できなかった生活排水処理を目的とした下水道を，伊勢原市

との広域事業で解決した事が理解できる。他の分野においても，同様の取組で課題の解決を検討すべきと考えられる。

一方，『水の環境戦略』では，「持続可能な発展のため，生態系を破壊しないために統合的に考え，統合的に運営せよという事を水環境で考えた場合，水質と水量の折り合い，そして水循環には覚悟が必要」と述べられている[21)]。大根川の調査結果からも，下水道普及が進む事で，水質は改善されているが，流量が減少傾向にある事がわかる。従って，全ての生活排水を下水道へ流し，排水処理を行うのではなく，住宅他がまばらに存在する上流域では，排水処理は合併処理浄化槽を用い，河川の流量を維持させる事が必要と考えられる。秦野市内の河川によっては，2012年度の降水量の少なさから，河川が完全に渇水してしまっている場所も散見された。

また，『水インフラ戦略―「スマート下水道」20の提言』では，「閉鎖性水域に下水処理水を排出するスウェーデン・オランダ・ドイツは，窒素・リンの全量を高度処理しているが，日本の高度処理率は全体の18.1％（2009）となっている」と述べられている[22)]。日本の下水処理場は，コスト面から標準処理までしか行っていないところが多く，窒素，リンの除去が不十分である[23)]。これでは富栄養化を完全に防ぐことはできない。しかしながら，日本の中でも，琵琶湖を含む滋賀県の高度処理率は全国１位であるといわれている。大根川に限った事ではないが，今後の下水道分野において，高度処理設備の義務化を図る必要があると考えられる。平成17年度に「下水道法大改正」が行われ，高度処理における排出権取引制度が導入されたが，整備期限が法律・政令等で定められていない事も問題の一つであると考えられる。

謝辞

この論文の取りまとめは，大学院人間環境学研究科の大学院生（当時）の今井貴大君の努力によるところが多大である。この場を借りて，深く御礼申し上げます。

また，これまでに河川の水質分析にかかわってくれた当研究室の学生並びに院生諸君に感謝いたします。

引用文献

1）藤野裕弘・宇波惇夫　他：大根川の水質と汚染状況（1）．東海大学紀要教養学部．第22輯．173-201（1991）．
2）藤野裕弘・宇波惇夫　他：大根川の水質と汚染状況（2）．東海大学紀要教養学部．第23輯．285-310（1992）．
3）藤野裕弘・宇波惇夫　他：大根川の水質と汚染状況（3）．東海大学紀要教養学部．第24輯．321-350（1993）．
4）藤野裕弘・宇波惇夫　他：大根川の水質と汚染状況（4）．東海大学紀要教養学部．第25輯．139-156（1994）．
5）藤野裕弘・宇波惇夫　他：大根川の水質と汚染状況（5）．東海大学紀要教養学部．第26輯．301-316（1995）．
6）藤野裕弘・宇波惇夫　他：大根川の水質と汚染状況（6）．東海大学紀要教養学部．第27輯．191-210（1996）．

7）戸田光春：農業と公害―農業用水の水質保全―．初版．地球出版株式会社．32-55（1970）．
8）長祥隆：水環境と生態系の復元―河川・湖沼・湿地の保全技術と戦略．初版．技報堂出版株式会社．202-204（1999）．
9）秦野市下水道部・下水道河川整備課編：秦野市公共下水道全体計画見直し．14p（2011）．
10）森五郎編集：工場排水試験方法 JIS K 0102-（1986）．第１版．日本規格協会．東京．254p（1988）．
11）並木博編集：詳解工場排水試験方法．第２版．日本規格協会．東京．518p（1986）．
12）小林勇：恐るべき水汚染合成化学物質で破壊される水環境．第15版．合同出版株式会社．73-76（1996）．
13）宮崎成生：水田を通過する農業用水の水質変化の実態．栃木農試研報．No55．45-55（2005）．
14）渡辺哲男・北見秀明　他：ヒメダカを用いた毒性評価と化学分析との関係について．東海大学紀要教養学部．第33輯．101-108（2002）．
15）藤野裕弘：界面活性剤の淡水魚に対する毒性とその試験方法―ノニルフェノールの魚類への影響（毒性試験を中心に）―．東海大学紀要教養学部．第34輯．327-329（2003）．
16）藤野裕弘・片岡弘子　他：合成洗剤成分のヒメダカへの影響（１）―陰イオン界面活性剤の半数致死濃度を中心として―．東海大学紀要教養学部．第36輯．201-210（2005）．
17）藤野裕弘：合成洗剤成分のヒメダカへの影響（２）―合成洗剤数種の半数致死濃度を中心として―．東海大学紀要教養学部．第37輯．181-191（2006）．
18）藤野裕弘・片岡弘子　他：合成洗剤成分のヒメダカへの影響（３）―光学顕微鏡観察による組織への影響を中心として―．東海大学紀要教養学部．第38輯．1-12（2007）．
19）藤野裕弘・市田恵美：合成洗剤成分のヒメダカへの影響（４）―電子顕微鏡観察を中心として―．東海大学紀要教養学部．第39輯．1-17（2008）．
20）佐久間史郎・藤野裕弘：合成洗剤成分のヒメダカへの影響（５）―洗濯用合成洗剤数種の半数致死濃度を中心として―．東海大学紀要教養学部．第40輯．21-31（2009）．
21）中西準子：水の環境戦略．第一版．岩波新書．212-215（1994）．
22）谷戸善彦：21世紀の水インフラ戦略―「スマート下水道」20の提言―．第１版．理工図書株式会社．270p（2011）．
23）稲森悠平・山海敏弘：生活排水対策のための高度処理浄化槽の普及と展開に向けて．高度処理浄化槽開発技術研究委員会編．ぎょうせい．279p（2002）．

〔研究ノート〕

浦安漁民騒動事件と漁場水域の喪失

勝田 悟*

1．はじめに

里山，里海，里川は，コモンズであり，人が共有する場所，空間である。入会権，入浜権などで管理する慣習をつくりあげ，時間の広がりの中での変化を極力防止する人為的な活動が行われていた。これらコモンズは自然システムの中で生産された食料や材料，燃料（薪など）を得る場となり，経済的利益を得る機能を有する。コモンズの概念は非常に広く，地域住民が利用する公園，広場などから，空気，水，土地といった人が生きていくために利用している自然を意味する場合もある。人が監視しないと維持できない自然と，人が管理しないまま存在する原生林，深海，山深いところを示す場合もあり多様である。したがって，里山，里海などは人が管理しないと持続できない自然のシステムが存在し，人の利益が得られなくなると放置され，そもそもあった自然システムに戻ることとなる。ただし，人為的な極端な自然破壊や，氷河期など地球の表面（土地，海洋など）や大規模な気象の変化が発生すると，不可逆的な状態となることもある。

人為的な活動による地球温暖化（二酸化炭素などによる温室効果ガスの大気への放出）やオゾン層の破壊（フロン類，ハロン類などによる成層圏に存在するオゾンの破壊）は，地球規模の不可逆的な変化を発生させている。すなわち，人は自身で変化させた自然に適応しなければならなくなっている。いわゆる人によるコモンズの崩壊が始まっている。地域的に汚染または破壊された環境は，生活及び経済的利益を得ていたコモンズを短期間で崩壊させることもある。改善が図られる場合もあるが，一端破壊された自然は容易に元にはもどらない。企業活動によって改変された自然は，公害によって地域住民の持続的な生活を不可能にさせ，里海等から得られた経済的利益を喪失させる。他方，企業の生産活動も，多くの人々にとっては膨大な「もの，サービス」を与えており，経済活動（または GDP）の向上に貢献している。不特定多数の膨大な人へ利益を与えているが，公害被害者である特定の地域住民へ致命的な不利益を生じ

受理日2019年11月27日
＊教養学部人間環境学科社会環境課程教授

させる面も持つ。都市開発でも自然が改変されることが多く，不可逆的となることが多い。人為的に造成地域は自然災害を誘発することも多く，再来期間が長い災害は予想外（または予測不足，対処不足）の被害をもたらすこともある。

本研究で取り上げた浦安漁民騒動事件では，河川へ有害物質を排出した製紙会社は，経済成長期に多くの商品を一般公衆へ提供し経済成長に大いに貢献してきたが，河口域周辺の漁場の自然を破壊し，漁業の経済的利益を喪失させている。本論では，行政及び民間企業の社会的責任の視点を含めて，人の経済的利益を得る場となっているコモンズのあり方を考え，本事件及び開発の問題点を分析し，潜在的な環境破壊に対処の可能性と再発防止について検討した。

2．事実の概要と現在までの経緯

「浦安漁民騒動事件」では，東京都江戸川区の製紙工場（本州製紙[1)] 工場江戸川工場）から有害物質（酢酸アンモニア）を含んだ排水が流され，1958年６月10日東京湾浦安の漁民が江戸川水系の漁業に被害を与えたことに抗議して，当該工場に押しかけた際に発生している。数百人規模の警官隊と衝突した際に，百数十人にものぼる負傷者と数名の逮捕者を出している。事件前（同年４月17日）に，町，製紙工場，千葉県の三者の立ち会いで実態調査が行われ，町から製紙工場へ汚水流出の中止を申し入れ（同年４月22日），千葉県から東京都（本州製紙は東京都側の江戸川沿岸にある）へ「水質検査が終わるまで汚水流出を禁止する処置をとるよう」申し入れたが，工場は無害を主張し，流出を止めようとはしなかった。この時点で浦安の公有水面における貝類は約７割が死滅している状態だった[2)]。このため，生活が脅かされ，改善が見込まれない状態に強く不安を感じていた漁民の感情が爆発したと考えられる[3)]。

この事件は，東京都にあった本州製紙の排水（富栄養化，及び有害物質）が原因で浦安の海岸に生息する貝類を中心に海生生物が死滅したことで漁業に大きな被害が発生し，漁民自ら被害の拡大防止を求めたものである。争点の背景にはこの事件は，加害者が立地する東京都と被害者の漁民が居住する千葉県の間で行政間の対立も明確となっている。その後，浦安で漁業の（遠浅：のり養殖，アサリ漁）漁場は有害物質による海洋汚染によって急激に衰退し，漁業は継続できなくなった。漁民には，漁業と農業を併行して行っている者と漁業のみを行っているものがいたが，漁業のみで生活を支えていた者は困窮することとなった。したがって漁業を継続していくことは不可能となり，漁業法[4)] に基づく漁業権は手放すことになった。

「漁業法」では，行政庁が公共水面及び一体をなす隣接水面で漁業を独占的に営む権利を定め特定の漁業者に免許（漁業権）を与えている。当該法では，漁場の利用に関した内容を規定し，漁業による漁獲（水産物の生産）の基本的な事項を定めている。この権利の種類には，定置漁業権，区画漁業権（１～３種），共同漁業権（５種類に分類）があり，1949年に戦前の明治漁業法を全面的に改めてつくられ，コモンズである漁場の保全を図り漁民の経済的利益を守ることを目的としている。しかし，本事件では一民間企業の有害物質排出で漁場を破壊し，結果的には漁民の漁業権を放棄させている。その結果，漁場であった公有水面いわゆるコモンズは公共事業によって埋め立てられ喪失している。

現在の浦安市における約３分の２の面積は，この際の埋め立てによって作られたものである。埋め立て地には大規模な都市開発が行われた。その後，大型リゾート施設も建設され国内外からの観光客が多数訪れる場所となっている。したがって里海を利用した経済活動は，環境保護を行わなかった工業生産により一方的に破壊され，人工的に作られた土地に一大都市開発，リゾート開発で大きな経済的利益を上げていると言える。ただし，利益を得た多くの者と，少数派の不利益を生じた者が明確に分かれている。利益を得た者は，工業によって生み出された製品で生活を豊かにした（またはものを得た）者，埋め立て地を売買した者，利用している者で，不利益を生じた者は，里海で持続可能な生活をしていた漁民とその家族である。

近年では，2011年に発生した東日本大震災で土地の著しい液状化を発生させ，立地施設，住宅に大きな被害を発生させている。都市開発における事前の環境アセスメントによるリスク分析が困難であり，自然システムが極めて複雑であることが再認識できる。都市開発で大きな経済的利益を得ても，持続可能性がなければ長い時間との積で考えれば，総利益は少なくなる可能性が高い。経済的効率性の向上を目的として，科学技術のメリットのみに注目した生産性向上は特定地域，特定の一般公衆に公害を発生させ，失敗分析を行わないまま進むと，解明できなかった自然の巨大なエネルギーによる変化にいずれ曝されることになる。したがって，見えない巨大なハザードが，低い頻度（長時間をかけて）現れ，大きなリスク（ハザード × 頻度）を知ることとなる。

浦安の漁村に自然を利用しダメージを与えないような長期間続いた平穏で安定した生活は，生産性が低く，経済効率は悪い。しかし，持続可能性がある経済活動はいったん失われると，元に戻すことは極めて難しい。浦安のように土地自体を改変してしまうと自然，里海は元に戻すことは極めて困難であると言える。

３．現場の状況

第29回国会参議院決算委員会議事録（1958年）第２号，第３号，第５号，及び第31回国会参議院決算委員会議事録（1958年）第２号では，本事件に関して汚染の原因物質とされた黒液（汚染地域では黒い水とされた）の排出に関しての調査結果が記載されている。

当該議事録によると，本州製紙江戸川工場では1958年３月下旬に，パルプ[5]を１日70トン生産できるケミカルパルプ製造装置を導入している。この装置では，和紙など紙すきのように製紙の過程でパルプの繊維に柔軟性を与え絡みやすくするために物理的に繊維を切った押しつぶしたりする（叩解）のではなく，化学薬品で木材をほぐす化学的方法（蒸解））[6]で製紙用紙を製造する。蒸解で作られるパルプは繊維の強度は低くなるが，異なった種類の木材繊維と混合して製造することができる。蒸解では，製紙に必要なセルロースを分離する際に，原料木材に圧力をかけて不要な成分であるリグニン[7]を薬品（溶剤）で分解抽出し，分離される。

本州製紙江戸川工場では，パルプ製造材料としてこれまで使用していた松に代えて原木資源として広葉樹を使用する設備を導入し，亜硫酸アンモニウムでリグニンを分離し，黒液と呼ばれる黒褐色の排水を河川（江戸川）に放流した。当時は，水質汚濁防止にかかる法律はまだ制

定されていなかった。工場長は，「この排水はほぼ中性であり，茶褐色をしているが多量の川の水で薄められるため，有害とは思っていなかった。」と過失の要件である予見可能性を否定している。

会社は，1958年５月17日に採取した黒い排水原液の化学分析結果をつぎのように報告し，害はないとしている。

① 水素イオン濃度（pH）：6.8
② 全固形分：148.6 g/l
③ 灰分：2.4 g/l
④ 全亜硫酸：7.6 g/l
⑤ 揮発性酸：18.8 g/l
⑥ 全糖：9.2 g/l
⑦ リグニン：34.9 g/l

※ 廃液量は，毎秒0.003トンで，大きな排水路で280倍程度に希釈され放流

定性分析方法が示されていないが，報告結果からは液体の主成分はリグニンであることが予想できる。ただし，リグニンの化学構造は未だ不確定であり，性質がわからない部分が多い。現状で害はないと結論づけるのは拙速であったと考えられる。

当時本州製紙社長である木下又三郎は，第29回国会参議院決算委員会で「工場の排水は無害だという報告を受けており今の設備でよいと考えているが，今回の問題で，排水を沈殿池に導いて万全を期すことにしている。黒い排水の漁業被害については，漁場の状況を詳しく知らないので詳しい調査をしていないが，以前に愛知県で同様の問題があったときの調査では，全部が当社の排水が原因であったかどうか疑問をもっている」と陳述している。環境汚染に関しての配慮が全く欠けている。

対して，千葉県水産商工部水産課長は，国会質疑までに判明している点として，５月19日に工場の排水口の近くで採集した工場排水の動物実験結果を次のように示している。

① 工場排水の原液にフナを入れたところ，直ちに全部死んでしまった。
② 工場排水を二分の一に薄めたところ，十五分後に全部死滅した。
③ 十分の一に薄めた場合に，五日後に全部死んだ。
④ 淡水での飼育では，全く異常はなかった。

さらに排水水質分析の結果として，

① 水素イオン濃度（pH）：3.4
② 生物化学的酸素要求量（BOD）：289ppm
③ 化学的酸素要求量（COD）（過マンガン酸カリ消費量）
：普通の水では２−30程度のところ，289ppm であった。
※現在の水質汚濁防止法令による規程では COD は河川ではなく，湖沼や海での富栄養化を測定する分析方法である。海域等の塩分の影響を考慮し BOD では測定しない。
④ 精査中であるが，非常に多量の繊維が含まれている。

追加陳述として，「このまま放置すると魚介類の被害は今後増大すると考えている」と述べている。

また，フナは，汚れた水でも比較的生息能力が高い魚類であるが，直ちに死んだというのは，排水に有害性の高い物質が含まれていたことが予測できる。視覚的に黒い色をしているリグニンによる汚染が注目されているが，強い酸の放流が海域の貝など海生生物の死滅の原因と考えられる。そもそも海はpH8.1程度でありアルカリ性である。海の酸性化と海生生物の死滅は高い因果関係があると判断できる。

浦安漁民騒動事件より前に起きていた田子の浦ヘドロ訴訟[8)]でも，紙，パルプ工場からの廃液で海洋汚染が発生している。この汚染では，海底に堆積したヘドロが問題となっている。海岸地域の貝類死滅についての被害は争われていないため，汚染による被害を直接比較することはできないが製紙工場によって一方的に海洋が汚染した事象は同じである。この事件では，特定企業が発生させたヘドロ公害を行政（静岡県）が改善したことに地方の税金が使われたこと（不公平）に問題意識を持った住民によって，住民訴訟による損害賠償の代位請求が争われた[9)]。いわゆる「汚染者負担の原則」違反である。

当該訴訟では，１審は原告の請求は却下または棄却となったが，控訴審（２審）では，「汚水排水という不法行為を理由とする汚染者４社に対する県に代位する1000万円の損害賠償請求」を命じる判決となった。しかし，汚染者４社はこの判決に不服を申し立て上告し，破棄差し戻しとなっている。差し戻しの理由は，「公物管理権者において，行政上の見地から，諸般の具体的事情を検討し，行政裁量により特別の支出措置を講ずることが許されることもあると解するのが相当である。」と述べており，コモンズ保全のために行政裁量で改善が行われることが合法との判断に至っている。

しかし，浦安漁民騒動事件では，汚染者（加害者）である本州製紙江戸川工場が立地している東京都は汚染改善を全く行わず，汚染された里海で漁業を営んでいた被害者漁民が住む千葉県も環境改善を行っていない。したがって原状回復の実施は全く行われていない。加害者と被害者の住む行政区分の違いで行政対処が相反していることは全くの矛盾であり，里海であるコモンズ保全にとっては極めて非合理である。生態系は都道府県によって区分されていないため，自然全体を考えた環境政策を図っていくべきである。この事件では里海の生態系が破壊され，実質上漁業が不可能になった漁場は，京葉工業地帯（製鉄，石油化学など）の一部として埋め立てられ，次々と人工的開発が進められている。浦安に存在していたコモンズは，自然保全に基づいての管理から，自然を改変しての土地利用へと変化したこととなる。

４．自然科学的証明と社会的コンセンサス

当該事件では，前述の通り汚染地の環境測定が行われたが，加害者である企業と，被害者が住む千葉県が実施した測定結果が全く異なっている。当時まだ環境法令は制定されておらず，法律による対処を行う場合，「民法」によって被害者の損害を賠償することのみに注目したのはやむをえないだろう。ただし，河川法で罰則はないが河川への不法投棄は規制（「河川に汚物を入れてはならない」）されていたので，東京都に自然の循環システムを考えた行政処分を実施しようとするならば，強い行政指導が可能だったとも考えられる。しかし，他の行政区分

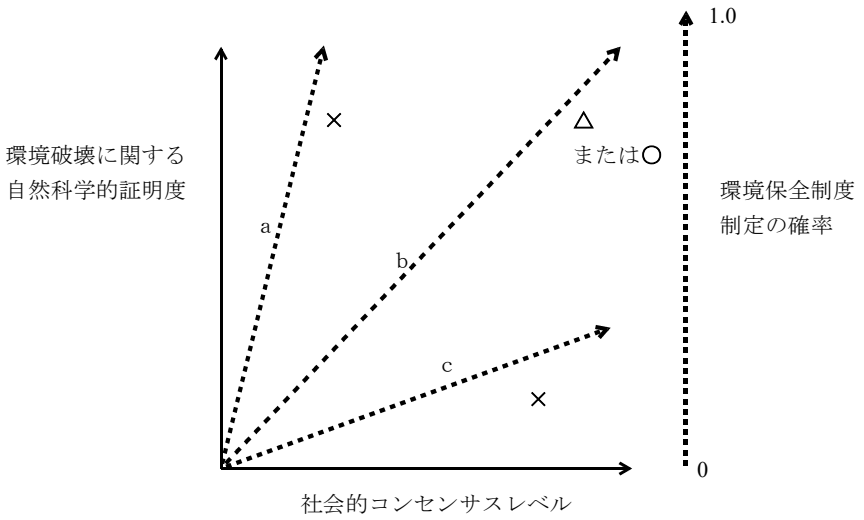

×：環境保全効果は期待できない　　△：環境保全効果はある程度期待できる
○：環境保全効果が期待できる

図 1　環境破壊に対する環境保全制度の可能性
―科学的証明度の度合いと社会的コンセンサスのレベル―

まで広がるコモンズを保全することを，地方税を支払っている管轄の住民が容認するがどうかは不明である。新たに条例を制定，施行することも当然困難である。

例えば，環境問題の項目を代えても，気候変動の原因と考えられている地球温暖化を特定の国だけで対処しても問題解決にはならず，地球温暖化原因物質を放出して利益を得ている国が自国の不利益を理由に国際的対応に参加しない現状がある。国境を越えた問題でも同様な状況は存在する。世界の彼方此方で地球温暖化と関連性が高い気候変動で被害が続発していても科学的知見を否定し，コモンズを独占するかのように自然破壊を続ける。がん細胞のように宿主である地球上の生態系が死滅するまで広がり続けている。浦安に存在していた里海の生態系は完全死滅してしまったが，現在では都市開発による大きなメリットのみが注目されている。利害関係を乗り越えて，広い環境を考え，足下から行動することは，非常に困難である。遠く離れたところで既に被害が発生していても，自然科学的によくわからない現象に関しては社会的なコンセンサスを得ることは期待できない。

図 1 の点線 a の状態は，環境破壊について科学的な証明度が高くても社会的なコンセンサスが得られない状況で制度を制定する場合で，環境保全効果は期待できない。気候変動を防止するために地球温暖化に関する制度を制定しても，国内外の社会的コンセンサスがはあまりないため「気候変動に関する国連枠組み条約」基づく「京都議定書」は失敗し，現在の「パリ協定」内容では目標としている効果は不可能である。国内法の場合，法制定は可能性はあるが，緩い規制となってしまう可能性が高い。環境影響評価に関しては，法律より条例の方が厳しい規制となっている部分が多く，不公平を生み出す可能性がある。したがって，ローカルではコ

ンセンサスがあっても，広域，グリーバルとなるとコンセンサスが得られにくくなっている状態である。従って，この状態では，“Think globally - act locally”といった考え方は成立しない。

点線 c は，浦安漁民騒動事件が起きる前の状態で，漁民及び千葉県職員の環境分析した者にとっては，本州製紙江戸川工場から排水で漁場が壊滅的ダメージを受けていることについてコンセンサス（または科学的な理解）を得ていたと考えられる。千葉県の排水測定では，強い酸で，富栄養化した水が浦安の漁場に放流されていたことは確実である。しかし，工場による排水分析結果とはあまりにも乖離している。科学的知見の少ない多くの一般公衆（または被害住民）にとっては，実際に被害を受けていることから問題意識は極めて高いと考えられる。しかし，環境破壊に関する自然科学的証明を得るには，高い科学的知識と高価な分析機器，及び測定等に要する費用が必要である。公害被害を提訴した際に多くの公害問題被害者が汚染者の過失（または故意）を証明する際に苦しんでいる。

点線 b は，被害漁民約800名と工場内物陰に待機していた約600名の警察機動隊との乱闘により社会的に注目を浴び，企業による汚染，及び行政の威圧的な対応，あるいは対処不作為の問題について世論が高まった状態である。自然科学的証明度が高まることによって社会的秩序を作るための制度制定の可能性が高まる。社会的コンセンサスを得ていることから合理的規制が期待できる。

しかし，しばしば，罰則等がある強制力を持った法令が作られると不利益を被る者の抵抗がある。地球環境問題では，世界の GDP の 4 分の 1 を占める米国は，「生物の多様性に関する条約」，「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」には批准せず，「気候変動に関する国連枠組み条約」に基づく「京都議定書」からはいち早く脱退し，2019年11月には「パリ協定」の脱退を事務局に申請している。「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づく「オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書」には反対を続け，自国の企業がオゾン層破壊物質である CFCs の代替物質を開発，特許を得た途端に態度をひるがえし，議定書に批准している。この現象は，国内法でも同様である。複雑な法令を制定することによって却って汚染防止が形骸化してしまうことが懸念される。

本事件は，1958年 4 月から本州製紙江戸川工場から汚染水（一般的にはリグニンを主成分とする見た目わかりやすい黒液が注目され汚染原因のように言われているが，公表された化学分析結果からは，パルプ製造の際に使われる酸［溶解用，脱色用：白色度を向上させるために使われる／特にさまざまな種類の木材を利用するケミカルパルプ製造装置には不可欠と考えられる］が主原因であると推測される。）が江戸川に排出され，漁場（江戸川水系）に取り返しのつかない損害を被ったことが原因で発生している。

実際に漁場が喪失しているにもかかわらず，汚染が続けられたことで浦安漁民騒動事件が起こり，弱者であり生活も続けられなくなった漁民の怒りが工場乱入の行為を惹起させたと考えられる。人が生存する権利（憲法25条），及び幸福を追求する権利（憲法13条）を喪失させており，明らかに漁民の環境権は奪われている。現在では，本州製紙江戸川工場は，ESG 経営とは相反した行為であり，CSR の面からも極めて低レベルと考えられる。企業価値自体が問われる行為である。汚染の発覚後，汚染水排出を止めることを漁民に約束した工場長が交代に

なるなど，悪質な企業体質もうかがえる。このような状況から社会的コンセンサス（世論）は，再発防止を求める方向へとなっていき，政府は法律での対処を実行することとなる。そして，わが国で初の水質規制に関する法律が1958年12月に制定される。このとき制定された法律は，「公共用水域の水質の保全に関する法律（以下，水質保全法とする）」と「工場排水等の規制に関する法律（以下，工場排水規制法とする）」である。汚染発覚から非常に速いスピードである。

2011年３月に起きた福島第一原子力発電所事故による汚染から既に８年８ヶ月も経過しているにもかかわらず，放射性物質の環境放出事故（大気汚染，水質汚濁／緊急事態）の再発防止を図る体系的に規制する法律は制定されていない。常時モニタリング規制することも行われていない。当該事件から51年も経過しているにもかかわらず，環境制度の制定システムは進展していない。

５．公有水面の埋め立て

公害によって漁場としての経済的価値がなくなた江戸川水系の海域は，高度成長期に千葉県の浦安市から富津市にいたる約80㎞にわたる臨海地域に京葉工業地帯の一部となった。当該工業地帯は，ほとんどが遠浅の海を埋め立てで作られており，多くの漁場（浦安などのアサリ漁，潮干狩りやノリ養殖をしていた海域）である公有水面が失われた。多くのコモンズが喪失している。代わりに複数の港（千葉港，京葉港など）が整備され，多くの工場，鉄道，道路，工業用水道，住宅地など人工物が作られていった。しかし，急激な開発であったため複数のカ所で地盤沈下が発生し，大気汚染問題などが発生している。

他方，漁業法によって保護されてる漁業権があると公有水面を容易に埋め立てすることはできない。本法律第43条第１項第１号には「入漁権は，物権とみなす。」と定められており，財産権として「所有権・占有権・地上権・永小作権・地役権・入会権・留置権・先取特権・質権・抵当権」が主張できる。第２号で「入漁権は，譲渡又は法人の合併による取得の目的となる外，権利の目的となることができない。」，第３号で「入漁権は，漁業権者の同意を得なければ，譲渡することができない。」と示されている。

また，漁場に関して，第30条第１項で「漁業権は，登録した権利者の同意を得なければ，分割し，変更し，又は放棄することができない。」，第32条第１項で「漁業権の各共有者は，他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ，その持分を処分することができない。」と規制されている。このため，漁業権者が変更に同意，または放棄しなければ，改変（埋め立て等）はできず，共有している場合も権利者の３分の２以上の同意が必要となっており，大規模開発は難しい。火力発電所，原子力発電所は，大量の冷却水を必要とするため日本では海岸に建設される。岸壁の整備，温排水の排出等で公有水面に環境影響を与えることから，漁業権者との調整が必要となる。立地に当たっては，交渉で折り合いがつかないことが多い。

水面使用に関しても漁業法第28条第１項で「漁業権者の有する水面使用に関する権利義務（当該漁業権者が当該漁業に関し行政庁の許可，認可その他の処分に基づいて有する権利義務

を含む。）は，漁業権の処分に従う。」となっており，漁業権者が権利を有している。江戸川水系の漁業権に関しては，本州製紙江戸川工場から放出された有害な廃液が原因で生態系が破壊され，漁業が壊滅的打撃を受けたことで，漁民は生活ができなくなり漁業権を手放している（1971年に地域の全ての権利を放棄）。その結果，1962年から地域再生（活性化）が進められ，江戸川水系は1964年から人工的に作り変えられ京葉地域の工業化及び都市開発が一層進むことなる[10]。

里海として昔から生活をしてきた漁場が人為的な汚染による破壊で環境権（幸福権，生存権）が著しく侵害され，公有水面の埋め立てから始まり著しく速いスピードで開発が進められている。開発の権限を持っている行政と開発企業が主体で進められた地域経済活性化と考えられるが，住民との環境コミュニケーションが欠如している。千葉県浦安市から東京湾沿い富津市まで広大に埋め立てられた土地に住宅，工場，港が作られ，短期間で景観が一変している。日本の経済急成長には大きく貢献したと言えるが，長期の再来期間を要する災害，生態系の自然循環の喪失など自然破壊に関するアセスメントが欠落している。浦安漁民騒動事件におけるその後の漁民への対応，凄まじい開発状況には長期的視点がなく，持続可能な開発とは考えられない。

6．経済調和条項のもとでの環境保全

わが国の高度経済成長期には，環境保全に関して低い価値判断を示す傾向が見られる。政府が環境保全より経済成長を優先した結果と考えられる。本事件後の1967年に制定された環境法の基本法である『公害対策基本法』では，「公害対策の総合的推進を図ることにより，国民の健康を保護し，生活環境を保全すること」が目的とされていたが，「経済調和条項」が定められていた。この条項では，産業界からの要請により規定されたもので「生活環境の保全は，経済の健全な発展との調和を図ること」と定められ，公害対策進展の足かせとなった。

浦安漁民騒動事件を機に制定された「水質保全法」（1958年制定）は，第一次産業と第二次産業の相互の調和が主に規定されている。工業（工場操業）が漁業を破壊した失敗を念頭に置かれていたものと思われる。しかし，環境権にかかわる事項は取り上げていない。

一般公衆の生活に関わる保全（公衆衛生上の配慮）を規制する法律は，1962年に制定された「ばい煙規制法」ではじめて「公衆衛生上の危害の防止」が目的に規定されている。しかし，上位概念である「公害対策基本法」で定める経済調和条項が含まれているため，一般公衆の健康は十分に配慮されていない。

1967年に提訴した四日市公害訴訟[11]は，化学コンビナート周辺で硫黄酸化物（SOx）など大気汚染物質が原因で周辺住民に激しい咳や呼吸困難など呼吸器系の疾患（四日市ぜん息と言われる）が続出した被害に対して損害賠償を求めている。四日市公害では，水質汚濁，大気汚染，及び土壌汚染が発生している。水質汚濁は海上保安庁が港湾法規則（港湾の保全）に基づき，工場からの排水について規制，取り締まりを行い深刻な状況は回避できた。しかし，排気に関しては規制が行われず，周辺住民にぜん息被害が多発した。いわゆる四日市ぜん息事件となり，

四日市に作られた石油コンビナート（６社）[12] による加害行為が争われた。排気が煙突より遠方（塩浜：磯津地区）に降下し，コンビナートより離れた地点で多くの被害者が発生したため，疫学調査により被害が証明されている。

また，被告企業が大企業（三菱化成，三菱化学，東ソー，石原産業など）が多かったため，被害者全員に補償する財力があり，判決に従い損害賠償費用が支払われている。他の４大公害と異なり，補償に関しての争いが起こらなかった（他は現在も公害被害者認定に関して裁判が係争している）[13]。被害地域が海岸線に限定されていたことも幸いしたと考えられる。

他方，四日市市は多くの企業が立地し，当時税収が多かったため被害があった小学校への空気清浄機設置や被害患者への医療体制の整備が全国に先駆けて行われ，条例による規制も行われた。その後，県による条例制定が行われ，四日市公害対処が一種のモデルケールとして国の法整備も進められた。1968年には「ばい煙規制法」から「大気汚染防止法」となり，1970年の法改正で経済調和条項は削除された。

７．企業の変化

７.１　経済調和条項の削除

四日市公害事件では，被告企業工場は，裁判結果が出る前から，工場内（作業環境）の環境改善が行われ，まず作業者の安全衛生が進められた（CSR［Corporate Social Responsibility］の一貫として重要なステークホルダーが守られた事例といえる）。その結果，裁判の１～２年前より環境汚染（大気汚染）も改善の傾向があった。このように測定結果が明確にできた理由は，行政が設置したテレメータシステムや分析設備などモニタリングシステムが整備されていたことによる。

また，宇井純『公害原論　第２版』（亜紀書房，2012年）100～112頁では，浦安漁民騒動事件の発端となった企業の労働組合と被害住民との共闘したとの記述があるが，労働組合が所属する企業の環境汚染を防止した具体的な事実はない。しかし，他の事件で工場労働者の家族が子供の健康被害防止のために環境改善活動をした例はある。1990年代に急成長した八幡製鉄所（北九州）[14] とその関連工場である。ただし，企業と戦ったわけではなく，勉強会を行い，記録映像を作り事実を社会に公開する方法で世論を高め環境改善を図っている。この草の根活動は，行政をはじめ多くの人の賛同者を得て企業の方針を変化させたと言える。

1960年初頭からの高度経済成長で日本を代表する八幡製鉄と富士製鉄の業績は急激に拡大した。しかし，八幡製鉄所周辺では製鉄の大量生産により，高炉での燃料工程から多くの酸性物質等が排出され，深刻な大気汚染が発生した。また，生産工程から排出される廃液等廃棄物は洞海湾に垂れ流され海生生物はほとんど絶滅の状態となった。

深刻となった大気汚染及び水質汚濁は，八幡製鉄所の排気，及び九州電力火力発電所（当初は石炭火力，その後重油による発電：SOx など大量の煤じん，廃液が放出された），さらに製鉄所関連会社（コークス製造等），化学会社が大量の排煙，汚染水を排出していた。日本の経済成長にとって大きく貢献した施設で現在は，「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関す

る条約」の世界文化遺産に登録されているが，発生した公害は周辺住民の健康を害していた。

最初に問題（1960年代）となったのは大気汚染で，工場の近くにあった城山小学校（戸畑地区）[15] の児童に多くの健康障害を発症させた。小学校では当時強い体を作るため多くの運動を行い，うがい等徹底し，教室には空気清浄機が設置されていた。（空気清浄機の設置は，四日市ぜん息問題の際に四日市市も同じ対策を行っている。）。この地区では，洞海湾埋め立てで美しい海岸が失われたことに抗議していた主婦が，子供をはじめとする家族の健康被害を日本全国へ訴える活動へと発展していった。ただし，前述の通り企業と戦う姿勢ではなく（自分の夫や家族，親戚が製鉄関連で働いており生活の糧を得ていたため），協調姿勢をとり続けた。公害に関しても大学の研究者などに，公害測定方法を教わり自分で測定したり，モニタリングや対策を学習することを中心としていた。当時，女性の自立等米国の考え方（女性も労働力として社会で活躍：１家族の労働力の増加）が日本に導入されていたことから，この影響を強く受けていた。

その後，わが国では1970年の公害国会で佐藤栄作総理大臣が中心となって新たに14の公害法が制定され，政府による公害対策が進められることとなった。当該地域は工場従業員への（工業従業員家族が問題視した）被害も大きく社会問題化していたこともあって，北九州市や関連企業も含め社会的責任として対処が行われた[16]。この国会で公害法に定められていた経済調和条項はすべて削除されている。「水質保全法」及び，「工場排水規制法」も，「水質汚濁防止法」（1970年12月25日公布）に改正され，無過失責任も法で規定する化学物質について定められた。被害者救済制度も作られた。また，1972年にスウェーデン・ストックホルムで開催された人間環境会議で当時の大石環境庁長官は，「経済発展を優先したことが，公害問題を深刻化させる一因となったことを反省し，日本が経済成長優先から人間尊重へ大きく方向を変えた」ことを演説している。

さらに1993年に「公害対策基本法」は，「環境基本法」に改正され，自然環境保全，地球的規模の環境保全も規制に加え，コモンズの保全制度も環境法政策の重要な項目となっている。

７.２　環境改善例

1972年頃から洞海湾の水質汚染も問題になってきたが，既に死の海になっており，プランクトンも存在していない状況だった。洞海湾で漁業を営んでいた漁民は急激に漁獲量が減少し，早いうちに洞海湾の外に漁場を移しすでに遠くの漁場で操業していたため，水俣病のように食用にした魚での公害被害は発生していない。問題となったのは，海底に堆積したのヘドロ（水銀など有害物質が大量に含まれていた）の浚渫作業やヘドロの隔離埋め立てであった。また，山口県等周辺自治体からは，海底のヘドロが拡散され，他の海域も汚染されることが懸念された。当時の報道関係者も多くがその様子を取材したとのことである。現地を調査した結果（2019年11月），小倉駅近くの海に比べればさほど清浄ではなく，水は濁っており，生活排水（界面活性剤等洗剤）も確認された。地形から海の水の出入りが少なく汚染しやすい海域であると考えられる。

ヘドロ処分等には多くの労力，莫大なコストを要し，技術力も必要であったが，公害に関連

した企業は54社（当初は47社）と何らかの有害物質を排出していた工場が1000以上あったことから，これら企業と行政の協力で環境改善が図られた。企業サイドは，1970年に制定された大気汚染防止法や水質汚濁防止法の規制に基づき，除塵（当初は電気集塵機が主）設備や排水処理施設を取り入れ，自社での多くの技術開発も行っている。その蓄積されたノウハウ（知的財産）は，その後の日本の公害対策技術向上に大きく貢献した[16]。工場内に新たな施設を設置したため，設置場所が不足し洞海湾内などにも一部施設が設けられたほどである。近年では北九州市[17]では，東南アジアを中心に多くの環境保全専門家育成のための研修生を受け入れており，国際貢献を進めている。国連環境計画（UNEP），国連工業開発機関（UNIDO）などから多くの表彰を受けている。近年，北九州市ではSDGs（Sustainable Development Goals）に積極的に取り組んでおり，市民等を対象に環境教育も熱心に行っている。

本州製紙江戸川工場と浦安漁民も環境リスクに関するコミュニケーションを図り，改善を積極的に検討していれば，里海は改善できた可能性はある。また，水質汚濁防止法施行以降であれば，直接規制により汚染自体発生しなかったと予想できる。ただし，埋め立てによる工業地帯開発やレジャー施設は容易に立地できなかったと考えられる。短期的な価値が創造できても持続可能な事業とならなければ，将来まで含めた総合的な価値（価値の総量）は低下する。

8．潜在的環境被害と対処

全ての環境被害に関して，被害者が精神的な苦痛となるのは風評被害である。裁判で損害賠償が認められた場合，損害賠償請求者（原告）へのねたみ，嫌がらせ（うわさ，手紙，いじめなど）は実際に多数発生している。このような風評被害は，福島第一原子力発電所放射線環境放出事件（2011年）でも共通の問題点であり，公害被害者に対する解決すべき重大事項である。水質汚濁事件として多くの健康被害者，及び死者まで生み出してしまった水俣病事件（熊本及び新潟）では事故の原因との因果関係が十分に解明されまいまま争われたこともあり，疑念をまねいたとも考えられる。裁判を受ける権利は，全ての人が持っており，その判決に第三者がねたみを持つことは，失敗分析を歪めさせ改善が期待できなくなる。すなわち，持続可能性を著しく低下させることとなる。

浦安漁民騒動事件の発端となった漁場の汚染による破壊は，汚染者は明確であり過失があったことは明白である。水質汚染防止法施行後であれば無過失責任の対象となる。汚染者である工場は科学的知見を持っており，国会参議院委員会において高い蓋然性を持って虚偽報告をしている可能性があり悪質である。事前に田子の浦ヘドロ訴訟も起きており，予見可能性を有する十分な科学的知見を有していた場合，故意による汚染も考えられる。司法の場で争うべき事件だったと解される。

しかし，福島第一原子力発電所の事故では，極端にレベルの低い科学的知識や汚染（事故）の責任者が曖昧なままの状態であることが風評被害をさらに大きくしていると考えられる。OECDから「汚染者負担の原則」が勧告されたのは1972年で，浦安漁民騒動事件の14年後である。そもそも汚染者が環境汚染や破壊の責任をとる意識自体希薄だったと思われる。

9．まとめ

「水質汚濁防止法」が施行されていない状態で発生した江戸川水系における里海の汚染による破壊は，行政による対処は望めず，弱者が有する環境権が認められなかった極めて悲惨な例である。技術は人を幸福にするためのものであり，不幸にするものではない。経済調和を優先する法令は間違えであったことは既に確認されており，改正されている。人は生態系の一部であることを再認識する必要がある。有害物質による多くの汚染対策や情報公開による配慮など再発防止は法令によって多くが規制されているが，生態系及び汚染メカニズムはまだ不明なものが多く存在し，新たな汚染が発生した場合の対処システムを整備していく必要がある。環境汚染はいまだに社会問題となってからの対処が中心であるが，風評被害，環境権の喪失など被害者を窮地に追い詰めるようなことがないようにしなければならない。最も注意すべき再発防止策であろう。

他方，当該事件の発端となった漁場すなわち公有水面に立地している大規模開発は急激な経済的価値を創造しているが，再度長期的視点を持って検討する必要がある。人工物は自然災害など自然の変化に非常に脆弱である。行政及び企業は，漁民の里海における持続的な経済活動を喪失させ，公有水面の埋め立てによる都市開発を選択し，経済活動を向上させたが今後持続可能性があったのか検証しなければならない。海域におけるコモンズの破壊が長期的に生態系にどのような影響を与えているのか社会的責任として確認もしなければならない。まだ開発は終了していない。開発の LCA（Life Cycle Assessment）を考えていくシステムが構築されることを期待したい。

注

1）1945年から1952年に連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers： GHQ）が行った占領政策で財閥解体が行われ，1946年12月７日に示された第二次指定財閥で，王子製紙株式会社（1873年に設立された大手製紙会社［渋沢栄一が中心となって設立］）から本州製紙が分離された。このほか苫小牧製紙と十條製紙（現　日本製紙：山陽国策パルプと合併／現在全国シェ２位）と３つに分割されている。本州製紙は旧王子製紙の工場のうち，製紙工場６か所（江戸川［今回の事件があった工場］・富士・岩渕・中津・熊野・淀川）と化学薬品工場１か所（名古屋化学）を引き継いでいる。1954年には，旧王子製紙が戦時中藤倉電線（現フジクラ）に貸与していた富士第２工場が本州製紙に返還された。製紙の生産高のシェアは３社の中では最も低い（苫小牧17.2%，十條16.8%，本州8.5%）［当時全国３位］。発足当初は主に，上質紙を始めとする印刷用紙や，インディア紙・ライスペーパー（紙巻きたばこの巻紙）・グラシン紙などの薄葉紙，電気絶縁紙などの特殊紙，それに白板紙を生産していた。現在は，苫小牧製紙と合併し，2012年に王子ホールディングス（三井グループ，第一勧銀グループ）を設立し，2019年現在，国内シェア１位，世界シェア１位である。

2）川島武宜「浦安漁民騒動の法社会学的考察」ジュリスト（No.159）論説1958. 8. 1，２～５頁より引用。

3）1958年６月12日東京新聞の報道によると，漁民からの申し入れから約２ヶ月経過した６月６日に東京都から工場に汚水流出の一部停止を命令したが，工場側は６月10日午前０時過ぎに一方的

に操業すると浦安町に申し入れている。漁民は通商産業省（現　経済産業省），東京都庁，当時与党の自民党川島幹事長へ事態打開を申し入れたが，「話し合いによって水は止まっているとの返事」だったため，さらに千葉県友納副知事を通して工場に抗議したが埒があかなかった。怒った町民800名あまりがバス10台で国会へ向かい，その後工場へバス12台で抗議に出かけている。工場に着くと，製紙工場側が入場拒否のプラカードをふったことで漁民を刺激し工場敷地内へ突入することとなった。その際，東京都の要請によって工場内の物陰に待機していた数百人（当初は218名だったが，その後応援を要請し約600名に増員されている）の警官隊（機動隊）と衝突し，漁業者に重軽傷者105名（重傷者35名），逮捕者８名，その他負傷者36名（警察側１名入院）を出す大乱闘となっている。乱闘を沈静化するために警察機動隊では装甲車２台も投入している。

4）漁業法第一条では，「漁業生産に関する基本的制度を定め，漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し，もつて漁業生産力を発展させ，あわせて漁業の民主化を図ること」を目的としており，漁業を営む権利として，定置漁業権，区画漁業権（第１種から第３種までの３種に分類），共同漁業権（５種に分類）の３つがある。その免許は国からの「委任事務」として都道府県知事が行い，免許にあたっては，①「漁場計画」を事前につくり，②申請者の「適格性」を審査し，③複数の申請者による「競願」の場合には，「免許の優先順位」に従って免許者を決め，かつ，③必ず「海区漁業調整委員会」の意見を聞くことになっている。共同漁業権および特定区画漁業権は漁業協同組合または同連合会に免許されるが，漁業権者たる漁協・漁連はその管理を行うのみで漁業そのものは組合員が権利（漁業行使権）に基づいて営むことになる。このため組合管理漁業権とよばれ，定置漁業権および一般区画漁業権が経営者免許漁業権であるのに対し法的性格は異なる。

5）木材やその他の植物を化学的あるいは機械的に処理してセルロース繊維をなるべく純粋に取り出したもの。紙・レーヨン・セロファンなどの主原料。製法から化学パルプ・砕木パルプなど，用途から製紙用パルプ・溶解用パルプなどに分かれる。（岩波書店『広辞苑　第５版』より引用）

6）化学薬品で木材をほぐす方法は，1853年に，イギリスのバージスが苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）をつかったのが初めである。1867年には，アメリカのティルマンが二酸化硫黄をつかい，1885年には，スウェーデンのダールが，苛性ソーダと硫化ナトリウムをつかって木材をほぐすのに成功している。

7）セルロースとともに木材の構成成分として重要なもので，木材に20～30％含まれている。その化学構造は明らかではないが，ベンゼン環に水酸基，メトキシル基が結合したプロピルベンゼン誘導体を構成単位とする高分子化合物である。針葉樹，広葉樹，イネ科植物など植物の種類により，その構成単位である芳香族誘導体の種類と組成が異なっている。分子量は800～１万ぐらいである。植物体の細胞間の接着や細胞膜の強化などに役立っているといわれている。パルプの製造廃液に大量のリグニンが存在するが，その用途はバニリンの製造以外にはまだ有効なものがない。（ブリタニカ日本『ブリタニカ国際百科事典』（2015年）より引用）

8）最判昭和57年７月13日・民集36・６・970。

9）原告である静岡県の住民は，ヘドロの堆積の原因となった被告（汚染者）とこれを黙認してきた県知事をはじめとする県当局の責任の追及を目的として，地方自治法第242条に基づく住民監査請求を経た後，損害賠償を求める住民訴訟を提起した。

10）1964年から海面埋立事業が開始され，1966年６月には東野・富岡・弁天・今川・鉄鋼通りの埋め立て工事が完了している。1969年に海楽・美浜・入船の埋め立て工事が完了し，地下鉄東西線が開通し，浦安駅が開業している。1970年11月には現在ディズニーリゾート施設が立地している舞浜の埋め立て工事が完了している。1974年にはオリエンタルランドの遊園地計画を千葉県が承認している。

11）裁判では，被告９名が訴訟を起こし，複数の加害企業の共同不法行為に基づき損害賠償が請求された。その他の多くの被害者は，風評被害等をおそれ訴訟には加わってはいない。裁判結果は

原告勝訴となり，その後，訴訟に加わっていなかった被害者千数百人にも同様に補償が行われた。しかし，原告からは，大気汚染のない空を取り戻すまでは勝訴とはいえないとの声もあった。

12）四日市地区は，1945年以前より日本の原油精製の1/4を生産しており，第二次世界大戦では連合軍（米国）の爆撃によって全面的に消失している。一般市民も１万数千人が居住しており，8百数十人が死亡している。戦後再度復興が行われ，三菱グループが中心となり一大石油工業地域を形成している。税収も多く行政も資金が豊富にあった。

13）ただし，石原産業は，チタン加工で国際的に特殊な技術を持っており，その後も日本の重要産業として操業を続けているが，近年も，三重県，愛知県などで，チタン加工廃棄物の悪質な不法投棄を行い社会問題を引き起こしている。

14）北九州における製鉄は，20世紀に入り日本の（軍需用鉄材料）急激に需要が高まり現　新日鐵住金の前身である官営八幡製鉄所が1901年２月（東田第一高炉稼働：現在は復元されスペースワールド駅近くに公園と併設されている）に設立されている。その後，満州事変を契機として，わが国の鉄鋼産業は軍需産業の中でもっとも重要な柱となり，34年に三井財閥および三菱財閥系をふくむ民間鉄鋼会社６社と官営八幡製鉄所が大合同し，半官半民の日本製鉄（日鉄）となった。第２次世界大戦後，米国駐留軍の指導の下「過度経済力集中排除法」と「企業再建整備法」によって大製造会社の分割が進められ，1950年４月に日本製鉄は八幡製鉄，富士製鉄，日鉄汽船，播磨耐火煉瓦の４つの民間企業となった。

15）現地（戸畑地区［1901年に１号高炉が作られた東田地区から２駅離れたところ］）を調査したところ（2019年11月），工場自体多くが閉鎖，城山小学校も廃校になっていた。住民も以前のように多くの人は住んでいない。現在の大気は，目視では全く問題は無く，環境基準もクリアしている。

16）1970年３月に，当時わが国で鉄鋼業界業界１位の八幡製鉄と２位の富士製鉄が合併（新日本製鐵を設立）し，経済的基盤が十分あったこと，将来性を考えて行った行動と考えられる。また，後発の川崎製鉄，住友金属工業，神戸製鋼所の成長も著しかったため当時社会的問題となっていた環境問題対処を経営戦略上の重要項目と位置づけたと思われる。近年（住友金属工業と合併し新日本製鉄住友：その後日本製鉄となっている）では，情報通信，新素材，都市開発など高付加価値な分野への進出，さらなる経営の複合化を図っている。

17）北九州市は人口が急激に減少しており（昨年度［2018年度国勢調査］は全国の市町村で最も減少率が高かった），環境産業の育成も地域振興に取り入れており，政府が行う未来環境都市（全国で８カ所）にも選ばれ八幡製鉄関連の跡地（工業団地）を有効に利用している。

参考文献

（１）宇井純『公害原論　第２版』（亜紀書房，2012年）
（２）浦安市郷土博物館『調査報告書　第５集　ハマん記憶を明日へ―「黒い水事件」から50年・聞き書き報告書１〈漁業者・水産関係者編〉第二版―』（2010年）
（３）浦安市郷土博物館『調査報告書　第６集　ハマん記憶を明日へⅡ―「黒い水事件」から50年・聞き書き報告書２〈女性・子ども・水産関係者以外の職業者編〉第二版―』（2011年）
（４）勝田悟『生活環境とリスク』（産業能率大学，2015年）
（５）勝田悟『環境保護制度の基礎　第３版』（法律文化社，2015年）
（６）勝田悟『環境概論　第２版』（中央経済社，2017年）
（７）勝田悟『環境政策の変貌』（中央経済社，2020年）
（８）川島武宜「浦安漁民騒動の法社会学的考察」ジュリスト（No.159）論説1958. 8. 1，２～５頁。
（９）環境省『昭和48年版　環境白書』（1973年）
（10）第29回国会参議院決算委員会1958年（昭和33年）６月13日議事録（第29回国会　決算委員会第２号［第14部］）

（11）第29回国会参議院決算委員会1958年（昭和33年）６月20日議事録（第29回国会　決算委員会第３号［第14部］）
（12）第29回国会参議院決算委員会1958年（昭和33年）６月30日議事録（第29回国会　決算委員会第５号［第14部］）
（13）第31回国会参議院決算委員会1958年（昭和33年）12月18日議事録（第31回国会　決算委員会第２号［第14部］）

〔研究ノート〕

宇和島真珠養殖業と地方創生
――地場産業を担う地域コミュニティの個人経営体――

鳥飼 行博*

序．高度経済成長から地方創生へ

1945年，第二次世界大戦に敗北した日本では，戦後復興を進めるに際し，1950年には，所得税など直接税を主要財源とすることを目指すシャウプ勧告，朝鮮戦争の特需があり，公共事業促進，インフラ整備が大企業を中核とした重工業化，傾斜生産方式が採用された[1)]。そして，1960年の池田勇人内閣の国民所得倍増計画によって，「大きいことはいい事だ」という繁栄を謳歌する高度経済成長期を迎えるようになった。この時期，都市周辺の工業化に必要な安価な労働力を賄うために，農漁村から都市へ労働移動が重視され，農林漁業が衰退し，同時に地方の地場産業，中小企業などは低い労働生産性のゆえに軽視されてしまった。これが**二重構造モデル**である[2)]。地場産業とは，①地元資本による中小企業，②地元の資源・労働・技術を活かした産業，③地域における伝統産業，という特徴があるが，1960年から1970年にかけて10％近い人口減少をみた過疎地域が出現しても，地場産業は等閑視され続けてきた。総務省（当時の総理府）は，1966年「経済社会発展計画」で，高度経済成長時期に過疎が進んでいることを指摘はしていた[3)]。しかし，高度経済成長の時期，農山漁村の過疎に対しては，企業誘致，工業化，インフラ整備など「新産業都市」を「地方開発の拠点」とするとした。その後，20世紀末になって，都市の過密を緩和するための従属的な場とされていた地方が，産業空洞化，少子高齢化の中で，量的拡大政策が見直され，心の豊かさを重視する生活の質（QOL）を向上するために，地方創生・地域活性化が目標として掲げられるに至っている[4)]。

ここで，**地方創生**とは，人口減少時代の到来，地域経済の衰退，東京圏への一極集中が進むと予測し，「地方創生が目指すのは，地域に住む人々が，自らの地域の未来に希望を持ち，個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成すること。人口拡大期の全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく，地方自らが地域資源を掘り起こし，それらを活用する取組が必要」とされる[5)]。そして，地方創生のために，日本政府は，情報・人材・財政を支援し，

受理日2019年11月27日
＊教養学部人間環境学科社会環境課程教授

これによって，①雇用創出，②人口流入，③若者定着，④地域連携，を図るというのである。

そこで，本稿では，伝統的な労働集約的技術を駆使した地場産業として，真珠養殖を取り上げ，その特色である個人経営体，地域コミュニティ住民のネットワークの重要性を指摘し，内発的発展の枠組みの中で，地方創生・地域活性化を検討してみたい。

1．愛知県の真珠養殖の動向

日本の真珠生産は，天然真珠の採取ではなく，全てが養殖真珠であり，真珠母貝（多くはアコヤガイ）の養殖，真珠養殖，真珠の加工・流通・販売まで含むもので，地元産業・伝統的産業である漁業の海面養殖業の一環として，真珠養殖は，愛媛県における地方創生・地域活性化の観点からも，注目される。つまり，真珠・真珠母貝の生産量・生産額・経営体数の上で，愛媛県は全国第一位であり，第二位の三重県，第三位の長崎県をはるかに上回っている。

日本全国に対する愛媛県の真珠の比率は，2013年の経営体数で36.7％，2016年の生産量で37.3％，生産額で39.3％であり，1975年以降，愛媛県は，ほぼ連続して全国一位の生産を誇っている。全国の真珠生産に占める比率は，1974年に生産量26.9％，生産額26.4％と，初めて全国第一位になった。その後も，1978年から1982年まで，1986年から1996年まで，2001年，2005年，2007年，2009年から2016年まで，全国第一位である（表１参照）。

また，真珠養殖生産性は，1975年から1990年には，１経営体当たり生産量（生産額）は1975年の16.5キログラム（1020万円）から1990年の41.9キログラム（4620万円）へと伸長しているが，規模は小さく，企業経営ではなく，個人経営体が主流である。

真珠母貝生産についても，愛媛県は1960年代の20％台から，1970年47.9％に上昇し，1972年から1996年までは60％台から80％台で，日本の真珠母貝の大半を供給している。1997年から1999年には50％前後に若干低下したものの，2001年以降は，50％以上で，2016年までの大半の年で70％台から80％台の比率を誇っている。2013年の不漁だった真珠母貝のアコヤガイの生産についても，全国経営体数519戸のうち愛媛県は249戸，全国生産量972トンのうち愛媛県は806トンで82.9％，生産額７億9400万円のうち愛媛県は６億7700万円で85.3％を占めている（表２参照）。そして，愛媛県内で真珠養殖の大半を担っているのが，2005年（平成17年）８月１日，旧宇和島市・吉田町・三間町・津島町の合併によって生まれた新しい宇和島市である。愛媛県の真珠養殖中心地の津島町の事例では，2011年の真珠母貝の生産額は，２億7900万円，１経営体当たり276万円，真珠養殖の生産額は，10億9800万円，１経営体当たり1144万円である（表３参照）。

このように真珠養殖・真珠母貝の生産は，経営体１戸当たり生産性の上から，真珠養殖は，企業ではなく，個人経営体が担っているが，この背景には，愛媛県が，地元の零細な経営体の利益保護を目的に，1957年真珠養殖事業の指導方針，いわゆる**愛媛方式**を採用したことが大きく影響している。愛媛方式とは，（１）真珠養殖と母貝養殖の経営分離，（２）母貝養殖の漁協管理，（３）真珠養殖業者と漁協の共有漁業権，を三原則として，零細な個人経営体を保護すると同時に，愛媛県の指導・統制を図るものである[6)]。

表１　真珠養殖生産の推移

	経営体数			生産量　kg			生産額　百万円		
	全国	愛媛県		全国	愛媛県		全国	愛媛県	
1965	4,573	315	6.9%	98,556	13,982	14.2%	26,261	3,415	13.0%
1970	3,635	301	8.3%	85,383	14,765	17.3%	20,105	2,683	13.3%
1975	2,176	405	18.6%	30,361	6,693	22.0%	18,510	4,142	22.4%
1980	1,941	512	26.4%	42,345	13,605	32.1%	46,062	15,237	33.1%
1981	1,953	514	26.3%	45,861	13,967	30.5%	48,925	14,903	30.5%
1985	2,048	518	25.3%	61,655	17,711	28.7%	57,833	16,673	28.8%
1990	2,112	629	29.8%	70,336	26,374	37.5%	88,519	29,091	32.9%
1995	2,052	607	29.6%	63,330	24,051	38.0%	68,603	26,836	39.1%
2000	1,677	494	29.5%	29,905	7,942	26.6%	29,220	6,189	21.2%
2005	1,376	397	28.9%	28,846	9,128	31.6%	19,247	5,938	30.9%
2006	1,283	363	28.3%	27,355	8,456	30.9%	18,158	5,594	30.8%
2008	1,050	316	30.1%	23,813	7,667	32.2%	13,280	5,714	43.0%
2013	722	265	36.7%	20,385	8,025	39.4%	11,207	4,565	40.7%
2015	－	213		19,616	7,254	37.0%	15,873	6,011	37.9%
2016	－	242		20,394	7,617	37.3%	16,578	6,518	39.3%

出所）えひめの水産統計「真珠養殖」（http://www.pref.ehime.jp/h37100/toukei/index.html）より作成。

表２　真珠母貝（アコヤガイ）養殖生産の推移

	経営体数		生産量　(t)			生産額　(100 万円)		
	全国	愛媛県	全国	愛媛県		全国	愛媛県	
1965	7,859	2,752	－	1,858	－	4,666	701	15.0%
1970	4,693	1,903	－	1,114	－	1,000	479	47.9%
1975	1,776	1,339	2,921	2,386	81.7%	3,235	2,721	84.1%
1980	1,530	1,265	4,244	3,299	77.7%	7,802	6,516	83.5%
1985	1,861	1,420	7,676	5,833	76.0%	14,943	12,424	83.1%
1990	1,432	1,060	9,005	7,074	78.6%	13,206	10,610	80.3%
1995	1,417	1,009	7,958	5,410	68.0%	11,472	7,582	66.1%
2000	1,061	771	2,653	1,665	62.8%	3,061	2,017	65.9%
2005	584	445	1,509	1,094	72.5%	1,303	979	75.1%
2013	519	249	972	806	82.9%	794	677	85.3%
2015	－	230	1,107	930	84.0%	1,098	958	87.2%
2016	－	232	1,369	1,200	87.7%	1,592	1,458	91.6%

出所）えひめの水産統計「真珠養殖」（http://www.pref.ehime.jp/h37100/toukei/index.html）より作成。

表３ 宇和島市津島町下灘地区の真珠母貝・真珠養殖の経営体数（2011年）

		真珠母貝	真珠養殖	その他	合計
業者数	人	101	96	56	253
	構成比（%）	39.9%	37.9%	22.1%	100.0%
売上額	１００万円	279	1098	44	1421
	構成比（%）	19.6%	77.3%	3.1%	100.0%
１経営体当たり売上額(万円)		276	1144	79	562

出所）下灘漁業協同組合（2013）「下灘漁協真珠母貝養殖業地域プロジェクト改革計画書」資料４－１，p.4より作成。

日本の母貝養殖が宇和海の個人経営体を中核としている理由には次の３点も指摘できる。

１）水深・水温・透明度・潮流など養殖条件に恵まれた海の環境にある。

２）母貝供給先の真珠養殖業者・漁協が地元にあり業者間・住民間に地域内の信頼関係に基づく取引ができる。

３）取引経験が長く，販売市場へのアクセス・加工も含めた域外（県外）真珠養殖業者・関連業者との信頼関係に基づく取引ができる。

1986年から1991年のバブル経済が崩壊した後，真珠価格は１匁当たり，1991年の4797円から，1996年に3365円と4000円台を下回り，2000年には2922円と3000円台を割込み，さらに2009年には1514円まで暴落した（図１参照）。真珠養殖の経営体数も1967年の4666経営体をピークに，1970年3635経営体，1974年2169経営体に大きく減少した。その後，1995年の2052経営体までは，2000台を維持していたが，1996年1998経営体，2000年1677経営体，2008年1050経営体と1000台となり，2013年には722経営体と1000未満にまで減少している（表１参照）。

全国の真珠生産量は，1967年12万49262キログラムから，1974年２万9895キログラムへ四分の一に激減し，その後，1980年４万2345キログラム，1990年７万366キログラムと回復しつつあったが，1993年の７万2711キログラムを記録して以降は，1999年の２万4576キログラムへとの三分の一水準に落ち込み，愛媛県でも六分の一の4741キログラムまで減少した（表１参照）。

全国の真珠生産額は，1966年348億3900万円から1971年の210億8000万円に減少し，1990年の885億1900万円と回復傾向をみせている。しかし，1996年以降は600億円を下回り，2000年292億2000万円，2004年185億9700万円，2009年84億円9900万円まで下落している。愛媛県でも1991年の315億1000万円から，1999年の39億8100へと八分の一へと激減している（表１参照）。愛媛県の真珠生産は，1990年の２万6374キログラムから1995年２万4051キログラム，2000年7942キログラムと三分の一未満に減少し，１経営当たりの生産量も1990年の41.9キログラムから1995年39.6キログラム，2000年16.1キログラムへと三分の一に縮小している。

このような真珠養殖の落ち込みは，バブル崩壊と並んで，1994年からの真珠貝の大量斃死，1995年の阪神淡路大震災による神戸の真珠商社や真珠加工業者への被災が大きく影響している。アコヤガイの赤変病とも呼ばれたアコヤガイ**大量斃死**は，宇和海に拡大し，真珠生産量・生産額が，大きく落ち込み，養殖業者から真珠産業全体を巻き込んだ不況にまで進展した。

また，１キログラム当たり母貝単価は，1970年の430円から1975年1140円，1980年1975円，1985年2130円と高騰した時期には，真珠養殖は好景気だったが，母貝価格は1990年1500円，2000年1211円，2010年730円へと暴落した（図１参照）。そこで，１経営当たりの生産性は，2010年には173万円にまで低下している。真珠１匁当たり価格，すなわち真珠単価も変動・低迷の傾向があり，真珠単価は1990年の4136円から2000年の2922円へと下落している。そして，真珠養殖業者は1990年の629経営体から1995年607経営体，2000年494経営体と22％減となった。

真珠は，貝殻内側の真珠層と同じ成分が，母貝の内部に挿入した核の表面を撒くことで生成される。そして，真珠層を形成するのが，外套膜（がいとうまく）である。真珠層は，炭酸カルシウムの結晶層とタンパク質のコンキオリンのシートが交互に階層となった結晶層で，これが「巻き」である。光は多重反射して干渉色を生じるが，これが「照り」である[7)]。つまり，真珠（単体）の品質は，①直径（大きさ），②形，③傷，④巻（まき），⑤照り（光沢），⑥色（干渉色），を総合的に評価して決まる。換言すれば，直径が大きく，傷や突起・瘤のないきれいな球状で結晶層厚が厚く，光沢のある緑色の干渉光が輝く真珠が美しく高価である。ここで，照り，色を肉眼で判定するために，業者は，昼間に北側の窓で，電灯無しの自然光で見極めて，自分の顔と背景が明確に映るものを良質の真珠に判定する。

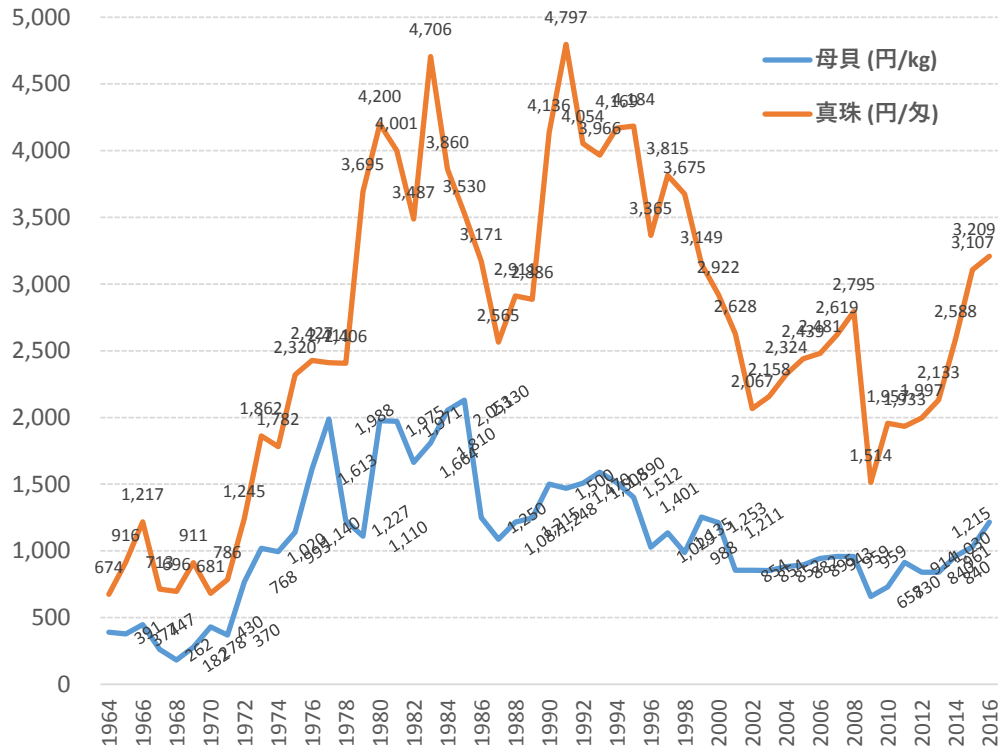

図１　母貝と真珠の単価の推移（1964-2016年）

出所）『愛媛県史 社会経済２　農林水産』（昭和60年３月31日発行）表５-14愛媛県真珠母貝養殖業の推移（http://www.i-manabi.jp/system/GIFDAT/2/EHIME_42_5_5_1_5_1.jpg）より作成。

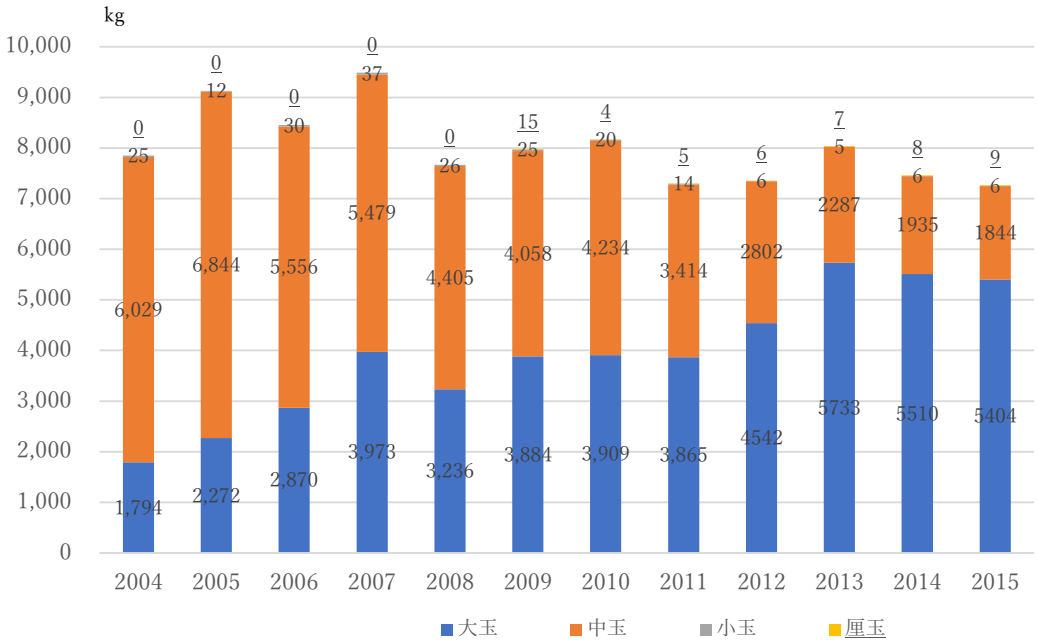

図２ 愛媛県の真珠生産（2004-2015年）

注） 4 mm 厘玉、 5 mm 小玉、 6 mm 中玉、 7 mm 大玉
出所）中国四国農政局『平成16～21年愛媛農林水産統計年報』『平成27～28年愛媛農林水産統計年報』（http://www.maff.go.jp/chushi/kohoshi/kankoubutu/38ehime/28_nenpo.html#13bu） より作成。

近年の愛媛県の養殖真珠の大きさを直径別に，４ミリ厘玉，５ミリ小玉，６ミリ中玉，７ミリ大玉と分類すると，大きさ別の生産量は，2007年の大玉1794キログラムから，2015年の5407キログラムに大きく増加し，中玉は2007年6029キログラム，2015年1844キログラムに減少している（図２参照）。つまり，生産量は，安定しているが，大きさ別構成では，2007年の中玉76.8%，大玉22.9%から，2015年の中玉38.1%，大玉61.8%と構成比は変化しており，大玉ほど真珠単価が高いことから，生産額の増加は真珠の大粒化にある。つまり，真珠養殖業者は，アコヤガイの大量斃死を契機に，生産量，生産額が大きく減少し，経営悪化に直面しながら，真珠養殖を続けている現状が見て取れる。

真珠生産の工程は，アコヤガイの稚貝を生産する稚貝採苗，稚貝を育てる母貝養殖業，母貝を使って購入して，真珠を作る真珠養殖と３段階に分かれている。そして，現在では，稚貝採苗は水産事件場や漁協が実施し，母貝養殖業者，真珠養殖業者は「愛知方式」の分業体制の下で，別個の個人経営体が，主に家族労働に依存して行っている。

宇和海における真珠生産は，ほとんどが個人経営体になるが，養殖区画の漁業権や接岸筏の設置許可を得た個人経営体が担っている。宇和島では，真珠生産に従事する経営体は，母貝養殖と真珠養殖に二分されており，母貝養殖に当たる個人経営体を「母貝屋」，真珠養殖に当たる個人経営体を「真珠屋」と呼ぶ。陸上には，より大きく設備も整った陸上作業小屋が設けられており，ここで貝掃除から真珠の核入れ，真珠の珠出しなどの作業が行われ，岸から板で渡

ることのできる桟橋型の筏あるいは筏小屋は，真珠母貝を運搬する桟橋，真珠貝の抑制などの作業に使用する。

2．宇和海の真珠養殖

（1）真珠稚貝の人工採苗

1981年から北宇和郡下灘漁業協同組合では，三重県栽培漁業センター，愛媛県水産試験場から技術指導を受けながら，稚貝の人工採苗事業を開始した。3月から6月，室内採苗水槽にナイロン網の採苗器を浸漬して採苗し，40日間培養し，2から3ミリメートルの稚貝に育てて母貝養殖業者350人に出荷した。1982年3000万個，1983年7000万個の稚貝を生産した。

下灘漁業協同組合は，泥目水に真珠貝研究所と並んで**下棚孵化場**を設け，倉庫内のプラスチック製1トン円筒形水槽（丸型水槽）7個をブロワーで曝気しながら，2月から3月にアコヤガイに放卵させる（写真1・2参照）。これが**人工採苗**で，1年目，貝殻内面の真珠層が美しい，殻幅の厚い母貝を選び，2月から3月に雌貝から卵子を採集（採卵）し，雄貝から精子を採集（採精）して，人工交配するのである[8)]。2008年秋から数年間，宇和海で養殖中のアコヤガイが大量斃死して以降，日本産アコヤガイに中国やペルシャ湾の貝を掛け合わせて品種改良した「ハーフ貝」（交雑貝）が生み出され，それが宇和海の真珠養殖の大半となった。

放卵から16日目，卵はベリジャー幼生となり，泳ぎ回るが，1水槽当たり28センチメートル四方の遮光ネット（農業用）30枚を，上から吊下げておくと，幼生が付着し，20日目には足が生え，ベラム（繊毛）を使って，餌を食べるようになる。稚貝の餌は，フラスコや30リットル円筒形水槽を使って，培養液により培養したパブロバ（Pavlovales）などのプランクトンであり，摂氏15.2度の水温では半冬眠，保存することも可能である（写真3・4参照）。

写真1　愛媛県宇和島市津島町泥目水，下棚漁協の設置した下棚孵化場（真珠研究所）。後方の倉庫の中に1トン円筒形水槽（丸型水槽）などが並んでおり，真珠稚貝を人工採苗している。2019年2月19日，筆者撮影。

写真2　津島町の下棚孵化場では，1トン円筒形水槽（丸型水槽）を使って，アコヤガイの放卵，稚貝の付着，給餌など真珠稚貝の人工採苗（稚貝育成）を行う。2019年2月19日，筆者撮影。

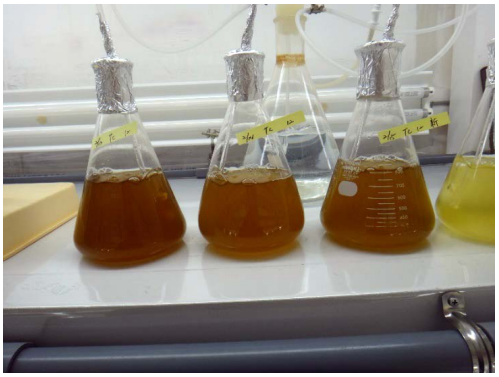

写真３　津島町の下棚孵化場では，真珠稚貝のエサとなるプランクトンを三角フラスコで培養液を使って培養している。2019年２月19日，筆者撮影。

写真４　津島町の下棚孵化場では，30リットル水槽を使って，水循環，室温・水温，照明，曝気を調整しながら，プランクトンを大量に培養し，真珠稚貝に給餌している。2019年２月19日，筆者撮影。

水槽の中で飼育し目視できるまで成長した稚貝は，空調完備の特別室に移し，温度・照明など管理をしながら育成する。稚貝が付着してから40日，特別室内では30日経過すれば，稚貝は指先で摘まむことのできる大きさになる。この稚貝を，倉庫内の円筒形水槽に戻し，稚貝が数ミリになるまで成長させ，採苗器（付着器）に１枚当たり稚貝１万個以上を付着させて出荷する。採苗器（付着器）は，稚貝専用の「トリカルネット」，農業用遮光ネットを代用した「コレクター」で，ともにポリエチレン製であり，白い稚貝が見やすいように黒色である。トリカルネットは高密度ポリエチレン製で，種苗生産現場でも使用されている。

つまり，人工採苗されたアコヤガイの稚貝は，２カ月かからずに体長数ミリメートルの大きさに成長するので，この時に，ポリエチレン製の採苗器（付着器）に付着させる。母貝養殖業者は採苗器に付着している稚貝数十万個を３月から４月に，数十万個仕入れるのである。

母貝の人工採苗は，津島町では，個人経営の細川が優良な稚貝を育成しており，真珠屋の間で信頼性が高いが，数量的に不足する分は，下棚孵化場や**愛南町海洋資源開発センター**が人工採苗した稚貝を購入する。愛南町海洋資源開発センターは，宇和島で天然稚貝がとれなくなった中で，1991年愛媛県南宇和郡の内海村に「海洋資源開発センター」として設立され，人工種苗を開始した。1994年，アコヤガイの大量斃死を受けて，1995年には耐性ある貝の研究も始めた。内海村は，2004年10月，御荘町・一本松町など南宇和郡4町と合併，愛南町となったため，愛南漁協が主体となる愛南町海洋資源開発センターとして，優良母貝の新品種養殖技術の検証も含め，事業を継続している。ここではアコヤガイの稚貝2500万を採苗飼育できる空調・照明管理可能な倉庫型採苗室に，１トン円筒形水槽を50個まで，親貝飼育施設には１トン円筒形水槽を24個まで設置できる[9)]。

天然採苗が一気に衰退したため，21世紀には母貝屋の利用する稚貝は人工種苗となっており，宇和島真珠の人工種苗をになう下棚孵化場の「漁協」，細川水産の「細川」，愛南町海洋資源開発センターの「センター貝」と呼ばれるアコヤガイ稚貝は，地場産業にとって不可欠の存在で

ある。今後は，人工種苗が繰り返され近親交配が進み，母貝が弱体化するリスクをどのように回避するか，新しい母貝をどのように発掘するかである。

（2）母貝養殖業者

稚貝取得後の母貝養殖，真珠養殖は，陸上の作業小屋，接岸した筏，沖合の筏とそれを結ぶ海上交通・陸上交通の組み合わせと，貝のライフサイクルに合わせた作業からなっている。母貝・真珠養殖用の筏は，延縄式であり，海面にロープ（延縄）を張って筏で位置を定めて，そこに貝を入れたネットを吊って養殖する。問題は，ネットを吊るロープを浮かせる方法で，宇和海の場合，（1）竹組の筏，（2）木製筏，（3）ガラス製浮き玉，（4）プラスチック製浮き球，と変遷してきた。また，当初はナイロン製の軽量なロープがなかったために，縄綱で海水を含むと重くなり，浮力がより必要となり，扱いにくかったという。

母貝業者は，このハーフ貝の稚貝をポリエチレン製の採苗器に付けたまま購入する。下灘漁業協同組合（2013）「下灘漁協真珠母貝養殖業地域プロジェクト改革計画書」資料4によれば，2007年から2011年度の津島町下灘漁協の有力な母貝養殖業者39経営体は，稚貝575.7万個を1個当たり3円で購入している。したがって，母貝養殖業者1経営体当たり稚貝147.6万個を購入，その稚貝購入代は44.3万円と算出できる。

母貝養殖業者は，稚貝を金属枠でできた提灯カゴへ収容し，目の細かなネットで包んで接岸筏に吊り下げる。提灯カゴの中にある稚貝は，海中のプランクトンをエサに海中で養成する。アコヤガイの稚貝は，提灯カゴを2－3個で水深3メートルから5メートルに，提灯カゴ3－5個で3メートルから8メートルの海中に吊るされ，養成される。しかしし，最適な方法については，母貝屋の間でも若干の差があり，吊り下げる提灯の数も，方法も，水深も一致しているわけではなく，個人経営体の試行錯誤の中で，各自の**流儀**が採用されている。

その後，9月から10月に，稚貝は体長1センチメートルに成長した段階で，接岸筏から，沖の延縄式筏に移して，養成する。これが，「**沖出し**」で，採苗器に付着していた稚貝を，網目の大きなカゴに移し，沖の豊かな漁場で母貝に養成する。大きい網目の「養殖カゴ」「養成カゴ」に入れ，沖出しされ，1年も経過すれば，挟み込み板状開閉ネット「**褌**」（ふんどし）に移し替えられる。褌ネットに貝を入れるには，貝の呼吸や捕食に配慮して，海流の流れを妨げないことが望まれる。そこで，1枚の挟み込み板状開閉ネット「褌」は，横7段の小ネットに区分されているが，この横1段当たり小さい貝で10個，大きい貝で8個に制限している。つまり，1ネット当たり小さい貝で70個，大きい貝で56個である。海流の通りがよく，適切な水温の下で，貝のストレスが少ないか，餌のプランクトンの摂餌がしやすいか，作業が効率的に行えるか，多数の貝を狭い空間で養殖できるか，という点について経営体間での意見が一致しているわけではなく，最適な方法は筏のある海の環境でも異なってくる。そこで，各業者は経験を踏まえて，各々の流儀で真珠養殖を進め，経営方式の多様性が看過できる。

貝掃除とは，数カ月間，アコヤガイを海中に養成していると，貝の周囲にフジツボ，カキ，ムラサキイガイなど貝類，アオサ，ミルなど海藻，ホヤ，苔虫類など寄生虫が付着して，貝全体を覆ってしまう。つまり，貝掃除は，①貝殻開閉活動を阻害する物理的障害，②競争種とし

て摂餌・呼吸を妨げる生理的障害，③海流・潮流を妨げる生態的阻害，の３点を排除するために実施される[10)]。

貝掃除の方法は，沖の延縄式垂下養殖を行っている筏に漁船で乗り付けて，貝を引き揚げる作業が不可欠である。掃除をする場所は，船上に電動グラインダー器を備えれば，船上でも可能であるが，貝の量が多い場合は，貝を海中から引き揚げて，漁船で接岸している筏にまで運搬する。また，母貝を収容するネットは，貝を外すたびに高圧噴水で洗浄して，ネットについて汚れを落とす作業，破損したネットや枠組みを補修する作業をしなければならない（写真５・６参照)。同じネット掃除は，真珠屋でも行われる（写真７参照)。

除去した貝の付着物は，細かい粒子に砕かれたごみであり，ケースに集めて，産業廃棄物として処理するが，1990年頃までは，海中投棄していた場合が多かった。つまり，廃棄物収集を全くしていなかった1980年代には，経営規模が拡大するにつれて，多数の貝が漁場に密集し，貝の生息が過密になるとともに，貝掃除によって生じた大量の廃棄物・汚物が海中に投棄され，海を汚染し養殖漁場の環境を悪化させた。そこで，近年は，真珠養殖に伴う廃棄物による海洋汚染を避けるために，貝掃除で排出されたごみは，産業廃棄物として適正処理して，海の環境保全を図っている。

１年以上養成された母貝は，２年貝（若貝）と呼ばれ，重量７匁から10匁で，４月頃から，真珠養殖業者に出荷され，２年以上たった３年貝は，12匁から16匁で10月頃から出荷される。この時期に母貝の体力が落ちないように，重量別に素早く選別するために，ベルトコンベヤー式の母貝選別機を使用する。2019年２月19日，宇和島市津島町の母貝屋松田氏への聞き取り調査によれば，９月末から10月に，標準的な２年貝は，重量11匁から13匁のアコヤガイで，10万個から16万個を，自動重量選別機で分類し１個当たり50円で真珠屋に出荷する（写真８参照)。他方，３年貝は，13匁から14匁で60円，太い15-16匁で80円程度である。売却される母貝は，宇和海沖の筏で２-３年間，養殖されたもので，出荷前には，ネットに１列当たり10個で７列，合計70個を養殖されている。母貝は，ネットごと真珠屋に運搬，売却され，後日，真珠屋がネットを母貝屋に返却する。

また，食用の桧扇貝（ヒオウギガイ）の養殖も盛んで，これは母貝・真珠養殖と同様な方法で行ない，接岸筏の下にネットを吊るしている（写真９・10参照)。

ここで2019年２月の宇和島では太い母貝が少なくなり，真珠屋は２年貝の７匁30円にしかならない母貝も使用せざるを得なくなった。アコヤガイの寿命は５年程度と考えられるが，３年貝よりも大きくしても，老化して体力がなくなれば，核を挿入した時にストレスに耐えられず，真珠の質が低下する。そこで，近年では，真珠屋は３年貝よりも小型だが若くて体力のある２年貝を選好する。ただし，貝掃除に際して，ウォッシャーによる水圧洗浄には強い水圧がかかり，２年貝が弱ってしまえば，真珠の質は低下する。

いずれにせよ，母貝養殖を営む個人経営体は，行燈かご・提灯カゴの並べ方，接岸筏での吊るし方から，籠の中の貝の数まで，自らの接岸筏，沖の延縄式筏の数量と漁場の環境を考慮しながら，試行錯誤を繰り返しながら，母貝養殖に従事しており，各々の創意工夫が，伝承され，模倣されて，母貝養殖の流儀が成立し，変化している。また，アコヤガイの大量斃死から20世

紀末にかけて，多数の母貝屋が廃業に追い込まれたが，その多くは，柑橘類の栽培，真珠浜揚げのお手伝いなどを通じて，地元に残り，地場産業の一翼を担っている。

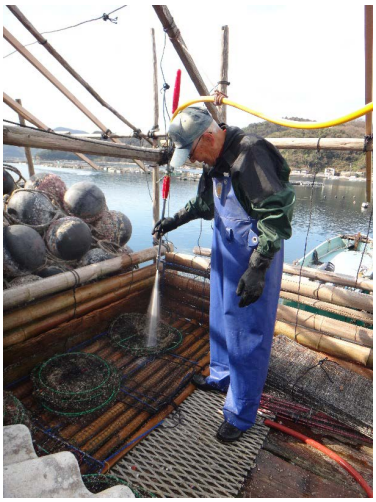

写真５　津島町横浦の母貝屋，松田真一氏が接岸筏（基地筏）の上で，高圧洗浄身を使って丸カゴネット・褌ネット（右後方）を清掃している。左後方は，延縄式筏の浮き球。2019年２月18日，筆者撮影。

写真６　津島町横浦の母貝屋，松田真一氏が陸上の作業小屋で，褌ネットを洗浄後，補修をしている。2019年２月19日，筆者撮影。

写真７　津島町田嶌の真珠屋，佐々木公也氏が陸上の作業小屋で，褌ネットのフジツボを木槌でたたいて掃除，補修をしている。2019年２月19日，筆者撮影。

写真８　津島町横浦の母貝屋，松田真一氏が使用している母貝の重量別選別機。松山市の横崎製作所，1996（平成８）年９月製造。13匁，12匁，11匁の数値が記入されている，下段の９，８，７の匁は，ランク軽い母貝の場合。2019年２月19日，筆者撮影。

写真９　津島町横浦の母貝屋，有田恒雄一氏が接岸筏（基地筏）の上で，角カゴネットに入れたヒオウギガイを見せてくれた。これと同じように，真珠母貝（アコヤガイ）も育てる。2019年２月18日，筆者撮影。

写真10　津島町横浦の母貝屋，有田恒雄一氏が接岸筏（基地筏）の上で，養殖しているヒオウギガイの稚貝がポリエチレン製の採苗器（付着器）に付着している。これと同様に，アコヤガイも養殖する。2019年２月18日，筆者撮影。

（３）真珠養殖業者

１）仕立て

真珠養殖業者は，母貝業者から２年貝あるいは３年貝を母貝として12月頃に購入するが，この母貝に，ドブガイの貝殻で製造した核を入れる挿核には，貝の生殖巣が大きな状態では適さない。アコヤガイは性転換するので，ここでの生殖腺とは卵巣・精巣の双方を意味しており，生殖腺の発達を抑える「卵抜き」を実施するが，これは精巣か卵巣か，雌雄どちらの貝であるか，真珠養殖の場合は問題とはならない。生殖腺に生殖細胞が充満して生殖巣をなしていると，核を入れる障害となり，また生殖巣を維持するのに体力をとられてしまうために，核に真珠がきれいに巻かないリスクが高まると考えられている。つまり，生殖巣の発育した母貝には，挿核施術をしても，真珠の歩留まりは低くなってしまうので，挿核する前に，①人為的に母貝を排精卵させる「**卵抜き**」，②母貝の生殖腺の発育を抑止する「**抑制**」，③生殖腺を排除する「**オゾン処理**」という三つ施術が考案された。これが「**仕立て**」である。

仕立てでは，プラスチック製の蓋付き穴あきの「笊（ざる）カゴ」をつかうが，これは「**卵抜きカゴ**」（卵籠）あるいは「**抑制カゴ**」と呼ばれるもので，縦27センチメートル，横32センチメートル，深さ14センチメートル程度のプラスチック製の黒色箱型で，海につけると海水が通る多数の小穴が開いている。卵抜きカゴに70枚の貝をすし詰めにして，海水の流出入を制限する。その後，貝の生活環境が，一時的に緩和されたときに，生殖腺が放出されるという。他方，「抑制」は，同じく抑制カゴ（卵抜きカゴ）に貝を詰め込み，接岸した筏に吊るし，貝を窮屈な環境を強いると，それに適応するために，活力を低下させ，生殖腺の発育が抑制されるという。つまり，人為的に生殖腺を発達させたり，早期に生殖腺の成長を止めたりして，挿核

の障害となる生殖腺を除く作業が「卵抜き」である。換言すれば，「卵抜き」「抑制」は，方法は若干異なるが，母貝に大きな生殖巣がない状態になっており，これが卵を抜いたからか，生殖線の発育が抑えられたのかは，生物学的には大きな違いでも，養殖業者にとっては検証する必要はない。挿核をしやすくし，施術貝の真珠歩留まりを高める方法が仕立てであり，このための抑制や卵抜きが個人経営体の試行錯誤によって，1960年代には普及していた[11)]。

挿核するためには，貝の口を開けさせる「**貝立て**」と，開殻部に楔形の木製栓をさす「**栓差し**」の作業がある。貝立てとは，まず母貝を陸上で水盤などケースに並べて立てたままで長時間置いて，貝を苦しめた状態にした後に，海水で満たした水槽に戻すと，貝は呼吸するために大きく口をあける。

しかし，近年は，麻酔液を調合した水槽に母貝を浸して麻酔状態にして，貝柱の力を弱めて口を開けやすくする**麻酔法**が用いられている。2017年７月10日に行った津島における調査事例によれば，母貝に麻酔をかけるには，バスケット（プラスチック製大型ケース）に粉末状のミネラル（にがり）を入れ，水と麻酔液を適切な濃度になるように入れる。具体的には塩化マグネシウム水溶液を作り，そこにアコヤガイを入れると，貝は麻酔をかけられたように弛緩して，自然に口をあける。これによって，貝の体力を消耗させることなく，貝の口を開け，核を挿入することができるので，真珠の歩留まり率は大いに向上した。

「卵抜き」「抑制」「オゾン処理」後に，挿核施術された真珠貝は一定期間，養生篭に入れられて安静な状態に置かれる。これを「**養生**」というが，養生籠は，抑制籠（卵抜き籠）よりも二回り大きく，開いているアナも大きく数も多く，海水の通りはスムーズである。養生の目的は，仕立てによって作られた抑制状態を継続させて，体内に挿入された核に対するストレスを抑制しながら，体力を徐々に回復させることにある。

２）挿核（珠入れ・核入れ）

４月中旬から７月末に行なう挿核は，アコヤガイ内臓の生殖巣を僅かに切開し，あらかじめ切り取っておいた外套膜外側上皮の切片「ピース」を付着させた核（貝殻）を挿核器具（金属棒）によって挿入する作業である。この時，外套膜外側上皮のピースを切り取るためのアコヤガイを「**ピース貝**」という。ピース貝は，数十年前は３年貝で珠入れと同じ貝を使用していたが，これはピースとする生殖細胞も，それを挿入する母貝も同じ年の同じ種類のほうが，真珠の歩留まりがいいと考えられたからである。現在では，人工採苗の中で，優れたピース貝をどのように育成，選抜するかが課題となっている。

核に付着させる生きた母貝の生殖細胞・外套膜をピースとして切り取る作業では，生殖細胞・外套膜の裏を核に付着させ，表が貝の内部に接触させる必要がある。生殖細胞は，ひも状なので，小型のまな板の上に置いて，専用メスで２ミリから３ミリの大きさに切り揃えていく。また，ピース貝１個から切り取ることのできるピースは，当時は小ぶりの貝で20個（挿核20個分），現在の大ぶりの貝でも20から30個である。ピースの切り出し，挿核には，熟達した労働集約的技術が必要とされる。つまり，ピースの切り出しなど訓練，技能の伝承があって，初めて真珠の珠入れができるが，その流儀は，個人経営体，場合によっては個人ごとに異なってい

る。

真珠屋佐々木氏の購入する核の直径は，尺貫法で表示され，主流は２分４厘５毛，２分５厘（８ミリ），２分５厘５毛の３種類である。核を入れた母貝は，「**施術貝**」と呼ぶ。母貝に挿入する核は，直径７ミリのも１個で，より大きな母貝であれば，直径5.5ミリから６ミリの核を２個入れる２個入れも可能であるが，宇和島市津島町では，真珠母貝への挿核は１個入れだけである。また，数十年前の日本産アコヤガイは大きいものが10匁，標準は６匁の，現在のハーフ貝より小ぶりであるが，体力があり，寿命も10年あった。現在の交雑ハーフ貝は寿命も半減し体力もなくなったため，真珠の歩留まりが低下したといわれている。そこで，核の２個入れは，施術貝が死亡し，核が真珠層を巻く確率が低下してしまい，行われなくなったという。

珠入れには，二種類の方法がある。一つは「**先入れ**」「先付け」で，核に入れてからピースを張り付け方法で，経験の長い熟達者はこの方法による場合が多い。もう一つは「**後入れ**」「後付け」で，貝に核を入れてから，その核にピースを張り付ける方法で，若い世代に普及している。これは，ピース付きの核が上手に入ったかどうか目で確認しやすい方法である。挿核の速さは，熟練者で1個当たり40秒から44秒である。

３−４月に挿核施術後，１カ月程度，養生して体力が回復して真珠貝「施術貝」は，沖合の延縄式筏に戻される。これが，沖だしで，４月から５月に行われる。沖出しの準備としては，褌ネットの段（７段ある）にきれいに真珠貝を並べる。この並べ方は，１段につき８個の貝を表裏交互に並べ，足糸で貝同士が付着し合うように並べるのが一般的なようだが，並べ方は，母貝の場合と同じく，業者ごとに流儀ある。

2017年７月８日（土曜）の津島町の佐々木氏への聞き取りでは，挿核には，①ピース（生殖細胞）を核に母貝に入れてから，挿核する先付け，②核を母貝に入れてかたピースを装着する先付，の２種類あり，挿核する個々人が好みのやり方，得意な方法で選択している。また，母貝の状態によって，挿核しやすい貝とし難い貝があり，これは開口の大きさや内臓の状態に依存しているが，挿核の技術習得には，個人差が大きい。そこで，真珠屋の佐々木の場合，３人の挿核者の真珠歩留まり率や真珠の品質を比較するために，挿核者毎に施術貝を区別してカゴに入れるようにし，統計データをとっている。

３）沖出し

挿核された施術貝は，体力を消耗し核を挿入されたことでストレスを感じているため，波の静かな接岸筏の下で養生する。施術貝は，養生カゴに端先を上にして並べて，カゴの上にネットを縛って蓋とする。これは，施術貝が養生カゴの外に毀れないようにすると同時に，海水の通りをよくして，呼吸や捕食を少しでも楽にさせるためである。この時，佐々木氏のところでは，養生カゴの蓋（ネット）を縛る紐の色を，三人の挿核者に合わせて，黒・緑・黄の三色とし，区分する。これは，真珠を取り出す珠出しの時に，挿核者毎の歩留まり率を計算するためである。このように個人経営体の手になる真珠養殖でも，至る所に工夫を凝らして，各々の流儀を活かし，改善しながら，試行錯誤して真珠養殖に取り組んでいる。

褌ネットに入れた施術貝（１ネット当たり56個）は，接岸筏（基地筏）で一時的に海中に吊

り下げられ，一定量集まった段階で，漁船に積んで沖合にある延縄式筏に運搬する。このように沖出しされた施術貝は，海水よりも濃い塩水に短時間漬ける「**塩水消毒**」をすることが多い。これは，ネットに入れたままの施術貝を塩水を満たした水槽に１回漬けるが，１回あたりネット80枚から100枚を塩水に着ける作業である。

挿核し，ネットに入れて延縄式筏に吊り下げる沖出し後，真珠層が形成される７ヶ月から１年６ヶ月の間，海の水温・酸素量・比重・プランクトン量などの漁場の変化に気をつけて，施術貝を養成するが，その間に，年１回春にウォッシャーやグラインダー（削り機）で貝掃除を実施する。

４）**浜揚げ**

挿核され，沖の延縄式筏で養生された真珠は，浜揚げに至るまでに何回か，貝掃除のために，陸揚げされるが，延縄式筏自体の手入れも必要になる，これは，延縄を浮上させておく浮きフロートや延縄に，フジツボのような付着物が大量につくと，浮力が低下してしまうためである。また，付着物によって，プラスチック製の浮きフロートでさえも穴を開けられてしまう。そこで，延縄やフロートを陸上に引き揚げて，貝掃除同様，付着物をはぎ落とす作業が行なわれる。

挿核した真珠貝「施術貝」は，３−４月頃に沖出しされて，12月初旬から翌年１月末，２月初旬までに貝だしされ，真珠をとるために切開される。浜揚げは，海水温が15度以下にまで下がるような時期を選ぶが，この低温が真珠の照りを増すと考えられている。

沖だし後，７カ月程度養成された当年物の10匁程度の施術貝あるいはそこから取出した真珠を「**当年物**」という。また，養成期間を翌年まで１年間延長した12匁程度の施術貝あるいはそこから取出した真珠を「**越し物**」という。当年物あるいは越し物の真珠を取り出す一連の工程が「**浜揚げ**」で，短期間のうちに集中して行われる労働集約的作業である。

しかし，浜揚げを開始する日時も問題になる。第一に，海が荒れ状態では，沖合の延縄式筏から貝だしはできないので，波の静かなことが条件になる。第二に，真珠貝を切開して真珠を取り出すには広い空間が必要で，作業小屋の中だけでは手狭になる。そこで，雨天ではないことも条件になる。第三に，浜揚げには貝を運搬する漁船・軽トラックのほかに，多数の熟練した労働力が求められる。数万個の貝を手作業で１個ずつ貝柱を切除して，内臓を取り出し，それを集める作業には，浜揚げ作業を経験した地元住民の助けがなければならない。しかし，真珠養殖業者は，真珠の条件，季節，入札時期に合わせて浜揚げを行うので，その期間は12月から翌年の１月に集中し，熟練労働者を配置するには，真珠養殖業者間の調整も必要になる。

ここで，2018年２月８日（木曜）と翌９日（金曜）に宇和島市津島における調査事例から，時系列的に浜揚げを紹介しておこう。津島町の真珠養殖業者の浜揚げ初日は，朝６時時過ぎに宇和島市津島町の自宅を軽トラックで出発，真珠養殖筏がある南予地方愛南町御荘湾の桟橋に朝７時に到着する。この時間，既に漁船２隻が沖合の延縄式垂下養殖の筏に出向いて貝だしをしている。貝だしとは，延縄（ロープ）式筏に吊るしてある褌ネットのアコヤガイを，漁船に乗った作業員が手で船上に引き上げる作業である。区画漁業権は，10年毎の更新で７人が共同して保有するが，使用に際しては，区画を分割して個人経営体ごとに筏を設けている。

褌ネット（７段）には１段に真珠貝８個あり，ネット１吊で合計56個の当年物の真珠貝が入っている。貝だしされたネットは全部で880吊，真珠貝の総数４万9280個と推計できる。この延縄式養殖筏からの貝だしが終わったのは，午前８時29分である。

総トン数５トン程度の小型漁船は，貝だしと津島町までの海上輸送に使用するが，総トン数２トン漁船（小舟）は，貝だし作業のみに使用する。漁船乗員数は，５トン小型漁船は４人，１トンの小舟は経営者佐々木氏１人だった。小舟に引き揚げたネットは，小型漁船に積み替えて，津島町に海上運搬する。しかし，小型漁船１隻では，全てを運搬できないので，一部のネットは，御荘湾桟橋のクレーンで軽トラック（運転手１名の乗車）に積み替え，津島町まで陸上輸送する。津島町の桟橋に到着したのは，午前９時16分で，小型漁船のネットを，桟橋のクレーンで軽トラックに積み替えて，２分とかからない陸上作業小屋まで運搬する。この船・トラックを使った作業には，日の出前から男性４名が従事した。

浜揚げ（珠出し）の作業を時系列的に並べると，作業工程は，（１）沖合筏から船で貝の入ったネットを回収，（２）ネットから貝を出す「貝とり」，（３）ナイフで貝を割り内臓を切り取る「貝はずし」「貝割り」「貝剥ぎ」（殻開け），（４）遠心分離機による内臓と真珠の分別，（４）木製桶による真珠の洗浄，の順番で行われる。そして，作業小屋の工程が終わると，真珠を自宅の作業室に持ち帰り，真珠の大きさと品質を選別する。

2018年２月８日の浜揚げには，真珠養殖業者の家族４名（男性２名・女性２名）のほか，お手伝いが31名参加した。真珠養殖業は，労働需要のピークである浜揚げには，あらかじめ期日を指定して，浜揚げ作業の「お手伝い」を依頼するが，知り合いに直に電話して集めたのは半数である。残りは，知り合い３人に電話で「お手伝い」を集めてくれるよう依頼した。つまり，地元の代理人を通じて，事実上の雇用労働者の募集が行われており，これは住民相互の情報共有，信頼関係というネットワークが構築されていることを示唆している。本来，浜揚げの期日は，12月から１月末を予定していたが，このときは悪天候で遅れ，他の真珠養殖業者と調整する必要もあって，最終的に決定したのは１週間前で，期日は２月８日と下灘漁協（津島町嵐）における真珠入札会の終了直前だった。

浜揚げ参加した労働者は，男性15名，女性16名で，御荘湾20歳代男性２名，30歳代女性４名以外は40歳から70歳代までで，独身者男性２名，女性１名で，津島在住者である。お手伝いの職業は，判明した17名について，真珠養殖業者（「珠入れ」）２名，元真珠養殖業者５名，真珠養殖作業１名，母貝屋４名，元母貝屋３名，漁師２名であり，みな宇和海の仕事の経験者ばかりである。また，佐々木氏夫妻と長女も作業に加わっており，長男久夫氏は，最終段階の母貝の内臓から真珠をより分ける作業に当たった。つまり，浜揚げの珠出しには，雇われた労働者31人，経営者一家４人の合計35人が担当したことになる。

津島町の佐々木氏の陸上作業所までは，少数が徒歩・自転車で，大半は軽トラックや乗用車に相乗りでやってくる。駐車場所は，作業小屋の裏である。

運ばれてきた真珠貝は，まず褌ネットから外される。これは，木製の台座の周囲に人が集まって，貝を外して，プラスチック製浮きフロートを半分に切って作った桶に入れる作業である。

桶に入れられた貝は，口からメスを入れ，１か所だけある貝柱を切ると，口が開く。そこで，

二枚貝の蝶番を外して，内蔵のついた貝と，貝殻だけの貝とに分けて，内蔵のついた貝を桶に入れる（写真11参照）。内蔵に真珠があるが，この時点では，真珠を見えない。また，アコヤガイの貝柱は食用に珍重されるので，切り分けて，別の桶に入れておく（写真12参照）。

昼食は11時30分から12時30分まで，作業所から徒歩７分の津島町の住民集会所で，幕の内弁当を，女性は台所のあるテーブル席で，男性は畳の広間で別々に摂った。この集会所の住民賃料は１日7000円，半日3500円である。お手伝いに日当は，男性8000円，女性5000円であり，下灘漁業協同組合（2013）「下灘漁協真珠母貝養殖業地域プロジェクト改革計画書」資料４によれば，母貝養殖業者が作業を依頼した雇用労働に対する支払いは，2007-2011年度で日当5000円となっている。お手伝いには，10時頃，おやつとして豪華なお菓子，コーヒーが，昼食には貸し切りの住民集会所（賃料半日3500円）でお弁当と缶ビールなどが振舞われるが，食費は１人当たり2000円程度提供された。仕事後には，高級食材のアコヤガイの貝柱（閉殻筋）１人当たり１キログラム（現地価格3500円相当）がお土産として手渡された。

早朝から小型漁船を津島町から愛南町まで回航して，延縄式養殖筏での貝出しに参加した男性４名は，津島町に真珠貝を運搬後は，珠出し作業に加わった。彼らの日当は１万円である。したがって，現物支給も含めて，１日当り労働費用は男性１万4000円から１万6000円，女性１万1000円程度と推計できる。

2018年２月９日（金）の浜揚げ二日目は，既に運搬してある真珠貝の貝割り，珠出しの作業で午前６時半ごろから始まった。ただし，その後，７時20分ごろから参加した労働者もある。作業内容は，前日と同じだが，午前９時10分から９時30分まで「コーヒータイム」と称して，

写真11　津島町田嵐の真珠屋，佐々木公也氏を引き継いだ佐々木久夫氏の浜揚げ：作業小屋で褌ネットに入った真珠貝を外した後，ナイフを使って真珠貝（アコヤガイ）の口を開けて，半分に割る。この後で，貝殻についた内蔵を取り出す。2018年２月９日，筆者撮影。

写真12　真珠屋佐々木久夫氏の浜揚げ：作業小屋で高級食材のアコヤガイの貝柱（閉殻筋）を貝殻からナイフで切り取って集める。この後で，海水を放流しながら洗浄機で洗浄する。お土産は，１人当たり１キログラム（現地価格3500円相当）で袋詰めにして，帰宅時に手渡しされる。2018年２月９日，筆者撮影。

饅頭，スナック，お菓子，コーヒー，お茶が振舞われた（写真13参照）。そして，昼食のお弁当と缶ビールが，11時35分から12時15分まで，津島町の集会所で振舞われたのは，前日と同じである。珠出しの作業が終了したのは，13時46分で，それから清掃・整頓作業にかかり，14時20分に終わると，お手伝いは帰宅した。日当は，半日なので半額となるが，おやつや昼食は前日と同様である。したがって，二日間の浜揚げで，労働費用は現物を含めて男性２万円から２万2000円，女性１万5000円程度と推計できる。

ここで，貝だしされたアコヤガイは５万個弱なので，二日間で労働者31人が，経営者一家３人の協力を得て珠出しをし，１人当たり平均1500個の貝から真珠を取り出したことになる。そこで，真珠屋は浜揚げ真珠１個当たり男性15円，女性10円の労賃を支払っている勘定になる。

津島町の陸上作業小屋に運搬された裲ネットは，大きな木製作業台の上降ろし，ネットを外して貝を取り出す。これの作業が「貝とり」で，始まった時間は，午前９時20分過ぎで，作業小屋の外の木製作業台１台で行われた。作業台は，作業小屋の外に２台，作業小屋の内部に３台ある。ネットは二枚重ねなので，結び目を解いて貝を外す。貝同士が足糸でつながっている場合は，それを１個ずつバラバラにする。

「貝とり」の後は「貝割り」「貝はずし」と呼ばれる作業で，真珠貝は口を堅く閉じているので，口の隙間にナイフ（貝剥き出刃）を差し込んで，閉殻筋（貝柱）を貝殻から切り離し，口を開ける。そして，内臓を貝殻から剥ぎ取る。この時点では，真珠は内臓内部にあって見えない上に，延縄式養殖筏で養成されている最中に施術貝が核を移動し吐き出す脱核を起こしたり，真珠層が巻いていなかったりする可能性がある。

ナイフを貝の口に滑り込ませて，アコヤガイでは１つしかない貝柱を切り取り，貝の口を大きく開けて，内臓をボールに掻き出す貝割りの作業は，昼食後（11時半から12時半）は１時間弱で，13時10分に終了した。そして，作業台・床の清掃作業，作業台の片づけ，道具の整頓など後片付けが終了したのは13時34分である。この作業が終わると，お手伝いは帰宅する。

珠出しで，アコヤガイの貝柱（閉殻筋）は，１個の貝に１個ある高級食材であり，集められた貝柱は経営者一家の長女が電動式振るい機「貝柱洗浄機」にかけて海水で洗浄する。この貝柱洗浄機は，浜揚げの時，年３－４日しか使用しない。貝柱は，浜揚げに参加した労働者への

写真13　真珠屋佐々木久夫氏の浜揚げ：早朝６時半からナイフを使って真珠貝の口をあけ，内蔵を取り出し集める作業をしていた労働者・お手伝いが10時近くにおやつが振舞われた。おやつは，饅頭，パン，果物，洋菓子，和菓子など10種類以上が多数用意されている。左側が，作業小屋。昼食と同様に男女別々に食べる。2018年２月９日，筆者撮影。

お土産として１人１キログラム（市場価格3500円相当）が贈られる。真珠貝５万個弱の今回の二日間の浜揚げで，新鮮な貝柱（１個３グラム弱）が合計で150キログラム採取された。

ところで，真珠貝５万個弱の今回の二日間の浜揚げで回収された貝殻は，量にしてドンゴス袋（プラスチック繊維製の荷袋）で151袋分あった。これは，１袋当たり貝365個分の貝殻が詰まっている勘定になるが，真珠貝（当年物）の場合，貝殻のごみと貝柱の量と比例しており，貝殻のごみ袋の数が，貝柱のキログラム重量とほぼ一致する。真珠養殖業者にとって，排出される貝殻などは不要品であり廃棄物として，作業所のはずれにある貝殻捨て場に運搬される。このように浜揚げの時に排出される真珠貝の廃棄物を漁協が収集するようになったのは1990年代からという。ただし，この貝殻は，アジア開発途上国でボタンを作る原材料としてリサイクルされているといい，１袋当たり標準的には400円，安値なら100円，高値なら700円で引き取ってもらえる。真珠業者にとっては，産業廃棄物として自己処分するには経費が掛かるため，持って行ってくれるだけありがたいという。

集められた内臓は，水上作業小屋で，電動ミキサー（肉砕機：価格25万円）に入れ，海水と混ぜて回転させる。すると，柔らかい内臓は，ミキサー内部の樹脂製突起で細かく分解されるが，比重の重い真珠は，ごみ（貝殻やブジツボの破片など）といっしょにミキサー底部に沈殿する（写真14参照）。この沈殿物を回収して，ざるに入れて洗浄し，ごみを洗い流すと，初めて真珠が現れる。したがって，陸上作業小屋で貝割りをしている労働者は，作業中に真珠を見てはいない。労働者の帰宅後も，真珠養殖業者は，真珠の洗浄作業を続ける。

しかし，購入した母貝のうち，真珠層を形成して真珠を生み出すアコヤガイは，半数に満たず，真珠の歩留まり率は15％から30％，平均で20％程度に過ぎない。その理由は，

１）挿核施術のショック・養成中のエサ不足や病気，水温変化などによるに貝の斃死，

２）養成中の施術貝が核を体内異物と見なして生殖巣から移動する脱核，

３）挿核の位置や方法が悪く真珠層が核に十分に巻かない失敗，

であり，挿核した施術貝の半分は真珠をつくらない。今回の浜揚げでも，貝だしの段階で，ネット１吊56個の真珠貝のうち口を開けたままになった斃死した貝が２－３個あり，さらに，口を閉じていても斃死した貝もある。浜揚げに参加したお手伝いによると，浜揚げした真珠貝の太り具合，口を開けて斃死した貝の頻度などから，施術貝の生育状態が判別でき，そこから真珠の歩留まりの高低をある程度は予測できるという。それでも，真珠貝入札会に出すことのできる２級品以上の商品珠採取できる歩留まり率は，三分の一以下と考えられている。

洗浄した真珠は，木製桶に入れて，食塩を混ぜて１時間ほどゆっくりと回転させる。この木製桶は回転する真珠がたてる音から「ガジャ桶」と呼ぶがこうすることで，内臓の破片や臭いが取れてきれいな真珠となる（写真15参照）。この作業は，真珠養殖業者が，浜揚げ初日，二日目に行うが，作業はお手伝いが帰宅した後に行われ，16時頃に終了する。

2019年１月の佐々木氏の浜揚げは，920ネットで，１ネット当たり56個の真珠貝があるので，合計５万1520個の真珠が採取できるはずたが，商品化できる真珠の歩留まりは20％であり，残りの一部はＢ級品として扱われるが，「宇和島真珠」のブランドとはみなされない。

真珠層がきれいに巻いた真円真珠は，まず大きさ別に選別される。この方法は，丸い穴の開

写真14 真珠屋佐々木久夫氏の浜揚げ：海上の接岸筏上にある水上作業小屋で真珠貝の内蔵を集めて分離器にかけて真珠を分離し沈殿させる。この作業は，経営者の佐々木久夫氏が担当する。2018年２月９日，筆者撮影。

写真15 真珠屋佐々木久夫氏の浜揚げ：海上作業小屋でアコヤガイから取り出した真珠を洗浄する。木製桶に真珠を入れて機械回転させると，真珠の音が響くのでガシャカゴとも呼ばれる。この作業は，経営者の佐々木久夫氏が担当する。2018年２月９日，筆者撮影。

いた笊で真珠をふるい分ける作業で，丸い穴の直径は小さい５ミリメートルのものから段階的に大きな穴のふるいに変えてふるっていく。穴の開いたふるいは10種類くらいあり，大きさの選別自体は，容易であるが，これで収入の高低がほぼ予測できるので，真剣な作業となる。そして，真珠の巻き，照りを判断して等級分けする選別は，経験と技能が必要である。

真珠屋が選別した真珠は，宇和島市津島町嵐にある下棚漁協では示談会，宇和島市街では入札で取引される。

３．宇和島真珠養殖の地方創生上の意義

（１）母貝・真珠養殖の特徴

愛媛県宇和島真珠養殖業の特徴まとめると，次の５点となる。

１）綺麗な海を中心とする環境依存産業

２）個人経営体による小規模な個人経営体

３）地域コミュニティ住民の経営・労働・技能に依拠した地場産業

４）地域雇用・住民の生業の一翼を担う労働集約的産業

５）明治以来の日本の知恵・技能を引き継いだ伝統的産業

第一に，宇和海は，海水温，海流，水深，プランクトンの棲息状況など環境条件が恵まれており，これを半島や島々，入り組んだ海岸線という地理的条件が加わって「綺麗な海」であり，それが真珠母貝・真珠養殖のために必要な条件である。汚染され富栄養化されてしまった「死

んだ海」では真珠産業は成りたたないのであって，持続的な真珠養殖のためには，美しい海の保全が必要である。

富栄養化やBOD・CODの高まりなど水質悪化，重油・プラスチックなど浮遊物，廃棄物など海底沈殿物の堆積によって，海洋汚染が進めば，真珠母貝も真珠生産も悪影響を受け，廃業に追い込まれてしまう。他方，母貝養殖・真珠養殖は，ハマチ・タイなど魚生け簀養殖と比較すると，人工飼料や冷凍飼料を投与しない分だけ海の保全には有利である。魚の生け簀養殖は，場合によっては，給餌の残差が多くなり，海中に有機物が解けることで，海水が富栄養化してしまう。その点で，同じ海面養殖漁業でも，真珠貝やカキなど貝養殖，ワカメやコンブなど海藻養殖は，魚の生け簀養殖よりも相対的に，海水の富栄養化のリスクが小さい。

第二に，宇和海の真珠養殖は個人経営体に依拠しており，場所や年次で様変わりしてきた水温，潮流など自然条件に応じて，臨機応変に対処してきた。また，真珠不況，アコヤガイノ大量斃死に対しても，雌伏して耐え忍んできた。真珠養殖には，作業小屋，接岸筏，延縄式筏，漁船，軽トラックなど資本は必要であるが，それを農業や家庭用の機材を流用したり，親から引き継いで数十年前のものを継承したりして，資本費用を節約してきた。いったん投下したら回収不可能になる資本設備には，埋没費用（サンクコスト）がかかるが，真珠養殖業者は新規投資には慎重で，埋没費用を節約することに長けている。養殖は，筏や作業小屋など資本を投下したならば，労働集約的な作業が続くが，その作業では，生活とビジネスが同一の地域で実施され，地域コミュニティ内労働力で賄われている。

第三に，目前の海の自然条件やその変化，地域社会の変貌に熟知している個人経営体は，地域住民であり，真珠養殖の浜揚げ・珠出しなど労働集約的作業は，母貝屋も含め地域の雇用・技能に依存している。つまり，環境と社会の双方の情報に通じていなくては，真珠養殖はできないのであって，地域コミュニティを形成している個人経営体・住民という立場が，地場産業を存続の条件になっている。浜揚げの労働力需要のピークには，付近の母貝養殖業者・元養殖業者などの家族が雇用される。彼らは，真珠養殖やアコヤガイを扱ってきた経験が豊富であり，浜揚げの作業を熟知しており，仕事が順調に進む。地域コミュニティの個人経営体が，地域の海と労働力に情報を十分に保有し，地場産業を営むことで，不況や災害に対しても，臨機応変な対応をとることを可能にした。埋没費用が少ないことが，個人経営体の活動低迷・活動停止後の回復を容易にしたと考えられる。

（2）地域コミュニティを中核とする地方創生の経済基盤

地方における経済基盤は，歴史的に見れば，農業，漁業，林業など第一次産業を度外視しては，成り立たない場合が多いが，日本政府は地方創生に関しては，公的支援や公共偽行に頼ってインフラ整備を進める，技術移転を図る，観光化によって外部からの需要を増やすといった外発的発展を目指す政策を採用し，さらに少子高齢化への対応，ユニバーサルデザイン，ジェンダー平等，介護福祉を踏まえたQOL向上の施策を検討している。しかし，本稿の扱った宇和島真珠養殖業の場合では，地域コミュニティの労働力，ワザ，自然条件を活用するためには，地域コミュニティの住民，その住民が中核となる個人経営体が担い手となる**内発的発展**がみら

れるのであり，そのように地場産業を地方創生の経済的基盤とすることが可能であると考える（図３参照）。

開発途上国と対照的に，日本の農村では，住民が農業生産に依存して生活している度合いは兼業のために低く，日本の農村生活は，補助金・助成・融資といった資金提供，税制上の優遇措置，農産物の輸入な輸入への制限など農家の保護政策，さらに道路整備などの公共事業に依存する度合いを強めている。つまり，日本の農家保護のための財政支援によって，雇用増加などの地域活性化，農家の生活保障は進んだと考えられるが，その一方で，農家の自助努力・労働供給を阻害する傾向を持っているように思われる。

そこで，日本の地方，特に中山間地を巡る議論も，地域活性化，景観保護，生物多様性の保全など政策的観点が主流となり，農業に対しては，従来通りの伝統的な農家保護を継承せざるをえない。日本の地方創生は，結局のところ，農村外部の資金，資本，資源，財貨サービス，技術を重視する**外発的発展**を指向している。

日本とは対照的に，フィリピン山岳コミュニティにあっては，中央政府・地方政府の財政支出が流入する機会は，学校教育，道路建設など若干認められるが，農家保護のための補助金・助成・融資は少ない。多くの財政支援を受けられる日本の農家とは異なり，自助努力によって，農業を営なまざるを得ず，棚田，水路，森林，庭先などの土地を，個人財産として，あるいはローカルコモンズとして，そこから真水，バイオマス，生物資源を採取，有効利用している。

そこで，愛媛県宇和島の地方創生のあり方を考察すると，海の自然条件に着目しつつ，その水深・水温・潮流・汚染度など地域特性に応じて，そこを日々利用する個人経営体や住民がネットワークを形成し，臨機応変に，試行錯誤しながら，地場産業を進めてきた内発的発展の姿

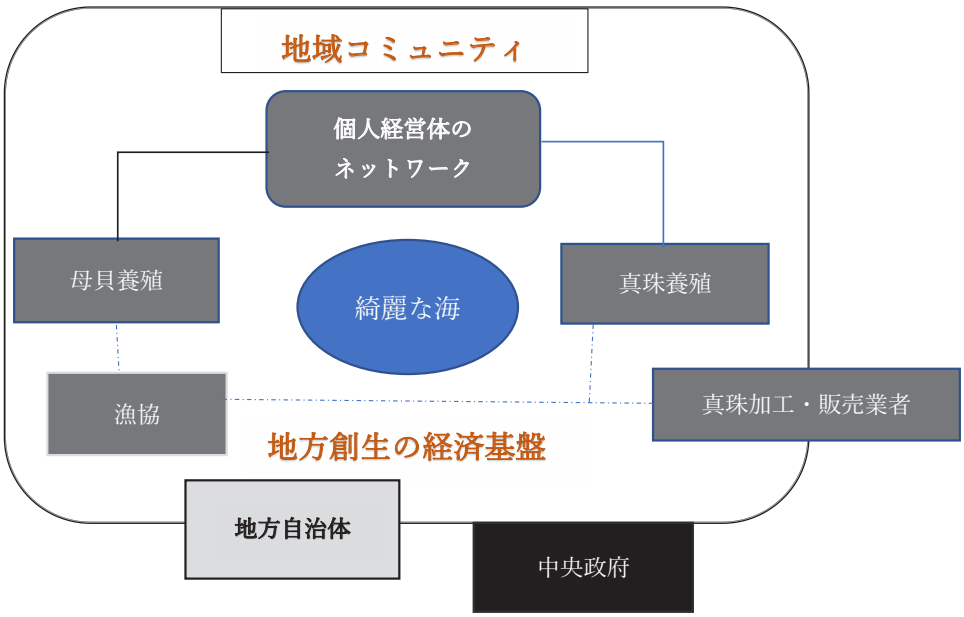

図３　結論

が浮かび上がってくる。地域コミュニティ住民の持つ伝統的な知恵と技術，そして住民の投入する労働に着目して，それらを適切に評価することが重要である。地元の地域コミュニティに依拠した地場産業にあっては当然のワザと労働は，外部の市場，特にグローバルな市場から見れば，特異なものであり，決して応用が利くものとは言えない。けれども，地元で乏しい現金収入で生活するのであれば，自然を利用して，無償の資源エネルギーを入手する必要がある。地域に密着して暮らしている住民・個人経営体が，流儀，すなわちチエとワザに優れていなければ地場産業の維持は困難である。

しかし，地域コミュニティの個人経営体に依拠した真珠養殖にあって，沖出しした母貝あるいは施術貝の延縄式筏については，多数の業者が参入して過剰な密殖になる傾向が1990年代中ごろまで続き，それと真珠養殖に伴う不要な真珠貝の内蔵・貝殻の海洋投棄が，海の環境を悪化させ，真珠生産を減退させた要因ともなった。そこで，愛媛県・漁協も加わって，母貝・施術貝など真珠養殖密度を低下させる試みが続けられてきた。この試みは，次のような利点がある。

1）養殖中の真珠貝周辺の流速が増大し，貝の酸素摂取，呼吸が容易になり，養成に有利である。

2）植物プランクトンなど海中の飼料密度が高まり，貝の飼料摂取が容易になり，貝１個当たり飼料摂餌量の増加から個体成長が促進される。

3）養殖真珠貝の体力が向上し，養殖真珠の品質と歩留まり率の向上が期待される。

もちろん，養殖密度の削減は養殖漁場の環境改善，養殖真珠の品質改善に寄与する反面，養殖生産額は量は制約され，養殖経営に多大な影響を及ぼすが，個人経営体は，真珠養殖の持続可能性を重視して，養殖密度の削減に取り組んだのである。この試みは，養殖場での真珠貝の斃死率・脱核率を低下させ，貝の個体成長を促し，より直径が大きく美しい大玉・１級品の比率を増やすことにも寄与した。

逆説的ではあるが，宇和海沿岸の地域コミュニティは，真珠養殖という地場産業について，海・沿岸資源の利用，環境保全への配慮，地域コミュニティの雇用を基盤として，内的発展を進めてきた。そして，海における養殖が過剰密殖にならないように，収奪的利用に陥らないように，地域コミュニティの個人経営体が区画漁業権に基づいて海の自主管理を進めてきた。母貝と施術貝の養殖筏，漁場は区画漁業権で区切られているとはいっても，同じ宇和海にあり，事実上，漁場の共同管理してきた。また20世紀末まで，環境意識は必ずしも高かったとは言えないが，それも向上して，結果として，海を保全しながら真珠養殖業が続いている。地域コミュニティ住民としての共通意識，地元への愛着を背景に，住間に信頼関係が構築されていれば，職業の上でもネットワーク化が可能であり，それが外的ショックを緩和する役割を担ってきたと考えられる。このような地域コミュニティは，暗黙の裡に低い生産性，貧困とされるべきではなく，自主独立の**草の根民活**の立場で，家族の生活を支えるための真珠養殖を選択し，地域住民が綺麗な海で，真珠養殖・母貝養殖を取引・雇用・技能・流儀のネットワークを形成して続けている。これは，地域コミュニティの草の根民活を背景にした内発的発展に基づく地方創生といえるのではないであろうか。

このように内発的発展を遂げてきた愛媛県宇和島の地域コミュニティでは，母貝養殖・真珠養殖という地場産業を営む個人経営体を中心に，住民の間で，浜揚げのような労働需要がピークを迎える時期に，地域コミュニティ住民を雇用し，相互にネットワークを形成し，草の根民活となって宇和海というローカルコモンズの利用・管理・保全が結びついている。したがって，地場産業に依拠した地方創生に進めるにあたって，宇和島の地域コミュニティにおける真珠養殖を担う個人経営体のネットワークを経済基盤にした母貝養殖・真珠養殖を大いに参考にすべきであると結論できる。

注

1）大喜三郎（1961）参照。
2）二重構造モデルについては，高阪章（2017），渡邊明（2012）参照。
3）総務省「過疎対策の経緯・沿革」（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasokon19_01_s2.pdf）参照。
4）藤井信幸（2017）参照。
5）内閣官房・内閣府　総合サイト「地方創生」（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/policy_index.html），「地域の元気創造プラットホーム」（http://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/index.html）および鳥飼行博（2007）参照。
6）愛媛方式は，愛媛県史編さん委員会編（1985a）第五章「七　宇和海の真珠養殖」（http://www.i-manabi.jp/system/regionals/regionals/ecode:2/34/view/4928）参照。
7）真珠層は，小田原和史・尾﨑良太郎他（2018），劉瀟・佐藤友他（2017），青木秀夫・田中真二他（2013）参照。
8）2019年２月19日，宇和島市津島町泥目水に設けられた漁協運営になる下棚孵化場での所長への聞き取りによれる。真珠貝採取の歴史は，鎌田真弓（2013）参照。
9）愛南町の人工種苗は，愛南漁協「愛南町海洋資源開発センター」，愛南町『広報あいなん』平成30年６月号，参照。
10）宮内徹夫（1966），樋口恵太・永井清仁他（2016）参照。
11）愛媛県史編さん委員会（1986）「第四章　工芸」「第三節　近世の工芸」「七　伊予の木蝋」によれば，宇和島藩は，1754年（宝暦４年）に三名に晒蝋座を認可し，製蝋を始め，大洲藩では1757年（宝暦７年）に，芳我弥三右衛門が蝋の製造法を確立し，内子町八日市が製蝋の中心地となった。櫨の実を措いて甑（こしき）に入れ，蒸気を加え鉄鉢に入れ圧搾することで，油状の生蝋（しょうろう）を絞りとる。1869年（明治２年）に蝋価格が暴落したものの，製蝋業者は，販路を国内から海外に拡大し，1900年（明治33年）のパリ万国博覧会に出品している。しかし，愛媛県史編さん委員会（1984）「第五章　伊予灘海岸」「五　上灘の渓口集落」および愛媛県教育委員会生涯学習課（2010）「第３章　昭和の街かどをたどる」「第２節　中予の街かど―伊予市双海町上灘灘町」「２　上灘灘町のくらし」によれば，1920年（大正９年）以降，伝統と石油ワックス（パラフィン系炭化水素）の普及に伴って，内子の製蝋業は廃業し製糸業に転じていったという。しかし，内子で衰退してからも，江戸時代末期から明治時代に創業した上灘村の製蝋業者は，太平洋戦争中も生き残り，戦後は生蝋搾りはなくなったが，製蝋工程のうち，天日に生蝋を当て，青色から白色に変色させる晒蝋（さらしろう）が1970年の廃業まで続いている。現在では，櫨だけでなく，バーム椰子から採取した蝋，ライスワックス（米ぬか蝋）を混合した植物蝋100％の蝋燭が製造され，地場産業として残っている。初澤敏生（2004）参照。蝋燭も，真珠同様，匁（3.75g）を単位として商品化されている。家庭用・法事用の碇型和蝋燭では，２匁，３匁（燃焼時間１時間）から20匁，50匁で，棒型和蝋燭では，1.5匁，２匁，３匁（燃焼時間1時間）から50匁である。

12）鹿野嘉昭（2009）によれば，近世日本の貨幣流通は，金・銀・銭の三種貨幣の並行本位制であり，江戸を中心とする東日本では金遣い，年貢の集まる大坂を中心とする西日本では銀遣い，小口取引や農村では銭貨が主に使用された。17世紀後半，日本では金銀貨の不足から，流通量が潤沢であった銭貨を使用する「銭遣い」が拡大した。しかし，銀銭相場は変動するため，銀１匁に相当する銭貨量は頻繁に改定されたという。ここから類推するに，変動銭匁勘定の下の価値の基準を，価値の安定した銀に求める傾向が強まり「匁」が普及したと考えられる。これは，外国為替相場で，ドルを国際通貨基準とする現状と同じである。

13）明治期の津島村，清満村，畑地村，下灘村，北灘村の５村は，津島村の岩松村への名称変更，岩松村の町制施行を経て，1955年（昭和30年）の１町５村の合併によって，新たに津島町が再編成された。新宇和島市の構想は，宇和島市企画情報課（2002）「新市将来構想」（https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/3/syouraikousou.html）参照。

14）食料・農業・農村基本問題調査会農村部会（1998）では，中山間地域を「平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり，林野率は主に50％～80％で，耕地は傾斜地が多い市町村」として，自然的条件の不利性として，傾斜地が多く機械化が困難で，気象や日照条件から栽培可能な作目や収量が制約を受けるとした。また，経済的・社会的条件の不利性として，都市・市場から離れており，就業機会の欠如，都市への交通アクセスの困難，インフラ未整備などを指摘し，人口減少と高齢化を指摘している。対照的なフィリピンの中山間地域については，鳥飼行博（2015）参照。

15）段畑は，愛媛県史編さん委員会編（1985a）「第五章　宇和島市とその周辺」「第二節　農業・林業・水産業」「一　段畑の形成と変容」参照。1912年（大正元年）刊行『遊子村誌』には「享保年間二甘諸伝ハリ，地方ノ大産物トナリ，其後万延ノ頃カライモ伝ハリ，食物ハイヨイヨ豊富トナレリ」とあるという。

16）いも類，甘藷の生産は，愛媛県史編さん委員会編（1983）参照。

17）甘藷畑は，愛媛県史編さん委員会編（1985a）『愛媛県史　地誌Ⅱ（南予）』第四章「農山漁村の産業と生活」「第一節　農業と畜産」「五　畑作」「2　いも類」参照。「えひめの記憶」『ふるさと愛媛学』調査報告書（http://www.i-manabi.jp/system/regionals/regionals/ecode:1/8/view/1455）愛媛のくらし（平成10年度）「魚神山のくらしと真珠母貝養殖①：小田秀夫さん（南宇和郡内海村魚神山　昭和９年生まれ64歳）には，次のようにある。「わたしは小学校５年の時に，大阪から魚神山に帰ってきました。終戦直前のことでした。帰郷した折には，食べるものがなく，サツマイモのつるを干したものを煮て食べたり，タンポポの葉を湯がき，あえものにしていたことを覚えています。お茶もこの地区の山に生えている茶の葉を摘み，陰干しして使っていました。祖父はイタドリの葉を乾燥させ，細かく刻んでたばこの代用にしていました。……木造の小さい家の屋根には，かわらが飛ばないように網を張り，その上に石を置いていました。そのような家並みがずっと続いていましたが，真珠のお陰で，立派な家に建て替わりました。そのころは，段畑でサツマイモとムギを主な作物としてつくり，海ではホウタレイワシを巾着網でとっていました。とれたイワシは天日で乾燥させ，イリコにしていました……米はわずかの田で作っていましたが，塩水が田に入り，３，４年に一度，少し収穫できる程度でした。それで、米の御飯を食べるのは病気の時と，盆や正月，それに祭りの時に限られていました。……春先にイワシが岸辺に打ち上げられることが年に二,三度ありました。それは，沖でイワシの群れが大きな魚に追われて磯に打ち上げられるためで，そのイワシを家族で拾いに行っていました。ざるに３杯も拾ったことがあります。わたしたちはこの現象を『春の贈り物』といって，季節の到来と合わせて待ちわびていました。しかしこの現象も，わたしが地元で働いた後，大阪に働きに行き，再び帰郷した昭和42年（1967年）ころには見られなくなっていました。」

18）愛媛県史編さん委員会編（1985a）第五章「一　段畑の形成と変容」によれば，「耕地面積の激減した地域は，宇和島市以南の段畑地域である。この地域は中生代四万十層群の地味不良な土壌

に加えて，冬季の季節風を強くうける半島や離島が多く，全般的には柑橘栽培に不利な地域である」とする。寺岡易司（2007）によれば，堆積岩類・花崗岩類・火山岩類等様々な地層が分布している中生代四万十層群は，石英・カリ長石・斜長石・火山岩片などからなり，耕地化，果樹園化するに障害の多い地域である。

19）御木本幸吉による真珠養殖は，乙竹宏（1977a），乙竹宏（1977b）参照。真珠の品質は，青木秀夫（2015）が言うように，母貝だけでなく，挿核に付着させる外套膜切片（ピース）を提供するピース貝に大きく影響される。

20）愛知県水産試験場編（1918）は，平城湾（本書 p. 7の地図では御荘湾に相当）のアコヤガイ稚貝養殖が貧弱な原因を究明するためのものである。これよれば，当年（1915/1916年）発生した真珠貝（アコヤガイ）の稚貝は，体長９分－１寸，５分－６分，２分－３分の比率は１：５：４である（p. 59）。尺貫法では，１尺＝10寸，１寸（3.03cm）＝10分，１分＝0.303センチ。稚貝の成長順序（発生後１ヶ年迄）の大きさ順に24枚の貝の写真も掲載されている（p. 62）。報告書では，真珠養殖場として，御荘湾は，長崎の大村湾，三重の英虞湾と比較して遜色ないことを示している。

21）真珠養殖の起源は，愛媛県史編さん委員会編（1985b）「第五章　水産増養殖の発展」「第一節　浅海養殖業の躍進」「二　明治・大正・昭和前期の浅海養殖」参照。

22）戦時中の真珠統制は，乙竹宏（1978）参照。

23）昭和後期の真珠養殖は，愛媛県史編さん委員会編（1985b）「第五章　水産増養殖の発展」「第一節　浅海養殖業の躍進」「三　昭和後期の浅海養殖②」参照。

24）真珠業者の県外からの進出と愛媛方式は，愛媛県史編さん委員会編（1985a）「第五章　宇和島市とその周辺」「第二節　農業・林業・水産業」「七　宇和海の真珠養殖」参照。

25）わがふるさとと愛媛学Ⅲ～平成７年度　愛媛学セミナー集録「日本一の真珠養殖」村上昭四郎（http://www.i-manabi.jp/system/regionals/regionals/ecode:1/22/contents）参照。愛媛県史編さん委員会編（1985b）「第二章　漁業制度の変遷」「第三節　漁業の変遷」「二　いわし網漁業」によれば，愛知県では1891年（明治24年）に地引き網が1009統あったが，最後のイワシ地引き網漁は，瀬戸内海の川之江で1944年，越智郡魚島で1948年，寒川町と南予地方長浜町で1953年，最も遅い伊予郡双海町上灘で1965年に姿を消している。イワシ網漁業は，地網→船曳き網→任せ網→揚繰網→改良揚繰網へと変遷したが，不漁に見舞われのは，乱獲や海洋環境の悪化が水産資源を枯渇させたためであろう。

26）愛媛県真珠養殖漁業協同組合は2010年に解散した。愛媛県史編さん委員会編（1985b）「第一〇章　水産業団体事業の推進」「第三節　漁業協同組合・生産組合」「二　業種別漁業協同組合」参照。

27）真珠の入札会は，愛媛県史編さん委員会編（1983）「第四章　農山漁村の産業と生活」「第四節　水産業」「五　水産物の流通」参照。ここで「南レク事業（南予レクリエーション都市）の進展に伴い，本県真珠を観光名産として売り出そうという気運が高まっており，県は生産・加工・販売の一貫体制づくりを進めようとしている」と述べているが，このような真珠産業の垂直統合，企業的大規模経営の方針は，真珠養殖の環境要因，不確実性を認識しておらず，個人経営体の利点を理解していない所作のように思われる。

28）愛媛県史編さん委員会編（1983）「第四章　農山漁村の産業と生活」「第四節　水産業」「五　水産物の流通」「5　栽培漁業」参照。

29）漁業法（昭和二十四年法律）における定置漁業権とは，回遊する魚類の捕獲を目的に水深27メートル以上まで定置網を設置して営む漁業の権利である。区画漁業権の第一種区画漁業の中で，コンブやワカメの藻類は大きく，カキは重量があるため，種苗を付着させたロープを，複数の浮に渡した根幹ロープから暖簾式に延縄のように垂らし養殖する延縄垂下式養殖で，浮の代わりに筏を組むこともある。ノリは小型軽量のため，浮流し網式養殖である。竹，粗朶（細い枝），網，

簾などを浅海に設置し，ノリなど藻類の胞子や貝類の幼生を付着させ，成長させる養殖を「ひび建式養殖」ともいう。生簀（いけす）養殖とは網でできた囲いのことで，これを海中にぶら下げ，その中でタイやハマチなど魚を成長させる小割り式養殖で，海面魚類養殖業での主流となっている。第二種区画漁業とは，土手や網で仕切られた養殖池で営むエビ養殖業，第三種区画漁業とは，貝類地まき養殖業が主なものである。ホタテガイ養殖は，地元の漁業協同組合が稚貝を放流し，漁獲していることから，採貝・採藻漁業として第一種共同漁業権とされ，統計上は，底びき網漁業に計上される。共同漁業権は，一定の水面を共同に利用して営む漁業の権利で，第一種の藻類・貝類・ウニ・イセエビなど定着性魚介類を獲るもの，第二種の小型定置網・刺し網，第三種の地引き網やつきいそ漁などに適用される。漁業権（物権）は，都道府県知事の免許によって設定される物権で，物権的請求権があり，抵当権・先取特権の規定が準用されるが，漁業権の貸付は禁止されている。水産庁（2014）「第１部　平成25年度　水産の動向」「第Ⅰ章　特集　養殖業の持続的発展」参照。新漁業法施行後，愛知県の区画漁業権の免許は，1951年10月１日，燧灘４件，宇和海30件が取得し，1952年１月18日，瀬戸内海中央の燧灘（ひうちだな）16件，３月１日，宇和海８件，３月26日燧灘1件，10月28燧灘13件，12月９日，宇和海２件，1953年４月７日，宇和海２件，９月15日，燧灘17件，1954年６月29日，宇和海13件，10月８日，宇和海３件と，1954年末までに合計109件の免許が下されている。燧灘への区画漁業権は，カキ・ノリ・アサリ・ハマグリ養殖が主で，真珠養殖は少ない。

30）出村雅晴（2005）によれば，新漁業法の基本的な特徴としては，①共同漁業権と一部の区画漁業権を例外として自営者免許の原則を鮮明にしたこと，②専用漁業権を縮小して許可漁業を増やしたこと，③沖合・遠洋漁業等については現状の継続を認めたこと，である。亀岡鉱平（2018）によれば，愛媛県の真珠養殖では，家族経営体が主流であることから，漁業法が前提とする漁業組合・組合員による法人が管理する特定区画漁業権ではなく，養殖事業者が管理する区画漁業権に基づいて真珠養殖が営まれているとする。

31）真珠不況は，愛媛県史編さん委員会編（1985a）「第五章　宇和島市とその周辺」「第二節　農業・林業・水産業」「七　宇和海の真珠養殖」参照。真珠不況では，全国的には零細規模の業者が先に倒産，脱落したのに対して，宇和海では零細規模の転換業者が不況に耐え抜けたことが注目された。この理由として，①転換業者は真珠専業の家族経営であったこと，②中珠７ミリサイズの真珠養殖業者の転換から中珠の生産量が減少し中珠の価格が下落しなくなったこと，③母貝生産地のため優良な母貝が他県業者より安く購入できたこと，④後発地のための愛媛県真珠養殖漁業協同組合（県真珠養殖漁協）・漁連の指導が強くいきとどき統制されていたこと，⑤養殖期間の短縮により宇和海の漁場の環境条件が好転したこと，などが指摘されている。

32）愛媛県の真珠養殖の筏台数の推移は，1966年５万127台，1978年２万2880台，1984年３万3869台と増減している。地区別にみると下灘地区では漸増傾向が見られ，1984年26.5％と地域別では最も優勢である。当時は，真珠養殖の第一種区画漁業の免許更新は10年毎であり，1984年４月１日更新だった。，愛媛県史編さん委員会編（1985a）「七　宇和海の真珠養殖」参照

33）アコヤガイ大量斃死は，鈴木伸洋（2003），日高悦久（1999），森実庸男・滝本真一他（2001）参照。

34）母貝養殖・真珠養殖は，筆者の聞き取り調査による。佐々木氏，松井氏には，2017年３月に宇和島市津島町田嵐の筏前の作業場でお会いして以来のお付き合いである。その時は，真珠貝の生殖細胞を薄切りにする実習を若い親類の方に教授されていた。次には，2017年３月に真珠貝の珠入れの作業を丸一日見させていただいた。2018年２月には，丸二日間にわたって，真珠貝の運搬，珠出しの作業に滞在させていただいた。筏以外でも，自宅で珠の選別を見させていただいた。2019年２月にも，裸ネットの整備作業を見学させていただいた。

35）アコヤガイは，明田定満・寺澤知彦（2007）参照。ここでは，アコヤガイの代謝過程が真珠の品質に大きく影響することから，流動モデル，低次生態系モデルから得られる漁場環境（流動，

水温，塩分，栄養塩，溶存酸素量，動植物プランクトン量）を環境変数として，アコヤガイの成長（軟体部乾燥重量）を評価する数値モデルを説明している。

36）真珠層の結晶層は，小田原和史・尾崎良太郎・高木基裕（2018），劉瀟・佐藤友他（2017）参照。真珠層の月ごとの成長量には，７～９月と10～11月が高く，９～10月，11～12月に低くなった。高水温期においては貝の蓄積栄養が先に消費され，その影響で後に真珠層形成能力が低下すると推察された。青木秀夫・田中真二他（2013）参照。

37）稚貝採苗は，愛媛県史編さん委員会編（1985a），愛媛県史編さん委員会編（1985b）参照。明治40年に平城（ひらじょう）湾（御荘町）で，御荘町小西佐金吾氏が真珠養殖を始めた時期は，三重県から海女を雇って，海底にいる天然の母貝を潜りで取って，それを養殖していた。

38）貝掃除の効果は，宮内徹夫（1966），ごみの処理は，樋口恵太・永井清仁他（2016）参照。

39）水産庁「平成30年度真珠養殖業等連携強化・成長展開事業の公募について」（http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/hozyo/180202_se38.html）参照。

40）地域コミュニティの個人経営体を担い手とする地域活性化は，鳥飼行博（2007），同（2012）参照。

41）鳥飼行博（2015）参照。

42）養殖密度の削減が真珠養殖に及ぼす効果と影響は，明田定満・寺澤知彦（2007）参照。

邦語参考文献一覧

愛媛県教育委員会生涯学習課（2010）『えひめ，昭和の街かど―生活を支えたあの店，あの仕事』愛媛県（http://www.i-manabi.jp/system/regionals/regionals/ecode:1/27/contents）

愛媛県史編さん委員会編（1983）『愛媛県史　地誌Ⅰ：総論』愛媛県

愛媛県史編さん委員会（1984）『愛媛県史　地誌Ⅱ（中予）』愛媛県

愛媛県史編さん委員会編（1985a）『愛媛県史　地誌Ⅱ：南予』愛媛県

愛媛県史編さん委員会編（1985b）『愛媛県史　社会経済２：農林水産』愛媛県

愛媛県史編さん委員会（1986）『愛媛県史　芸術・文化財』愛媛県

愛媛水産試験場編（1918）『平城湾真珠貝基本調査報告』愛知県水産試験場（http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/956972）

青木秀夫（2015）「高品質アコヤガイ真珠の効率的養殖技術の開発と実用化」『日水誌』81巻５号，pp. 788-791，日本水産学会

青木秀夫・田中真二・渥美貴史・古丸明（2013）「アコヤガイ挿核施術後の真珠の成長と母貝の軟体部諸形質および貝殻重量との関係」『三重県水産研究所研究報告』22号，p. 9-15

明田定満・寺澤知彦（2007）「養殖真珠漁場における養殖真珠の品質解析」『水産工学』44巻１号，p. 59-64

淡野寧彦・山下奈美（2017）「愛媛県宇和島市における真珠養殖業の存続形態：宇和島漁協管轄内を事例に」『愛媛大学社会共創学部紀要』１巻２号，pp. 15-24

浦城晋一（1970）『真珠の経済的研究』東京大学出版会

宇和島市企画情報課（2002）「新市将来構想」（https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/3/syouraikousou.html）

大喜三郎（1961）「市場経済における計画―国民所得倍増計画の背景」『経済研究』12巻４号

乙竹宏（1977a）「養殖真珠の発展過程４」『宝石学会誌』Vol.4　No.1

乙竹宏（1977b）「養殖真珠の発展過程５」『宝石学会誌』Vol.4　No.3

乙竹宏（1978）「養殖真珠の発展過程６」『宝石学会誌』Vol.5　No.1

小田原和史・尾崎良太郎・高木基裕（2018）「アコヤガイ貝殻真珠層結晶層厚の遺伝と成長に伴う特性」『日本水産学会誌』84巻２号

小田原和史・山下浩史・曽根謙一・青木秀夫・森京子・岩永俊介・中易千早・伊東尚史・栗田潤・飯田貴次（2011）「天然アコヤガイを用いたアコヤガイ赤変病の病勢調査」『魚病研究』46巻 4 号，pp. 101–107，日本魚病学会
鎌田真弓（2013）「食料・農業・農村基本問題調査会農村部会（1998）「ダーウィンの真珠貝産業と日本人」『名古屋商科大学論集』57巻 2 号
亀岡鉱平（2018）「漁業権の運用における漁協の役割」『農林金融』2018年04月号第71巻第 4 号通巻866号，pp. 21–38，農林中金総合研究所
河野温（2008）「半農半漁村における生産空間の変容」『日本地理学会発表要旨集』2005s（0），pp. 223–223
高阪章（2017）「産業構造変化と成長戦略：工業化，そして脱工業化」『国際学研究』 6 巻 3 号，関西学院大学国際学部研究会　pp. 15–30
国分秀樹（2014）「III-2. 英虞湾における真珠養殖漁場環境の問題点」『日本水産学会誌』第80巻第 1 号，pp. 112–112
鹿野嘉昭（2009）「銭匁勘定と銭遣い：江戸期幣制の特色を再検討する」『經濟學論叢』第61巻第 1 号，pp. 19–60，同志社大学
重松武士・谷本奈保果・宮崎凪紗・宮本鈴菜（2017）「宇和海の真珠養殖と世界経済―宇和真珠を発展させるには」松山大学加藤ゼミ B 班
食料・農業・農村基本問題調査会農村部会（1998）「中山間地域対策のあり方について」（www.maff.go.jp/j/study/nouson_kihon/.../data_nouson9.pdf）
水産庁（2014）『平成25年度　水産白書』水産庁
鈴木伸洋（2003）「軟体部赤変化を伴って大量へい死するアコヤガイに認められた血球変性の特徴とウイルス様粒子」『東海大学紀要　海洋学部』56号，pp. 39–47
張貴民（2008）「宇和海沿岸半農半漁地域の変貌」『日本地理学会発表要旨集』2008f（0），pp. 105–105.
寺岡易司（2007）「九州の四万十累層群」『地質ニュース』599号
出村雅晴（2005）「漁業権の成立過程と漁協の役割」『調査と情報』2005年03月号第213号，pp. 4–8，農林中金総合研究所
鳥飼行博（2002）『社会開発と環境保全―開発途上国の地域コミュニティを対象とした人間環境論』東海大学出版会
鳥飼行博（2007）『地域コミュニティの環境経済学―開発途上国の草の根民活論と持続可能な開発』多賀出版
鳥飼行博（2012）「フィリピン山村の棚田と持続可能な内発的発展」『東海大学紀要．教養学部』第43輯
鳥飼行博（2015）『アジア地域コミュニティ経済学―フィリピンの棚田とローカルコモンズ』東海大学出版部
中本崇（2011）「アコヤガイ（ピース貝）種苗生産手法の検討」『福岡県水産海洋技術センター研究報告』21号，pp. 81–85
初澤敏生（2004）「和ろうそく製造業の特徴と課題」『日本地理学会発表要旨集』2004s，pp. 172–172
樋口恵太・永井清仁・服部文弘・前山薫・瀬川進・本城凡夫（2016）「真珠養殖廃棄物のコンポスト化とその有効活用」『日水誌』第82巻第 4 号，pp. 608–618，日本水産学会
日高悦久（1999）「大分県で発生した養殖アコヤガイの大量へい死に関する疫学的および病理学的研究」『大分県海洋水産研究センター調査研究報告』 2 号，pp. 35–40
藤井信幸（2017）「宮澤喜一の積極財政論―所得倍増政策から資産倍増計画へ」『経済論集』（東洋大学）43巻 1 号
宮内徹夫（1966）「真珠養殖における貝掃除の効果」『水産増殖』14巻 3 号，pp. 157–161　日本水産

増殖学会
森実庸男・滝本真一・西川智・松山紀彦・蝶野一徳・植村作治郎・藤田慶之・山下浩史・川上秀昌・小泉喜嗣・内村祐之・市川衛（2001）「愛媛県宇和海における軟体部の赤変化を伴うアコヤガイの大量へい死」『魚病研究』36巻 4 号，pp. 207-216，日本魚病学会
劉瀟・佐藤友・古丸明・渥美貴史・淡路雅彦・山本貴志・樋口恵太・岩橋徳典・永井清仁（2017）「外套膜の異なる部位から採取したピースを移植して得られたアコヤガイ真珠の特性」『水産増殖』65巻 1 号，pp. 61-71，日本水産増殖学会
渡邊明（2012）『都市経営―福山市立大学都市経営学部紀要』 1 号，pp. 81-100

外国語参考文献

Clement Allan Tisdell and Bernard Poirine（2008）“Economics of Pearl Farming”, Paul Southgate and John Lucas eds, *The Pearl Oyster*. Elsevier Science
Maria Haws（2002）“The Basics of Pearl Farming” A Layman’s Manual Center for Tropical and Subtropical Aquaculture Publication No. 127. Pacific Aquaculture and Coastal Resources Center University of Hawaii
Ministry of Fisheries and Marine Resources：Solomon Islands（2008）*Stimulating investment in pearl farming in Solomon Islands*. Ministry of Fisheries and Marine Resources

Abstract

Economics of small scale Pearl Farming in local communities of Uwajima

Yukihiro TORIKAI

The Japanese pearl industry is based primarily on small-scale pearl farming that is based on family, although Mkichi Mikimoto established a pearl farm at the Palau and until World War II, Japan was internationally famous for production of such luxury items as pearls. However today Japan's pearl farming faces increasing competition from producers in other countries

Over a century since the establishment of pearl culturing techniques in Japan, research continues, using various pearl oysters, on the water environment, health care for pearl oysters, culturing and affiliated techniques for nucleus insertion operations, and oyster breeding in Uwajima. Despite its enormous contribution to rural economy and quality of life for residents, small-scale pearl farming faces a number of intertwined constraints that are impeding its productivity, its profitability and its contribution to environmental protection. Indeed the work of their initiative produces outcomes for increasing pearl production and maintains farmer's cooperative institutions. Technical invention support for good pearl farming practices that increase productivity have showed evidence of increasing productivity of the individuals in community and women's empowerment and rural poverty reduction..

〔研究ノート〕

介護保険における「普遍主義の地域的展開」
――神奈川県平塚市と福岡県粕屋町の事例から――

高木 俊之*

1．本研究の目的

本研究の目的は，2015年度の介護保険改正によって市町村が取り組むことになった「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち，要支援者に対する生活支援を意味する「訪問型サービスB」と，サロン活動などの「通所型サービスB」（以下，両者を合わせて「新しい総合事業B」とする）を実施している神奈川県平塚市と福岡県糟屋郡粕屋町に行った聞き取り調査の内容を概括して，その意味を考察することにある。

また政府は2020年度予算で，「保険者機能強化推進交付金」を現在の2倍の400億円程度へ大幅拡充する。これは介護の予防や自立支援に成果を上げた自治体に財政支援をする交付金である（『東京新聞』2019年11月17日）。こうしたことは，要介護の高齢者を手厚く支援するよりも要支援の状態を維持，あるいは要支援を「卒業」するように市町村が行う介護予防の取り組みがますます重要視されていくことを意味している。

その「介護予防・日常生活支援総合事業」については，移行期間を過ぎたので，統計的な調査や事例集は公表されているが，具体的な取り組みから総括した研究はまだ少ない。上記の政府の方向性から，「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する市町村の具体的取り組みを調べることが大事であると考え，2つの事例であるが発表することにした。

もとより介護保険の保険者は市区町村（東京都は特別区）であるため，自治体独自の「上乗せ」「横出し」あるいは「下つけ」[1)]サービスを市町村独自で行うことは可能である。しかし，須田木綿子が指摘するように，介護保険指定事業者は法定介護保険サービスからの収入に依存してサービスの提供をしているため，介護保険サービスに直接かかわりのない活動に従事することは制限されるし，事業者間の連帯も簡単ではない。そのため介護保険制度導入時に期待された事業者と住民との視点の共有などは十分に実現されなかった（須田，2018: 314-315）。

しかし，後述するように介護保険の2015年改正は，市町村による介護予防の取り組みに「住

受理日2019年11月27日
＊教養学部人間環境学科社会環境課程准教授

民主体による支援」を盛り込むことを期待している。それは，単にボランティアを増加させるというだけでなく，研修を受けたコーディネーターや協議体となる住民の組織の立ち上げをも必要としている。これはかねてより地域福祉論で論じられている住民の組織化を意味する「コミュニティソーシャルワーク」[2)]のことに他ならないと理解する。しかも，介護保険の取り組みである以上，それは自治体の中の一部の地域のみでモデル的に組織されれば良いというのではなく，その自治体がくまなく組織されることが必要であるとも考える。そこで介護保険の2015年改正をコミュニティソーシャルワークの契機ととらえ，それは「普遍主義の地域的展開」であると最後に結論づけることにする。

2．介護保険の新しい総合事業 B

（1）新しい総合事業と住民主体による支援

2015年度の介護保険法改正にあたって，2014年（平成26年）6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立した。その主な改正内容は「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点であるが，本研究はコミュニティソーシャルワークに焦点があるため，その前者に関連して述べることにする。

この介護保険の改正内容には，高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにサービスを充実させることに加えて，サービスの重点化・効率化することが盛り込まれている。特に予防給付のうち，訪問介護・通所介護について，2017年度（平成29年）末までに，市町村が地域の実情に応じて「多様な取り組み」ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行することになっている。さらに2011年（平成23年）度に導入した介護予防・日常生活支援総合事業を発展的に見直し，現在は市町村の任意事業であるが，2017年（平成29年）4月までにすべての市町村で「新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設」を行って実施すること。要支援者に対する訪問介護・通所介護は，「新しい総合事業」において対応するとされる（厚生労働統計協会編，2018: 167）。すると，この事業は，2015年度からはじめて3カ年度のうちに実現することが定められているわけである。

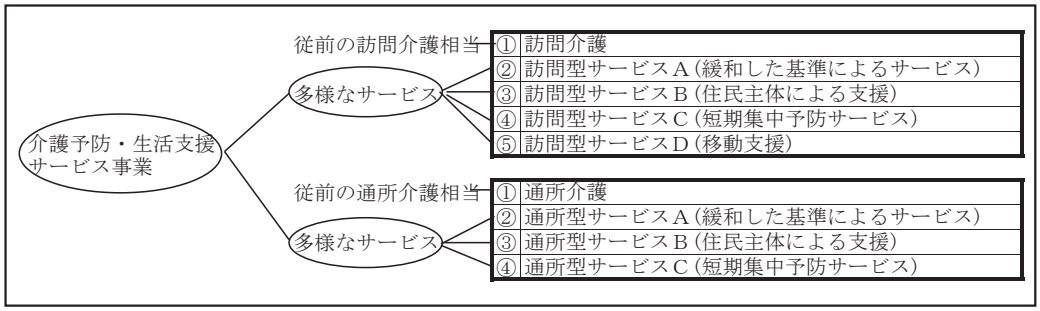

資料：『ガイドライン』p.11から一部を引用

図1 『ガイドライン』による新総合事業の構成例

その「新しい総合事業」における「多様な取り組み」ついては，2015年６月に厚生労働省老健局から発表された『介護予防・日常生活支援事業のガイドライン』（以下とする）に説明されている。それは図１にその重要部分を抜き出したように，訪問介護・通所介護のどちらも共通して次のように「従前通り」，「A」，「B」，「C」という４種類のサービスの類型に分けられる（訪問型のＤを除く）。

① 従前の訪問・通所介護相当（「現行相当のサービス」を意味する）。
② A，緩和した基準によるサービス。
③ B，有償・無償のボランティアなどにより提供される住民主体による支援。
④ C，保健・医療の専門職により提供される３～６か月の短期集中で行われるサービス（『ガイドライン』pp.21-22.）。

2015年度の介護保険制度改正の目的の一つが前出の「サービスの効率化」にあるならば，通所・訪問のいずれについても，「従前相当」ではなく，住民主体の支援のある「B」を実施できるかが肝要であると考える[3)]。その可能性を考えるため，本論のテーマを新しい総合事業Ｂに絞った。

（２）新しい総合事業Ｂと地域圏域

さらに新しい総合事業Ｂは，地域圏域をどの範囲でとらえるかという問題も提起している。前出の『ガイドライン』によると，市町村が中心となって「生活支援コーディネーター」や「協議体」の設置等を通じて，互助を基本とした生活支援サービスが創出されるように取り組むとされる。そのコーディネーターと生活支援サービスの提供主体が参画し，定期的な情報共有や連携強化の場を「協議体」とするわけである。そうしたコーディネート機能を図２に見られるような３層で展開することが期待されている（『ガイドライン』pp.30-32.）。これは地域福祉において圏域をどの範囲で考えるかという問題である。

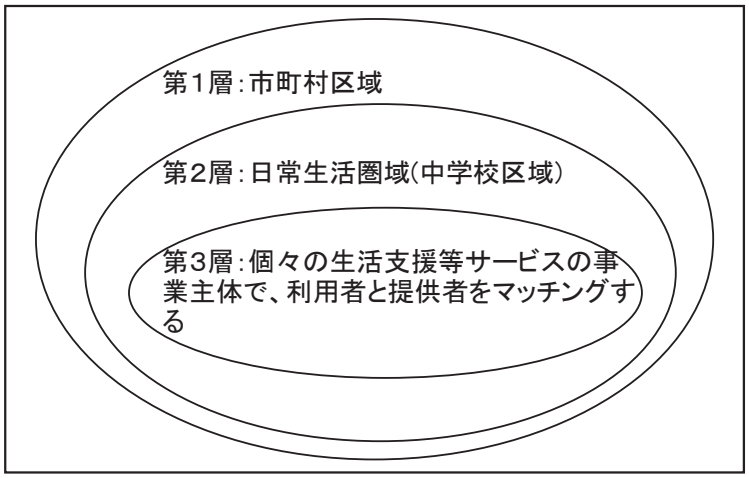

資料：『ガイドライン』p.32から作成

図２ 新しい総合事業における３層の圏域

そこで，「地域福祉活動と地域圏域」について調査を重ねている高野和良の研究をいくつか紹介することにする。まず高野は，介護保険の日常圏域設定は，地域福祉活動と対応した，班・組の単位，自治会・町内会の単位，校区単位，市町村支所圏域，市町村全域といった重層的な圏域設定が示されているので，一見すると地域住民の生活空間の広がりと重なっているので経験的に妥当であるかのように見えるという。しかし，この圏域設定が住民にどのように受けとめられているのかは十分に説明されていないことを指摘している（高野，2017b: 193）。

そこで，高野は宮崎県都城市，長野県茅野市，東京都三鷹市の住民に対して主観的な「地域」の範囲を調査するために次のようなアンケートを行った。

① 「『地域』という言葉を聞いたときに，あなたが最初に思い浮かべる『地域』の範囲」。
② 「地域の支えあい活動を進めることを考えた時に，あなたが最初に思い浮かべる『地域』の範囲」。

その結果，都城市と茅野市では，①の問いに対する「地域」の範囲は，「自治会館」，「町内会・自治会」の範囲であるのに対して，三鷹市では市全域であった。②の問いに対しては三つの市は，いずれも「自治会館」「町内会・自治会」が多数を占めた。これらのことから住民が思い浮かべる「地域」とは地域福祉計画の地域圏域とは必ずしも一致していないし，また住民が支え合い活動を行うにあたって想定しているのは，より狭い地域圏域であることが明らかになった（高野，2018: 18-19）。

同じく高野は，九州の過疎地域とされる旧A町の調査から，これまで地域福祉活動の圏域は小学校区程度であると経験的に考えられてきたが，過疎地域で小学校が統合されると，現在の小学校区は歩いていける範囲ではなくなってきているという。それにもかかわらず，何らかの思いが小学校区込められて一定の存在感を保っているという（高野，2017a: 35）。

以上のことから，介護保険の新しい総合事業の「第2層」として考えられる「日常生活圏域」に，どの範囲を単位とするかは，その地域がこれまで積み上げてきた歴史によるもので一律に設定することはできないということができる。それに，地域福祉に関わる圏域として一般的に妥当しそうな「小学校区」でさえも，過疎地域においては住民の「日常生活圏域」と今後はズレが生じてくることが想定される。

（3）新しい総合事業の実施状況

次に新しい総合事業の実施状況についてみることにしよう。2018年3月に発表された『介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業』[4)]によると，まず訪問型サービスの事業所のうち74.1％が「従前相当サービス」であり，「多様なサービス」は25.9％である。通所型も79.7％が「従前相当サービス」であり，「多様なサービス」は20.3％にすぎない（NTTデータ経営研究所編，2018: 10）。これらの割合から，「多様なサービス」を実施することのできた自治体はそう多くないことがわかる。

その多様なサービスの内訳は表1のとおりである。それによると，訪問型にしろ，通所型にしろ，多数を占めているのはAの「従来より基準を緩和したサービス」であって，「住民主体による支援」がある「訪問型B」は3.7％に過ぎないし，同じように「通所型B」のそれも9.0

表1 新しい総合事業の「多様なサービス」内訳

類型	割合
訪問型A	89.6%
訪問型B	3.7%
訪問型C	6.3%
訪問型D	0.4%
類型	割合
通所型A	67.6%
通所型B	9.0%
通所型C	23.3%

資料：NTT データ経営研究所編（2018: 11）から作成

%にとどまっている。

さらに，この調査は市町村に対する調査だったのにもかかわらず，発表された結果は事業所数・利用者数やサービスの割合であって，取り組んだ自治体の割合は示されていない。したがって，全国の自治体うちの何%がA，B，C のそれぞれに取り組んでいるのか，あるいはA とC の組み合わせなどといったパターンで新しい総合事業に取り組んでいるのかが質問項目に入っていない[5)]。

いずれにせよ住民主体による支援体制を整えて，2017年度（平成29年）末までに「新しい総合事業 B」を実施することができた自治体は少数であると考えられる。そこで介護保険は普遍的な取り組みであると考えて自治体の全域で新しい総合事業 B を実施しようと努力している実例を探して，神奈川県平塚市と福岡県糟屋郡粕屋町の調査[6)]を行った（高木俊之，2018; 2019）。この二つの研究をコミュニティソーシャルワーク重視の視点から整理してみることにする。

3．平塚市の「町内福祉村」の取り組み

平塚市の「町内福祉村」は，1999年 2 月に平塚市独自の事業として開始され，現在その生活支援活動に，介護保険の新しい総合事業における訪問型 B も活用するようになった。

「町内福祉村」とは，市内の公民館区に拠点を設置し，その拠点にコーディネーターを配置する事業のことである。コーディネーターは地域の高齢者から相談を受けると，福祉村のボランティアに生活支援を依頼する。福祉村で対応が難しい場合には，行政や関係機関につなげている。また拠点では地域の高齢者が気軽に立ち寄れる「居場所」として，ふれあい交流活動を行っている。すると，この取り組みは，まるで新しい総合事業における訪問型サービス B を2015年の介護保険制度改正以前から実施していたことに他ならない[7)]。その特徴を次の五つに整理する。

① 市内公民館区ごとに，しかし原則として公民館とは別に常設の拠点を設置している。図3 の実施地区に示されたように，2019年現在，市内25地区のうち18地区で設立されている。

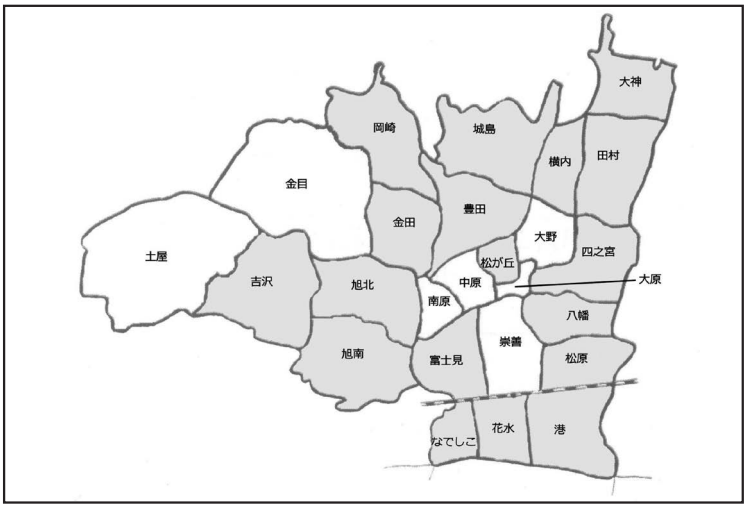

資料：平塚市福祉部編（2018: 67）に実施地区を着色して引用

図 3　平塚市の福祉村地図（2019年，灰色部分が実施地区）

表 2　平塚市町内福祉村の開設状況と拠点施設

	地区名	開設年月	拠点施設の場所
1	松原	1999年2月	松原分庁舎内
2	花水	2000年2月	なぎさふれあいセンター内
3	港	2001年3月	湘南バンク港ベイサイドホール内
4	金田	2003年2月	金田公民館の旧管理人室
5	岡崎	2004年2月	岡崎地区内の賃貸住宅
6	松が丘	2004年11月	東中原住宅敷地内
7	城島	2005年4月	城島分庁舎内
8	大神	2007年3月	東部福祉会館白寿荘内
9	八幡	2008年1月	八幡地区内の賃貸住宅
10	旭南	2011年3月	高村団地20号棟南側
11	富士見	2011年3月	春日野中学校北側
12	旭北	2012年3月	西部福祉会館内
13	吉沢	2013年3月	吉沢地区内の賃貸住宅
14	横内	2014年2月	横内団地東側
15	なでしこ	2014年3月	なでしこ公民館内
16	四之宮	2015年3月	四之宮公民館内
17	田村	2016年3月	田村自治会館内
18	豊田	2018年3月	豊田分庁舎内
19	崇善	未設置	実施を推進中
20	大野	未設置	実施を推進中
21	中原	未設置	実施を推進中
22	大原	未設置	実施を推進中
23	南原	未設置	実施を推進中
24	金目	未設置	実施を推進中
25	土屋	未設置	実施を推進中

資料：福祉村名は、平塚市HP「町内福祉村実地地区一覧」(http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page-c_00268.html) から引用、「開設年月」は平塚市福祉部福祉総務課・平塚市社会福祉協議会編（2014:35）に四之宮、田村、豊田を加筆して作成

拠点は表２にまとめたように元市庁舎や民間借家などを使用しており，公民館に専用スペースを設けているのは２カ所に過ぎない。

② コーディネーターに資格は不要で，市の座学研修や市のコーディネーター部会で他地区の取り組みを知る機会を設けている。

③ 「町内福祉村」の利用者は実費のみ負担，利用料は無料で，地域住民の身近な生活支援活動をボランティアに依頼している。そこに平塚市は訪問型サービスＢの取り組みとして，一回訪問につき福祉村に活動費として，２千円（年額上限20万円）を交付するという形にした（『神奈川新聞』2017年５月16日）。具体的には，ちょっとした買い物，話し相手，ごみを出して欲しい，庭の草刈，家具の移動といった，地域包括ケアシステムや介護保険制度の枠におさまらない「隙間的」な生活支援を行っている。

④ 「町内福祉村」立ち上げには自治会連絡協議会長，民生委員児童委員，地区社協会長が携わっている。さらにボランティア募集，サロン開催の案内は自治会の回覧にチラシを入れさせてもらっている。

⑤ 拠点があることから，そこでふれあい交流活動を行っている。いわゆる高齢者の「サロン」として茶話会，高齢者が子どもに昔の遊びを教える多世代交流，母親と子どもの子育てサロンなどさまざまな内容で開いている。

先の図３は，その普及過程をも示している。合わせて表２を見ると，市内25地区のうち18地区で「町内福祉村」を設立するのに20年間の歳月を要していることがわかる。それは行政の決めた日程で開設を決めるのではなく，各地区で説明会を開き，住民の設立に対する機運が高まるのを待って開設しているためである。

開設できない地区がある理由は，ある地区では平塚市社会福祉協議会の小地域福祉活動である地区社協の活動をすでに熱心に行っているので福祉村を設置しないだけである。別の地区はその面積が広く拠点の場所をどこにするか問題があるからだという。さらに高齢化率が高いので担い手の確保が難しくなっている地区もある。

以上のように，平塚市の取り組みは，独自の拠点を設けて，そこにコーディネーターを配置するということでは，住民主体の訪問型サービスとして一日の長がある取り組みである。次に住民主体の通所型サービスに早くから取り組んだ粕屋町の事例を紹介する。

４．福岡県糟屋郡粕屋町の「ゆうゆうサロン」の取り組み

粕屋町では，2015年から「行政区」と呼ばれる他の地域では自治会を意味する地縁組織を実施主体として，介護予防のための体操や，高齢者のためのサロン活動「ゆうゆうサロン」を住民主体で行っている。それが通所型サービスＢに位置づけられて，図４に見られるように町内24行政区の中，実質的に23行政区で開催されている。最後の１カ所だけが，その実施を推進中であるので，粕屋町のほぼ全域に浸透した取り組みといってよい。

その，「ゆうゆうサロン」の取り組みは，表３に見られるように2001年から，徐々に町内全域の行政区にも広がっていったものである。さらに2015年から訪問型サービスＢとして生活

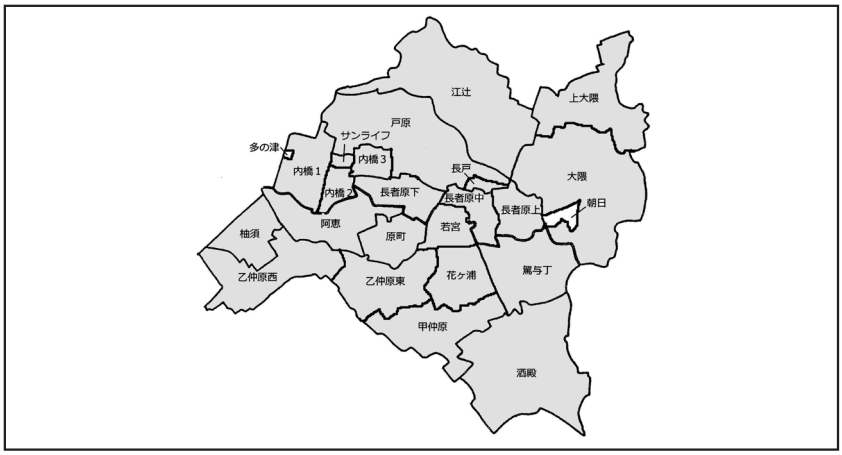

資料：粕屋町町誌編纂室編集（1995: 15）の1889年に大川村と仲原村成立時の地図に自主防災組織協議会による「防災マップ」（2012）に示された行政区を書き込んで24行政区を大まかに示した。

図 4　粕屋町行政区の地図（2018年，灰色部分が「ゆうゆうサロン」実施地区）

表 3　「ゆうゆうサロン」開設年，開設場所

	行政区	開設年	開設場所
1	※1	2001年	福祉センター
2	上大隈	2001年	上大隈公民会館
3	花ヶ浦	2001年	花ヶ浦区公民館
4	原町	2001年	原町区公民館
5	内橋3	2001年	内橋3区公民館
6	江辻	2002年	江辻山会館
7	乙仲原東	2002年	乙仲原東区公民館
8	乙仲原西	2002年	乙仲原西区公民館
9	長者原中	2002年	長者原中区公民館
10	若宮	2003年	若宮区公民館
11	戸原	2004年	戸原区公民館
12	江辻	2005年	江辻区公民館
13	長戸	2005年	長戸区公民館
14	柚須	2005年	柚須文化センター
15	長者原下	2006年	長者原下区公民館
16	大隈	2008年	大隈区公民館
17	内橋1	2008年	内橋1区公民館
18	阿恵	2009年	阿恵区公民館
19	サンライフ	2009年	サンライフ区公民館
20	甲仲原	2010年	甲仲原区公民館
21	長者原上	2013年	長者原上区公民館
22	酒殿	2015年	酒殿区公民館
23	内橋2	2015年	内橋2区公民館
24	駕輿丁	2016年	駕与丁区新町集会所
25	朝日	未設置	実施を推進中
26	多の津	※2	独自には実施せず

資料：「開設年」は粕屋町介護福祉課資料から、開設場所は粕屋町 HP「高齢者福祉」（http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/kurashi/fukushi/koreisha/index.html）のゆうゆうサロン実施公民館を合成して作成。
※ 1 福祉センターはどの行政区の高齢者も行くことが可能である。
※ 2 多の津区は人口も少なく対象者が僅かであるため独自には開催せず隣の内橋 1 のサロンに行くことができる。

表 4　粕屋町サポーターポイント（ボランティア・ポイント）

	活動内容	回数	ばらの数(ポイント)
生活支援	買い物同行支援	1回	1個
	ゴミ捨て支援	1回	1個
	見守り支援	1回	1個
運動支援	講座の支援及び補助	1回	1個
いきいきセルフケア	運動施設や町主催の講座等への参加	1回	1個
ゆうゆうサロン	体操参加支援・補助等	午前	1個
	お茶出しや昼食時の配膳の補助、レクリエーションの参加支援・補助等	午後	1個

資料：粕屋町資料「粕屋町サポーターポイント」から引用

支援事業も行うようになった。その設立の経過を次のように整理する。

① 利用者の年齢は65歳～99歳で，1カ所あたり7名～44名，ボランティアは3名～23名である。町内全域で年間40回開催している。

② 粕屋町では，2001年に始まった事業を2006年に地域包括支援センターを設立する際に，「ゆうゆうサロン」を介護予防に位置づけた。それまでは行政区によっては，レクリエーションをしたり，体操をしたりと，そのあり方はさまざまだったが，午前中は必ず「かすや転ばん体操」を行い，午後は認知症予防も兼ねたゲームやレクリエーションをするということに統一した。毎回，体操を実施しているということが「ゆうゆうサロン」の特徴でもある。

③ さらに，2015年度から，ボランティアをしてくれた方がポイントを得られるというボランティア・ポイントも始めた。

ボランティアには「かすやサポーター手帳」として，満65歳以上の方にはオレンジ色の手帳を配布して，表4に見られる活動や参加が確認されたら，活動の主催者が専用の「ばらスタンプ」を押印する。そして，50ポイント，すなわち5,000円を上限にして，1ポイント100円で換金できるようにしている。

このように粕屋町では，通所型Bの取り組みに相当するサロン活動が，介護保険の2015年改正に先行して地縁組織によって行われていた。その上で訪問型Bの実施が可能になったことがわかる。そして，表3に見られるようほぼ市内全域に取り組みが普及するのには16年間かかっていることも明らかである。

5．要約と結論――「普遍主義の地域的展開」

以上の平塚市と粕屋町の両事例を以下のように概括する。

① 両自治体とも介護保険の2015年改正から新たに訪問型や通所型のサービスを新設したのではなく，10年以上前から市の独自事業として行っていた取り組みを介護保険の事業に位置づけている。そのことは住民主体の介護サービスを立ち上げて，それが自治体の全域に普及するのには，行政と住民との間に信頼関係が築かれている上で，10年単位のスパンの時間が必要であることを意味する。この点が，まず2つの自治体の取り組みを調査したこ

とから得られた重要な結果である。

② 平塚市では公民館区が，粕屋町では自治会の範囲である行政区が介護サービスの範囲となっている。このことから両者がカバーする範囲は異なるが，新しい総合事業Bは，厚生労働省が日常生活圏域として考えられる中学校区より狭い範囲で運営されることが望ましいと考える。行政区が細かい範囲で設定されていることは，高齢者がサービスを受ける際にきめ細やかさと移動距離の短さの両方に都合がよいと考える。

③ 粕屋町の取り組みは，「ゆうゆうサロン」運営を「行政区」と呼ばれる地縁団体にボランティアを委託している。平塚市においても「町内福祉村」の立ち上げには，自治会，民生委員・児童委員，地区社協が関わっている。これらのことから，新しい総合事業Bの運営に関して既存の地縁組織との連携や活用が必要である。

④ 平塚市の人口は約25万人（住民基本台帳），高齢化率は約26％であり，粕屋町の人口は４万７千人（住民基本台帳），高齢化率は約17％である。両市とも高齢化率は全国平均である28％より低い。そして平塚市の人口は僅かに減少し始めたが，粕屋町の人口はまだ増加している。これらのことから，ボランティアの担い手確保が可能となるのには，ある程度の人口規模と，高齢化率があまり高くないことがそれを可能にすると理解する。また高齢者の移動には，自治体内の土地が平坦であることが便利である。

以上のことから，介護保険の新しい総合事業Bは，見方を変えれば介護予防もさることながら，住民活動を少しでも活発化することにつながりコミュニティソーシャルワークという古くて新しい課題を推進することにもなっている。

さらに②～③に述べたように介護サービスを地区に分けて実施することが前提ならば，介護保険は市町村が保険者であるため，保険料を納めている被保険者が利用できない地区がその市町村内に存在することは望ましいことではない。これは2015年の改正によって介護保険制度においては「普遍主義の地域的展開」が要請されると指摘したい。

ここで「普遍主義」について若干の整理をすることにする。いうまでもなく「普遍主義」とは，R・ティトマスが用いて以来（Titmuss, 1968=1971: 158-161），所得に関する「選別主義」の対になる基本的用語である。また杉野昭博によると，日本の「普遍主義」論は「臨調的福祉改革案」に対する三浦文夫らの反論として展開されたという（杉野，2004: 56）。さらに星野信也は，介護保険制度は社会保険と租税制度を曖昧に一体化することで，所得再分配効果を弱体化させたことを指摘し，高齢者が年金生活者になってからの事後的な選別的給付を減少させることを「選別的普遍性」や「選別的普遍主義」として，今後のわが国の社会保障制度全体の一体的再検討にあたって，真剣に検討すべき課題であるとした（星野，2000: 268）。介護保険制度は，保険者である市区町村の行政が被保険者を認定という形で選別するが，その市区町村の中ではくまなく普遍的にサービスが供給されるシステムが整っていることが要請されることから，星野の用い方とは異なるが，まさに「選別的普遍主義」とみなすこともできる。

ここに述べたいくつかの「普遍主義」論に加えて，介護保険の保険者である市町村内の地区に，「通所型」や「訪問型」の住民主体の介護サービスがくまなく普及していくことは「普遍主義の地域的展開」として理解することができる。これを，介護保険制度の今後の理解に必要

な概念と考えて本論の結論としたい。

注

1）主に介護保険制度導入以前に自治体で行われていた無料のサービスのこと（矢島，1999: 21）。

2）大橋謙策によると「コミュニティソーシャルワーク」とは，地域に顕在的，潜在的に存在する生活上のニーズ（生活のしづらさ，困難）を把握（キャッチ）し，それらを生活上の課題を抱えている人や家族との間にラポール（信頼関係）を築き，契約に基づき対面式（フェイス・ツー・フェイス）によるカウンセリング的対応も行いつつ，その人や家族の悩み，苦しみ，人生の見通し，希望等の個人因子とそれらの人々が抱えている生活環境，社会環境のどこに問題があるのかという地域自立生活上必要な環境因子に関して分析，評価（アセスメント）する。その上で，それらの問題解決に関する方針と解決に必要な方策（ケアプラン）を本人の求め，希望と専門職が支援上必要と考える判断を踏まえ，両者の合意で策定する。その際には，制度化されたフォーマルケアを有効に活用しつつ，足りないサービスについてはインフォーマルケアを活用したり，新しくサービスを開発するなど創意工夫して，必要なサービスを統合的に提供するケアマネジメントの方法を手段とする個別援助過程が基本として重視されなければならない。と同時に，その個別援助過程において必要なインフォーマルケア，ソーシャルサポートネットワークの開発とコーディネート，並びに“ともに生きる”精神的環境醸成，ケアリングコミュニティづくり，生活環境・住宅環境の整備等を同時並行的に，統合的に展開，推進していく活動，機能である（大橋，2015: 6-7）。また，「コミュニティソーシャルワーク」は「コミュニティオーガニゼーション」が「コミュニティワーク」を経て次第に発展・変遷してきた概念である（大橋，2019: 27）。

3）「新しい総合事業」の制度設計を行った掘田力も「可能な限りB型で」（堀田力・服部真治編，2016: 26）と述べている。

4）調査時点は2017年6月，1,741市町村に対するアンケートで，1,645市町村から回答があり，回収率は94.5％だった。

5）また，そもそも何れの自治体が新しい総合事業のBに取り組んでいるのかが全国的な調査によって明らかにされていない。厚生労働省による実践事例集（厚生労働省編，2016）に取り上げられた自治体も，必ずしもA，B，Cの区別を明確に示していない。

6）平塚市は平塚市福祉部福祉総務課地域福祉担当M氏のインタビュー（2017年3月2日），粕屋町は粕屋町介護福祉課高齢者支援係主幹W氏のインタビュー（2018年9月6日）による。

7）平塚市の「町内福祉村」の取り組みは，『ガイドライン』にも「住民・行政等協働型」の例として取り上げられている（『ガイドライン』pp.49-51.）。

引用文献

Titmuss, Richard Morris, 1968, *Commitment to welfare*, George Allen and Unwin（三浦文夫監訳，1971,『社会福祉と社会保障――新しい福祉をめざして』東京大学出版会）.

NTTデータ経営研究所編，2018,『介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業』NTTデータ経営研究所.

大橋謙策，2015,「新しい社会福祉としての地域福祉とコミュニティソーシャルワーク」中島修・菱沼幹男編『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規出版：2-9.

大橋謙策，2019,「コミュニティソーシャルワークの歴史的・思想的背景と新たな展開」宮城孝・菱沼幹男・大橋謙策編『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規出版：2-35.

粕屋町町誌編纂室編集，1995,『小・中学生のための粕屋町の歴史』粕屋町.

厚生労働省編，2016,『地域包括ケアシステム情報支援事業（全国保険者におけるベストプラクティス抽出調査）【総合事業への移行　実践事例集】』厚生労働省.

厚生労働統計協会編，2018,『国民の福祉と介護の動向（2018/2019）』vol. 65. No.10.
杉野昭博，2004,「福祉政策論の日本的展開――『普遍主義』の日英比較を手がかりに」『福祉社会学研究2004』：50-62.
須田木綿子，2018,「Public-ness の再編――高齢者ケアの領域における市民・住民組織」須田木綿子・平岡公一・森川美絵編『東アジアの高齢者ケア――国・地域・家族のゆくえ』東信堂： 306-333.
高木俊之，2018,「地域福祉とアソシエーション――神奈川県平塚市における『町内福祉村』の事例研究」『名古屋大学社会学論集』第38号：39-59.
高木俊之，2019,「介護保険の新総合事業 B のための住民組織論序説――福岡県糟屋郡粕屋町『ゆうゆうサロン』の事例研究」『東海大学紀要　教養学部』第49輯：315-334.
高野和良，2017a,「過疎地域の地域福祉活動と地域圏域」『月刊福祉』第100号第 1 巻：32-35.
高野和良，2017b,「地域福祉活動と地域圏域」三浦典子・横田尚俊・速水聖子編『地域再生の社会学』学文社：189-205.
高野和良，2018,「地域福祉活動における圏域設定と地域福祉課題への態度――都城市・茅野市・三鷹市住民対象調査結果の比較から」日本地域福祉学会研究プロジェクト（市川一宏）『地域共生社会の実現にむけた地域福祉の実践・理論課題』日本地域福祉学会：17-26.
平塚市福祉部福祉総務課・平塚市社会福祉協議会編，2014,『平塚市地域福祉計画（第 3 期）平塚市地域福祉活動計画（第 2 期）』平塚市福祉部福祉総務課・平塚市社会福祉協議会
平塚市福祉部編，2018,『平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画［第 7 期］）』平塚市.
星野信也，2000,『「選別的普遍主義」の可能性』海声社.
堀田力・服部真治編，2016,『私たちが描く新地域支援事業の姿――地域で助け合いを広める鍵と方策』中央法規出版.
矢島嶺，1999,「介護保険と在宅介護」三好春樹編『介護保険がやってきた――ケア現場の見方と使い方』雲母書房：13-50.

〔研究ノート〕

子どもの安全

鈴木 宏昌*

目次

はじめに
第１章　通学路の危険
　１　交通事故
　（１）安全指導や集団登下校だけで子どもは守れない（池袋交通事故・大津交通事故）
　（２）高齢者ドライバー対策
　２　不審者・通り魔
　（１）松戸事件
　（２）川崎登戸事件
　（３）安全対策
第２章　児童虐待
　１　なくならない児童虐待（千葉県野田市・北海道札幌市・東京都目黒区の各事件）
　２　児童相談所の課題
　（１）事件から見える課題
　（２）児童虐待防止法成立
　（３）親に対する支援
第３章　犯罪被害者支援について
　１　犯罪被害者支援の取り組みの必要性
　２　犯罪被害者支援センターの訪問
　（１）かながわ犯罪被害者サポートステーション
　（２）東京都・被害者支援都民センター
第４章　自然災害
　１　地震によるブロック塀の倒壊
　２　自然災害からの避難誘導―大川小学校津波被害事件

受理日2019年11月27日
＊教養学部人間環境学科社会環境課程

（1）最高裁で県・市の責任が確定
（2）事案・判決の概要
（3）大川小学校津波被害事件から学ぶもの
第5章　学校内の危険
1　学校内における安全確保
2　いじめ・ハラスメント
終わりに

はじめに

社会には様々な危険が存在し，平成から令和にかけて，子どもが犠牲になる悲惨な事故・事件を目の当たりにした。本稿では，子どもの安全を守るために何が必要かを考察する。筆者は，従前，災害や学校事故が発生した場合の民事責任について論じてきた。本稿は，より広く，被害を未然に防止するため，リスクの予防を協働する社会システムのあり方を検討したい。個別の検討作業を行う前提の問題整理と位置付ける。

―本稿で検討対象とするリスク―

（通学路の危険）
・交通事故
・不審者

（犯罪被害）
・通り魔
・虐待

（自然災害）
・地震，津波
・台風，洪水

（学校内の危険）
・学校事故
・いじめ，ハラスメント

第1章　通学路の危険

1　交通事故

（1）安全指導や集団登下校だけで子どもは守れない

学校や各家庭では，子どもを交通事故から守るため，交通安全や信号のルールを教えている。

昨今，報道等で目にする交通事故は，高齢者ドライバーや危険運転等によって何の非もない歩行者や児童が犠牲になる事故が目につく。交通ルールを守るだけでは，自分を守るのは難しい世の中と言って過言ではない。

子どもが犠牲になった痛ましい交通事故の中から近時の２事例を紹介する。

【池袋交通事故】（平成31年４月19日に東京都豊島区東池袋で発生）

池袋で起きた同事故は，元中央省庁幹部の男性（当時88歳）が運転する車が暴走し，横断歩道上の歩行者を次々と跳ね，11人が死傷し，運転者本人も重傷を負ったというものである。車が暴走した原因は，男性がアクセルとブレーキを踏み間違えた点にあると報じられている。[1)]

【大津交通事故】（平成31年５月８日に滋賀県大津市で発生）

その翌月に，大津で起きた同事故は，散歩中の保育園児16名の命を奪い，関係者および世間を深い悲しみに陥れた。この事故は，大津市内の交差点で右折車と直進車が衝突し，そのはずみで，信号待ちをしていた園児の列に車が突っ込んだというものである。車同士が衝突したのは，右折車側が対向車線の直進車に気づかずに右折開始したことが原因と報道されている。[2)]

これらの事故は，園児の散歩コースや児童の通学する道路の安全点検，防護策など安全設備が十分かを見直す動きにもつながっている。様々な角度から，子どもに及ぶ危険を防止しようと，教育関係者，自治体，地域社会がそれぞれにおいて対策を分担しようとするものと評価できる。しかし，交通事故によって奪われる人命が後を絶たない。社会が発展を遂げる過程で，都市と交通手段の発達は不可欠と考えられ，自動車の運行から生じる危険もある程度までは「許された危険」と考えたり[3)]，ある程度は不可避的に生じるとする考え方もある。

今日のような交通事故の頻発と重大な結果を目にすると，交通事故は，少しでも減らす努力をすべき「許されない危険」であると再確認しなければならない。

（２）高齢者ドライバー対策

近時問題化している高齢者ドライバーによる交通事故を中心に対策を検討する。

ドライバーだけの義務・責任ではなく，ドライバーはもちろん，その家族，地域社会，国・自治体などがそれぞれの立場において何をすべきかを考えなければならない。

たとえば，高齢者ドライバー本人が交通法規の遵守や安全運転によって事故を防止すべき義務を負っているのは当然である。体調の悪化や年齢等による判断力・体力が衰えを自覚し，自ら，運転を取りやめ，あるいは免許証返納という行動選択が求められる。ドライバーの家族も，本人への助言や監督に努めなければならない。国や自治体は，事故を防止するため，道路および附属設備の整備を進めるべきである。自動車メーカー等は，高齢者による事故が社会問題化している状況において，自動運転や急発進防止装置などの開発と普及による安全性向上に努めるべきであり，それを推し進めるにあたっては国・自治体による施策も必要となろう。高齢者に免許証返納を求める上では，代替の交通機関の充実や，返納のインセンティブを高めることも有用である。関係者がそれぞれの立場で努力しても，事故をゼロにするのは難しく，自分で

自分を守るという意味で，子どもや保護者・引率者に安全教育や指導を施すことも必要である。

様々な対策に関する具体的な検討結果は，以下の通りである。

対策	具体的内容	主体
高齢者ドライバー本人および家族による事故防止	家族の同乗，監督 日常の健康管理，認知症の把握 マニュアル車，安全サポート車を推奨する。 運転をやめる，免許証返納することを促す。	高齢者本人又はその家族
道路整備等による安全性向上	車道と歩道の分離，ゼブラゾーン・路側帯拡大 車道と歩道間の防護柵，クッションドラム設置	国・自治体
車の安全装備等による安全性向上	安全サポート車（急発進防止，自動ブレーキ，歩行者検知システム等）の普及 ドライバーの体調急変，居眠り検知装置 安全性認証，補助金制度導入	メーカー 国・自治体
法規制の見直しによる安全確保	免許証返納奨励，支援策[4] 返納のインセンティブ（バス回数券，タクシーチケット，返納者向けサービス）[5] 代替交通機関の拡充（コミュニティバスなど） 免許更新時の認知機能試験，限定免許証，免許証の定年制導入 職業ドライバーへの規制（再試験・業務定年制） 速度制限の見直し，30ゾーンの拡大など 高齢者ドライバーがの高速道路使用の制限	国・自治体・警察
子ども，引率者等への安全指導	青信号の渡り方（安全と思い込みをしない。） 信号待ちの際の注意点（電柱，柵の後ろ） 横断開始時の注意点（左右確認，横断旗掲示）	家庭・学校・地域・警察

2　不審者・通り魔

（1）松戸事件

① 登下校中の子どもが不審者に声を掛けられ，連れ去られようとする，実際に連れ去られる等の被害も少なくはない。通学路では保護者等が見守り活動を行い，自治体や学校のメーリングリストから携帯・スマホに不審者情報，防犯情報が送られてくるのも日常事となっている。しかし，このような対策をかいくぐって発生した，衝撃的な近時の事件を紹介する。

② 事件概要

平成29年３月24日，千葉県松戸市で女児９歳が登校途中で行方不明になり，後日遺体で見つかった事件（以下「松戸事件」という。）。犯人は同じ小学校の他の児童の保護者（父親）で，児童の登校時の見守り活動にも参加していた人物であり，世間に衝撃を与えた。刑事裁判では，一審の千葉地裁が殺人，強制猥褻致死等の罪で無期懲役を言い渡した（検察・被告人ともに控訴）[6]。

③ このように子どもを狙い，連れ去ろうとする犯罪行為は，残念ながら後を絶たない。登下校時，放課後や習い事からの帰宅時に危険性が高まることから，学校関係者，保護者，地域住民等による，通学路の見守り活動等を行う地域も少なくない。しかし，松戸事件で

は，見守り活動にも参加する保護者の中に犯人がいた。仮に何らかの安全対策を取っていたとしても，その対策を破ろうとする犯罪者も存在する（内部者による加害も想定しなければならない。）。油断や安心は許されず，複数の対策を組み合わせることや，対策の抜け漏れや盲点が存在しないかを検証することも必要である。

（2）川崎登戸事件

① 事件概要

令和元年５月28日朝，神奈川県川崎市の登戸駅近くで発生した，殺傷事件（以下「登戸事件」という。）では，犯人の男は，スクールバスを待っていた児童および送迎の来ていた保護者等を刃物で襲い，その直後に自ら刃物で首を切って自殺した。この登戸事件では，児童16人と保護者２人が被害を受け，児童１人と保護者１人が死亡した。[7)]

犯人の男性は，引きこもりの傾向があったことが指摘されており，この登戸事件をきっかけに，引きこもり問題への関心が高まった。なお，犯人が自殺したため，犯行の動機は解明されないままとなっている。犯人が引きこもりの状態で社会に対する憎悪を一方的に募らせて行ったと見る向きもある。引きこもりの当事者や家族，自治体の対応が問題にされることもあり，引きこもりの状態にある人々への偏見や差別を心配する声もある。

② このように，動機や原因を解明できない犯罪行為も存在し，突然の攻撃から子どもをどのようにして守るかも検討されなければならない。

その後，登戸事件で被害児童らが通っていた小学校を始め，付近の学校では，登下校に合わせて，教職員や警察官が警護に当たる，地域の防犯指導員が通学路に立って安全を期すなどしている。[8)]

（3）安全対策

松戸事件に見たような内部者の犯行や，登戸事件のような突然の攻撃もあり得ることから，通学路の見守り等は，学校関係者や保護者だけでなく，高齢者など地域の人的資源の活用も活用すべきである。スクールバスの乗り場等，子どもが集まる場所には，学校は教職員や警備員を配置すべきである。人が集まる場所では，監視カメラ，顔認証などのテクノロジーも活用されるべきであり，国や自治体はそれを支援すべきである。

学校，警察，行政，地域が連携し，さらに国・文部科学省なども，通学路の安全確保に関する計画や対策を講じるべきである。相互の連携に努めるべきであって，みんなで地域および子どもを守らなければならない。[9)]

様々な対策に関する具体的な検討結果は，以下の通りである。

なお，登戸事件で使用された凶器は，殺傷能力の高い柳葉包丁であった。

日本は銃社会ではないので安全と思われがちだが，登戸事件からもわかるように，誰でも，殺傷能力の高い武器を購入しでき，銃刀法の規制はあっても，持ち歩くことができてしまう。そのことへの対策も考えられるべきであり，現行銃刀法の規制だけで十分かも検討されなければならない。[10)]

対策	具体的内容	主体
通学路・スクールバスの安全性確保	通学路の安全点検・集団登下校 見回り，立会い，警備員配置 関係者（保護者・警察・地域・行政）の連携，情報の共有 防犯教育，訓練（生徒，教職員向け）	学校
地域の安全性確保・警護	人の集まる場所の警護 地域巡回，パトロール 学校，地域との連携 情報の共有	警察
	見守り，立会い（通学路，人の集まる場所）ボランティア， 防犯啓発，訓練，情報の共有，ネットワーク・コミュニティ	地域コミュニティー
行政対応	駅，市中に防犯カメラ設置 引きこもり者支援（本人，親・親族） ※ 生活・就労支援，相談，医療・カウンセリング	自治体
	防犯，安全点検の計画 財政，法制化 最新テクノロジーの普及	国

第２章　児童虐待

１　なくならない児童虐待（千葉県野田市・北海道札幌市・東京都目黒区の各事件）

親はわが子を守るものと多くの人が考えるであろう。残念ながら，親が子どもを虐待し，子どもの命が失われる悲しい事件を目や耳にすることも多い。

次に，最近，世間の関心を集めた事件を紹介する。

【千葉県野田市・小学４年女児死亡事件】

2019年１月，千葉県野田市の小学４年生の女児が親から虐待を受けた後，自宅で死亡した。2017年11月，学校がいじめに関するアンケートを実施し，女児は「お父さんにぼう力を受けています。」「先生どうにかできませんか。」等と記載し，助けを求めた。その後，学校，児童相談所が対応し，女児は一時保護され，親族宅で暮らす等していた。2018年１月，市教育委員会が女児のアンケート回答用紙を父親に見せる。２月，父親は，児童相談所の職員に，「お父さんに叩かれたというのは嘘です。」等と書かれた女児の署名入り書面を見せ，「家に連れて帰る。」等と迫り，児童相談所は女児を父親のいる自宅に戻すことを決定する。その後，家庭内では父親の女児に対する暴力など虐待が繰り返され，学校もたびたび長期欠席する。翌2019年１月，暴行を加え，食事や睡眠を与えないなど，虐待がエスカレートし，１月24日，父親は女児を休ませずに立たせ続け，冷水を浴びせる等した後，女児が死亡した。

３月，父親は傷害致死等，母親は傷害幇助の容疑で起訴され，６月，母親に懲役２年６月，保護観察付執行猶予５年との判決が下された。[11)]

【札幌市・２歳女児死亡事件】

2019年６月，札幌市内で２歳の女児と暮らす20代前半の母親と交際相手の男性が女児に暴行を加えた上，食事を与えず，衰弱する女児を病院に連れて行く等の適切な対応をしないまま，死亡させた。５月には，子どもの泣き声がするとの通報を受け，警察が母子と面会したが，虐待を発見できなかった。また，児童相談所は警察から同行を要請されながら，断っていた。札幌市児童相談所のリスク判断の甘さや，安否確認の48時間ルールを徹底していない点を問題視する声が上がっている。母親は保護責任者遺棄致死，交際相手は傷害致死の容疑で起訴された。[12)]

【東京都目黒区・５歳女児死亡事件】

2018年３月，東京都目黒区で女児が死亡した。

16年および翌17年には，一家が当時住んでいた香川県西児童相談所が虐待の疑いで女児を一時保護したが，解除されて女児は両親の下に戻された。

17年12月に父親が東京都内に転居し，翌18年１月，母親と女児も都内で父親と同居開始した。香川県西児童相談所は転居先を突き止め，品川児童相談所に連絡して案件を移管した。品川児童相談所は，２月に家庭訪問したが，女児とは面会できなかった。品川児童相談所は，緊急性の認識の違いから，この後，面会を求めることはなかった。

この頃，父親の女児への食事制限，風呂場で冷水を浴びせる，暴力を加える等の虐待がエスカレートし，女児は衰退し，寝たきりで嘔吐を繰り返す状態となった。３月，女児は救急搬送され，病院で死亡した。その後，両親ともに逮捕され，保護責任者遺棄致死の容疑で起訴された。東京地裁は，父親に懲役13年，母親にも懲役８年の実刑判決を言い渡した[13)]。

２　児童相談所の課題

（１）事件から見える課題

上記３件いずれのケースも，児童相談所が関与しながら，虐待死を防げなかった点が悔やまれる。児童相談所に関しては，人員や専門性の不足による対応の限界を指摘する声がある。また，一家が転居してしまった場合に，児童相談所同士の連携が十分でなかったり，同じ児童相談所でも緊急性の認識が必ずしも同じでないことなどが，虐待の疑いを持ちながら事件防止に結び付かなかった要因と考えられる。

（２）児童虐待防止法成立

児童虐待に関しては児童虐待防止法などの改正法改正法が，2019年６月19日，成立した。「しつけ」を名目とした体罰が禁止され，児童相談所の機能強化が盛り込まれた。

児童虐待をめぐっては，不適切な親権・懲戒権行使の防止など，虐待をしてしまう親への監督指導による家庭への介入が求められる一方で，適切に子を養育できない親への支援も必要との声もある。

どのような行為が体罰や虐待にあたるか，どうしたら適切に子を監護養育できるかを教えるとともに，親の精神状態や経済面や就労等を支援することが家庭内の暴力や虐待を防ぐことにもなろう。

介入と支援の両面で児童相談所が役割を担うこととなる。児童虐待防止法では，介入と支援の担当職員を別にする等の配慮がなされている。

（3）親に対する支援

親に対する支援によって虐待を防止する効果があるという考え方がある。

先の事例に見たように，児童虐待は犯罪（暴行・傷害，保護責任者遺棄等）に他ならず，加害する親自身に問題があり，行為に対する責任は明らかにしなければならない。

その一方で，間接的な原因として，夫婦間の不和・DV，貧困，親のストレス，精神疾患，アルコールや薬物への依存等が挙げられる。前掲の事件でも，母親も共犯として刑事責任を問われる一方，夫の DV を受けていたとの指摘がある。

虐待の発生は，様々な要因が絡み合った結果と考えた場合，親の支援に虐待を防止する効果があるならば，それは子どもおよび社会にとっても利益となる。

親の支援策としては，子育て支援，学習支援，経済的支援など様々な形が考えられる。その支援の担い手として，地域社会の役割が期待される。

虐待や子どもの貧困によって生起する子どもに生じる様々な問題は，近隣住民によって発見につながることがある。支援，介入の両方の側面において地域社会が威力を発揮するであろう。子ども食堂やフードバンク，学習支援等の地域住民や民間団体主導による様々な取り組みへの期待は大きい。住民同士のつながりを作り，地域内の問題（虐待に限定されず，安全の確保，孤立する人への支援等の様々な課題）への関心が高まり，虐待の予防や早期発見につながり，大人との関りが子どもの健全な発達にも寄与するであろう[14)]。

第 3 章　犯罪被害者支援について

1　犯罪被害者支援の取り組みの必要性

地域社会や行政の取組みとして，犯罪被害者支援がある。未然防止とは異なるが，被害継続や二次被害の防止に寄与するものであり，犯罪被害者支援の重要性が意識されるようになってきている。

犯罪被害者支援という言葉の響きは，ややもすると，犯人を処罰して被害感情を満たすことや，民事損害賠償によって救済することがイメージされるかもしれないが，それだけと考えるのは狭い捉え方である。

犯罪被害に遭った者は，自分や家族が受けた被害に苦痛を抱き，場合によっては，被害に遭ったことに葛藤を抱くなど，被害発生直後から，刑事・民事事件が一応の解決を見た後も，長きにわたって，そのような苦痛や葛藤が続くことがある。事件として手続が進行する過程で何度も捜査機関や裁判所等に事情を説明しなければならなかったり，或いはその後も，自分や家

族が被害に遭ったことが世間に知られたり，心ない言葉を受けるなどの二次被害を負うこともある。

警察や検，裁判所，弁護士への法律相談等に出向く際も，一人で行くことが難しく，同行支援を必要とすることもある。日常生活が困難となっている場合は，生活支援，経済的支援，心理的ケア等も必要となる。

そのような観点から，多くの自治体が被害者支援の重要性を認識し，取り組んでいる。

以下，その実態把握の目的から，神奈川県および東京都の被害者支援センターを訪問した状況を報告する。

2　犯罪被害者支援センターの訪問

（1）かながわ犯罪被害者サポートステーション（横浜市神奈川区鶴屋町）

2018年 9 月，同ステーション（略称：サポステ）を訪問し，話を聞いた。自治体の役割に基づき，地域の状況に応じた施策が実施されていることを知った。

平成21年 4 月，神奈川県犯罪被害者支援条例が，「被害の早期回復・軽減と…県民全体で温かく支える地域社会づくりを目指して」制定された。同条例は，関係者（県・県民・事業者・民間支援団体）の責務を規定し，県は「犯罪被害者等支援推進計画」を策定し，「総合的支援体制」を設置する責務があること等が規定されている。また，同条例に基づき，「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置，さまざまな被害者支援が一つの窓口で提供されている。

また，神奈川県内では市町村のレベルでも，多くの自治体が犯罪被害者支援に関わる条例，窓口を整備している（30自治体）。見舞金制度を設けている自治体もある（寒川町，茅ケ崎市，横須賀市，座間市の 4 自治体）。※ 数字はサポステ訪問当時に聞いた情報

引っ越し，家事支援を提供する自治体もある。

県条例のいう「総合的支援体制」に関しては，県が連絡連携，サポステ運営を担当し，県警が被害発生時の初期対応，民間支援団体が付添支援（法律相談や裁判等への付添）等を提供しているほか，事例検討会，ボランティア人材育成，理解促進講座の実施等に連携して取り組んでいる。このようなワンストップの支援センターは，全国の自治体で設置されており，残す 1 自治体（当時）も，今年度中には設置される。

電話相談は，365日24時間対応・匿名相談可としており，被害に遭われた方から相談があったら，まずよく話を聞く，責めないことを強く意識する必要がある。

神奈川県は性犯罪の認知件数が全国 5 位（当時）であり，性犯罪被害に特化した取り組みとして，「かならいん」（神奈川＋つながる）が設置されている。

犯罪被害によって抑圧された従属的な状況に置かれ，自力による日常生活や権利実現を阻害されている人々に対し，自治体が支援を行うことの意義を強く実感した。

（2）東京都・被害者支援都民センター（東京都新宿区戸山）

2019年 9 月，同センターを訪問し，話を聞いた。同センターの特徴は，民間団体が東京都，

警視庁等の関係団体と連携して運営しているものであり，平成14年に日本で初めて東京都公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け，平成22年８月に東京都から認定を受けて「公益社団法人被害者支援都民センター」として活動している。[15] 2019年４月，立川市に相談室が開設され，広大で多くの人口を抱える東京都において広域対応を行っている点が注目される。

罪種別にみると相談件数が多いのは，性犯罪（2783件），殺人（910件），交通事故（750件），暴行・傷害（236件）の順となっており，虐待・DV・ストーカーの相談も年間100件以上寄せられている。（数字は平成30年度実績）

活動内容としては，面談による相談，電話相談，警察署・検察庁・裁判所等へ付添支援のほか，講演活動，関係団体との交流を行っている。

同センター内には，事務スペース・電話相談ブースのほか，面談室（子どもと面談可能な部屋も含む。），被害者・遺族同士が交流する自助グループのための活動スペースも確保されるなど，民間運営ならではの温かみを感じる空間であった。

実際に相談業務に当たっているスタッフの方から，相談業務の難しさなどを聞くことができた。

第４章　自然災害

１　地震によるブロック塀の倒壊

2018年６月18日の大阪北部地震は，発生時刻が通勤通学時間と重なり，登校中の女児が学校のブロック塀の下敷きとなって死亡する悲しい事故が発生した。[16]

自然災害と建造物管理の問題が重なる問題である。

この学校の倒壊したブロック塀は，高さ3.5ｍで，基礎部分が1.9m の上にさらに1.6m 積み上げられた構造で，建築基準法および同法施行令の規制に違反したものであった。[17]

高さ制限（2.2m 以下）を超え，補強用の「控え壁」もなかった。業者による３年に１度の法定点検でも見過ごされ，平成27年には，外部の防災アドバイザーが危険性を指摘したが，市は「安全性に問題はない」などとして対策を講じていなかった。

類似の被害発生および管理者の責任は，昭和53年６月の宮城県沖地震でも，問題になっていた。すなわち，地震発生時には，ブロック塀倒壊により通行人が死亡する事故が発生する危険性があり，ブロック塀の設置・管理を行う者の法的責任（損害賠償責任）が問題になることもあることは意識されていた筈である。[18]

その経験が活かされず，危機意識が十分でなく，建築基準法に違反するブロック塀が放置されていたことは残念に思われる。

大阪北部地震の後，全国の学校等でブロック塀を点検する動きが出ているが，構造補強や建て替えが円滑に行われるかは今後も注視する必要がある。

2　自然災害からの避難誘導―大川小学校津波被害事件

（1）最高裁で県・市の責任が確定

東日本大震災発生直後，大川小学校（宮城県石巻市）を襲った津波は，避難途中にあった児童72名の命を奪った。学校・教師らの避難誘導が不適切であったとして，児童の遺族らが県，市の責任を問題にした裁判で，第一審・控訴審は県，市の責任を認めて損害賠償を命じる判決を出していたが，最高裁は，県・市の上告を退け，県，市の損害賠償責任が確定した。[20)]

事案および判決の詳細は拙稿『自然災害からの避難と学校の責任 ― 大川小学校津波被害事件仙台高裁判決について』（教養学部紀要 NO.49，2018年）に譲るが，以下，事案・判決の概要を振り返り，その意義を確認する。

（2）事案および判決の概要

2011年３月11日午後２時46分，東日本大震災が発生し，宮城県石巻市・北上川の河口部まで４km と近い位置にある大川小学校が津波に襲われた。ハザードマップでは浸水域になく，近隣住民も同小学校まで津波が来ることはないとの認識であった。しかし，北上川を逆流した津波が同小学校まで到達した時，高さは10m 近くに達し，２階建て校舎を飲み込んだ。地震発生から津波が到来するまでの約50分間，児童は教員の指示で校庭に待機し，教師らは，市の広報車等が津波の接近を知らせているにも関わらず，裏山への避難を選択せず，児童を同校より少し標高が高いが北上川に接近する位置にある通称「三角地帯」に避難しようと移動開始した。その直後，北上側の方角から来た津波に児童72名と教員10の計82名が流されて死亡した。生存者は児童数名と教師１名であった。[19)]

児童の遺族は，裏山への非難を選択しないまま約50分間待機し，最終的に北上川に近い三角地帯へと児童を誘導した教師ら，その使用者である石巻市，宮城県に対して国家賠償請求訴訟を提起した。

第一審仙台地裁は，「三角地帯」への避難誘導が間違いであったことを認め，教師らの過失を認めた。なお，平時の防災計画等に関する過失は否定した。

控訴審の仙台高裁は，避難誘導の点に言及するまでもなく，校長らによる事前の危機管理マニュアル作成に過失があったことを認めた。危機管理マニュアルにおいて，津波が到来した場合の避難先が定められていなかったことを問題とし，小学校の校長等には，地域住民の知識経験よりも高いレベルの情報収集を求められるとし，市と県に約14億3600万円の損害賠償の支払いを命じた。

県と市は上告したが，最高裁は，令和元年10月10日，上告棄却を決定し，控訴審・仙台高裁判決が確定した[20)]。

（3）大川小学校津波被害事件から学ぶもの

未曽有の自然災害によって多数の犠牲者が出たが，当初，遺族らは，行方不明者や死亡者の捜索等に追われていたそうである。しかし，行政や学校の対応を目の当たりにする内，疑問や怒りを募らせ，県，市の責任を問題にし，訴訟へと発展して行った。

すぐ目の前にある裏山を駆け上って逃げるのが最も自然な行動である。ただそうすれば，多くの児童は今も元気で生きていた筈である。しかし，教師らは避難先を決められないまま，児童を校庭に50分も待機させ，教師の言うことを素直に聞いた子どもたちは，命を奪われた。非常にやるせない気持ちが残る。

そのような遺族の気持ちが裁判の原動力になった筈であるが，第一審は教師らの避難誘導が不適切であったとして，県，市の責任を認めた。しかし，控訴審は，津波到来時の避難先をマニュアルに定めていなかったなど，事前の対策が不十分であった点に責任の根拠を求め，かつ，教育関係者に高度の情報収集を求めた。本件で問題になったように，マニュアルの記載は重要であると同時に，教師に対する防災教育・状況判断力養成，地域との連携体制の構築が重要と考えられる。地震・津波以外のケースも含め，教育現場の安全対策に関する示唆を与えた。

第４章　学校内の危険（学校事故・いじめ・ハラスメント）

１　学校内における安全確保

教育の現場は，常に危険と隣り合わせである。

たとえば，多数の生徒が体育の授業や学校行事に参加する以上，一定割合は怪我をする生徒が出てくるのは避けがたいと考えられる。

学校内の事故に関し，学校は生徒に対し「安全保持義務」を負うという考え方がある[22)]。学校は，学校内の教育活動およびこれと密接な学校生活関係において，生徒の生命身体の安全に万全を期すとされる。誤解をおそれずに言うと，学校事故はある程度不可避的に発生してしまう。学校・教師のやるべきことの枠組みを考える際，教育活動と密接な学校生活関係に内在する危険を中心に据えることを示唆していると理解される。「安全保持義務」の理解と裁判例の分析は，拙稿『代理監督者の責任に関する考察』（東海法科大学院論集第７号，2017年）に譲る。

他方，学校（学校教育法第１条の学校を指し，小学校から大学まで含む。）は，生徒に対し，学校保健安全法第26条に基づき，生徒に生じる危険を防止し，発生した危険に対し適切な措置を取ることが義務付けられている[23)]。危険とは，具体的には，学校事故，生徒間の加害行為，または教職員からの加害行為，災害等の諸々の危険を含む。本稿で対象としている事故や犯罪事件，災害，さらに学校事故，いじめ，ハラスメントなども含まれると考えるべきである。

また，私立学校においては，生徒・学生との間に契約関係があり，この契約上，安全配慮義務を負うと考えられる。

その危険が具体的に何であるかによって，学校・教師が負う義務の範囲も，個別に定まることになろう。

「安全保持義務」や「安全配慮義務」は発生した事故に対する損害賠償責任の有無を判断する基準となるが，学校保健安全法の「安全確保義務」は事故の未然防止に向けてどのような努力をすべきかを志向するとの位置づけも可能である。

2　いじめ・ハラスメント

近時，企業や法人の社会的責任論やコーポレートガバナンス論が高まり，社会とのつながりが重要視されるようになっている。ましてや，学校は，人間教育を行う場であることに鑑み，その活動上，公平・公正が確保された存在でなければならないと考える。

生徒に生じる危険として，物理的な危険に加え，生徒間または教職員との対人関係から生じる心理的なものも含まれると考えれば，前述の安全確保義務等は，いじめ・ハラスメントの防止も学校に求めていると理解できる。

いじめ・ハラスメントを受けた生徒は，不快や苦痛を感じ，それが蓄積・肥大化すれば，うつ病を発症するなどの健康被害を生じ，最悪のケースでは，自死を選択することもあるかもしれない。主に生徒間で起きるものを「いじめ」，教職員から受けるものを「ハラスメント」と一応考え，一括りに議論することは難しいが，それぞれ，暴力を伴うケースもあれば，性的な言動，あるいは精神的な圧迫を伴うケースなど，内容は非常に広範である。学校・教師が知識に乏しく，適切に対処する力や準備が十分でないとも考えられる。発生した事象が学校側の対応如何によって，被害生徒および保護者が加害者だけでなく学校に対する不信感を増大させ，問題が大きくすることもあるので，組織として十分な対策が必要である。

教育機関として，いじめやハラスメントは，十分な対策を必要とする重要課題である。

求められる「適切な対処」の検討は別稿となろうが，学校は，いじめ・ハラスメントの発生を防止するため，生徒・教職員に対する啓発・研修，相談窓口の設置，。生事象に対する調査・解決策および再発防止策立案，当事者の人権・プライバシー保護等を達成可能な体制，計画を整備する必要があると考える。

終わりに

本稿では，子どもに起こり得る様々な危険について分析した。

個別具体的な事案の分析と，冒頭にも述べたが，特定の誰かの責任を明らかにし，追及するというよりも，危険が現実化して子どもに被害を生じるのをできるだけ未然に防止したいと考えたのが，本稿に着手した動機である。

後半は学校が直面する問題を取り上げたが，特定の当事者だけの問題でなく，安心できる安全な社会を築くため，地域社会，行政，民間の企業や各種団体，加害者・被害者になる可能性のある当事者，それぞれにおいて意識を持って取り組まなければならない問題であると考える。本稿での問題整理を今後の調査，検討に活かしたい。

以上

注

1）池袋交通事故の概要を伝える報道として，読売新聞2019年４月20日朝刊39頁（事件翌日の第一報），同紙2019年11月13日朝刊35頁（捜査状況，ドライブレコーダーの分析結果，事故の原因はアクセルとブレーキの踏み間違いと考えられること）等

2）大津交通事故の概要を伝える報道として，読売新聞2019年５月９日朝刊29頁（事件翌日の第一報），2019年11月９日朝刊33頁（その後の現場近くでの安全設備設置，県警の取組みなどの安全対策の状況）等

3）刑事法領域における「許された危険」の考え方は，団藤重光『刑法綱要総論』〔改定版第15刷〕（創文社，1989年）231頁，大塚仁『刑法概説（総論）』〔第三版第一刷〕（有斐閣，1997年）339頁。

4）例えば，警察庁は，「運転適性相談窓口」「免許返納専用ダイヤル（＃8080）」を設置し，高齢者からの相談を受け付け，免許返納を促している。（毎日新聞2019年11月21日夕刊９頁）

5）例えば，家電量販店のノジマ電気は，免許返納した高齢者をサポートする施策として，5000円以上購入した客に対して自宅への配送料金を通常1000円のところ無料としたり，②エアコン，洗濯機等の配送設置料金（通常3500円）を半額とする等のサービスを提供している。その狙いは，免許返納の促進，高齢者の買い物支援にあるという（日本経済新聞2019年７月３日朝刊14頁）。
また，ノジマ電気以外にも，「高齢者運転免許自主返納サポート協議会加盟企業」の多くが「運転経歴証明書」を提示することによって，サービス特典を受けることができる（警視庁パンフレット「高齢者の運転免許自主返納をサポート」より）。

6）千葉地裁平成30年７月６日判決

7）読売新聞2019年５月28日夕刊１頁（事件発生当日の第一報）等

8）読売新聞2019年６月29日朝刊31頁（小学校教職員，県警多摩署，多摩防犯協会等の取組み状況）等

9）読売新聞2019年６月14日朝刊25頁には，栃木県が「県安全で安心なまちづくり推進条例」を見直し，「子どもの安全を地域全体で見守る」方針を盛り込み，従来の地域コミュニティーにおける防犯活動に加え，「県民が一丸となって子どもを守る機運の醸成」に努めるとしている。

10）「銃砲刀剣類所持等取締法」（略称：銃刀法）は，「刃体の長さが６センチメートルをこえる刃物」の携帯を禁止しており（同法22条），違反者に対しては「２年以下の懲役又は30万円以下の罰金」が科される（同法31条の18・３号）。なお，刃渡り15cm 以上の刀（日本刀を指す）・剣等（両刃の刃物を指す）を所持してはならないとされている（同法３条）。所持を例外的に認められるのは，法令に基づく場合や都道府県公安委員会の許可を受けた場合などに限られる。登戸事件で凶器に使用された柳葉包丁は，刀剣類に該当しないため，同法22条による上記規制との関係が問題となる。犯人は，正当な理由なく，柳葉包丁を携帯していたため，同規制に違反していた。
このような場合，警察官は，刀剣類等を携帯していると疑われる者に刀剣類と疑われる物を開示させて調べることができる。しかし，登戸事件では，そのような機会もないまま，犯人は凶器を携帯して犯行現場に赴き，犯行に及んだ。登戸事件の反省を活かし，銃・刀剣類の規制に関し，より実効的な規制方法がないか，法規制を補完するものとして顔人証システムや AI など最新技術の防犯利用（不審人物・凶器を携帯する者，テロリストの識別）等が検討されるべきである。

11）読売新聞2019年６月26日夕刊１頁，千葉県社会福祉審議会『児童虐待死亡事例検証報告書（第５次答申）』（2019年11月，以下「第５次答申」）５頁等

12）読売新聞2019年６月12日朝刊31頁等

13）読売新聞2019年10月16日朝刊36頁（父親に対する判決結果），同2019年９月18日朝刊１頁（母親に対する判決結果）等

14）子どもの貧困や社会的孤立から生じる様々な影響（虐待，ネグレクト，不登校など）を指摘し，その対策を論じるものとして，池上彰・池上和子『日本の大課題・子どもの貧困』〔第三刷〕（筑摩書房，2015年）158頁。また，同様の問題から，親への支援の必要性を指摘するものとして，阿部彩『子どもの貧困Ⅱ―解決策を考える』〔第７刷〕（岩波書店，2017年）17頁・184頁等。

15）公益社団法人被害者支援都民センターの公式サイト
http://www.shien.or.jp/report/graph.html

16）地震発生当日に被害状況を伝える報道として，読売新聞2018年６月18日夕刊10頁など。

2018年９月，高槻市は管理責任を認め，女児の遺族との間で，市が解決金を支払うとの内容で和解が成立した。同旨の報道として，読売新聞2018年９月26日朝刊23頁等。
また，同年11月，点検を怠っていた業者に対し高槻市が損害賠償請求しないのは違法であるとして，高槻市に対し住民訴訟が提起された。同旨の報道として，読売新聞2018年11月16日夕刊９頁等。

17）建築基準法の細則である建築基準法施行令の第62条の８において，補強コンクリートブロック造の塀の構造耐力，安全性を確保するため，次のように定めている。
同条第１号　高さは，2.2m 以下とすること。
同５号　長さ3.4m 以下ごとに，径９mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けること。

18）宮城県沖地震損害賠償事件判決（仙台地裁昭和56年５月８日判決・昭53（ワ）1076号損害賠償請求事件）。塀の設置保存に瑕疵があったことの立証が尽くされていないとして，塀の所有者の責任は否定された。工作物責任につき，藤岡康宏『民法講議Ⅴ不法行為』〔第１版〕（信山社，2013年３月）344頁等。

19）死亡者数には帰宅後に亡くなった児童を含まない。

20）判決確定を報じる記事として，読売新聞2019年10月11日夕刊１頁等

21）第一審仙台地裁平成28年10月26日判決，控訴審仙台高裁平成30年４月26日判決

22）長崎地裁福江支部昭和63年12月14日判決・昭60（ワ）第17号（判例タイムズ696号173頁）

23）学校保健安全法第26条「学校の設置者は，児童生徒等の安全の確保を図るため，その設置する学校において，事故，加害行為，災害等…により児童生徒等に生ずる危険を防止し，及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合…適切に対処することができるよう，当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。」とされる。

参考文献

団藤重光『刑法綱要総論』〔改定版第15刷〕（創文社，1989年）
大塚仁『刑法概説（総論）』〔第三版第一刷〕（有斐閣，1997年）
藤岡康宏ほか『民法Ⅳ―債権各論』〔第４版第一刷〕（有斐閣，2019年）
藤岡康宏『民法講議Ⅴ不法行為』〔第１版〕（信山社，2013年３月）
千葉県社会福祉審議会『児童虐待死亡事例検証報告書（第５次答申）』（2019年11月）
池上彰編『日本の大課題・子どもの貧困』〔第三刷〕（筑摩書房，2015年）
阿部彩『子どもの貧困―日本の不公平を考える』（岩波書店，2008年）
阿部彩『子どもの貧困Ⅱ―解決策を考える』〔第７刷〕（岩波書店，2017年）

〔研究ノート〕

オリエントをモチーフとした西洋古典音楽作品
――トルコのモチーフを中心に――

松本 奈穂子*

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．オリエントをモチーフとした西洋古典音楽作品
Ⅲ．トルコをモチーフとした作品
Ⅳ．終わりに

Ⅰ．はじめに

ヨーロッパでは，隣接地域である広大なオリエントをモチーフとした古典音楽作品が脈々と作られ続けてきた。エジプトのオペラハウス柿落としのために作曲されたヴェルディの『アイーダ』や，「トルコ風」と銘打たれた数多くの作品群のうち，モーツァルトやベートーヴェンのトルコ行進曲，ベートーヴェンの第九などは，こうした事例の中でももっとも知名度の高いものであろう。音楽文化の中でオリエント世界がどのように表象され続けたかを知ることは，両者のパワーバランスや思想の変化を知る上でも大変興味深い。紙幅の関係で網羅や詳細には踏み込めないが，本稿ではこの問題の入り口として数多あるオリエントをモチーフとした西洋古典音楽作品の例を時系列的に概観し，特にトルコに関する作品について，今後の調査の入り口となる若干の考察を加える[1)]。

Ⅱ．オリエントをモチーフとした西洋古典音楽作品

そもそも西洋古典音楽の中には，古代ギリシャや古代ローマ世界をモチーフとした作品が数多く登場する。紙幅の関係でこれらについては本稿では割愛するが，両者はオリエント世界の流れの中で誕生していったものであるため，その舞台も当然ながら重複する。

表Ⅱ－1は，オリエントをモチーフとした西洋古典音楽作品例の一覧である。紙幅の関係で網羅はできなかったが，作曲の傾向などを知ることはできよう。

受理日2019年11月27日
＊教養学部芸術学科准教授

表Ⅱ－1　トルコモチーフ音楽

	作曲家名	タイトル	作曲/初演/出版年
1	Kerle, J.	Cantio Octo Vocum de Sacro Foedere contra Turcas	1572
2	Monteverdi, C.	La mia turca che d'amor	1624
3	Rossi, L.	Lamento di Mustafa e Bajazet	
4	Tessier, C.	Airs et Villanelles Franc., Ital., Espag., Suices et Turcq	1604
5	Gagliano, M.	Ballo di Donne Turche	1615
6	Bonarelli, P.	Il Solimano	1619
7	Mailly, A.	Achébar, roi du Mogol	1646
8	Legrenzi, G.	Zenobia e Radamista	1665
9	Cavalli, F.	Statira principessa di Persia	1656or6
10	Davenant, W.	The Siege of Rhodes	1656
11	Boretti, G.	La Zenobia	1666
12	Lully, J.B.	Le Bourgeois Gentilhomme	1670
13	Franck, J.	Attila	1682
14	Franck, J.	Der glückliche Grossvezier Cara Mustapha	1686
15	Franck, J.	Der unglückliche Cara Mustapha	1686
16	Collasse, P.	Thétis et Pelée	1689
17	Ziani, M.	Il gran Tamerlano	1689
18	Förtsch, J. P.	Bajazeth und Tamerlan	1690
19	Purcell, H.	Distress'd Innocence, or The Princess of Persia	1690
20	Purcell, H.	The Indian Emperor, or The Conquest of Mexico	1691
21	Pollarolo, C.	L'Ibraim Sultano	1692
22	Purcell, H.	Aureng-Zebe, or The Great Mogul	1694
23	Albinoni, T.	Zenobia, regina de'Palmireni	1694
24	Purcell, H.	The Indian Queen	1695
25	Purcell, H.	Abdelazar, or The Moor's Revenge	1695
26	Keiser, R.	Mahumeth II	1696
27	Purcell, D.	Ibrahim the Thirteenth, Emperor of the Turcs	1696
28	Keiser, R.	Das zerstörte Troja oder Der durch den Tod Helenen versöhnte Achilles	1696
29	Keiser, R.	Der die Festung Siebenbürgisch-Weissenburg erobernde und über Dacier triumphirende Kayser Trajanus	1696
30	Draghi, A.	La piramidi d'Egitto	1697
31	Mattheson, J.	Die unglückselige Cleopatra	1704
32	Scarlatti, A.	Il gran Tamerlano	1706
33	Chelleri, F.	Zenobia in Palmira	1709
34	Händel, G.	Splende l'alba in oriente	1710以降
35	Gasparini, F.	Tamerlano	1711
36	Mancini, F.	Selim re d'Ormuz	1712
37	Mancini, F.	Il gran Mogol	1713
38	Feo, F.	L'amor tirannico, ossia Zenobia	1713
39	Giay, G.	Sesostri, re d'Egitto	1717
40	Vivaldi, A.	Armida al campo d'Egitto	1718
41	Vivaldi, A.	Scanderbeg	1718
42	Gasparini, F.	Bajazet	1719
43	Predieri, L.	Il trionfo di Solimano, ovvero il trionfo maggiore è vincere se stesso	1719
44	Chelleri, F.	Tamerlano	1721
45	Keiser, R.	Der Armenier	1722
46	Leo, L.	Bajazete, imperator de'Turchi	1722
47	Gasparini, F.	Bajazette(rev.)	1723
48	Händel, G.	Giulio Cesare in Egitto	1724
49	Händel, G.	Tamerlano	1724
50	Leo, L.	Zenobia in Palmira	1725
51	Giay, G.	Il Tamerlano	1727
52	Vivaldi, A.	Siroe, Rè di Persia	1727
53	Leo, L.	Il Cid	1727
54	Händel, G.	Siroe, Rè di Persia	1728
55	Händel, G.	Tolomeo, Rè di Egitto	1728
56	Ninni, G.A.	Bajazet	1728
57	Händel, G.	Poro, Rè dell'Indie	1728
58	Vivaldi, A.	Semiramide	1728

59	Porpora, N.	Tamerlano	1730
60	Pescetti, G. B.; Galuppi	Siroe re di Persia	1731
61	Voltaire	Zaire	1732
62	Hasse, J.	Siroe rè di Persia	1733
63	Leo, L.	Nitocri, regina d'Egitto	1733
64	Vivaldi, A.	Il Tamerlano	1735
65	Rameau, J. P.	Les Indes Galantes	1735
66	Rameau, J. P.	Le turc généreux	1735
67	Francoeur, F.	Scanderberg	1735
68	Mauret	Ballet Chinois et Turc	1735
69	Niel, J. B.	Les Romans	1736
70	Mion, F.	Di Turchi e di Sultane	1737
71	Händel, G.	Saul	1738
72	Royer, P.	Zaïde, reine de Grenade	1739
73	Händel, G.	Israel in Egypt	1739
74	Predieri, L.	Zenobia	1740
75	Bernasconi, A.	Il Bajazet	1742
76	Campioni, C.	Solimano II(Kaanûnî)	1744
77	Cocchi, G.	Bajazette	1746
78	Lampugnani, G. B.	Il gran Tamerlano	1746
79	Royer, J.	Almasis	1748
80	Rameau, J. P.	Zoroastre	1749
81	Cocchi, G.; G.B. Pescetti	Il finto turco	1749
82	Hasse, J.	Solimano	1753
83	Jommelli, N.	Bajazette	1753
84	Errichelli, P.; Cocchi, G.	Il finto turco	1753
85	Lecomte, C.	Di Turchi	1754
86	Leo, F.	Il Turco Finto	1754
87	Cocchi, G.; G.B. Pescetti	Tamerlano	1754
88	Fischietti, D.	Solimano	1755
89	Piccinni, N.	Zenobia	1756
90	Gioanetti, R.	Del Bezestan o Mercati di Schiavi	1756
91	Valentini, M.	Solimano	1756
92	Pescetti, G.B.	Solimano	1756
93	Errichelli, P.; Cocchi, G.	Solimano	1757
94	Perez, D.	Solimano	1757
95	Händel, G.	Solimano	1758
96	Arne, T.	The Sultan, or Solyman and Zaida	1759
97	Cocchi, G.; G.B. Pescetti	Zenobia	1758
98	Errichelli, P.; Cocchi, G.	Siroe	1758
99	Granier, F.	Les fêtes du sérail	1758–60
100	Piccinni, N.	Siroe rè di Persia	1759
101	Gluck, C. W.	Les turcs	1759
102	Gluck, C. W.	Les corsaires	1759
103	Traetta, T.	Solimano	1759
104	Galuppi, B.	Solimano	1760
105	Granger, P.	Le Café Turc	1760
106	Granger, P.	Asiatico Generoso	1761
107	Monsigny, P.A.	Le cadi dupé	1761
108	Gluck, C. W.	Le cadi dupé	1761
109	Pescetti, G.	Zenobia	1761
110	Traetta, T.	Zenobia	1761
111	Sala, N.	La Zenobia	1761
112	Gibert, P.C.	Soliman Second, ou Les trois sultanes	1761
113	Gibert, P.C.	La fausse Turque	1761
114	Schwanenberger, J.	Solimano	1762
115	Lampugnani, G. B.	Soliman	1763
116	Scolari, G.	Il Tamerlano	1763
117	Dauberval, J	The Turkish Coffee House	1764
118	Salomoni, G.	Un Corsaro Turco dal Serraglio	1764
119	Gluck, C. W.	La recontre imprévue(Les pèlerins de la Mecque)	1764

120	Sarti, G.	Il gran Tamerlano	1764
121	Bury, B.	Palmire	1765
122	Scarlatti, G.	Bajazet	1765
123	Guglielmi, P.	Tamerlano	1765
124	Friebert, J.	Das Serail, oder Die unvermuhthete Zusammenkunft in der Sclaverey zwischen Vater, Tochter und Sohn	1765
125	Monsigny, P.A.	Aline, reine de Golconde	1766
126	Piccini, N.	Il gran Cid	1766
127	Sciroli, G.	Solimano	1766
128	Traetta, T.	Siroe, re di Persia	1767
129	Haydn, J.	Lo speziale	1768
130	Jommelli, N.	La schiava liberta	1768
131	Chamfort, S.	Le marchand de Smyrne	1770
132	Sarti, G.	Soliman den Anden[Soliman II]	1770
133	Holly, F.	Der Lustige Schuster	1770
134	Gambussi, I.	Il Turco al Caffé di Parigi	1771
135	Starzer, J.	Les cinque soltanes	1771
136	Grétry, A.E.M.	Zémire et Azor	1771
137	Mysliveček, J.	Il granTamerlano	1771
138	Vogler, G. J.	Der Kaufmann von Smyrna	1771
139	Trancard, A.	Turkischen Kaisers	1772
140	Holly, F. A.	Die Jagd	1772
141	Mozart, W. A.	Le gelosie del serraglio	1772
142	Anfossi, P.	Alessandro nelle Indie	1772
143	Naumann, J. G.	Solimano	1773
144	Sacchini, A. M.G.	Tamerlano	1773
145	Holly, F.A.	Der Kaufmann von Smyrna	1773
146	Stegmann, C. D.	Der Kaufmann von Smyrna	1773
147	Rossi, V.	Le Due Sultane Rivali	1773
148	Starzer, J.	Il Cid	1774
149	Holly, F. A.	Der Bassa[Pascha, Baron] von Tunis	1774
150	Dibdin, C.	The Captive	1775
151	Haydn, J.	L'incontro improvviso	1775
152	Dibdin, C.	The Sultan, or A Peep into the Seraglio	1775
153	Mozart, W. A.	Thamos, König in Ägypten	1776–79?
154	Amendola, G.	II Begliar–Bei di Caramania	1776
155	Linley, T.	Selima and Azor	1776
156	Neefe, C.	Zemire und Azor	1776
157	Haindl, F. S.	Der Kaufmann von Smyrna	before1776
158	Dibdin, C.	The Seraglio	1776
159	Gardel, M.	Fatmé ou le Langage des Fleurs	1777
160	Angiolini, G.	Solimano II	1781
161	Schuster, J.	La schiava liberta	1777
162	Sciroli, G.	Zemira e Azor	1778
163	André, J.	Das tartarische Gesetz	1779
164	Anfossi, P.	Cleopatra	1779
165	Hiller, J.A.	Das Grab des Mufti	1779
166	Mozart, W. A.	Zaïde(Das Serail)	1779–80c
167	Zumsteeg, J. R.	Das tartarische Gesetz	1780
168	Neefe, C. G.	Adelheit von Veltheim	1780
169	André, J.	Belmont und Konstanze, oder Die Entführung aus dem Serail	1781
170	Grétry, A. E.. M.	La Fête de Mirza	1781
171	Mozart, W. A.	Die Entführung aus dem Serail	1782
172	Mozart, W. A.	Piano Sonate K.331 (inc. Rondo alla turca)	1781–3c
173	Canavasso, V.	II Beraim, o sia Carnavale Turco	1782
174	Salieri, A.	Semiramide	1782
175	Curcio, G. M.	Solimano	1782
176	Dieter, C. L.	Belmont und Constanze, oder Die Entführung aus dem Serail	1784
177	Giordani, G.	Osmane	1784
178	Grétry, A. E.. M.	Le caravane du Caire	1783
179	Gazzaniga, G.	II Serraglio di Osmano	1784
180	Dalayrac, N. M.	Le corsaire	1785
181	Arnold, S.	Turk and No Turk	1785
182	Horzizky, F.	Soliman	1785

183	Giardano, G.	Osmano	1785
184	Rigel, H. J.	Aline et Zamorin, ou L'amour turc	1786
185	Rossi, D.	Tamerlano contro Bajazetta	1786
186	Capuzzi, G. A.	Solimano II all'Assedio di Belgrad	
187	Rasetti, A.	Nouveau concert arabe	1800
188	Reichardt, J. F.	Tamerlan	1786
189	Schulz, J. A.	Aline, reine de Golconde	1787
190	Chinassi, S.	Il Seraglio d'Osmanno	1787
191	Sendelmann, F.	Il Turco in Italia	1788
192	Trento, V.	Il Seraglio	1788
193	Kraus, J. M.	Soliman den andra, eller De tre sultaninnorna	1789
194	Süssmayr, F. X.	Die Liebe im Serail	1789
195	Anfossi, P.	Zenobia di Palmira	1789
196	Paisiello, G.	Zenobia in Parmira	1790
197	Storace, S.	The Siege of Belgrade	1791
198	Frestadler	Die Erstürmung von Belgrad	1791
199	Stegmann, C. D.	Sultan Wampum oder Die Wunsche	1791
200	Giordani, T.	The Siege of Belgrade, or The Turkish Overthrow	1791
201	Mazzinghi, J.	A Day in Turkey	1791
202	Mazzinghi, J.	La Foire de Smyrne	1792
203	Langlé, H. F. M.	Soliman et Eromine(Mahomet II)	1792
204	Trento, V.	Solimano II	1792
205	Ballon, D.	Gli Schiavi Turchi	1792
206	Fevre, D.	Le Sultane	1792
207	Stegmann, C. D.	Achmet und Zenide	1792
208	Reinagle, A.	Slaves in Algiers, or a Struggle for Freedom	1794
209	Süssmayr, F. X.	Moser, oder Der Auszug aus Ägypten	1794
210	Kont de La Cépède	Scanderbeg	
211	Piccinni, N.	Il Finto Turco	
212	Süssmayr, F.	Il turco in Italia(Il musulmano in Napoli)	1794
213	Amati, F.	La Gelosie delle Sultane	1794
214	Schenk, J.	Achmet und Almanzine	1795
215	Boïeldieu, F.	Rosalie et Myrza	1795
216	Paer, F.	L'intrigo amoroso	1795
217	Paer, F.	Saed, ossia Gl'intrighi del serraglio	1795
218	Salieri, A.	Palmira, regina di Persia	1795
219	Salieri, A.	Il Moro	1796
220	Isouard, N.	Il barbiere di Siviglia	1796
221	Elsner, J.	Der Verkleidete Sultan	1796
222	Mazzinghi, J.	Les trois sultanes	1796
223	Paer, F.	Bajazette(Yildirim)	1796
224	Bianciardi, C.	Solimano Secondo(Kaanûnî)	1796
225	Storace, S.	Mahmoud	1797
226	Winter, P.	Babylons Pyramiden	1797
227	Dalayrac, N. M.	Gulnare, ou L'esclave persanne	1797
228	Bossi,	Le Marchand de Smyrne	1798
229	Rampini, D.	L'Impresario di Smirne	1798
230	Boïeldieu, F.	Zoraïme et Zulnare	1798
231	Reinagle, A.	The Arabs of the Desert, or Harlequin's Flight from Egypt	1799
232	Marinelli, G.	Bajazette	1799
233	Süssmayr, F.	Soliman der Zweite, oder Die drei Sultaninnen(Die Liebe im Serail)	1799
234	Beethoven, L. van	Piano Variation WoO76 (from ″Tändeln und Scherzen″ in ″Soliman der Zweite″ by Süssmayr)	1799
235	Riegel, H.	Les Deux Meuniers	1799
236	Süssmayr, F.	Gülnare, oder Die persische Sklavin	1800
237	Schuster, J.	Osmano dey d'Algeri	1800
238	Elsner, J.	Sultan Wampum czyli Nieroztropne życzenie	1800
239	Boïeldieu, F.	Le Calife de Bagdad	1800
240	Mount E.	Zenobia	1800
241	Méhul, E.	La dansomanie	1800
242	Hydon, J.	The Battle of the Nile	1800
243	Dupin, L.	Il Sultano Generoso	1801
244	Alessandro, R.	Il Turco Generosa	1802
245	Winter, P.	Tamerlan	1802

246	Winter, P.	Tamerlan	1802
247	Berton, H.	Aline Reine de Golconde	1803
248	Fadin, L..	Mahomet II	1803
249	Isouard, N.	Le médecin Turc	1803
250	Teyber, F.	Scheredin und Almanzor oder Die Unsterblichkeit auf der Probe	1804
251	Boïeldieu, F.	Aline, reine de Golconde	1804
252	Boïeldieu, F.	Abderkan	1805
253	Dalayrac, N. M.	Gulistan, ou Le hulla de Samarcande	1805
254	Blasius, F.	Ferbabdm ou Les Moures	1805
255	Radicati, F.	Il sultano generoso	c1805
256	Corri, D.	The Travellers	1806
257	Bishop, H.	Tamerlane et Bajazet	1806
258	Rossi, G.	Le Sérail	1807
259	Lefevre, D.	Il Turco Deluso	1808
260	Steibelt, D.	Rondo Turc	
261	Steibelt, D.	La princesse de Babylone	1812
262	Hiller, F.	Die drei Sultane(Sultaninen)	1809
263	Isouard, N.	Zélomir, ou L'intrigue au sérail	1809
264	Bishop, H.	The Circassian Bride	1809
265	Meyerbeer, G.	Abu Hasan	1810
266	Pucitta, V.	Il trionfo di Rosselane, ossia Le tre sultane	1811
267	Weber, C. M. von	Abu Hassan	1811
268	Cavos, C.	Kazak stikhotvorets	1812
269	Vigano, S.	Il Seraglio	1812
270	Beethoven, L. van	Die Ruinen von Athen	1812
271	Rossini, G.	Circo in Babilonia, ossia La caduta di Baldassare	1812
272	Rossini, G.	La pietra del paragone	1812
273	Cavos, C.	Soliman vtoroy, ili Tri sultanshï	1813
274	Cherubini, L.	Les abencérages, ou L'etendard de Grenade	1813
275	García, M.	Il califfo di Bagdad	1813
276	Rossini, G.	L'Italiana in Algeri	1813
277	Rossini, G.	Il Turco in Italia	1814
278	Fänzl, F.	Hadrian Barbarossa	1815
279	Antonolini	Crispin au Sérail	1815
280	Schubert, F.	Klage um Ali Bey	1815
281	Schubert, F.	Gruppe aus dem Tartaurus	1816
282	Gioia, G.	Tamerlano	1816
283	Noale	The Seraglio	1816
284	Ramanini, F.	Maometto II(Fatih)	1817
285	Winter, P.	MaomettoII[Mahomed]	1817
286	Rossini, G.	Armida	1817
287	Schubert, F.	Mahomets Gesang I	1817
288	Perry, G.	The Persian Hunters	1817
289	Tadolini, G.	Tamerlano	1818
290	Rossini, Gioacchino	Mosè in Egitto	1818
291	Mercadante, S.	Il califfo generoso	1818
292	Hullin	Le Sultan Généreux	1819
293	Fesca, F.	Cantemire	1820
294	Rossini, Gioacchino	Maometto II	1820
295	Carlini, L.	Solimano secondo ovvero Le tre sultane	1820
296	Spontini, G.	Lalla Rûkh	1821
297	Spontini, G.	Nurmahal, oder Das Rosenfest von Kaschmir	1822
298	Francois D.	La Foire de Symirne	1821
299	Burghersh	Bajazette	1821
300	Schubert, F.	Sleika	1821
301	Schubert, F.	Mahomets Gesang II	1821
302	Lortzing, G.	Overtura alla turca	1821
303	Benincori, A.	Aladin, ou La Lampe merveilleuse	1822
304	Bramailla, P.	Le Siège de Corinthe et Maometto	1822
305	Rossi, D.	La Sshiava Sultana	1823
306	Meyerbeer, G.	L'Almanzore	c1821c
307	Rossini, G.	Semiramide	1823
308	Fesca, F.	Omar and Leila	1823
309	Marschner, H.	Ali Baba, oder Die vierzig Räuber	1823

310	Marx, A.	Nahid und Omar	1844
311	Beethoven, L. van	Symphony No.9 (Op.125)(Alla marcia含む)	1824
312	Sapienza, A.	Bajazette	1824
313	Rossini, G.	Dall'Oriente, l'astro del giorno	1824
314	Bishop, H.	The Fall of Algiers	1825
315	de Blasis, F.A.	Soliman II(kaanuni)	1825
316	Riotte, P.	Nureddin, Prinz von Persien	1825
317	Weber, C. M. von	Oberon	1826
318	Weber, C. M. von	Magrib or Turkish Dance(in Oberon)	1826
319	Weber, C. M. von	Song of Nurmahal	1826
320	Mazas, J.	Mustapha	1826
321	Rossini, G.	Le Siège de Corinthe	1826
322	Rossini, G.	Moïse et Pharaon, ou Le Passage de la Mer Rouge	1827
323	Tadolini, G.	Almanzor	1827
324	Bellini, V.	Il pirata	1827
325	García, M.	Le Tre Sultane(Kaanuni)	1827
326	Lortzing, G.	Ali Pacha von Janina	1828
327	Curschmann, K.	Abdul und Erinnieh	1828
328	Magagnizi, G.	Osmana Bascia d'Egitto	1828
329	Herold, F.	Le dernier jour de Missolonghi	1828
330	Bellini, V.	Zaïra	1829
331	Panizza	Bajazzet	1829
332	Gomis, J.	Aben Humeya	1830
333	Burghersh	L'assedio di Belgrad	1830
334	Cramer, J.	The Serraglie	
335	Dorn, H.	Abu Kara	1831
336	Cari B.	Der Türkische Arzt	1832
337	Mercadante, S.	Ismailia	1832
338	Mercadante, S.	Il Lamento dell Arabo	
339	Berlioz, L. H.	La captive, orientale	1832(pub)
340	Gomis, J.	La révolte du sérail	1833
341	Cherubini, L.	Ali-Baba ou Les quarante voleurs	1833
342	Loder, E.	Nourjahad	1834
343	David, F.	Le Désert	1835
344	Gallenberg, W.	Le Tre Sultana	1836
345	Lortzing, G.	Zar und Zimmermann	1837
346	Costa, M.	Malek Adel	1837
347	Diamanti, P.	La Turca Fedele	1838
348	Krenzbach, E.	Eine Nacht in Symrna	1839
349	Mendelssohn F.	Türkisches Shenkenlied	1839-40
350	Strauss, J. (I)	Palm-Zweige	1840
351	Mussi	Ali Pascia di Giannina	1840
352	Nini, A.	Odalisa	1842
353	Glinka, M.	Ruslan i Lyudmila	1837-1842
354	Soriano F.	Jeroma la castanera	1842
355	Liszt, F.	Gottes ist der Orient	1842
356	Liszt, F.	Tscherkessenmarsch[Glinka]	1843
357	Mabellini, T.	I Veneziani a Constantinopoli	1844
358	Schumann, R.	Das Paradies und die Peri	1845
359	Verdi, G.	Alzira	1845
360	Jouret, T.	Le Médecin Turc	1845
361	Strauss, J.(II)	Serailtänze	1845
362	Berlioz, L. H.	Zaïde, boléro	1845(pub)
363	Massé, V.	Le rénégat de Tanger	1845
364	Vieuxtemps, H.	Variations, on a theme from Bellini's Il pirata	1845
365	Poniatowski, J.	Malek Adel	1846
366	Berlioz, L. H.	Marche marocaine	1846(pub)
367	Liszt, F.	Capriccio alla Turca sur des motifs de Beethoven	1846
368	Gährich, W.	Der Türkische Artz	1846
369	David, F.	Danse des Almées	1846
370	Bourges, J.	Sultana	1846
371	Verdi, G.	Attila	1846
372	Ernst II	Zaire	1846

373	Liszt, F.	Grande paraphrase de la marche de Donizetti composée pour sa Majesté le Sultan Abdul Mediid-Khan	1847
374	Reyer, L.	Messe pour l'arrivée du Duc d'Aumale à Alger	1847
375	Schumann, R.	Bilder aus Osten(Makamen des Hariri)	1848
376	Thomas, A.	Le Caïd	1849
377	Soriano F.	La fabrica de tabacos de Sevilla	1850
378	Arrieta, P.	La Conquista di Granata	1850
379	Pugni, C.	Les Délices du Sérail	1850
380	Auber, D.	L'Enfant Prodigue	1850
381	Reyer, L.	Le sélam, symphonic orientale	1850
382	Bordese, L.	Fort comme le Turc	1850頃
383	Berlioz, L. H.	La fuite en Egypte	1850
384	Mariani, A.	Inno nazionale turco	1850
385	Mariani, A.	Una notte sul Bosforo	1850?
386	Mariani, A.	Rimembranze del Bosforo	1851-2?
387	Cresta, J.F.B.	Les trois sultanes	1853
388	Gährich, W.	Aladdin	1854
389	Gandolfi, R.	Il Sultano	1854
390	Musard, P.	Les cosaques, quadrille russe sur des motifs originaux russes	1854
391	Gährich, W.	Aladdin	1854
392	Adam, A.	Le corsaire	1856
393	Arrieta, P.	La zarzuela	1856
394	Curmi	The Odalisque	1857
395	Cornelius, P.	Der Barbier von Bagdad	1858
396	Cui, C.	Kavkazskiy plennik	1857-82
397	Herz, H.	Mecidiye Marşı	1858
398	Barbier, F.	Le Pacha	1858
399	Balakirev, M.	Pesnya Selima	1858
400	Vilbac, R.	Don Almanzor	1858
401	Guiraud, E.	Bajazete et le joueur de flûte	1859
402	Balakirev, M.	Evreyskaya Melodiya	1859
403	Balakirev, M.	Pesnya Zolotoy rïbki	1860
404	Arrieta, P.	Los Circasianos [E] caudillo de Baza	1860
405	Auber, D.	La circassienne	1861
406	David, F.	Lalla Roukh	1862
407	Eichberg, J.	The Doctor of Alcantara	1862
408	Michaelis, F.	Patrouille Turque	
409	Clay, F.	Lalla Rookh	
410	Berlioz, L. H.	Les Troyens	1863
411	Rubinstein, A.	Feramors	1863
412	Balakirev, M.	Gruzinskaya pesnya	1863
413	Brüll, I.	Die Bettler von Samarkand	1864
414	Reinecke, C.	Alladin	c1865
415	David, F.	La Saphir	1865
416	Berlioz, L. H.	Marche troyenne	1865
417	Bazin, F.	Le voyage en Chine	1865
418	Strauss, J.(II)	Persicher Marsch	1865
419	Strauss, J.(II)	Eyptischer Marsch	1865
420	Diani	Le Harem	1865
421	Rimsky-Korsakov	Na kholmakh Gruzii	1866
422	Rimsky-Korsakov	Evreyskaya Pesnya	1867
423	Balakirev, M.	Tamara	1867-82
424	Moniuszko, S.	Sonety krymskie(Crimean Sonnets)	1867
425	Eichberg, J.	The Two Cadis	1868
426	Rimsky-Korsakov	Antar	1868(1875-2, 1897-3)
427	Bendl, K.	Lejla	1868
428	David, F.	La Captive	c1860-4
429	Saint-Saëns	Orient et Occident	1869
430	Saint-Saëns	Sur les bords du Nil	1908
431	Heise, P.	Paschaens Datter	1869
432	Balakirev, M.	Islamey	1869
433	Lecocq, A.	Le Rajah de Mysore	1869
434	Afanas'ev, N.	Ammalet-bek	1870

435	Dargomizhsky, A.	Baba-Jaga	1870
436	Bazin, F.	L'ours et le Pacha	1870
437	Debillemont, J.	Soliman II	1870
438	Saint-Saëns	Mélodiés persanes	1870
439	Saint-Saëns	Désir de l'orient	1871
440	Bottesini, G.	Ali Baba	1871
441	Verdi, G.	Aïda	1871
442	Strauss, J.(II)	Tausend und eine Nahct	1871
443	Strauss, J.(II)	Die Bajadere	1871
444	Strauss, J.(II)	Märchen aus dem Orient	1892
445	Rey, J.	Le Talisman des Sultanes	
446	Bizet, G.	La guzla de l'émir	1862c
447	Bizet, G.	Djamileh	1872
448	Saint-Saëns	La Princesse Jaune	1872
449	Dubois, F.	La Guzla del'émir	1873
450	Rimsky-Korsakov	40 narodnïkh pesen	1875-82
451	Indy, V.	Mahomet	1874
452	Brüll, I.	Die Bettler von Samarkand	1874
453	Reinecke, C.	Almansor	1874
454	Pedrell, F.	L'ultimo Abenzeraggio	1874
455	Cellier, A.	The Sultan of Mocha	1874
456	Mangold, K.	Die Weisheit des Mirza Schaffy	1875
457	Goldmark, K.	Die Königin von Saba	1875
458	Lavri, J.	Turkish Divertissement	1875
459	Bizet, G.	Carmen	1875
460	Fauré, G.	Les Djinns	1875
461	Indy, V.	Jean Hundaye	1874-75
462	Luigini, A.	Ballet égyptien	1875
463	Rossi, L.	Cleopatra	1876
464	Indy, V.	La chevauchée du Cid	1876-9
465	Saint-Saëns	Samson et Dalila	1877
466	Minkus, L.	La bayadère	1877
467	Minkus, L.	Roxana	1877
468	Mandanici	Barbarossa a Fondi	1877
469	Massenet, J.	Le roi de Lahore	1877
470	Audran, E.	Le grand mogol	1877
471	Audran, E.	Ours et le Pacha	
472	Selmer, J.	Zug der Türken gegen Athen	
473	Sarasate, P.	Spanische Tänze	1878
474	Lecocq, A.	Le petit turc	1878
475	Lecocq, A.	La jolie Persane	1879
476	Solié, C.	L'Intrigue au Harem	1879
477	Musorgskii, M.	Vzyatie Karsa	1880
478	Musorgskii, M.	Na yuzhnom beregu Krïma	1879
479	Musorgskii, M.	Bliz yuzhnom berega Krïma	1880
480	Musorgskii, M.	Marsh Shamilya	1880
481	Borodin, A.	V serdney Azii	1880
482	Saint-Saëns	Suite algérienne	1880
483	Lecocq, A.	La Jolie Persane	1880
484	Borodin, A.	V srednei Azii	1880
485	Guiraud, E.	Danse persane	1880
486	Wieniawski, H.	Fantasie orientale	
487	Stanford, C.	The Veiled Prophet of Khorassan	1881
488	Bruneau, A.	L'arabe	1881
489	Borodin, A.	Arabskaya melodiya	1881
490	Ganne, L.	Les sources du Nil	1882
491	Pratt, S.	Zenobia, Queen of Palmyra	1882
492	Nieto, M.	El Gran Turco	1883
493	Franck, C.	Les Djinns	1884
494	Dubois, F.	Aben-Hamet	1884
495	Godard, B.	Symphonie Orientale	1884
496	Klenovsky, N.	Prelesti gashisha	1885
497	MacDowell, E.	Die Sarazenen, Die shöne Aldâ	1886-90
498	Albéniz, İ.	Suite española	1886

499	Albéniz, İ.	Serenata árabe	1886
500	Katski, A.	Le Sultan de Zanzibar	1886
501	Mackenzie, A.	The Story of Sayid	1886
502	Buck, D.	The Light of Asia	1886
503	Brancaleone, A.	Il Sultano	1886
504	Glazunov, A.	Rêverie Orientale	1886–7
505	Lecocq, A.	Ali-Baba	1887
506	MacDowell, E.	Les orientales	1887–88
507	Reinecke, C.	Zenobia	1887
508	Bruneau, A.	Kérim	1887
509	Lefebvre, C.	Zaïre	1887
510	Ippolitov-Ivanov	Ruf'	1887
511	Kelley, E.	Aladdin: a Chinese Suite	1887–1893
512	Horneman, C.	Aladdin	1888
513	Rimsky-Korsakov	Sheherazade	1888
514	Albéniz, İ.	Suite española no.2	1889
515	Luigini, A.	Fete arabe	
516	Luigini, A.	Carnaval turc and Marche de l'aemir	
517	Mitjana y Gordon, R.	La buena guarda	
518	Glazunov, A.	Rhapsodie Orientale	1889
519	Cui, C.	Saratsin	1899
520	Lange-Müller, P.	Alhambra	1875
521	Lecocq, A.	L'égyptienne	1890
522	Borodin, A.	Knyaz' Igor'	1890
523	Saint-Saëns	Nuit Persane	1891
524	Bantock, G.	Ramses II	1891
525	Bantock, G.	Aegypt	1892
526	Bantock, G.	The Fire Worshippers	1892
527	Moszkowski, M.	Boadbil, der letzte Maurenkönig	1892
528	Albéniz, İ.	Orientale	1892
529	Fabris, A.	Maometto II	1892
530	Strauss, J.(II)	Märchen aus dem Orient	1892
531	Bantock, G.	The Pearl of Iran	1893
532	Olsen, O.	Lajla	1893
533	Selmer, J.	Seraillets have[The Garden of the Seraglio]	c1893
534	Saint-Saëns	Antigone	1894
535	Saint-Saëns	Caprice arabe	1894
536	Bantock, G.	The Curse of Kehama, La Perle de l'Iran	1894
537	Ippolitov-Ivanov	Kavkazskiye èskizï	1894
538	Draeseke, F.	Fischer und Kalif	1894–95
539	Ippolitov-Ivanov	Iveriya	1894?–6
540	Ippolitov-Ivanov	Armyanskaya rapsodiya	1895
541	Saint-Saëns	Souvenir d'Ismaïlia	1895
542	Luigini, A.	Aida	1895
543	Ippolitov-Ivanov	Armyanskaya rapsodiya	1895
544	Rimsky-Korsakov	Bagdadskiy borodobrey	1895
545	Bréville, P.	Stamboul, rythmes et chansons d'Orient	1895
546	Glazunov, A.	Oriental Suite	1895
547	Glazunov, A.	Raymonda	1896–7
548	Kahn, R.	Mahometsgesang	1896
549	Lehmann, L.	In a Persian Garden	1896
550	Tárrega, F.	Recuerdos de la Alhambra	1896
551	Tárrega, F.	Capricho árabe	
552	Saint-Saëns	Lever de soleil sur le Nil	1898
553	Hausegger, S.	Zinnober	1898
554	Arensky, A.	Bakhchisarayskiy fontan	1899
555	Arensky, A.	Egipetskiye nochi	1900
556	Ippolitov-Ivanov	Asya	1900
557	Rimsky-Korsakov	Skazka o Tsare Saltane, o sïne evo slavnom I moguchm bogatïre knyaze Gvidone Saltanoviche I o prekrasnoy tsarevne lebedi	1900
558	Foote, A.	Four Character Pieces after the Rubáiyát of Omar Khayyam	1900
559	Moszkowski, M.	Neue Spanische Tänze	1900
560	Schmitt, F.	Danses des Devadasis	1900–1908
561	Bantock, G.	Lalla Rookh	1902

562	Debussy, C.	Estampes	1903
563	Goldmark, K.	Zrínyi	1903
564	Rimsky-Korsakov	Skazka o Tsare Saltane	1903
565	Jongen, J.	Lalla Roukh	1904
566	Schmitt, F.	Sélamlik	1904-1906
567	Bantock, G.	Feristha's Fancies	1905
568	Salbayre, G.	L'Odalisque	1905
569	Zichy, C.	Rákóczi	1905-1912
570	Coerne, L.	Zenobia	1905
571	Planquette, R.	Le Paradis de Mahomet	1906
572	Ferrari, G.	Le Tartare	1906
573	Coleridge-Taylor, S.	Kubla-Khan	1906
574	Komitas V.	Hay k'nar	1907
575	Bantock, G.	Omar Khayyám	1906-1909
576	Stanford, C.	Attila the Hun	1907
577	Ravel, M.	Rapsodie espagnole	1907-1908
578	Jaques-Dalcroze, E.	Les jumeaux de Bergame	1908
579	Jones, S.	A Persian Princess	1909
580	Falla, M.	Noches en los jardines de España	1909-15
581	Stravinsky, I.	Pétrouchka	1910
582	Ippolitov-Ivanov	Izmena	1910
583	Il'insky, A.	Bahchesarayskiy fontan	1911
584	Saint-Saëns	Déjanire	1911
585	Szymanowsky, K.	Pieśni milosne Hafiza, Op.24	1911
586	Converse, F.	Olmazd	1911
587	Szymanowsky, K.	Pieśni milosne Hafiza, Op.26	1912
588	Debussy, C.	Ballet Persan	1912
589	Becker, J.	A Tartar Song	c1912
590	Becker, J.	2 Orch Sketches(Cossack Sketches)	1912
591	Santoliquido, F.	La notte sahariana, La danzatrice araba	1912
592	Mraczek, J.	Kismet	1912
593	Lyadov, A.	Leyla I Adelay	1912-13
594	Lyapunov, S.	Hashishi	1913
595	Monleone, D.	Arabesca	1913
596	Rabaud, H.	Mârouf, savetier du Caire	1914
597	Ravel, M.	Kaddish	1914
598	Ravel, M.	L'énigme éternelle	1914
599	Szymanowsky, K.	Symphony No.3 "Pieśń o nocy" , Op.27	1914-1916
600	Santoliquido, F.	Il profumo delle oasi sahariane	1915
601	Fairchild, B.	Shah Feridoun	1915
602	Vasilenko, S.	Ekzoticheskaya syuita	1916
603	Fall, L.	Die Rose von Stambul	1916
604	Sekles, B.	Schahrazade	1917
605	Santoliquido, F.	La bajadera dalla maschera gialla	1917
606	Mraczek, J.	Orientalische Skizzen	1918
607	Szymanowsky, K.	Pieśni muezina szalonego, Op.42	1919
608	Santoliquido, F.	Ferhuda	1919
609	Ravel, M.	Deux mélodies hébraïques	1919
610	Schmitt, F.	Kerob-shal	1919-24
611	Griffes, C.	The Pleasure-dome of Kubla Khan	1920
612	Campo y Zabaleta, C.	Kasida	1920
613	Saint-Saëns.	Marche dédiée aux étdiants d'Alger	1921
614	Dupont, G.	Antar	
615	Koechlin, C.	Les heures persanes	1921
616	Ravel, M.	Chanson hébraïque	1923-24
617	Dupin, P.	Les Frises du Nil	1923
618	Wellesz, E.	Persisches Ballett	1924
619	Glière, R.	Kleopatra	1925
620	Tansman, A.	La nuit kurde	1927
621	Strauss, R.	Die ägyptische Helena	1928
622	Strauss, R.	Gesänge des Orients	1928
623	Ippolitov-Ivanov	Tyurkskiye fragmentï	1928?
624	Goosens, E.	East of Suez	1922
625	Vasilenko, S.	Turkmenskiye kartini	1931

626	Ippolitov-Ivanov	V stepyakh Turkmenistana	1932?-5
627	Ippolitov-Ivanov	Muzïkal'nïye kartinki Uzbekistana	1936?
628	Khachaturian, A.	Schast'ye	1938
629	Vasilenko, S.	Buran	1939
630	Glière, R.	Leyli I Mejnun	1940
631	Khachaturian, A.	Gayane	1942
632	Vasilenko, S.	Uzbekskaya syuita	1943

トルコをモチーフとした作品は次章で触れるので，ここではトルコ以外の頻出モチーフを見てみると，「インドの王」，「ゼノビア」，「ズライカ」などが多い。また，19世紀よりグリンカを筆頭にバラキレフやムソルグスキー，ボロディン，リムスキー＝コルサコフなどロシアの作曲家作品が多くなりはじめてくることがわかる。これは19世紀コーカサス併合によるロシアの南下により，同地の情報が多くもたらされ，作曲家自身も当該地に赴いて作曲を行うことが多くなったことも大きな要因のひとつであろう。

Ⅲ．トルコをモチーフとした作品

表Ⅱ－1に挙げたもののうち，トルコのモチーフが使用されている作品例を時代ごとに区分したものが表Ⅲ－1である。

ここからは，17世紀よりトルコをモチーフとした作品数が徐々に多くなり，18世紀後半に最盛期を迎えているのがわかる。その流れは19世紀前半まで続くが，19世紀後半には減少している。これは，19世紀にコーカサスがロシアに併合され，ロシア側からのオリエント表象が多くなっていくこととも関係していると考えられよう。

用いられるトルコのモチーフは初めは「トルコ人」など漠然としたものであったが，徐々に「スレイマン1世」，「ロードス島」，「スレイマン2世」，「バヤズィト1世」，「メフメト2世」，「後宮」，「スカンデルベグ」，「スミルナ（イズミル）」など歴代の著名スルタンや王族，家臣などの具体名，後宮，縁のある地名などイスラームの表象になりやすいイメージが繰り返し現れるようになる。これらはバレエやオペラの題材として使用されることが多い。

表Ⅱ－1中ではトルコという言葉以外の具体的な名称でトルコを表象する最初の作品はルイージ・ロッシ Luigi Rossi（1597?-1653）作曲の『ムスタファとバヤズィトの哀歌 Lamento di Mustafa e Bajazet』である。バヤズィトはムラト Murat 4 世（1612-1640，在位1623-1640）の弟で，兄に殺害される。

1656-1657年初演の『ロードス島の包囲』[2] は英国最初のオペラとされる。タイトルは1522年に行われたスレイマン1世の重要な戦の一つを示す。この戦で彼はロードス島から聖ヨハネ騎士団を放逐し，東地中海における覇権を握る。さらに1538年にはプレヴェザの戦にてキリスト教徒側の連合艦隊を破り，地中海の制海権を掌握することになる。なお，同作品の作家として名を挙げたダヴェナント Davenant は英国の劇作家であり，作曲は Henry Lawes（1596-1662），Matthew Locke（c. 1621-1677），Captain Henry Cooke（c. 1616-1672），Charles Coleman，George Hudson 等複数の人物が手がけている。

表Ⅲ－1　トルコをモチーフとした作品例の時代区分と用いられ易いキーワード

年代	数	モチーフ
16 世紀	1	トルコ
17 世紀前半	5	トルコ、バヤズィト 1 世、スカンデルベグ、ムスタファ、バヤズィト、スルタン
17 世紀後半	10	トルコ、バヤズィト 1 世、スレイマン 1 世、ロードス島、スレイマン 2 世、メフメト 2 世、後宮、スカンデルベグ、イズミル、スルタン
18 世紀前半	21	トルコ、バヤズィト 1 世、スレイマン 1 世、スレイマン 2 世、メフメト 2 世、後宮、スカンデルベグ、イズミル、スルタン
18 世紀後半	97	トルコ、バヤズィト 1 世、スレイマン 1 世、スレイマン 2 世、メフメト 2 世、後宮、スカンデルベグ、イズミル、スルタン
19 世紀前半	59	トルコ、バヤズィト 1 世、スレイマン 1 世、スレイマン 2 世、メフメト 2 世、後宮、スカンデルベグ、イズミル、アブデュルメジット、海賊、チェルケス、スルタン
19 世紀後半	34	後宮、イスタンブル、オダリスク、メフメト 2 世、カルス、トルコ、スルタン、バヤズィト、アブデュルメジット、ボスフォラス
20 世紀	5	後宮、オダリスク、イスタンブル

ヨハン・ヴォルフガング・フランク Johann Wolfgang Franck の 2 部作『幸福な太守カラ・ムスタファ Der glückliche Gross-vizier Cara Mustafa』および『不幸なカラ・ムスタファ Der unglückliche Cara Mustafa』（1686）[3] は，1683年の第二次ウィーン包囲時大宰相であったカラ・ムスタファ・パシャ Kara Mustafa Paşa（1634–1683）をモチーフとする。彼は敗北後ベオグラードで処刑されるが，そのすぐあとの1686年に彼をテーマとしたこのオペラがハンブルクで上演されている。

メフメト 2 世 Mehmet II（1432–1481，在位1444–1446，1451–1481，征服者とも呼ばれる）はコンスタンティノープルを陥落させ，オスマン帝国の首都としたスルタンである。彼をテーマとする表中最初のオペラは1696年 2 月29日ハンブルク初演のラインハルト・カイザー Reinhard Keiser（1674–1739）作曲，ヒンシュ Hinsch 台本による『メフメット 2 世』である。

スレイマン 1 世 Suleyman I（1494–1566，在位1520–1566，壮麗者とも呼ばれる）はオスマン帝国に最盛期をもたらし，アジア，アフリカ，ヨーロッパ 3 大陸にまたがる大帝国を築いたスルタンである。

18代スルタンであるイブラヒム（在位1640–1648）を主題としたダニエル・パーセル Daniel Purcell（c. 1664–1717）による『13代スルタン，イブラヒム』も上演されている。

『3人のスルタン』の題名でやはり繰り返し作曲されている作品やスレイマン1世の寵姫ヒュッレムをモチーフとした『ロクセラーナ』なども，スレイマン1世と関連する作品である。このように強いオスマン帝国を象徴するモチーフがある一方で，負の要素も強く描かれる。バヤズィト1世（在位1389-1402）をテーマとした作品は『タメルラーノ』という作品名で知られることが多く，1402年のアンカラの戦いでティムール Timur（1336-1405）に破れた史実が基になっている。表中では，このテーマを扱った最初期の作品は1689年初演のマルカントニオ・ツィアーニ Marc'Antonio Ziani（c. 1653-1715）作『偉大なタメルラン』，次いで翌年1690年ハンブルグ初演のヨハン・フィリップ・フェルチュ Johann Philipp Förtsch 作曲『バヤゼットとタメルラン Bajazeth und Tamerlan』である。ヘンデル作曲の『タメルラーノ』はニコラ・プラドンの原作をもとにアゴスティーノ・ピオヴェーネが書いた台本をニコラ・フランチェスカ・ハイムが改作したものとされている。ピオヴェーネの台本は1711年にフランチェスコ・ガスパリーニのオペラがヴェネツィアで上演されている他，アントニオ・ヴィヴァルディ Antonio Vivaldi の『バヤゼット』やヨゼフ・ミスリヴェチェクの『タメルラーノ』など様々な作品の元になっている。家臣の一人であり，後に寝返ってアルバニアの英雄となるスカンデルベグ Gjergi Kastoriot Skënderbeg（c. 1404-1468）も，オスマン帝国に立ち向かう勇者として描かれる。リュリの町人貴族に到っては，フランスとオスマン帝国との関係性が異なることもありトルコ人を揶揄の対象としているなど，モチーフとなっている「トルコ」が表す内容は，様々なものとなっている。

モーツァルトのレクイエム K626を完成させたことで知られるジュスマイヤー Süssmayr（1766-1803）作曲の『スレイマン2世 Soliman der Zweite』は，ウィーンで人気を博したオペラの1つである。作品中の三重唱「戯れ，ふざけて Tändeln und scherzen」は初演1799の同年にベートーヴェンが応用して6つのピアノ変奏曲（WoO76）を作曲している。

ギリシャ神話や古代のローマ皇帝をモティーフにした作品だが，オーストリア・トルコ戦争の戦勝記念に初演された1716，1717年のカイザーの2作品も表中に入っている。

また，当該表には今回反映しきれなかったトルコ関連モチーフの1つに「トルコ風 alla turca」がある。作品中に指示されることが多く，その代表曲が冒頭で挙げたモーツァルトやベートーヴェンの「トルコ行進曲」や，第九交響曲である。この「トルコ風」に関しては，長年議論の的となっている。伴奏リズムがオスマン帝国の軍楽隊メフテルの行進リズムを想起させる，シンバルやティンパニ，トライアングルなどトルコ伝来の様々な打楽器を鳴らすことが当時トルコ風と称されていた，など様々な言説がある。モーツァルトのトルコ行進曲をこの例として出すときには，当時のピアノの一部に仕込まれていた打楽器音を出す仕組みが用いられることも多いのだが，モーツァルトはこの装置を用いた作曲を，当該曲で行ってはいない。

この表記が流行する前にトルコをモチーフとした行進曲も作られている。ジャン・バティスト・リュリの『町人貴族』中の「トルコ人の行進」はその一例であるが，ここにもトルコの音楽の片鱗を想起させるような要素が用いられているかというと，難しい。

これらはオスマン帝国による2回にわたるウィーン包囲の脅威も過去のものとなり，当時流行したトルコ趣味と連動した中で作られた作品群と考えられているが，そこにトルコの音楽的

要素がどのように反映されているかは，さらに検証が必要であろう。

Ⅳ．終わりに

オリエントをモチーフとした作品は「インドの王」などのように繰り返し多くの作曲家に手がけられた作品も多く，これはモーツァルトが大きな改変を加えてその最終版を世に出した「皇帝ティートの慈悲」と同様に，当時の定番作品の中に含まれていたと言えよう。トルコに関する例としてはバヤズィトやスレイマン，後宮や著名な家臣をモチーフとした作品が，単発ではなくやはり繰り返し作成されている。1683年の第二次ウィーン包囲が失敗に終わり，1699年のカルロヴィッツ条約で，それまで版図を広げ続けてきたオスマン帝国が初めてヨーロッパに領土を割譲することになった歴史の転換点が持つ意味は非常に大きい。ロードス島この第二次ウィーン包囲時大宰相であったカラ・ムスタファ・パシャは処刑されるが，そのすぐあとの1686年には彼をテーマとしたオペラがフランクによって製作され，その後それまで「トルコ人」などの漠然としたイメージであったトルコ関連のモチーフが，著名スルタンや名将の具体名など，具体性をおびてくる。すなわち，トルコ関連モチーフが明確になってくるのは，オスマン帝国の脅威に翳りが見え始めてからと考えられる。18世紀後半から19世紀前半にかけて何度も用いられたトルコのモチーフは，オスマン帝国の脅威からの解放，オスマン軍の来襲でもたらされた様々な異国の文物への憧憬の念などとも決して無関係ではなかったのであろう。ただし，オスマン帝国で鳴り響いていた音響そのものを，作曲家たちがどう用いたかについては，今回検討対象としなかった alla turca の作品群も含め，より詳細な検討が必要であろう。

注

1）トルコをモティーフとした西洋古典音楽の研究には Wolff2016など。

2）本作品は，英国の最初のオペラとされている。

3）台本はハンブルク歌劇場初期の最も重要な詩人ルーカス・フォン・ボステル Lucas von Bostel（1649–1710）による。彼の『カラ・ムスタファ』は同歌劇場初期の画期的作品とされている。なお，この 2 部作はニコラウス・アダム・ストランク Nicolaus Adam Strungk による1678年のルキウス・アエリウス・セイヤヌス Lucius Aelius Seiyanus（BC20–AD31）2 部作（Der glückseelig-steigende Sejanus 及び Der unglückseelig-fallende Sejanus）に倣ったものとされる（Strohm 2006: 278）。

参考文献

ÖZTUNA, Yılmaz. 2006a *Türk Mûsikîsi: Akademik Türk San'at Mûsikîsi'nin Ansiklopedik Sözlüğüğ I*, Ankara: Orient Yayınları.

STROHM, Reinhard 2006 “Dramatic Dualities: Opera Pairs from Minato to Metastasio”, *Italien Opera in Central Europe, Vol.1: Institutions and Ceremonies*, Berliner-Wissenschaft, pp. 275–295.

WOLFF, Larry 2016 *The Singing Turk*, Stanford University Press.

〔研究ノート〕

Daniel William Alexander's Travelogue and Diary in 1931: African Orthodox Church's Mission from South Africa to Uganda

Keiko Araki*

This research note introduces the travelogue of Daniel William Alexander, who travelled from Beaconsfield, South Africa to Kampala, Uganda, as a missionary of the African Orthodox Church (AOC) in 1931.

Alexander was born on December 25th, 1883, in Port Elizabeth of Cape Province. His father was from Martinique, West Indies, and his mother was a colored person with Cuban and Javanese roots[1]. Alexander began his priesthood at the Anglican Church in 1903. He joined the African Church, an independent church, around 1920[2].

The AOC was originally established in New York in 1921 by George Alexander McGuire, one of the central figures of the Marcus Garvey's movement. While the movement sought to build a Pan-African church, McGuire eventually organized the AOC outside the movement. Alexander became acquainted with the church through *Negro World*, the organ of the Garvey movement and established the AOC in Kimberly, South Africa. In 1927, he travelled to the US and was ordained as Primate of the Province of South Africa.

In 1931, Alexander was ordered to assist a Ugandan local priest, Mukasa Sparta, who contacted McGuire for the purpose of founding the AOC in Uganda. McGuire put Alexander in charge of this Pan-African project within the continent.

Alexander wrote the travelogue on his way to Uganda. It was extremely rare for non-White people in South Africa to travel internationally and record travel memoirs in the early 20th century. His travelogue to the US in 1927 was later revised and published in the *Negro Churchman*, the organ of the AOC. However, the travelogue to Central Africa was not published anywhere. In fact, it was not completed, although he maintained a diary in his small address book throughout this 20-day journey[3].

As he confesses in his travelogue, he was uncertain about this travel: "would I be able to cope with the situation that would present itself? And was the information that I had received

受理日2019年11月27日
＊教養学部国際学科准教授

reliable? I admit that although I appeared outwardly calm; inwardly my mind was confused, but I continually put all my doubts and fears, into the hands of Him." With this neutral attitude, he described what he observed without any particular emotion in his diary, including the common practice of racial discrimination in South Africa and activities of different ethnic/national groups[4]. Through his rather simple observation, we can visualize everyday life of ordinary people in various places.

Although there are some unclear descriptions, grammatical errors, and wrong dates, I corrected obvious misspellings and formatting whilst retaining the value of his first-hand accounts. It starts with his unfinished travelogue and continues with his diary, completing his journey to Kampala.

1. South Africa: Beaconsfield to Natal

[Travelogue of an African Missionary to Central Africa]

On Thursday 16th Sept. 1931. At 7 pm, I boarded the Bloemfontein train at Beaconsfield station, on my journey to Durban, there to catch the Llandovery Castle, en route for Mombasa, that night I slept at Mrs. J. B. Twayi's home, and was invited to preach in the African Church.

Bloemfontein is the junction from which one get to any part of Africa by rail, and has been acknowledged to be the centre of the Union of South Africa, and is the seat of the Appelate Court of the Union.

On the morning of the 17th I entrained for Durban, at 8:05 a.m., being seen off by many friends.

Bloemfontein station as is well known by all South African people, is a very busy place, and with the advent of every train, it is crowded, people going to Basutoland, Cape, Natal, and the Transvaal; It is really a lesson in psychology to watch the various tribes, and others, as they hustle and scurry, to get to the various platforms, to get into their trains, one thing is very outstanding the way the African is gently shepherded, on one side, so that he may not come in contact with his white overlord, for fear of contaminating him, until he gets to that part where the third class coaches are situated.

[Diary]

… After a long run we passed Thaba 'Nchu. I have heard so much of this place and was very anxious to see it, but on my viewing it, I was very much disappointed. The old, typical Native Stad. No improvement at all. Then on to Modderpoort, which was not what I expected to see, but after all, it seems to breathe the atmosphere of the monk. And so we continued, until we passed over into Natal. […] we first got Ficksburg, which is a large town, and then Bethlehem, here we

changed engines, then on to Harrismith. Here an incident occured, a Native lad was handed over to the police by the ticket examiner and when they spoke to him, he replied in English, which greatly exasperated them.

18th The train then moved on, and so we crossed over the border of Natal, we passed Ladysmith in the night, and in the early morning got into Pietermaritzburg. What a beautiful City! But Oh! Indians everywhere. After a short stay, we continued on up, amongst the hills to Durban, how wonderful, till we got to Cato Ridge, the highest point, hauled by two engines.

Then down the mountain sloped down, and through enumerable tunnels. At last we came to the famous Marianhill Station, with its beautiful church and buildings, and right up far above the Monastery, how beautiful, see the homes well built and scattered round about. Banana plantations galore, and as we go on we come to South coast junction and off to the station, Phew! How exhilarating and fresh we feel.

Then too we go to Messrs. Thos. Cook's where we feel all is not right. After a long delay we are told that we were taken for a European, and it was impossible for us to be given accommodation. I eventually found out from the manager of Cook's, that it was the U. C. S. Coy. manager, who had so much to say.., but I waited and then said I must go even if I had to sleep on the deck. So eventually I got a deck ticket with food. Yet when I got on board I was given the option of paying an additional £4. 12. 6, and was given a cabin, so that if I did not insist on getting on board I would have had to return home or leave with a more expensive boat. Such is the world! This is one of the lessons I have learned from Booker Washington's books, w[h]ere he writes "one thing I admire in Major Moton, is the way he gets things done[5]. He will go into a place, and on being refused, calmly insist on getting what he wants, and in the end he will get it[6]," and by acting on the same manner, I have overcome many difficulties, but what surprised me most is that when I got on board, I found a coloured woman, with four coloured Children on board. Our table is the same, only we coloureds are separated from the whites.

2. Mozambique: Lourenco Marques to Beira

19th Sept. Friday.

We left Durban at 2:30 p.m., on our way to Lourenco Marques where we arrived the Saturday afternoon, and was brought against the dock by one of the great tugs, but about 3 miles we found a lightship, and took the Pilot aboard, who took charge of the ship, till in the harbour.

20/Sept. 31.

After the Immigration Officers had come aboard and left us, we were allowed to go ashore, the Portuguese are a swarthy Nation, they still bear the trace of Moorish intermarriage,

especially those residents in Madeira, Lourenco Marques. I then went about the town, and eventually to the R. C. Cathedral, which is situated above the town, it is about 60 x 40, 2 main altars, 4 side altars, but so packed is the space that one can imagine the inconvenience it will cause when service is on through lack of space, and so on to the station which is an imposing building. The harbour is beautiful with its fine bay and hills overlooking the same. The town has a full complement of Goanese, and other Indians, one of the features of Portuguese life is that when a boy of some brilliance passes, he enters the university and is clothed with a jacket. Over the sleeves is Cloth in the esembline (semblance?) of wings, a garment that makes the student known to all.

It took all that Saturday afternoon to offload, all night, and Sunday up to within an 1/2 hour of our leaving which was 4 o'clock. At about 11 o'clock, I went and witnessed the mooring of the D. O. A. L. Adolph Woermann[7]. It was inspiring, the Germans always have a good band on all their passenger steamers, and I am told that they are beginning to get a good deal of patronage from the public. We left Sunday afternoon for Beira, all along the coast line which is very prettily wooded, and in some places quite beautiful in its ruggedness, dotted here and there with houses, or farms, and at various points lighthouses has been built by the Portuguese authorities, who are the owners of this portion of Africa, which is called Mozambique.

22, Sept. 31 Monday

The whole day we travelled along the coast, keeping as near as possible to the shore, with the exception of a few places where the land was low, when we kept out to sea, for fear of running into sandbanks, and so on till Tuesday.

23rd Tuesday

We passed the lightship, stopped and took on board the Pilot, and waited till 11:45 for the tide to flow in, since we had to cross the bar to get to the anchorage, which we eventually crossed safely, and so I get my first glimpse of Beira, we make fast to a buoy in the harbor, since we have no dock here, and immediately we are surrounded by tugs bringing lighters to come and discharge the cargo, which will eventually go up county to Rhodesia, this being the nearest route, and here we will load up Rhodesian oranges for England.

24. Sept. Wednesday

Loaded oranges the whole day and zinc blocks from Rhodesia. Will leave tomorrow morning at 2 a. m. There came on board this afternoon. an Anglican father of the Sy. Divine Compan Rev. Fr. Edwards, who was a very fine man, and showed a fine Christian spirit. We became friendly at once, and a Goanese Christian Clerk of the U. C. S. S. Coy, who was going on his vacation to India (or Goa). We are at table together a fine young man (R.C.). We sailed at 2 a.m. on Thursday

morning. The sea is calm, with a slight breeze, just enough to keep the heat away.

I also met on board, after the first day a quartermaster, who was on board the Balmoral Castle going home on sick leave, we journeyed together to England, it was quite a surprise for us to meet again. He being on the Llandovery Castle, he told me much about those with whom we travelled then; Miss Lynch, who went to get married, a slip of a Girl did so, Miss Amia a heavy Jewess but a brilliant pianist and singer, Mr. Chambro, a clerk at Fichardt, Bloemfontein, and others. The world after all is a small place.

3. Tanzania: Dar-es Salaam to Zanzibar

28th Sept.

Arrived this day. In the anchorage, outside of the harbour of Dar-es-Salaam, waiting for the tide to come in, since we had to enter into an inner harbour, the haven of peace. At 4 o'clock the pilot came and we entered. At 4:45 Roderique and self went into town. Pay 2/- return. We couldn't get stamps to post our letters, but a Goanese gentleman who saw us, was stirred with compassion, gave us a few. We visited the R. C. Cathedral, and the Anglican Church, beautiful buildings. The town is well laid out, then to the Native Quarters. Wonderful houses. We went on board at 6:45 p. m. having bought some P. cards of the town.

We left Dar-es-Salaam, the morning of the 29.9.31 at 5:30, and at 10:30 was at Zanzibar, beautiful Z'bar enticing Zan'bar, the city from whence Livingstone began to go through central Africa. The place where slaves were sold, where now the Anglican Cathedral stands. On the very spot where the altar stands, this was the whipping post.

After breakfast, Costa Roderiques and myself went ashore, he to his sister, who had married a Mr. E. De Souza, employed as inspector on the electric works. As we came to the landing place, I got a guide Washington (N°12), who took me around, a Madagascar Native.

We first went to the old palace of the Sultan, up to the top of the tower, by means of the elevator, first to the telephone exchange, then further up to the port lookout, at the very top of the palace, where the lookout was situated, then down again. In the front is the two guns taken from the Pegasus, which was sunk by the Germans, and reclaimed, then put in it present position. From there we went through the narrow streets of Zanzibar, which looks like lanes, to the post office, w[h]ere I posted cards and letters to wife and friends in the Union, then to buy post cards for Vic. From there to the R. C. Cathedral. What! Another beautiful church. The whole interior beautifully painted with Biblical scenes, the young men all came to see me, after I had gone in to pray, and came out, to kiss my ring, and receive my blessing. Oh Africa. From there we went to see the Anglican Cathedral, where Bishop Frank Westin had this throne. It is really a beautiful church. From there to Mahomedan hotel to get dinner of real curry and rice, with the guide, then on to the Cormoran Club, which it formed of French. Malagasys from the Island of Madagascar

where I spoke a few words to the assembled students. From there to the Goanese club to meet Costa Roderiques, with whom I travelled from Beira to Zanzibar, where he was going to catch the steamer for India, but failed. We were greeted by the whole family and a friend, who was residing there.

We paid off the guide and then sat down to lunch, or I should say dinner, for it was really a dinner.

The steamer left there the 30th and we arrived at Tanga ... a harbor where we loaded coffee and sisal.

4. Kenya: Mombasa to Nairobi

On the 1st October, we left Tanga at 5 a. m. and arrived at Mombasa at 11:40, where I was to land, arriving 4 days before our scheduled time.

The harbour of Mombasa, is really Kilindini. All the harbours are sheltered from the sea, which is beautiful. We were brought before the Immigration Officials who visaed the passport, and passed me on. Then I had to get me off the numerous agents to get my things through the customs at the cost of 6/-. 2/ was paid to pass out my luggage and 3/ taxi to take out my luggage to the station, which is in Mombasa. The guide then took me about a bit after I had dinner on the steamer for the last time. I then bought my ticket to Nairobi, arriving there Tuesday morning at 10:35, 2nd of October.

Nairobi is in the province of Kenya, the capital city, a beautiful town, but full of Indian, Goans, Pathans Hindus and Mohammedan. In the centre of the town has been built mosques of the Kodjas[8], Mohammedans.

The Natives of the land are named Kikuyans. The men and women wear the dress of the red Kaffir, and funniest of all is that they do not carry anything on their heads as our tribes, but on their backs, with the strap placed on their foreheads, and their ears cut in the lobe which is continually stretched until a nugget tin can be inserted therein and the lobe passed around it. most of them are Mohammedans, and their language is Swahili.

In the train I met a Hindu who is a journalist and editor, who formerly owned the Democrat, now defunct. He entertained me in the train as his guest. Mr. Acharia, I must never forget him, for he also gave me letters of introduction to Mr. D. Silva, proprietor of the Central Hotel where I am residing.

2nd October

Arrived in Nairobi, sent telegram to Sparta, two from Mombasa and one from here, no reply, asking for 80/, to get to Kampala.

Then I phoned up to Mr. M. D. Silva, whose brother-in-law I had met in Zanzibar. He came

almost immediately and I found him a gentleman. He took me the evening to his home but his wife had gone away and so, I had cake and tea.

Saturday Oct 3rd.

Went to G.P.O. No wire from Sparta. Everything quiet, then about 2 o'clock, took a walk with Capt. Fitzgerald's servant. We saw a beautiful church, and went to view it. It was the Catholic Native Church of St Peter, Clavers.

[…] Introduced myself to the Priest in charge, Fr. McNarmara, a genial Irishman, who welcomed me cordially and then took me to see the church personally, a beautiful church well built. I also met his assistant Fr. McGill, then we went to the Presbytery, where we had tea and cake. I was present with a Swahili translation of the Missal from the Rect. and a photo of the Church.

From there to the Native location, Pangani, the Race Course, pass the municipal cemetery, and so, back to the hotel.

Sunday the 4th

Woke up at 6:45 and washed, then got dressed and away to the R.C.N. Mission and heard sung Mass. The Natives very fluent in the Latin. Fr. McNarmara was celebrant, and Preacher. There were about 100 who communicated, orderly.

I left, and came home for breakfast, after a while Mr. M. D. Silva came and took me in a M. car for a drive of about 6 miles out of town, to a place called the White Sisters, also a Catholic Mission, where thousands of coffee trees are planted, burnt, and ground by the Fathers for sale. Met there an Irish priest, who is Holy Ghost Fathers, and also the Priest in Charge. Was well received and had a wonderful chat.

Monday. 5th Oct.

Awoke early, meditated on the Goodness of Gods. Mercy to me. Arose and got ready for breakfast. Mr. M. D. Silva came and greeted me and wished me God Blessing on my journey verily as gentle man.

Went and visited the R. C. Ch., then to G.P.O. and sent a telegram to Sparta that I was leaving Nairobi at 1 o'clock for Kampala. On to Dobbie, the Opticians, had a new frame put to my glasses, then the watch cleaned. after lunch got ready to go to the station.

Nairobi station, 12:30. Arrived there and rebooked my luggage. The charges at the N. U. R'ly. is very exorbitant. The same distance from Bfld. to Durban cost 3/6 for the very trunk, and from Nairobi to Kampala 10/-. I met a couple of young men in the carriage. I was now travelling 3rd class to see how the people behave that utilise that class, and found many Indian merchants and their families, making use thereof. The native passengers were very varied, and one thing

noticeable about them was the freedom from drink. The language, which was used amongst the tribes, was Swahili, since almost everybody understands and speaks it.

It is only when you travel over the border of Buganda that you begin to hear a different language.

4: Uganda: Kampala

6th October. 1931.

I arrived at Kampala at 9 o'clock the Tuesday evening, and as I was standing at the door of the carriage, I heard 'Good evening your Grace.' It was Reader Sparta, who had found me, he knelt, and I gave him my blessing, and to J. Mukasa. Then we had to wait till 11 o'clock. They had engaged a motor car, but it was nowhere to be found. The car only arrived after 11 o'clock. The driver's excuse was that he had another passenger who had lost the train, and he had ridden to catch the train at one of the foremost stations.

Eventually we arrived at the church, which is beyond Bombo. Bombo is a small village with one main road about 1/2 mile long, and a dozen Indian shops, therein, together with a small open air Native market, where is sold. Cassava, Bananas, sweet potatoes. The reason the place is noted is because the 6th Ball (Battalion?), K.A.R (*"King's African Rifles"*) is stationed there permanently. It is 26 miles beyond Kampala, and we still had to go three miles beyond until we came to the 26th milestone. Here, although it was late, everything was abustle, lamp (Hurricane) was lighted and hung up, and as the motor car ran into the church-yard tooting, all the people ran out to receive the blessing of their Primate.

We then went into the chapel to say the prayers for the reception of a Bishop, and from then to the porch were everybody came to kiss the Primate's ring; and so on to the Episcopal Residence, which had been especially built for the Archbishop during his stay in Uganda; it was about 2:30 a.m. before we went to bed.

Notes

1) Autobiography of Daniel William Alexander, in 2-4: Unpublished Works, 1931-66, African Orthodox Church Records, RG 005, Archives and Manuscripts Dept., Pitts Theology Library, Emory University.
2) During the Ethiopian movement in the late 19th century, about 76 independent churches were formed by Africans. The African Church broke away from the Anglican Church around 1900. George Shepperson, "Ethiopianism and African Nationalism," *Phylon*, vol.14, no.1 (1953), p. 9.
3) 1/14 Travel Diaries and Address books, 1923-1937; 1/15, Travelogue, African Orthodox Church Records.
4) 1/15, Travelogue, African Orthodox Church Records.
5) Robert Russa Moton was Washington's successor at Taskegee Institute.
6) The exact phrases are not found in Washington's published books, but similar contents are found in

the following book, wherein Washington described how Moton dealt with difficulties while travelling on trains in the South. Booker T. Washington, *My Larger Education: Being Chapters from My Experience* (Doubleday, Page & Company: NY, 1911), pp. 217–219.

7) D. O. A. L. Adolph Woermann is a German ocean line.

8) Probably Khojas.

〔研究ノート〕

南スーダンの平和構築における「上からの平和」と「下からの平和」の試み

――ハイブリッド・ピース論の視点から――

田辺 圭一*

はじめに

平和構築理論として従来，民主化促進と市場経済導入を柱とする自由主義的アプローチ（リベラル・ピース論）が主流であった。しかし，期待通りの成果を挙げてこなかったとして近年見直しの議論が活発になされるようになってきている。その議論の中心として，国際社会主導による民主化論と現地社会の伝統主義に目を向けた「外から」と「内から」の融合の視点，ならびにトップダウン的国家建設アプローチと草の根からのボトムアップアプローチに着眼した「上から」と「下から」の接合の視点，からハイブリッド・ピース論がさかんに論じられるようになっている。そこで本稿では，ハイブリッド・ピース論の概念的枠組に依拠してトップダウン的アプローチとボトムアップ的アプローチとの接合に焦点を当て，「上からの平和」として「再活性化された衝突解決合意」に，「下からの平和」として国民対話構想に着目し，南スーダンにおける平和構築のこれまでの経緯と現状を明らかにする。

第一章　平和構築論の展開

第一節　リベラル・ピース論への批判的考察

紛争後社会での平和構築のアプローチとしては従来，民主化促進と市場経済導入を主眼とするリベラル・ピース論が主流であった。このリベラル・ピース論の立場は歴史的には，民主主義国同士は戦争に訴えることがまれであるという国際政治における民主的平和の概念を国内政治に適用することで確立されてきた理論である。その主な内容としては，民主国家は民主的手段によって国内的紛争が解決され，また選挙等の民主的手続きが政治的意思決定者の権力行使を抑制的にし，非民主国家よりも国内的混乱に陥りにくいといった議論である（林 2017: 44）。この従来のリベラル・ピース論への批判的考察としてパリスは民主的国家制度の構築を優先す

受理日2019年11月27日
＊教養学部国際学科准教授

べきであるとの独自の議論を展開してきた。1989年から1999年までに展開された14の主要な国連平和維持活動の分析を通して，パリスは民主化促進と市場経済体制への早急な移行が志向されたものの安定した体制を築くことには成功しなかったとし，平和構築における時間軸に着眼して「自由化に先立つ統治制度構築」を優先させ，その後に民主化と市場経済の導入を実施すべきとの議論を展開したのである（Paris 2004）。つまり，民主化と市場経済への移行プロセスにおいて性急な自由化は紛争後の脆弱な社会基盤のもとではかえって不安定要因を助長することとなり，よって民主化の促進ならびに市場経済の導入を遅らせ，社会的な混乱に平和的に対応できるだけのしっかりとした国家制度の構築を優先させながら段階的に自由化を進めていくべきとの議論である。

内田によるパリスの議論の整理によると，戦争で荒廃した国々では平和構築のプロセスにおいて国際社会は政治的・経済的自由を抑制すべきであり，有効な統治機構のない状態での失敗は紛争を再発させる危険をともなうため，紛争終結後の優先事項として，選挙に象徴される民主化促進ではなく，政治的安定と効果的な行政機構の確立が必要である，との主張である。国際社会が平和構築における民主化プロセスのシンボルとして重きを置きがちな選挙についてパリスは，政治家が支持層を確立するために集団間の敵意に乗じて振る舞う機会を与えることとなり，民主主義的基盤を醸成するよりも紛争を悪化させるかもしれないと論じている。また，選挙は共同体間の相違に対し，平和的解決をもたらすメカニズムを提供するよりも，むしろ分断された社会において対立を助長する恐れがあるとも論じている。総じて，民主化と市場経済化を紛争後社会の平和構築の基本的方向性として前提に置きながらも，民主化および自由主義市場経済への早急な移行は，内戦を経験したばかりの国々における国内の平和にとって危険となる社会的競争および紛争の危険を増すとし，これらの危険を最小化するために平和構築に携わるものは，「自由化に先立つ統治制度構築」戦略を追求すべきとの主張を展開したのである（内田 2019: 26-28）。この考え方は実務においても主流化した。具体的には，治安部門改革を中心とした国家制度，法の支配や民主的選挙を実施する上での基盤となる統治制度，これらの諸制度の運用に欠かせない公務員の育成などへの取り組みがさかんに行われるようになっており（上杉 2019: 86），平和構築の実際の場面において制度構築の重要性が認識されてきたことを示している。

ここで自由主義的アプローチにおいて国際社会が重視しがちな選挙の実施について考察を加える。紛争後の社会では選挙は政策本位によって投票行動が決定される場とはなりにくく，人々のアイデンティティーに関わる民族や宗教などの属性による分断をかえって浮き彫りにしてしまう事態が多くみられる。上杉によると，紛争後の現地社会には異なる利害を持った多様な集団が存在し，現地社会全体を代表する擬制が確立していないことが多いとする。だからこそ，選挙を通した代表原理という擬制を確立することが現地のオーナーシップ促進に必要とされ，外部ドナーによる国家建設の優先事項として取り組まれてきたのである。しかしながら，民主的代表制が生み出す諸問題に平和的に対処することができる社会基盤が整備されないうちに多数決による代表原理という擬制に基づく選挙の実施を急ぐと，選挙という競争原理によって対立が助長される事態を引き起こしかねないとの懸念が生ずる。多数派が少数派の権利を尊

重しつつ，少数派が多数を全体とみなすという前提がないところでは選挙による代表原理という擬制を導入しようとしても不安定化の要因となる。紛争を経た社会では，民族や部族，宗教といった人々のアイデンティティーに関わる属性を軸として固定化しやすい断層が形成され各集団間で分裂が起きており多数派と少数派が入れ替わる可能性が低く，多数を全体とみなす擬制に対する全被統治者の合意と信用がなければ，選挙を通した代表制民主主義は成り立たない。紛争直後で，民族や部族，宗教などの属性ではなく，「国民」としてのアイデンティティーが希薄で，対立関係にある集団間での和解が進んでいない脆弱な社会的状況の下では，選挙を通した代表民主制を拙速に推し進めることは大きな不安定要因となるリスクを内包しているとの考察である（上杉 2019: 236）。この分析が示す通り，本稿で論じる南スーダンの事例においても，2013年12月に勃発した内戦は，2015年に予定されていた大統領及び議会選挙を視野に入れたスーダン人民解放運動（Sudan People's Liberation Movement - SPLM）内部の権力闘争が要因となって勃発したのである。

第二節　ハイブリッド・ピース論

本節では，リベラル・ピース論に依拠する従来の国家建設アプローチでは抜け落ちてしまう，国際ドナーによる外からの自由主義的アプローチと現地の伝統的価値に基づく内からのアプローチとの融合，ならびにトップダウンでの国家建設とボトムアップによる土着共同体のニーズの汲み上げとの接合に着眼する概念として，近年活発に議論されているハイブリッド・ピース論を考察する。

前節で論じたリベラル・ピース論に基づくアプローチは従来の平和構築において主流となって研究が重ねられてきた。しかしながら，平和構築の実際においてその効果が疑問視されるようになり，近年，国家の制度構築に偏重した「上からの平和構築」の有効性に疑念が投げかけられ，ハイブリッド・ピースと呼ばれるアプローチがさかんに議論されるようになってきている。そこで，以下にリベラル・ピース論への批判的考察として広く議論されるようになったハイブリッド・ピース論を概観する。

ハイブリッド・ピース論とは，国際ドナーによる自由主義的アプローチと現地の伝統的価値に基づくアプローチの双方を取り込んだ融合的アプローチ，ならびにトップダウンによる国家建設とボトムアップよるローカルニーズを接合する概念である。上杉の論点整理によると，ハイブリッド・ピース論を主導してきたリッチモンドは，国家の制度構築に重きを置いた「上からの平和構築」が現地社会の多様なアクターを包摂できておらず，また国民の多くが平和構築のプロセスからこぼれ落ちてしまう点に焦点を当て，ボトムアップの取り組みの必要性を論じている。自由主義的な価値に基づく制度を西洋社会とは異質な社会に導入を図っても西洋社会でのように機能するとは限らないとの警鐘である（上杉2019: 87）。また，林が指摘するように，紛争下において人々はホッブスが言うところの「万人の万人に対する闘争」による無秩序状態に置かれているわけではなく，平和構築活動において国際社会が導入を目指してきた民主主義や市場経済とは必ずしも同じではない，地域に根付いた統治システムの下で暮らしているのである（林 2017: 48）。このような背景の下に，非自由主義的諸価値，制度，アクターを包摂し，

自由主義的アプローチがとってきた，国家を中心に据えたアプローチへの批判的議論が近年注目を集めるに至ったのである。この議論は，現地の文脈を軽視した状態で外部アクターが主導する自由主義的な国家建設は，国際ドナーとの結びつきを通して個人的利益を追求するエリート層の力を強化することを助長することになりかねないと同時に，現地アクターとの乖離を生む結果となること，つまり自由主義的な国家建設は国家以外の固有な文化的・宗教的・民族的アイデンティティーと統治体制，法，規範をもつ住民とのつながりを欠いており，結果的に持続的な平和の構築には至らないとの警鐘から喚起されてきたのである。

現地の人々から平和構築が乖離してしまう要因について，篠田は現地社会のオーナーシップの視点から，自由主義的な平和構築が現地社会から切り離されて立案され実施されていることだけにあるのではなく，ドナー中心主義となる自由主義的な平和構築の方法論に現地社会の土着ニーズを無視しがちな要素が内在していることを指摘している。つまり，第一に和平合意を通して，第二に実施に当たっての専門家の助言を通して，第三に経済支援の際の条件付与を通して，第四に傀儡政権を通して，ドナーが自らの意向を平和構築政策に反映させる手段が確保されており，プロジェクトの成功や制度化の形式的進展を短期的に追い求めるドナーの移行に左右されることによって，平和構築活動が現地社会のニーズから乖離していくとの指摘である（篠田 2011: 144）。

このオーナーシップの視点を取り込むように，自由主義的な平和構築におけるトップダウン型での国家建設に対し，リッチモンドが主張するボトムアップ型での平和構築では，問題解決に民衆が主導的役割を果たせるようミクロな視点への転換を重視している。また，リッチモンドと並びハイブリッド・ピース論の議論を主導してきたマクギンティーは，現地アクター・構造・ネットワークを取り込んだ視点を提唱している。換言すると，平和構築活動において国家制度といった大きな枠組みだけでなく，地域社会に目を向ける重要性を提示しているのである（林 2017: 46-51）。

一方で，近年の平和構築論におけるハイブリッド・ピース論の議論において，藤重と上杉は自由主義的アプローチを旗印に掲げた国際的な介入への対抗軸として現地重視の論調が強まってきたことを認めつつ，無批判的に現地主義に根差す伝統的価値や慣習に立脚することに留保の姿勢も示している（藤重・上杉・古澤 2019: 4-6）。「現地」の慣習や制度に瑕疵があったからこそ平和裏に解決できずに紛争が引き起こされているのであり，現地主義の過度な礼賛は瑕疵ある慣習や制度を温存することになってしまうとの主張である。さらに上杉は，既得権益をもつ権力集団や伝統的で権威主義的な集団によって，社会構造上の歪みが是正されることなく再生産を繰り返してしまうことに警鐘を鳴らしつつ，不完全なかたちではあっても，すでに西欧型の主権国家システムによって国家運営を行っているという現実を見ると，完全な純度を保った「現地」を想定することは虚構との指摘をしている。西洋に由来する自由主義思想を非西洋の紛争後の社会にそのまま移植できるはずもなく，かといって現地主義のみに立脚すると紛争に至ったその社会の脆弱性を温存することになるとの議論である（上杉 2019: 87）。

また，既存の国家体制や社会構造を揺るがす民族，宗教，政治的分断がある場合，現地アクターのだれがどのようなイニシアチブをとって復興のかじ取りをしていくのかという点につい

て齟齬が生じ，更なる不安定要因となることも考えうる。よって，紛争後の国家建設過程で現地主義に依存した政策実施に委ねてしまうことは得策ではないとの議論もありうる。このように，ボトムアップ型の現地主義も様々な問題を抱えているため自由主義と現地主義を融合したハイブリッド化が現実的なアプローチであろうとの議論が展開されてきているのである。この視座は，現地アクターと自由主義的外部アクターの両方の関与を基盤とした，現地主義と自由主義の相互対話プロセスこそポスト自由主義的な平和構築の根幹であるとのリッチモンドの主張をベースにした議論である。言い換えると，現地で起きている問題を，現地のニーズを中心に置きつつ自由主義的な文脈の中で再構成し，現地アクターと自由主義的なアクターとの両者のコミットメントによる持続的平和の構築を目指すアプローチである。自由主義的な規範をそのまま現地の問題に当てはめるのではなく，自由主義的な規範を個々の文脈に合わせながら問題解決のために変容させ現地のアクターに新しい視点を与えることで，多くの市民が問題解決の主要アクターとして持続的な平和構築に向けた政治プロセスに関与できるようにエンパワーメントをめざすプロセスであり（田辺 2019: 59–60），ハイブリッド・ピースはリベラル・ピースに代替する理論的枠組みというよりは，従来の平和構築理論に新たな見方を組み込むものとの理解がより適切な概念整理といえるであろう。

以上，近年活発に議論されているハイブリッド・ピース論を考察してきたが，前述したようにハイブリッド・ピース論にも重層的な視点が存在する。外部の国際ドナー主導による自由主義と内部の現地社会の伝統主義との融合に焦点を当てた議論の展開とともに中央集権的な国家をつくるトップダウン的な国家建設アプローチと自律的な地域共同体とを紡ぎ合わせていくボトムアップアプローチを接合していくハイブリッド・ピース論が論じられており，紛争後社会に存在する多数の断層を橋渡しするアプローチの重要性が指摘されている（上杉 2019: 230–232）。

次章以降では，南スーダンにおいて内戦に至った経緯を概観したのち，ハイブリッド・ピース論の概念的枠組みに依拠して，トップダウン的国家建設とボトムアップ的地域共同体のニーズの汲み上げとの接合の視点から南スーダンにおける平和構築の試みを考察する。

第二章　南スーダン内戦に至る経緯

本章では，南スーダンにて2013年12月に内戦へと至った経緯を，スーダンと複雑に絡み合った政治的背景や周辺諸国との関係などを織り交ぜながら概観する。

スーダンは1956年，英国・エジプトの共同統治から独立を果たしたが，その後スーダン政府による圧制に対し南部スーダンの人々はSPLMを展開して対抗した。そして1955年から1972年まで北部地域と南部地域との間で繰り広げられた第一次スーダン内戦を経て1972年に南スーダン自治地域が設定されるに至った。

1981年までにスーダン政府は，キリスト教徒が多数を占める南部地域においてイスラム法の実施を開始しアラビア語の使用を義務化した。このように南部地域における自治の形骸化とイスラムの影響力の増大に対抗して，スーダン国軍の司令官の一人であったジョン・ガランは，

スーダン政府による圧制から南部地域の人々を解放するためにスーダン人民解放軍（Sudan People's Liberation Army - SPLA）を結成した（Roach 2016: 1346）。

1983年に第二次スーダン内戦が始まった後，南部スーダンではバハル・エル・ガザル地域のディンカ族（Bahr al Ghazal Dinkas），ンゴク及びボル郡のディンカ族（Ngok and Bor Dinkas），ヌエル族（the Nuer），及びエクアトル人部族（the Equatorians）の 4 つの部族グループが連合した一方で，シルク族（Shilluk）のような他の部族は取り残され，内戦中は北部地域と同盟を組むこととなり（Natsios 2015），南部諸勢力間での反目が南部スーダン社会の根底に横たわり続けることとなった。

1991年には，SPLA の司令官であったリエク・マシャール（Riek Machar）とラム・アコル（Lam Akol）は，自らの出身部族であるヌエル族を基盤とした分派を結成し，スーダン人民解放軍・反主流派（SPLA-In-Opposition - SPLA-IO）と名乗った。ジョン・ガランに率いられたディンカ族を基盤とした部隊へのこのような対抗によって内部分裂が起こり，SPLA の脆弱な指揮系統が明らかとなり，SPLA の脆弱な内部政治に乗じてスーダン政府はマシャールを支援することによって，ガラン派とマシャール派の内部分裂と相互不信を一層深めることを画策した。しかしながら，2001年の夏までには，ガランとマシャールの間の緊張関係は緩和し，マシャールは再びスーダン人民解放運動 / 軍（Sudan People's Liberation Movement / Army - SPLM/A）に復帰することを許された（Roach 2016: 1346）。

このような状況のもと，スーダン情勢の劇的な変化は米国の関与によってもたらされることとなった。2002年には，スーダン内戦を終結させるためにブッシュ政権による強力な圧力とサポートによってガランは南部地域においてほとんどの部族を統一することに成功し，米国による強力な関与が要因の一つとなってスーダン政府がついにスーダン内戦を終結させるために真剣に交渉を開始することとなった（Natsios 2015）。欧米のターゲットにテロ攻撃を行うイスラム過激派をスーダン政府が支援していることに対し，欧米諸国とりわけ米国は，スーダン政府に対峙する南部地域を対テロ戦争の文脈における味方と認識するに至り（Ylönen 2014: 30-31），スーダン政府に対してスーダン内戦終結を求める断固たる立場を表明するに至ったのである。

ガランはスーダン政府と包括和平合意（Comprehensive Peace Agreement - CPA）の条項について交渉を重ね，南部地域の人々の民族自決権に関する広範な原則を打ち立てた。このプロセスは，米国，英国，ノルウェーから構成されるトロイカによって調停が行われ，石油収入の分配をも含む諸点につき両当事者に妥協を求めるものであった。この交渉プロセスはトロイカのコントロール下に置かれ，エチオピアやウガンダといった東アフリカの準地域機構である政府間開発機構（Inter-Governmental Authority on Development - IGAD）メンバー国，さらには市民社会活動家らを排除したため彼らの間に反感が高まることとなった（Roach 2016: 1347）。

一方で，2005年の CPA 調印に至る過程でスーダン政府は民兵組織を動員して SPLA を攻撃し南部地域の不安定化を画策していた。これに対抗するため SPLA は，ボル郡のディンカ族中心の構成を超えた，より広範な民族基盤を確立する必要に迫られることとなった（Natsios 2015）。このような駆け引きが繰り広げられながら，2005年 1 月 9 日のスーダン政府と SPLM/A による CPA への調印によって，200万人もの犠牲者を出したアフリカ最長の紛争であったス

ーダン内戦はついに終結した。この内戦は，政治・経済の権限を北部地域に集中させ南部地域が取り残されたこと，また，北部地域をイスラム教とアラブ人が占める一方，南部地域はキリスト教とアフリカ系が占めることによって両地域の分断が深刻化したことによって引き起こされたものであると総括することができる。

2005年の CPA によって広範な自治を認められ，南部地域を管轄する統治機構として南スーダン自治政府（Autonomous Government of South Sudan）の樹立が認められたことで南部地域は独立した政治単位となった。内戦の終結にともない，南スーダン自治政府は民兵組織を SPLA に吸収しようと試みたが，民兵たちは統合されずにそれぞれの司令官に忠誠を誓ったままであり，この状況に乗じてスーダン政府は南部スーダンにおいて不満を持つ民兵組織のリーダーたちを支援して部族間の紛争を内在化させることで南部地域を分断し不安定化させる長期戦略をとった。実際に，2005年７月にガランがヘリコプター事故で死去したあと，SPLM は北部地域へのスタンスの違いによって分裂することとなったのである（Natsios 2015）。

2005年の CPA では，北部地域と南部地域との分離のみならず，石油収入の分配，南スーダン自治政府の統治構造，加えて南部地域の独立の是非を問う国民投票の枠組みも規定された。同時にこの協定は南スーダン自治政府に対し，自治を認められたうえでスーダンに編入されるかもしくはスーダンから離脱をするかの二つの選択肢を与えた。しかしながらこの協定では主要な目的について取り組むための有効な枠組みが提供されることはなかった（Roach 2016: 1345-1347）。De Waal もこの協定は民主主義に向けたメカニズムを規定しているのか，あるいは南部地域の離脱に向けたステップであるのかが不明確であるとの見解を示している。加えて，政治参加を拡大するための手段であるか，または，署名当事者間での権力と富の分配を規定した性格のものであるか曖昧である点も指摘している。これらの主要な課題を明確にすることなく，スーダンのバシール大統領と南スーダン自治政府の指導者となったキール第一副大統領のもと，この協定の実施は熾烈な政治的ゼロサムゲームの様相を呈することとなったのである（De Waal 2014: 353）。

2011年１月には，南部地域は国民投票において98％の得票を得て独立を達成し南スーダン政府が樹立された。独立後間もなく，南スーダンのキール大統領が自らの支配権を強化しようと2011年の終わりならびに2012年に暫定憲法の修正を試みたときに早くも南スーダンにおいて政治的緊張が表面化した。これらの政治的行動によって，南スーダンの政治指導層がライバルを追い込むためにいかに自らの権力を利用しようとするかが明らかとなったのである。

2013年12月に勃発した南スーダン内戦は，2015年に予定されていた大統領及び議会選挙を視野に入れた SPLM 内部の権力闘争に端を発している。権力闘争の状況は2013年に入って以下の経緯を辿って悪化した。同年３月中旬に当時副大統領であったマシャールはキール大統領を公然と批判し，５月に行われる予定であった SPLM の第三回全国党大会（Third Extraordinary National Convention）の場にて正式に SPLM トップのポジションに立候補する意志を表明した。ガランの未亡人であるレベッカ・ニャンデン（Rebecca Nyandeng）と SPLM の事務総長であったパガン・アムン（Pagan Amum）もまた同様に立候補する意志を表明した。これへの対抗措置として，キール大統領が７月にマシャール副大統領と閣僚メンバーを正当な理由なく解任

したことで政治的緊張は一気に高まった。しかしながら，解任された反政府勢力は政治の舞台から退くことなく，反キール大統領を鮮明に掲げてSPLM内での手続きを押し進めた。これに対しキール大統領は，長らく開催が待たれていたSPLMの主要決定機関である国民解放評議会（National Liberation Council）を繰り返し延期した。また，政治局会議においてももはや過半数の支持を得ていないとの疑念からキール大統領は当会議の開催も回避する事態に追い込まれていた（Brosché and Höglung 2016: 76-77）。

そして，政治的緊張状態は2013年12月に最高潮に達した。SPLM内の反キール派大連合が12月6日に共同記者会見を開催しキール大統領を公然と批判したのである。反キール派大連合はマシャールを首領とし，キール大統領の出身部族であるディンカ族も含む多数のコミュニティーからも複数の影響力ある政治家が参画した。民族を超えたこの広範な反キール派連合はキール大統領にとって深刻な脅威となった。この政治危機を緩和するために国民解放評議会が12月14日と15日に開催された。反キール派連合は初日は参加したものの，キール大統領が和解に向けた精神を欠いているとして2日目は参加を取りやめた。その12月15日にはさらに緊張が高まり，キール大統領が大統領警備隊のうちマシャールの出身部族であるヌエル族出身者の武装を解き，クーデターの疑いを理由として反キール派連合のリーダーたちを逮捕しようとしたことが内戦に至るきっかけとなった。キール大統領は，マシャールの企てとするクーデターを鎮圧するため街中に部隊を派遣することでマシャールの権力への野心に武力で対抗し（Roach 2016: 1349），この行為が首都ジュバでのディンカ族によるヌエル族に対する虐殺行為の引き金となり，さらに国内各地に広がり内戦へと拡大していったのである。

第三章　和平に向けた政治プロセスとハイブリッド・ピースの試み

第一節　和平に向けた政治プロセスと再活性化された衝突解決合意

本節では，2013年12月の内戦勃発以降の和平へ向けた政治プロセスを概観し，2015年8月に署名された「衝突解決合意」（Agreement on the Resolution of the Conflict in South Sudan - ARCSS）と，その事実上の崩壊後に再び調停努力がなされ現時点での和平の枠組みとなっている，2018年9月に署名された「再活性化された衝突解決合意」（Revitalized Agreement on the Resolution of the Conflict in South Sudan - R-ARCSS）に着眼して「上からの平和」の視点から南スーダンにおける国家建設アプローチを考察する。

2013年12月の内戦勃発後，キール大統領率いる南スーダン政府と，マシャール率いるSPLM反主流派（SPLM-IO）の対立を解消するためIGADによる調停が進められていった。IGADは東アフリカ諸国によって構成される準地域機構であり，首脳級会合，閣僚級理事会，大使委員会，執行機関としての事務局，の4つの要素から構成されている。このうち首脳級会合は，政策形成，紛争予防・管理・解決に関する指針提供などを行う最高意思決定機関であり，事務局には平和・安全保障局，農業・環境局，経済協力・社会開発局，事務・経理局の部局があり，各部局は諸案件を実施するためのプログラムを有している。事務局本部はジブチにあるが，「IGAD南スーダン特使事務所」といった「プログラム」はエチオピアに設置されている（松

波 2019: 4)。

まず，R-ARCSS の前身である ARCSS 署名に至る経緯とその事実上の死文化後の和平調停努力を概観する。南スーダン和平における IGAD の当時の首席調停官は，セイヨム・メスフィン元エチオピア外務大臣で，調停は主にアディスアベバで行われ，米・英・ノルウェーのトロイカ 3 ヶ国はその交渉プロセスを財政的に支援してきた。これらの調停の試みに対し南スーダン政府は，エチオピアとトロイカとりわけ米国が影響力を及ぼす IGAD による調停に対する不信感を抱いていた。一方，タンザニア与党のタンザニア革命党は，2013年12月の内戦の要因は SPLM 内の分裂でありこれを解決すべきとの考えから，南アフリカ共和国与党のアフリカ民族会議とともに，南スーダン政府・ SPLM，SPLM-IO，元被拘束者グループの三者の仲介に動き，キクウェテ・タンザニア大統領，ラマポーザ南アフリカ副大統領，ならびに IGAD 各国首脳の隣席の下，2015年 1 月21日に SPLM 再統合合意（アルーシャ合意）の締結を実現した。南スーダン政府はこれを受けて，IGAD 調停よりもアリューシャ合意の実施に注力することが平和の回復につながるとの主張を始めていた。しかしながら，IGAD の調停を主導していたエチオピアやトロイカの主要国である米国からは，南スーダン政府が自分に有利な条件を勝ち取るための戦術にすぎないと受け止められ，IGAD 主導の調停に対する南スーダン政府の反発は長くは続かなかった。同年 7 月，バラク・オバマ米大統領はスーザン・ライス国家安全保障担当補佐官とともにアディスアベバを訪問し，7 月27日には IGAD 主要国首脳・アフリカ連合委員会委員長との会合を開催して，IGAD が南スーダンの国内対立を解消する合意を実現するようハイレベルでの働きかけを行った。その過程で IGAD による調停は急速に進展し，7 月下旬には国民統一暫定政府が樹立され，政府・ SPLM，SPLM-IO，元被拘束者グループ，その他政党グループの間で，閣僚・州知事・国民議会議員・州議会議員数の割り振りに関する規定を盛り込んだ ARCSS の署名式が 8 月15日にアディスアベバで行われた。その内容は政府・ SPLM からすると SPLM-IO に有利なものに映り，キール大統領はその場では正式な署名を留保し，イニシャルのみ記して南スーダンに持ち帰ってさらなる協議が必要との立場を表明した。しかしながら，8 月26日には IGAD 加盟国のうち，エチオピア首相，ケニア大統領，ウガンダ大統領の臨席の下，署名を拒否した場合の国際社会からの制裁などをちらつかせられながら，キール大統領は圧力に屈して涙を流しながら署名した（紀谷2019: 44-48)。

このように，政府・SPLM 側に大きな不満が残ったまま国民統一暫定政府の行く末が案じられるなか，2016年 7 月 7 日，首都のジュバで政府軍と SPLA-IO との間で軍事衝突が発生した。国民統一暫定政府の下で第一副大統領に就任していたマシャールはジュバから逃走し，マシャールの側近であり ARCSS において SPLM-IO の首席交渉官を務めていたタバン・デン（Taban Deng）鉱業大臣がマシャールの後任として第一副大統領に就任し SPLM-IO に割り当てられた閣僚ポストの再割り振りを行った。これにより SPLM-IO はマシャール派とタバン・デン派に分裂した（紀谷2019: 50)。翌2017年に入り和解に向けた協議が再開し，6 月12日にアディスアベバで IGAD 首脳会合が開かれ和平に向けた政治プロセスから疎外されている勢力も取り込んだ形で ARCSS の実施を推進するためのハイレベル再活性化フォーラム（High Level Revitalization Forum - HLRF）開催に向けた声明書が採択された。12月には，アディスアベバ

で実施を推進するための HLRF 第一回会合が開催され，敵対行為停止合意が署名された。2018年に入り，２月と５月にも引き続きアディスアベバで HLRF 会合が開催され，IGAD による調停の下，暫定的権力分有や治安枠組，選挙実施に向けての段取りなどについて協議が行われた。さらに，スーダンの首都ハルツームにて，６月27日には恒久的敵対行為停止を含む包括的な内容の「ハルツーム宣言」が合意され，８月５日には統治体制や治安枠組みに係る未解決問題に関する合意もなされた。そして，９月12日にはアディスアベバで，南スーダン周辺諸国の首脳の臨席のもと R-ARCSS の署名がなされるに至った。ARCSS が崩壊したのは，その履行につき第一の保証人ともいうべき立場にあった IGAD が十分に監視機能を果たさなかったことに大きな要因があるとの教訓から，R-ARCSS の命運は IGAD をはじめとする国際社会がその実施を確たるものとするよう直接的な関与を怠らないことであるとの認識が生まれ，その実施については IGAD 首脳会合に直属する合同監視評価委員会（Joint Monitoring and Evaluation Committee - JMEC）の設置により国際社会による履行監視機能が埋め込まれることが R-ARCSS に規定され，2015年に締結された ARCSS と比べて国際社会による政治的コミットメントが格段に強いものとなった（紀谷2019: 52-54）。また，国連南スーダン共和国ミッションのなかに IGAD の監視及び検証メカニズムの機能が置かれたことから，準地域機構が担う紛争調停を国連が支援するという事例ともなっている（篠田 2019: 41）。

ここで，2015年の ARCSS の締結をめぐって生じた力学に触れておく。背景として，米国からの圧力が大きな要因を占めたことに言及する必要がある。ウガンダにとって米国は年間４億5000万米ドルを拠出する最大の援助国であり，キール大統領に影響力のあるウガンダのムセベニ大統領が，当時のアメリカ合衆国大統領であったオバマ大統領の意向に反してキール大統領を擁護し続け，ARCSS 締結を先延ばしさせる立場を取ることが難しかったと考えることは妥当と言える。前述したように，ARCSS への署名を留保したキールに対してムセベニ大統領は，署名を拒否した場合，国連による制裁が避けられない旨を伝え署名するように助言したと言われている（Sudan Tribune 2015）。

キール大統領の意に反して署名せざるを得なかった ARCSS は2015年８月の締結後，一年経たずして有名無実化した。その経緯ならびにその後の和平調停努力を，すでに述べた ARCSS 及び R-ARCSS 締結に至る経緯を補足するかたちで詳細に追うことにする。キール大統領が ARCSS に署名してから８カ月後の2016年４月，国外に退避していたマシャール及び SPLM/A-IO 兵士らがジュバに戻り，マシャールが第一副大統領就任を宣誓したことで国民統一暫定政府が樹立された。これより，ARCSS を履行するかたちで，SPLM/A と SPLM/A-IO が一つの国軍として首都防衛を担うこととなった。しかしながら，新たに統合された国軍は間もなく亀裂を見せ，2016年７月８日，ジュバで前月から続いていた SPLM/A と SPLM/A-IO 兵士の諍いを鎮めるため，キール大統領とマシャールは大統領府で共同演説を行った。演説がはじまるや否や，場外で待機していた大統領府警護官とマシャールの警護官との間で激しい銃撃戦がはじまり，戦火は瞬く間にジュバ市内，そして国内各地へと広まった。マシャールは空爆を含む苛烈な攻撃を避けてジュバを脱出し徒歩で南下し翌月コンゴ民主共和国で発見された。その後，マシャールは移送先のスーダンのハルツームから，暫定政府崩壊を一方的に宣言するとと

もにキール政権に対する武装抵抗の開始を告げた。スーダンから南アフリカに移動したマシャールは，ARCSS が既に死に体であり紛争解決のためには新たな和平協議が必要であるとメディアを通じて繰り返し主張した（Sudan Tribune 2016）。

一方，軍事的勝利を果たしたキール大統領は，マシャールを即刻罷免し暫定政府の鉱業大臣であった SPLM/A-IO のタバン・デンを新たに第一副大統領に任命した。これによって SPLM/A-IO はマシャール派とタバン派に分裂したのは前述の通りである。マシャール派はタバンの就任に正当性はないと批判したが，ARCSS においてその設置が定められた国際的停戦監視団である JMEC 委員長が，「唯一の可能な選択」（the only game in town）と発言してこの交代を支持し，他国政府や国際機関も JMEC の認識に足並みを合わせタバンの第一副大統領就任は既成事実となった（松波 2019: 9）。ここで，タバン第一副大統領を SPLM/A-IO の代表として認め，キール大統領，タバン第一副大統領の下での国民統一暫定政府を正統なものとして認めるかが焦点となったが，国際社会が正面から疑義を提起する事態には至らなかった（紀谷 2019: 50-51）。

JMEC は，戦闘勃発後しばらく ARCSS の有効性については明言を避けていたが，2016年10月になって JMEC 委員長が「ARCSS は傷ついたが，死んではいない」と公の場で発言し，他国政府や国連も同発言を支持した（Sudan Tribune 2016）。この流れで，2017年に入り 6 月に IGAD 首脳会合が開催され衝突解決合意の実施を推進するための HLRF が主導して和平協議を継続する声明が採択されるに至った経緯も前述の通りである。同年12月にアディスアベバで HLRF 第一回会合が開催され，政府及び反政府諸勢力の幅広い関係者が出席し敵対行為停止合意が署名された。続いて2018年 2 月及び 5 月にも引き続き HLRF 会合が開催され，暫定的な権力分有や治安枠組み，選挙に向けての段取りなどについて IGAD の調停の下で協議が行われた。さらに 6 月27日にスーダンのハルツームにて恒久的敵対行為停止を含む包括的な内容の「ハルツーム宣言」に合意し，8 月 5 日には新たな暫定政府の体制に係る未解決問題に関しても合意に至った。そして，9 月12日にはアディスアベバで周辺諸国首脳の出席のもと R-ARCSS の署名に至った経緯もすでに概観した通りである（紀谷 2019: 52-53）。

R-ARCSS の主な条項としては，再活性化された国民統一暫定政府の諸機関ならびにガバナンス構造，恒久的停戦と移行期安全保障に向けた取り組み，復興・人道支援の取り組み，財政管理体制，移行期正義ならびに和解実現に向けた原則と構造，合同監視評価委員会の再構築，本合意の実施ならびに修正条項が含まれる。本合意では，再活性化された国民統一暫定政府が，合意締結後 8 ヶ月間に設定された移行準備期間を経て36ヶ月にわたる移行期間の間統治を行い，移行期間の終了前に選挙実施することが規定されている（R-ARCSS 1.19）。ARCSS とは違い，R-ARCSS では様々な反体制グループも署名者に加えられたものの（Peter 2018: 3），本合意の実施に向けた署名当事者の政治的意思の欠如が本格的な和平へのハードルとなっている。移行準備期間は2019年 5 月12日を以て終了したものの，この間に当初想定していた進展を見ることはなく，本合意の署名者間で 6 ヶ月間の延長を合意し，その 6 ヶ月間の延長期限となった11月12日を経過しても再活性化された国民統一暫定政府が設置されていない状態が続いている。キール大統領とマシャールによって移行準備期間がさらに100日間延長されることが合意された

が（Sudan Tribune 2019），キール大統領は組閣にあたりマシャールを排除することを画策しているとも伝えられており（ICG 2019: 3），強行した場合には大きな政治的不安定要因となる危惧が高まっている。

このような状況下で，36ヶ月と規定されている移行期間のうちに統治機構の改革を行い，移行期間の最終段階で予定されている民主的選挙を実施することが危ぶまれる事態となっている。これは，署名当事者間での根深い不信感が根底にあることが要因であり，とりわけ州の数と境界をめぐる不一致（R-ARCSS 1.14），恒久的停戦ならびに移行期安全保障措置（R-ARCSS 2.4），移行期正義ならびに和解（R-ARCSS 5.1）において発出している。R-ARCSS の第一章の移行期の制度ならびに統治メカニズムの条項や第四章の資源，経済，財務管理の条項は2015年 8 月に締結された ARCSS でも明記されているものの，目立った進展もなく問題が持ち越されてきており，R-ARCSS の実施を確保するための監視体制ならびに強力な介入が必要とされている（Vhumbunu 2019）。しかしながら，キール大統領とマシャール双方に大きな影響力を有していたバシール・スーダン大統領が，2018年から続く大規模な抗議活動の末に2019年 4 月に失脚したことにより，R-ARCSS 実施を確保するための周辺国による監視体制の弱体化が懸念される情勢となっている。

2015年に IGAD が仲介の主導をして締結された ARCSS では，権力分有や富の管理に焦点が置かれたが，軍の統合や統治改革といった重要な条項の実施が優先課題とされずに2016年の武力衝突に至る結果となり，合意の実施を強制するメカニズムの不在が交戦中の当事者グループたちに自らの利益に合致する条項のみの実施に関心を向けさせてしまった（Peter 2018: 5）との批判があり，この教訓によって IGAD は ARCSS 実施の進捗を吟味するため HLRF を設立した経緯がある。合意の再活性化に向けた議題は統治に関する条項と安全保障に向けた取り決めに絞られ，その後2018年 9 月に締結された R-ARCSS にそれぞれ第一章と第二章として具現化されることになった。

上記にて述べてきた R-ARCSS 締結に至る経緯の詳細をふまえ，以下では Peter による ARCSS と R-ARCSS の比較分析を参照しつつ，2015年 8 月に締結された ARCSS と2018年 9 月に R-ARCSS の両合意の主な内容を吟味する。

まず ARCSS では，合意条項の履行に向けた制度やメカニズムの立ち上げをするために設定された移行準備期間は90日しか設定されていなかったが，R-ARCSS では240日とされた（しかし，この移行準備期間中に設立することになっている再活性化された国民統一暫定政府は2019年11月下旬現在いまだに設立されていないことは前述の通りである）。また，ARCSS では暫定準備期間の活動を監督する機関は存在しておらず，政府が直接実施する体制がさらなる係争を引き起こす結果となったことへの教訓により，R-ARCSS では合意実施の進捗を監視することの重要性から，国家暫定準備期間委員会が設立された。この委員会の活動として，武装諸勢力の統合，合意の批准，制度構築などが含まれている。さらに，全国規模での和解促進，関連法規の見直し，安全保障施策の実施，州・地方政府への権限移譲，合意実施に向けた資金集めなどもその活動に含まれている（Peter 2018: 7–8）。

国軍の統合問題とともに，南スーダン和平の最大の鍵は，2015年10月にキール大統領が突如

発表した，行政区分をそれまでの10州から28州への増加（のちに2017年１月にさらに28州から32州へ増加）および州境の確定に関する問題である。この問題の背景としては油田の支配を確実にするためや州境を引き直すことによるキール大統領への支持基盤の拡大を狙ったものとの分析もあり（De Waal and Pendle 2019: 188），この問題の取り扱いは今後の南スーダンの政治情勢に大きな影響を及ぼす懸案となっている。この措置について当初は，暫定憲法では大統領令で行政区画の変更はできないとされており憲法違反に当たることや，ARCSS での合意内容違反となることなどから IGAD も反対の立場を表明していた。しかし，IGAD は10州を維持すべきとの立場を南スーダン政府に実行させることができず，その後 R-ARCSS においては IGAD 運営事務局によって任命される独立州境委員会が所管することが規定されたものの（R-ARCSS 1.14.1），当委員会はその機能を果たせないまま解散となった（ICG 2019: 4）。R-ARCSS の規定によると，コンセンサスを得られない場合には国民投票の実施も想定されているが，具体的な実施予定は何もないのが現状である。

行政機構と立法機構の点においても R-ARCSS の規定は ARCSS のそれと大きく変わっている。R-ARCSS では，紛争当事者の各武装グループが内閣と議会に代表を送り込むことを要求した結果，政府や議会の人員規模は増大している。ARCSS では，大統領相当職として大統領，第一副大統領，副大統領の３名が規定されており，内閣を構成する閣僚は30名であったが，R-ARCSS では大統領相当職としては大統領と第一副大統領に加え，４名の副大統領，計６名が規定されており，また閣僚数は35名に増加している。R-ARCSS の規定では，大統領職は2011年の暫定憲法や ARCSS での規定と同等の権限を有しているが，第一副大統領職についてはその権限は縮小され他の副大統領たちに委譲されている。例えば，経済，社会，インフラストラクチャー，ジェンダー，青少年の各クラスターへの権限を失い，ガバナンス・クラスターのみが第一副大統領の管轄下に置かれている。また，ARCSS では国家非常事態宣言や宣戦布告の履行に関わる重大な政治的意思決定について大統領の権限は制限されており，第一副大統領の同意を必要としていた。第一副大統領は ARCSS の履行を担当する立場にあり和平プロセスのかじ取りを担っていたが，R-ARCSS ではこれらの規定は変更されその権限を有しないことになり，第一副大統領の権限が縮小されたと考えることができる。大統領相当職の数に目を転じると，副大統領の数が増えて大統領の決定をより容易に通過させやすくなったと考えることができる。大統領相当職６名のうち政府側は50％にあたる３名を占めており，残る３名が反政府諸勢力に属している。R-ARCSS の規定では大統領の決定は，全会一致に至らない場合は３分の２，すなわち４名の賛成で通過できることになっており，このことは政府側としては副大統領の中から１名の同意を得さえすれば大統領決定を通過させることができる立場を確保したのである。しかしながら，反政府諸勢力にとっても，共闘体制を強固なものにし政府側の３人の大統領相当職のうち１人でも取り込むことができれば制度上はみずからの改革案を押し進めることができることになる。いずれにしても，大統領にも第一副大統領にも単独で決定を阻止するための拒否権が付与されておらず，民主的な手続きの確保にはプラスと考えられる。また，閣議は35名の構成メンバーのうち23名の出席が定足数であり，全会一致が得られない場合は３分の２の多数により採択される。35名の構成メンバーのうち20名が政府側であり，15名が

反政府側に属しているため，政府側としては20名の構成メンバーに加えて３名の賛同者を得ることで通過させることができる。一方，議会において議員数は ARCSS においては400名であったものが，R-ARCSS では550名に増加している。この水準は南スーダンの人口との比率で考えると議員１人あたり人口21,818人を代表しており，この数値はアフリカ大陸でもっとも人口が多いナイジェリアにおいて議員１人あたり544,098人を代表していることと比較してみるときわめて高い数値を示している。勢力分布に目を転じると，ARCSS においては400議席のうち332議席，つまり83％が政府側で占められていたが，R-ARCSS では60％まで下落している。反政府諸勢力側からすると ARCSS では17％の議席占有率であったものが R-ARCSS では40％まで上昇している。司法部門の改革も喫緊の課題であり，R-ARCSS では司法調査委員会の設立によって司法の独立を企図している（Peter 2018: 8–13）。

総じて R-ARCSS では，移行期間中に武力紛争に逆行しないために ARCSS で樹立された国民統一暫定政府に反政府諸勢力を取り込む要求をしている。加えて，紛争に直接関与していない宗教関連団体や産業界，学者，市民社会も当事者として迎え入れている。さらに，統治に関わる意思決定に青少年グループを組み込むことや，政治的意思決定に参画する女性の割合を ARCSS での25％から R-ARCSS では35％に引き上げるなどの措置もみられ，理念としては，和平に向け南スーダン社会における多層な当事者が参画することを重視していることが特徴として挙げられる（Peter 2018: 21）。

第二節　国民対話構想

ARCSS ではキール大統領派とマシャール派との和解が焦点となり，SPLM-IO を内政に取り組む試みに労力が集中した結果，両派とは距離を置く南スーダン南部での不安定要因となっているエクアトル人が十分に配慮されることがなかった。また，地方レベルでの民族・コミュニティー間での対立にも目が向けられずにいた。これらの反省を踏まえ，R-ARCSS では SPLM-IO 以外の反政府諸勢力の政治プロセスへの参加を確保することの重要性への認識が高まった（紀谷 2019: 61）。

そのような認識の高まりを受けて，南スーダンの有識者・シンクタンク・市民社会は平和実現のための取り組みとして南スーダン自身による国民対話の構想を模索し始めていた。キール大統領もこれを支持し2016年12月14日に国民対話プロセスの開始を宣言した。この国民対話構想に対しては米国をはじめとするトロイカ，欧州諸国，反政府勢力などから，政府主導による見せかけの国内融和ではないかとの批判が提起されたものの，日本政府を中心に，国民対話は反政府諸勢力を包摂する国内融和を促すうえで必要な取り組みであるとの考えから支援が始まった。具体的には，2017年に入り日本政府は国連開発計画（UNDP）とともに「国民対話が包摂性を高めるための支援事業」を立ち上げ，これと並行してドイツもワークショップ開催を通して知見を共有する支援を行った。国連本部では，政務局の仲介ユニットの専門家の派遣を通して国民対話に対する知的支援を行う可能性を検討し始め，現地においても UNDP のみならず南スーダンに展開している国連南スーダン支援ミッションを含む全体的な国連の協力体制を取った。このような支援は，国民対話がハイレベル再活性化プロセスを補完する機能を持つこ

とに意義があるとの認識に基づいたものである。つまり，強い政治的コミットメントによる上からのアプローチと政治エリートのみならずローカルなアクターを包摂する下からのアプローチが連動することが永続的な平和の実現に資するとの考えによるものである（紀谷2019: 61-63）。

ここでまず，国民対話構想の仕組みは次の通りである。組織構成としては，９名の指導層チームとその９名を含む112名の運営委員会，ならびに13名からなる事務局によって成り立っている。また，運営委員会は15の分科委員会を創設しており，その15の分科委員会のうち12の分科委員会は，キール大統領が28州を創設する前の10州にそれぞれ対応する分科委員会に加えて，ピボールとアビウェイの行政区に対応する分科委員会である。残り３つの分科委員会はそれぞれ難民・海外アウトリーチ，首都ジュバ，安全保障に対応するものである。国民対話の構造としては，各コミュニティーに固有の問題に対処する草の根レベル協議会，コミュニティー間での紛争を解決する地域レベル会議，草の根レベルや地域レベルでは取り上げられなかった問題に取り組み，国民の連帯を強めるための国家レベル対話の３段階で構成されている（The Office of the President of South Sudan 2016: 5）。また，南スーダンの人々をあまねくこのプロセスに包摂するために，各帰属グループの属性に配慮し草の根レベルでの参加者の割り当てとして，女性と青少年グループにそれぞれ25％ずつ，政党代表や国会議員に12％，地域組織に６％，伝統的指導者，武装集団，商人，農民と牧畜民，教員，信仰組織にそれぞれ５％ずつ，そして特別な配慮を必要とする人たちに２％の枠が振り分けられている。草の根レベル協議会と地域レベル会議を経たうえで最終段階として開催される国家レベル対話には1,200名の代表が参加する予定であり，そのうちキール大統領が28州を創設する前の10州にそれぞれ対応する分科委員会とピボールとアビウェイの行政区に対応する分科委員会の計12の分科委員会から996名，残りの204名は難民・海外アウトリーチ，首都ジュバ，安全保障の３つの分科委員会に配分される予定となっている（UNDP 2017: 15）。

国民対話構想の進捗状況としては，草の根レベル協議会を経て，その次の段階として南スーダンを３つに分けたそれぞれの地域レベル会議が2019年８月末までに終了したところである。具体的には，2019年２月25日から３月２日にかけて旧10州体制の下でのバハル・エル・ガザル地域に含まれる４つの州とその下にある23の郡の代表者の出席による地域レベル会議が開催された（South Sudan National Dialogue Steering Committee 2019a）。また，それに続いて５月20日から25日にかけて旧10州体制の下での上ナイル地域に含まれる３つの州とその下にある33の郡の代表者の出席による地域レベル会議が開催された（South Sudan National Dialogue Steering Committee 2019b）。さらに，８月26日から31日にかけて旧10州体制の下での広域エクアトリア地域に含まれる３つの州とその下にある24の郡の代表者の出席による地域レベル会議も開催された（South Sudan National Dialogue Steering Committee 2019c）。

バハル・エル・ガザル地域，上ナイル地域ならびに広域エクアトリア地域での地域レベル会議では，草の根レベル協議会の際に提起された争点につき，統治，安全保障，経済，社会統合の４つの分野に分類して運営委員会によって議題が準備された。各分野のうち，最も注意を引くのが統治分野での議論である。バハル・エル・ガザル地域，上ナイル地域ならびに広域エク

アトリア地域のいずれの会議おいても，2015年10月にキール大統領が突如発表した10州から28州体制への州の再編，ならびに2017年１月に発表した28州から32州体制への移行を強く支持するとしている。しかしながら，キール大統領による州の数ならびに州境の変更に関する突然の宣言については，前述したように大統領令による行政区分の変更を暫定憲法は認めておらず，その後 R-ARCSS によってこの問題を所管することと規定された独立州境委員会も移行準備期間の終了日までに結論を出せず解散に至った，極めて敏感な事案である。

実際，地域レベル会議に先立って全国各地で開催された草の根レベル協議会では様々な立場の意見が表明されている。例えば，ガバナンス・クラスターの下での上ナイル州分科会では州の増設が紛争をもたらしているとの見解が表明され，東エクアトリア州分科会でも州の増設が政治危機を悪化させているとの意見表明がなされている。一方，ピボール行政区域での草の根レベル協議会では32州体制を支持する意見が示されている（South Sudan National Dialogue Steering Committee 2018: 11-14）。このように，全国各地において行われた草の根レベル協議会では州の増設問題に関しては議論百出の状況であるにも関わらず，一転して地域レベル会議では32州体制への移行を強く支持するとの公式声明が打ち出されていることは，国民対話構想がキール大統領の政治的企図を正当化するためのプロセスではないかとの疑念を呼び起こさざるを得ないのである。分断された南スーダンの人々を包摂していくはずの和解プロセスが新たな不平を作り出す要因となりかねないリスクを孕んでいるのである。

それでもなお，内戦で分断された南スーダンの国民に焦点を当て平和構築プロセスに取り込んでいく「下からの平和」の試みは，R-ARCSS の着実な実施に不可欠なプロセスである。国民対話構想自体はハイレベル再活性化プロセスを補完する意義を持つものであり，「上からの平和」による国家建設と，「下からの平和」による国民参加をいかに接合していくかが今後の和平プロセスの鍵を握ると言える。

おわりに

本稿では，トップダウン的国家建設のアプローチを「上からの平和」として，一方，ボトムアップ的現地社会の包摂を「下からの平和」として概念化し，それぞれ「再活性化された衝突解決合意」と「国民対話構想」に着眼してハイブリッド・ピース論の枠組みから南スーダンにおける平和構築の試みを論じてきた。栗本が，「上からの平和」は器としての国家建設であり，同時に，器の中身としての国民に目を向け内戦によって分断された状況に置かれた人々の状況を変革する「下からの平和」への取組みの重要性を指摘するように（栗本 2014: 32），国家機能の強化を通して「上からの平和」に取り組む自由主義的アプローチと，国家の枠組みの中身である国民を包摂していく「下からの平和」との接合が持続的な平和をもたらし，平和構築活動のあり方として指針を与えるものと考えられる。より多くのステークホルダーを取り込みながら平和構築プロセスを進めて行こうとする「再活性化された衝突解決合意」の規定内容，また，その実施確保に向けた監視および検証体制，ならびに国内融和を希求する国民対話構想の仕組みは，理念としては国民の包摂性を重視した取り組みであると評価できる。しかしながら，

2019年11月現在，再活性化された国民統一暫定政府の組閣にあたりキール大統領がマシャール排除を画策している動きへの懸念や，州数増設ならびに州境変更の正当化のために国民対話構想を利用しているとの疑念も提起される事態となっており，理念とは裏腹に現実の動向では多くの懸案が表出している。また，バシール・スーダン大統領失脚後において，周辺国による合意実施に対する監視体制の弱体化も懸念されており，南スーダンにおける平和構築への取り組みの進捗，あるいは逆行に対するより一層の注視が必要とされる状況となっている。

参考文献

日本語文献

上杉勇司（2019）「国家建設と平和構築をつなぐ「ハイブリッド論」」（藤重博美・上杉勇司・古澤嘉朗編『ハイブリッドな国家建設―自由主義と現地主義の狭間で』ナカニシヤ出版　81-104ページ）。

上杉勇司（2019）「「ハイブリッド」という共通軸でみた国家建設とSSRの力学」（藤重博美・上杉勇司・古澤嘉朗編『ハイブリッドな国家建設―自由主義と現地主義の狭間で』ナカニシヤ出版　229-244ページ）。

内田州（2019）「自由主義的な国家建設論とその限界」（藤重博美・上杉勇司・古澤嘉朗編『ハイブリッドな国家建設―自由主義と現地主義の狭間で』ナカニシヤ出版　23-45ページ）。

栗本英世（2014）「南スーダンにおける草の根平和構築の限界と可能性」（小田博志・関雄二編『平和の人類学』法律文化社　27-48ページ）。

篠田英朗（2011）「平和構築における現地社会のオーナーシップと国家建設のジレンマ：シエラレオネとスリランカの事例を中心にして」（『広島平和科学』33　137-159ページ）

―（2019）「重層化する国際安全保障と国連平和活動の変容」（日本国際連合学会編『国連研究第20号　変容する国際社会と国連』国際書院 35-57ページ）

田辺寿一郎（2019）「ポスト自由主義国家建設論」（藤重博美・上杉勇司・古澤嘉朗編『ハイブリッドな国家建設―自由主義と現地主義の狭間で』ナカニシヤ出版　46-66ページ）。

林裕（2017）『紛争下における地方の自己統治と平和構築―アフガニスタンの農村社会メカニズム―』ミネルヴァ書房。

松波康男（2019）「南スーダンにおける紛争解決合意（ARCSS）署名を巡るIGAD加盟国の関与」（『日本貿易振興機構アジア経済研究所　アフリカレポート』57 1-12ページ）

紀谷昌彦（2019）『南スーダンに平和をつくる』ちくま新書

外国語文献

Brosché, Johan and Höglund, Kristine（2016）“Crisis of governance in South Sudan: electoral politics and violence in the world’s newest nation”, *Journal of Modern African Studies*, 54（1）, pp. 67-90.

De Waal, Alex（2014）“When Kleptocracy Becomes Insolvent: Brute Causes of the Civil War in South Sudan”, *African Affairs*, 113/452 pp.347-369

De Waal, Alex and Pendle, Naomi（2019）“Decentralization and the Logic of the Political Marketplace in South Sudan” in Biong Deng Kuol and Logan eds., *The Struggle for South Sudan*, London・ New York, I. B. Tauris & Co. Ltd, pp. 172-194

International Crisis Group（2019）“Déjà Vu: Preventing Another Collapse in South Sudan” *Africa Briefing* No. 147, 4 November, /Juba/Nairobi/Brussels.

Natsios, Andrew S.（2015）“Lords of the Tribes: the real roots of the conflict in South Sudan” Foreign Affairs, snapshot, 9 July 2015.

Office of the President of South Sudan “South Sudan National Dialogue Concept Note”（2016）
Paris, Roland.（2004）*At War's End*, New York: Cambridge Press.
Peter, Malish John（2018）“A second chance to deliver peace through power sharing: A Comparative Analysis of South Sudan Peace Agreements”（Institute of Social Policy and Research）
Roach, Steven C.（2016）“South Sudan: a volatile dynamic of accountability and peace”, *International Affairs*, 92（6）, pp. 1343–1359.
South Sudan National Dialogue Steering Committee（2018）“The People Have Spoken: Emerging Consensus from the Grassroots Consultations on the Drivers of Crises in South Sudan”
—（2019a）“Communiqué, The Bahr El Ghazal Regional Conference”
—（2019b）“Communiqué, The Upper Nile Regional Conference”
—（2019c）“Communiqué, The Equatoria Regional Conference”
Sudan Tribune（2015）“South Sudan's Kiir to sign peace agreement on Wednesday.” 25 August.（http://www.sudantribune.com/spip.php?article56176, 2019年11月20日アクセス）
—（2016）“South Sudan rejects new peace deal with Machar's faction.” 20 October.（http://www.sudantribune.com/spip.php?article60599, 2019年11月 6 日アクセス）
—（2019）“South Sudan parties agree to delay transitional government for 100 days”. 7 November.（http://www.sudantribune.com/spip.php?article68464, 2019年11月20日アクセス）
UNDP（2017）“Guide on the National Dialogue Process in South Sudan”
Vhumbunu, Clayton Hazvinei（2019）“Reviving peace in South Sudan through the Revitalized Peace Agreement”（ACCORD）
Ylönen, Aleksi（2014）“Security regionalism and flaws of externally forged peace in Sudan: The IGAD peace process and its aftermath”, *African Journal on Conflict Resolution* 14（2）: 2014, pp 13–39.

〔研究ノート〕

グローバル化とアメリカの宗教変動
――キリスト教保守派と政治――

貴家 勝宏*

はじめに

グローバル化については，多くの議論がなされてきたが，経済，政治，社会，文化的な側面で，国境を超える諸活動が地球規模に広がり相互依存関係が浸透し，標準化や一体化が世界規模で進む現象ともいわれる。一方で，急速なグローバル資本主義の拡大は，多くの富を生み出す一方で，所得と分配の不平等が顕在化し，経済機会や価値観の面で地域や社会に様々な軋轢を生んできた。経済格差の拡大は，排除された疎外感を生み原理主義やテロの背景となり，豊かさを求める移民は国を離れ，その受け入れ国では新旧住民の共存の難しさが表面化した。イギリスのEUからの離脱，アメリカのトランプ大統領の保守主義への支持基盤には，反移民を強調した先進国社会での軋轢がある。グローバル化は，先進国においては知識経済化を進める一方で，その反動が中間層の没落や価値観の分断を生じ，深まる溝が政治の二極化傾向に表出し，右派ポピュリスト政党が各地で台頭してきた。国家は，本来社会の様々な政治的利害を調整し，サブシステムを制御し社会の統合を維持してきた。宗教には，社会や国民統合における統一感を保つ役割が期待されてきたのも事実である。

世界宗教といわれるキリスト教，仏教，イスラム教等は広域的に伝播した一方で，それぞれの地域で興隆や衰退を繰り返し，また地域の伝統と融合し独自の展開を見せつつ変容してきた。世界最大のキリスト教人口を擁するアメリカ合衆国では，建国以来，政治運動や社会運動がしばしば宗教性と連動し展開され，特に過去半世紀において宗教的な線に沿っての社会の分極化が一層進んだとされる。現在では，アメリカの総人口（約3億人）の約7割がキリスト教徒（カトリックとプロテスタント）であり，宗教的無関心層も増えてはいるが人口構成では宗教性の高い国家といえる。一方で，全人口に占める白人キリスト教徒の割合はもはや43％と1976年の81％から40年間でほぼ半減するなど，社会構造の変動は小さくない。

アメリカの宗教・社会の変容は政治面にも大きな影響を与えてきた。宗教と公共空間をめぐ

受理日2019年11月27日
＊教養学部国際学科教授

っては，公立学校での宗教教育の重視，人工妊娠中絶や同性婚の禁止，進化論教育の禁止など論争が繰り返された。寛容または反対という態度は，宗教的背景と密接な関係にあり，二大政党（共和党と民主党）の政治運動にも取り込まれ，結果として有権者の選好と宗教性の連関性は高いともいわれる。宗教性と政治の関係性は，国内政治に留まらず国際政治にも影響を与えている。近年の米中貿易摩擦は，中国共産党の独裁体制，中国国内のキリスト教やイスラム教信者への弾圧，人権や民主化をめぐる問題にも波及し，対中強硬姿勢の背景にはトランプ政権を支えるキリスト教福音派やカトリックの保守派の主張があるとされる。本稿では，グローバル化が進む中で，アメリカにおける宗教的変動とアメリカ政治の関連性に着目し，キリスト教保守派の動向，中でも福音派を中心に考察していく。

1．キリスト教とアメリカ合衆国

国家と宗教の関係については，フランスや日本同様に，アメリカも公式には「信教の自由」と「政教分離」を原則とする。憲法上の基盤には，特定の宗教に肩入れしないことが謳われ，その一方で，宗教的信念を自由に実践できることを保証している。アメリカでは大統領が就任の宣誓をする際に聖書に手を置く姿や，連邦・州議会では会期の初めや本会議の開議の際に議会に聖職者が呼ばれ祈祷が行われる等，公的な場でもキリスト教の宗教上の儀礼が多く行われている（感謝祭やクリスマスも休日である等）。アメリカの歴代大統領は，全員がキリスト教徒で，第35代のケネディ大統領がカトリックであった以外はすべてプロテスタントである。カトリックは伝統的に民主党支持が多い。トランプ大統領は，プロテスタントのカルヴァン派の流れを汲む長老派の信徒であると公表している。大統領選挙の投票日もキリスト教の安息日の日曜日ではなく，11月の火曜日（第一月曜日の翌日）である。歴代大統領の就任演説では，必ず「神よアメリカに祝福を」で最後は締めくくられてきた。アメリカにはキリスト教系メディアが多数あり，日曜日には多くのキリスト教関連番組が放送されている。軍事・政治・経済・文化面等，依然として世界で突出した超大国であるが，キリスト教国としての宗教性が随所に見られる。

アメリカにおける宗教と政治の関係性を検討する視点には，宗教がいかに人々の思考や行動の様式に影響を与えてきたのか，また国家の境を超えて伝播し異なる国の人々の価値観にどのような影響を与えてきたのか検討する必要がある。キリスト教は，ユダヤ人の民族宗教を起源としヨーロッパ全域の宗教へと発展した。その後，西欧諸国の植民地主義を通じて非西洋世界へ拡がり，現在では，ヨーロッパと南北アメリカ，アフリカ中部と南部，またアジア地域に多くの信者を有し，約21億７千万人と世界人口の31.4％を占める最もグローバル化した宗教である。同時に，キリスト教は，多くの国の社会・文化，生活や制度，思想や芸術に非常に大きな影響を与えてきた。

北アメリカ地域へのキリスト教の普及は，17世紀にヨーロッパから信仰の自由を求めて大西洋を渡ったイギリスのピューリタンたちの移住が契機となった。ヨーロッパで生まれたプロテスタント諸派やカトリック信者たちが教会を新たな植民地に建てたことに始まる。農耕地が少

なかったイギリスでは，困窮した人々は都市で労働者となったものの，薄給で酷使され宗教的にも迫害を受けていた。当時は世界経済の辺境の地であったアメリカは経済的機会の新天地と見られ，ピューリタンたちは開拓者としての理想を掲げ，同時に宗教的使命感が多くの苦難を乗り越える原動力でもあった。砂糖，コーヒー，綿花，タバコ等の産業が急速に発展し，ヨーロッパから多くの移民も大量に流入した。先住民やフランス人入植者との戦いを経て，イギリス本国の支援も受けることに成功し，ピューリタンたちはアメリカの支配をめぐる植民地争奪戦を勝ち抜いた。しかしイギリスの過度な課税や干渉また宗教的に腐敗したイギリス国教会からの自立を目指して，本国との独立戦争を引き起こした。1789年，13州からなる合衆国が独立した際に，ワシントン初代大統領は独立戦争が神の働きによるものであると，宗教的正当性を強調した。

キリスト教の普及は，経済活動がアメリカ大陸に拡大していったグローバル化の動きと表裏一体の関係にあった。合衆国を構成する13州は異なる宗派・宗教から成り，宗教間の対立を避けるため，国教制度を否定し，信教の自由を憲法で保障した。アメリカ合衆国の宗教的寛容性は，初期のプロテスタントの移民に続き，ヨーロッパからのカトリック教徒の移住も増加させた。アメリカ合衆国の建国期は，キリスト教信者が中心であり，その後に多様な文化的背景を持つ人々が移り住んだ。奴隷を起源とするアフリカ系プロテスタント，19世紀以降にはヨーロッパからのカトリックやユダヤ教移民，さらにはイスラム教，ヒンズー教，仏教などの新興移民の流入が続き，世界でも稀な多様な宗派・文化・民族の多様性を持つ国となった。多様性が多くの人々を世界中からさらに引き寄せ，合衆国の発展の原動力となり，一方でキリスト教の浸透が社会・国家の統合を精神面で支えてきた。

2．プロテスタントと対外政策

国内統合，戦争や人権外交等，アメリカの政治・外交政策にはキリスト教の影響が垣間見られる。合衆国の建国以来，政権中枢を担ってきたのは，多数派でもあったプロテスタントたちである。ピューリタンの開拓の使命感は，19世紀前半には「西部開拓」として社会を席巻し，プロテスタント長老派・メソディスト派の信者であったジェイムズ・ポーク第11代大統領（1845年～49年在任）は，テキサス併合，オレゴン割譲，カリフォルニア・ニューメキシコ獲得を実現した。ウィリアム・マッキンリー第25代大統領（1897～1901年在任）もメソディスト派の熱心な信者で対外拡張政策を擁護し，プエルトリコ，フィリピン，グアム，ハワイを獲得，キューバを保護国化するなど帝国主義的膨張政策を推進した。アメリカの国内の統一や対外戦争の遂行には，宗教的正当化が重要な役割を果たしてきた。南北戦争（1861年～65年）では，リンカーン第16代大統領（1861～65年在任）は奴隷制の廃止を宗教的正当性をもって主張した。

第一次世界大戦期（1914年～18年）の大統領であったウッドロー・ウィルソン第28代大統領（1913～21年在任）は，長老派牧師の息子であり，ホワイトハウスでも毎日聖書を読み，祈りを捧げていたという。国際紛争処理において，武力行使ではなく外交努力を求め，「国際連盟」の創設を唱えた。しかし，第一次世界参戦の是非を問う議会演説の際には，人道と人権を

顧みない政府に対し，神に助けられているアメリカは行動するしかないと力説し，アメリカの参戦が決定された。ウィルソンは，ヨーロッパの戦後復興の救援活動を支援し，クエーカー教徒であるハーバート・フーバー第31代大統領（1929年～33年在任）は人道支援活動を積極的に行った。1929年の大恐慌からの復興を目指しフランクリン・D・ルーズベルト第32代大統領（1933～45年在任）が失業対策や労働立法・社会保障制度を整備する過程では，労働組合や労働運動は民主党政権の強力な支持基盤となった。第二次世界大戦では，アメリカの中立維持を求める世論が国内では強い中で，ルーズベルト大統領は宗教的教義のためにアメリカは参戦すべきだと議会演説を行った。第二次世界大戦後は，1960年代～70年代にかけてのフェミニズムや同性愛者の権利を求める市民運動が台頭し，公立学校での祈りの禁止や中絶の容認などの合法性が認められるようになった。従来の価値観を根底から覆す「世俗化」や「文化革命」とも言えるような大きな社会変化の波が押し寄せたのである。市民権運動の高揚は，アメリカを覆っていたキリスト教の宗教性が社会から急速に後退していった時期でもある。

ジミー・カーター大統領は南部バプティスト派の信者で，宗教色の強い平和外交を展開した。国務省に「人権人道問題局」を新設し，人権外交担当国務次官補を設け，対外援助と相手国の人権状況と連動させる手法を採用したり，４つの国際人権条約に調印した。第四次中東戦争後の中東和平の枠組みをまとめあげるなど世界的にも注目された。1978年９月，イスラエルのベギン首相（ユダヤ教），エジプトのサダト大統領（イスラム教）をワシントン郊外に招き，カーター大統領（キリスト教）との三者の首脳会談では，首脳３人が起源が共通の一神教から派生した宗教の信者であり，宗教観を共有できたことが会談の重要な鍵だったといわれる（蓮見，2008）。また，アパルトヘイト（人種隔離政策）を行っていた南アフリカ共和国に対し，南アフリカでの事業を中止するよう多国籍企業に働きかけるなど，国際的人権擁護の機運を高めた。米ソ冷戦期におけるアメリカの反共主義には，キリスト教的衝動がナショナリズムを突き動かした点もあるといわれる。

３．キリスト教保守派の台頭

プロテスタントの特徴は，カトリックのような中央集権的な組織を持たず，特権的な聖職者の存在を否定する。一部のプロテスタントでは各教区で司教を頂点にした体制を持ちカトリックに近い組織のものもある。アメリカのプロテスタントは，大きく「主流派」と「福音派（Evangelical）」，「原理主義派（fundamentalism）」の三つの潮流に分類できるが，この分裂のきっかけは，19世紀末に起きたダーウィンの「進化論」をめぐる論争である。これは，神が世界を創造したとする聖書の記述を，社会の近代化に合わせて再解釈し「進化論」も受け入れる立場（自由主義・近代主義）と，聖書は字句通りに解釈し，むしろ近代科学を異端とする「原理主義」の立場の違いである。主流派の人々は比較的柔軟な考えを持ち，宗派の違いを乗り越えて相互理解を深めることに寛容であるが，原理主義者が多いアメリカ南部では，かっては「進化論」を学校では教えてはいけないという法律がある州がいくつもあったほどである。

20世紀に入り，近代主義者がメソディストなど北部の多くの主流派で勝利して，論争にはほ

ぼ決着がついたといわれる。その後，近代主義を受け入れる教会と，受け入れない「原理主義」と「福音派」の流れに大きく分かれていった。「福音派」は原理主義派と同様に聖書の字句を重視するが，原理主義派と異なり人間の努力には意味があると考える。ピュー・リサーチ・センターによれば米国民の約25％を占めているといわれる。キリスト教の土着化が進み，特に伝統的な白人家庭の価値観に影響を与え，妊娠中絶や同性愛を認めない。地域的には，米国南部の農業地帯に広く分布し，南北戦争での南部（アメリカ連合国）とも重なる面もある。「福音派」は，保守的なキリスト教信仰を持つ教派横断的な集団であり，聖書を文字通りに理解し信仰することや，霊的な生まれ変わりである「ボーン・アゲイン」の体験を重視していることに特徴がある。主な教派には，バプティスト，長老派，メソディスト，ルター派，エピスコパル，会衆派などがある。

政治からは一定の距離をおいてきた原理主義派や福音派であったが，世俗化の進行を伝統的価値観の後退，また伝統的家族・社会の崩壊と感じ，アメリカの将来に強い危機感を抱くようになった。保守派とは，選挙において，「中絶」や「同性愛」，また「進化論教育」等の問題に敏感に反応し，宗教右派勢力の主張に沿った共和党候補を支援する有権者を指し示すことが多い。1970年代から，共和党が積極的にキリスト教保守派，特に福音派に選挙協力を要請し，福音派も次第に政治的関与を強めていった。福音派は，聖書を神の言葉としてそのままとらえる「聖書主義」と，新約聖書のヨハネの黙示録に解釈を加えた「終末思想」への関心が高く，従来は世俗の政治への関心は低かった。しかし1960年代以降の，行き過ぎたリベラリズムに対する抵抗運動に応えようと，福音派の政治姿勢にも変化が起きた。福音派は，テレビを使い大衆に直接呼び掛け，ロビー活動や選挙運動支援などを通じて政治的活動にも積極的に動き出した。代表的な宗教指導者が，ビリーグラハム師（Billy Graham）である。グラハム師の伝道活動は世界185ヵ国に及び，生涯で20億人以上に聖書の教えを説き，ニクソンやレーガン大統領の就任式で祈祷を行うなど歴代の大統領とも親密な関係を持っていた。

1980年の大統領選挙では，福音派は数百万人と言われる会員を動員し，保守派のロナルド・レーガン氏の大統領当選の原動力となったといわれる。レーガン大統領以前は，福音派は北部では共和党寄りで，南部では民主党の支持者が多いなど，福音派全体としては共和党と民主党の支持は拮抗していた。しかし，キリスト教保守勢力はレーガン政権下で政権中枢に近く，次第に共和党の有力な支持基盤となっていった。福音派を中心とする宗教保守派を横断する草の根の運動は，「キリスト教連合」として政治的にも組織化され，全国的に広がっていった。1993年からの民主党のクリントン政権は，キリスト教保守派と対立した場面が多かったが，2000年に誕生した共和党のブッシュ政権は，保守派と穏健派の支持を得ることに成功したといわれる。

2000年代に入ると，「キリスト教連合」は，第一世代の指導者が高齢となり，また指導部での相次ぐ内紛で弱体化が進み始めた。たとえば，地球環境問題やアフリカのエイズ救済運動，さらに貧困などへの対応では，指導層内にも意見の対立が表面化した。政権側でも，福音派との協調関係に対しては，政治的な距離感をめぐりしばしば議論も起きた。元々，伝統的とされる共和党の思想では，個人生活への政府の関与を嫌う。ところが，福音派の価値観は，政治の

力で個人の生活を変えようとする。経済のグローバル化の影響が大きいとされる地球環境問題への対応については，福音派内でも見解が分かれた。つまり，「神の創造した世界を傷つけることは，神への挑戦である」とし，温暖化防止対策に積極的に乗り出すことがキリスト教徒の使命であるとの主張が表明されるようになった。これに対し，旧世代の宗教保守派指導者は，地球温暖化は「そもそも間違い」と反論するなど，経済のグローバル化や国際的な問題をめぐり宗派内の見解の違いも明らかになった。

2009年のオバマ政権の誕生には，キリスト教保守派が結束して共和党候補を支援できなかったこと，アメリカ社会におけるリベラル派の復権，さらに中絶や同性婚に中立の立場をオバマ氏が表明し，穏健な福音派の取り込みに成功し，また若年層からの支持を獲得したためとされる。実際この時は，若者を中心とした福音派の一部がオバマ支援にまわり，その点が注目されて「福音派のリベラル化」や「宗教左派」が期待を集めた。福音派がただちに保守的であり，完全に共和党支持で固まっているわけではないことは重要である。共和党自体も，保守，穏健保守から，中道，そしてリベラル寄りと幅広く，政策的にキリスト教保守派と一致しない点もある。特に黒人福音派は今でも民主党支持の傾向が強いとされ，政党での識別には限界がある点には注意が必要である。

アメリカの宗教性の変化について，パットナムとキャンベル（2019）によれば，過去数十年間の宗教礼拝への出席率や祈りという宗教的行動の観点から，信奉度は若干低下したもののアメリカ人の宗教性は依然高いという。一般的には，宗教性の高い人は共和党支持の傾向が見られ，宗教性が低いまたは無宗教の人は民主党支持の傾向が見られるという。しかし宗教性と党派心は争点によって異なり，中絶と同性愛に関して宗教性が大きく影響しているという指摘は重要である。アメリカ政治では，中絶や同性婚といった性と家族の問題が政治的争点となった場合に，宗教性と政治的合同が進んできたという特徴がある。

4．キリスト教保守派とトランプ政権

現在の福音派の政治的影響力はどのようなものだろうか。アメリカの全人口の25％を占める福音派の支持の行方は，大統領選において決定的な影響力を持つ。白人福音派（white evangelicals）の投票行動を見ると，1980年の大統領選挙では80％がロナルド・レーガンに投票し，2004年の大統領選挙では78％がジョージ・W・ブッシュに，2012年にはやはり78％がミット・ロムニーに投票した。2016年の大統領選挙でもその傾向は変わらず，80％がドナルド・トランプに投票したのである。無宗教者では，62％がクリントン氏に投票し，トランプ氏に投票したのは26％であった。

2016年のトランプ大統領の勝利の要因には，副大統領候補に敬虔な福音派のマイク・ペンス氏を据えたこと，最高裁の連邦判事に人工妊娠中絶や同性婚反対の保守派を選ぶことを公約するなど，白人福音派の望みを叶える候補であると訴えることに成功したからといわれる。トランプ政権の主張する「宗教の自由」を，福音派は，連邦政府の福音派への抑圧に対抗するものとして捉えている。そのため，反トランスジェンダー，反同性婚，反中絶という視点から「宗

教の自由」を理解している。福音派にとっては，自らの政策に沿い影響力を保持できる大統領が望ましく，争点では異なる点もある共和党穏健派や保守本流層と協力した。経済格差・政治的停滞への不満，移民・非白人層の台頭を忌避する感情を持つラストベルト（製造業が衰退した工業地帯）の労働者層の支持も獲得し，トランプ大統領が誕生したのである。

トランプ大統領就任後，ホワイトハウスにはキリスト教保守派の指導者や関係者が頻繁に訪れるなど両者の関係は深まっている。トランプ政権と福音派の会合は，公的な名称はないが，およそ50名からなる非公式諮問委員会が開かれている（梅川，2018）。トランプ政権は，福音派が政策課題として重視する対外政策を着実に実行してきた。2017年12月，トランプ大統領は，イスラエルとパレスチナ双方が首都と主張してきた聖地エルサレムをイスラエルの首都と認定し，2018年５月14日に，大使館のエルサレムへの移転を強行した。公約に掲げた米大統領はジョージ・ブッシュ氏など過去にいたが，誰も実現できなかった事案である。福音派の大半は，イスラエルは神がユダヤ人に与えたと考え，エルサレムはキリストの再臨という聖書の予言の実現にとって重要な土地であり，ユダヤ人を祝福すれば神の祝福を得られると信じている。2019年11月には，イスラエルが占領するヨルダン川西岸のユダヤ人入植地を「国際法に違反していない」との認識をポンペイオ国務長官が示すなど，福音派の影響力はアメリカの中東政策の転換をもたらした。

トランプ政権では，キリスト教保守団体とマイク・ペンス副大統領の親密な関係も極めて重要である。マイク・ペンス氏は熱心な福音派であり，イスラム国（IS）による混乱で，迫害されたキリスト教徒や他の少数派宗教の信者にアメリカの援助を振り向けてきた。2018年の中間選挙でも，白人福音派の70％が共和党候補に投票するなど，トランプ政権への高い支持は変わらない。2019年３月時点の調査では，トランプ大統領への支持率はカトリックで36％，無宗教では20％だが，プロテスタントに限れば50％，なかでも福音派は69％に達したという。2019年１月の国務省内の会合の席で，ペンス氏は「宗教の自由の保護と促進は，この政権が優先する外交政策の１つだ」とも述べるなど，福音派は政権にとって極めて重要な支持基盤であることがわかる。

中国に対するアメリカの政策においても，キリスト教保守派の影響力は無視できない。中国では，1990年代以降，都市部において知識人層がキリスト教に関心を寄せるようになり，西側社会の民主主義・自由・人権といった普遍的価値を求める意識が高まった。中国政府は「宗教の中国化」を掲げ，地下キリスト教信者の増大や政治的活動の拡大を警戒し，時に暴力を伴う強制的な取り締まりで応じ，集団で逮捕したり，地下教会を焼き討ちしてきた。2018年８月以降，河南省では７千以上の教会の十字架が強引に取り外され，十字架の撤去や教会の閉鎖，また教会の建物が破壊される事例も相次いだ。2019年には，新疆ウイグル自治区では100万人以上のイスラム教徒が「再教育収容所」に収容されているという。2018年10月，ペンス米副大統領は，中国内で信教の自由が妨げられていると強く批判した。福音派は家族や生命の重視など伝統的な白人社会の価値観を重んじており，中国への政権の強硬姿勢を福音派は後押ししている。このようにトランプ大統領の対外政策には福音派の意向が反映される傾向が強い。

キリスト教保守派の影響は，従来のアメリカの伝統的保守主義の理念にも及び始めている。

それは，グローバル化を支えてきた「市場経済」が「伝統的家族」を崩壊させているという資本主義への批判である。トランプ政権下では，共和党の中核的理念である「自由貿易」，「国境を越えた人の自由な移動」，「小さな政府」，「問題の解決策としてのテクノロジー」等の既成の保守主義の理念も批判されてきた。「国家の経済への介入」や「ナショナリズム」による保守思想の再編を求めるキリスト教保守派の主張は，「市場経済」や「資本主義」の根本を問い直す議論であり，共和党との協調関係にも影響が及ぶ可能性は排除できない。

5．おわりに

本稿では，アメリカにおける宗教的変動とアメリカ政治の関連性に着目し，宗教の分極化と社会の変化を，キリスト教保守派と政権の動向から考察してきた。グローバル化の進展は，キリスト教を基盤とするアメリカ社会の宗教性に様々な影響を及ぼした。富裕層への富の過剰な集中と経済格差は，アメリカ社会のエスタブリッシュメント（支配階層）や主流派メディアに対する不信感を生んだ。また移民や非白人人口の増加による人口動態の変化への不安，テロへの恐怖心，中絶や同性婚等リベラルな政策の浸透等，キリスト教的宗教性の後退への懸念が基底にあるといわれる。アメリカは，多くの移民を受け入れつつ，キリスト教の宗教性を基盤に，宗教的献身と多様性，そして寛容性によって国内の対立を和らげ，異文化と共存をしてきた社会である。一方で，経済的豊かさと同時に急速に進んだ世俗化に対し，十六世紀の「宗教改革」の聖書に立ち返ろうというピューリタン主義に由来する福音派は，共和党と協力するようになった。聖書を神の言葉として文字通り信じる信仰心の深い有権者と，神を信じない世俗の亀裂は益々大きくなり，亀裂は共和党と民主党の政策の違いに顕著である。トランプ政権では，対外政策にもキリスト教保守派の影響が随所に見られる。グローバル化を支えてきた，「自由貿易」，「国境を越えた人の自由な移動」，「小さな政府」，「問題解決策としてのテクノロジー」等，従来の保守的理念への批判もキリスト教保守派からは提唱されるようになった。政治・経済・社会的分断がさらに深まるのか，宗教的寛容と多様性を維持する国へと向かうのか，超大国の動向をキリスト教教保守派が左右する構造を注視しなければならない。

参考文献

朝日新聞
日本経済新聞

会田弘継（2019年）「アメリカが心酔する「新ナショナリズム」の中身／保守主義の「ガラガラポン」が起きている」，『東洋経済オンライン』
飯山雅史（2008年）「米国における宗教右派運動の変容―2008年米国大統領選挙と福音派の新たな潮流―」，『立命館国際研究』，Vol. 20 No. 3
梅川健（2018年）「トランプ政権と白人福音派」，東京財団政策研究所，https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=123
加藤隆治（2018年）「トランプ政権と福音派」，『北海道科学大学研究紀要』，第46号
蓮見博昭（2008年）『宗教に揺れる国際関係―米国キリスト教の功と罪』，日本評論社

藤本龍児（2009年）『アメリカの公共宗教：多元社会における精神性』，NTT 出版
藤本龍児（2016年）「文化戦争によるアメリカの分裂：同性婚／福音派／大統領選挙」，『US Report』vol. 9
松本佐保（2019年）「米キリスト教保守は中国を敵視」，『産経新聞』，２月19日
ロバート・D・パットナム，デイビッド・E・キャンベル（2019年）『アメリカの恩寵―宗教は社会をいかに分かち，結びつけるのか』，柏書房
ロバート・N・ベラー，島薗進，奥村隆編（2014年）『宗教とグローバル市民社会―ロバート・ベラーとの対話』，岩波書店
Mark T Edwards（ed.）（2017）『Christian Nationalism in the United States』，MDPI AG

Abstract

Globalization and Religious Changes in the United States: Religious Rights and Politics

Katsuhiro SASUGA

Globalization has affected our understanding of the involvement of religion in politics and international relations. Despite increasing interdependence and integration between the states and people, global capitalism has promoted the inequality across regions, leading to disintegration of communities. How can we understand the new roles and positions of religion in social, political, and cultural spheres? This paper focuses on the rise of Religious Rights in the US and its influence on US politics. This article argues the changing nature of Christianity in the US and the revival of Religious Rights centered on evangelicals. Through an analysis of the religion to government relations, this article seeks to examine the impact of the evangelicals on US politics and how it is shaping and changing the nature of US foreign policy.

〔研究ノート〕

「記憶」を「記録」する：あるシベリア抑留経験者のオーラル・ヒストリー（2）

——満洲における兵役——[1)]

富樫 耕介*

5．入隊から歩兵第1期教育まで[2)]

昭和17年（1942年）1月10日[3)]に広島に集合するよう指示を受けた新一は，新潟県の直江津駅から夜行列車に乗車をしたが，列車には同じように入隊する人々が次々に乗車してきた。広島の宇品に着き，土屋旅館という宿舎に1泊することになった新一は，部屋割りの際に同郷の者が何人くらい一緒に来たのかが分かったという。「東頸城から来たのが12，13人いたな。「俺は大島村だ」，「こっちは安塚だ」，「松代だ」なんて言っていった。十日町も3人程いた。」[4)]

翌朝，小学校の運動場のような場所に集合させられた新一たちは，まだ軍服を着ていなかった。整列させられている彼らを前にして軍人が軍服等を支給し，一通り説明をした後，新一らはその場で裸になり着替えたという。新一によれば，「自分たちの着ていた服は，実家に送り返すから住所と名前を書いておけと言われた。おそらく田舎に送り返してくれたのじゃないかと思う」。これで新一たちは，軍服姿になったのである。

1月13日，宇品港より貨物船に乗り，瀬戸内海を通って朝鮮半島へと向かった。新一が「船は大きな輸送船で艦内は5階建て

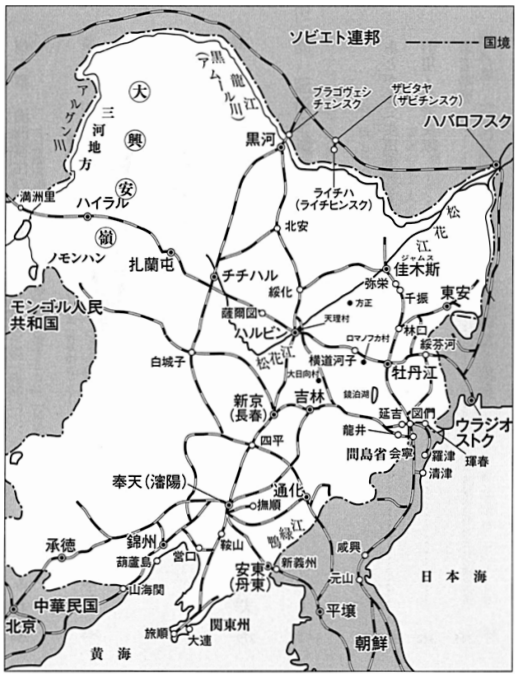

地図3　満洲国全図
出典：生田（編）（2015）

受理日2019年11月27日
＊教養学部国際学科講師

程の構造になっていた」と述べているので，これは陸軍輸送船の「宇品丸」かもしれない。陸軍輸送船の嚆矢とも言われる「宇品丸」だが，新兵にとって乗り心地は良くなかったようである。「炊事場にはでかい釜が三つくらい並んでいて，食事の時間になると，「○○県の ×× から来た者は集まれ！」と炊事係が連絡してくれるのだけど，瀬戸内海を通って玄界灘で荒れるから皆吐いた。そのうち食事をしたくないと言い始めた。」

船は２日後の１月15日，釜山に上陸し，一行は日本海側を汽車に乗って走り，元山（現在の北朝鮮）に着いた。その後，臨時列車に乗り，当時の朝鮮と満洲の国境の街・図們[5]を１月17日に通過，牡丹江を経由して19日にジャムス（佳木斯）市に到着した。

ジャムスは，現在の中国の最東部，ロシアとの国境沿いにあり，当時は日本の傀儡国家・満洲国三江省[6]の都市だった。「北向きの軍隊」と形容された関東軍においてもソ連と対峙する国境近くのジャムス近郊の第10師団（1940年より関東軍直属兵団としてジャムスに展開）は前線部隊であった。1939年のノモンハン事件によってソ連軍に惨敗した関東軍としては北からの脅威への対応は大きな課題であり，新一が入営する前年の昭和16年（1941年）には独ソ戦も始まり，陸軍及び関東軍には対ソ戦が現実味のあるものとして意識されていた（島田　2005，pp. 160-223）。

新一は，当時のジャムスについて「満人が10万人，第10師団が平時には２万だが，当時は戦時のため４万人いた。軍人の家族もいたし，ジャムスの街中には，一般の日本人もいて，皆官庁に関わる仕事に従事していた。牡丹江やジャムス郊外には満蒙開拓団がおり，農業等に従事していた。」と述べる。

新一がジャムスにいた頃（1942-45年）より，やや前のデータであるが，昭和15年（1940年）の満洲国国勢調査（兼橋・安富　2011，p. 16）によれば，ジャムス市の人口は約12万8500人とされており，概ね新一の理解と一致する[7]。また満洲国では，「五族協和」などがスローガンとして掲げられていた一方，国家運営は日系官吏（役人）によって行われていたと指摘されるが（山室　2004，pp. 167-188），新一も日本人は満蒙開拓団を除けば，官庁勤務か軍人・軍属であったと指摘している。

表１　第10師団の構成

旅団	連隊	衛戍地
歩兵第 8	歩兵第 39	姫路
	歩兵第 40	鳥取
歩兵第 33	歩兵第 10	岡山
	歩兵第 63	松江
	騎兵第 10	姫路
	野砲第 10	
	工兵第 10	岡山
	輜重兵第 10	姫路

出典：太平洋戦争研究会（2002，p. 100）

さて，新一たちが到着したのは，ジャムス駅から１時間程度歩いた姫路第39歩兵連隊[8]，通称646部隊の駐屯地であった。宇品からジャムスへ送られた初年兵は，兵庫，鳥取，新潟，秋田から合計100人であったと新一は述べる。この100名が１班25名の４個分隊となり，部屋割りをされた。兵籍簿は，兵種が衛生兵でジャムス第一陸軍病院要員として歩兵第39連隊第二中隊に入隊した旨，記載されている。この部隊で歩兵の第１期教育が開始された。

当時の陸軍では，初年兵を３期に分けており，第１期は入営後から３ヶ月間，第２期は入営か

ら6ヶ月間，第3期は第2期終了から11月下旬までであった[9]。第1期は，新兵の教育にはじまり，その兵種固有の戦闘法を教え，一通りの教育が終わると，「分業教育」，すなわち中隊ごとに分かれて専門の教育を施す（一ノ瀬　2009，pp. 50-51）。

新一によれば，教育は，25名で構成される教育分隊に1名の班長と2名の助手を含む28名を一つの単位とし行われた。新一たちを担当した教官は，新任少尉，班長も任官したての伍長――すなわち士官と下士官に成り立て（表2参照）――であり，相当に張り切っていたという。「1月から3月までの訓練（第1期教育）は，寒くて地面も凍り付いていて辛くて長かった。様々な階層の人間を一つの戦闘集団にまとめ，連隊意識を持たせるために極限のしごきが繰り返されたわけだ」と新一は述べる。

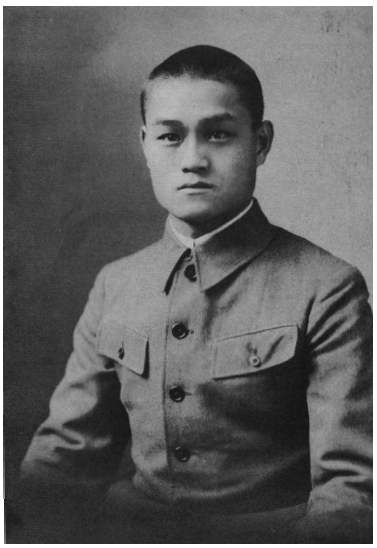

写真5　入営当初の新一

表2　陸軍の階級（終戦時）

将校（士官）	将官	大将、中将、少将
	佐官	大佐、中佐、少佐
	尉官	大尉、中尉、少尉
準士官		准尉
下士官		曹長、軍曹、伍長
兵		兵長、上等兵、一等兵、二等兵

出典：太平洋戦争研究会（2002）を参照の上，筆者作成

初年兵を苦しませるのは，このような過酷な訓練だけではなかった。教育分隊は，同じ内務班を構成する。内務班とは，兵営内における兵士の日常生活の最小単位で，各室に2年兵・初年兵十数名以上が雑居するもので，下士官（軍曹など）が班長となる。そして古兵による陰惨なリンチが行われるのも，この内務班である（吉田　2002，p. 138；一ノ瀬　2009，p. 50）。新一の教育分隊にも上等兵がついており，彼らが寝食を共に初年兵らを監視していたので，「訓練，内務班と心の安まる暇がなかった」という。

訓練は，朝の8時から夕方の4時まで行われ，その後，内務班（宿舎）に戻り，飯上げ（夕飯）は5時に当番を2人出し，食事に移るという。新一たちの兵舎は2階建で15中隊（1中隊250人程度）がいたと述べる。班付きの伍長（下士官）が内務班の監督だが，実際に寝食を共にするのは上等兵である。よって上等兵は，靴の履き方から洗濯の仕方まで軍隊生活のルールを教える役割を担っている。新一は，新潟の農村で貧しさに耐えてきたので，辛い訓練や理不尽な要求も黙ってこなしたようである[10]。言葉も軍隊用語に改めて，決められたこと忠実に守ったため，上等兵からはあまり殴られなかったという[11]。

しかし，新一いわく「涙と鼻水まみれ」という凄惨な訓練は，次々と落伍者や怪我人を生んだ。地面は凍っており，走ったりして転ぶと打撲や骨折などの大怪我をする。極限状態の訓練が終わった後も内務班での上等兵による体罰もあり，軍隊生活に馴染めない者は，肉体的にも精神的にも疲弊して行った。「そうして体調を崩して肺炎になったりして，宇品から来た100人

のうち，20名くらいは入院していった」。

新一によれば，初年兵の訓練期間中に娯楽や息抜きは殆どなかったという。「休養日に外出はできたけれども，上等兵が引率で付くだろう。当然，上等兵の目の届く範囲にいなければならないわけだ。だから，ただ単に見て回るだけだ。（ジャムスの）映画館に入っても，「何時にここを出るぞ」と指示されて，時間になると頭数を数えて「行くぞ」となる。１ヶ月に１回か，多くて２回は外出したかもしれない。（第１期は）３ヶ月だから，３，４回くらいだろう。」

外出の際には，内務班で管理している各自のお金を中隊事務所に行って必要な金額を引き出すことが可能であったという。但し，金額が多いと「何の目的に引き出すのだ」と詰問されることに加え，軍隊生活では生活必需品は支給されるので，外出時の飲食費や映画館のチケット代程度しか，そもそも使う当てがなかったとも新一は述べる。

こうして大した娯楽も息抜きもなく，凍てつく寒さの中で行われた悪夢のような第１期を終えると，初年兵は，原隊に復帰し，第二期教育を開始した。

６．ジャムス第一陸軍病院での第２期教育

新一によれば，第１期訓練の終わる３月末ごろにジャムス第一陸軍病院，通称791部隊から646部隊に迎えが来て，徒歩で陸軍病院へと向かったという。関東軍第38陸軍病院とも形容される，この部隊は，昭和８年（1933年）５月頃に浜江（ひんこう）省ハルビン（哈爾浜）市において設置された診療所に起源を持ち，同診療所要員を主体として昭和15年（1940年）７月に編成された[12)]。ジャムス第一陸軍病院は，第10師団の患者を収容・治療し，衛生業務を担当していた。

新一によれば，病院は，煉瓦造りの２階建てで，内部は白壁で清潔感があり，スチームで暖房されていたという。白衣を着た患者と白い作業衣，若い看護婦さん，全てが歩兵部隊と違っており，こんなところで勤務するのかと目を丸くしたという。新一が791部隊に配属された当時，第一陸軍病院は編成されて間も無く，新病棟は，昭和14年（1939年）に建築されたばかりだった。「部隊長は，田島中佐といって60歳くらいに見える背の低い百姓親父といった感じの軍医さんで，目を細めニコニコして，「可愛い坊やたちが戻って来た。一生懸命に訓練して立派な軍人になりなさい。」と言った。第２期の衛生兵教育は陽気の良い５月頃，ポカポカ暖かく野原は一斉に花がさき乱れ，気持ちが浮かれた。」

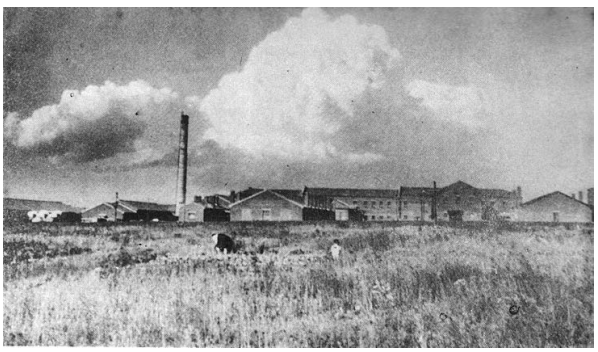

写真６　ジャムス第一陸軍病院（東側より撮影）
出典：佳木斯第一陸軍病院友の会（編）（1977）

新一たちは，791部隊から新たに軍服が支給され，歩兵教育中に着用していた宇品で支給された軍服を返却したという。こうして約３ヶ月間の第２期教育（衛生兵教育）が開始された。新一によれば，教育内容は，衛生兵に必要な知識を学ぶ軍医によ

る講義（学課）と，体の仕組みや救急救護などを学び実践する演習（実課）によって構成されたようである。参考のため，昭和15年（1940年）入営の衛生兵Hが戦後に記した教育日課と教育項目を表3にまとめた。

表3　教育日課と教育項目

教育日課	6時　起床、点呼	13時　教育再開
	7時　朝食	18時　夕食
	8時　教育開始	20時　点呼
	12時　昼食	21時　消灯
教育項目	(1)　看護兵教程	
	(2)　陸軍病院服務規則	
	(3)　衛生法及び救急法	
	(4)　担架教程	

出典：佳木斯第一陸軍病院友の会（編）(1977，pp. 38-39）より筆者作成

なお，実課と言っても単に実習をするのではなく，野戦で負傷した兵士を野戦病院に連れて行くというような課題が与えられ，それを演習として行うのである。新一によれば，負傷兵役が赤いタスキをかけており，それを4人1組が担架で運ぶ演習だという。病院の位置は，十字で示され，川があるなどの地形の設定，あるいは敵軍からの攻撃を想定しつつ，演習を行うという。当然，4人1組とはいえ，人を乗せた担架を運ぶのは容易ではなく，苦労したと新一は述べる。

このような訓練は，「担架教練」と形容されたが，その激しさについて昭和14-15年（1939-40年）にジャムス陸軍病院で初年次衛生兵教官として教育に当たっていた軍医中尉Sは以下のように語っている。「実課教育では，担架教練の猛烈な鍛え方がどんなに兵隊達を泣かせたことかと思う。病院近くのあの丘で…（中略）…擬装患者の兵隊を載せて4人で担架をかかえて…（中略）…どんなに辛かったろうと思うが，ここで鍛え上げなければ期待される関東軍の精鋭は育たないという信念から泣き出す一歩手前まで鍛え上げた思い出を忘れることができない。」（佳木斯第一陸軍病院友の会　1977，pp. 15-16）

こうした峻烈な演習に対して，講義を中心とした学課教育では，睡魔が一番の敵だったと新一は述べる。「講堂で話をするのは，地方から徴兵された医者で，それが軍医さんとなってやっている。1日午前・午後の両4時間，計8時間教育を受ける。昼間は兵隊の仕事をしているから眠くて目は開いていても気持ちは眠っている。講義内容を筆記しているのに字になっていない。眠ってしまうと，助手がすっとやって来て背中を強く叩く。驚いて起きると，助手が鋭く睨んでいる。」

ただ軍医の側もこうした状況を承知していた。先の軍医中尉Sは，「熾烈な内務班作業に疲労困憊の極にある兵隊たちは，たちまち口からよだれを垂らして眠ってしまうことは自分自身の初年兵時代の経験から充分承知していた」とし，指名して発言させたり，回答できない場合は立たせたり，策を講じていたようである。ただ，こうした軍医側の努力や助手による制裁も疲労困憊している初年兵たちには，ほとんど効果がなかったようである。200名を収容し，人で埋まった講堂では，時たま助手の竹刀が音を立てて飛んだと新一は述べる。

第1期教育では，あまり殴られなかった新一だが，第2期教育では違った。「軍隊の教育は徹底した集団教育で連帯責任を追求した。1人の失敗は全員の責任，戦いに勝つことが最終の目的で，それを短期間に達成するために連日ビンタの嵐が吹き荒れた。正当な理由など不要だった。」。古兵による暴力で新一の口の中は，常に切れていた。しかし，新一によれば791部隊

の部隊長，すなわち病院長は，私的制裁の撲滅を訴え，部隊内での暴力を禁止していたという。それでも毎日，消灯前の点呼の時間に初年兵は殴れたと新一は言う。

内務班における理由なき暴力は，当時の日本軍全体に蔓延していた大きな問題で，皆辛酸をなめた。しかも，どの内務班に移動しても初年兵である限りは暴力を受けることは避け難かった。それでも新一は恵まれていたかもしれない。なぜならば教育班長の軍曹は同県人であったからである。新一曰く，同郷ということで親身になって可愛がってもらったそうである。この軍曹は上越市の金井味噌の番頭さんで，戦後にも付き合いがあったそうである。

さて，第２期教育を終えると，初年兵（二等兵）の中から一等兵に昇格するものが現れるようになる。入営当初は全員が二等兵であるが，第１期教育を終えると若干名が上等兵候補者に選抜され，一般教育と共に特別教育を受けるのである。そして，入営６ヶ月後（第２期教育終了時）には成績によって若干の者は一等兵に進級する。入営１年後には，上等兵候補者の中から若干名は上等兵に進級し，それ以外の者も一等兵に進級する（一ノ瀬　2009，pp. 51-52）。

新一は，第２期教育終了後（昭和17年〔1942年〕７月10日），衛生一等兵に昇格したので，優秀な方に属していたと言える。無論，初年兵の２割程度は厳しい訓練や古兵による私的制裁等で肉体的・精神的に衰弱していく中で，新潟の貧しい百姓の出自を持ち，台湾奉公の経験もある新一が体力や忍耐力の面で厳しい軍隊生活にも適応できる能力を有していたことも大きかったと思われる。無駄口をきかず，黙々と作業をこなすという姿勢は，その後も一貫して観察できる新一の態度である。

新一が第２期教育を終えた1942年７月当時は，戦局はまだ日本有利で進んでいた。日本は，1942年５月までに戦略的攻勢を強め，東南アジアから太平洋にかけて広大な地域を短期間で占領した（吉田　2017，p. 14）。1942年６月のミッドウェー開戦で米軍に敗戦し，その後，連合国軍が反撃に転じる，まさにそうした時期である。新一によれば，当時の戦況については，司令部から様々な情報が寄せられ，その都度，上官が朝礼で説明したという。「あるいはラジオ，新聞もあったが，当然都合の悪い情報が載っていない。もっとも1942年の夏頃までは戦況も悪くなかったので，威勢のよい情報が中心だった。」

ちょうどこの時，即ち第２期教育を終えた部隊が一同に会し，関東軍特種演習に参加した。関東軍特種演習（通称・関特演）とは，1941年６月の独ソ戦を受けて，北満洲における対ソ戦を想定し，関東軍が41年7月に行なった最大規模の特殊演習を指す。この関特演を受けて，関東軍は未だかつてないほど膨張した（島田　2005，pp. 222-223）。当然，内地からの動員は元より満洲における動員も加速させた。新一らが参加した関特演は，1941年７月の関特演の継続演習であり，その翌年に行われたものであった（写真７参照）。

新一曰く，この関特演の集合写真では召集兵が沢山写っているという。当時の日本の制度では，満20歳になってから入営し，２年間の徴兵期間があったが，２年を終え除隊しても，有事の際には15年４ヶ月の予備役があった。当然，日中戦争勃発後は，有事となったので，予備役の兵士の割合は増加傾向にあった。予備役は，年齢も高く，家庭を持っていた既婚者が多かった（吉田　2002，p. 207）。新一は，写真の中央後列には召集兵が写っていると指差し，「召集兵なんて言うのは，35歳，36歳で，俺たち初年兵からすれば，おとっつぁんみたいなもんだ」

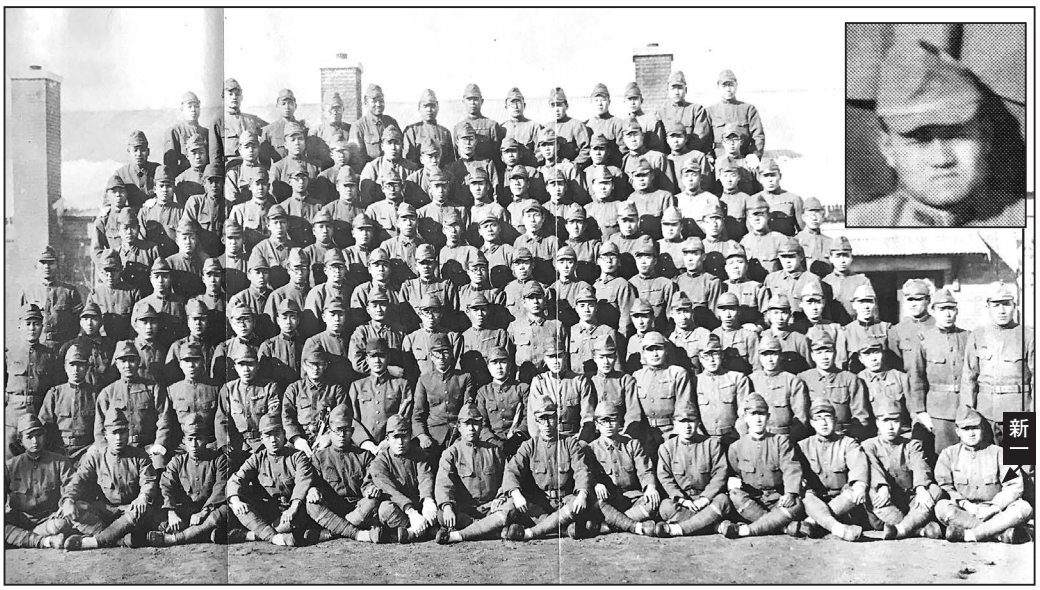

写真７　1942年７月の関特演における第791部隊集合写真

と述べた。第２期教育終了後の関特演を境として，召集兵も含め各人が部隊に配属され，ジャムス第一陸軍病院に残った定員は30人程度だったと新一は述べる。

７．ジャムス第一陸軍病院での勤務

第２期教育を終え，新一は歯科に配属された。「狭い場所に歯科医（軍医）が３人に，兵隊が５人位いる場所だった。初年兵が２人来たので，10人くらいになった。朝から歯医者の助手として働くようになったが，何一つ知らない中でやらないといけないので訳がわからない。既に配属されている兵隊が教えてくれるけれども，初めてのことなので理解できない。ぼんやりしていると殴られる。「何度言ったらわかるんだ！」ということで，どこに行っても殴られたり，蹴飛ばされたりというのが日常茶飯事だったので，もう慣れっこになっていた。」

新一曰く，ジャムス第一陸軍病院には，内科・外科・耳鼻科・歯科・伝染病科などがあり（図３参照），一通りの専門医がおり，入院定員は250名程度だったが，春先はその倍くらいの患者がいたという。これは初年兵が歩兵第１期教育，あるいは原隊復帰後の第２期教育において骨折や打撲などの怪我，結核などの病気にかかりやすいためである。新一は，当然歯科に関する知識など一切持ち合わせていないので，掃除や片付けなど雑役を専門とし従事したという。同年兵には鳥取で歯科技工をしていた職人がおり，重宝されたそうだが，このように入営前の専門性や技術が生かせるケースの方が稀だったとみられる。

第一陸軍病院では，午前中に外来，午後に入院患者と軍人家族の診断や治療を行うという。「患者は15～20人と部隊単位でまとまって検診に来るので，俺はその受付や順番の案内をする。

歯科医は３人いたけれども，午前中に各部隊から来た患者を100人位診るのだから大変だ。」午前中引っ切り無しに来る患者への対応は，雑役を専門とした新一でも対応するのが大変だったという。各部隊から団体で来た患者は，待合室や廊下を汚すので，そうした掃除も新一が行う。歯科外来が常に混雑し，患者が止めどなく来るのには理由があった。

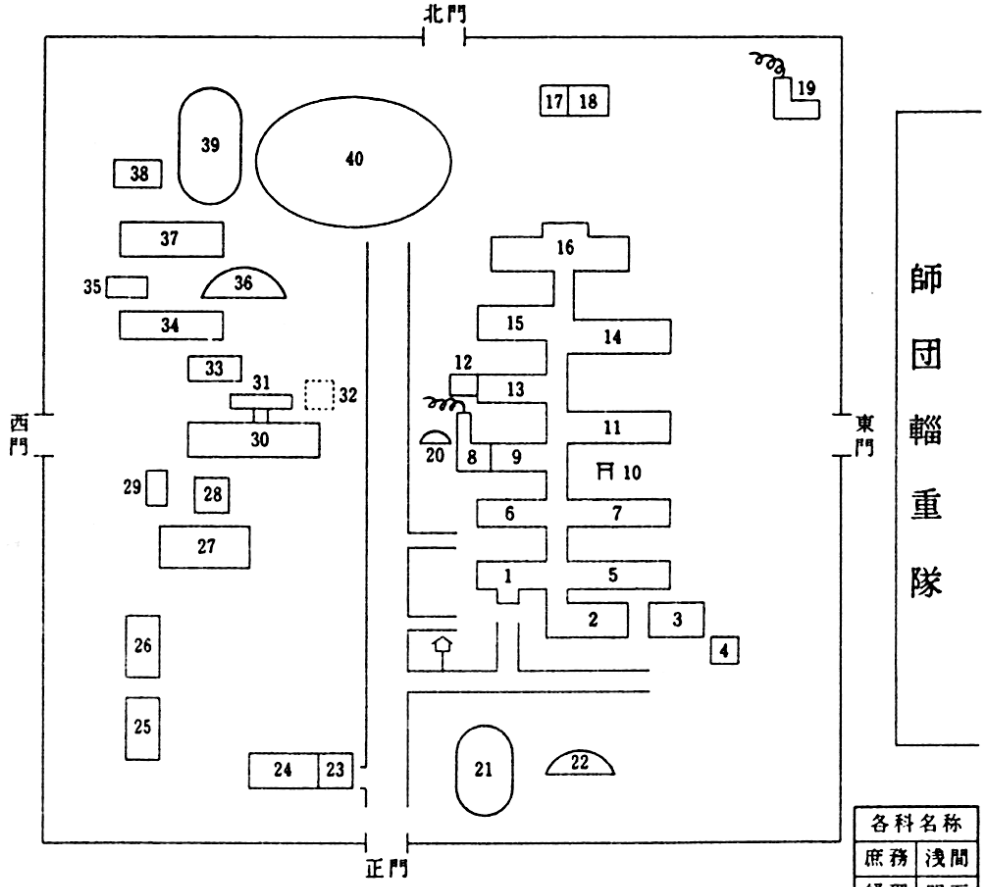

1	管理舎	11	楪名隊(外科)	21	薬草園	31	W C
2	娯楽室	12	動物舎	22	野菜貯蔵庫	32	物干場
3	家族診療所	13	筑波隊(病理)	23	衛門所	33	消毒場
4	温室	14	赤城隊(伝染)	24	車庫	34	倉庫
5	木曽隊(内科)	15	〃(急性伝染)	25	戦用車庫	35	養鶏場
6	手術室	16	仮病棟	26	機械室	36	氷貯蔵庫
7	木曽隊	17	解剖室	27	消毒	37	倉庫
8	気缶室	18	屍室	28	土俵	38	豚舎
9	炊事場	19	焼却場	29	W C	39	農園
10	敷島神社	20	石炭置場	30	富士隊(兵舎)	40	グラウンド

各科名称	
庶務	浅間
経理	明石
薬室	吉野
病理	筑波
診療	霧島
内科	木曽
外科	楪名
伝染	赤城
X線	伊吹
兵舎	富士
練成隊	金剛
女子挺身	菊水

図３　ジャムス第一陸軍病院見取図（昭和20年８月当時）
出典：佳木斯第一陸軍病院友の会（編）(1977)

実は，当時の日本軍の戦地医療の中でも最も遅れた分野が歯科治療であったのである（吉田 2017，pp. 9-11）。陸軍で歯科治療に当たっていたのは元来，嘱託の歯科医であり，1940年にやっと陸軍歯科医将校制度が創設されたものの，歯科医は明らかに人員不足であった。そもそも軍隊における作戦の展開において毎日の歯磨き等可能なわけがなく，さらに前線にあっては野戦病院に歯科医が配属されることは極めて少なかった。

兵士の間で虫歯は蔓延し（7～8割が虫歯もしくは歯槽膿漏（しそうのうろう）とされ），治療とは呼べない荒治療（正露丸を虫歯の穴に詰め込む等）を自ら行う者もいたという。歯痛や歯のぐらつきに我慢できず，陸軍病院に行った兵士が陸軍病院でも十分な治療を受けられないケースもあった（吉田　2017，pp. 94-96）。それだけ陸軍の歯科治療への対応は遅れており，歯科医が少なく設備も十分とは言えず，そして兵士の間で虫歯は蔓延していたため，患者は多数いたのである。

新一は歯科に1年半ほど，つまり昭和19年（1944年）2月頃まで勤務していた。新一は，同月に優秀な兵に与えられる精勤賞（せいきんしょう）を授与され，翌3月には衛生上等兵へと進級した。1月には初年兵も入営しており（但し，彼らが第1期教育期間中には接点はない），新一も歯科勤務に慣れ始めていた。新一は，休日には仲間と一緒に外出をし，映画を見たり街を歩きまわり満人街を珍しそうに物色していたという。なお当時の日本人街（ジャムス銀座）と満人街の写真が「佳木斯第一陸軍病院友の会」編纂の回想録に掲載されているが（写真8及び9），これを見ると，日本人街は舗装され街灯もあるが，満人街は泥道で豚が放し飼いされており，対照的である。

写真8　ジャムス銀座
出典：佳木斯第一陸軍病院友の会（編）（1977）

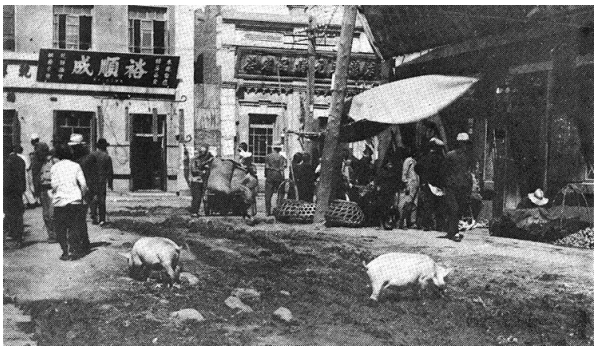

写真9　満人街
出典：佳木斯第一陸軍病院友の会（編）（1977）

その後，新一はレントゲン室に勤務替えとなった。新一によれば，レントゲン室は，主任の軍医の他に5人の兵隊が勤務していた。入院患者のレントゲン撮影と駐屯地部隊の結核予防のレントゲン検査がレントゲン室の任務であり，他に物理療法もあったという。結核は，当時有効な治療薬がなく「国民病」と呼ばれ，1932～44年の間に同死亡率は急速に上昇していた。軍隊内における結核の蔓延も深刻な問題であり，日中戦争の勃発以来1939年までに一個師団相当（約26000人）が結核で除隊していたとされる（吉田　2017，p. 93）。当時の結核対策は基本的に早

期発見と軍内感染予防のために入院させ，隊外に排除（転属）することにあったが，結核の温床は内務班における私的制裁などによる過労と衰弱も原因であった（吉田　2017，pp. 99-104）。

即ち，初年兵が入営し，歩兵訓練を開始，肉体的に疲弊したところに内務班での古兵からの私的制裁を受けると，たちまち結核に罹ってしまうのである。新一によれば，春先は結核の疑いのある患者だけではなく，初年兵が怪我をし，多数入院して来るというが，これに加え，分院において伝染病患者等が多くなると，第一病院に患者が搬送されて来るという。こうして過剰受入状態になると，廊下にベットを並べるなどして対応したが，「緊急病棟１部屋25人で，４部屋100人収容できるものが，この時期になると一杯になる」とのことであった。

ジャムス第一陸軍病院で収容しきれなくなると，ハルビンや旅順などの後方の病院へ移送するという。新一は，伝染病患者などに関しては，他に送られた後に元気になって戻ってくるような者を見た記憶がないという。「最悪なのは，廃人になってしまって，除隊して日本に送り返されるような人だな。それなりの数がいて，病院船に乗せられ日本に送り返される。」

患者の護送は，なかなか大変な業務であったようだ。新一によれば，ジャムスから四平，奉天，旅順（地図３参照）などに患者搬送をするが，その際に軍医１人と衛生兵３，４人で50～70人の患者を護送するという[13)]。「四平まで送るのに三泊四日位かかる。客車を２台位，護送専用に使う。さもなければ，ハルビンへ船で護送し，ハルビンから南満洲鉄道で四平まで送る。そうすると，向こうの病院が受け付ける。こういった患者護送がちょくちょくあった。」

新一も一度，患者護送のため，奉天まで行ったという。実は，新一の直ぐ上の姉，ミヨシ（六女）は夫と共に奉天に居住していた。夫は南満州鉄道の社員で，ミヨシは満鉄職員宿舎に住んでいたという。新一は，前もって内務班長に患者護送で四平や奉天に行く際は自分に行かせて欲しいと願い出ていた。ハルビンまでの患者護送はあってもそれよりも南に行くことは稀だった。それでも終戦までに一度だけそうした機会があったという。新一は，奉天への患者護送出張要員に決まり次第ミヨシに手紙を書き，奉天でミヨシとその幼な子に会ったという。軍隊生活で故郷や家族に思いを馳せる中，元気そうにしているミヨシとの再会は新一にとっても嬉しいものだったようである。

さて，当時の軍事医学の水準からすると，レントゲン検査によって結核患者であるのかを正確に判定すること自体が困難だったが，少しでもその可能性がある者を軍隊から排除するという対応がとられていた（吉田　2017，pp. 102-103）。つまり，レントゲン検査は結核対策において極めて重要な役割を担った。また怪我人も骨折か打撲かを判断するためにはレントゲン撮影が必要であった。従って，レントゲン室の業務は非常に忙しかったと新一は言う。新一によれば，レントゲンの写真は各１センチ四方くらいのフィルムに撮ったものであったが，それを連続撮影し，集合写真といって50人分位をまとめるという。その中で結核や肺炎の疑いのある患者のレントゲンを各部隊に送付する。各部隊では医務室においてフィルムを拡大鏡で確認する。そこで病名を判定し，患者ごとに振り分けて，どこの病院に送るのかを各部隊の医務官を決めたという。

新一は，レントゲン撮影の補助，レントゲン写真の現像，現像した写真への患者名や部隊名の記入，写真の振り分け，さらに患者の受付，片付け等の業務に従事したという。レントゲン

室では途中で兵士も減り，３人しかいなかったため，極めて多忙だった。歯科と同様，レントゲンも午前中は外来，午後は入院患者を対象としていたが，急患もおり対応に追われた。「暗室でのレントゲン現像も大変だった。原液を薬室から貰ってきて，一定の分量を一定の温度で混ぜて現像液や定着液を使って作業する。写真を現像液に何分，定着液に何分という手順もあって，今度はそれを乾燥室で乾かせて，その後，医者に渡す。患者を見ないがそれ以外の仕事は全てやった。」

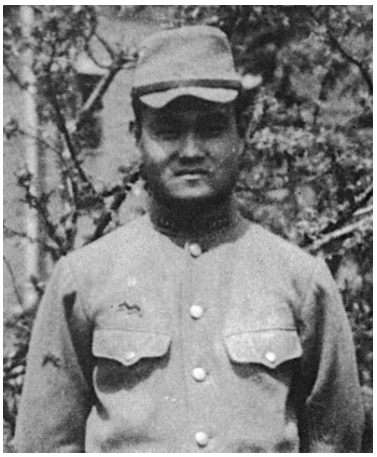

写真10　791部隊時の新一

新一によれば，ジャムスには第10師団とは別に飛行集団司令部があり，その隷下には１万人がいたという。加えて第10師団の隷下には入らない部隊，例えば独立工兵や捜査隊，情報機関員やその家族などもおり，これらの患者は全て陸軍病院に搬送されたという。飛行集団司令部は，車で１時間程度の離れた場所にあったそうだが，当時は「隼（ハヤブサ）」の愛称でも知られる一式戦闘機の訓練もしていた。ある時にその「ハヤブサ」の操縦士が訓練中に怪我し入院したとのことである。退院するとその操縦士は，「お礼」ということで「ハヤブサ」を操縦し，病院まで飛行して来て，病院の上で宙返りなどの妙技を見せてくれた。「最後に翼を横に振って帰って行ったのを見て，「あ〜，あの時の入院していた人が飛行機乗りだったのか」と後で気が付いたりしたものだ。戦況が悪くなり全部南方に取られるようになると，皆出て行ってしまうから，もうそんなことはなかった。最初のうちだけだった。」

8．戦況の悪化からソ連軍の侵攻へ

新一が歯科からレントゲン室に移って暫くすると，日本を取り巻く戦況は著しく悪化し，負け戦になっていった。日本は，この頃には徴兵年齢を19歳に引き下げ，予備役[14]や補充兵[15]，国民兵役[16]などを次々と徴集し，「根こそぎ動員」を行なった。単に妻子持ちの高齢な兵が増えただけではなく，検査を甘くしたため，体格の劣る者や病弱な者，そして精神障害や知的障害を抱える者も増えた。しかも，武器や装備が常に不足しており，提供される装備も劣悪化していった（吉田　2017，pp. 82-92，125-135）。

こうして動員を加速させたが，それでも戦況の悪化によって関東軍もまた南方に次々と主要な戦力を取られるようになってきた。新一は以下のように述懐する。「ある時，突然に非常呼集の声が掛かった。寝ぼけ眼をこすって並ばせられるが，早い者順だから自分がどこに並ぶのかは分からない。その隊列に向かって「この列は脇に出ろ。お前達は今日の昼までに準備して出発するぞ。」と突然命令される。誰がどこに行くのか分からないような状態だった。」

1941年の関特演を機会に史上最大規模にまで拡大した関東軍の戦力は43年夏頃から南方にとられ，44年頃には急激に減少して行った[17]。こうして在満要員は十分な武器を持たぬ予備兵，

補充兵，国民兵役，さらには満蒙開拓団らから構成されるようになった。新一は，「兵隊がどんどん南方に取られるようになってくると，ジャムスでも兵隊がいなくなってくる。要するに満洲は兵站基地で，ここから兵隊や武器・弾薬を前線に送る。満洲には開拓団がいるので，こういう人たちを徴集して兵隊にする。ところが開拓団は農民で，訓練なんて受けていないから銃の使い方も十分に分からないわけだ。そもそも武器もない。３人に一丁，５人に一丁なんて事になる。戦車や高射砲，爆撃機・戦闘機もかつてはジャムス近郊にたくさんあったが全て南方に行ってしまう。こうして無防備になったところで，ソ連の侵攻に備えて，十分な武器も与えられず，国境付近の詰所に満蒙開拓団のおとっつぁん達が頭数だけ揃えておかれている。そんな状態でソ連との国境を守れと言ったところでできるわけがないだろう。」と述べる。

新一が転属にならずに陸軍病院で勤務し続けることができたのは，偶然に過ぎなかった。新一の入営当初からこの時期までに軍医や衛生兵は転属で数が次々と減って行った。新一は言う。「衛生兵が足りないので，他の部隊に頻繁に派遣するわけだ。ただ，派遣は期限が来れば帰ってくる。しかし，転属は帰って来ない。転属で一番大きかったのは，終戦の１年くらい前にフィリピンに主力が行ったものだ。これは制空権も制海権も全くないような中で上陸作戦をやったわけだが，作戦も筒抜けでほぼ全滅してしまった。」

新一が述べる南方への転用とは，1944年７月に第10司令部のフィリピンへの転用を指す。ジャムス第一陸軍病院は，第10司令部の衛生管理業務を担っていたが，その第10司令部が南方へ転用させることとなったため，陸軍病院においても野戦病院編成の命令が下ったのである。

戦況が悪化すると，患者を移送し，長期療養をして原隊に戻すようなことができなくなったと新一は述べる。しかも，この頃に徴集される兵は病弱な者も多く，患者の数も減ることはなかった。加えて，上述のように衛生兵の数も減り，病院では慢性的な人手不足に陥った。新一は，様々な業務を兼務するようになったと述べる。「衛兵，門番の仕事も兵隊の数が徐々に減っていくので，割り当てが頻繁に来るようになった。衛兵は10人位が１日交代で勤務する。他の部隊では１週間位継続して衛兵勤務していたが，俺たちは１週間もしていると，本来の業務ができなくなる。だから１日交代だった。夕方の５時に病院勤務から帰ってくると，勤務表の黒板に「衛兵勤務」と書いてあって，それで１日勤務をする。」

入院患者が死亡すると，部隊から死体を引き取りに来るが，彼らが死体を引き受けるまで，死人の側には臨時で代理の屍衛兵を病院側がたてなければならない。これも人手が足りず新一達の業務となった。「患者が死ぬと裸にして病衣を着せて屍室に送る。屍室には解剖室と安置室があり，死人がそこにいる限り屍衛兵が立っている。屍衛兵は，通常は部隊からやって来なければならないのだが，部隊側も人出が足りず，連絡しても直ぐには来られない。到着するのにも時間がかかるし，遠方からやってくるとなれば，食事や休憩もさせないといけない。宿舎も提供していた。しかし，屍がある限り，屍衛兵は屍室に立っていなければいけないということだから，陸軍病院内部で数人が屍室に派遣されて交代制で衛兵として立つことになる。」

人手が足りなくなった陸軍病院は，ジャムス高等女学校の生徒150人を受け入れ，衛生救急教育を施した。それ以前から，召集兵と同様に「戦時召集状」という赤紙で召集された日赤看護婦に加え，陸軍に独自に採用された陸軍看護婦が既にいた。陸軍看護婦は，当初は内地から

資格のある看護婦を召集・募集していたが，それでは間に合わなくなり，陸軍病院が直接看護婦を養成するようになった。1944年に関東軍の立案で現地の高等女学校の在学生や卒業生を募集して，看護教育を行い，最短では4ヶ月の教育期間で従軍させた（生田　2016，pp. 37–43, 2017，pp. 54–57）。新一は，「入隊してきたのはオカッパの可愛らしい子供たちだったが，連日厳しい訓練が繰り返された」と述べる。

新一は，防空壕が掘られ爆風除けの堀が築かれるなど日に日に戦局の厳しさが迫ってきたと感じたという。次々と新一の同僚の衛生兵は転属で出て行ったが，戦局が悪化し，常に死と隣り合わせの前線部隊において衛生兵の存在は心の支えでもあった。しかし，新一は述べる。「衛生兵って言ったって別に何か特別なことができるわけじゃない。だけど，前線部隊で衛生兵と言ったら神様みたいなものだろう。何故ならば衛生兵しか頼れるものがないのだから。そうは言っても衛生兵は病院の手伝いや雑用をしていた程度だから，できることには限界がある訳だ。しかも戦闘での怪我では血管が切れて血が噴き出したりしても野戦病院だから，そもそも手術なんてできない。仮に担架でどこかに運ぶとなれば，複数人が必要になる。戦闘しながら，人員も少ない中で数人でも取られれば大変となる。」

新一が述べるように軍医や衛生兵にはできることに限界があった。また『戦陣訓』では「生きて虜囚の辱めを受けず」と記載され，捕虜になることを禁じていた。治療もできず，捕虜になることも許されない状況下で当時の日本軍では，衛生兵に落伍者の「処置」するか，落伍者自身に自殺を求めた（吉田　2017，pp. 58–74）。幸いにして新一にはそのような機会はなかったようだが，自分の命を守ってくれると信じていた衛生兵に「処置」される兵隊は非常に酷であった。同時に，このような「処置」の命令は，命を守る教育を受けていたのに殺害を実施せざるを得ない衛生兵にも精神的苦痛を与えた。

1945年8月6日に広島に原爆が投下され，8月9日にソ連軍が侵攻してきた。この頃に新一は，牡丹江に下士官教育を受けに出ていた。当時，ジャムスでは軍員の数が減っており，勤務が真面目なものが何人か下士官教育のために牡丹江の陸軍病院へと出された[18]。その中に新一もいたのである。本来であれば3ヶ月程度の下士官教育を受ける予定であったが，教育は突如途中で中止となり，新一たちは原隊に戻るよう指示を受けた[19]。しかし，新一曰く「ジャムスに戻ろうとしても，居留民が逃れてくる列車はあっても奥地のジャムスへ向かう汽車がなかなか来ない。駅で待っていると居留民を迎えに行く機関車が出るから，石炭を積んでいる車両の上に乗れと牡丹江の憲兵隊に指示され，それに乗ってジャムスへ向かった。」[20]

9．敗戦，そしてシベリアへの移送

「ジャムス第一陸軍病院略歴」によれば，8月9日の日ソ開戦後に病院は収容患者600名中，原隊復帰しうる者，約150名を牡丹江に護送し，牡丹江第一陸軍病院に引き継ぎ，一部患者をハルビンに護送した。その2日後，西田大尉以下の部隊の主力がジャムスを出発し，水路により方正へと向かったとある。

新一がジャムスに着いたのは，ちょうどこの頃，すなわち既に部隊の大部分は方正に撤退し

た後で，残りの部隊が待避準備をしている混乱した状態であった。新一曰く平地のジャムスは防御にもともと不向きであった。加えて，既にソ連軍は国境を越えたと言われており，後方の陣地に退却して戦うとの指令を受けて松花江から方正へ向かうことになった。だが，病院には移送できない感染症や重症患者もおり，加えて各種文書や資料，あるいは資材や設備を敵に渡さないという意味で陸軍病院や師団司令部などを燃やす必要があった。つまり，重病者は動かせないが，病院や各種施設もそのままにして残せない。結果的に重病者は「処理」されることとなった。

新一は後に戦友会の集まりで，当時伝染病科で勤務していた同郷の友人Sから「処置」の話を聞いたという。それは，ソ連軍が国境を越え侵攻して来る中で，ジャムス第一陸軍病院から退避しなければならない時の話であった。「伝染病患者は動かせないし，足手まといになる。当時，絶対安静が10人以上いたらしいが，回復の見込みはないし，ソ連軍は迫ってきているのだから，息の根を止める薬をやらなければならない。Sは軍医に「処置」するよう言われ，『直ぐには死なない。20分程度はかかるからな。』と薬を渡されたらしい。Sが薬を与えても，やっぱり直ぐには死なずに苦しんだ。軍医殿に聞いたら，あと5分は待ちなさいと言われ，待っていたら，死んでしまった。当時は，退避のために皆待っているわけだ。Sたちは集合に遅れたものだから，下士官は激怒した。Sは事情を説明したら，下士官も黙ったとのことだ。Sもずっと心の中に引っかかるものがあったのだろう。突然，戦友会の集まりで話したのだから。」

この頃，ジャムスの街は，既にソ連軍の空爆を受けて火が上がっており，満人も占領下での日本人に対する不平・不満もあり日本の敗戦を目前にして非常に敵意に満ちており，大混乱であった。こうした中ではあったが，ジャムス第一陸軍病院にいた女学生には親元の方が安心できるのではということで一度，親元に戻るよう指示が出たそうである。しかし，家族もどこに行ったかわからない，あるいは看護婦として軍人と共にあるべきだなどという責任感から陸軍病院要員と行動を共にすると病院に戻ってきた者が半数以上いたという（生田　2017，pp. 58-59）。

こうして8月13日に新一を含む部隊の残員（院長以下女性軍属等）は，ジャムスを出発し，主力へ追求するために水路で方正へと向かった。新一は，船に乗った時，平野を明るく照らし黒煙を上げて燃え上がる病院施設等を目にした。3日間かけて方正にたどり着き，主力部隊と合流した。そのわずか数日後，部隊はソ連軍によって武装解除させられた。新一は言う，「武装解除なんて言ったところで，そもそも武器なんて持っていないんだ。なんて事はない。直ぐにそんなものは終わる。」

新一が終戦について回想する時に最も心を痛め，思いを馳せていたのは，開拓団や在満邦人の置かれた苦境についてである[21)]。かつて満洲事変をして外務省を翻弄し（緒方　2019），満洲国建国とその後の運営に至っては陸軍参謀本部にも自らの主張を押し通し（山室　2004；島田　2005），「泣く子も黙る」と形容され威勢を誇った関東軍は，終戦前には南方に兵を取られ，張子の虎となっていた。そればかりか，関東軍司令部はソ連軍の進軍を前にして組織立って居留民を保護する事もしなかった。

国策によって満洲への移住が推進され[22]，その後は移民の定着のため，内地から「大陸の花嫁」として女性の送り出しも盛んに行われた（小川　1995，pp. 39-121）[23]。当然，彼らの入植先には本来，中国人が住んでおり，強制的・暴力的な農地の収奪は激しい反発と中国人による襲撃を招いた。従って初期の開拓団は武装移民として移住したが，満蒙の開拓は困難を極めた[24]。そうして，どうにか生活の場を築き上げた彼らに待っていたのは，ソ連軍の進軍，日本の敗戦，満洲国の崩壊，そしてその後の逃避行であった。

戦況が悪化しても，「空爆がなく内地よりも平和だ」と言われていた[25] 満洲の居留民は，戦争末期になってもソ連軍の進軍を予期していなかった。1945年5月にジャムス近郊の開拓団村に長野県から送り出され住んでいた女性は，以下のように述べている。「8月に入ってからは，畑で仕事をしていると毎日のように飛行機が二機，三機と飛んでくるんですよ。関東軍が演習しているにしては数が少ないし，一体何かなぁと話していたんです。男の人は，そのときはもうたいてい兵隊にとられて行ってしまっていましたから，なんとなく不安でしたけど…（中略）…まさか，ソ連がせめてくるなんて，考えたこともなかったですから。」（小川　1995，p. 42）[26]。

新一は，連日，開拓団婦女子が後方へ移動するのを方正で目撃していた。避難民は辺境から牡丹江，ハルビンへと都市に向かって延々と逃避行を続けていた。当然，最終的には日本への引き揚げを目的としていた。しかし，この避難の途中，ソ連機の爆撃や暴民の掠奪，襲撃が繰り返され，足手まといとなった老人は自決したり，2人の幼児を連れた母親が発狂したりし，どうにもならなくなった引率者はやむなく銃殺するという酷いこともあったと新一は後に知ることになる。「子供を抱えた親の苦労は言語に絶した。」

新一は，戦友会の会報に戦友から聞いた話を載せている。「山中をさまよい九死に一生を得た人々は，性も根も尽き果てて都市に辿り着き，一糸まとわぬ裸の上にやぶれた麻袋を腰に当て，中にはアンペラ[27] をぐるぐると巻きつけている哀れな女もいた。中国人たちは，ぞくぞくと流れ込んでくる避難民を，街頭の両側にたって“麻袋部隊”と蔑み嘲笑した。血だらけになった素足で親から離れまいと歩く子供たちは泣く力も持たなかった。ソ連軍が侵入したと言う知らせを受けた時には，すぐに関東軍が来て，撃退してくれるものと信じ切っていたのに，民間人は置いてきぼりにされてしまった。ラジオ放送も一回きりで，そのあとは何の放送もなく，軍からも本部からも連絡はなかった。」 そして新一自身も見た逃避行について以下のように述べている。「乳児を背負い小さな子の手を引き，泥まみれの裸足で，ただただ本能的に夢遊病者のように歩くだけ。9月の北満は寒い冬がそこまで来ていた。空腹と夜の寒さが追い討ちをかける。掠奪，暴行，集団自決の悲惨な目を覆う事態がこの後に起こった。」

小川（1995，pp. 130-176）は，開拓団など在満居留民の辺境から逃避行について当事者の経験談を文献や自らのインタビュー調査から紹介しているが，その内容は，新一が述べるように筆舌に尽くしがたいものである。乳幼児が逃避行の最中に水分不足や飢餓で衰弱し死亡したり，親，あるいは同行した兵隊によって殺害されたりした。あるいは，逃避行を共にする集団から遅れまいとする中で子どもを見失ったり，置き去りにせざるを得なかったり，中国人に託したケースなど悲劇は枚挙にいとまがない。

加えて女性の場合は，ソ連軍兵士に暴行されたケースのみならず，開拓団から中国人に売られたり，ソ連軍人への性的接待を強要されたりしたケースもあった。開拓団団員内部での性暴力もあった。戦争の終結によって，むしろ女性は性暴力の脅威に直面し，被害を被ったのである[28)]。このため，身の安全を守り，生き抜くために自ら中国人と結婚した場合も多い。辺境地域で開拓団の団長が異変に気がついた頃には関東軍兵士は皆退避していたという逸話（小川1995，pp. 170-172）からも明らかなように，在満居留民は「棄民」，関東軍や日本政府にいわば見捨てられたのである。そして，これは後に残留孤児や残留婦人などの問題を引き起こすことになる[29)]。

新一は言う。日本政府の無策，軍の無責任，被害は一番弱い民衆に降りかかる。指導者は自分のこと以外に考えが及ばない。新一は，戦争が終了した当初，「とにかく負けようと何だろうと終わったことが何よりだ。これで日本へ帰れる。」と考えていた。方正に逃れてからソ連軍の指揮下に入りジャムスへ再び北上するまで，約２週間程度，新一たちは方正に留まったと言う。新一たちが方正に到着した直後，司令部では倉庫を開けて，「これからどうなるか分からないが，持てるだけ食糧を持て」と指示したという。無論，病院勤務の衛生兵には食糧の容れ物など持ち合わせておらず，米や岩塩を布で包み懐や靴下に入れる程度だったと言う。その後，部隊はソ連軍の指揮下に入ったが，ソ連兵は時計や万年筆等は取り上げたが食糧は取り上げなかったと言う。

部隊略歴によれば，９月１日にジャムス到着後，将校，下士官，看護婦と部隊は区分され，９月６日にはジャムスを出発し，松花江を北上した。新一もジャムスに暫く留まっており，その間に徐々に他の部隊も到着し，その後，陸軍病院の要員は三つほどの集団に分けられたと述べている。当初，兵隊は，敗戦により帰国できると考えていたが，次第におかしいと思い始めたと新一は言う。「よく分からないうちに連れて行かれたが，ソ連兵はダモイ，ダモイと言っていた。ロシア語を分かる者もいて，それを聞いて説明してくれるわけだ。だから，日本に返してもらえるのではないかと最初は期待を抱いた。でも北上し，ハバロフスクに着いても西の方に向かうのだから，おかしいとは思うわけだ。それでも思ったところで，ソ連兵は銃剣で脅すのだから何もできない。もう，その時には敗残兵であり，団結や軍規もない。ただの浮浪者の一団になって，ノロノロと歩かせられていた。戦争に負けるとそうなってしまうのだろう。」

こうして船，鉄道，行軍などを経て９月中旬頃，新一たちジャムス第一陸軍病院の一員は，シベリアの地へと足を踏み入れたのである。

【（３）へ続く】

注

１）本稿は，『東海大学教養学部紀要』第49輯に掲載済みの原稿の続きである。本稿執筆に当たり，2018年に行った聞き取り調査に加え，2019年５月18日及び６月９日に各２時間程度，10月５日及び11月24日に１時間程度の追加聞き取り調査を行った。なお本稿の節番号及び地図・図表・写真番号は前稿を引き継ぐもの（続き番号）とする。

２）以下，本稿で用いた資料について説明する。まず新一の兵籍については新潟県に請求した兵籍簿を参照した。またジャムス第一陸軍病院については，戦後に佳木斯第一陸軍病院友の会（戦友

会）がまとめた回想録冊子（『行雲流水』）と会報（『佳院会会報』）があり，新一は会報の編集・印刷業務に携わっていたため，これらの資料を保管している。しかし，本稿執筆に当たっては十分な時間が確保できなかったため，回想録冊子に加え，会報数部にしか目を通せていないことを断っておきたい。これらの資料は今後研究に活用したい。

3）ジャムス到着までの旅程は，新一の口述に加え，上述の兵籍簿を参照した。

4）なお以下，特段の断りを入れない限り，引用符「 」で表記されているのは新一の発言や回想録から引用したものである。その際，（）は引用者（筆者）による補足である。新一以外の回想については，出典を明記する。但し，引用に当たって一部旧字体を改めたものがあることを断っておく。

5）当時は満洲国の間島（かんとう）省管轄の市だった。現在は，吉林省延辺朝鮮族自治州に属する市である。

6）1934年に満洲国に設置された省で，現在の黒竜江省北東部地域を指す。

7）なお兼橋・安富（2011）は，昭和16年の満洲国国政調査には不確実性があると指摘している。具体的には，調査時期である10月は，秋の短い満洲では作物の収穫の最盛期であり，故に出稼ぎ労働者の移動の激しい時期である。また国勢調査の6ヶ月前に満洲国の徴兵制度（国兵法）が定められ，満19歳の男性に徴兵検査と3年間の兵役義務が課せられる予定となった。すなわち，これに続き10月に実施された国勢調査では，青年男性の多くが忌避した可能性を指摘する。

8）正確には第10師団歩兵第8旅団歩兵第39連隊である。

9）第2期教育の3カ月間を2つ（1.5カ月）に分けて，それぞれ「第2期」，「第3期」とし，第3期教育を「第4期教育」と見なす分類もあるようである。なお陸軍では，教育の開始を12月1日，終了を11月30日とする学年暦を採用していたが，近衛歩兵連隊などの一部を除き，大部分の兵の実際の入営日は1月10日となっていた。新一の兵籍簿の「服役区分」にも「現役」・「昭和17年1月10日」という実際の入営日と共に学年暦上の入営月日「昭和16年12月1日」が付記されている。

10）尤も新一は，入営前に故郷で2年間の徴兵を終えた人々の話を聞く機会があり，軍隊における暴力，私的制裁については既に知っていたという。親戚からも「軍隊に入ったら何を言われてもされても素直に「はい」と答えるようにしろ」と言われていたと言う。

11）但し新一は班長当番（伍長の身の回りの世話）には泣かされたとも述べる。「食事の世話から，洗濯物，身のまわり一切が当番の仕事だった。一般の訓練，内務班等の仕事の他に伍長の世話をするのだから，目のまわる忙しさだった。その動作を絶えず助手の上等兵が目を光られていた。班長の下着は訓練で汗をかく。毎日洗わなければならなかった。氷水で洗うようなものだから，石鹸の泡が立たず泣かされた。おまけに乾かなかった。死ぬような苦労とはこのことだ。」

12）編成は軍令陸甲第14号により，編成時要員は150名（軍医4，下士官16，兵110，軍属5，看護婦20名）であった。なお，これらの情報は新一の兵籍簿を請求した際に同封されていた「佳木斯第一陸軍病院略歴」による。

13）なお新一によれば，旅順へは温泉療養なども兼ねて患者を移送するのであり，回復の見込みのない患者は旅順まで移送せずに日本に帰していたという。

14）2年間の徴兵期間を終えた者で，15年4ヶ月の予備役があった。

15）徴兵検査で乙種の評価を受けた者は，本来は原則として補充兵とし，甲種合格が少なかったり足りなかったりした場合に徴集された。しかし，日中戦争の長期化によって，第一乙種まで現役兵として徴集されるようになり，第二乙種が第一補充兵となり，新設された第三乙種が第二補充兵となった。また1940年には身体検査の基準が大幅に緩やかになった。基本的には，補充兵は現役に適した動員対象であるため，1944年頃には第三乙種も徴集されていた。

16）現役兵に適さないと判断され丙種の評価を受けた者は，第二国民兵役とされる。丙種は，身体上欠陥を抱えている者であり，元来，事実上の兵役免除に等しかった。また予備役を終えた者も第二国民兵役とした。

17）関東軍の転用については，島田（2005，pp. 222-229）を参照されたい。
18）新一曰く下士官教育を一緒に受けに行った人員は４名であったという。
19）新一によれば，下士官教育の内容は，毒ガス教育であったとのことである。
20）共にジャムスまで北上した要員は20名くらいであったという。「客車はなく，ただ石炭の上に腰掛け，汽車の黒煙を浴びながらジャムスへ北上した。」
21）当然，敗戦直後は，新一にも彼らの行く末は予想できず，戦後，シベリア抑留より帰還した後に惨状を知ることになる。また新一が見たのは，方正にいた際に南方へ逃れようとする居留民の一行の姿であったが，新一自身が述べるように「方正はまだ北の方で，そこから南方へ逃避行を続けなければならなかった」。なお新一の姉，ミヨシは奉天から家族での逃避行の結果，引き揚げ船に乗ることができたが，幼な子はチフスに罹り死亡した。これも復員後に聞いた話だと新一は付言する。
22）開拓団としての入植は，村単位で行われるケースが少なくなかった。新一の故郷にも開拓団の話はあったという。しかし，役場は積極的ではなかったという。新一は，「開拓団では１人あたり４ヘクタールの土地を与えると広告していた。長野県なんかは百姓でも俺らのところよりも酷かった。米作りなんかできずに材木の伐採をしているような百姓もいた。そんな者からしたら農地を４ヘクタールと言ったら大きなものだ。」と述べる。当然，新一の故郷では米作りをしており，米が取れるのに，わざわざ満洲に行くこともないと百姓も役場も考えていたようである。
23）満蒙開拓団や「大陸の花嫁」については，多数の書籍・論文があるが，本稿で取り上げているジャムスや方正近郊に特に焦点を当てているのが，小川（1995）である。
24）こうした困難を国も軍も把握しており，それ故に陸軍病院においても開拓団は優先されていたと新一は述べる。例えば，陸軍病院では，軍員の家族に医療を提供する家族診療所において開拓団を診察していた。診察を希望する団員は，開拓団員としての証明書を持ってきて診察を受けると医療費は無料になったと新一は述べる。また病院では救急車両があったが，冬場にはこうした車両が医療の必要な開拓団員を迎えに行ったという。新一曰く，匪賊と呼ばれる土地を日本人に収奪された中国人農民等の襲撃を備え，兵隊もこの車両には同乗した。
25）ジャムス第一陸軍病院（通称791部隊）の病院長（部隊長）として1944年11月に着任した長谷川氏は，戦友会編纂の回想録にて「その頃の戦況は，次第に日本に不利となり，遂に本土も敵機の空襲を受けるようになって来たのですが，まだ満洲では平静で，危い内地から家族を呼び寄せようかと考える程でした」と記述している（佳木斯第一陸軍病院友の会：1977，p. 2）
26）中略は引用者（本稿筆者）による。
27）アンペラとはカヤツリグサ科の多年生植物であり，茎は80センチほどの長さに成長する。この茎を編み込み敷物として使ったり，あるいは砂糖袋などとして用いたりした。ここでは，こうしたアンペラの茎で編み込んだ敷物等を単に体に巻きつけている女性が避難民にいたということである。
28）看護婦たちも性暴力の脅威に直面したが，これについては，生田（2016，pp. 47-51，2017，pp. 59-61）を参照のこと。「大陸の花嫁」など開拓団女性に期待された役割と女性が受けた性暴力に関しては，小林（1995）に加え，松田（2018）を参照されたい。「満洲女性移民」に対する戦時性暴力における日本人内部の加害―被害関係については，猪俣（2015）を参照されたい。
29）戦後に残留婦人が置かれた苦難については，小川（1995，pp. 178-235）を参照されたい。

参考文献

生田美智子（編）（2015）『女たちの満州：多民族空間を生きて』大阪大学出版会
――（2016）「終わらない戦争・シベリア抑留：佳木斯第一陸軍病院の看護婦たち」『セーヴェル』第32号，pp. 35-51

――（2017）「もう一つのシベリア抑留：女たちのシベリア抑留」『軍事史研究』第53巻第3号，pp. 51–75
一ノ瀬俊也（2009）『皇軍兵士の日常生活』講談社現代新書
猪俣祐介（2015）「ホモソーシャルな戦争の記憶を越えて」『軍事史研究』第51巻第2号，pp. 94–115
緒方貞子（2011）『満州事変：政策の形成過程』岩波書店
小川津根子（1995）『祖国よ：「中国残留婦人」の半世紀』岩波新書
小熊英二（2015）『生きて帰ってきた男：ある日本兵の戦争と戦後』岩波新書
兼橋正人・安冨あゆみ（2011）「1940年国際調査にみる「満州国」の実相」『アジア経済』第52巻第2号，pp. 2–22
島田俊彦（2005）『関東軍：在満陸軍の独走』講談社学術文庫
佳木斯第一陸軍病院友の会（編）（1977）『行雲流水』本山印刷所
太平洋戦争研究会（2002）『日本陸軍がよくわかる事典』PHP文庫
松田澄子（2018）「満州へ渡った女性たちの役割と性暴力被害」『生活文化研究所報告』第45号，pp. 21–35
本山新一（1991）『70年の歩み』プリントハウス本山
――（1998）『激動の昭和を生き抜いて』プリントハウス本山
山村信一（2004）『キメラ：満洲国の肖像【増補版】』中公新書
吉田裕（2002）『日本の軍隊：兵士たちの近代史』岩波新書
――（2017）『日本軍兵士：アジア・太平洋戦争の現実』中公新書

〔報告〕

秦野市名古木の水田に生育する種子植物

諏訪部 実紀*・石井 寛紀*・市川 佳奈*・伊東 和輝*・要 智也*・
川島 大誠*・管野 瑛人*・清水 森香*・新海 正太*・竹田 有太郎*・
鶴井 葉月*・山田 明史*・山谷 光人*・室田 憲一*・藤吉 正明*

はじめに

名古木（ながぬき）は，秦野市の東部に位置しており，田畑や雑木林などの緑地を中心とした里地里山的景観が残された地域である。そこは緩やかな丘陵と谷間が入り組んでおり，その一部の地形を利用して階段状の棚田が形成されている。また，名古木は，「神奈川県の生物多様性ホットスポット」に選定されており，希少種や保全すべき種が集中して生育・生息する場所となっているため，生物多様性の保全上重要な地域である。秦野市では，2005年より里地里山保全再生モデル事業がスタートし（里地里山保全再生モデル事業2005），地元行政を中心とした「生き物の里」と呼ばれる水辺生物保全地区の維持管理活動（秦野市役所2016）や多くの市民ボランティアグループによる水辺環境の保全を目的とした活動が進められており，名古木にはその「生き物の里」全６ヶ所のうち２ヶ所が存在している。

名古木の「生き物の里」付近では，高橋ほか（2007）及び藤吉ほか（2010）において，１年程度の短期的な植物相の調査が実施されてきた。それらの報告では，水田を代表とするコナギ，オモダカ，チョウジタデ，コオニタビラコ等の植物が記録され，また，水田周辺の草地ではワレモコウやツリガネニンジン，ノアザミ等多くの草原性植物も確認されている。さらに，藤吉ほか（2019）では，絶滅危惧種に指定されているミズオオバコやイトトリゲモ，ミズニラ，イチョウウキゴケも発見される等，良好な水田環境が残されていることが明らかになっている。しかしながら，近年，農業就労者の減少や生活形態の変化により，名古木の棚田が放棄され休耕田等も少しずつ増えつつあるのが現状である。そのため，生物多様性の観点から，名古木の棚田においてどのような水田植物が存在しているのか，それらの記録を詳細に長期的な形で残していくことが望まれている。

名古木の一部の水田には，農業機械を使わない手作業による米作りが行われている棚田が存

受理日2019年11月27日
＊教養学部人間環境学科自然環境課程

在しており，その棚田には素掘りの水路や小川，本田，畦畔，斜面及び法面草地等，多様な微環境が存在している。そこで，その水田の様々な環境にどのような植物が定着しているのかを明らかにするため，2016年11月から2019年11月までの約３年間，植物相の調査を実施した。それらの結果を以下に示す。

方法

調査地は，名古木の棚田とし，そこはNPO法人自然塾丹沢ドン会の水辺生物保全活動の場所にもなっている（図１）。そのNPO団体は，1992年３月に設立されて以来，里山棚田の復田や雑木林の管理活動を通じて生物多様性の保全を目指している団体である。本調査地の棚田においては，2002年から保全活動が行われ，素堀の水路作りや水田内の代掻き，周辺草地の刈り取り，竹林の伐採，水田内侵入樹木の伐採等の休耕田を元に戻す復田活動が実施されており，その活動面積は徐々に広がりを見せている。

本調査では，調査地内の水田草地環境を本田草地，畦畔草地，斜面草地，乾斜面草地，渓流草地，林縁草地の６タイプに区別した（図２）。調査地内の気温は，2018年１月27日の－8.1℃

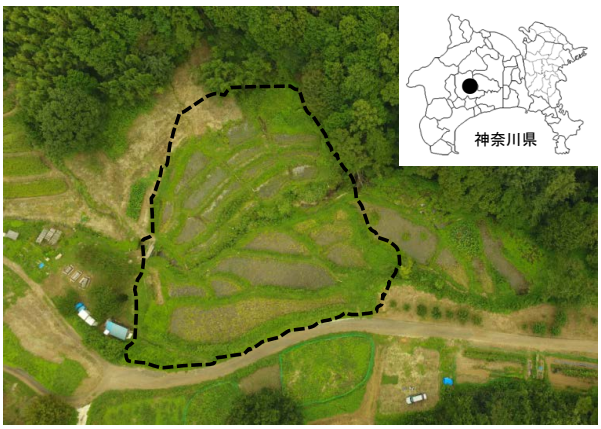

図１　秦野市名古木の水田
破線内が植物相の調査を行った範囲

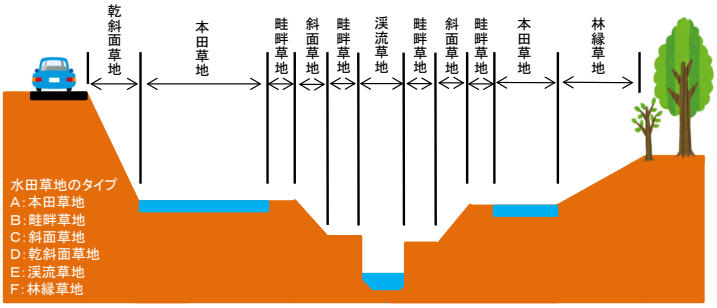

図２　水田の地形と草地タイプ

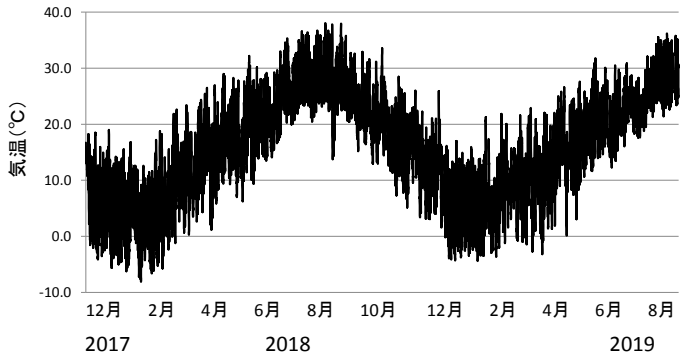

図 3　調査地の気温の変化

から2018年 8 月10日の38.0℃の範囲で変化した（図 3 ）。 6 タイプの草地の pH の値を測定したところ，平均値は約6.5であり，各草地タイプにおいて値に大きな差異はなかった（図 4 A)。本田草地は，畦畔で囲まれたイネの植え付けが行われる場所を示している。そこでは，農業機械を使わない手作業による米作りや化学肥料を使わず米ぬか等の有機肥料を用いた栽培方法が実施されている。本田の水分率（約80％）は，イネが栽培されることや 1 年を通して斜面から湧水が湧き出ているため， 6 タイプの中で最も高い値となっていた（図 4 B)。畦畔草地は，水田内の通路や，本田間の仕切りとして生み出された環境である。そこは，稲作栽培を通して人が通行する道になっていることから土壌が踏み固められており， 6 タイプの中で最も硬度が高い状況となっていた（図 4 C)。斜面草地は，棚田の斜面部分に生み出された環境であり，稲作栽培において定期的に草刈りが行われている。その環境では，斜度が約35度となっていた（図 4 D)。乾斜面草地は，斜面草地と同様の斜度であり，棚田の最上部に位置しているため，斜面草地より乾燥した環境になっていた（図 4 B，D)。渓流草地は，土手の崩落により垂直的な部分が一部存在しており，また川岸については土砂の堆積で緩やかな傾斜となっていた。そのような多様な環境を有しているため，水分条件や傾斜の変化が大きい環境となっていた（図 4 B，D)。林縁草地は，本調査地の隅に位置しており，雑木林に光を遮られていることから，光環境があまり良くなく湿った場所となっていた（図 4 B)。また，林縁草地は，本田から離れた場所に位置しており，有機肥料の影響を受けていないのか，可給態リン酸の値は 6 タイプの中で最も低い値となっていた（図 4 E)。

調査期間は，2016年11月から2019年11月までの期間とし，基本的に毎月 2 回の調査（合計74回）を実施した。調査方法は，調査地内に生育している植物を見落としがないように隈なく調べ，植物を採取した後押し葉標本を作製した。それに加えて，それらの定量的な把握のため，おおよその個体数及び平面的な広がり具合を記録した。採取した標本の同定においては，神奈川県植物誌調査会編（2018）及び日本の野生植物（大橋ほか2015，2016a，2016b，2017a，2017b）を用いて，目視観察及び実体顕微鏡による詳細な形態観察を行った。植物種名と学名の記載は，神奈川県植物誌調査会編（2018）に従った。

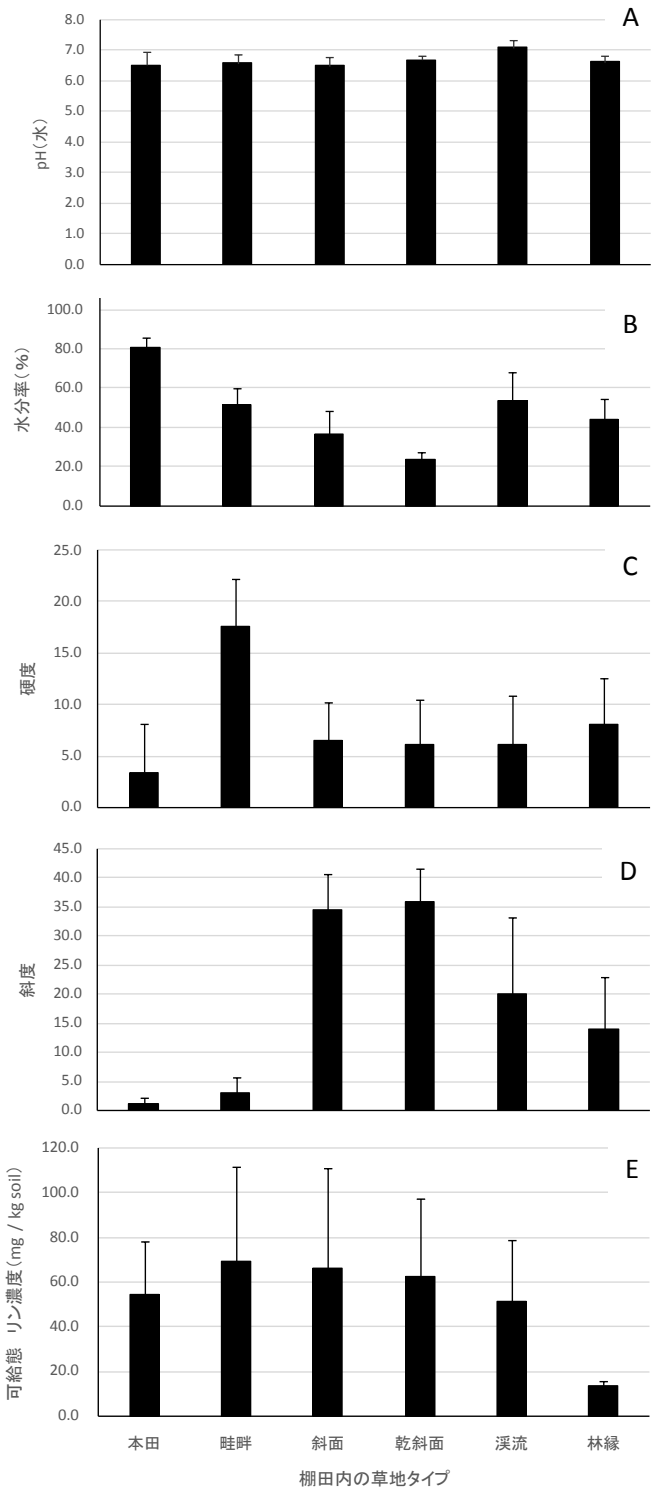

図 4　草地タイプごとの生育微環境の特徴

結果および考察

約３年間にわたる長期間の調査の結果，種子植物として合計60科235種の植物が確認された（表１）。本調査において特に多く確認されたのは，チガヤ，ススキ，ヨシ等のイネ科37種，コオニタビラコ，モトタカサブロウ，カントウヨメナ等のキク科35種，タマガヤツリ，ヒンジガヤツリ，イヌホタルイ等のカヤツリグサ科14種であった。過去の調査（高橋ほか2007）においても同様に，イネ科，キク科，カヤツリグサ科では多くの種が確認されていることから，これらの種が棚田に形成されている草地の優占種もしくは代表種ということができる。

本研究で確認された植物は，種によりその分布パターンは様々であったが，本報では多様な環境に生育していた種と逆に限定された微環境で生育していた種の大きく２つのタイプに分けて結果を示す。まず，多様な環境で見つかった植物としては，ツユクサとウシハコベが挙げられ，それらは全て６タイプの草地で確認された（図５）。また，全てではなかったもののほとんどの草地環境（５タイプ）で確認された種は，ミゾソバ，ドクダミ，トボシガラ，コブナグサ，ジュズダマ，タネツケバナの６種であった（図５）。これらの植物は，水分条件の高い本田や渓流草地などの場所から乾燥した環境になっている斜面や乾斜面草地，または人為的な攪乱の非常に強い畦畔や定期的な草刈りが行われている斜面草地などの多様な環境で確認された。これらの植物のうち，トボシガラとドクダミは多年草であるものの，その他の植物は全て一年草となっており，発芽・定着した後に短期間で成長し，開花・結実を行う定着又は適応能力の高い植物であった。

次に，局所的な環境としては，調査地内に６タイプ存在するため，微環境別に示していく。稲作が行われている本田草地で確認された種は，ウキクサ，オモダカ，ミズオオバコ，イトトリゲモ，コナギ，タマガヤツリ，マツバイ，ミゾハコベ，タウコギ等の21種の植物であった（図５）。また，その本田で確認された合計種数は57種であり，その多くは一年草（越年草含

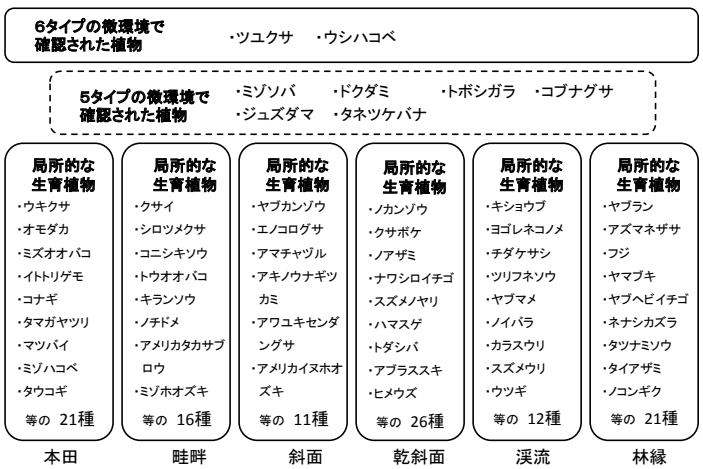

図５　広範囲で確認された種と草地タイプごとの局所的な生育植物

表1　秦野市名古木の種子植物相

科名	種名	学名	科名	種名	学名
ドクダミ科	ドクダミ	*Houttuynia cordata*	ウリ科	アマチャヅル	*Gynostemma pentaphyllum*
ショウブ科	ショウブ	*Acorus calamus*		カラスウリ	*Trichosanthes cucumeroides*
サトイモ科	コウキクサ	*Lemna minor*		スズメウリ	*Zehneria japonica*
	ウキクサ	*Spirodela polyrrhiza*	カタバミ科	カタバミ	*Oxalis corniculata*
	ミミガタテンナンショウ	*Arisaema limbatum*		オッタチカタバミ	*Oxalis dillenii*
オモダカ科	オモダカ	*Sagittaria trifolia*		ムラサキカタバミ	*Oxalis corymbosa*
	クワイ	*Sagittaria trifolia "Caerulea"*	オトギリソウ科	コケオトギリ	*Hypericum laxum*
トチカガミ科	ミズオオバコ	*Ottelia alismoides*	ミゾハコベ科	ミゾハコベ	*Elatine triandra*
	イトトリゲモ	*Najas japonica*	スミレ科	タチツボスミレ	*Viola grypoceras* var. *grypoceras*
ヤマノイモ科	ヤマノイモ	*Dioscorea japonica*	トウダイグサ科	ヨコニシキソウ	*Euphorbia maculata*
	オニドコロ	*Dioscorea tokoro*		エノキグサ	*Acalypha australis*
ユリ科	ホトトギス	*Tricyrtis hirta*	コミカンソウ科	コミカンソウ	*Phyllanthus lepidocarpus*
ラン科	ネジバナ	*Spiranthes sinensis*	フウロソウ科	ゲンノショウコ	*Geranium thunbergii* var. *thunbergii*
アヤメ科	キショウブ	*Iris pseudacorus*	ミソハギ科	ヒメミソハギ	*Ammannia multiflora*
ワスレグサ科	ヤブカンゾウ	*Hemerocallis fulva*		キカシグサ	*Rotala indica* var. *uliginosa*
	ノカンゾウ	*Hemerocallis fulva* var. *disticha*		ミソハギ	*Lythrum anceps*
ヒガンバナ科	ノビル	*Allium macrostemon*	アカバナ科	チョウジタデ	*Ludwigia epilobioides*
	ハナニラ	*Ipheion uniflorum*		コマツヨイグサ	*Oenothera lachiata* var. *lachiata*
クサスギカズラ科	ツルボ	*Barnardia japonica*		メマツヨイグサ	*Oenothera biennis*
	ヤブラン	*Liriope muscari*		ミズタマソウ	*Circuea mollis*
	ジャノヒゲ	*Ophiopogon japonicus*	アブラナ科	ナズナ	*Capsella bursa-pastoris* var. *triangularis*
ツユクサ科	マルバツユクサ	*Commelina benghalensis*		セイヨウアブラナ	*Brassica napus*
	ツユクサ	*Commelina communis*		タネツケバナ	*Cardamine occulta*
	イボクサ	*Murdannia keisak*		オランダガラシ	*Nasturtium officinale*
ミズアオイ科	コナギ	*Monochoria vaginalis*	タデ科	スイバ	*Rumex acetosa*
イグサ科	クサイ	*Juncus tenuis*		ギシギシ	*Rumex japonicus*
	コウガイゼキショウ	*Juncus prismatocarpus*		ナガバギシギシ	*Rumex crispus*
	イ	*Juncus decipiens*		ソバ	*Fagopyrum esculentum*
	スズメノヤリ	*Luzula capitata*		ミズヒキ	*Persicaria filiformis*
カヤツリグサ科	ヒンジガヤツリ	*Cyperus leptocarpus*		ミゾソバ	*Persicaria thunbergii* var. *thunbergii*
	ヒメクグ	*Cyperus brevifolius* var. *leiolepis*		アキノウナギツカミ	*Persicaria sieboldii*
	カワラスガナ	*Cyperus sanguinolentus*		シロバナサクラタデ	*Persicaria japonica*
	アゼガヤツリ	*Cyperus flavidus*		ヤナギタデ	*Persicaria hydropiper*
	カヤツリグサ	*Cyperus microiria*		イヌタデ	*Persicaria longiseta*
	ハマスゲ	*Cyperus rotundus*	ナデシコ科	オランダミミナグサ	*Cerastium glomeratum*
	タマガヤツリ	*Cyperus difformis*		ノミノフスマ	*Stellaria uliginosa* var. *undulata*
	ヒメテンツキ	*Fimbristylis autumnalis*		コハコベ	*Stellaria media*
	ヒデリコ	*Fimbristylis littoralis*		ミドリハコベ	*Stellaria neglecta*
	マツバイ	*Eleocharis acicularis* var. *longiseta*		クシハコベ	*Stellaria aquatica*
	オオハリイ	*Eleocharis pellucida*	ヒユ科	イヌビユ	*Amaranthus blitum*
	イヌホタルイ	*Schoenoplectiella junceides*		ヒナタイノコヅチ	*Achyranthes bidentata* var. *tomentosa*
	マスクサ	*Carex gibba*	ウツギ科	ウツギ	*Deutzia crenata*
	ヒゴクサ	*Carex japonica*	ツリフネソウ科	ツリフネソウ	*Impatiens textorii*
イネ科	エゾノサヤヌカグサ	*Leersia oryzoides*	サクラソウ科	オカトラノオ	*Lysimachia japonica* var. *japonica*
	アズマネザサ	*Pleioblastus chino* var. *chino*	アカネ科	ハシカグサ	*Neanotis hirsuta*
	ドジョウツナギ	*Glyceria ischyroneura*		ヘクソカズラ	*Paederia foetida* var. *scandens*
	クサヨシ	*Phalaris arundinacea*		ヤエムグラ	*Galium spurium* var. *echinosperm*
	ヒメコバンソウ	*Briza minor*	キョウチクトウ科	コバノカモメヅル	*Vincetoxicum sublanceolatum* var. *sublanceolatum*
	スズメノテッポウ	*Alopecurus aequalis* var. *amurensis*	ムラサキ科	キュウリグサ	*Trigonotis peduncularis*
	スズメカタビラ	*Poa annua* var. *annua*	ヒルガオ科	ネナシカズラ	*Cuscuta japonica Choisy*
	トボシガラ	*Festuca parvigluma*		ヒルガオ	*Calystegia pubescens* var. *japonica*
	ネズミホソムギ	*Lolium* × *hybridum*		マメアサガオ	*Ipomoea lacunosa*
	イスムギ	*Bromus catharticus*		ホシアサガオ	*Ipomoea triloba*
	キツネガヤ	*Bromus remotiflorus*	ナス科	ワルナスビ	*Solanum carolinense*
	カモジグサ	*Elymus tsukushiensis* var. *transiens*		イヌホオズキ	*Solanum nigrum*
	ミズタカモジグサ	*Elymus humidus*		アメリカイヌホオズキ	*Solanum ptychanthum*
	タチカモジ	*Elymus racemifer* var. *japonensis*	オオバコ科	オオバコ	*Plantago asiatica* var. *asiatica*
	メヒシバ	*Digitaria ciliaris*		トウオオバコ	*Plantago japonica*
	コメヒシバ	*Digitaria radicosa*		タチイヌノフグリ	*Veronica arvensis*
	イヌビエ	*Echinochloa crus-galli* var. *crus-galli*		オオイヌノフグリ	*Veronica persica*
	ケナシミザサ	*Oplismenus undulatifolius* var. *undulatifolius*	アゼナ科	アゼナ	*Lindernia procumbens*
	スカシタゴ	*Paspalum thunbergii*	キツネノマゴ科	キツネノマゴ	*Justicia procumbens* var. *procumbens*
	チカラシバ	*Pennisetum alopecuroides*	シソ科	キランソウ	*Ajuga decumbens*
	キンエノコロ	*Setaria pumila*		タツナミソウ	*Scutellaria indica* var. *indica*
	コツブキンエノコロ	*Setaria pallidefusca*		ヤマハッカ	*Isodon inflexus*
	アキノエノコログサ	*Setaria faberi*		アキノタムラソウ	*Salvia japonica*
	エノコログサ	*Setaria viridis* var. *viridis*		ハッカ	*Mentha canadensis* var. *piperascens*
	スズメヒエ	*Paspalum thunbergii*		トウバナ	*Clinopodium gracile*
	トダシバ	*Arundinella hirta*		カキドオシ	*Glechoma hederacea*
	アブラススキ	*Eccoilopus cotuliferi*		イヌゴマ	*Stachys aspera* var. *hispidula*
	コブナグサ	*Arthraxon hispidus*		オドリコソウ	*Lamium album* var. *barbatum*
	ジュズダマ	*Coix lacryma-jobi*		ヒメオドリコソウ	*Lamium purpureum*
	フシゲチガヤ	*Imperata cylindrica* var. *koenigii*		ホトケノザ	*Lamium amplexicaule*
	ササガヤ	*Leptatherum japonicum* var. *japonicum*	サギゴケ科	トキワハゼ	*Mazus pumilus*
	ススキ	*Miscanthus sinensis*	ハエドクソウ科	ミゾホオズキ	*Mimulus nepalensis*
	ヨシ	*Phragmites australis*	キキョウ科	フリガネニンジン	*Adenophora triphylla* var. *japonica*
	チゴザサ	*Isachne globosa*		ノアザミ	*Cirsium japonicum*
	カゼクサ	*Eragrostis ferruginea*		タイアザミ	*Cirsium nipponicum* var. *incomptum*
	ネズミノオ	*Sporobolus fertilis* var. *fertilis*		キツネアザミ	*Hemistepta lyrata*
	オヒシバ	*Eleusine indica*		ヨメニタビラコ	*Lapsanastrum apogonoides*
ケシ科	ムラサキケマン	*Corydalis incisa*		ノゲシ	*Sonchus oleraceus*
キンポウゲ科	ヒメウズ	*Semiaquilegia adoxoides*		オニノゲシ	*Sonchus asper*
	センニンソウ	*Clematis terniflora*		アオオニタビラコ	*Youngia japonica* subsp. *Japonica*
	タガラシ	*Ranunculus sceleratus*		アカオニタビラコ	*Youngia japonica* subsp. *Elstonii*
	キツネノボタン	*Ranunculus silerifolius* var. *silerifolius*		オオジシバリ	*Ixeris japonica*
	ケキツネノボタン	*Ranunculus cantoniensis*		ヤマニガナ	*Lactuca raddeana* var. *elata*
	アキカアマツ	*Thalictrum minus* var. *hypoleucum*		アキノノゲシ	*Lactuca indica* var. *indica*
ユキノシタ科	ネコノメソウ	*Chrysosplenium grayanum*		カントウタンポポ	*Taraxacum platycarpum* var. *platycarpum*
	ヨコレネコノメ	*Chrysosplenium microstemon* var. *atrandrum*		セイヨウタンポポ	*Taraxacum officinale*
	チダケサシ	*Astilbe microphylla*		フキ	*Petasites japonicus*
ベンケイソウ科	コモチマンネングサ	*Sedum bulbiferum*		ベニバナボロギク	*Crassocephalum crepidioides*
ブドウ科	ヤブカラシ	*Cayratia japonica*		セイタカアワダチソウ	*Solidago altissima*
マメ科	シロツメクサ	*Trifolium repens*	キク科	ハルジオン	*Erigeron philadelphicus*
	フジ	*Wisteria floribunda*		ヒメジョオン	*Erigeron annuus*
	ヤブマメ	*Amphicarpaea edgeworthii* var. *japonica*		ヒメムカシヨモギ	*Erigeron canadensis*
	スズピトハギ	*Hylodesmum podocarpum* var. *japonicum*		カントウヨメナ	*Aster yomena* var. *dentatus*
	アレチヌスビトハギ	*Desmodium paniculatum*		ノコンギク	*Aster microcephalus* var. *ovatus*
	ゲンゲ	*Astragalus sinicus*		ヨモギ	*Artemisia indica* var. *maximowiczii*
	ヤハズエンドウ	*Vicia sativa* var. *nigra*		チチコグサモドキ	*Gamochaeta pensylvanica*
	カスマグサ	*Vicia tetrasperma*		ハハコグサ	*Pseudognaphalium affine*
	スズメノエンドウ	*Vicia hirsuta*		イガオナモミ	*Xanthium orientale*
	クサボケ	*Chaenomeles japonica*		オオヒヨドリバナ	*Eupatorium makinoi* var. *oppositifolium*
	ヤマブキ	*Kerria japonica*		メナモミ	*Sigesbeckia pubescens*
	クサイチゴ	*Rubus hirsutus*		アメリカセンダングサ	*Bidens frondosa*
	ナワシロイチゴ	*Rubus parvifolius*		タウコギ	*Bidens tripartita*
バラ科	ヤブヘビイチゴ	*Potentilla indica*		コセンダングサ	*Bidens pilosa* var. *pilosa*
	ヘビイチゴ	*Potentilla hebiichigo*		アワユキセンダングサ	*Bidens pilosa* var. *bisetosa*
	オヘビイチゴ	*Potentilla anemonifolia* var. *robusta*		モトタカサブロウ	*Eclipta thermalis*
	ダイコンソウ	*Geum japonicum* var. *japonicum*		アメリカタカサブロウ	*Eclipta alba*
	ワレモコウ	*Sanguisorba officinalis* var. *officinalis*		ハキダメギク	*Galinsoga quadriradiata*
	ノイバラ	*Rosa multiflora*		キクイモ	*Helianthus tuberosus*
アサ科	カナムグラ	*Humulus japonicus*	スイカズラ科	スイカズラ	*Lonicera japonica*
クワ科	クワクサ	*Fatoua villosa*	ウコギ科	ノチドメ	*Hydrocotyle maritima* var. *maritima*
イラクサ科	ミズ	*Pilea hamaoi*	セリ科	オオブシラミ	*Torilis scabra*
	カラムシ	*Boehmeria nivea* var. *concolor*		ヤブジラミ	*Torilis japonica*
	コアカソ	*Boehmeria spicata*		ミツバ	*Cryptotaenia japonica*
	クサコアカソ	*Boehmeria gracilis*		セリ	*Oenanthe javanica*
	ヤブマオ	*Boehmeria japonica* var. *longispica*			

む）であった（図６）。本田内の環境は，他の微環境に比べ最も水分率が高く（図４B），かつ土壌の条件は人が稲作を行うため，定期的な土壌撹乱が行われる不安定な状況となっていた。これらの場所で確認された植物は，基本的に水分を好む水生植物が多く含まれており，それらの代表はウキクサ，ミズオオバコ，イトトリゲモ等であった。また，その一方で耕作が行われていない休耕田も調査地内に一部存在しており，その休耕田に優占していた種は，ヨシやヒンジガヤツリ，ヒメヒラテンツキ，ヒデリコ，イ，イヌホタルイ等であった。これらの種は，耕作が行われている本田内では基本的に除草時に取り除かれるため，稲作が行われていない休耕田の存在が生育地として重要になる。

人が通路として利用している畦畔草地のみで確認された種は，クサイ，シロツメクサ，コニシキソウ，トウオオバコ，キランソウ，ノチドメ，アメリカタカサブロウ，ミゾホオズキ等の16種であった（図５）。畦畔は人が通路として使っていることもあり，人の踏み付けにより土壌硬度が非常に高くなっていた（図４C）。そこでの生育植物としては，人の踏み付けに強い植物等が主に含まれ，トウオオバコやシロツメクサがその代表であった。その一方で，その環境で確認された植物は100種であり，他のタイプの中で最も多い結果であった（図６）。畦畔草

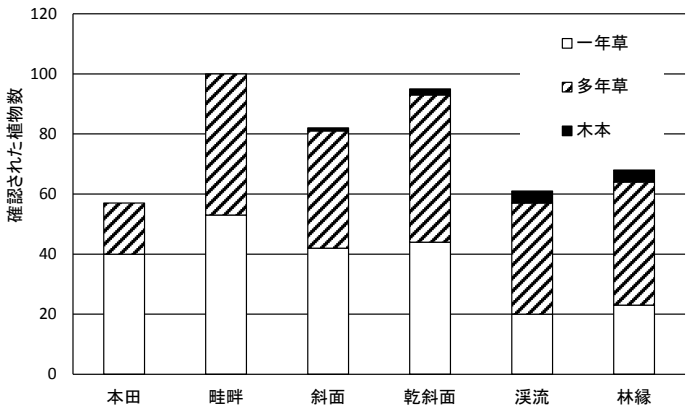

図６　草地タイプごとの確認された植物数と生活タイプの割合

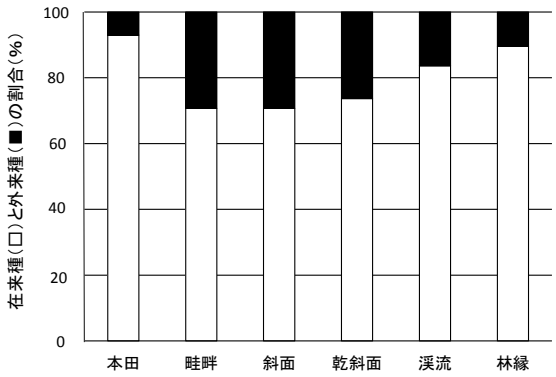

図７　草地タイプごとの在来種と外来種の割合

地は，人の踏み付けによる撹乱が強い環境であるものの，本田草地に近いところにおいては水分条件が非常に高くなっており，逆に斜面草地に近い部分では踏み付けがあまりなく乾燥した環境になっている。このような複雑で多様な環境になっていることから，本田草地や斜面草地等の植物も一部定着・侵入してきており，確認された合計種数が多くなったと推測される。

棚田の斜面に形成された斜面草地のみで確認された植物は，ヤブカンゾウ，エノコログサ，アマチャヅル，アキノウナギツカミ，アワユキセンダングサ，アメリカイヌホオズキ等の11種であり，全てのタイプにおいて生育種数が最も少なかった（図５）。また，斜面草地で確認された総種数は82種であり，一年草（越年草含む）と多年草で構成されていた（図６）。その斜面草地に近い微環境として，棚田の最上部に位置している乾斜面草地のみで確認された植物は，ノカンゾウ，クサボケ，ノアザミ，ナワシロイチゴ，スズメノヤリ，ハマスゲ，トダシバ，アブラススキ，ヒメウズ等の26種であり，他の環境と比べ最も逆に最も生育種数の多い結果であった（図５）。また，乾斜面草地で確認された総種数は95種であり（図６），畦畔草地に続く種の多さであったが，斜面草地との構成種は大きく異なった。乾斜面草地は，一部急傾斜となっており，また稲作栽培の妨げになっていないことから，草刈りの回数は年１回程度である。そのため，草刈り頻度の高い斜面草地よりも人為的な撹乱が低くなっており，斜面草地と質の異なるイネ科草本を優占種とした多様な植物群落が形成されていたものと思われる。

小川付近に形成された渓流草地のみで確認された植物は，キショウブ，ヨゴレネコノメ，チダケサシ，ツリフネソウ，ヤブマメ，ノイバラ，カラスウリ，スズメウリ，ウツギ等の12種であった（図５）。また，渓流草地で確認された総種数は，61種であった（図６）。渓流草地では，キショウブやツリフネソウ等の水辺を好む植物が確認されているものの，その水辺から離れた傾斜地には，カラスウリやスズメウリ，ヤブマメ，カナムグラ等が群落を形成していた。渓流草地では，乾斜面草地と同様に稲作栽培の妨げになっていないため，草刈りは年１回程となっている。そのような人為的な影響の少ない環境下で，ススキやクサヨシ等の多年生草本植物を中心とした群落が形成されていた。

雑木林付近に形成された林縁草地のみで確認された植物は，ヤブラン，アズマネザサ，フジ，ヤマブキ，ヤブヘビイチゴ，ネナシカズラ，タツナミソウ，タイアザミ，ノコンギク等の21種であり，林内を主な生育環境としているヤブランやジャノヒゲ，又は薄暗い環境を好むヤブヘビイチゴ等が特徴的な植物であった（図５）。林縁草地で確認された総種数は67種であり，他の環境に比べ木本植物と多年草の割合が高くなっているのが特徴であった（図６）。木本植物としては，フジ，ヤマブキ，クサイチゴ，スイカズラの４種であった。

本調査では，確認された植物の多くは在来種であったが，セイタカアワダチソウ，ワルナスビ，オオイヌノフグリ，タチイヌノフグリ，ホシアサガオ，マメアサガオ，オランダガラシ，キショウブ等の外来種も確認された。その外来種の侵入割合は，一般的に帰化率と呼ばれており，本田草地（７％）が最も低く，畦畔草地（29％）や斜面草地（29％），乾斜面草地（26％）が高い値であった（図７）。水田付近の畦畔草地の帰化率を調査した研究によると，帰化率の値は，10％から30％の範囲が示されている（山口ほか1998，春ほか2004，大塚ほか2006，金子ほか2009）。本研究の結果としては，この範囲内であったものの，より上限に近い値であ

った。また，本田内の帰化率についても，他の研究で報告されている値（2.5％：大塚ほか2006）よりも高い結果であった。帰化率は，農作業や人の出入り等の人為的影響により値が高くなるとされているため，生物多様性保全のためにも本調査地における外来種対策が今後の課題といえる。

そのような状況の中，本調査地において，近年全国的または神奈川県内において個体数を減少させている絶滅危惧種が２種確認された。１種目はトチカガミ科のイトトリゲモであり，本種は神奈川県内において絶滅危惧Ⅱ類，環境省のレッドリストにおいては準絶滅危惧種になっている（高桑ほか2006，環境省レッドリスト2019）。２種目は同じトチカガミ科のミズオオバコであり，本種は神奈川県内において絶滅危惧ⅠＢ類，環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類となっている（高桑ほか2006，環境省レッドリスト2019）。それらの植物は，ともに沈水性の水生植物であるため，本田内のようなある程度の水位が確保されている止水環境を最適生育環境としている。本調査地においても，一年を通して水位が安定している湿田的な本田内においてそれらが確認された。また，藤吉ほか（2018）によると，本研究と同じ調査地において耕作が行われていない休耕田から採取された土壌を撒き出す種子発芽実験が行われており，結果として休耕田内の土壌中からもイトトリゲモの出現が確認された。ミズオオバコも含めて，それらの種は農薬汚染や水質汚濁が少ない水田に見られることが知られている（高桑ほか2006）。本調査地では，農薬は一切使用されておらず，肥料についても一部有機肥料しか使用されていないため，土壌栄養条件は低い状態となっており，そのことがそれらの良好な生育につながったものと推測される。

本調査地は，2002年より耕作放棄地の水田が再生され，現在では230種を超える種子植物が生育する種多様性の高い水田環境となっていた。上記の絶滅危惧種２種に加えて，本調査地では近年個体数を減少させている草原性植物のワレモコウやチダケサシ，ノカンゾウ等も確認された。そのような植物相が生み出されてきた，または今後も維持されていくためには以下の３つの視点が重要であると思われる。１つ目は，本田草地において昔ながらの農具を使った手作業による米作りや有機肥料主体の栽培が行われていることである。また，農薬が使用されていないことも生物多様性にとって重要である。手作業による稲作栽培は，本田草地や畦畔草地，斜面草地等に程よい撹乱を与え，多くの種が生育できる環境へとつながっていく。また，有機肥料主体の低肥料栽培は，ある特定の種が増えすぎるのを抑えることができるため，この栽培方法も多くの種の定着・生育につながったものと思われ，特に本田内に生育する２種の絶滅危惧種にとっては重要である。

２つ目は，現在畦畔草地や斜面草地等で行われている草刈りであり，稲作栽培の妨げにならないように定期的な管理が行われている。付近の畦畔草地も含めて斜面草地と乾斜面草地は，全ての草地タイプの中でも多くの種が確認された。飯山ほか（2002）によると，出現種数や多様度は１－２年程の短期間では変化はないものの，５年間放置されると極端に減少することが報告されている。そのため，数ヵ月から数年程の短期的な間隔で定期的な草刈り管理を行うことは，種多様性の維持にとても関係している。また，本田から近い斜面草地では年４回程度であり，稲作栽培の妨げにならない乾斜面草地では年１回程度と，場所ごとに草刈り頻度が異な

っている。このような草刈り頻度の差も，植物の群落形成に大きく影響を与えており，それが多様な植物相へと結びついているものと思われる。

3つ目は，植物相に影響を与える外来種の駆除であり，本調査地では主にセイタカアワダチソウの駆除が実施されている。本調査では，確認された植物の多くは在来種であったが，セイタカアワダチソウ，ワルナスビ，マメアサガオ，ホシアサガオ，オランダガラシ，キショウブ等の外来種も確認された。その中でも環境省の「重点対策外来種」として指定されているキショウブやセイタカアワダチソウ（環境省2015）は，本調査地において多くの個体が確認された。そのため，在来種との競合や駆逐のおそれが大きい種は，抜き取りや刈り取り等の除草を行い，分布が拡大しないように注意する必要がある。

このようなことに注意を払いながら，今後もこの場所で稲作栽培が継続されることが，棚田の生育種数の増加にもつながり，また本調査地を含む名古木周辺の里地里山植物の種多様性の向上へ結びつくと思われる。本調査地の生物多様性の評価のために，今後も継続的な調査を進めていく予定である。

謝辞

本調査は，NPO 法人自然塾丹沢ドン会のご支援及びご協力により詳細な植物相の調査を実施することができた。ここに記して深くお礼を申し上げる。

引用文献

藤吉正明・深谷玲奈・高松愛子・川口幸恵・江川絢子・小室俊介・中山史隆・藤森大輔・小澤空・小野風香・赤司健太郎・志賀裕太・吉野佑基・室田憲一，2018．神奈川県秦野市の水田から採取された土壌散布体バンクの種組成．東海大学教養学部紀要．49：123-132

藤吉正明・深谷玲奈・市川佳奈・小栗和也・室田憲一，2019．秦野市名古木の水田に生育する絶滅危惧植物の記録．神奈川自然誌資料，40：15-18.

藤吉正明・北野忠・小早川和也・高橋耕平・羽生直人・渡邉将司．2010．秦野市の雑木林及び水田における指標生物を用いた環境評価の試み．東海大学教養学部紀要．41：283-301

林春奈・富永達，2004．水田畦畔の植生に与える除草の影響．京都府立大学学術報告人間環境学・農学，56：109-113

飯山直樹・鎌田磨人・中川恵美子・中越信和，2002．棚田畦畔の構造および草刈りの差異が植物群落に及ぼす影響．ランドスケープ研究 : 日本造園学会誌，65：579-584

神奈川県植物誌調査会編，2018．神奈川県植物誌2018．1803pp．神奈川県立生命の星・地球博物館，小田原．電子版 PDF.

金子是久・三村啓太・天野誠・長谷川雅美，2009．千葉県白井市における管理形態の異なる草地の植物相．景観生態学，14：163-176

環境省，online．環境省自然環境局，2015．生態系被害防止外来種リスト．https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list/fuka_plant2.xls（accessed on 2019-November-22）.

環境省，online．環境省自然環境局野生生物課，2019．環境省レッドリスト2019．https://www.env.go.jp/press/files/jp/110615.pdf.（accessed on 2019-November-22）.

大橋広好・門田裕一・邑田仁編・米倉浩司・木原浩，2015．改訂新版日本の野生植物 1 ソテツ科～

カヤツリグサ科．平凡社
大橋広好・門田裕一・邑田仁編・米倉浩司・木原浩，2016a．改訂新版日本の野生植物２イネ科～イラクサ科．平凡社
大橋広好・門田裕一・邑田仁編・米倉浩司・木原浩，2016b．改訂新版日本の野生植物３バラ科～センダン科．平凡社
大橋広好・門田裕一・邑田仁編・米倉浩司・木原浩，2017a．改訂新版日本の野生植物４アオイ科～キョウチクトウ科．平凡社
大橋広好・門田裕一・邑田仁編・米倉浩司・木原浩，2017b．改訂新版日本の野生植物５ヒルガオ科～スイカズラ科．平凡社
大塚広夫・根本正之・柳田信彌，2006．管理手法の異なる谷津の水田と畦畔の植生．雑草研究，51：229-238
里地里山保全再生モデル事業，online．里地里山保全再生モデル事業神奈川秦野地域事務局，2005．はだの里地里山．http://satochi.net/hadano/archives/aa_aboutus/（accessed on 2019-October-21）．
高橋史帆・菅原のえみ・加藤寛子・井上和宏・座安彰男・大嶋千尋・三上雄司・関本真央理・石川康裕・関晋平・北野忠・藤吉正明，2007．秦野市名古木における水田の植物相．東海大学教養学部紀要，38：13-26．
高桑正敏・勝山輝男・木場英久，編集．2006．神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006．神奈川県立生命の星・地球博物館．小田原
山口裕文・梅本信也・前中久行，1998．伝統的水田と基盤整備水田における畦畔植生．雑草研究，43：249-257

〔報告〕

神奈川県小田原市における商業まちづくりと地域変動
――中心市街地活性化基本計画の取り組み――

高木 俊之*

1．はじめに

流通政策を専門とする渡辺達朗によると「商業まちづくり政策」とは「地域商業の問題を中心に据えながら，経済的側面だけでなく，社会的・文化的側面も含めた地域コミュニティのあり方に関する構想ないし計画，およびそれらの実現に向けた地域住民を巻き込んだ運動や活動」（渡辺，2014: 2）のことである。あるいは「商業まちづくり政策」から「政策」を除いた「商業まちづくり」は，簡潔に「小売業の振興を中心としたまちづくり」（専修大学マーケティング研究会編，2003: ⅱ）とされる。

二つの定義を敷衍して理解すれば，「商業まちづくり」とは人間の購買に関する行動と，小売に関わる団体や組織，それらが地域社会の範囲で行政や非営利組織との協働で，住民が主体的に行っていくまちづくりが地域活性化といかに結びつくかを研究する分野である。それを経済に限らず社会・文化と関連させて，身近な地域社会で考えようということならば，それは実質的に「地域社会学」のことに他ならない。地域社会学は，経済現象に限らないで地域社会に生起するさまざまな事実を集めてトータルにモノグラフとして描き出すことを強みとしている。したがって，商店街のあり方や大型店の出店に関わる政策は地域社会学の重要なテーマになり得る。ところが地域社会学者は，矢部拓也（矢部，2010）新雅史（新，2012）や北島滋（北島，2016）といった少数の研究を除いて，これまで地域商業の問題に関心を持っているとはいえない。

しかし，人間の日常生活にとって，商店街や大型の小売店を含めた地域商業はなくてはならないものである。その地域商業に大きく影響を与える可能性があるのが，2006年に改正された「まちづくり三法」である。そこで，本研究は，具体例として小田原市の取り組みを通じて，地域社会学の視点から商業とそれに関わる地域社会の変動を分析することにする。

受理日2019年11月27日
＊教養学部人間環境学科社会環境課程准教授

2．まちづくり三法改正の中の「中心市街地活性化法」

まちづくり三法とは，①「中心市街地の活性化に関する法律」（以後，「中心市街地活性化法」とする），②「大規模小売店舗立地法」（以後，「大店立地法」とする），③「（改正）都市計画法」の三つの法律のことである。2006年に①と③が改正されて今日に至っている。

その三法の機能面に注目して荒木俊之は，そのうち「大店立地法」と「（改正）都市計画法」がまちづくりを規制の面から支えるブレーキ役で，「中心市街地活性化法」は事業の推進を担うアクセル役を担っているという（荒木，2016: 1）。また経済地理学者の山川充夫は，三法改正の空間面に与える影響から，この改正を「都市空間政策を拡散型から集約型に転換させようとする画期的な法律」（山川，2010: 44）と述べている。

すなわち，まちづくり三法の改正とは，アクセルとブレーキを使い分けつつ，21世紀の都市を集約して活性化していくことを目標としていることがわかる。図１に示したように，たとえ中心市街地に商業が集積していても，その郊外の国道沿いなどに大型店が出店すれば，モータリゼーションの時代においては徐々に中心市街地の小売業は衰退していくだろう。その中で「大店立地法」は「大店法」とは異なり中心市街地への大型店の出店を規制するものではなくなったが，すでに郊外への大型店の出店は進んでいた。そこで「（改正）都市計画法」は用途地域によって新たな郊外への大型小売店舗の立地を制限しようとするものである。こうした規制緩和や新たな規制にしろ，規制という「消極的」な中心市街地活性化に対して，「積極的」に中心市街地を活性化しようとする自治体に対して政府が支援しようとするのが「中心市街地活性化法」である。しかし，既存の郊外大型店がそのまま立地している中で，再び中心市街地を活性化させるには，もとよりかなりの工夫が必要であると予想される。

その定義は内閣府によると「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため，中心市街地活性化の推進に関する法律（平成10年６月３日法律第92号）に基づき，市町村が策定した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定を行う制度」[1] のことである。その中心市街地活性化基本計画の特徴について，久場清弘と横森豊雄

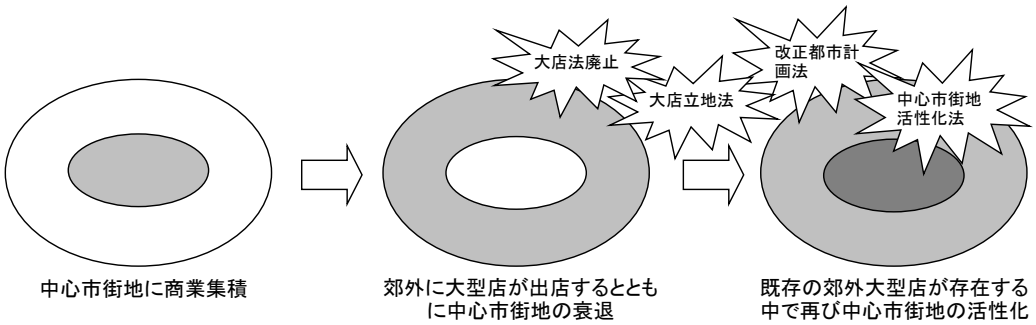

図１　まちづくり三法改正と中心市街地と郊外大型店の関係
資料：著者作成

の研究を要約すると以下の５点が重要である。

① 「選択と集中」：総花的な補助金支給ではなく，実効性の高い事業に集中して支援を行う。

② 「届け出から認定方式への変更」：市町村が基本計画の策定を行って届け出をすれば無条件で認定されるのではなく，国はやる気を判断するために直接認定を行う。

③ 「数値目標」：基本計画の実効性を高めるために５年後の数値目標を設定することが義務付けられた。

④ 「法定協議会」：基本計画に民間事業を盛り込むためには，市町村が民間に意見を聞くという作業が必要である。それが「中心市街地活性化協議会」である。多くの場合，商工会議所がこれに充てられ，協議会の事務局を担っている（久場，2008: 80-81）。

⑤ 「フォローアップ」：事業実施後に事業を点検・評価するために「重要評価指標（Key Parformance Indicators: KPI）」が使用される。それは人口，雇用，地域の活性化度，観光といった項目で構成されている（横森豊雄，2008: 104）。さらに実際にいくつかの「中心市街地活性化基本計画」を見ると，最終年度までに何回か変更が加えられている。すなわち「中心市街地活性化基本計画」は，環境や状況の変化に応じて計画を改訂していくことを意味する「ローリング・プラン」という特徴も有している。

要約して，「中心市街地活性化基本計画」とは，行政と民間が連携して数値目標を立てて取り組み，それを国が認定するだけでなく，事後の評価も行うというものである。そして「選択と集中」は，実効性を持つ事業を選択するという意味に加えて，「中心市街地活性化基本計画」を立てる自治体も国から選択されるという意味があると理解した。その意味で「中心市街地活性化基本計画」を策定する自治体は，地域活性化の真剣さの度合いを国に示しているといえよう。

以上の意味で，本研究は積極的なまちづくりとして「中心市街地活性化法」を活用しようとしている自治体に注目することにする。

３．中心市街地活性化法の取り組みの現状

その「中心市街地活性化法」の取り組みの現状について，内閣府地方創生推進事務局の「認定された中心市街地活性化基本計画」[2] から検討する。それによると2018年度末までに認定された中心市街地活性化基本計画（以下，「中活計画」とする）は，232計画である。

図２は，その年度ごとの認定状況である。「中心市街地活性化法」が改正された2006年度に真っ先に認定されたのは富山市と青森市である。その後，2007年度は金沢市，岐阜市，高松市，熊本市，宮崎市，鹿児島市といった県庁所在地を含む地方都市の「中活計画」が続々と認定され，2008年度はこれまで最多の45の「中活計画」が認定されている。その後，一旦認定数は減っていったが，2011年度や2012年度は，当初に認定された「中活計画」が終了して一段落しはじめた時期と見ることができる。そこで，青森市と富山市をはじめとして，「フォローアップ」の検証を経て，さらに事業を継続するために第二期の「中活計画」が認定されてきている。さらに新規の「中活計画」もあり再びその認定数は増加した。後述する小田原市は，この時期

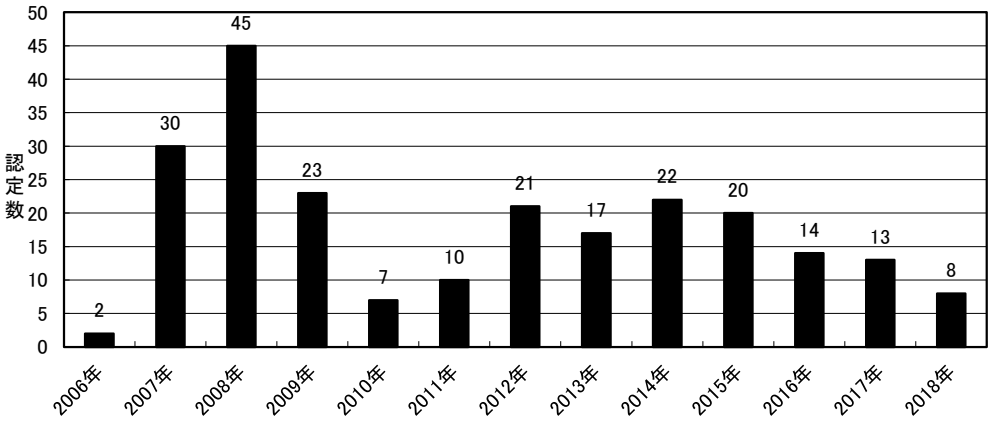

図２　認定された中心市街地活性化基本計画数
資料：内閣府 HP「認定された中心市街地活性化基本計画」[2] から作成

の2012年度末に認定されている。

さらに，2016年以降になると富山市，熊本市，大分市，鹿児島市は３回目の認定を受けている。令和元年となる2019年６月には高松市も３回目の認定を受けている。もちろん新規の「中活計画」も認定はされているが，全体としてその数は減少傾向にある。その理由には以下のことが関連していると考えられる。

会計検査院は，国が2016年度末までに141市211計画を認定して，認定基本計画に基づく中心市街地の取り組みを支援（国庫負担額8,700億余円）している。しかし，認定基本計画期間が終了した74市80計画239指標について70% が目標値未達成であることを明らかにした（会計検査院，2018: 概要）。このように多くの計画が目標を達成できていない実態を受けて，「今から計画を策定するところは更にハードルが上がっている状況にある」[3] という。

また前述したように，いち早く「中活計画」が認定された青森市は，1988年に就任した佐々木誠造市長が1990年代から「コンパクトシティ構想」を掲げていたことで知られている（鈴木浩，2007: 123）。その現状について『朝日新聞』の記事を要約する。それによると青森市は年間数十億円に上る除雪費用の負担を減らすためにも，無秩序な開発をしないで郊外の開発を抑え，中心市街地に住宅や公共施設を集めることを構想した。その代表的な施設は，JR 青森駅前の新町通りに建設された17階建てで５階以上は高齢者対応型マンションの「ミッドライフタワー」と，複合商業施設「アウガ」である。「アウガ」は，地下１階に市場，１～４階にテナント店，５～８階に多機能ホールや図書館など公的機関が入っていた。しかし，若者は市内や五所川原の郊外大型ショッピングセンターに行くため，「アウガ」のテナント賃貸料は減少して，借入金は32億円に上ってしまった（『朝日新聞』2014年６月４日朝刊青森全県版29ページ）。

その後，「アウガ」を運営していた第三セクター「青森駅前再開発ビル」は，青森地裁に特別清算を申し出た。青森市は貸し付けていた17億5,400万円を債権放棄し，「アウガ」の１～４階には市役所の市民課などが移転する。また2016年10月に鹿内博市長も引責辞任したという（『朝日新聞』2017年７月６日朝刊青森全県版21ページ）。なお，皮肉なことに辞任した鹿内市

長は，2009年の市長選で，６選を目指していた現職の佐々木誠造氏を破って当選した人物である。この青森市の雪対策を契機としたコンパクトシティ構想は，優れた識見に基づく明確なビジョンである。しかし，隣接する五所川原市の ELM タウンの発展を，青森市が規制することができないことも確かである。こと中心市街地活性化に関しては，2016年11月以降の青森市政と「アウガ」には引き続き注目していく必要がある。

もう一例として，富山市の公共交通の利便性を高めることを重視した「中活計画」をあげる。それは JR が赤字だった富山港線を富山市に売却し，富山市はこれを LRT（次世代型路面電車）として再整備して高頻度で運行している。さらに駅からのフィーダーバスを組み合わせて，市街地同士をつなぎ合わせようとするものである（辻本勝久，2009: 66）。しかし，地方都市における自治体財政の現状を鑑みて，この富山市の取り組みを参考にして，新たな LRT を敷設して維持していくことのできる自治体は極めて少数である。宇都宮市 LRT の取り組みは，その例外であるが自治体独自の「中活計画」を立てており[4]，認定されたものではないことを留意すべきである。

以上のことから，「中活計画」の通りに中心市街地を活性化することはかなり困難なことであるし，先行事例として取り上げられることの多い青森市と富山市の「中活計画」は，その置かれている都市の状況を生かしたコンセプトは優れているが，他都市にとって必ずしも参考になるとはいえない。中心市街地の活性化を検討するにあたっては，青森市と富山市以外の事例研究を積み重ねるべきであると考える。

その中で本研究は，神奈川県内で唯一「中心市街地活性化基本計画」の認定を受けてまちづくりに取り組んでいる小田原市に注目することにした。なお後述する小田原市の「中活計画」は，個別の事業では他市の事業を参考にすることはあったが，「中活計画」の大きなくくりで他市を基本的に参考にするところはなかったという[5]。「中活計画」は容易に他市の取り組みを真似すればよいものではないということの表れである。

4．小田原市の商業まちづくり

（1）小田原市の概要

小田原市の中心市街地活性化を論じるにあたって，その前提として小田原市の概要について述べる。小田原市は『都市データパック』によると，神奈川県西部の中心都市で，富士・箱根・伊豆への玄関口である。小田原北条氏以来，小田原城を中心に栄えており，商業集積は小田原駅周辺に加え，近年は鴨宮を中心とした酒匂川東岸地区に郊外型 SC が複数立地する。主要事業所としては富士フイルム㈱神奈川工場，国立印刷局小田原工場，㈱日立製作所システム & サービスビジネス統括本部，花王㈱小田原事業所，ライオン㈱小田原工場が立地している（東洋経済新報社編，2018: 750）。その基本的統計データは，人口19万人台，財政力指数は0.96，昼夜間人口比率98.17%，経常収支比率は93.1% である（東洋経済新報社編，2018: 751）。

これらのことから，小田原市は19万人台の人口を擁して，東京・横浜方面への通勤通学者が多数存在するにしても，それを補っての市内立地の工場や学校に通ってくる人口を維持してい

る。その自治体財政は不交付団体に近いが，経常収支比率が高いため，新規に独自の大型事業を行うのは容易ではないと考える。

（2）小田原市の市町村合併と川東地区への商業立地の可能性

次に，小田原をはじめとする西さがみの地域史を研究している播摩晃一によると，小田原市では酒匂川東部を「川東（せんとう）地区」と呼んでいる（播摩，1997: 108）。それに対応して酒匂川西部が「川西（かわにし）地区」になる。その川西地区とは，図3に示したように旧小田原町と足柄町，大窪村，早川村と酒匂村の一部が合併して1940年に市制施行された地域を中心としている。

第二次世界大戦後の市域の拡大については表1に示した通りである。その過程を『小田原市史（通史編　近現代）』から要約する。まず，1953年に「町村合併促進法」が公布される前に下府中村は，鴨宮駅周辺の整備と村財政の状況を考えて1948年に村民投票を行い，小田原市と合併することを決定した。次に桜井村が新制中学校の建設をはじめとする財政的負担を予測して，小村として存続するより小田原市の郊外となることを望んで，1950年に合併することになった。

その1950年には，地方行政調査委員会が内閣と国会に出した行政事務再配分に関する勧告を提出した。それにもとづき神奈川県庁は郡下各町村長へ通達を発した。それによって国府津町，酒匂町，豊川村，上府中村，下曽我村，前羽村，下中村の二町五村は1952年に川東地区自治研究会を結成して同一歩調を取っていくことを確認した。

そして，1953年に3カ年の期限がついた「町村合併促進法」が公布されると，川東地区自治研究会は川東地区二町五村を一丸とした合併の方向を確認して，合併した際の財政計画の作成を申し合わせた。しかし，町村財政の負担を軽減できないことや，川東地区の中心的存在の国府津町が1948年のアイオンとキティの両台風による災害復旧費がかさんでおり，次に大きな災害が見舞われたら財政的破綻を生じるおそれがあった。そうした中，豊川村が小田原市との合

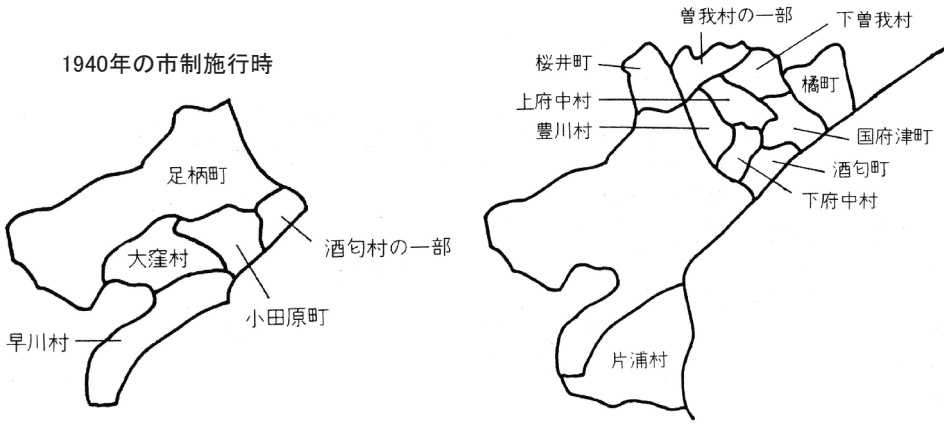

図3　小田原市の市町村合併と戦後の市域の広がり
資料：小田原市教育研究所編（1971: 195）地図を加工して引用

表１　小田原市における市町村合併

	合併年月日	合併町村
第一次	1954年7月15日	豊川村
第二次	1954年12月1日	片浦村、下曽我村、酒匂町、国府津町、上府中村
第三次	1956年4月1日	曽我村の一部

資料：神奈川県編（1959: 49）から作成

併の方向に動いていくと，その動向を注視していた酒匂町と上府中村が小田原市との合併を発表した。ここに至って，川東地区の町村合併案は崩れて国府津町，下曽我村，片浦村も小田原市へ合併の申し入れを行った。その後，「町村合併促進法」の期限が切れる直前の1956年４月１日には曽我村のうち，上曽我，曽我大沢，下大井，鬼柳の４つの大字が分村して小田原市に合併した。

最後に，川東地区自治研究会に属して態度を保留していた前羽村と下中村村は，二宮町と小田原市から合併の申し入れもあったが，当時の橘中学校を二カ村学校組合で維持していたこともあり，この二カ村で合併し，新町名を橘町とすることにした（星野和子，2001: 727-736）。その後，ごみ処理や上下水道の関係で橘町は小田原市との合併を考慮するようになってきた。そして1970年の新「都市計画法」施行に向けて，小田原市は橘町とその前川飛地も含めて都市計画区域に含めることを申請した。すると橘町は市街化区域の整備を町の財政では賄いきれないとして，住民投票にはかり小田原市と合併することにした（星野和子，2001: 749-750）。

このように現在の小田原市域は形成された。しかし，一つの大きな可能性として川東地区で国府津を中心とした合併が実現していたら，昭和後期の川東地区の大型店出店の様相は大きく異なっていたことだろう。その場合，川西地区の商店街との出店調整が必要とされず，鴨宮に大型ショッピングセンターがもっと早い時期に建設されていたかもしれない。しかし，そういった場合も「平成の大合併」に直面すると，結局合併が行われ現在の小田原市域に近い形に落ち着いたのではないだろうかとも想像する。

（３）小田原市の人口推移と地域別人口

図４を見ると，前述した市町村合併のプロセスを裏付けるように，1956年と1971年には小田原市の人口は合併によって増加していることがわかる。その他の年は緩やかに人口が増加し続けて1995年には20万人を突破した。すると小田原市の人口は終戦直後と比べて３倍以上になったことがわかる。しかし，1999年の200,692人をピークに，最近は徐々に人口は減少して，2017年には192,407人になっている。そこで，小田原市は隣接する南足柄市と合併して，人口20万人以上の中核市に移行しようとしたが，その計画は2017年末に断念された。『朝日新聞』によると，スケールメリットが期待された合併が白紙になったことで，現在の市による行財政改革の負担が大きくなる可能性があるという（『朝日新聞』2018年２月20日朝刊）。とはいえ小田原市は，神奈川県の西部を意味する「県西地域」で最大の人口を擁していることには変わりはない。

次に，小田原市の区分による15年間の地域別人口の変化を見ることにする。それによると表

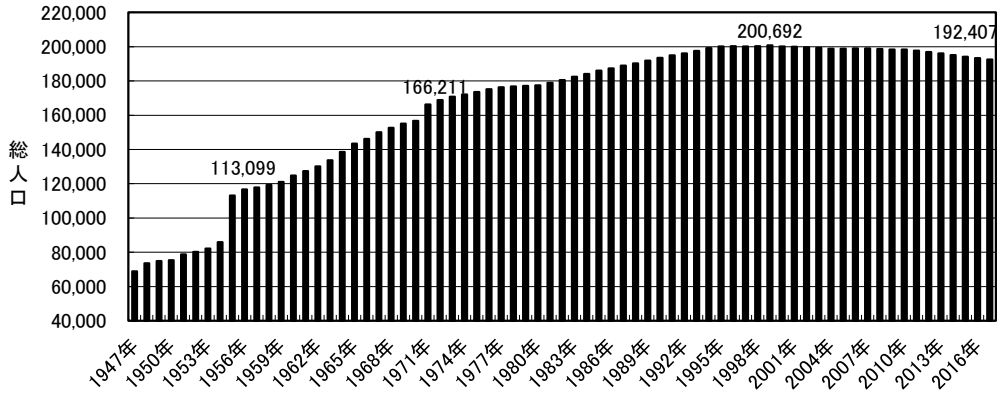

図４　小田原市の人口推移
資料：小田原市編（2018: 12–13）から作成

２のように，旧豊川村や上府中村を含む「川東・北部」の人口はやや増えているが，それ以外の地区の人口は軒並み減少している。特に旧片浦村を除いた川西地区全体を意味する「中央」は，5,000人近くの人口が減っていることがわかる。こうした市中央部分の人口減少は，消費財の購買に関する，いわゆる「最寄品」「買回品」の購入に決して好影響を与えるとは考えられない。その結果，中心市街地の商業の衰退に繋がりかねないと考える。そこで，次に小田原市内の商業の現状について述べることにする。

表２　小田原市の地区別人口の推移

	2005年10月	2019年10月
片浦	1,884	1,404
中央	67,263	62,866
富水・桜井	42,340	40,560
川東・南部	49,394	47,274
川東・北部	25,662	26,283
橘	12,198	11,722
合計	198,741	190,109

資料：『統計月報（小田原市の人口と世帯）』2005年10月と2019年10月から作成

（４）小田原市商業の現状

小田原市全体の商業について，図５に見られる『商業統計』のデータに基づいて概観する。まず小売業商店数は，1982年の2,856店舗をピークに近年では1,300店台までに大幅に減少した。次に年間販売額も，1994年の3,100億円から，2012年には2,145億円まで1,000億円近く減少している。それに対して，売場面積は1980年代から1990年代を通じて2002年まで増え続け，その後は減少しているが，1972年当時と比べて約1.7倍になっている。このような商店数の減少に対して，売場面積が増加しているということは，小売店舗が大規模化していることを意味する。小田原市においては大型店が増えているが，販売額は先に述べたように低下傾向であり，決して増加しているわけではない。

こうした小売業の現状について，小田原箱根商工会議所は，「①店舗の大型化が進み，小規模な商業者の衰退が進んでいる。②大型店はその売場面積が増加するほどには地域の購買に貢献していない。③小田原市としての購買力が今後低下していくことが予想される状態であり，需要と供給のバランスが崩れつつある。したがって，現状ではこれ以上の大型店は不要であり，また平成19年度までの傾向が現在も続いていると推定すると早急に小規模商業者の追加支援と

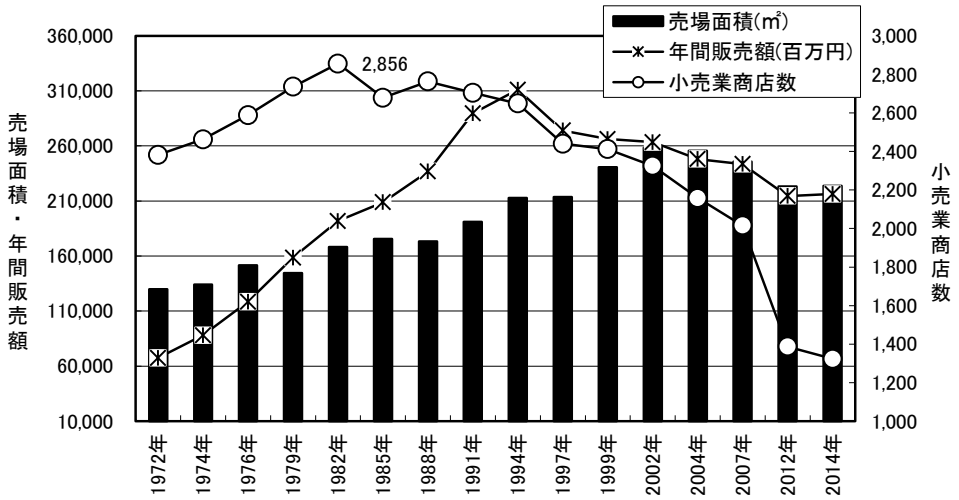

図5　小田原市内の小売業商店数，年間販売額，売場面積
資料：通商産業大臣官房調査統計部編（1976: 424; 1977: 128; 1978: 128; 1981: 129; 1984: 129; 1986: 129; 1989: 129; 1992: 129; 1995: 141; 1998: 141; 2000: 130），経済産業省経済産業政策局調査統計部編（2003: 131; 2006: 108; 2009: 155），総務省統計局編（2014: 169），経済産業省大臣官房調査統計グループ編（2016: 199）から作成

大型店の規制を強化することが必要と考えられる」[6] という見方をしている。このことから商工会議所は，大店法が廃止される以前には大型店の出店に意見を述べることができた歴史を持っているだけに，現在でも大型店の動向に慎重であることが理解できる。そこで，次に小田原市における大規模小売店舗出店の経緯を振り返ることにする。

小田原商工会議所がまとめた『小田原商工会議所50年誌』によると，小田原市の川東地区への大型店の進出は，まず1972年に大正堂，1976年にダイクマ，1978年に忠実屋と矢継ぎ早に鴨宮に出店して，巡礼街道沿線の商業化が進んだという（小田原商工会議所編，1997: 106）。次に1979年９月には，大同毛織株式会社が，その小田原工場の敷地の一部に売場面積18,000㎡の鴨宮ショッピングデパートを建設し，株式会社ニチイをキーテナントに誘致する計画を発表した（小田原商工会議所編，1997: 108）。それに対して，小田原市商店街連盟と西湘地区大型店対策協議会（小田原市など２市８町の商工会議所と商工会が構成）は，建設計画撤回の要望所を大同毛織に提出した。さらに西湘地区大型店対策協議会は，1980年10月から５年間の「大型店出店の凍結宣言」を発表し，大規模小売業者に通告して協力を求めた（小田原商工会議所編，1997: 109）。

そうした中，1983年にはニチイの経営陣が金品を贈って，藤沢市出店計画をめぐって商調協で有利な取り扱いを市会議員に依頼するという贈収賄が発覚し，通産省はニチイに３カ月間の届け出停止の指導を行った（『日本経済新聞』1983年２月19日朝刊）。こうしたことから，前出の大同毛織の大型店誘致計画は計画通りには進まなかったようである。

しかし，その10年後にイトーヨーカドーが1993年に開店して以来，川東地区には表３に見られるようにシティモールも開店し，2000年に大店法が廃止された頃には，写真①のロビンソン，コロナワールドといった店舗面積10,000㎡以上のショッピング・モールが立地を続けている。

写真① ロビンソン時代のダイナシティ・ウエスト
資料：著者撮影（2013年３月24日）

写真② ありし日のアプリ小田原
資料：著者撮影（2013年９月12日）

なお，近年ダイナシティという名称になった。すると当初に計画されたニチイが出店したとしても，じきにマイカルに社名が変更され映画館を含むシネマコンプレックスが鴨宮に立地することになっただろう。

それに対して，表３に見られるように1990年代終わりから2000年代初めにかけて川西地区では小田原駅前のクレディセゾン志澤，丸井電気館，ビブレデパート，丸井小田原店といった大型店が相次いで閉店していった。その後，小田原駅前ではドン・キホーテが開店し，閉店したビブレの後には写真②のアプリが開店している。特にアプリには，ファッション系テナントに加えてタワー・レコードやアニメイトなど若者が入りやすいテナントが入っていた。そこで，小田原市荻窪にキャンパスがあった当時の関東学院大学法学部[7]の学生は用がないと小田原駅西口からすぐに帰ってしまうが，用があると東口からアプリに行って，チェーン店の居酒屋で

表３ 小田原市における大型店の開店閉店状況（2013年まで）

年月	地区	開閉店状況	大型店の開店・閉店
1993年5月	川東	○	イトーヨーカ堂開店(15,151㎡)
1998年8月	川西	×	クレディセゾン志澤店閉店(7,599㎡)
1999年1月	川西	×	丸井電器館閉店(1,486㎡)
1999年3月	川東	○	小田原シティモール開店(29,913㎡)
1999年8月	川西	×	ビブレデパート閉店(11,691㎡)
2000年4月	川西	○	小田原ショッピングアパート「アプリ」(旧ビブレ)開店
2000年9月	川東	○	ロビンソン百貨店開店(51,947㎡)
2002年3月	川西	×	丸井小田原店閉店(6,469㎡)
2004年10月	川東	○	コロナワールド開店
2009年12月	川西	○	長崎屋小田原店がドンキホーテ小田原店としてオープン(6,017㎡)
2011年11月	川西	○	ロピア(ユータカラヤ)小田原高田店オープン(6,081㎡)
2012年4月	川西	○	ヨークマート酒匂店オープン(2,734㎡)

資料：小田原箱根商工会議所まちづくり担当作成資料「小田原市における中心市街地の取組について」からに加筆して作成　※: 開閉店状況の○は開店、× は閉店を意味する。

飲んで，カラオケボックスに行って帰るという行動パターンがみられたという[8]。しかし，そのアプリも2016年８月に閉店した。

総体として，大店法廃止以後，川東地区の大型商業施設がますます拡大しているのに対して，川西地区すなわち小田原駅前の商業にかつての勢いがなくなってきていることは確かである。

（５）小田原市の中心市街地活性化基本計画

ここまで述べたような人口や商業の現状は，その一面に過ぎない。それに加えて観光客数などその他の統計データの分析を踏まえて，小田原駅前の中心市街地を再び活性化するために，小田原市では「中心市街地活性化基本計画」（以下，「小田原市中活計画」とする）を作成し，2013年３月29日に認定された。それは，最終的に2017年３月24日までに５回変更され，５年間の計画期間終了後の2018年５月に「認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告」（以下「フォローアップ報告」とする）がなされた。

「小田原市中心市街地活性化基本計画」そのものによると，行われる事業は100以上で，実施主体も小田原市だけでなく小田原市観光協会や民間事業者などさまざまであることがわかる。また「小田原市中活計画」は，それ単独の事業として実施されるわけではなく，小田原市の総合計画『おだわら TRY プラン』の「未来への投資（先導的施策）」の中の「都市の顔をつくる」に位置付けられている（小田原市企画部企画政策課編，2011: 38）。その「小田原市中活計画」について，小田原市経済部商業振興課へのインタビューに基づき，資料で補いつつ説明することにする。

まず基本方針として「訪れたくなる・歩きたくなるまちづくり」，「住みたくな・暮らしやすいまちづくり」，「持続可能な地域経済の再構築」を実現することにある。言い換えると図６に示すような小田原市の中心市街地約170ha（栄町１～３丁目，浜町３丁目，本町１～４丁目，

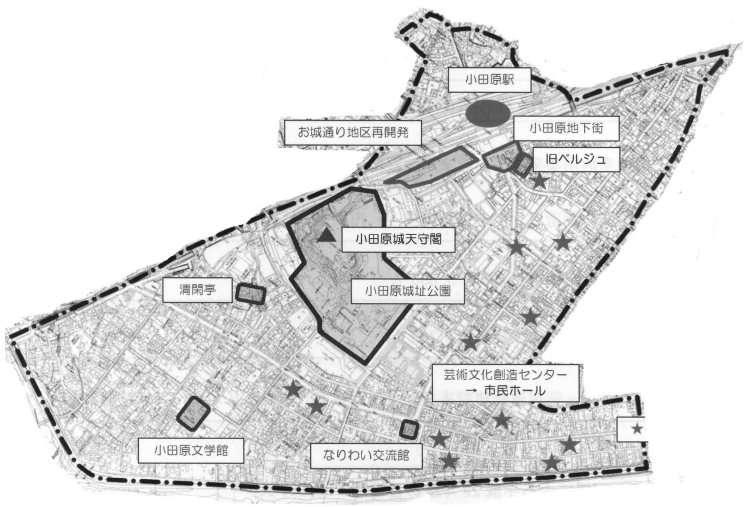

図６　小田原市の中心市街地と三大事業
資料：『小田原市中心市街地活性化基本計画』p. 57の地図を加工して引用

城内，南町１～４丁目，城山１・２丁目の一部）を区域として，交流人口と定住人口を増加させ，地域経済を活性化するために，さまざまな事業を計画しているものである。

その中でも小田原市経済部商業振興課によると，①「市民ホール整備事業（芸術文化創造センター整備事業）」，②「小田原地下街再生事業」③「お城通り地区再開発事業」を三大事業としており，現段階で30億円から40億円程度を国から補助されているという[9]。その内容について述べることにする。

①市民ホール整備事業（芸術文化創造センター整備事業）

三の丸地区に，新たな芸術文化の拠点となる，ホールやスタジオ，交流機能を有する市民ホールを整備し，来街者の増加や市民活動の活性化を図るものである（概要版「小田原市中活計画」p. 7）。しかし，入札不調により建設工事に着手できなかったため，事業完了時期を2021年度まで延長することにした[10]。

②小田原地下街再生事業

写真③に見られるよう小田原地下街は，駅前に立地しているのにもかかわらず，後述する理由によって，一種の「シャッター街」と化していた。

写真③　再生前の小田原地下街
資料：著者撮影（2013年９月12日）

写真④　小田原地下街 HaRuNe 小田原
資料：著者撮影（2016年４月11日）

写真⑤　再開発前のお城通り東口臨時駐車場
資料：著者撮影（2013年９月12日）

写真⑥　再開発が進むお城通り地区
資料：著者撮影（2019年７月15日）

それを小田原の産業や地域資源などの魅力を発掘，編集，発信するとともに，周辺への回遊を促し，地下街を通して，ヒト・モノ・コトが交流するよう，地下街施設を地域経済の振興，街なかや市内への回遊の拠点として再生することにより，にぎわいの創出と来街者の増加を図るものである（概要版「小田原市中活計画」p. 7）。

これは，2014年11月１日に小田原地下街「HaRuNe 小田原」が開業し，多くの来街者が訪れているため目標を達成したということができる。新聞の報道によると，当初「HaRuNe 小田原」の運営状況は目標を下回るペースだった（『神奈川新聞』2015年12月９日）。しかし，開業３周年を迎えた2017年10月には市民の買い物客が増加しているという（『朝日新聞』2017年11月１日朝刊）。またその運営には小田原市の特別会計が「地下街会計」として年間３億円台の予算が組まれている（小田原市編，2018: 186）。

③お城通り地区再開発事業

写真⑤にみられるように，かつて小田原駅を降りて旭丘高校に至るお城通りの線路側は，東口臨時駐車場だった。

そのお城通り地区において，広域交流拠点のコアとして，商業・業務施設，公共・公益施設，立体駐車場などからなる施設を整備するとともに，市民活動の拠点としての機能を持たせることにより，来街者の増加，市民活動の活性化を図り，にぎわいの創出やまちづくりにつなげようと再開発を行う（概要版「小田原市中活計画」p. 7）。これについては2015年11月に，小田原駅東口駐車場とおだわら市民交流センター UMECO の供用が開始されている。駐車場も UMECO も利用されはじめているため駐車場施設ゾーン整備の目標は達成したということができる。さらに，広域交流ゾーンについては，2018年３月に，事業施行者である万葉倶楽部が設計作業を終え，市と事業用定期借地権設定契約を締結しており，写真⑥に見られるように，現在その建設が進んでおり2019年度中の完成を目指している。『朝日新聞』によると，万葉倶楽部の企画は，「宿場町のこころを，いまに再現する」というもので，通り沿いに低層の和風商業棟，鉄道線路沿いにホテル棟，中間に細長い広場を設ける。その中に図書館機能と子育て支援機能を一体的に配置している（『朝日新聞』2017年１月26日朝刊）。

次に，三大事業のうち目標が達成された小田原地下街再生事業について詳しく見ていくことにしよう。

（６）小田原の地下街「HaRuNe 小田原」

『小田原市史（通史編　近現代）』によると，高度経済成長期の小田原駅前は次々とテナントビルや県外の流通大手による大型店舗が開店して地元商店街と対立していた。その中で，1956年に箱根登山鉄道から地下商店街の用地使用のための申請が県と国鉄に出されたが，地元商店街の反対のため頓挫した。その後もたびたび計画が浮上したが，1970年５月に小田原地下街株式会社が設立された。しかし，防災上の理由から国が待ったをかけたことに加えて，オイルショックのために建設費が３倍に跳ね上がった。さらに市民も反対運動を展開しはじめた。これに対して，小田原地下街株式会社は防災上の手直しをすることで1976年11月に小田原地下街は，20年の歳月と総工費31億円をかけてようやく完成したのである（金原左門，2001: 755-767）。

以後の経過を『新都市』の論文によって辿ることにする。ところが小田原地下街株式会社は2002年７月に民事再生法の適用を受け倒産してしまった。そこで翌2003年５月には商工会議所，地元金融機関，小田原市が発起人となって株式会社「アミーおだちか」を設立した。このときに小田原地下街株式会社は施設を小田原市に無償譲渡している。しかし，売上は減少して2007年６月に営業を停止することになったのである（加藤，2016: 21）。すると，この時点から2014年11月の「HaRuNe 小田原」の開業までが７年もの間，実質的「シャッター地下街」だったわけである。その当時のことを思い起こすと，駅から地下街に下りるエスカレータは止まっており，ただ一店ドラッグストアだけが営業していた。あとは照明も暗く閑散としており，ラスカに近い空いた空間ではダンスの練習をしている一団がいたものである。

新幹線停車駅の駅前でこうした事態がなぜ生じたかについて小田原市経済部商業振興課によると，1976年に地下街がオープンした時に歩車分離の政策から，地上のロータリーの下を通り抜けるために，地下街の中央の通路は都市計画決定されて公共地下歩道になっていたからであるという。そこで，店舗は閉まっていても，地下歩道だけは開けていないとならないという中で，薄暗い照明で空調もギリギリ効かせていても年間3,000万円くらいの維持費がかかっていたという[11)]。

引き続き『新都市』によると，こうした状況を踏まえ，検討委員会が組織され，2012年６月には「小田原地下街再生計画」が，2013年には「小田原地下街再生事業実施計画」が策定された。さらに2014年１月には国の「暮らし・にぎわい再生事業補助金（空きビル再生支援）」も財源の一部として再生事業に入った。そして愛称も公募して2014年11月にオープンしたのである（加藤，2016: 21）。2012年６月の「小田原地下街再生計画」を見ると，小田原市が事業主体として施設を所有するが，運営は専門事業者に委託する「プロパティマネジメント」の方式をとること。月間売り上げを面積で割った「月坪売上」で賃料が変わってくる「売上歩合賃料方式」の導入が示されている（「小田原地下街再生計画」p. 23）。

こうした地下街再生計画は小田原市経済部商業振興課によると，小田原の豊富な地域資源を活かして，情報発信していく地域経済の振興の拠点であると同時に中心市街地の活性化の拠点にもなるような施設を作っていくために，テナントが入った商業機能と町中の案内の両方を兼ね備えた施設にしていこうとするものである。そのコンテンツは大まかに分けて蒲鉾をはじめとした小田原に関係するお店を集めた「小田原ゾーン」と全国チェーン店が集まっているゾーンがある。さらに小田原の御神輿を担げる木製品を作るワークショップなど地域資源を体感できるイベントを開催するようにしている[12)]。2018年度は25のテナントが営業している。この地下街再生に関しては，地元の商業経営者にとって新たな商業地を作る必要はないという意見もあったが，小田原を発信する拠点となるのに小田原蒲鉾が入らないということはあり得ないというので，共同で会社を立ち上げて出店を決めたという。しかし，将来にツケを残さないために絶対に成功させていきたいというお話を伺った[13)]。

そして，実際に地下街を訪れるのは地元のお客さんが８割から９割くらいで観光客は＋ α だという。小田原の入り込み観光客数が2017年で594万人なのでその１割の60万人程度が観光客とみている。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてインバウンド対応も考え

表 4　小田原地下街事業特別会計

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
テナント数	24	25	25	25	25
純売上(円)	677,812,390	1,434,925,629	1,618,161,487	1,763,106,826	1,736,942,440
レジ客数(人)	654,491	1,403,278	1,558,094	1,646,002	1,581,509
店舗貸付収入(円)	64,169,258	177,601,090	182,807,408	184,865,660	184,623,332
自動販売機等貸付収入(円)	1,337,178	4,976,494	5,965,382	6,822,729	6,885,588
一般会計から繰越金(円)	56,504,570	118,622,325	114,700,949	116,402,339	185,956,940
歳入合計(円)	122,958,286	310,496,111	332,665,379	348,042,243	408,361,710
歳出合計(円)	117,068,610	285,512,324	295,786,176	322,372,815	384,935,792
差額残額(円)	5,889,676	24,983,787	36,879,203	25,669,428	23,425,918

資料：小田原市 HP「財政状況　決算」から各年度の「小田原地下街事業特別会計」(http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/finance/details/settlement/) から作成

ているが，観光案内所に外国人の方が来る割合は 1 割程度であるという[14]。

その決算状況について表 4 の「小田原地下街事業特別会計」から明らかにする。2014年度は「HaRuNe 小田原」がオープンしたのは11月であるから，売上げやテナント料などの収入はまだ少ない。一般会計からの繰入金があるが，初年度から差額残額はプラス，すなわち黒字であった。翌2015年度から2018年度の会計を概観すると，純売上とレジ客数が徐々に伸びてきて，ほぼ純売上は約17億円，レジ客数は年間160万人に安定してきている。そして特別会計に対する収入は，店舗貸付収入は約1億8,000万円，自動販売機貸付収入は約680万円である。一般会計からの繰入金を含めた歳入と歳出の差額残額の2,000万円以上を毎年繰り越してきている[15]。すなわち「HaRuNe 小田原」は黒字経営であるということを示している。噴火警戒レベルの上昇による大涌谷周辺の立ち入り規制によって箱根の観光客は多少減少しても，前述したように地元客が多い「HaRuNe 小田原」への影響は小さいと考える。

そうした中，鴨宮のダイナシティウエストに出店していた西武小田原店が2018年 2 月末で閉店した。しかし衣料品関係を主なテナントとする西武の閉店と「HaRuNe 小田原」とは関係がないそうである[16]。「HaRuNe 小田原」の売上は好調であるが，小田原市における川東と川西の商業地図が入れ替わっているわけではないことは確かである。

ここまで，「小田原市中活計画」の中で三大事業に関わることを見てきた。その三大事業以外にも小田原市は，小田原城という重要な地域資源を持っている。小田原市経済部商業振興課によると，「小田原城天守閣展示リニューアル整備事業」が2015年～2016年度に「中活計画」に追加されたという。それは天守閣の耐震改修にあわせて，展示をリニューアルするというものである。リニューアル前は年間約45万人から50万人の来館者だったが，約77～78万人に来館者が増加した[17]。その点について『朝日新聞』によると，小田原城は近年の歴史ブームで関心を集め，入場者は2016年 5 月の展示一新で53年ぶりの最多記録を更新して，80万人台が期待されるという（『朝日新聞』2017年 1 月 7 日朝刊）。

さらに，小田原市の取り組みではないが，小田原かまぼこ通り活性化協議会が「かまぼこ通り」という名称で，浜町の旧東海道小田原筋を活性化しようとしている。そこで小田原市としては「かまぼこ通り」も回遊を促進して観光の拠点になって欲しいと考えている。駅からはやや遠いので自転車で回るサイクリング観光といった「社会実験」を行ったりしている[18]。

5．まとめ

最後に，小田原市の「中活計画」に関わる数値目標について一例をあげることにする。図７に見られるように「歩行者及び自転車通行者数（１日当たり）」は，2017年12月９日に中心市街地エリア内15地点で通行量が調査されたが，目標値である68,069人を達成することはできなかった（「フォローアップ」p. 6）。しかし，前述のお城通り再開発が完成すれば，現在の中央通りからのルートだけでなく，お城通り→小田原城→かまぼこ通りといった人の流れが新たに期待できるだろう。

また小田原市の定住人口については，図８で「中活計画」の計画期間より長く30年間の変化をみると，栄町の人口が僅かに戻ってきている。「中活計画」エリアの周辺部分の本町や寿町も僅かに人口が戻ってきている。さらに小田原駅西口の扇町の人口は減っているように見えるが，30年前に比べれば倍増しているのである。小田原市の中心市街地の人口を一挙に増やすには，隣接する開成町の前町長である露木順一氏が述べるように，西口から徒歩10分の閉鎖された少年院跡にタワーマンションを立てるような開発計画[19]が一案ではあるまいか。

ここまで見てきた小田原市の「中活計画」から，いくつか気づいた点を述べる[20]。まず商業まちづくりという観点からは，小田原市の「中活計画」は，青森市の「アウガ」のような再開発ビルを建設してテナントを募集しなかった。百貨店ではアパレルよりデパ地下の売り上げが好調な時代と相まって，小田原市では閉店状態だった地下街をリニューアルする形が幸いして現在のところ，地元客を中心に商業の振興につながってきている。小田原市にとって，地下街の存在はインスタ映えするようなアピールを行って良いことだと考える。

しかし，まちづくりは現実の社会を相手にするだけに，５年の計画期間があってもお城通りの再開発は進行中である。ところが，小田原市は計画期間中に，小田原城天守閣のリニューアルという好事業を「中活計画」に追加したために，確実に観光客を増加させている。小田原市は，「中活計画」はローリングという改訂が許されることをうまく活用したと評価することが

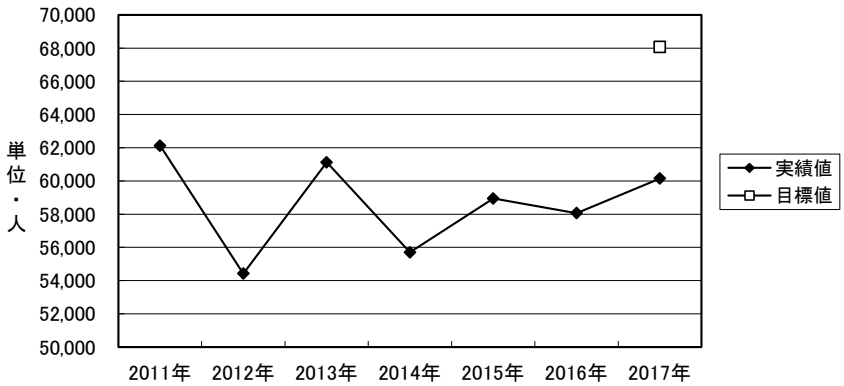

図７ 歩行者と自転車通行者数
資料：「フォローアップ」p. 6から作成

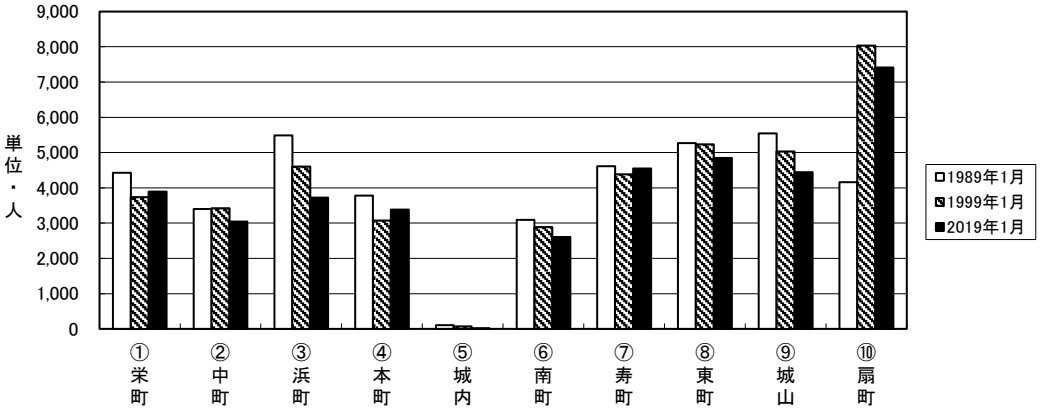

図8　旧小田原町域の町別人口の推移
資料：小田原市総務部行政総務課（1989, 1999）「小田原市の人口と世帯」，小田原市総務部行政総務課統計係（2019）「統計月報　小田原市の人口と世帯」から作成

できる。そう考えると「フォローアップ」を計画終了時に行うのは早すぎるのではないか。最終的には10年の単位で見る必要があるということができる。一点のみ注文をつけるならば，例えば地下街再生事業は，「中活計画」だけでなく，少なくとも小田原市の「総合計画」と国の「暮らし・にぎわい再生事業補助金（空きビル再生支援）」があって再生が実現したことがわかったが，市民目線ではその区別がつかないことである。

以上の「小田原市中活計画」の進捗状況について，小田原市経済部商業振興課は「計画期間内に三大事業の1.5は終わったけれども，1.5は終わらなかった」[21] と自己評価している。

そうしたことから2012年に認定された小田原市の「中活計画」は終了したが，2018年に第二次の「中活計画」が策定されなかったのは，まだ目標を達成していないからであると理解した。しかし，目標の約半分は達成されていないが，もし「中活計画」が認定されていなければ，市民交流センターや建設中の万葉倶楽部のホテル棟どころか地下街も再生していないと想像する。それは前述した市の経常収支比率から，大型事業を新たに行う余裕があるとはいえないことからの推測である。

小田原市の「中活計画」は，今後1.5の達成が2.0や2.5になっていけば，歩行者数や定住人口も増加して，これまでの数十億円の国からの補助が無駄にならず，第二次の「中活計画」が立てられていくであろうと考える。その将来に向けて，発展の種がまかれたと解釈したい。

謝辞

小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長 K 氏と商業振興課 R 氏に2018年 8 月 8 日に「小田原市中活計画」について詳しくご教示いただき，丁寧にお答えいただいたおかげで小田原市だけでなく，「中活計画」そのものに関する理解と関心が深まりました。さらに中心市街地振興係 M 氏には原稿を読んでいただいたことにも感謝します。

小田原箱根商工会議所中小企業相談部 N 氏，U 氏，O 氏に小田原市の商業についてお話を

伺ったのは2013年９月12日だったのですが，お話を聞いた時から，「中活計画」についてはある程度計画が進んでからまとめるのが良いと考えていました。研究の完成に時間がかかって申し訳ありません。

小田原青年会議所副理事長Ｔ氏には2013年９月13日にお忙しいところ長時間のお話をいただきました。引用したのがほんの少しですが，現代のまちづくりに会費を中心として自己資金で運営されている青年会議所の活動が大事であることがわかりました。

いずれにせよ，これらの方々が貴重なお時間を割いてくれなかったら，この研究は完成しませんでした。すべての方にこの場を借りてお礼を申し上げます。

注

1）内閣府 HP「中心市街地活性化」（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/index.html）。2019年11月11日閲覧。
2）内閣府 HP「認定された中心市街地活性化基本計画」（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/nintei.html）。2019年11月11日閲覧。
3）小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長Ｋ氏による（2018年８月８日）。
4）宇都宮市 HP「第２期宇都宮市中心市街地活性化基本計画（平成26年度策定）」（https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machizukuri/chushin/1009287.html）。2019年11月26日閲覧。
5）小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長Ｋ氏による（2018年８月８日）。
6）小田原箱根商工会議所提供の「資料」による。
7）関東学院大学 HP（http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/index.php/ja/home/news/news/866-2017.html）によると，2017年４月，法学部が湘南・小田原キャンパスから横浜・金沢八景キャンパスへと修学地を変更した。2019年11月25日閲覧。
8）小田原箱根商工会議所中小企業相談部Ｎ氏による（2013年９月12日）。
9）小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長Ｋ氏による（2018年８月８日）。
10）小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長Ｋ氏による（2018年８月８日）。
11）小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長Ｋ氏による（2018年８月８日）。
12）小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長Ｋ氏による（2018年８月８日）。
13）小田原青年会議所副理事長Ｔ氏による（2013年９月13日）。
14）小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長Ｋ氏による（2018年８月８日）。
15）小田原市 HP「財政状況　決算」から各年度の「小田原地下街事業特別会計」（http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/finance/details/settlement/）。2019年11月24日閲覧。
16）小田原市経済部商業振興課Ｒ氏による（2018年８月８日）。
17）小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長Ｋ氏による（2018年８月８日）。
18）小田原市経済部商業振興課Ｒ氏による（2018年８月８日）。
19）BLOG 露木順一と未来を語る「小田原の人口減は，止められるのか！」（https://junwind.net/?p=7421）2019年11月23日閲覧
20）小田原市のことだけでなく，「まちづくり三法」との関連では，次の三点を指摘する。
①大店法が廃止され，大店立地法が施行されたことによって規制が緩和されたことで中心市街地への大型店の出店が容易になったことは確かである。しかし，大店立地法は県庁への届出という形式になった。規制を緩和するにせよ，市民にとって最も身近な大型店の新設や変更に関するプロセスが，市役所や商工会議所や商店会といった市内の商業に関わる団体から離れてしまってはいないだろうか。
②改正都市計画法による郊外型大型店の出店抑制と「中活計画」をうまく組み合わせることは，

すでに出店している店舗を規制することができない以上，相当困難である。他市に立地するショッピングモールのあり方にこそ市域を超えた県レベルの調整があってもよいと考える。

③「中活計画」に取り組んだ自治体で，今後の研究が待たれるのは，「フォローアップ」を経て，3回目の認定を受けている富山市，熊本市，大分市，鹿児島市，高松市である。特にこれまで研究されていない九州の3自治体の「中活計画」に注目したい。

21）小田原市経済部商業振興課中心市街地振興係長K氏による（2018年8月8日）。

引用文献

荒木俊之，2016,「中心市街地活性化法とまちづくり三法」根田克彦編『まちづくりのための中心市街地活性化――イギリスと日本の実証研究』古今書院：1-22.

新雅史，2012,『商店街はなぜ滅びるのか――社会・政治・経済史から探る再生の道』光文社

小田原市編，2018,『小田原市統計要覧（平成29年版）』小田原市

小田原市企画部企画政策課編，2011,『おだわらTRYプラン――市民の力で未来を拓く希望のまち』小田原市（第5次小田原市総合計画）

小田原市教育研究所編，1971,『郷土読本「小田原」』小田原市教育研究所

小田原商工会議所編，1997,『小田原商工会議所50年誌』小田原商工会議所.

加藤岳史，2016,「官民連携による小田原地下街の再生（特集　民間の活力を活用したまちづくり）」『新都市』第70巻2号：20-25.

神奈川県編，1959,『神奈川県町村合併誌（下巻）』神奈川県

北島滋，2016,「地域間格差問題と地域再生の課題――批判的構造分析の視座から」庄司興吉編『歴史認識と民主主義深化の社会学』東信堂：79-108.

金原左門，2001,「商店街の発展と金融・流通業」小田原市編『小田原市史（通史編　近現代）』小田原市：764-770.

会計検査院，2018,『中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について（会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書）』会計検査院.

経済産業省経済産業政策局調査統計部編，2003,『平成14年商業統計表（第3巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局

_____編，2006,『平成16年商業統計表（第3巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局

_____編，2009,『平成19年商業統計表（第3巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局

総務省統計局編，2014,『平成24年経済センサス―活動調査報告第7巻卸売業・小売業に関する集計（その3巻産業編市区町村表）』経済産業統計協会

経済産業省大臣官房調査統計グループ編，2016,『平成26年商業統計表（第3巻産業編市区町村表）』経済産業統計協会

鈴木浩，2007,『日本版コンパクトシティ――地域循環型都市の構築』学陽書房.

専修大学マーケティング研究会編，2003,『商業まちづくり――商業集積の明日を考える』白桃書房.

通商産業大臣官房調査統計部編，1976,『昭和47年商業統計表（第2巻産業編下）』大蔵省印刷局

_____編，1977,『昭和49年商業統計表（第3巻産業編下）』大蔵省印刷局

_____編，1978,『昭和51年商業統計表（第3巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局

_____編，1981,『昭和54年商業統計表（第3巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局

_____編，1984，『昭和57年商業統計表（第３巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局
_____編，1986，『昭和60年商業統計表（第３巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局
_____編，1989，『昭和63年商業統計表（第３巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局
_____編，1992，『平成３年商業統計表（第３巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局
_____編，1995，『平成６年商業統計表（第３巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局
_____編，1998，『平成９年商業統計表（第３巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局
_____編，2000，『平成11年商業統計表（第３巻産業編市区町村表）』大蔵省印刷局
辻本勝久，2009，『地方都市圏の交通とまちづくり――持続可能な社会をめざして』学芸出版社.
東洋経済新報社編，2018，『都市データパック2018』東洋経済新報社
播摩晃一，1997，『戦後小田原50年史――1945年～1995年』八小堂
久場清弘，2008，「中心市街地への国の支援」横森豊雄・久場清弘・長坂泰之，2008，『失敗に学ぶ中心市街地活性化――英国のコンパクトなまちづくりと日本の先進事例』学芸出版社：79-84.
星野和子，2001，「町村合併の過程」小田原市編『小田原市史（通史編　近現代）』小田原市：717-750.
矢部拓也，2010，「中心市街地の衰退と再生のメカニズム：ジェーン・ジェコブズの都市理論による滋賀県長浜市の中心市街地再生の事例分析」『社会科学研究』(23)：151-168.
山川充夫，2010，「まちづくり三法と経済地理学」『商学論集（福島大学経済学会）』第79号第１巻：43-55.
横森豊雄，2008，「担い手と官民パートナーシップ」横森豊雄・久場清弘・長坂泰之，2008，『失敗に学ぶ中心市街地活性化――英国のコンパクトなまちづくりと日本の先進事例』学芸出版社：100-105.
渡辺達朗，2014，『商業まちづくり政策――日本における展開と政策評価』有斐閣.

〔報告〕

図像に見られる音楽　東地中海地域を中心に

松本 奈穂子*

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．東地中海地域の図像に見られる音楽
Ⅲ．終わりに

Ⅰ．はじめに

音楽は時間芸術であり，鳴り響く一連の音の一箇所のみをとどめようとすることはできない。基本的にはどの生演奏も一回限りであり，厳密に全く同じ再生は不可能である。鳴り響く音の保存すなわち録音とその再生を人類が可能にしたのは，つい最近のことにすぎず，現時点では，数千年にわたる人類の音楽の営みを知る縁は記された文言や図像，建造物などに限られる。本稿では東地中海を中心に，こうした図像に見られる音楽記録を概観する。筆者は数年来，世界の音楽に関する知識を学生に教授するにあたり，この地域の音楽図像に言及してきている。東地中海地域は，４大古代文明のうちエジプト，メソポタミアが含まれ，さらにこれらの流れを汲む古代ギリシャ，ローマ文明や西アジアの諸文明が勃興した地域である。ヨーロッパ文明の発展に大きく影響を与えた地域でもあり，現在の様々な楽器のルーツもここに見ることが可能であるため，音楽史を捉える上で極めて重要な地域である。従って，この地域の古代の音楽関連図像を概観することは有用である。同地の古代音楽図像は数多く存在するが，本稿では気鳴，膜鳴，体鳴，弦鳴（リュート属，リラ族，ハープ属）の各分類項目から数点ずつを示すことで，現代にまで繋がる楽器の形態が古代から存在していたことを確認する。

Ⅱ．東地中海地域の図像に見られる音楽

表１は，東地中海地域の出土品や建造物などに見られる音楽関連図像例を示している。実際の図像はさらに膨大であるが，特に重要なものを含め若干例を示すことで，同地域の音楽文化の知見を得るための入り口にはなるかと考える。

受理日2019年11月27日
＊教養学部芸術学科准教授

表１　東地中海地域出土の楽器および音楽的行動が描かれている図像例

	名称	含まれている音楽モチーフ	製作年代	製作時代
1	象牙製の拍子木	拍子木	BC3300-2778	先史時代＜第一王朝、第二王朝＞（エジプト）
2	楔形文字のタブレット	ハープの絵文字	BC3000頃、	ウルク第４期
3	拍子木	拍子木	BC2700頃	ジェムデト・ナスル期（シュメール、イラク）
4	サッカーラの死者の都のメレルカの墓のレリーフ	踊と演技	BC2778-2160頃	古王国時代（エジプト）
5		拍子木をもった女性	BC2600頃	メシリム期（シュメール、イラク）
6	ウル王墓の舟型ハープ	舟型ハープ	BC2600-2350頃	ウル第１期
7	ウル王墓の銀張りのリラ	銀張りのリラ	BC2600-2350頃	ウル第１期
8	ラピスラズリ製の印章印影に描かれた饗宴図	ハープ演奏図	BC2500頃、	ウル第一王朝期
9	サッカーラの死者の都にあるネンケフトカの墓の壁画の一部	弓形ハープ、笛奏者、カイロノミー、イバ踊り、手拍	BC2500～2400頃,	古王国第5王朝
10	動物楽団（円筒印章）		BC2500-2350頃	ウル第一王朝
11	饗宴図（円筒印章）		BC2450頃	ウル第一王朝
12	黄金のリラ	リラ	BC2450年頃、	ウル第一王朝
13	ウルのスタンダード	リラ	BC2450頃、	ウル第一王朝期
14	円筒印章印影	縦型の笛	BC2350～2170頃、	アッカド時代
15	凍石製壺の断片	祭儀場面の中の太鼓	BC2100～2030頃	
16	テラコッタ浮き彫り	水平弓型ハープ演奏図	BD2100-1800頃	
17	拍子木断片		BC2000年紀中頃	ウガリト
18	拍子木断片		BC2000年紀中頃	ウガリト
19		角形ハープ	BC1950-1539頃	
20	テラコッタ製浮き彫り	二人の拳闘家と共に描かれた酒杯型の太鼓、シンバル		
21	テラコッタ製浮き彫り	リュート奏者	BC1950-1530頃,	古バビロニア時代
22	貼付文装飾壷	楽師、曲芸師	BC16c頃	古ヒッタイト時代
23	壁画（一部）	角型ハープを弾く女性楽師	BC15c頃	
24	円筒印章	ハープ奏者、儀式図	BC14-12c頃	エラム中王国時代
25	テーベのハトシェプスト女王神殿南側レリーフの一部	兵士の行進とトランペット	BC1480頃	第18王朝
26	ツタンカーメン王墓のトランペット(1)	トランペット	BC14ｃ	第18王朝
27	ツタンカーメン王墓のトランペット(2)	トランペット	BC14ｃ	第18王朝
28	クレタ奉献儀	キタラ	BC1450頃	
29	テーベの死者の都にある第52号墓、ナクトの墓の壁画の一部分	双管のオーボエ、リュート、弓型のハープ	BC1425-1405頃,	トトメス４世の統治時代
30	テーベの死者の都の壁画の一部	歌手、管楽器、踊り手	BC1425-1375頃,	新王国時代第１９王朝
31	テーベの死者の都第51墓の壁画の一部	シストルム	BC1300年頃、	新王国時代
32	サッカーラの死者の都の墓のレリーフ	イバ踊りを含む舞踊、枠太鼓、クラッパー	BC1320-1200頃,	新王国時代第１９王朝
33	ヤズルカヤの12神像浮き彫り	行進	BC13c頃	
34	テーベのインヘルカウの墓壁画	ハープ	BC12c頃	
35	テーベのラムセス3世墳墓壁画（一部）	９弦ハープ	BC１１５０	
36	手の形をした象牙製のまっすぐな拍子木	拍子木	BC1085-333頃	末期王朝時代（エジプト）
37	ハトホル礼拝用具：象牙製の拍子木	拍子木	BC1085-333頃	末期王朝時代（エジプト）
38	カルケミシュの奏楽図レリーフ	ホルン、大きな枠太鼓	BC1000年紀	
39	太陽神のタブレット		BC870頃	
40	アッティカ式ヒュドリア、壺絵の一部	輪舞と合唱、竪琴	BC700頃	
41	プロト・アッティカ式ルトロフォロス（アナラトス）	輪舞、双管	BC700頃	
42	容器	輪舞	BC700頃	
43	アンフォラ	竪琴を持つアポロン	BC7c頃	

44	舞踊図		BC690頃	
45	ニネヴェ北宮殿の浮き彫り	竪琴、太鼓、笛	BC668-631頃,	
46	ニネヴェ北宮殿の雪花石膏浮き彫り	リラ、太鼓、シンバルを演奏する4人の音楽家	BC668-627頃,	アッシュールバニパル王の時代
47	ニネヴェ、アッシュールバニパル王の宮殿浮き彫り	アッシリアの音楽家：双管葦笛、ハープ、リラ、双管	BC7C	
48	キージ壷	双管の笛	BC640-630頃,	古代ギリシャ
49	クリティアスのクラテル		BC570-60頃	ギリシア
50	キュンバラを手にした少女	スパルタのアルテミス・オルティア聖所出土のブロンズ小像	BC6世紀頃	ギリシア
51	コリントス黒像式ヒュドリア部分	アキレウスの死を悼む哀悼図、リラ	BC570-550頃,	古代ギリシャ
52	アキレウスとリラ（壷絵）	リラ	BC560頃	古代ギリシャ
53	女性と少年の祭礼図	アウロス、キタラ	BC540-530頃	古代ギリシャ
54	ディオニュソスとサテュロス	アウロス	BC530頃	古代ギリシャ
55	サルピンクス奏者	サルピンクス	BC520頃	古代ギリシャ
56	アッティカ赤絵式渦形クラテル（頸部）	クロタラ	BC500頃	ギリシア
57	アウロス吹きと踊り子（エピクテトス）	アウロス、クロタラ	BC490頃	古代ギリシャ
58	キタラ奏者（ベルリンの画家）	キタラ	BC490頃	古代ギリシャ
59	キウシ出土の墓石	死者崇拝の演芸・競技	BC470-460	エトルリア（イタリア）
60	サバジオスとキュベレ	アウロス	BC440頃	古代ギリシャ
61	アッティカ赤絵式のペリケ	テュンパノン、ディオニュソス関連図	BC430頃	古代ギリシャ
62	ディテュランボス合唱の一場面、鐘状クラテールの細部	合唱、アウロス	BC425頃	古代ギリシャ
63	アッティカ赤絵式の棒状把手クラテルに描かれている絵（壺絵）	リラを弾くオルフェウスと聴衆	BC400頃	古代ギリシャ
64	壷絵図	リラを練習する若い男性	BC5c頃	古代ギリシャ
65	キウシ出土の青銅彫像	カスタネットを使う踊り子	BC5世紀初頭	エトルリア（イタリア）
66	アッティカ赤絵式ヒュドリア	クロタラを手にした踊り子	BC5世紀(第3四半期)	ギリシア
67	アッティカ赤絵式杯	バルビトンを弾くディオニュソスとサテュロスたち	BC5世紀(490頃)	ギリシア
68	壁画（一部）	アウロスを歩きながら奏する音楽家	BC5c初期	エトルリア
69	キウシ出土の青銅彫像	カスタネットを使う踊り子	BC5世紀初頭	エトルリア（イタリア）
70	アルカイオスとサッフォー（ブルゴスの画家）	リラ	BC480頃	古代ギリシャ
71	ヘリコン山のムーサイ（アキレウスの画家）	リラ	BC440頃	古代ギリシャ
72	アポロン祭礼図		BC430頃	古代ギリシャ
73	一対のキュンバラ		BC5-4世紀	ギリシア
74	民数記第10章2節	銀のラッパ	BC4-5c頃	古代ギリシャ
75	ディオニュソスと俳優たち	リラ、アウロス	BC400-390頃	古代ギリシャ
76	宴会図	キタラ	BC4c頃	古代ギリシャ
77	エジプト出土のリンネルに描かれた多彩色の羊毛織物	フォーク・シンバルを使う踊り子	BC4世紀	ローマ
78	クニドスのデメテル		BC340-330頃,	古代ギリシャ
79	奏楽図	リュート系の楽器	BC330-320頃	古代ギリシャ
80		シュリンクス	BC323-140頃	セレウコス朝
81		双管楽器	BC323-140頃	セレウコス朝
82	エピダウロスの劇場	劇場	BC4-3c頃	古代ギリシャ
83	テラコッタ小像	キタラを弾く女性楽師	BC275頃	古代ギリシャ
84	ペルガモンの劇場	劇場	BC2c後半	古代ギリシャ
85	ボルゲーゼの壷	笛、クロタラ	BC2c後半	古代ローマ
86	カスタネットを使う立像	カスタネット奏者	BC2世紀末～BC1世紀初頭	ヘレニズム後期
87	ニサ出土の象牙製リュトン	人物図	BC2世紀	パルティア
88	ニサ出土の象牙製リュトン	人物図	BC2世紀	パルティア

89	テルメズ近郊アイルタム出土のフリーズ	女性シンバル奏者	BC2世紀	バクトリア
90	旅楽師のモザイク画	テュンパノン	BC100頃	古代ローマ
91	奏楽図	リラ	BC1c頃	古代ローマ
92	アキレウスとケイロン	リラ	70	古代ローマ
93	青い壷のレリーフ	エロスが吹く笛	1c頃	古代ローマ
94	闘技場のモザイク画	水圧オルガン、トゥバ、コルヌ	1c頃	古代ローマ
95	トラヤヌスの円柱	ラッパ	107-113	古代ローマ
96	ヘブライの硬貨	リラ	135頃	
97	ヒュドラウリスとコルヌのモザイク画	ヒュドラウリス、角笛コルヌ	2c頃	古代ローマ
98	水圧オルガン型のテラコッタ製ランプ	水圧オルガン型	2c頃	古代ローマ
99	アウェンティヌスの丘のディアナ神殿の床モザイク画	舞踏音楽家と娯楽音楽家	3世紀末	古代ローマ
100	ビシャープールの宮殿の南西部分のイーワーン床面を飾ったモザイク画	ハープ奏者	3c中頃	古代ローマ
101	踊る女	交互連手	4c頃	エトルリア

壁画や埋葬品，遺跡からの出土品に描かれたり掘られたりしている，楽器を持つ人々や，舞踊動作を行っていると思われる人びとに注目し，そこから古代の舞踊や音楽理論，楽器の復元などを，多くの研究者が試みてきた。

古代国家の行事は，宗教と密接な関係にあった。前4000年紀以来メソポタミア各王朝からの音楽文化を示す出土品の多くは宗教儀礼の場面を描いたものである。神々との交流をはかる上で，音楽は極めて重要な機能を果たしていた[1)]。前3000年紀以降には宮廷など世俗世界において儀礼や娯楽に音楽を提供する者たち―現世は無論死後も殉死によって―の存在が確認されている。印章や粘土板，石碑の上に描かれた楽器は実際の楽器発掘品の復元の際の有力な手がかりとなった。

表１の12番目に示す楽器は俗に黄金のリラと呼ばれる。リラとは撥弦楽器の一種で，元来古代ギリシャの弦楽器の１種の名称だったが，弦鳴楽器の１種の分類名称としても用いられる。この場合，リラ（リラ属）とは，胴から突出した２本の腕木の先に横木を渡し，胴から弦を横木まではりわたしたものを示している。ウル第一王朝，紀元前2450年ころの楽器とされる。ウル王室墓地の一つ（墓竪穴 PG1237）から３つの弦楽器が発見されたが，これがもっとも有名である。鍛金技法による雄牛の頭がついていることから黄金のリラという俗称がついている。雄牛は当時の豊饒儀礼と深く関連しており，天候神の象徴としても頻繁に表現され，メソポタミア文明において神聖性を体現し続けていた。シュメールのリラの多くにこの雄牛の頭が共鳴胴の先についている。雄牛の頭の下，共鳴胴の正面にあたる部分は，山羊，ライオン，雄牛などの動物が描かれている貝殻象嵌細工の板で飾られている。共鳴胴の周りは，色の美しい貴重な石でモザイク装飾が施されている。腕木（この垂直方向の二つの柱のような部分），ここにも石モザイクと象眼とが交互に組み合わされていた。高さは約1.2m と，かなり大きなリラである。このリラが見つかった墓の中には74人の殉死者が葬られていた。６人の武装した男性が入り口付近におり，音楽家は４人で，みな女性であり，３つのリラと１つのシンバルの側に遺骸があった。他に64人の宮廷女官の遺骸が並んでいた。音楽家も女官も，みな一種の晴れ着を

身につけ，装身具も金，銀，ラピスラズリ，紅玉髄などの玉がふんだんに使われていた。全員葬儀の際に所定の位置についたあと，毒あるいは麻酔薬の入った杯を飲んで殉死したとされる。約4500年前のリラであるため，長い年月の間に本体の木の部分はあとかたもなく朽ち果てたが，金や石など装飾の部分が，そのままの形で残っていたため，復元が比較的正確にできた楽器の一つである。このリラの例のように，音楽や舞踊といった表象文化，そしてそれを表現するための楽器などの道具は，宗教や国家など，支配組織の権威をさらに高め，維持し続けるための格好のシンボルに好んで使われることが多々ある。

古代楽器本体の発掘は言うまでもなく大変貴重であるが，同時に奏楽図も当時の音楽シーンを研究する上で重要な図像資料である。リラの演奏図像例の一つに，紀元前2450年頃の，ウル第一王朝王室墓地からの出土品，モザイク製のスタンダードが挙げられる。[2] 表面は「戦争」と「平和（戦勝祝賀祭）」という異なった題材を扱っている。全体はラピスラズリをバックとして，貝殻と石灰岩をちりばめて構成されている。

「平和」の場面は３段に分けて描出され，戦勝を祝う宴を催すために，人々がさまざまな物資や食用にする動物を運ぶ場面が，下段と中段に展開していると考えられている。最上段は宴の場面で兜を脱ぎ，腰に毛皮の衣をつけた姿で腰掛け，手にはゴブレットを持つ男たちが描かれている。右手には牛の頭飾りがついたリラを持った演奏家と，歌手と思われる人物が立っている。

リラはギリシャ時代にも数多く描写されており，表１第52図像もその１つである[3]。トロイアの戦場で倒れたギリシア方随一の英雄アキレウスの死を悼む情景が描かれている。アキレウスの死をめぐる美術表現としては，戦場からその遺骸をアイアスが運び出す場面が好んで表され，本図のような哀悼図はあまり例が無い。女性のひとりが右手にリラを持っているが，演奏されてはいない。この図像おけるリラの意味は，哀悼の場における挽歌などの音楽の存在，喪中の家でのリラの沈黙，アキレウスの所持品であるため副葬品，などの可能性が示唆されている。

ギリシャの例としてもう１点，メロス島出土のアンフォラに描かれた図像[4] にも言及しておきたい。アポロンがリラを左手に持ち，ムーサイと思われる二人の女性を従え，２頭の有翼馬に引かせた馬車に乗って，妹アルテミスの待つデロス島へ向かう様子が描かれている。アポロンは太陽神であるとともに，リラを携えた音楽を司るでもある。彼の右手には紐の端に結びつけたプレクトロン（弦をはじくのに使う道具）が見える。このリラはホメロスに登場するリラと異なり，弦は７本である。それまで一般的だった４本弦からレスボス島のテルパンドロスが７弦を発明したのは本図が作られる直前の時代とされる。プレクトロンもホメロスでは言及されないため，おそらく前７世紀頃に使われ始めたと考えられている。

東地中海地域に同じく古くから存在する楽器にハープがある。ハープの存在は，ウルク第４期，すなわち紀元前3000年頃の，楔形文字のタブレットの上に，ハープの絵文字が残されていることから，当時すでに存在していたとされる。図像に演奏されているハープが表れるのは，先ほどのリラと同じ，ウル第一王朝期，およそ紀元前2500年頃のことで，酒宴の席で演奏されていたり，馬などの動物が演奏している場面を描いた印章が発掘されている。印章上における

音楽を奏でる人びとの図像は，多くの場合，祭儀場面や饗宴場面の中で描かれている。表１の第８図像はウル第一王朝期，紀元前2450年ころのラピスラズリ製の印章印影で，饗宴場面が描写されている。下の段の右端にいるのがハープ奏者で，弓なりのハープを演奏する。

表１第19図像は同じハープでも形が異なり弓なりではない。これは角形ハープと呼ばれ，もう少し時代は下って古バビロニア時代，紀元前1950-1539年ころの，このようなテラコッタ製浮き彫りに多く描写される。オスマン朝期の細密画にもこの角型ハープは多数描写されていたが，現在東地中海地域でこのようなハープは用いられていない。日本ではシルクロードを経てたどりついた角型ハープが正倉院に保存されている。

イランのシャープール１世が創建したビシャープールの宮殿の南西部分イーワーン床面を飾ったモザイク画（表１の第100図像）にもハープが見られる[5)]。モザイク技法は本来イランには存在しなかったので，これはシャープール１世がローマ系の職人に命じて制作させたものと考えられている。ハープではなくツィター系になるが，多くの弦を並べてそれをかきならす，という形の楽器で現在西アジアでよく使われているのは，弦を水平に台の上にならべた楽器。アラブ諸国およびトルコではカーヌーン，イランではサントゥールが有名で，非常によく用いられており現在西アジアの古典音楽には不可欠の楽器である。

次に打楽器を概観する。太鼓は古代から様々な種類が存在し，東地中海のみならず様々な地域で発達した楽器の１つである。本体それ自体を打って音を出す楽器の総称を体鳴楽器，膜をたたいて音を出すものの総称を膜鳴楽器という。表１の第15図像は紀元前2100～2030年ころの，凍石製壺の断片で，祭儀場面が描写されている。祈る姿で描かれた２人の人物が右のほうで右を向き，彼らの先にこの破片の中には描かれていないが玉座についた神がいる。彼らの左手が奏楽図で，両側に一人ずつ鼓手のいるおおきな枠太鼓が描かれている。鼓手は右手左手と交互に，太鼓の表側と裏側を叩く。このように儀礼の際には太鼓の伴奏が不可欠だったようである。

表１第20図は古バビロニア時代，紀元前1950～1530頃，ラルサ出土のテラコッタ製浮き彫りである。左側の二人がボクサーで，３番目が酒杯型の太鼓を打つ音楽家，右端がシンバルを打つ音楽家である。メソポタミアでは，レスリングやボクシングなどのスポーツも行われ，このように音楽を伴って行われている図像もいくつか残る。スポーツが音楽を伴うという伝統は，たとえば，イランのズルハネなどが現今の例である。棍棒を用いての身体鍛錬の間，太鼓が拍子を刻む。競技の間ずっとではないが，日本の相撲でも太鼓が用いられる。古代のスポーツは舞踊，演劇，音楽と同様，宗教儀礼と結びつくものが多かったので，音楽の伴奏図は自然である。この例の太鼓ほど大きくないが，今でも西アジア一帯には，ダルブッカ・ザルブ，トンバックなど呼び方は多様だが，酒杯型，鍋型の太鼓が頻繁に使われる。西アジアの音楽図像学の研究者シュタウダーによれば，ヨーロッパのオーケストラで現在使われているティンパニの前身とみなしうる釜型の太鼓が確認できる最初の例である。

ハープやリラと並んで古代からある弦楽器にはリュート系の楽器がある。リュートは15-17世紀を中心にヨーロッパで盛行した東方起源の撥弦楽器の名称で，語源的には西アジアの楽器ウードに由来する。今日では楽器分類法の用語として弦鳴楽器のタイプを表すためにも用いられ，その場合には全世界の非常に多くの楽器がここに含まれる。表１第21図は紀元前1950～

1530年ころ，古バビロニア時代のテラコッタ製浮き彫りとされる。実際に長い棹のリュートが考古学的にはじめて確認できるのは，アッカド時代，すなわち紀元前2350～2170ころであるとされる。演奏者の右には犬，左に豚が掘られていることから，日常生活における奏楽図と推察される。リュートは二つの理由から，一般庶民の間で流行した。一つはリラやハープにくらべて小さくて扱いやすい，持ち運びが楽であるという点である。もう一つは１本の弦でも，指板で弦を抑えることによって，その都度響く弦の長さを変化させ，それによって非常に多くの音を作り出すことができるという点である。この簡便さから，人びとの日常生活において，リュートは非常に愛用されるが，公式の行事や神殿での儀礼が描かれている場面にはメソポタミアではあまり描かれない。そういったときに表れるのは，同じ弦楽器でもリラやハープなど，宗教的意味合いの高い楽器である。このリュート系楽器のうち前述のウードの祖形が，様々な文化との接触の中で，形態を変えつつ，西はヨーロッパ，東は日本にまでたどりつく。シルクロードを経て，日本にも入ってきた楽器の例として，琵琶がある。日本には７–８世紀ごろ渡来したとされ，正倉院に保存されている。いくつかのタイプの琵琶があり，直頸のもの，４弦円形（月琴，阮咸（げんかん））のものも，伝来したが定着しなかった。４弦少数柱曲頸洋ナシ型のものがアラブのウード，このウードの祖形が日本で定着し今日まで日本音楽の重要な楽器のひとつとして演奏され続けている。ウードは，アラブ諸国，トルコの古典音楽になくてはならない弦楽器である。

管楽器，つまり息をふきこんで音を鳴らす楽器の例としては，表１第14図の紀元前2350–2170年ころ，アッカド時代の円筒印章印影が挙げられる。下のほうに鹿のような動物が３頭ならんでいる。その真ん中の動物のほぼ真上くらいに，壺がひとつ，さらにその上に，すわっているように見える人物が持っている細長い棒のようなものが縦型の管楽器である。この時期，管楽器が描かれていることは非常に少ないので，貴重な資料といえる。トランペットも古代より用いられてきた重要な気鳴楽器の１つである。ツタンカーメン王墓のトランペットは当時の楽器が現存する貴重な発掘品の例である。奏楽用，信号用と，トランペットは古代から様々な役割を果たしているようである。

紀元前668～627年ころ，アッシュールバニパル王の時代の，ニネヴェ北宮殿の雪花石膏浮き彫りに描かれている４人の音楽家（表１第46図）は２人ずつ，対面で向かいあっている。左に手前側に枠太鼓という太鼓の一種，それからその奥にリラをひく人が表される。右の手前の人もリラをひき，奥の人物はシンバルを打ち鳴らす。向き合ったまま，お互い前後左右に動きながら，踊っているというのが，こうした図像を主に研究する音楽研究者たちのこれまでの見解である。

エジプトでは，多くの墓の中に壁画がある。エジプトもメソポタミアも，死後の世界においても，現世と同じ生活ができるようにと，願うのは同じであり，殉死がなされていた。しかし，後にエジプトでは人物のシンボルとして人形をいれたり，壁画にこうあってほしいという願いの情景を描くという方法がとられた。おびただしい壁画の数々から，当時の慣習などを垣間見ることができる。エジプトはその長い歴史の中で，紀元前1730–1580年頃，中王国時代の第15王朝から17王朝の頃，ヒクソスによりエジプト征服がされた結果，政治経済生活に大きな変化

があった。そのとき以降，小アジアの国々からの様々な楽器がエジプトに流入したとされる。この小アジアとの文化の交流の結果，古い時代のエジプトの静かで落ち着いた音楽や踊りは，動きのある鋭いものになったとする説もある。

紀元前2500-2400年頃，古王国第５王朝のサッカーラの死者の都にあるネンケフトカの墓の壁画の一部には，弓型のハープが描かれている（表１第９図像）。かなり大型のこのハープの形は，エジプトでよく使われたものである。ハープ奏者の前にカイロノミーで合図を出している人物が４人，管楽器奏者が２人いる。カイロノミーは手指の様々な形や挙げる角度などによりある特定の音を表して，演奏者に指示を与えている。親指と人差し指をあわせたり，他の指をあわせたり，手の指をすべてのばしてあわせた形で合図を出したり，といろいろな指の形がある。この，指の形と腕の位置によって，合図を出している音程が変わってくる。音の高さを伝えているという意味で，これは楽譜のひとつとしてみなすこともできる。

下の段では踊りの情景が描写されている。右端の二人が手拍子で伴奏をし，残りの５人が，両手をあげて踊る。これはイバ踊りといわれる。この頭上で曲げた両腕で，牛の角を象徴しているともいわれ，イバ踊りが，女神ハトホルへの信仰を表した舞踊である，という説もある。

新王国時代，紀元前1300年ごろ，テーベの死者の都第51墓の壁画の一部に描かれている３人の女性は，大きく濃い扇形のようなものと，小さな丸い形のものを手にもつ（表１第31図像）。扇のようなものは，植物の束である。蓮の花など，沼地に咲く植物を愛する女神ハトホルをたたえるために音を立てて振るという習慣がエジプトでは古くからあり，新王国時代でも行われてという。一緒にもっている，丸い形のようなものが体鳴楽器の一種シストルムである。握り手の上が，まっすぐのパイプをユー字型にひねったような形，その口の閉じた逆Ｕ字形の中は空洞になっていて，その真ん中に，３本くらい横に棒が走っている。これは動くことができたり，いろいろと金属などの輪がついたりして，振ることで，互いにぶつかりあって音が出る。エジプトでは，シストルムは，宗教儀礼時に祭司用のものが使われた。

表１の第32図像は太鼓の踊りの事例で紀元前1320-1200年ごろ，新王国時代第19王朝，サッカーラの死者の都の墓のレリーフである。腕をあげ絵の右から左へと歩いてくる祭司たちに対して，太鼓を演奏する踊り子たちが左側に描かれる。この太鼓は小型の円型枠太鼓である。右の祭司たちが踊っているのは，前の図でも見たイバ踊りである。このふたつのグループの間に，軽く湾曲した２本１対のクラッパーを打ち鳴らしながら，腰をふり，膝をまげ，片手を上に，片手を下にして踊っている踊り子が二人見える。

表１の第30図像は当時の娯楽音楽の情景を描写している[6)]。図像では下の段に，音楽家たちと，踊り子が描写されている。頭上の円錐上のものは，良い香りをつけた脂の玉で暑さでだんだんとけていき，衣服の上に良い香りと脂とが，しみこんでいっている。音楽家のうち，３人は手拍子をとりながら，歌を歌う。右端の音楽家は双管の楽器を吹く。踊り子二人は現在のベリーダンスのような踊りを踊っていたのではないか，という説がある。手前にいる少女の組み合わされた手が，ベリーダンスなどで両手を重ねて指を鳴らすしぐさに似ているというのも，その根拠の一つである。添えられている歌のテクストが，水による豊饒，毎年のナイルの氾濫，エジプト人の新年祭について書かれていることから，仮にここで描かれている舞踊がベリーダ

ンスに近いものであるとするならば，ベリーダンスの本来の意味が豊饒祈願とする解釈を強めることにもなるとされる。

トトメス４世の統治時代，紀元前1425-1405年の，テーベの死者の都にある第52号墓，ナクトの墓の壁画の一部分の奏楽図（表１第29図像）も大変有名である。左から，双管の楽器，リュート系弦楽器，そして，エジプトでよく使われている大きな弓型のハープが描かれている。一つ一つの楽器がフレットや指穴の位置など非常に鮮明に，かつ細部まで，よく描かれていることから，古代の音楽の音組織を調べるための非常に貴重な図像になっている。

紀元前700年ごろ，アッティカ出土のアッティカ式ヒュドリアの一部には初期ギリシアの壺絵で，もっとも基本的な図案である人物図が描かれている（表１第40図像）。輪舞で手をつなぎ，飾枝をもった若者もしくは乙女からなる二つのグループが踊っている小合唱隊の絵の一部である。バルカン，西アジア一帯で，このような連手の踊りは，現在でも非常に多く見られる。トロイやスミルナ（現在のイズミル）など現在のトルコの西側はこのように古代ギリシャ時代の重要な文化圏でもあり，スミルナのホメロスのように，非常に高名な詩人や哲学者なども数多く出ている。ただし，ギリシア本土とトルコ側は，文化的にまったく均質だったわけではなく，たとえばトルコ側の土着信仰であった地母神キュベレ信仰の存在とそのギリシア本土への伝播など，地方地方に特徴があった。音楽的にも区別があり，リラで演奏される荘重で落ち着いた音楽はギリシャ本来，テュンパノンで演奏されるけたたましく騒がしい音楽はアジアから，という認識があり，それが様々な神話にも表現されている。この図像で小合唱隊を率いているのはリラ奏者である。リラ演奏と輪舞は，いくつかの前８世紀の幾何文様様式の壺絵が示すような，ギリシア人の音楽生活を題材にした描写の対象である。管楽器のアウロスが合唱隊を先導する図像が登場し始めるのは，リラよりも半世紀ほど後のことである。

紀元前440年ごろゲラ出土のアッティカ赤絵式の棒状把手クラテルに描かれている図像（表１第63図像）は，中央でオルフェウスがリラを弾いており，その両側でトラキア人が彼の音楽に聞き入っている光景である。オルフェウスはギリシャ神話に出てくるリラの名手であり，ハデスとの約束を破って妻エウリディケを冥界から取り戻すことに失敗し，最後はディオニュソスの信者たちに八つ裂きにされ殺されるという悲劇の主人公でもある。彼ほどの名手が弾くリラの音に引き込まれ熱心に聞き入っているという，聴衆としての音楽行動への参加を，この絵は表現している。リラは前述のように太陽神アポロンの楽器とも言われ，古代ギリシャでは非常に神聖視され，常に他の楽器よりも格が高いとされた楽器である。

ヒッタイト時代の発掘品にも音楽描写がある（表１第22図像）[7)]。ボアズキョイから北西100キロの位置にあるイナンドゥックテペの遺跡は1966年の調査で神殿が発見され，そこからハットゥシュリ１世王に関係する粘土板文書が出土したことから，紀元前16世紀ころの古ヒッタイト時代に属することが明らかになった。

この神殿の一室から発見された全面を貼付文装飾によって覆われる土器にはさまざまな儀礼の場面が描かれている。その中に，リュート系楽器や円型枠太鼓を奏する楽師の姿も見える。この時期の奏楽図は少ないため，貴重な資料の１つである。

双管の楽器は，前述のようにエジプトの壁画にも見られるが，ギリシャ・ローマ世界におい

ても頻繁に登場する重要な楽器である。表1第図像[8] もその一例で，紀元前7世紀の容器に描かれた舞踊図である。男女交互の輪舞で，男は裸体と顎鬚（あごひげ）により，乙女は長く波打つ斑点模様の衣によって，描き分けられている。彼らは花のついた枝を手にもち，ペアを組んで互いに向かい合って動いている。彼らの中央に双管の気鳴楽器を奏する楽人が描かれている。同図はギリシア時代におけるこの吹奏楽器の出現を証言している最古の品の一つとされる。古代ギリシャのある古い伝承では，フリュギア（小アジア，今のトルコのアジア側西北部，だいたいマルマラ海南部一帯を指す地域）の半神が，アウロスの発明者であるとしており，ホメロスでもアウロスはトロイア側の楽器として描写される。一般的に知られているのは，比較的新しいほうの伝承で，知恵と戦の女神でもあり，アテネ市の守護神であるアテネが，英雄ペルセウスがゴルゴン姉妹の一人メデューサを殺したときに，ゴルゴンたちがあげた悲鳴を模してつくったと言う説である。

膜鳴楽器のうち古代ギリシャで頻繁に登場するのはテュンパノンである。＜クレオフォンの画家＞作紀元前430年頃のアッティカ赤絵式ペリケに描かれたヘファイストスをオリュンポスへ連れ戻すディオニュソスはその一例である。ディオニュソスにまつわる音楽の領域には，テュンパノンすなわち枠太鼓も現われる。この＜クレオフォンの画家＞作の壺絵でこの楽器を叩くのは，ディオニュソスの供をするマイナスである。テュンパノンは今日の西洋音楽におけるタンバリンや西アジアで多用されるデフやレックなどの円型枠太鼓にきわめて近い楽器である。多くの場合木製と思われる円型の枠の両側に獣皮が張ってある。テュンパノンとタンバリンの違いは，タンバリンでは片面にしか皮が張ってない点で，テュンパノンは両面太鼓である。テュンパノンの膜面には幾何学模様や植物模様が描かれていることもよくあり，特に比較的後の時代の華美なスタイルの絵や南イタリアの壺絵に見られる。初期イタリアのある渦巻きクラテルの絵には，テュンパノンの片面に，おそらく厄除け用と思われる黒い手の装飾が描かれている。膜面に文字や図柄を施す伝統は現在もあり，例えばトルコのメヴレヴィー教団で用いられるデフには始祖メヴラーナーを讃えるカリグラフィーが教団特有の長い帽子のデザインとして膜面に施されていたりすることがある。テュンパノンは前5世紀になってようやくアッティカの壺絵に登場する。文献資料も同様で，ホメロスの詩やアルカイック期の叙情詩人の作品にはテュンパノンは現われない。この楽器は，まずピンダロスやヘロドトスに登場する。エウリピデスによれば，テュンパノンはキュベレの息子とされるコリュバンテスによって発明されたとされることから，この楽器とキュベレ崇拝との関連を見て取ることができる。テュンパノンはディオニュソス神やアフロディテ神を賛えるためにも打ち鳴らされる。テュンパノンは前5世紀にフリュギアのデメテルないしキュベレ崇拝が伝播するにつれて，ギリシアに広まったのである。古代ギリシアの重要な楽器のうち，アウロスとテュンパノンは，トルコ側から伝播したらしいということがわかる。

オルガンも東地中海地域で誕生した重要な楽器で，パンパイプス（シュリンクス）から派生したとされている。アレクサンドリアの技師クテシビオス Ktesibios（ca.300-250BC）は水圧を利用したヒュドラリウスを発明したとされ，ローマ時代には競技会や祭典などに広く使用されている。風圧オルガンの最古の例は，ユダヤ立法学者の口伝や解説を集めたタルムードに現

れるマグレーファ magrepha とされる。ファーマーによれば，これは携帯可能な小型オルガンで，ユダヤ教の会堂内で使用されていた。キリスト教会にとりいれられた最初の確実な資料は666年ごろで，教皇ウィタリアヌスが会衆の歌唱を指導するためにオルガンを設置している。

他の重要な出土品としては，既に言及したものもあるが，鈴，ガラガラ，拍子木などの鳴り物などが挙げられる。表１第66図像は紀元前５世紀ごろの，アッティカ赤絵式ヒュドリアに描かれた絵である。クロタロンという拍子木をもった踊り子が中央に描かれている。左に，双管の縦笛アウロスを吹いている女性が描かれている。アウロスはリラと同様，古代ギリシャで非常によく用いられた楽器の一つで，特に祭儀には欠かせなかった。

古代の劇場も，往時の音楽を含めた諸芸能を知る上で重要である。一例であるペルガモンの劇場（前２世紀後半，安山岩，トルコ，ベルガマ）がある海抜300メートルを超える山の頂に建設されたペルガモン市はアッタロス朝時代（前３世紀初め～前２世紀末頃）にヘレニズム文化の重要な拠点の一つとして全盛期を迎えた。同劇場は前２世紀後半にアクロポリスの西側急斜面を利用して平原を見渡せる絶景地に建設されている。舞台建築の背後にはドーリス式列柱が立ち並ぶ長さ約250メートルの長大なテラスが広がり，その北端にはディオニュソス神殿があった。収容人員は約１万，観客席は80列に及び，最上段とオルケストラの高低差は36メートルあったという。ヘレニズム時代は恒久的な舞台建築を造らず，必要に応じて木製の仮設舞台を据え付けたため，ふだんは観客席から平原と下の街の景色を楽しむことができたという。

Ⅲ．終わりに

本稿で触れることができたのは，古代東地中海地域の表演芸術を今に伝えてくれる様々な図像や発掘品，建造物などのごくごく一部に過ぎない。しかしながら，とりあげた事例の一つ一つが関連文化圏であるヨーロッパに受け継がれ，欧米の音楽文化が全世界に強い影響を与えている今日，多くの人々にとって既知の楽器の源となる音楽文化がどのようなものであったかをより深く理解する取り組みは今後さらに必要になると考える。

注

１）音楽の宗教的機能は，現代でも様々な宗教において確認できる。
２）表１の第13番図像。ウル第一王朝時代　前2500年頃　イラク　ウル王墓 PG779出土　木，貝殻，赤色石灰岩，ラピスラズリ，高20.3cm，幅48.3cm，ロンドン，大英博物館所蔵。
３）ダモスの画家：アキレウスの死を嘆き悲しむネレイスたち（コリントス黒像式ヒュドリア部分），前570-550年頃，チェルヴェテリ出土，陶器，高さ45.1cm，パリ，ルーヴル美術館所蔵。
４）天駆けるアポロン（高さ95cm），前７世紀。アテネ国立博物館所蔵911。
５）ハープを奏でる女，３世紀中頃，イラン，ビシャープール出土，モザイク，75×117cm，ルーヴル美術館所蔵。
６）第18王朝，紀元前1425-1375年ごろ，テーベの死者の都の壁画の一部で，大英博物館所蔵。
７）貼付文装飾付き壺，前16世紀，トルコ，İnandıktepe 出土，粘土，高82cm，径46cm，アンカラ，アナトリア文明博物館所蔵。
８）アナラトスの画家　プロト・アッティカ式ルトロフォロス，前７世紀初頭，陶器，高さ80cm，

パリ，ルーヴル美術館。

参考文献：

Subhi Anwar Rashid 1984 *Musikgechichte in Bildern: Mesopotamien*, VEB Deutscher Verlag fur Musik Leipzig.

Egon Wellesz (ed.) 1969 (1957) *Ancient and Oriental Music.*, London: Oxford University Press,.

Farmer, H.G. *The Organ of the Ancients*. 1931.

Günter Fleischhauer 1977 *Musikgechichte in Bildern: Etrurien und Rom,* VEB Deutscher Verlag fur Musik Leipzig.

Hans Hickmann 1975 *Musikgechichte in Bildern: Ägypten*, VEB Deutscher Verlag fur Musik Leipzig.

Max Wegner 1970 *Musikgechichte in Bildern: Griechenland*, VEB Deutscher Verlag fur Musik Leipzig.

三宅裕 2000「世界美術大全集　東洋編 16 西アジア」小学館

〔翻訳と解説〕

ヴィーラント・ワグナー
「生き続けた男――生き残った特攻隊員に関するレポート」

高木 俊之*

［翻訳］

日本では70年前に，第二次世界大戦の敗北を回避しようとして自殺命令，いわゆる「特攻」が行われた。生き残った特攻隊員についてレポートする。

桑原敬一は命を犠牲にして飛行することになった朝，自らの体を完璧に清めた。彼はこの日のためにとっておいてきれいな下着を身に着けた。予科練の同期生に彼の葬式の際に供えるだろう写真，切った指の爪，髪，そして彼の母への手紙を託した。その後，彼は最後の点呼に並んだ。餞別として，花，１杯の酒，スルメ，２本のたばこを受け取った。

九州から沖縄への飛行には３時間かかる。その実質的に失われた南の島々の前に，敵アメリカの何百隻もの軍艦が巡行していた。そこに向かって19歳の搭乗員である桑原は，自爆攻撃に飛行していかなければならなかった。その時，彼は自分自身が神道の「神」となることが約束されていた。

この「殉教者」たちは，戦争の終盤に日本の敗北を回避するはずだった。「カミカゼ」は，13世紀に２度の蒙古襲来から日本を救った「神風」から名付けられた。それは1945年５月４日のことだった。

それから月日が流れ，70年前にすでに死んでいたはずの男は現在89歳である。筆者は東京に近いある喫茶店で，ふさふさとした眉の下に眼光が鋭い小柄な老人桑原と会う約束をした。当日桑原は，テーブルの上に飛行服に身を包んだ若者たちの白黒の写真を積みあげた。

合計して約2,500人の特攻隊員のうち，その基地だけでも359人が死に向って飛び立った。彼は奇跡的に生き残った数少ない一人である。彼はいまその体験について話したいと思っている。さらに，それ以来彼を解放しない罪悪感と，つねに彼を圧迫した生への衝動についても理解してもらいたいと思っている。桑原は，先に征った同期生たちのために生きるという考えにこだわっている。だから彼は戦後，勤務先の企業の人事係長になった後，夜も寝ないで大学の通信教育のコースで学び，年金生活者となってからも勉学を続けて経営学と社会学の修士号を取得

受理日2019年11月27日
＊教養学部人間環境学科社会環境課程准教授

した。

そしてさらに，彼は神風特攻隊員としての彼の人生についての本を執筆した。戦後70年を記念すべきこの年は，第二次世界大戦の恐怖が呼び戻された年だった。それは新しい戦争の恐れによって記憶が重ね合わされたからである。日本は中国に脅かされていると考えて，軍備を拡張している。日本のある保守的な政治家は，好戦的な過去を美化する傾向があり，とくに神風特攻隊の運命が道具として用いられている。安倍晋三首相が鑑賞した特攻隊についての映画はヒット作となり，その後，彼は映画に深く感動したと言及した。また，安倍は日本の主要な戦犯が合祀されている靖国神社への参拝を行った。他にも，神風特攻隊員の遺書を世界遺産に登録するよう求めている。

この種の戦争ノスタルジアは，「今日の政治家は戦争についての現実を全く知らないからだ」と桑原を怒らせる。彼はできる限り，彼の世代を死に追いやった戦争という「犯罪」を後世にありのまま伝えたいと思っている。

1941年12月７日，日本はハワイのアメリカのパールハーバー基地を攻撃し，アメリカ太平洋艦隊の多くは破壊され，約2,400人のアメリカ軍兵士が死亡した。その当時桑原はまだ学校に通っていた。

その一年前，大日本帝国はヒトラー・ドイツとファシスト・イタリアとの三国同盟を締結した。東京の軍部は，世界の半分，インドまでの巨大帝国である「大東亜共栄圏」を模索した。陸軍は1937年に，中国の大部分を占領していたがさらに1940年９月にはインドシナの北部に進駐した。

フランクリン D. ルーズベルト大統領は，1941年８月１日に日本の拡大政策に対して制裁することにした。資源不足の日本は国土に石油禁輸措置が課されれば，燃料が足りなくなることを知っていた。そしてわずか５カ月後，彼らは真珠湾を攻撃した。それによってルーズベルト大統領がアメリカをイギリス側での戦争に導く機会となった。西欧列強に対する日本の戦略は，「武士の精神」，いわゆる優れた戦士の士気に頼ることだった。

桑原はこの宣伝の中で育った。1942年，彼は海軍飛行予科練習生に採用された。彼がこの道を目指したのは，昭和初期の大恐慌によって家族が陥った貧困の打開策になると期待したにほかならなかった。そしてその後に彼は民間航空機の操縦士になることを夢見ていた。

しかし，1945年２月８日，訓練途上にあった彼ら未熟練搭乗員が呼び集められた。そして上官は，アメリカとイギリスに対する日本の「聖戦」が重大な段階に入ったと発表し，よって，「特別な部隊」を編制することになったという。ただしこの部隊への志願は任意であり，皆がよく考えて態度を決めてもらいたいと説明した上，それぞれ封筒と一枚の紙片を渡された。

「憂鬱な気分が広がっていた」と桑原は言う。彼はまだ若く，生に執着があり，母親と５人の兄弟姉妹のことを考えた。彼の父親は昨年病気で亡くなっていた。それ以来，家族は桑原が送る給料で生計を立てていた。だが，その場の雰囲気から彼が拒否することは到底考えられなかった。彼は紙に「命令のままに」と書いて封筒に入れた。

２日後，桑原を含む特攻隊員のリストが読み上げられた。彼は「鉛を飲み込んだ」ような重苦しさを感じた。その日から桑原は生きた爆弾になるための訓練を受けた。それは燃料を節約

するため，唯ひたすら体当たりする急降下爆撃の訓練の明け暮れであった。

これより先の1942年６月，日本にとって戦争の形勢は悪くなっていた。1944年７月，アメリカはサイパンを占領した。それ以来，サイパン島は，東京と他の日本の都市を爆撃するB-29爆撃機の出撃基地として役立った。その後，1945年４月１日，最初に米軍が沖縄に上陸した。日本は沖縄を，本土上陸をできるだけ遅らせるための防波堤とした。戦闘は約３ヶ月間激しく行われた。そしてアメリカ側は１万2,000人の兵士が倒れ，日本人は10万人以上の戦闘員と15万人の市民を失った。

その当時，桑原は鹿児島県の串良海軍航空隊で特攻出撃に備えて待機していた。当時を回顧して彼は「私はこの『死刑』というべき出撃に苦しみ，夜はほとんど眠れなかった」と言う。出撃が決まった一人は緊張に耐えられず，脱走して生きることを選んだという。特攻隊員が宿泊した木造の兵舎は毎日人影が減少して淋しくなった。しかし食堂では全搭乗員のための食事を用意していた。そして出撃した搭乗員の攻撃が成功したと確認できるまでは，誰も手を触れずに残しておいた。その冷たくなった食事は，桑原にお寺の供物を思い出させた。

1945年５月４日，桑原は出撃命令を受けた。前夜，彼は脱外出して歓楽街で酔っぱらった。そして翌朝，彼は飛行機を滑走路に向けた。そのとき若い整備員が飛行機に駆け上がり，形見の品の提供を懇願した。桑原は咄嗟に腕時計を手首から外して彼に渡した。その時計は姉からの大事な贈り物だった。桑原はその中に，いま切った最後の人生へのつながりを見ていた。

飛行機には電信員と偵察員も搭乗して離陸した。桑原は800キロの爆弾を胴体に吊った飛行機を南に向け，そして南西諸島の島々を眼下にひたすら飛んだ。だがしばらくすると，エンジンがいつもと違う音になったことに気づいた。沖縄への道のりはまだ３分の１位しか飛行していない。未熟練搭乗員の彼は飛行機の故障にどのように対処すべきか戸惑ったが，とに角直近の種子島に不時着することを決断しこれを実行した。そして翌朝修理がなった飛行機で基地に帰投した。

彼らを迎えた基地の空気は前日の出発時の厳粛なそれとは全く異なり，これみよがしに冷い態度で迎えられた。上官たちは，なぜ彼らが戻って来たのかを根堀葉堀に質した。

ドイツは５月８日に降伏したが，日本の狂信的な軍人たちは敗北を認めようとしなかった。そして「１億総特攻」を誓った。このような現状の中で桑原は５月11日に二回目の特攻出撃をすることになった。

しかし，今度もエンジンが不調をきたし，オイルが風防に飛び散った。桑原は苦心してまたぞろ種子島に不時着した。翌日，故障機のみの串良基地の特攻隊は解散した。８月６日，アメリカは広島に原爆を投下した。３日後，長崎にプルトニウム爆弾を投下した。

８月15日，桑原らは飛行訓練開始前の集合時に，天皇の初のラジオ放送を聞いた。かん高い「神」の声。彼らは天皇の宮廷語を理解できなかった。上官は，天皇が国民に「耐え難きに耐えて欲しい」と要請したことを彼らに説明した。日本は敗北したのだった。

一年後に桑原が日本の北，岩手県の故郷に帰ったが，故郷では彼はすでに死んだとの噂が流されていた。そして年月を経た1969年に彼が慰霊祭に出席するために串良航空隊跡を訪れたとき，死んだ特攻隊員の遺族たちは彼に対してとがめるように「なぜあなたは生き残ったのです

か」と尋ねた。

これらのことを話し終えたいま，桑原は多くの若者を死に追いやった上層部に再び怒りが込み上げてくる。

現在，桑原は病弱な妻を世話し，自らも老人性特有の全身の倦怠に苦しんでいる。しかし，彼は毎朝３時に起きて，海軍で学んだ体操をし，そして戻らなかった特攻隊員のために，毎回１分間の黙禱を捧げている。

［解説］

「生き続けた男」（原題：Der Mann, der weiterlebte）は，ヴィーラント・ワグナー氏（Wieland Wagner）が，第二次世界大戦末期に特攻隊員として出撃した経験を持つ桑原敬一氏にインタビューを行い，現代日本の政治と関連させてまとめたレポートである。『DER SPIEGEL』（Nr.34, 2015年８月14日号）に掲載されたものであるが，題名として内容をより示すために「生き残った特攻隊員に関するレポート」と副題を補った。学術目的ということでワグナー氏の許可を得て翻訳し，さらに解説を加えることにした。

ヴィーラント・ワグナー氏は，2018年に記者生活を終えてドイツに帰国した。その際に書かれた倉重篤郎の記事によると，ワグナー氏は1990年からドイツ経済通信社支局長。1995年から『DER SPIEGEL』東京，上海，北京の各特派員を，2014年～2018年は東京支局長を務めているというから，20年以上の日本取材歴を持つと同時に日本の近現代史に造詣の深い人物である（倉重，2018: 19）。日本語に翻訳された現代史に関する論文も有している（ワグナー，1997）。

筆者は桑原氏の所望により，上記のレポートが書かれるにあたり2015年１月17日に横浜市内の喫茶店で行われた取材に同席した。なお桑原敬一氏は，自らの特攻体験と海軍への疑問を綴った『串良』を2006年に上梓している（桑原，2006）。

さらに，完成した日本語訳を桑原氏にも読んでもらい，事実についてさらに正確を期することができた。余談となるが，ワグナー氏に同行したカメラマンは，イスラム国に襲撃され多くの死傷者を出した少数民族ヤズディの実際に迫った写真集を最近出版（林，2016）した林典子さんだった。『DER SPIEGEL』に用いられている写真も，遺影として出撃前に串良の写真館で撮った写真を手に持った現在の桑原氏である。そこには過去と現在を一枚の写真に写しこむ林さんの手法が生かされている。

さてドイツ人の目から見た日本の特攻隊や敗戦に関する理解は大変興味深い。特に，特攻隊員は神道の「神」となることが約束された「殉教者（Märtyrereinsätze）」であるという指摘は，クリスチャンが多いドイツ人の文章によるものだけにハッとさせられる。「国難に殉ずる」という言い方はあったが，当時の日本人が特攻隊員を神道における殉教者として明確に位置づけていたのか，あるいはそもそも神道に殉教者や聖人のような存在があるかについてよく検討する必要がある。これは比較宗教社会学とでもいうべきテーマである。さらに，ドイツ人にとっては1945年５月８日の降服が，戦中と戦後を区切る日付として大きく認識されていることも分かった。この日を境に，第二次世界大戦の帰趨がはっきりしたのにもかかわらず，それ以降も

日本では特攻隊が出撃していたことへのドイツ人としての違和感あるいは疑問を感じ取った。

まずドイツ語を読み，「海軍飛行豫科練習生」，いわゆる「予科練（Vorbereitungsschule für Marineflieger）」や「大東亜共栄圏（Großostasiatische Wohlstandssphäre）」といった戦時中の日本独特の用語がきちんとしたドイツ語となっていることに感心した。さらに，ワグナー氏は，「特攻隊員」や「特別攻撃隊」を，そのまま Kamikaze-Flieger（神風パイロット）や Spezialeinheit（特別部隊）と表現するのに飽き足らず，Todesflieger（死の搭乗員）という日本語の真意を汲み取った表現をしている。また Selbstmordkommandos（自殺命令），sollen fliegen in den Tod（命がけで飛行させられること），Todesflug（死出の飛行），lebende Bombe（生きた爆弾）というように丁寧な言い換えを行っていることに感じ入った。

また，本レポートのテーマは「生き残った特攻隊員」であるだけに，Zurückbringen（帰る），Zurückkehren（戻る），Zurückbleiben（帰還する）といった Zurück という，英語で back を意味する前つづりを持つ動詞が多用されていることがドイツ語の原語を読むことによって改めて印象づけられた。

日本語に訳出するにあたって，例えば Kameraden は「同志」や「戦友」ではなく「予科練の同期生」，Flugschüler は「航空学生」ではなく「練習生」，Funker und Navigator は「電信員と偵察員」，Fliegerhorst は「海軍航空隊」というように当時の日本海軍になじみ深い用語にするようにした。それに加えて「出撃命令（Einsatzbefehl）」や「点呼（Appell）」といった軍隊用語も含めてニュアンスに誤りがないように，前述したように桑原氏に読んでもらった。また昭和天皇陛下による終戦の詔書の文体を意味する Hof-Japanisch にどういった訳語をあてるか大変に迷ったが，ワグナー氏の論文にあわせて「宮廷語」（ワグナー，1997: 253）とした。

以上のプロセスから，ワグナー氏は『DER SPIEGEL』の記事を執筆するために該博な知識を活かして「タテのものをヨコにする」だけではない努力を払っていることがわかり，逆に日本人が読むと新たな発見がある。

最後にワグナー氏の近著『日本，尊厳ある下降――高齢化した国が，行く末どのように苦労しているか』（Wagner, 2018）にも，ドイツ人ならではの日本分析の視点があると想像しているので，徐々に読んでいくことにしたい。

引用文献

倉重篤郎，2018，「日米独の地殻変動　来るべき世界の悪夢」『サンデー毎日』第97巻第63号通巻5505号（2018月11月25日号）：19-21.

桑原敬一，2006，『語られざる特攻基地・串良――生還した「特攻」隊員の告白』文藝春秋.

林典子，2016，『ヤズディの祈り』赤々舎.

ヴィーラント・ワグナー，1997，「太平洋戦争の終結」滝田毅編『転換期のヨーロッパと日本』南窓社：253-268.

Wieland Wagner, 2018, Japan-Abstieg in Würde : wie ein alterndes Land um seine Zukunft ringt,Deutsche Verlags-Anstalt.

〔2018年度学部等研究教育補助金等報告〕

地域社会と連携した体験型環境教育の試み
――環境 NPO との連携を中心に（10）――

藤野 裕弘[*1]・日比 慶久[*2]・藤吉 正明[*1]・倉元 隆之[*1]・
岩本 泰[*1]・室田 憲一[*1]・北野 忠[*1]

はじめに

東海大学では，環境分野における文理融合型の人材育成および研究の向上を図り，その成果を，地域・社会に還元することを目的の一つとした環境憲章を1997年に発表している[1)]。また，教養学部では，広い視野を持った人材を育成するため，学部共通科目を段階的に履修させ，実践系科目に結び付ける学部共通領域を構築している。さらに，教養学部人間環境学科では，自然科学系と人文・社会科学系カリキュラムを融合させた人間環境領域（総合環境科学系）を設けている[2, 3)]。人間環境領域では，人間環境に関わる様々な問題を，人文・社会・自然科学の枠にとらわれない広い視野から考え，問題解決に向けて行動できる人材の育成を目的に，実践的な環境教育プログラムが用意されている[2, 3)]。この特徴的な環境教育プログラムは，2011年度の日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言の中で引用されるに至っている[4)]。こうした背景のもと，我々は，様々な体験型環境教育プログラムを実施してきた[5－18)]。

今回は，2019年２月に北海道夕張郡栗山町において，地域 NPO に加え，町役場及び教育委員会，とも連携した実践的環境教育プログラムを実施したので，その詳細を報告する。

実施内容

本実習では，栗山町の自然と文化・産業等を含めた，より良い環境教育につながる実施案を提案するため，以下のスケジュールで実施した。

受理日2019年11月27日
＊１教養学部人間環境学科自然環境課程　＊２現代教養センター

2月12日（火）

時間・行動内容	備考
７：３０　羽田集合	空港第２ターミナル１番時計台前に集合
１０：１０　新千歳空港発	北海道コカ・コーラ社札幌工場へ貸し切りバスにて移動
１１：００	コカ・コーラ工場見学：使った水を自然に返すコカ・コーラの取り組み「Water Neutrality」を学ぶ
１２：３０　昼食	コカ・コーラ社員食堂にて各自で昼食
１３：３０　出発	栗山町へバスにて移動
１５：００　環境ハウス着	部屋割り確認、荷物整理など
１５：３０　開会式　挨拶	東海大学藤野教授、コカ・コーラ、栗山町教育委員会、NPO法人雨煙別学校
オリエンテーション	演習全般について：藤野教授 今回の演習の「MISSION」について：佐藤
１６：３０　講演①	栗山町のまちづくり：町経営企画課
１７：００　講演②	栗山町のまちづくりと歴史 ：NPO法人雨煙別学校 理事　高橋　慎氏
１８：３０　夕食懇談会 意見交換	NPO法人雨煙別学校、教育委員会と学生の交流 北海道実習に期待すること：各自学生発表・ＧＷ打ち合わせ
２１：００　自由時間	入浴・就寝準備・自由時間

2月13日（水）　利水・利雪・文化を学ぶ日

８：３０　雪国体験①	里山体験：ハサンベツ里山を中心とする生き物、自然観察 スノーシュー体験〈NPO法人雨煙別学校〉山越えし雨煙別小学校へ＋湧水地観察・越冬野菜収穫体験・雪合戦壁づくり
１３：００　昼食	
１４：００　講演	「なぜ、酒は冬場に醸造するのか」：小林酒造・小林専務
１５：３０　移動	小林酒造～栗山駅
１５：３５　町内探索①	クリエイターズマーケット・くりとくら他
１８：００　夕食	栗山駅から雨煙別小学校へ
１９：３０　雪国体験②	アイスキャンドルづくり：しずく型キャンドル
２１：３０　自由時間	15日の調査に向けた準備時間 入浴・就寝準備・自由時間

2月14日（木）雪を満喫する日

９：００　雪国体験③	かまくら作り：雨煙別の校庭にかまくらを作成、アイスキャンドル仕上げ、雪玉づくり
１２：００　昼食	
１３：００　雪国体験④	雪合戦：国際雪合戦ルールのもと、本格的な雪合戦の実施 グループ毎にまとめ作業・発表に向けた準備
１６：００　施設見学①	匠の森見学（地産池消の取組み）
１９：３０　ＧＷ	グループ毎にまとめ作業・発表に向けた準備
２１：００　自由時間	入浴・就寝準備・自由時間

2月15日（金）栗山町の産業を学ぶ日

８：３０　ＧＷ	調査内容確認・雨煙別学校への質問等
１０：００　調査①	栗山町内農家調査①渕野農園　②西田農園　③水上農園
１２：００　昼食	訪問先にて昼食
１３：２０　施設見学②	オオムラサキ館

１５：００　GW	取材結果をグループ毎にまとめる
１８：００　夕食	学生配膳支援、関係者、教育委員会と交流
１９：３０　GW	取材結果をグループ毎にまとめる
２１：００　入浴時間	入浴・就寝準備・自由時間

2月16日（土）　発表の日

９：００　GW	まとめのグループワーク、プレゼンテーションの準備
１２：００　昼食	学生配膳支援（環境ハウスにて）
１３：００　最終提案	テーマ「栗山の魅力をどう発信するか」 ※３グループ発表１グループ３０分
１４：３０　片づけ・清掃	環境ハウス各部屋清掃・各部屋現状復帰・忘れ物点検・梱包
１５：５０　退館式	
１６：００　バス移動	バスにて移動　新千歳空港で当日帰宅者現地解散

結果およびまとめ

今回の体験プログラムでは，栗山町の自然や文化・産業を把握（事前調査と現地見学・体験）した上で，栗山町の様々な良さを活かしたより良い環境教育プログラムの提案を行う授業内容であった。そのため，プログラム前半では自然体験や施設見学を，後半ではグループワークや発表準備などの作業を中心に体験や講義等が実施された。

まず，羽田空港（図１）から北海道の新千歳空港に到着後，コカ・コーラ環境ハウスの支援企業であるコカ・コーラ札幌工場の見学を実施した（図２）。工場内では，飲料の製造工程と現地での水源再生や水利用についてわかりやすい説明を受けた。その後移動し，環境ハウスに到着した。到着後，開校式として環境ハウス及び地元 NPO グループの方々から環境教育活動についての説明を受け（図３），今後の活動に受けたグループワークやガイダンスが行われた（図4-5）。その後，栗山町にあるハサンベツ里山緑地において，雪の中に保存されていた野菜の掘り出し体験やスノーシュー（西洋かんじき）を履いて里山内の散策及び生物観察会が行われた。ハサンベツ里山は，谷戸地形になっており，尾根から下がる谷部に湧水が生じて小川が流れている。その小川に，越冬中のエゾサンショウウオ（図６）やニホンザリガニが生息していた。それから，里山を満喫するために里山雑木林トレッキングを行った（図７）。丘陵地から見下ろした栗山町の里山は，雑木林に加えてジャガイモ生産等の農地や平野の水田及び集落が広がっていた。

施設見学としては，小林酒造の酒蔵（図８）やクリエイターズマーケット，匠の森を見学させていただいた。また，昨年度からの試みとして，栗山町にある地元企業や農園の訪問もさせていただき，地元企業の現状や取り組みについて細かく話を聞かせていただいた。その他，栗山町役場の方々との交流や栗山町の施設：オオムラサキ館を見学した（図9-10）。

栗山町での雪を利用したその他の活動としては，かまくら作りやアイスキャンドル作り，またスポーツ雪合戦の体験とその実践を行った（図11-13）。また，夜には完成させたアイスキャンドルに火を灯し，かまくら内での学生間又は NPO の方々との交流を楽しんだ（図14）。

図１　東京羽田空港

図２　北海道コカ・コーラ工場見学

図３　コカ・コーラ環境ハウス

図４　グループワーク

図５　ガイダンス

図６　採集されたエゾサンショウウオの幼生

図７　ハサンベツ里山トレッキング

図８　小林酒造見学

図９　栗山町役場の方々との交流

図10　オオムラサキ館の見学

図11　かまくら作り

図12　アイスキャンドル作り

図13　スポーツ雪合戦

図14　アイスキャンドルの点灯

図15　グループ発表会１

図16　グループ発表会２

最終日には，グループ内で議論を重ねた結果取りまとめ，地域の方々やお世話になった方々をコカ・コーラ環境ハウスにお招きして，意見交換や学生たちの企画した環境教育の提案をさせていただいた（図15-16）。今回の参加学生は，22名（自然環境課程の２年）であったため，３つのグループに分け，地域活性化や次の新たな環境教育プログラム作成につながる企画の提案を行った。

４泊５日の短い活動であったが，朝から夜までの集団活動の中で，それぞれ体験を通して感じたことを議論し合い，お互いの意見を尊重しながら発表に向けた取りまとめを行ったことは，個人の成長とともに皆の心に深く刻まれたことと思われる。本取り組みは，今年度の2020年２月にも実施予定であり，より効果的な環境教育を実施すべく NPO 団体及び町役場教育委員会と調整を進めているところである。

謝辞

この教育研究の一部は，2018年度教養学部教育・研究補助金の支援を受けて実施された。また，実習を通して，栗山町役場教育委員会の皆様，NPO 雨煙別学校の皆様，北海道コカ・コーラ札幌工場の皆様には大変お世話になった。関係各位に心より感謝申し上げる。

引用文献

1）東海大学環境憲章　http://www.u-tokai.ac.jp/ems/kankyokensyo.htm
2）藤野裕弘・内田晴久・松澤宏・小林一夫：「企業の CSR 活動と連携した実践系授業の展開（１）― CSR と大学院授業との連携―」．2010年度日本環境教育学会第21回大会研究発表要旨集，pp.156（2010）．
3）藤野裕弘：「地域社会と連携した体験型環境教育の試み～東海大学の実践例～」．私立大学環境保全協議会会誌．第15号．19-24（2012）．
4）日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言：「高等教育における環境教育の充実に向けて」．2011年９月22日．
5）室田憲一・藤野裕弘　他：NPO と連携した体験学習型教育の試み．2003年度日本環境学会第29回研究発表会講演要旨集．pp.178-180（2003）．
6）室田憲一・藤野裕弘　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（１）．東海大学紀要教養学部．第35輯．271-276（2004）．
7）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（２）．東海大学紀要教養学部．第36輯．249-255（2005）．
8）藤野裕弘・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（３）．東海大学紀要教養学部．第37輯．247-252（2006）．
9）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（４）．東海大学紀要教養学部．第38輯．271-278（2007）．
10）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（５）．東海大学紀要教養学部．第39輯．289-294（2008）．
11）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（６）．東海大学紀要教養学部．第40輯．365-370（2009）．
12）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携し

た人材育成を中心に（１）～．東海大学紀要教養学部．第41輯．309-313（2010）．
13）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（２）～．東海大学紀要教養学部．第42輯．297-304（2011）．
14）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（３）～．東海大学紀要教養学部．第43輯．341-349（2012）．
15）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（４）～．東海大学紀要教養学部．第44輯．269-178（2013）．
16）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（５）～．東海大学紀要教養学部．第45輯．355-367（2014）．
17）北野忠・小栗和也　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（６）～．東海大学紀要教養学部．第46輯．237-242（2015）．
18）藤野裕弘・日比慶久　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第47輯．329-337（2016）．

〔2018年度学部等研究教育補助金等報告〕

地域社会と連携した体験型環境教育の試み
～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（10）～

藤野 裕弘*・日比 慶久・内田 晴久・藤吉 正明・小栗 和也*

1．はじめに

人類社会の持続的存続には，環境問題を広い視野から考え，問題の解決に向けて行動できる人材の育成が必要である。その様な人材育成には，人文・社会・自然科学の垣根を越えた学際的で実践的な教育プログラムの構築が極めて重要となる。その中でも実践的な環境教育への期待は大きく，2000年には国連における日本主導の「持続可能な開発のための教育の10年」がスタートし[1)]，日本では環境教育の推進を目的とした「環境保全活動・環境教育推進法」が2003年に成立した[2)]。

東海大学では，環境分野における文理融合型の人材育成および研究の向上を図り，その成果を，地域・社会に還元することを目的の一つとした環境憲章を1997年に発表している[3)]。また，教養学部では，広い視野を持った人材を育成するため，学部共通科目を段階的に履修させ，実践系科目に結び付ける学部共通領域を構築している。さらに，教養学部人間環境学科では，自然科学系と人文・社会科学系カリキュラムを融合させた人間環境領域（総合環境科学系）を設けている[4, 5)]。人間環境領域では，人間環境に関わる様々な問題を，人文・社会・自然科学の枠にとらわれない広い視野から考え，問題解決に向けて行動できる人材の育成を目的に，実践的な環境教育プログラムが用意されている[4, 5)]。この特徴的な環境教育プログラムは，2011年度の日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言の中で引用されるに至っている[6)]。こうした背景のもと，我々は，様々な体験型環境教育プログラムを実施してきた[7－12)]。特に初等教育における環境への学びは，21世紀の環境を担う人材を日常生活の中で意識づけできるため有効である。

2018年度は2017年度に引き続き宮古島市立の小学校において，地域を意識した環境授業を行った内容に関して報告する。

受理日2019年11月27日
＊教養学部人間環境学科自然環境課程

2．宮古島における環境教育

沖縄県宮古島市は，先島諸島の中でも行政が積極的に環境に関わる諸問題に取り組んでいる。市の組織にエコアイランド推進課を設け，エネルギー問題をはじめ様々な環境問題に関して，組織を横断した行政サービスの実施に関わっている。

宮古島は，島嶼という立地から，エネルギーの安定的な確保，水の確保ならびに水源の保全，廃棄物処理・ゴミ問題，観光資源である自然環境の保全など様々な問題を抱えている。さらに，島内には，高等教育機関が無いため，人口構成も沖縄本島，ならびに本土とは大きくことなっている。そのため，初等・中等教育と高等教育機関との連携が望まれる地域でもある。

3．小学校での出張授業実施概要

小学校での環境教育を行うに当たり，運動会，台風による影響を考慮し，2017年度とは異なる時期で実施することとした。実施に当たり，宮古島市エコアイランド推進課ならびに宮古島市教育委員会の協力のもと，７月初旬より表１に示す企画書を基に，ゴミ問題に関する環境授業の実施を希望する小学校を募集した。応募のあった２校（宮古島市立平良第一小学校，砂川小学校）において，２月下旬に環境授業を実施することとなった。

表１ 小学校における環境授業の企画書（抜粋）

件名	宮古島における環境教室
企画テーマ	ごみの分別について
実施場所	宮古島内の小学校
対象	小学校 4〜5 年生　1 クラスずつ (5 名程度の班でのグループワーク中心)
実施日	2019 年 2 月 26、27 日
授業スタイル	教室での座学を中心に実施
授業のねらい	日本は限られた資源を大切にするために分別を行うことが重要であり、特に島嶼地域にある宮古島市においてはゴミの再資源化が重要な問題となる。 このような背景から児童に「分別を行うことがどういうことにつながるのか」、「ごみが再資源化された後、どのような形で資源として島に戻ってくるのか」の話を通して、分別の大切さについて理解することを第 1 の狙いとする。 また、グループワークを通して、ごみの正しい分別の仕方を学び、日常生活の中で分別を意識し継続的な行動につなげてもらうことも授業の狙いとする。 4 年生を対象とした授業では、グループワークを通じてごみの正しい分別の仕方を中心に学ぶ。 5 年生を対象とした授業ではこれに加えて再資源化されたごみについても学ぶ。

4．環境教室の実施と今後

環境授業実施の実施は，宮古島市立平良第一小学校および砂川小学校で実施した。

2019年２月26日午後に宮古第一小学校での実施は，４年生を対象として，２時限分を利用し，多目的室において実施した。

表２は，宮古島市立平良第一小学校で実施した環境教室のプログラムの詳細を示している。このプログラムではゴミの分別を主題として「分別マスターへの道のり」と題して，東海大学

表２　宮古島市立平良第一小学校における環境授業の授業概要

タイトル	ゴミの分別について（分別マスターへの道のり）
授業概要	**①分別マスターへの道のり（授業タイトル）** 本授業でどんなことを学ぶか認識してもらう **②分別の意味とメリット** 広辞苑に載っている分別の意味を紹介し、まず分別の正しい意味を知ってもらう。次にＭＥＧＡブロックを用いてブロックが整理されている方とされていない方、どちらが物の発見に適しているのかゲームを通じて知ってもらう。 **③ゴミを分別することの意味について** イラストや写真を用いて「原料⇒製品⇒利用⇒分別⇒廃棄」という物の流れを示し、ゴミの分別は循環される上で必要だということを伝える。 **④宮古島のゴミの分類について** 宮古島ではどのようなゴミの分別が行われていて、ふだん出しているゴミがどこに分類されるのか知ってもらう。 **⑤ゴミを分別することのメリットについて** ペットボトルが「ペットボトルキャップ・ラベル・ペットボトル」の３つに分けて分別できることを例に挙げ、ゴミを細かく分別することによるメリットについて知ってもらう。 **⑥身の回りの製品について** 身に回りの製品は複数の材料からできていること身近な製品を例に挙げ知ってもらう。 **⑦分別ゲーム** 身近なゴミを、付箋を用いて環境マークなどを参考に実際に分別してもらうことでアルミやスチールなど材料別に製品をきちんと分別できる力をつけてもらう。 **⑧3Rについて** 3Rについての説明を行う。また、その優先順位についてもイラストなどを用いて行う。 **⑨まとめ** 授業の振り返りを行う。また、分別を継続的に続けてもらうためのツールを配布する。

教養学部人間環境学科自然環境課程に在籍し，理科の教員免許取得を目指している学生を中心に実施した。学生を中心に実施した理由としては，宮古島市には，高等教育機関の施設がなく，小学生が，大学生と接点を持つ機会が少ないという背景がある。また，実施する学生に対しても，教育の現場を実際に経験することで，環境教育に関する重要性を改めて理解する機会となることが期待させるからである。

小学生に対して実施した本プログラムの特徴は，市販されている玩具を使い，分別に対する意思付けを行った後にゲーム形式で，ゴミを環境マークに分けて分類する作業を通じて，分別の大切さを理解させる点にある。

また，砂川小学校では，島嶼地域でしばしば問題となる水利用の観点を追加した教材として，砂を使ったろ過実験をゴミの分別実験授業に加えて実施した。砂川小学校の近くには，地下ダムの見学施設（地下ダム資料館）があり，生活に身近な施設となっている。この実験を通して，地下に浸透する水の様子を考えることで，水利用の大切さを理解させることを目的とした。

本プログラムを実施後，実施したアンケート・ヒアリングでは，授業でゴミについて学習した後でのプログラムであったため，生徒の理解に繋がったと思う等のご意見をいただき，今後ともこのような大学生による小学生への環境教育プログラムの作成および実施の重要性を確認することができたと伴に，小学校等の初等教育機関との連携の重要性を再認識することにつながった。

謝辞

この教育研究の一部は，2018年度の教育研究補助金により実施された。関係各位並びに参加学生に，感謝申し上げます。

また，演習実施に際し，ご支援いただいた沖縄県宮古島市エコアイランド推進課，宮古島市教育委員会の諸氏に深謝いたします。

特に，宮古島市教育委員会ならびに小学校との橋渡しにご尽力いただいた，エコアイランド推進課三上暁氏，新城琢矢氏，洲崎憲昭氏に感謝いたします，また，快く環境教育の実施を受け入れていただいた宮古島市立平良第一小学校の先生方ならびに砂川第一小学校の先生方に深く感謝いたします。

参考文献

1）ESD －J 特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議　http://www.esd-j.org/
2）環境省総合環境政策局環境教育推進室，環境教育・環境学習，環境保全活動　http://www.env.go.jp/policy/edu/
3）東海大学環境憲章　http://www.u-tokai.ac.jp/ems/kankyokensyo.htm
4）藤野裕弘・内田晴久・松澤宏・小林一夫：「企業の CSR 活動と連携した実践系授業の展開（1）―CSR と大学院授業との連携―」．2010年度日本環境教育学会第21回大会研究発表要旨集，pp. 156（2010）．

5）藤野裕弘：「地域社会と連携した体験型環境教育の試み～東海大学の実践例～」．私立大学環境保全協議会会誌．第15号．19-24（2012）．
6）日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言：「高等教育における環境教育の充実に向けて」．2011年９月22日．
7）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（１）～．東海大学紀要教養学部．第41輯．309-313（2010）．
8）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（２）～．東海大学紀要教養学部．第42輯．297-304（2011）．
9）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（３）～．東海大学紀要教養学部．第43輯．341-349（2012）．
10）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（４）～．東海大学紀要教養学部．第44輯．279-284（2013）．
11）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（５）～．東海大学紀要教養学部．第45輯．369-372（2014）．
12）岩本泰・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（６）～．東海大学紀要教養学部．第46輯．227-235（2015）．

図１　環境授業風景１（平良第一小学校）

図 2　環境授業風景 2（平良第一小学校・ブロックを使ったゲーム）

図 3　授業風景 3（砂川小学校）

図４　水のろ過実験（砂川小学校）

〔2018年度学部等研究教育補助金等報告〕

大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討：2018年度概要

～知床試行演習：世界自然遺産を活用した実践的環境教育プログラムの構築に向けて～

藤野 裕弘[*1]・日比 慶久[*2]・倉元 隆之[*1]・小栗 和也[*1]

1．はじめに

人類社会の持続的存続には，環境問題を広い視野から考え，問題の解決に向けて行動できる人材の育成が必要である。そのような人材育成には，人文・社会・自然科学の垣根を越えた学際的で実践的な教育プログラムの構築が極めて重要となる。その中でも実践的な環境教育への期待は大きく，2000年には国連における日本主導の「持続可能な開発のための教育の10年」がスタートし[1)]，日本では環境教育の推進を目的とした「環境保全活動・環境教育推進法」が2003年に成立した[2)]。

東海大学では，環境分野における学際的な人材の育成とその成果を，地域社会に還元することを目的の一つとした環境憲章を1997年に発表している[3)]。

このような背景の中，教養学部人間環境学科自然環境課程では，自然科学系と人文・社会科学系カリキュラムを融合させた人間環境領域（総合環境科学系）を構築し，人間環境に関わる様々な問題を，人文・社会・自然科学の枠にとらわれない広い視野から考え，問題解決に向けて行動できる人材の育成を目的に，実践的な環境教育プログラムを実施している[4, 5)]。この特徴的な環境教育プログラムは，2011年度の日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言の中で引用されるに至っている[6)]。

その代表的なプログラムとして，これまでの実践的環境教育に関する教育研究を踏まえて，数多くの演習を行ってきた[7) -63)]。その演習は，地域連携を重視した内容が多く，環境 NPO や初等中等教育機関との連携が主となっている。その中で，2009年度から2012年度まで，複数のコカ・コーラ教育・環境財団寄付演習を実施してきた。

本研究は，これらのスタディ・ツアーを踏まえ，１）地域の自然，歴史と文化の融合による地域知の理解，２）多様な地域の暮らしの知恵に学ぶ地域に根ざしたライフスタイルの理解，３）地域住民との交流に基づく人材育成とこれからの「持続可能な地域づくり」への地域貢献の相互関連性，の３点に着眼した内容の演習プログラムの構築を志向した教育研究である。

受理日2019年11月27日
＊１教養学部人間環境学科自然環境課程　＊２現代教養センター

今回は，世界自然遺産である知床半島をフィールドとした演習プログラム構築の試みの2018年度実施概要について報告する。

2．実施概要

自然環境と人間活動の調和のとれた共生社会を創出していくためには，環境保全についてよく理解し，現状の人間環境に関する問題を人文・社会・自然科学の枠を越えた広い視野から考えながら，実践的な保全活動を継続的に行っていくことが必要である。本プロジェクトは，昨年度と同様に，知床半島全体の多様な自然環境と人間の営みが持続的に両立する地域共生社会の在り方を，演習を通じて考えるプログラムを構築することを目的とする。

まず，知床半島のある北海道を含めた北方文化圏の概要を，自然と人間の営みの歴史（民族学的な視点も含む）の視点から学び，次に，知床半島周辺の状況を，実践を踏まえて理解できるようなプログラム内容を考慮し，表１に示した日程で実施した。

今回は，見学が多く体験的な実習が少ないという昨年度の反省を踏まえ，標津サーモン館と連携し，サケの採卵と人工授精に関する演習を試行的に組み込んだ。

利用施設は，北海道立北方民族博物館，モヨロ貝塚館，卯原内サンゴ草群生地，網走国定公園（原生花園），知床博物館（斜里町），標津サーモン科学館，知床世界遺産センター，知床自然センター，知床五湖フィールドセンター，知床クルーズ，知床国立公園羅臼ビジターセンター，羅臼町郷土資料館，知床世界遺産ルサフィールドハウスなどであるが，これらに関する事前課題を提出し，予備知識を持つように工夫した。

また，ワークシートに関しては，昨年度とほぼ同様の体裁のシート（表２）を用い，それに取り組みさせながら演習を進めた。

表１　2018年度知床半島試行演習スケジュール

９月　９日（日）
　０６：５０　手荷物を預けて羽田第１ターミナル（ＪＡＬ）３番時計台前集合
　０６：５５　チェックイン：羽田空港（０７：２５　出発）→女満別空港（０９：０５　到着）
　　レンタカー（オリックス）手続き（１台：１０人乗りワゴン）
　０９：３０　女満別空港出発
　１０：００　北海道立北方民族博物館　到着　（１２：００　出発）
　　※途中で昼食
　１３：００　モヨロ貝塚館　到着　　（１４：００　出発）
　　卯原内サンゴ草群生地、網走国定公園（原生花園）
　１５：３０　知床博物館（斜里町）　到着　　（１６：３０　出発）
　１６：４０　ルートイングランティア知床斜里駅前　到着　※振返り及び翌日の打合せ後、自由解散

９月１０日（月）
　０８：１０　ルートイングランティア知床斜里駅前　出発
　０９：３０　標津サーモン科学館　到着
　　実習２時間半：施設見学含む　（１２：００　出発）　途中昼食
　１３：２０　羅臼町郷土資料館　到着　（１３：５０　出発）
　１４：３０　羅臼町　知床世界遺産ルサフィールドハウス　到着　（１５：００　出発）

１５：３０　知床国立公園羅臼ビジターセンター　到着　（１６：００　出発）
１８：００　ルートイングランティア知床斜里駅前　到着　※振返り及び翌日の打合せ後、自由解散
　　オシンコシンの滝

９月１１日（火）
０８：１０　ルートイングランティア知床斜里駅前　出発
０９：００　知床世界遺産センター　到着
　　レクチャー
１０：００　知床世界遺産センター　出発
１０：１０　知床自然センター　到着　（１０：４０　出発）
１０：５０　知床五湖フィールドセンター　到着
　　（大ループ散策）
１２：３０　知床五湖フィールドセンター　出発
　　（昼食）
１３：３０　知床クルーザー観光船ドルフィン　乗船
１４：００　知床岬クルーズ
１７：００　知床クルーザー観光船ドルフィン　下船
１８：００　ルートイングランティア知床斜里駅前　到着　※振返り及び翌日の打合せ後、自由解散

９月１２日（水）
０９：００　ルートイングランティア知床斜里駅前　出発
１０：３０　カムイワッカ湯の滝　到着
　　滝へ徒歩で（周囲散策：ヒグマに注意！）
１１：００　カムイワッカ湯の滝　出発
１２：００　知床峠（北方領土確認）、博物館網走監獄見学
１８：００　女満別空港　到着　※夕食
１８：５５　チェックイン：女満別空港（１９：２５　出発）→羽田空港（２１：２０　到着）

表２　2018年度世界自然遺産知床プログラム構築試行研究ワークシート

＜北海道立北方民族博物館＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜モヨロ貝塚館＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜知床博物館（斜里町）＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜標津サーモン科学館＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜知床世界遺産センター＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜知床五湖フィールドセンター＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜知床岬クルーズ＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜カムイワッカの滝＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜知床国立公園羅臼ビジターセンター＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜羅臼町郷土資料館＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

＜知床世界遺産ルサフィールドハウス＞

初めて知った内容を具体的に記載して下さい。
興味を持った内容を具体的に記載して下さい。
知床プログラムでこの施設を見学する必要性に関して、理由を含めて記載して下さい。
時間配分も含め、この施設の見学に関して意見があれば記載して下さい。

3．結果と今後の展開

今回加えた標津サーモン科学館での体験的な実習の様子は，写真１＆２に示した。河川をサケが自然に遡上する様子を実際に観察した学生は，初めての体験であり，それに採卵と人工授精の実習が加わり，有意義で刺激になったとの感想が聞かれた。最終日には，時間的余裕が所持たため，オプションで，網走刑務所の見学を加えた。

また，学生は，事前課題に取り組み，配布されたワークシートに従い，見学や体験先での内容をまとめ，テーマを見失うことなく，演習を行った。宿泊施設に戻ってからも，感想を含めた振り返り作業を繰り返した。知床から戻った後は，各自がまとめるテーマの担当を決め，ポスターを作成し，S－プラザで展示発表を行った（2018年12月17日～12月22日）。学生が実習の成果をまとめたポスターは，引用文献以降のページに掲載する。

現在の課題は，天候によるスケジュール変更への柔軟な対応策を工夫し，より効果的な見学

写真１　採卵

写真２　人工授精

＆体験内容を検討する必要がある。特に，知床半島の洋上からの視察については，予定通り実施できない割合の方が高いため，予備日の設置を含め，検討する必要がある。

今後は，これらの課題を改善し，２単位の演習科目として，カリキュラムに組み込む予定である。

成果の公表

成果をまとめたポスター展示会「知床半島における実践教育プログラムの展開」を以下の通り実施した。

展示期間：2018年12月17日（月）～12月22日（土）

展示時間：９時00分～17時00分

展示場所：東海大学湘南キャンパス（10号館 S－PLAZA）

謝辞

この教育研究の一部は，2018年度の教育研究補助金により実施された。関係各位並びに参加学生に，感謝申し上げます。

引用文献

1）ESD-J 特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議　http://www.esd-j.org/
2）環境省総合環境政策局環境教育推進室，環境教育・環境学習，環境保全活動　http://www.env.go.jp/policy/edu/
3）東海大学環境憲章　http://www.u-tokai.ac.jp/ems/kankyokensyo.htm
4）藤野裕弘・内田晴久他：「企業の CSR 活動と連携した実践系授業の展開（１）― CSR と大学院授業との連携―」．2010年度日本環境教育学会第21回大会研究発表要旨集，pp. 156（2010）．
5）藤野裕弘：「地域社会と連携した体験型環境教育の試み～東海大学の実践例～」．私立大学環境保全協議会会誌．第15号．19-24（2012）．
6）日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言：「高等教育における環境教育の充実に向けて」．2011年９月22日．
7）室田憲一・藤野裕弘　他：NPO と連携した体験学習型教育の試み．2003年度日本環境学会第29回研究発表会講演要旨集．pp. 178-180（2003）．
8）室田憲一・藤野裕弘　他：NPO と連携した体験学習型教育の試み．東海大学紀要教養学部．第34輯．331-333（2003）．
9）NPO 法人自然塾丹沢ドン会編集：名古木の自然―丹沢の雑木林・棚田の復権と生き物たち，夢工房，神奈川．pp. 63（2003）．
10）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験学習型環境教育の試み（１）．2004年度日本環境学会第30回研究発表会講演要旨集．pp. 84-85（2004）．
11）室田憲一・藤野裕弘　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（１）．東海大学紀要教養学部．第35輯．271-276（2004）．
12）室田憲一・藤野裕弘　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（２）．2005年度日本環境学会第31回研究発表会講演要旨集．pp. 240-243（2005）．

13）室田憲一・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験学習型教育の試み―農業体験事例報告―. 東海大学紀要教養学部. 第36輯. 1-11（2005）.
14）北野忠・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～ SPP を利用した具体的取り組み例～. 東海大学紀要教養学部. 第36輯. 13-21（2005）.
15）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（２）. 東海大学紀要教養学部. 第36輯. 249-255（2005）.
16）北野忠・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～ SPP を利用した具体的取り組み例～. 2006年度日本環境教育学会第17回研究発表会講演要旨集. pp. 146（2006）.
17）藤野裕弘・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（３）. 東海大学紀要教養学部. 第37輯. 247-252（2006）.
18）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（１）―乗船体験実習―. 2007年度日本環境教育学会第18回大会研究発表要旨集. pp. 65（2007）.
19）室田憲一・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（２）―農業体験実習―. 2007年度日本環境教育学会第18回大会研究発表要旨集. pp. 66（2007）.
20）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（４）. 東海大学紀要教養学部. 第38輯. 271-278（2007）.
21）内田晴久・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み（１）～初等中等教育との連携を中心に～. 東海大学紀要教養学部. 第38輯. 279-285（2007）.
22）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（５）. 東海大学紀要教養学部. 第39輯. 289-294（2008）.
23）内田晴久・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み（２）～初等中等教育との連携を中心に～. 東海大学紀要教養学部. 第39輯. 295-301（2008）.
24）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（６）. 東海大学紀要教養学部. 第40輯. 365-370（2009）.
25）内田晴久・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み（３）～初等中等教育（SSH）との連携を中心に～. 東海大学紀要教養学部. 第40輯. 371-377（2009）.
26）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（１）～. 東海大学紀要教養学部. 第41輯. 309-313（2010）.
27）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（１）～，東海大学紀要教養学部，第41輯，315-328（2010）.
28）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（２）～. 東海大学紀要教養学部. 第42輯. 297-304（2011）.
29）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（２）～，東海大学紀要教養学部，第42輯，305-312（2011）.
30）藤野裕弘・青木靖他：企業の CSR 活動と連携した実践系授業の展開（ISO14001の活用）. 東海大学紀要教養学部，第43輯，15-22（2012）.
31）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（３）～，東海大学紀要教養学部，第43輯，329-339（2012）.
32）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（３）～. 東海大学紀要教養学部. 第43輯. 341-349（2012）.
33）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（４）～，東海大学紀要教養学部，第44輯，269-278（2013）.
34）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（４）～. 東海大学紀要教養学部. 第44輯. 279-284（2013）.
35）藤野裕弘・北野忠　他：八重山諸島共生社会プロジェクト～自然環境と人間活動が調和した環

境創出に向けて：2012年度概要～．東海大学紀要教養学部．第44輯．297-308（2013）．
36）藤野裕弘・二宮洋　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト～ふるさとの川を次世代に継承する：2012年度概要～．東海大学紀要教養学部．第44輯．285-295（2013）．
37）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（５）～，東海大学紀要教養学部，第45輯，355-367（2014）．
38）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（５）～．東海大学紀要教養学部．第45輯．369-372（2014）．
39）藤野裕弘・北野忠　他：八重山諸島共生社会プロジェクト～自然環境と人間活動が調和した環境創出に向けて：2013年度概要～．東海大学紀要教養学部．第45輯．389-415（2014）．
40）藤野裕弘・二宮洋　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト～ふるさとの川を次世代に継承する：2013年度概要～．東海大学紀要教養学部．第45輯．373-387（2014）．
41）北野忠・小栗和也　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（６）～，東海大学紀要教養学部，第46輯，237-242（2015）．
42）岩本泰・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（６）～．東海大学紀要教養学部．第46輯．227-235（2015）．
43）藤野裕弘・岩本泰　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第46輯．243-252（2015）．
44）小栗和也・藤野裕弘　他：八重山諸島共生社会プロジェクト～自然環境と人間活動が調和した環境創出に向けて：2014年度概要～．東海大学紀要教養学部．第46輯．261-274（2015）．
45）藤野裕弘・室田憲一：湘南里川づくり地域共生プロジェクト：2014年度概要～流域活動団体連携コース：金目川水系が目指す里川らしさ～．東海大学紀要教養学部．第46輯．275-287（2015）．
46）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（７）～，東海大学紀要教養学部，第47輯，311-314（2016）．
47）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（７）～．東海大学紀要教養学部．第47輯．315-328（2016）．
48）藤野裕弘・日比慶久　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第47輯．329-337（2016）．
49）藤野裕弘・小栗和也　他：八重山諸島共生社会プロジェクト～自然環境と人間活動が調和した環境創出に向けて：2015年度概要～．東海大学紀要教養学部．第47輯．345-350（2016）．
50）藤野裕弘・落合由紀子　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト：2015年度概要～流域活動団体連携コース：金目川水系の今後～．東海大学紀要教養学部．第47輯．351-373（2016）．
51）藤吉正明・高木俊之　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト～流域遊休地活性化コース：藍植物の栽培と染色～．東海大学紀要教養学部．第47輯．375-379（2016）．
52）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（８）～．東海大学紀要教養学部，第48輯．303-315（2017）．
53）藤野裕弘・日比慶久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（８）～．東海大学紀要教養学部．第48輯．317-323（2017）．
54）藤野裕弘・日比慶久　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第48輯．325-334（2017）．
55）藤野裕弘・小栗和也　他：八重山諸島共生社会プロジェクト：2016年度概要～自然環境と人間活動が調和した環境創出に向けて～．東海大学紀要教養学部．第48輯．341-347（2017）．
56）藤野裕弘・室田憲一　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト：2016年度概要～流域活動団体連携コース：金目川水系の今後～．東海大学紀要教養学部．第48輯．349-369（2017）．
57）藤吉正明・隈本純　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト～流域遊休地活性化コース：水田での酒米栽培～．東海大学紀要教養学部．第48輯．371-376（2017）．

58）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（９）～．東海大学紀要教養学部，第49輯．341-352（2018）．
59）藤野裕弘・日比慶久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（９）～．東海大学紀要教養学部．第49輯．353-358（2018）．
60）藤野裕弘・日比慶久　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討：2017年度概要～知床試行演習：世界自然遺産を活用した実践的環境教育プログラムの構築に向けて．東海大学紀要教養学部．第49輯．359-376（2018）．
61）藤野裕弘・小栗和也　他：沖縄諸島共生社会プロジェクト：2017年度概要～自然環境と人間活動が調和した共生社会創出に向けて～．東海大学紀要教養学部．第49輯．385-406（2018）．
62）藤野裕弘・室田憲一　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト：2017年度概要～流域活動団体連携コース：金目川水系の今後～．東海大学紀要教養学部．第49輯．407-422（2018）．
63）藤吉正明・隈本純　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト（最終報告）～流域遊休地活性化コース：水田内に生育及び生息する希少動植物の記録～．東海大学紀要教養学部．第49輯．423-428（2018）．

２０１８年度　知床半島環境教育実践プログラム構築試行研究
９／９の知床プログラムに関して～知床の雄大な自然に触れて～

6：50 分
羽田空港集合

9：05 分
女満別空港到着

9：30
女満別空港出発

10：00
北海道立北方民族博物館到着。

12：00
北海道立北方民族博物館出発

13：00
モヨロ貝塚館
到着

14：00
モヨロ貝塚館
出発

15：30
知床博物館
到着

16：30
知床博物館
出発

ルートイングランディア
到着

女満別空港

女満別空港は、昭和 60 年度に旧空港から現在の場所へ移転し、ジェット化空港として生まれ変わりました。網走市と北見市を中心とした地域の航空輸送量はこれにより大きな伸びを示し、道内空港中でも上位にランクされるに至っています。その後、好調な航空需要に対応するため、大型機が就航可能な 2,500m 滑走路が平成 12 年 2 月に供用開始となり、近年は世界自然遺産に登録された知床半島の玄関口に位置する空港として、多くの観光客に利用されています。（北海道開発局ホームページ引用）。

http://www.city.kitami.lg.jp/docs/157/
引用

モヨロ貝塚館

約 1300 年前、忽然と現れ忽然と消えた北方の民「オホーツク人」の謎をわかりやすく伝えてくれる施設。ここでは、モヨロ貝塚の発見から 100 年経ち、新たに解明された知られざる「オホーツク文化」を「住居」「墓」「貝塚」のテーマに沿って展示・紹介、そしてモヨロ人の暮らしを体感することができる。また、実際に発掘した墓地も展示として見ることができ、「モヨロ人」について深く知ることのできる施設。

http://www.moyoro.jp/　引用

知床博物館

オホーツク海沿岸の最南東に位置する知床半島の博物館でヒグマやワシ類の剥製、クジラやアザラシの骨格、火山が形成してできた地質などから知床半島の自然史を幅広く紹介している。また、先史時代の土器やアイヌ民族資料の他、斜里町の郷土資料も見ることができ、同館内にある野外観察園内には高山植物園、野草園があり、事故などで収容されたエゾシカやオジロワシ、オオワシなどが保護されている。隣接の姉妹町友好都市交流記念館には、斜里町姉妹町の沖縄県竹富町と、友好都市の青森県弘前市の文化も紹介すると共に、しれとこねぶたを保管展示している。

＜見学施設クローズアップ：北海道立北方民族博物館＞

実際に民族衣装を着たときの写真。

北海道立北方民族博物館は、北方諸地域の厳しい自然環境に適応してきた人びとの文化的特徴、その歴史的形成過程、民族間の相互関係などを実証的に調査研究し、北方諸地域の人々の文化や歴史を展示し、普及している。ここでは、常設展示として東はグリーンランドのイヌイト（エスキモー）から、西はスカンディナビアのサミ（ラップ）まで、広く北方の諸民族を対象とし、衣・食・住・生業・精神文化・文化の伝承などのテーマ別に構成している。また、先史文化については北海道のオホーツク海沿岸にかつて栄えていたオホーツク文化を中心に紹介しており、さらに音声の説明もあることでよりわかりやすく展示を見ることができる。

他にも特定の民族や地域、物質文化に焦点をあてた、特別展示、企画展、収蔵展などを開催しており、今回の特別展示には、アラスカに焦点を当てた特別展示を行っており、日本のカメラマンがアラスカで撮ったオーロラの写真などを見ることができた。

ここの施設では民族衣装を実際に着ることができ、その衣装で写真を撮ることもできる。左の写真はモンゴルの衣装である「デール」（右）とアイヌの衣装である「ルウンペ」（左）である。

２０１８年度　知床半島環境教育実践プログラム構築試行研究
９／１０の知床プログラムに関して～知床の雄大な自然に触れて～

8：10
ルートイングランティア知床
斜里駅前　出発

9：30
標津サーモン科学館　到着
実習 2 時間半：施設見学含む

昼食

13：20
羅臼町郷土資料館　到着

14：30
羅臼町知床世界遺産
ルサフィールドハウス　到着

15：30
知床国立公園
羅臼ビジターセンター　到着

18：00
ルートイングランティア知床
斜里駅前　到着

羅臼町郷土資料館

旧植別小中学校を再生してできた資料館である。羅臼町の生活・漁業に関する資料や、遺跡から出土した土器や石器、知床の自然を代表するシマフクロウやオオワシの剥製などが多数展示されている。

羅臼ビジターセンター

この施設は環境省が設置している施設で、知床の自然、歴史、文化、利用に関する展示や映像、解説を通して、知床国立公園を知り、その自然を楽しむために必要な情報の提供を行っている。

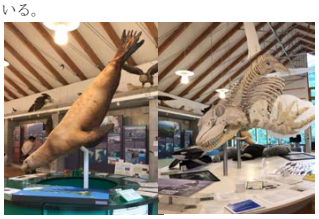

ルサフィールドハウス

知床の自然の素晴らしさ、海と陸の生態系のつながり、人々の生活に密接に関わってきた海の価値を伝え、世界自然遺産である知床の価値を広く普及する施設である。併せて世界自然遺産地域である知床半島先端部を利用する人に対して、ルール・マナーのレクチャーを行うとともに、先端部での事故防止と環境保全を図る目的の施設である。

https://hi-tabi.jp/magazine/2018/08/31/310

＜見学施設クローズアップ：標津サーモン科学館＞
標津サーモン科学館

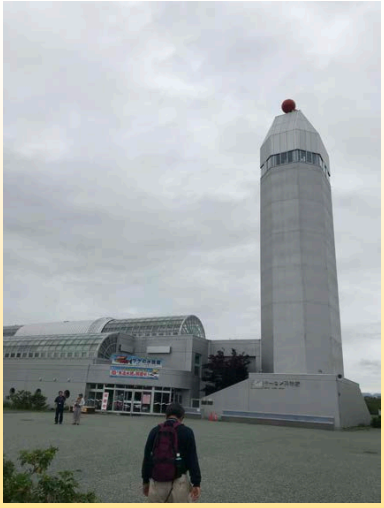

標津サーモン科学館は、世界に生息しているサケ科の仲間約 18 種 30 種類以上が展示されている。この施設はサケの水族館であり、サケ科魚類の展示数に関しては、国内で一番多い施設である。施設内の一番大きな水槽では、世界中のサケ科魚類だけでなく、根室海峡生息するホッケなどの魚も展示されている。また、もう一つメインとして魚道水槽というものがある。この水槽では、シロザケの稚魚、サケの遡上、シロザケの産卵行動など季節によって見られる魚が変わる。他にもえさやり体験やチョウザメ指パク体験など魚と触れ合うことのできる体験型展示もあり、外には大きなチョウザメも飼育されていた。

また、教育活動として、稚魚の放流やサケの人工授精体験、解剖見学、産卵行動の観察会など、季節に応じてサケ・マスの生育状況と照らし合わせた体験プログラムを実施している。

引用・参考文献　・羅臼町郷土資料館 http://www.rausu-town.jp/machi/10/post-72.php　・ルサフィールドハウス http://shiretoko-whc.jp/rfh/
・羅臼ビジターセンターhttp://rausu-vc.jp　・標津サーモン科学館 http://s-salmon.com

２０１８年度　知床半島環境教育実践プログラム構築試行研究
９／１１の知床プログラムに関して～知床の雄大な自然に触れて～

０８：１０
ホテル出発

０９：００
知床世界遺産
センター到着

１０：１０
知床自然センター
到着

１０：５０
知床五湖
フィールドセンター
到着
（大ループ散策）

１２：３０
知床五湖
フィールドセンター
出発
（昼食）

１３：３０
カムイワッカ湯の滝

１８：００
ホテル到着

知床世界遺産センター

世界自然遺産知床の玄関口にあるこのセンターは、知床の自然の楽しみ方と、楽しむ上で守るべきルールを伝えている施設である。ここでは知床の世界遺産認定までの過程や認定後の取り組んでいかなければならない課題などが詳しく展示してあり、そもそも世界遺産とはどういうものなのか・認定されるために必要なことは何なのか・今ある世界遺産の数や種類なども詳しく知ることのできる施設である。写真にある動物たちはほとんどが実際と同じ大きさをしており、迫力のある大型パネルや実物大のぬいぐるみなど知床の魅力を感じることのできる展示が満載である。

知床自然センター

知床自然センターでは知床に関する様々な情報提供、散策が楽しくなるレクチャーや登山・散策に必要なもののレンタルまで行っており、観光客に知床の自然を楽しむサポートをしている館内には「知床の自然を知り、楽しむ」をコンセプトとした企画展示がされており、フィールドで行われている調査・研究をはじめ、知床の魅力を知ってもらうための展示が期間ごと入れ替わりで展示されている。その他にも登山の野営時にヒグマなどの野生動物が食べ物の匂いで寄ってこないように保管するフードロッカーやヒグマ捕獲檻などがあり、知床ならではの道具を実際に触ることができる。

カムイワッカ湯の滝

カムイワッカ湯の滝は知床硫黄山の中腹から湧き出た温泉がカムイワッカ川に流れ込み、カムイワッカ川全体が温泉水の流れるものになったものである。知床半島は多くの火山が連なって出来ているため、確かに温泉が湧き出ても何も不思議ではないのだが、流れてきて滝のようになるのは、やはり知床半島の地形ならではの現象である。滝として流れている所の岩はまるでひとつの一枚岩が削れてできたように繋ぎ目が少なく、段々になってそれぞれ滝壺のような窪みがある。岩肌は温泉の成分である硫黄が結晶化し、黄色や茶褐色となっており、水の流れているところ全体が少しヌルッとして滑りやすい。ほかの場所ではできない体験をすることができるスポットである。

参考文献：知床世界遺産センター、知床自然センター、カムイワッカ湯の滝展示・掲示資料

＜見学施設クローズアップ：知床五湖フィールドセンター＞

知床五湖は、知床連山を背景に原生林の中に近くまとまって存在している５つの神秘的な湖である。この知床五湖周辺は多くの野生動物の生息地でもあり、散策時にはヒグマの爪痕が幹にあったり、道に足跡やクマゲラの食痕があったりと様々な野生動物の気配を感じながら知床の自然の豊かさを実感できる場所である。海や森、山や湖といった美しい景色を一度に楽しむことが出来ることから、自然豊かな世界自然遺産知床を象徴する景勝地として有名である。

知床五湖散策のルール

・禁煙
・食べ物不可
・ペット不可

ヒグマを誘引・興奮させ危険。

飲み物は水・お茶のみ可

・踏まない（植物を大切に！）

・大小便不可（事前にトイレへ）

入場前には必ずレクチャーを受け、入場許可証をもらう！

レクチャーされたことを守り、「ヒグマのすみかにお邪魔する」という謙虚な気持ちを持ち、彼らの普段の生活を脅かさないように心がけること！！

知床五湖散策２つのコース

高架木道（小ループ）コース
往復 1.6 ㎞の約 40 分で回ることのできるコースで、１湖と２湖の間を歩き、半分は高架木道を歩く。シーズンを通して無料・安全に散策することが出来る。

地上遊歩道（大ループ）コース
往復 3.0 ㎞の約１時間 30 分で１湖から５湖全てを見て回るコースで、訪れる時期によって散策条件が異なるが、原生の自然を存分に楽しむことが出来る。しかし、柵と高さで守られている高架木道と違い森の中を長く散策するため、ヒグマと遭遇する可能性もあり、散策する際にはヒグマに存在を知らせるため、鈴や声出しなどを行い襲われない・襲わせない事を心がけることが大切である。

参考文献：知床五湖フィールドセンター配布資料

２０１８年度　知床半島環境教育実践プログラム構築試行研究
９／１２の知床プログラムに関して～知床の雄大な自然に触れて～

09:00 ルートイングランティア
知床斜里駅前 出発

10:00 知床クルージング

13:10 オロンコ岩 展望台

14:00 昼食 ウトロ漁協婦人堂食堂

16:00 網走刑務所

18:55 チェックイン：女満別空港

21:20 羽田空港 到着

知床クルージング

知床クルーズでは陸路から入ることの出来ない知床半島を海洋から観察することが出来る。秋になると川に産卵のために遡上してくるサケを、捕まえようとしているヒグマや、漁師の方々がサケを獲るために、海に仕掛けられている定置網を観察することが出来る。

また、知床の海域には、鯨類も多く生息している。知床はシャチの重要な調査フィールドであり、生息場所でもあることから、観察することが出来る。

クルーズ船からは、知床連山を眺めることができ、噴火によって起きた山体崩壊の跡を観察することができ、また、北方領土の１つである、国後島も眺めることが出来る。

オロンコ岩展望台

斜里町のウトロ港にある高さ約 60mの巨大岩。170段ある階段を登り切ったら知床連山やオホーツク海を一望できる。アイヌ語でオロンコ岩とは「そこに座っている岩」という意味を持つ。

ウトロ漁港婦人食堂

名前の通り、漁師さんの奥さん方が経営されている食堂。

漁港だけでなく、地元の活性化につなげる地道な活動でもあり、ここを訪れた後、海産物を購入するなど、1次産業の拠点地だけとならないための場所でもある。

＜見学施設クローズアップ：網走刑務所＞

＜網走刑務所＞

広大で肥沃な北海道の大地を、ロシアから守るために、北海道開拓は重要であった。北海道に監獄を設置し、囚人を安価な労働力として使役させ、北海道の防衛と開拓が進み、人口希薄な北海道に刑を終えたのちに住み着いてもらえたらという考えのもと、網走刑務所は、明治 23 年人口わずか 631 人の小さな漁村の網走に誕生した。そこから網走監獄は 120 年間の歴史がある。

北海道の経済発展を遂げるために、囚人たちは中央道路の開削工事、炭鉱や硫黄採取に駆り出された。囚人約 1100 人と職員約 200 人余りが中央道路の工事にあてられ、1 年という驚くほど短い期間で、北見峠から網走までの約 230 キロの道路が作られた。

囚人たちは、睡眠時間 4～5 時間という寝不足状態の中で、朝になると、枕代わりの 1 本の丸太を、叩いて起こされた。あまりの重労働に命を落とす囚人も珍しくなかった。

監獄の規則を破った者は、1週間もの間「閻室」と呼ばれる外からの光が入ってこない独居室に入れられた。またそれでも激しく対抗する者には、手錠や足かせがつけられ、場合によっては、減食された。受刑者たちは、この独居室に入れられることを恐れていた。

受刑者たちの数少ない楽しみの 1 つに入浴があり、刑務所内での不衛生による病気が蔓延しないように、受刑者たちは、毎日決められた時間の中で、湯船に浸かり疲れをとっていた。

<参考文献>　博物館網走監獄ホームページより
https://www.kangoku.jp/exhibition_facility_kangoku_rekishikan.html

閻室と呼ばれた独居室

２０１８年度　知床半島環境教育実践教育プログラム構築試行研究

プログラムテーマから見た博物館等施設見学
～世界自然遺産としてみる知床～

世界自然遺産とは…世界遺産条約に基づき各国政府が推薦した候補地から、ＩＵＣＮによる現地調査と評価を経て、２１カ国でつくる世界遺産委員会が登録の可否を決めるものである。現在世界で２０６カ所が登録、さらに文化遺産との複合遺産が３５カ所ある。日本では「知床」「白神山地」「屋久島」「小笠原諸島」がそれぞれ世界自然遺産として登録されている。

知床半島の概要

知床は北海道の北東端、オホーツク海の南端に位置し、長さ約70 ㎞、付け根の幅約 25 ㎞の細長い半島である。最高峰は羅臼岳（標高 1600m）で、農業に適した平坦な場所はほとんどなく、海岸線も断崖や急斜面が続くため居住地域も限られており、こうした厳しい地形が現在まで原生的な自然を守ってこられた理由である。

登録範囲

知床の世界遺産の範囲は、遠音別岳から知床岬にかけての原生的な自然環境を有する陸域と、流氷が流れ着き海洋生物の種類も多い豊かな海域からなっている。これらの地域は国立公園、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域、国指定鳥獣保護区など複数の保護制度により保護が図られている。

世界自然遺産としての価値

世界遺産の基準を満たすとして認められた知床の自然の特徴・価値は「生態系」「生物多様性」の部分であり、簡単に表すと以下の３つである。

① 流氷がもたらす海の恵み
② サケ類がのぼる川が結ぶ海と陸のつながり
③ 海と川と森が支える貴重な野生動物

世界自然遺産知床をより知るために

知床世界遺産センター

ここでは知床の世界遺産認定までの過程や認定後の取り組んでいかなければならない課題などが詳しく展示してあり、そもそも世界遺産とはどういうものなのか・認定されるために必要なことは何なのか・今ある世界遺産の数や種類なども詳しく知ることのできる施設である。この施設ではスタッフから展示を回りながら説明を受けられるため、世界遺産というのはどうゆうものなのかという事から、生き物・植物・環境など知床の自然やそれを取り巻く環境について、展示を見ながら思った疑問を気軽に質問することが出来る。このようなセンターであるからこそ世界自然遺産知床という視点から見た場合に感じた疑問をその場で回答が得られることで、理解を深めることのできる施設である。

知床世界遺産ルサフィールドハウス

この施設は海岸のすぐ近くにあり、広く海が見渡せたるようになっている。この場所はこの土地の地形ならではの根室海峡の存在のおかげで世界有数の鯨類の観察ポイントになっており、船でなくても岸から観察できる貴重な場所である。この施設は知床の自然の中でも海に関係するものを多く展示しており、クジラ、イルカなどの鯨類やアザラシ、アシカなどの鰭脚類についてそれぞれ詳しく特徴や観察ポイントを説明してあり、実際に海を双眼鏡などで観察して探す体験もしながら、今までの陸上を主体として見ていた知床の動植物からではなく、海を主体とした視点から知床の海洋生物や海洋環境を知り、違う角度から知床の自然について理解することのことが出来る施設である。

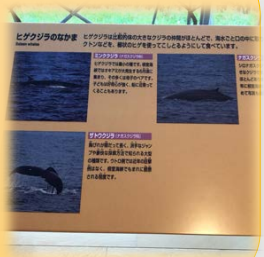

参考文献：知床世界遺産センター、知床世界遺産ルサフィールドハウス展示資料

2018年度　知床半島環境教育実践教育プログラム構築試行研究
プログラムテーマから見たサーモン科学館
～知床の自然を守る役割～

サーモン科学館の概要

知床半島の付け根にある標津町は日本有数の水揚げ高を誇るサケの町である。標津サーモン科学館は、サケ科魚類展示種類数が 18 種 30 種類以上で日本一のサケの水族館である。サケ科魚類の展示数に関しては、国内で一番多い施設である。標津サーモン科学館のメイン水槽の一つで、容量 110 kℓの海水の大型水槽である。ここには、世界中のサケ科魚類ばかりでなく、ホッケなどの根室海峡に生息している魚たちも展示している。また、教育活動として、サケの人工授精体験・解剖見学や稚魚の放流、産卵行動の観察会など、季節に応じてサケ・マスの生育状況と照らし合わせた体験プログラムを実施している。

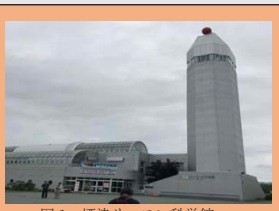
図 1　標津サーモン科学館

体験学習プログラム

図 2　シロザケと木の棒

標津サーモン科学館は、教育活動として実際に体験学習プログラムを実施している。内容としては、「シロザケ稚魚の放流体験」、「サケ人工授精体験及び解剖見学実習」、「シロザケの産卵行動観察」、「シロザケ、カラフトマスの解剖見学実習」などがある。

今回の演習では、実際に標津サーモン科学館の体験学習である、サケの人工授精体験及び解剖見学実習を体験した。人工授精に使用したサケはシロザケであった。

まず、使用するシロザケを絞めるために木の棒（図 2）を用いて撲殺する。これは、生き物に対して感謝の意を込めて、無駄にストレスを与えないようにサケの頭を強く叩き一発で仕留める。絞めた後に、シロザケの体重と尾叉長を計測した。尾叉長は尾ヒレの一番くぼんだ所までの長さで、今回使用したシロザケは約 60 ㎝だった。次に、シロザケの腹を捌き手で卵をかき出す。（図 3）シロザケの腹を捌く前にサケをよく拭き取り、サケの体のぬめりがつかないようにする。シロザケの腹を捌く際には、採卵刀という専用の道具を使用した。卵を傷つけないように腹に入れるほうが丸みある形をしていた。取り出した卵にオスの精子をかけ（図 4）、かき混ぜる。かき混ぜた卵を真水につけ授精させる。（図 5）受精前の卵には弾力はなく、受精後の卵は弾力がありパンパンに膨れていた。

卵を人工授精させた後は、残ったシロザケの体を使っての解剖を見学した。（図 6）腹部分の臓器から順に説明がありながら、頭部の脳などの臓器の説明があった。シロザケの脳や眼球など普通に捌くだけでは見られないような部位までも細かく見ることができる。

図 3　シロザケと卵

図 4　卵に精子をかける様子

図 5　人工授精後の卵

図 6　解剖したシロザケ

サケが自然に与える影響

自然界の陸上にあるものは、雨水などによる侵食で川を伝わり海へと一方的に流れ出し、再び陸へ戻ることはほとんどない。しかし、サケなどが遡上する地域では、海から森へと大量の栄養分が運ばれていることがわかってきた。シロザケの一生を通して、自然界の命の複雑な関わり合いを見ると、川で孵化した時には 1g にも満たないシロザケだが、海で数千倍の大きさに成長して川に戻ってくる。川では水生昆虫や川に落ちた陸生昆虫などを、海では動物プランクトンや小型魚類、イカ類などを食べて成長する。一方、川では鳥類や魚類に、海では海生哺乳類や魚類などに食べられる。産卵のために 3~5 年後に生まれた川へ戻ってくると、ヒグマなど多くの動物の餌となり、陸にあげられた食べ残しはキツネや昆虫などに無駄なく食べられる。また、産卵を終えた後の死骸は、水中の微生物や水生昆虫も育てる。川で昆虫を食べ育ったシロザケは、海で大きくなって川へ戻ると、今度は昆虫の糧にもなる。このように、多くの命が関わり合っている。

まとめ

サケが知床の自然に還元するものはとても多いものだといえる。川から海へ出てまた川へ戻ってくることで自然の栄養分や命を循環させる役割を担っていることがわかる。人間もサケを食料などで利用している。そのため、人工授精を行うことで数の減少を防ぐ要因になるといえる。実際に体験することによって、よりサケに対して興味を持つことができ、そこから自然界で大きな役割を持つことや分布・生態を知ることで、人間の生活や知床の自然に深くかかわっていることが理解できるといえる。標津サーモン科学館の地域はサケの漁獲量も多く、知床の自然を守っていくためにもいつも利用しているサケの自然界での重要性を理解することで、サケを守っていく必要性の理解や意識につながっていくといえる。標津サーモン科学館は、自然にも人間にも価値の高いサケを守っていくための活動や情報発信の施設として重要であるといえる。

引用・参考文献　・標津サーモン科学館 http://s-salmon.com/index.html
・標津サーモン科学館 blog　https://shibetsusalmon.blogspot.com/2015/11/blog-post_6.html#more

２０１８年度　知床半島環境教育実践教育プログラム構築試行研究

プログラムテーマから見た知床半島フィールド演習

～肌で感じる自然遺産の知床～

知床は、北海道の北東部に位置し、2005年に日本で3番目に世界自然遺産として認定された。火山活動によって形成された標高1500m級の急峻な山々、切り立つ海岸断崖、湿原・湖沼群などによって構成されている。遺産地域は、この知床半島の中央部から先端の知床岬にかけての陸地と、その周辺の海を含む約71100haの地域です。私たちが実際に、訪れた知床フィールドセンターや知床クルーズでは、自然遺産としての知床や、知床の豊かな生態系を肌で感じることが出来た。

＜知床フィールドセンター＞

知床五湖は、知床八景の 1 つで、知床連山の北側にある湖沼群。この湖沼群は、約 3700 万年前の硫黄山の噴火に伴う大規模な土砂崩れ(山体崩壊)によって作られた凹凸のくぼ地に水が溜まり形成された。五つの湖は、水深が 2～3m程で、流れ込む川、出ていく川は存在しないが、地下水の供給によって、水が供給されるために涸れることはない。各湖には、固有の名称はなく、便宜的に一湖、二湖、三湖、四湖、五湖と呼ばれている。

知床五湖の散策は、地上遊歩道と高架木道の 2 つがあり、ヒグマが出没したら、地上遊歩道が閉鎖される場合があり、閉鎖されても知床五湖を観察できるように高架木道が作られた。地上遊歩道と高架木道は、つながっている。

地上遊歩道には、知床五湖の周り全てを歩く、全長 3.0 kmの大ループコースと、知床五湖の一湖と二湖のみの周りを歩く、全長 1.6 kmの小ループコースがある。

地上遊歩道の散策の前には、フィールドセンター内は、すでに国立公園内であることから野生のヒグマと遭遇する危険性がある。だから、これらを回避するために、私たち人間が声を出しながらヒグマに人間の存在を示すことで、人間とヒグマの、出会い頭の遭遇を防ぐことや、知床の貴重な植物を守るために、歩道がどんなにぬかるんでいても、歩道を外れずに歩くこと、ヒグマが近寄ってこないように、地上遊歩道への、匂いがする飲食物の持ち込み禁止などに関するレクチャーがある。そのレクチャーを受けた証拠としての、証明書が配布される。

また地上遊歩道は、ヒグマの遭遇回避と同時に、国立公園でもあり、世界自然遺産に登録されていることからも、在来植物の保護のために、外部からの外来植物の持ち込みを、防ぐためにブラシで靴底の掃除をしなければいけない。

知床五湖から見た知床連山

＜知床クルーズ＞

知床岬クルーズは、陸路から入ることの出来ない知床半島を海洋から観察することができる。

秋になると川にサケが産卵のために遡上してくる。そのサケを川で捕まえようとしているヒグマを観察することが出来る。そのサケを捕まえるのは、野生動物だけではなく、知床の漁師は、定置網漁で、多くのサケを水揚げしている。その仕掛けられている定置網もクルーズで、観察することが出来る。

知床には、約 500 頭のヒグマが生息していると考えられている。世界的に見てその数は、特別多いとは言えないが、知床半島、長さ約 70 km、幅約 20 kmに囲まれた面積の中で、500 頭ものヒグマが生息している場所は、世界でも、知床以外には無い。

知床半島には、地元の漁師の方々が、漁の準備や寝泊まりをする際に使われる「番屋」と呼ばれるものがある。番屋に、ヒグマが近づくことはあっても、漁師を襲うことはなく、漁師の方々も、ヒグマに対して干渉していないそうです。ヒグマと漁師には一定の距離が保たれている。

知床のサケの漁は、定置網漁が用いられ、回遊してくるサケを引き込んで漁獲する方法で、大まかな仕組みは定置網本体に魚を誘導するための横に幅広い垣網で、魚を誘導し、囲い網や登り網を経由して、最終的に奥の身網に入る。中に入った魚が出にくい構造となっている。

この定置網漁を駆使して、とれる知床の斜里町のサケの漁獲量は、平成 14 年度から現在まで日本一の漁獲量を誇っており、平成 28 年度の斜里町のサケの漁獲量は、斜里町役場のデータによると、14694 トンだそうです。これはウトロ港で水揚げされている。

また知床連山を船から見ていると、硫黄山には、噴火によって山体崩壊が起きた跡が見られ、山肌がごつごつしていた。その他にも自然が創り出した断崖絶壁や数々の滝を観察することが出来る。

知床半島は、火山活動などにより、現在も活動を続けている地域である。知床半島は、プレート運動や火山活動、海食などの地形形成作用によって造られていることから、奇岩や海食崖、火山地形などの多様な景観が形成されている場所であるからこそ、多様な景観を眺めることが出来る。

知床半島の先端を境にクルーズ船がめぐる反対側では、海藻類が多く繁茂しており、昆布漁が栄えている。ブランドである羅臼コンブも、その場所から採れている。

また、知床半島の海域には、鯨類も多く生息しており、知床クルーズでは、鯨類の観察することもできる。鯨類の中でも、知床のシャチは、重要な調査フィールドであり、生息場所でもあることから観察をすることが出来る。

知床半島にある番屋

クルーズ船から見た知床連山

知床フィールド演習（知床フィールドセンターや知床クルーズ）を通して、野生動物が近くにいるかもしれないという緊張感、自然が作り出す壮大な景色は、実際に現地に足を運んで肌で感じることでしか学ぶことが出来ない。また、今回取り上げた知床フィールドセンターや知床クルーズの他にも、車道を走っているだけで、ヒグマやエゾシカに遭遇したり、オジロワシが飛んでいたり、自然遺産を、知床にいれば、いつでも、どこでも肌で体感することが出来る。

知床では、野生動物の保護のために我々人間が野生動物に対して餌を与えてはいけない、ということをレクチャーや道路の看板で強く伝える取り組みがなされている。1回人間から食べ物を得た野生動物は、人里に餌を求めてやってきたり、時には人を襲うようになったりする。そういった野生動物は駆除されてしまう。このような取り組みがなされている結果によって、我々が自然遺産の知床を肌で感じることが出来ている。

＜参考文献＞
環境省ホームページ　https://www.env.go.jp/park/shiretoko/point/index.html
https://www.goko.go.jp/

２０１８年度　知床半島環境教育実践教育プログラム構築試行研究
北海道夏のプログラムと冬のプログラムの比較
～夏と冬のプログラムの楽しみ方の違い～

夏の知床半島：

知床半島（しれとこはんとう）は、北海道斜里郡斜里町と目梨郡羅臼町にかけてあり、オホーツク海の南端に突出した半島。長さ約 70㎞、基部の幅が 25㎞ の狭長な半島であり、西側がオホーツク海、東側が根室海峡に面している。また、知床岬から知西別岳一帯と周辺の海洋区域約 60, 000 ヘクタールが「知床国立公園」となっており、「遠音別岳原生自然環境保全地域」を含む 71, 100 ヘクタールが「世界自然遺産登録地域」となっている。そのため、知床には手つかずの原生的な自然が残されており、かつて北海道に広く生息していた北方及び南方由来の哺乳類、鳥類が多く生息している。この中にはこれらの中にはトド、マッコウクジラといった国際的に希少な種も含まれており、特にヒグマにおいては、世界的にも有数の生息密度を誇っている。

また知床半島には、数千年にさかのぼる先史時代の遺跡が数多く残されており先民族の生活や文化が分かる展示も多くあった。

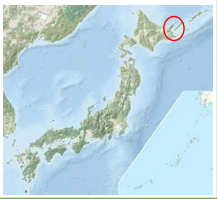

図１：知床の位置
（https://ja.wikipedia.org/wiki/知床半島）

クルーズ船

知床は未だに火山活動が行われている地域で、その火山活動や海食、プレート運動、流氷などの地形形成により作られているので、ゴジラ岩と呼ばれるような奇岩や海食崖、火山地形などの多様な景観を見ることができる。また、知床半島は世界自然遺産にも登録されており、自然が守られている場所でもある。そのため、多くの生き物が住みやすい環境が守られており、ヒグマなどの生物を多く観察することができる。このクルーズに関しては普段、国立公園のため入る事のできない地域に海洋からアプローチすることで、先ほどの地質部分の半島の成り立ちや生物相をさらに体感することのできる機会である。

北海道、冬の気候に伴う楽しみ方

冬の栗山：

北海道夕張郡の町であり、東部は夕張市と接し，西部の夕張川沿いの平地から夕張山地にわたる地域に広がる。

気候としては、日本海側の影響を受けることが多く、冬は温順寒冷で春から夏にかけては温暖で乾燥し、秋から冬にかけては比較的雨量・降雪量も少なく、慨して温和と言える。そのため、冬の栗山は比較的過ごしやすい環境と言える。また、栗山は里山再生による人が介入し、自然再生を図り共に生きる場所であり、里山再生や利雪による観光業による町の活性化、酒造などの産業が活発である。栗山は知床と違い、アイヌ民族の遺跡などは多くないが、アイヌ語由来の地域があったりするため、アイヌ民族の名残を感じることができる地域である。また、スノーシューをはき、山を歩くことで普段入れない湿地帯に赴くこともでき、動物たちの足跡から動形態を知ることができる。さらには、日本在来の日本ザリガニやサンショウオなどを越冬地の遊水池で見ることができる。

スノーシュー体験

スノーシューを履き、山を歩く体験をできる。雪があることで普段は入れないようなところを歩けたり、動物の足跡が見やすくなるため、直接生物を見ることができなくても動向を知ることができる。また、栗山が北海道においても冬場の気候があまり厳しくない環境にあるため、山を安全に登ることが可能であり、冬で雪があるからこそ出会うことのできる景観をスノーシューで見ることが可能である。

また、スノーシュー体験では、遊水池において生き物調査をすることができ、日本在来種の日本ザリガニを実際に観察することができた。右の図はその時の写真。

まとめ

知床半島では、火山活動がある地域ならではの様々な地形を観察することができた。また、国立公園や世界自然遺産に登録されている地域ならではの人間の手があまり及んでいない壮大な自然を観察することもでき、ヒグマなどの冬にはあまり見ることのできない生き物にも多く見ることができ、楽しさを感じられた。逆に栗山町では自然（雪）と人間活動の共存を多く見ることができ、利雪について多く学ぶことができた。また、夏のプログラムに比べ、現地の人との交流が多く、現地とのコミュニティの楽しさも学ぶことができた。さらに冬の遊水池ならではのザリガニや動物の足跡を多く見ることができ、直接的に多く動物を見ることができなくても動物の動向を知ることができた。

参考文献
たびらいホームページ　http://www.tabirai.net/sightseeing/hokkaido/info/monthly/aug_weather.aspx
気象台ホームページ　http://www.ima-net.go.jp/sapporo/tenki/kikou/tokucho/main.html
基礎資料の整理　栗山町　http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2014033100017/files/4.pdf

〔2018年度学部等教育研究補助金等報告〕

フェアトレードタウンで考えるSDGsの意義
～SOHUM「アースミュージアム」プロジェクト報告～

岩本 泰[*1]・近藤 真由[*2]・梶井 龍太郎[*2]
室田 憲一[*1]・木下 理仁[*3]

1．はじめに

スイス・ジュネーブに本拠地を置く非営利財団の世界経済フォーラム（World Economic Forum）には，世界の政財界のリーダーが参加し，かつ一定の影響力を持つ。毎年１月にスイス東部の保養地ダボスにおいて，世界を代表する政治家や産業界のトップ，実業家が一堂に会して年次大会が開催され，世界経済だけでなく環境問題や経済格差などの社会的イシューに関する幅広いテーマが議論される。2019年１月の大会では，スウェーデンから16歳の環境活動家であるグレタ・トゥーンベリさんが招かれ，彼女のスピーチは気候変動に関する具体的な行動が喫緊の課題であることを確認するきっかけになった。

一方で，貧困問題に取り組むイギリスのNGOオックスファム（Oxfam）は，このダボス会議に向けて，世界の格差や貧困の現状を示す統計的なデータを発表している。これらは，グローバル経済の歪みを浮かび上がらせ，ダボス会議参加者やマスコミ関係者に議論を促すきっかけとなっている。2019年の報告書[1)]によれば，世界で最も裕福な26人が，世界人口のうち所得の低い半数に当たる38億人の総資産と同額の富を持っている，という結果が示されている。また，事例として，世界一の富豪であるアメリカのアマゾン・ドットコム（Amazon.com）の創業者ジェフ・ベゾス（Jeff Bezos）氏の資産は2018年，1120億ドル（約12兆2800億円）に増えた。オックスファムによればベゾス氏の総資産のわずか１％が，人口１億500万人のエチオピアの保健医療予算全額に匹敵するという。

こうした状況に対して，世界人口のうち経済的に恵まれない半数に相当する38億人の資産総額は2018年に11％減少したことも報告している。拡大する経済格差によって貧困対策の効果が損なわれ，経済的に打撃を受けて人々の怒りをあおる結果になっていることを強調する。

報告書では，富裕層や大企業に課税し，「底辺への競争」をやめるよう各国に強く要求している。そして最富裕層がたった0.5％多く税金を払えば，「現在教育を受けられずにいる子ども

受理日2019年11月27日
＊１人間環境学科自然環境課程　＊２芸術学科音楽学課程　＊３国際学科

たち２億6200万人に教育を授け，330万人の命を救えるだけの保健医療を提供しても，余りある資金を確保できる」と指摘している。

私たちは，貧困や経済格差の拡大等の諸問題をどのように考え，具体的にどのような行動をとることが必要なのだろうか。これまでフェアトレードや倫理的（エシカル）消費を中心的なテーマとしてきた本授業では，環境・経済・社会のつながりやかかわり，地域や文化の価値を考える授業を展開してきた。特に，過度の商業的利益や経済的効率性追求といった点に対して批判的思考を持ち，一人一人が共に生きることができる公正な地球社会づくりへの具体的な参加について考え，行動する人を育てることを重要視してきた。こうした広がりは，市民一人一人の消費の変化により，産業界に持続可能性や持続可能な開発を配慮するようプレッシャーをかける一つのボトムアップの社会変革への試みでもある。

２．授業の展開

人間学１は，プロジェクトコア教員（岩本泰・室田憲一・近藤真由・梶井龍太郎・木下理人）に加えて，芸術学科美術学課程の河野孝博氏，デザイン学課程の戸谷毅史氏の７人の専任教員でそれぞれの専門性からの講義を実践した。環境・芸術・国際３領域を横断する多様なテーマでオムニバス形式により授業を展開した。そして，教養学部３年次以降の自己形成科目である「人間学２」の一環としては，人間学１で展開した授業トピックの中で，特にフェアトレードや倫理的（エシカル）消費という具体的なテーマを設定し，プロジェクト授業を展開した。前年までのプロジェクトの成果として，私たちの身の回りにある食品や衣類品等は，生産現場とグローバルにつながっていて，そのサプライチェーンに様々な問題が含まれている，という学びを展開してきた。

フェアトレードは，主として発展途上国の人々の生活改善と自立をめざすために考え出された貿易の仕組みのことである[2)]。一般的には，「公正な貿易」と表現されるが，「公正」とはどうあるべきかきまった答えがあるわけでなく，貿易関係国・地域・人々の状況等によって変化する。すなわち，「フェア・公正とはどうあるべきか」考えながら消費行動につなげる，というプロセスに教育的意義がある。こうした取り組みを，まちぐるみで展開するのがフェアトレードタウンである。フェアトレードタウンとは，市民団体，学校，お店，企業，行政など，地域をあげてフェアトレードの輪を広げる市町村のことを指す[3)]。2011年６月に，熊本市は日本初の「フェアトレードタウン」に認定されている。アジア全体でも初，世界ではちょうど1000番目，という節目であった。また，2015年９月に名古屋市は日本で２番目の「フェアトレードタウン」に認定された。そして，2016年７月には，神奈川県逗子市が日本で３番目のフェアトレードタウン認定をされた。ちなみに，2017年11月に浜松市，2019年６月に札幌市，9月にいなべ市（三重県）が認定され，現在国内に６都市存在する。

演習の位置づけで実施している「人間学２」では，逗子市や市民団体「逗子フェアトレードタウンの会」との連携により，学習を進めた。こうした連携は，具体的な商品のサプライチェーンに潜む問題を考えることだけでなく，地域ぐるみでフェアトレードの普及を進めようとす

るまちづくりを考える学習にもつながり，学習内容にさらなる広がりが生み出している。また，国連持続可能な開発目標（SDGs）をフェアトレードタウンとして考える，という本年度の目標をどのように実現するか，検討を重ねた。

2018年12月15日には，これまでの学習成果の積み重ねとしてプロジェクト授業の一環で，神奈川県・逗子文化プラザさざなみホールで「逗子フェアトレード・フォーラム」（共催：逗子フェアトレードタウンの会，逗子市教育委員会）を開催した。地球上の“誰も置き去りにしない”世界の実現を目指し，学びの場づくりの実践を行った。当日は，SDGsやフェアトレードに関心を持つ市民や学生など約100名が参加した。

当日は2部構成のプログラムで実施した。第1部では，一般社団法人日本経済団体連合会SDGs本部の統括主幹を務める長澤恵美子氏がSDGsの概要や日本での取り組みについて講演したほか，認定NPO法人ACE代表の岩附由香氏と元逗子市副市長の小田鈴子氏が，「SDGsと逗子の私たち」と題してパネルトークを行った。この中で，「2025年までにあらゆる形態の

基準１：推進組織の設立と支持層の拡大

フェアトレードタウン運動が持続的に発展し、支持層が広がるよう、地域内のさまざまなセクターや分野の人々からなる推進組織が設立されている。

基準２：運動の展開と市民の啓発

地域社会の中でフェアトレードへの関心と理解が高まるよう、さまざまなイベントやキャンペーンを繰り広げ、フェアトレード運動が新聞・テレビ・ラジオなどのメディアに取り上げられる。

基準３：地域社会への浸透

地元の企業や団体（学校や市民組織）がフェアトレードに賛同し、組織の中でフェアトレード産品を積極的に利用するとともに、組織内外へのフェアトレードの普及に努めている。

＊「地元の企業」には個人経営の事業体等も含まれ、「地元の団体」には学校・大学等の教育機関や、病院等の医療機関、町内会・商工会等の地縁組織、各種の協同組合、労働組合、寺院・教会等の宗教団体、福祉・環境・人権・まちづくり分野等の様々な非営利・非政府団体（NPO・NGO）が含まれる。

基準４：地域活性化への貢献

地場の生産者や店舗、産業の活性化を含め、地域の経済や社会の活力が増し、絆(きずな)が強まるよう、地産地消やまちづくり、環境活動、障がい者支援等のコミュニティ活動と連携している。

基準５：地域の店（商業施設）によるフェアトレード産品の幅広い提供

多様なフェアトレード産品が地元の小売店や飲食店等で提供されている。フェアトレード産品にはFI(国際フェアトレードラベル機構/Fairtrade International）ラベル認証産品とWFTO（世界フェアトレード機関）加盟団体の産品、それに地域の推進組織が適切と認めるフェアトレード団体*の産品が含まれる。

＊「適切と認めるフェアトレード団体」とは、少なくとも以下の条件を満たしている団体のことをいう。

a）WFTOの10原則、ないしWFTOとFIが共同で定めた「フェアトレードの原則に関する憲章」が掲げる5原則に立って活動している。

b）事業の透明性が確保されている。

基準６：自治体によるフェアトレードの支持と普及

地元議会がフェアトレードを支持する旨の決議を行うとともに、自治体の首長がフェアトレードを支持する旨を公式に表明し、自治体内へのフェアトレードの普及を図っている。

図１　フェアトレードタウンの認定基準　より

児童労働をなくす」ことを目的としたACEの取り組みや，発展途上国における児童労働の現状，国内地域の子どもの貧困状況などについて話題提供された。

第2部の学生・ユース企画「世界の子どもたちのためにチェンジの扉を開こう！」では，新たな時代を生き抜く社会的役割を担う力を育てる本学部独自の「SOHUMプログラム『アースミュージアムプロジェクト』」の授業「人間学2」を履修している学生10名が登壇した。2019年，逗子市がフェアトレードタウンの再認定審査を受けることから，フェアトレードタウンの意義を地域全体で確認することを目的に「SDGsコラボTシャツ」を提案。各団体と連携してオリジナルTシャツを製作することで，地域ビジネスやシティプロモーションにつながる可能性を発表した。参加した学生は，「逗子市がフェアトレードタウンに再認定されることに貢献できればと思い，新たなフェアトレード商品の可能性を提案しました。経団連やACEの方から発表後にいただいたアドバイスをもとに企画内容を改良し，今後実現できるよう引き続き考えていきたい」と振り返った。

また，教養学部人間環境学科自然環境課程の岩本ゼミに所属する4年次生2名が，逗子市と逗子フェアトレードタウンの会の市民協働事業「フェアトレード・ユースプログラム（FTTZ）」のメンバーとして登壇した。FTTZは，フェアトレードに関心を持つ中学生から大学生までの有志が，地域課題の解決に向けて活動しているプロジェクトである。今回は本学学生2名が県内の大学，高校から参加しているメンバーとともに，地域のパティシエや福祉施設と連携した「オリジナル逗子チョコ企画」を提案した。学生の一人は，「意識の高いメンバーと会議を重ねて商品を企画することができ，とても勉強になりました。逗子チョコは毎年秋に新しいバージョンが発売されるので，今回提案した内容が今後生かされればうれしい」と話した。フェアトレードを通して学生たちには，普段の授業からSDGsの意義やフェアトレードの取り組みを伝

図2　逗子フェアトレード・フォーラムの広報チラシ

えてきたが，規模の大きい話なので座学だけでは他人事になりがちになる。地域や市民団体の方々と直接かかわり行動することで，国際協力や社会貢献の意識が醸成されるので，今後も地域と連携した取り組みを続けていきたい。

図 3　逗子フェアトレード・フォーラム　当日の様子

3．学びを振り返る

こうした学びを振り返ると，具体的に以下のような3点の教育研究実践のポイントがある，と考える。

- ➢ SDGsは，地球規模の目標ゆえ内容についての教授だけでは，学び手にとって他人事になりがちになる。そのため実践では，「**フェアトレード**」という具体的なテーマを通して，**学び手と問題のつながり**が把握できるように配慮した。
- ➢ 具体的に，身近な**食品やファッション**等を手掛かりに，私たちの消費や暮らしから，SDGs達成をめざす意義を考える学びのプロセスを工夫した。
- ➢ SDGsの「**誰一人取り残さない**」を地域課題としてもアプローチするため，逗子の「**子ども食堂**」を取り上げることで，**世界と足元の地域の両面**で，「誰一人取り残さない」ことの本質を確認できるようつとめた。こうした学びは，SDGsを自分事に引き寄せるきっかけとなる。

これまでの実践の積み重ねにより，SDGsは知識としてゴールを理解するだけでなく，解決の方法を具体的な事例を通して考えることが重要である，ということが明らかになっていた。そのため，2018年度の教育研究でもフェアトレード商品を具体的な事例として取り上げ，その社会的意義を考えてプレゼンテーションに挑むよう指導した。そうした配慮は，学生の学習活動にとって，消費を通した自分とのつながりを考えるために大きな意義があったと考える。

一方で，SDGsにおける貧困問題解決に向けた学習には，未だ課題が残った。学生にとって「取り残されている人」を具体的に考え，自分にできることは何か考えるのは，身近にそうした境遇の人がいないため難しかったようである。これは，逗子という地域レベルでも同様の課題が残った。それは，国内と海外の「貧困」の質に根本的な違いがあるからであると推察した。そのため，発展途上国や新興国において，経済発展から取り残されて生活の質に課題がある地域の人々の声を学習活動に反映させる努力が必要である，と考える結果に至った。

4．おわりに

SDGsの達成に向けて連携する動きは，産業界だけでなく，地域行政にも広がりつつある[4)]。しかし，17の目標の一部だけに焦点化した部分的・断片的な取り組みは，SDGsの取り組みといえるのだろうか，といった批判も上がりつつある。それらは，「SDGsウォッシュ」といった言葉で揶揄されることも顕在化してきた。

今回のように，フェアトレード商品が必要とされる背景には，不公正な貿易の仕組み，人権侵害，農薬汚染等による健康被害などがある。私たちが便利で様々な商品を入手できる裏側に，誰かの犠牲があるような未来は，もう終わりにしなければならない。そのため，大学の実践的な授業を通して，「何のため」「誰のため」に学ぶか，といった日常の学びを問うプロセスが非常に重要であることが今年も明らかになった。

フェアトレードにまちぐるみで取り組もうとする逗子という地域にいけば，問題意識を共有した市民とつながり，問題解決に取り組もうとする機会が得られる。そのために，地域とつながる学びの持続可能性についても配慮し，今後教育研究を実践し続けることが重要である。

5．謝辞

本実践は，2018年度の東海大学教養学部教育研究補助金により実施された。関係各位に感謝申し上げる。また，逗子フェアトレードタウンの会関係者，逗子市，経団連の長澤さん，ACEの岩附さん，そして本イベントにご協力いただいたすべての皆様には，本プロジェクト実践に参加した学生の成長のきっかけとなる機会をいただいた。改めて，この場にてお礼を申し上げたい。

注

1）本論では，以下のAFP通信（2019年1月21日掲載）を参照している。
https://www.afpbb.com/articles/-/3207339

2）渡辺龍也監修『考えてみよう！ やってみよう！ フェアトレード　1　フェアトレードってなんだろう？』彩流社，2015，p. 8

3）渡辺龍也監修『考えてみよう！ やってみよう！ フェアトレード　3　日本のフェアトレードの現状ときみにもできること？』彩流社，2015，p. 18

4）例えば，内閣府事業のSDGs未来都市等を参照。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/index.html

〔2018年度学部等研究教育補助金等報告〕

沖縄諸島共生社会プロジェクト：2018年度概要

～自然環境と人間活動が調和した共生社会創出に向けて～

藤野 裕弘[*1]・小栗 和也[*1]・磯部 二郎[*2]・日比 慶久[*3]
倉元 隆之[*1]・河野 裕美[*4]

1．はじめに

人類社会の持続的存続には，環境問題を広い視野から考え，問題の解決に向けて行動できる人材の育成が必要である。そのような人材育成には，人文・社会・自然科学の垣根を越えた学際的で実践的な教育プログラムの構築が極めて重要となる。その中でも実践的な環境教育への期待は大きく，2000年には国連における日本主導の「持続可能な開発のための教育の10年」がスタートし[1)]，日本では環境教育の推進を目的とした「環境保全活動・環境教育推進法」が2003年に成立した[2)]。

東海大学では，環境分野における学際的な人材の育成とその成果を，地域社会に還元することを目的の一つとした環境憲章を1997年に発表している[3)]。また，教養学部では，広い視野を持った人材を育成するため，学部共通科目を段階的に履修させ，実践系科目に結び付ける学部共通領域を構築している。さらに，教養学部人間環境学科では，自然科学系と人文・社会科学系カリキュラムを融合させた人間環境領域（総合環境科学系）を構築し，人間環境に関わる様々な問題を，人文・社会・自然科学の枠にとらわれない広い視野から考え，問題解決に向けて行動できる人材の育成を目的に，実践的な環境教育プログラムを実施している[4), 5)]。この特徴的な環境教育プログラムは，2011年度の日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言の中で引用されるに至っている[6)]。こうした背景のもと，我々は，様々な体験型環境教育プログラムを実施してきた[7–45)]。また，この沖縄諸島共生社会プロジェクトは，その前の八重山諸島共生社会プロジェクトを含めて，2012年度から継続実施している[46–51)]。

今回は，教養学部共通実践科目である人間学２「沖縄諸島共生社会プロジェクト」の2018年度実施概要について報告する。

受理日2019年11月27日
＊１教養学部人間環境学科自然環境課程　＊２教養学部芸術学科音楽学課程　＊３現代教養センター　＊４沖縄地域研究センター

2．実施目的

自然環境と人間活動の調和のとれた共生社会を創出していくためには，環境保全についてよく理解し，現状の人間環境に関する問題を人文・社会・自然科学の枠を越えた広い視野から考えながら，実践的な保全活動を継続的に行っていくことが必要である。本プロジェクトでは，沖縄本島と八重山諸島周辺の自然環境と人間生活が持続的に両立する社会「地域共生社会の構築」を，体験をもとに学際的に考えていくことを目的とする。「貴重な生物の保護」や「歴史と風土に育まれた文化」，「地域行政の現状」など，さまざまな視点から取り組む。また，2017年度の授業プログラムに対する外部評価を参考に，施設の見学時間を確保する目的で，最初からレンタカーを使っての移動に切り替えたので，併せて報告する。

3．実施概要

本プロジェクトは，沖縄本島で歴史や文化を体験的に学んだ後，引き続き西表島で，八重山諸島の歴史や自然を体験的に学ぶ内容となっている。

沖縄本島では，県立博物館で沖縄の歴史や文化に触れ，沖縄戦の様子を伝える施設（旧海軍司令部壕，対馬丸記念館，平和記念公園資料館，ひめゆりの塔資料館）で戦争の悲惨さを理解する見学が主となる。また，本島のやんばるの森では，世界自然遺産登録に向けた準備が進んでいる地域での自然体験が主となる。これら本島の移動については，昨年度のカリキュラム評価の結果から，すべてをレンタカーでの移動に切り替えた。

西表島では，環境省の野生生物保護センターで八重山の歴史や自然の全体像を理解し，自然に触れる体験メニューで貴重な自然を実体験する。加えて，環境開発現場の現状を実際に見ることで，自然環境と人間活動の調和について考える。具体的には，表１に示したスケジュールに従って，演習が進められた。

表１　2018年度沖縄諸島共生社会プロジェクト実習スケジュール

８月３０日（木）　※レンタカー移動
７：５０　羽田集合　羽田空港（０８：３０発）→那覇空港（１１：１０着）
１１：３０　レンタカー営業所へ（那覇空港から送迎バスに乗車）
１２：４０　旧海軍司令部壕　（１３：１０　出発）
１３：３０　県立博物館見学（学習ノートを完成させる）　（１８：００　博物館出発）
１８：３０　東横インにチェックイン　※学習ノートチェック（ＯＫがでた学生から自由行動）
８月３１日（金）　※レンタカー移動
９：００　対馬丸記念館見学　（０９：２０　出発）
１０：００　平和祈念公園＆資料館他　（１０：３０　出発）
１０：４０　ひめゆりの塔＆資料館　（１１：１０　出発）
１３：２０　辺戸岬（１３：３０　出発）
１４：４０　やんばる学びの森宿泊棟
１５：００　やんばるの森ガイドツアー
１７：００　チェックイン　休憩＆夕食
１９：００　やんばるの森ナイトツアー　※終了後宿泊施設に戻り、ワークシート記載の後、自由行動

９月　１日（土）　※レンタカー移動
　９：２０　備瀬（フクギ並木）見学　（９：４０　出発）
　９：５０　海洋文化館（海洋博記念公園内）　（１１：００　出発）　※レンタカー返却
１３：３０　那覇空港（各自荷物を預けた後に昼食）（１４：４０発）→新石垣空港（１５：４０着）
１６：２０　しらほサンゴ村見学
１７：００　空港バス４系統→市内バスターミナル
１８：００　ホテル東横イン石垣島チェックイン
９月　２日（日）
　８：１０　乗船手続：石垣港（０８：３０発）→大原港（０９：１０着）　※レンタカー移動
　９：３０　大原港出発　南風見浜　（９：４０　到着　９：５０　出発）
１０：２０　西表野生生物保護センター見学　（１０：４０　出発）
１１：２０　昼食（キッチンイナバ）
１２：３０　浦内川流域マングローブ＆上流域植生調査（山歩き）
１６：００　ウタラ炭鉱跡＆月が浜リゾート開発現場＆地域産業（ミンサー織）見学
１６：５０　東海大学沖縄地域研究センター（打合せ）　※レンタカー返却（１台は９／５返却）
１８：００　「金城旅館」宿泊　※感想発表と意見交換「２日間を振り返って」
９月　３日（月）
　８：３５　白浜→網取　網取自然体験（カヤック、スノーケリング、トレッキング）
１７：００　網取→白浜
１７：３０　「金城旅館」宿泊　※感想発表と意見交換「西表の自然と島の生活」
９月　４日（火）
　８：３５　白浜→網取　網取自然体験（カヤック、スノーケリング、トレッキング）
１７：００　網取→白浜
１７：３０　「金城旅館」宿泊　※感想発表と意見交換「西表の自然と島の生活」
９月　５日（水）
　９：００　東海大学沖縄地域研究センター（総括）
　９：４０　安栄観光のバスで上原港へ
１０：２０　乗船手続き：上原港（１０：３０発→石垣港（１１：２０着）　※石垣港にて解散

４．結果と今後の展開

学生は，配布された県立博物館学習ノートやワークシートに従い，見学や体験先での内容をまとめ，テーマを見失うことなく，実習を行った。実習先でも，宿泊施設に戻ってから，感想を含めた意見交換による振り返り作業を繰り返した。実習から戻った後は，各自がまとめるテーマの担当を決め，ポスターを作成し，S－プラザで展示発表を行った（2018年12月17日～12月22日）。学生が実習の成果をまとめたポスターは，引用文献以降のページに掲載する。

今後の課題は，高額な費用負担の軽減，台風シーズンであることから，天候によるスケジュール変更への柔軟な対応策，より効果的な見学＆体験内容の検討である。また，昨年度の外部評価を受けてレンタカーでの移動に切り替えたが，沖縄の外国人観光客増加に伴う，レンタカー受付の混雑が予想以上であり，予定通りの時間の節約にはならなかった。再度検討し，施設見学の時間を確保するように工夫する必要がある。

成果の公表

成果をまとめたポスター展示会「人間学２：沖縄諸島共生社会プロジェクト自然環境と人間生活の持続的両立を考える！」と「環境保全演習Ａ：西表西表島の貴重な自然と環境保全を考

える！」を以下の通り実施した。

展示期間：2018年12月17日（月）～12月22日（土）

展示時間：９時00分～17時00分

展示場所：東海大学湘南キャンパス（10号館Ｓ－PLAZA）

謝辞

この教育研究の一部は，2018年度の教育研究補助金により実施された。関係各位並びに参加学生に，感謝申し上げます。

引用文献

1）ESD-J 特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議　http://www.esd-j.org/
2）環境省総合環境政策局環境教育推進室，環境教育・環境学習，環境保全活動　http://www.env.go.jp/policy/edu/
3）東海大学環境憲章　http://www.u-tokai.ac.jp/ems/kankyokensyo.htm
4）藤野裕弘・内田晴久他：「企業の CSR 活動と連携した実践系授業の展開（１）― CSR と大学院授業との連携―」．2010年度日本環境教育学会第21回大会研究発表要旨集，pp. 156（2010）．
5）藤野裕弘：「地域社会と連携した体験型環境教育の試み～東海大学の実践例～」．私立大学環境保全協議会会誌．第15号．19-24（2012）．
6）日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言：「高等教育における環境教育の充実に向けて」．2011年９月22日．
7）室田憲一・藤野裕弘　他：NPO と連携した体験学習型教育の試み．2003年度日本環境学会第29回研究発表会講演要旨集．pp. 178-180（2003）．
8）室田憲一・藤野裕弘　他：NPO と連携した体験学習型教育の試み．東海大学紀要教養学部．第34輯．331-333（2003）．
9）NPO 法人自然塾丹沢ドン会編集：名古木の自然―丹沢の雑木林・棚田の復権と生き物たち，夢工房，神奈川．pp. 63（2003）．
10）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験学習型環境教育の試み（１）．2004年度日本環境学会第30回研究発表会講演要旨集．pp. 84-85（2004）．
11）室田憲一・藤野裕弘　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（１）．東海大学紀要教養学部．第35輯．271-276（2004）．
12）室田憲一・藤野裕弘　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（２）．2005年度日本環境学会第31回研究発表会講演要旨集．pp. 240-243（2005）．
13）室田憲一・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験学習型教育の試み―農業体験事例報告―．東海大学紀要教養学部．第36輯．1-11（2005）．
14）北野忠・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～ SPP を利用した具体的取り組み例～．東海大学紀要教養学部．第36輯．13-21（2005）．
15）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（２）．東海大学紀要教養学部．第36輯．249-255（2005）．
16）北野忠・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～ SPP を利用した具体的取り組み例～．2006年度日本環境教育学会第17回研究発表会講演要旨集．pp. 146（2006）．
17）藤野裕弘・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（３）．東海大学紀

要教養学部．第37輯．247-252（2006）．
18）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（１）―乗船体験実習―．2007年度日本環境教育学会第18回大会研究発表要旨集．pp. 65（2007）．
19）室田憲一・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（２）―農業体験実習―．2007年度日本環境教育学会第18回大会研究発表要旨集．pp. 66（2007）．
20）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（４）．東海大学紀要教養学部．第38輯．271-278（2007）．
21）内田晴久・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み（１）～初等中等教育との連携を中心に～．東海大学紀要教養学部．第38輯．279-285（2007）．
22）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（５）．東海大学紀要教養学部．第39輯．289-294（2008）．
23）内田晴久・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み（２）～初等中等教育との連携を中心に～．東海大学紀要教養学部．第39輯．295-301（2008）．
24）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（６）．東海大学紀要教養学部．第40輯．365-370（2009）．
25）内田晴久・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み（３）～初等中等教育（SSH）との連携を中心に～．東海大学紀要教養学部．第40輯．371-377（2009）．
26）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（１）～．東海大学紀要教養学部．第41輯．309-313（2010）．
27）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（１）～，東海大学紀要教養学部，第41輯，315-328（2010）．
28）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（２）～．東海大学紀要教養学部．第42輯．297-304（2011）．
29）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（２）～，東海大学紀要教養学部，第42輯，305-312（2011）．
30）藤野裕弘・青木靖他：企業の CSR 活動と連携した実践系授業の展開（ISO14001の活用）．東海大学紀要教養学部，第43輯，15-22（2012）．
31）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（３）～，東海大学紀要教養学部，第43輯，329-339（2012）．
32）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（３）～．東海大学紀要教養学部．第43輯．341-349（2012）．
33）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（４）～，東海大学紀要教養学部，第44輯，269-278（2013）．
34）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（４）～．東海大学紀要教養学部．第44輯．279-284（2013）．
35）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（５）～，東海大学紀要教養学部，第45輯，355-367（2014）．
36）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（５）～．東海大学紀要教養学部．第45輯．369-372（2014）．
37）北野忠・小栗和也　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（６）～，東海大学紀要教養学部，第46輯，237-242（2015）．
38）岩本泰・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（６）～．東海大学紀要教養学部．第46輯．227-235（2015）．
39）藤野裕弘・岩本泰　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第46輯．243-252（2015）．

40）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（７）～，東海大学紀要教養学部，第47輯，311-314（2016）.
41）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（７）～．東海大学紀要教養学部．第47輯．315-328（2016）.
42）藤野裕弘・日比慶久　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第47輯．329-337（2016）.
43）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（８）～，東海大学紀要教養学部，第48輯．303-315（2017）.
44）藤野裕弘・日比慶久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（８）～．東海大学紀要教養学部．第48輯．317-323（2017）.
45）藤野裕弘・日比慶久　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第48輯．325-334（2017）.
46）藤野裕弘・北野忠　他：八重山諸島共生社会プロジェクト～自然環境と人間活動が調和した環境創出に向けて：2012年度概要～．東海大学紀要教養学部．第44輯．297-308（2013）.
47）藤野裕弘・北野忠　他：八重山諸島共生社会プロジェクト～自然環境と人間活動が調和した環境創出に向けて：2013年度概要～．東海大学紀要教養学部．第45輯．389-415（2014）.
48）小栗和也・藤野裕弘　他：八重山諸島共生社会プロジェクト～自然環境と人間活動が調和した環境創出に向けて：2014年度概要～．東海大学紀要教養学部．第46輯．261-274（2015）.
49）藤野裕弘・小栗和也　他：八重山諸島共生社会プロジェクト～自然環境と人間活動が調和した環境創出に向けて：2015年度概要～．東海大学紀要教養学部．第47輯．345-350（2016）.
50）藤野裕弘・小栗和也　他：八重山諸島共生社会プロジェクト～自然環境と人間活動が調和した環境創出に向けて：2016年度概要～．東海大学紀要教養学部．第48輯．341-347（2017）.
51）藤野裕弘・小栗和也　他：沖縄諸島共生社会プロジェクト：2017年度概要～自然環境と人間活動が調和した共生社会創出に向けて～．東海大学紀要教養学部．第49輯．385-406（2018）.

人間学２沖縄諸島共生社会プロジェクト：自然環境と人間生活の持続的両立を考える！
～関東地方と沖縄の自然環境の違い～

関東地方の特徴

気候：関東地方は温帯（温暖湿潤気候）に属する。温帯といっても山間部と太平洋側など地形や受ける影響の違いから気候の変化に違いがあるが、季節風の影響で年間の気温差が大きく四季があるところは同じである。

植物：四季があることから気候や気温に応じた様々な植物が生育している。樹木はクヌギ・コナラ・スギ・ヒノキといった建材として利用される樹木も多い。

くらし：関東地方はビルも多い都市が多く、自然が残る場所もあるが相対的に見て都会といわれる場所が多い。昔は里山などかかわりがあったが、今ほとんどの人は自然とのかかわりが無く、植物や樹木に対する関心が低い。

沖縄の特徴

気候：沖縄は亜熱帯（亜熱帯海洋性気候）に属する。高温・多湿であることが特徴だが、海からの風があることで夏季でも猛暑日となることはほとんどなく、年間を通して温暖な気候をしている。

植物：亜熱帯の高温・多湿な気候な為、いわゆるジャングルに生育している植物が主になっている。代表的なのはマングローブ林のオヒルギ・メヒルギやガジュマルなどである。

くらし：沖縄では昔から自然を利用して暮らしてきており、植物が暮らしの中に生かされている。例えば台風の多い沖縄ではフクギやリュウキュウマツを防風林として、マンゴーやパパイヤなどの熱帯果樹は食に利用されている。

関東地方と沖縄の植物の違い

シダ植物

ここで感じた関東地方との違いはシダ科の植物の大きさである。関東地方で見るシダ科のものは大きくても高さが５０㎝ほどのものがほとんどだが、沖縄のものは人の背丈ほどもある高さまで成長しており、種類が異なっているとはいえ生育環境による違いを感じた。

迷彩柄

ここでの違いは、樹木の幹の模様である。普通樹木の樹皮は茶色がほとんどであるが、やんばるの森で見た樹木の樹皮は迷彩柄をしているのである。これは様々な地衣類がついていることで模様となっているのである。このように地衣類がつき迷彩柄となるのは空気が綺麗な指標であり、この場所の空気がとても綺麗なことを示している。

板根

歩いていると足元の根の違いに気が付く。関東地方で見る木の根はあまり地表には出ておらず、出ていても丸みを帯びた形で出ている。しかし、沖縄の根は台風などの強い風から自身を守るために、地表に出ている根は平たい板状をしており、板根と呼ばれるものになっている。これは台風の影響が多い沖縄ならではの植物の変化である。

スダジイ

この植物はスダジイである。やんばるの森でも多く確認できる樹木であるが、実は関東地方においても普通に確認できる樹木である。しかし沖縄で確認したこのスダジイは関東で見るものと比べて葉が大きく、種子も大きいのである。このスダジイは関東で確認できるものと同じ種類であり、形態が異なったのはまさに生育環境の違いからである。

やんばる学びの森

やんばるの森は沖縄県内で最も多くの自然が残っている場所である。それは、アメリカ支配時に米軍のジャングルでの戦闘訓練地となったことで、切り開かれず森が残っているという背景があるからである。やんばるの森の樹木のほとんどがブナ科の常緑広葉樹スダジイ（イタジイ）で、こんもりとしている様からブロッコリーの森と呼ばれている。やんばるの森は平成 30 年に奄美大島、徳之島、西表島と共に世界自然遺産登録の候補地として申請された。しかし、今年 5 月に IUCN からの記載延期を受け、6 月に一度政府が引き下げたが、これら 4 地域が一体となってはじめて世界自然遺産としての価値を有することから、候補地と連携して自然環境と人間生活の持続可能を目指す活動を継続し、世界自然遺産登録を目指している。それに対して、関東では世界遺産のような大きな取り組みを行うところはないが、地域単位での昔ながらの里山の保全や自然教室で植物との関わりを持つなど自然と人との共存を目指した活動は行われている。しかしこれは地域単位で完結しているのがほとんどで、活動の連携といえるものは少ない。

参考文献：https://search.yahoo.co.jp/amp/s/news.mynavi.jp/article/20180508-amamiokinawa/amp・www.jma-net.go.jp/naha-airport/tokusei.html

人間学２沖縄諸島共生社会プロジェクト：自然環境と人間生活の持続的両立を考える！
～島の発展と環境保全～

はじめに…

沖縄県は、日本最南端に位置する県。県庁所在地は那覇市。かつては「琉球王国」であったが、明治 12 年に「沖縄県」へとなった。戦後は米国の統治下にあったが、1972 年に日本へ返還された。しかし、元々は米国の統治下にあったため現在も島の 15%を米軍基地が占めている。その米軍基地の一部が返還され手が加えられていなかったため、自然がほとんど残った状態である。

沖縄には、今回行った「やんばるの森」もその一部である。このような自然が残っている理由としては、米軍基地の敷地内に自然が多く含まれていることである。米国から返還された後も多くの自然が残っている。

やんばるの森

沖縄本島北部国頭村に位置し、1995 年に SACO（日米特別行動委員会）の合意の下、一部返還された米軍の訓練場跡地や建設時のダムの残土置き場を活用して整備された場所。米軍ではサバイバル訓練の演習地として利用されていたこともあり自然が残っている。国頭村環境教育センターとして、指定管理者制度による村からの承諾を受け、地元の NPO 法人が管理運営を行っている。

湿潤温暖な亜熱帯海洋性気候なため、北方系と南方系の入り混じった独特の植物相で構成されている。生き物も多く生息しており、古代に中国大陸から渡り独自の進化を遂げたものや絶滅してしまったもの、この地域にだけ生き残った固有の動物がいる。

ヤンバルクイナやノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ等は、世界的にみても沖縄本島の北部には森が広がっているやんばる「山原」と呼ばれる地域にのみ生息する固有の動物で、現在もやんばるの森で観察することができる。

～やんばるの森に生息する生き物～

・『ヤンバルクイナ』

全長 30ｃｍ。日本唯一の無飛力の鳥類。

沖縄島北部のヤンバル地域のみ分布。マングースの北上に伴い、分布南限が北上している。発見後 15 年間では約 25%減少。一時確認できない年があったがマングースの防除事業の本格的に実施したことで縮小していた生息域が回復してきている。

外来生物（マングース）やノネコによる捕食や交通事故、森林伐採等の生息地の減少により、個体数が減少している。

図 1　ヤンバルクイナ

図 2　クロイワトカゲモドキ

・『クロイワトカゲモドキ』

沖縄県指定天然記念物。体長 14～19ｃｍ。沖縄諸島と徳之島に固有の生き物。原始的なトカゲモドキ族の仲間。地上性で、低地林から山地林の湿った林を好む。森林性であるため、森林伐採が進んでいる現在クロイワトカゲモドキの生存が脅かされている。

図 3　ヤンバルテナガコガネ

・『ヤンバルテナガコガネ』

天然記念物に指定されている。

ヤンバル地域のみに分布。スダジイやオキナワウラジロガシが生育する自然林に生息している。体長 50～60ｃｍ。日本最大の甲虫とされている。近年では生息環境である自然林の減少や販売されていることから個体数が減少している。

まとめ

自然の素晴らしさを知ってもらうためにエコツアー開くことで多くの人に亜熱帯域である沖縄本島に生息する生き物を知ってもらうことができるが、そのために自然の環境に手を加えることで環境を破壊していることになる。自然を守るために、手付かずの状態での山林に入り、エコツアーなどの観光目的の事を行うことは危険なため、安全の下エコツアーを実施するためには島の開発や開拓にために森林伐採を行うことで実施されている。環境保護活動につながるはずのエコツアーが観光や産業を優先した結果、自然が破壊されている。よって、島の生活を豊かにするための土地開発を行う事と、自然を守っていきたい自然の環境保全は、どちらかを優先させるともう一方の方が崩れてしまうため、この二つの両立は難しいと考えられ、自然環境と人間生活の持続的な両立を成り立たせることが課題となっている。しかし、平成 30 年 11 月に世界自然遺産登録への申請がされたことによりこれらが課題の解決の一つになるのではと考える。登録されることで観光地として島の発展に繋がると同時に、やんばるの森は簡単に入ることが出来ない様より一層管理が厳重なものとなり人が入ることは出来る自然破壊されることがない場所となると考えられる。今回、この世界自然遺産登録となれば、島の発展と環境保全の両立は可能となると考える。

[参考文献]
・「やんばる学びの森　国頭村環境教育センター」　http://www.atabii.jp/

人間学２沖縄諸島共生社会プロジェクト：自然環境と人間生活の持続的両立を考える！
～沖縄の気候や土壌に適した農作物の栽培・利用～

沖縄の自然環境

沖縄の気候：

沖縄の気候の特徴は、なんと言っても最高気温と最低気温の差が少ないと言うことで、基本的に気温が高い。

季節ごとの気候

春（3月～5月）：
移動性高気圧と低気圧が交互に東シナ海を東進する。そのため、数日の周期で気候が変動する。次第に気温は高くなり、5月に入ると梅雨入りし、大雨や集中豪雨が引き起こされる。

夏（6月～8月）：
6月になると強い雨が梅雨前線の影響で多くなる。その後、梅雨が空けると太平洋高気圧の周辺をまわる風と北上した梅雨前線に向かう風が加わり、南から強い風が吹く。

秋（9月～11月）：
秋になると、太平洋高気圧の勢力は弱まり、低気圧と高気圧が、交互に日本付近を西から東へ移動する。10月頃には、大陸の高気圧からの季節風が吹き始め、次第に北東風が卓越し、冬に向かう。

冬（12月～2月）：
冬になると、西高東低の気圧配置となり、強い季節風が吹き始める。この季節風が海面を通過する間に水蒸気の補給を受けながら、曇められるため、曇りや雨の日が多くなる。

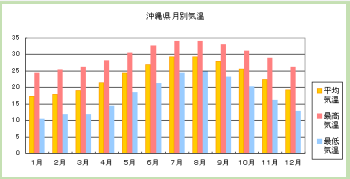

図１：沖縄の月別気温（平成 13～21 年平均）
http://www.okinawainfo.net/kikou.htm 引用

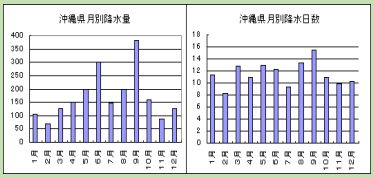

図２：沖縄の月別降水量（平成 13～21 年平均）
http://www.okinawainfo.net/kikou.htm 引用

産業（農業）

そもそも、産業とは人々が生活する上で必要とされる物を生み出したりする物で、沖縄では農業や漁業、観光業が強い。特に農業は下の図からも分かるとおり、沖縄の独自の気候に合わせた特産物が多い。

沖縄独自の特産物

国頭マージという土が多い、沖縄本島の中北部や一部の離島では、サトウキビ、パイナップル、果物、花などを多く生産している。この土は赤～黄色で主に酸性を呈する土壌で、土壌粒子が細かいため、土壌の保水性が悪いのが特徴である。

島尻マージという土が多い、沖縄本島の本部、読谷、糸満、宮古島などでは、サトウキビや野菜、花を多く栽培している。この土は、赤褐色で、琉球石灰岩が混ざる粘土質の土壌ですが、透水性はよく、アルカリ性が強いのが特徴。

ジャーガルという土が多い沖縄本島の中南部では、サトウキビや野菜、花を多く生産しています。この土は灰色～灰褐色で、粘土質の非常に細かい粒子で出来ているため透水性が低く、雨が降るとグチャグチャの粘着性の泥になるのが特徴。

特にサトウキビは、県内で１番栽培されており、今回の研修でも多くのサトウキビを見ることができた。サトウキビは pH6.5 程度で水はけが良く、空気間隙に富んだ多孔質の土が適しており、サトウキビの植付けには「夏植え」「春植え」「株出し」の３種類があり、夏植え、春植えは「挿し木植え」という方法で、キビの枝を挿すことで栽培する。夏植えは１年半、春植えは１年かけて育て、いずれも春先に収穫する株出しは収穫の後の株から発芽させ育てる方法で、地力の低下を避けるため、３年ほど続けた後は他の農作物（紅イモなど）を植える等して休ませたのち、夏に挿し木植えする。
このようにサトウキビには様々な栽培方法があり、沖縄の土壌においても育つことはもちろんの事、サトウキビが台風や風に強いことが沖縄で栽培されている１番大きい理由ではないかと考えられる。

まとめ

沖縄では、土地の土の種類や気候に合わせた作物を作っていた。このようにその土地に合わせた作物を作ることにより、大きな設備や農薬を使うことなく自然に優しい農業ができるようになると思う。また、その土地にあった作物や商品を作り、それらをうまく地域や国ごとに循環することで、資源の持続につながっていくと思われる。
また、沖縄ではサトウキビを食べるだけではなく、家ちくのエサにしたり、しぼりカス（バガス）／バガスは、せいとう工場の燃料（ねんりょう）として使われるほか、たい肥として畑にもどされて、次のサトウキビ栽培の肥料などとして利用されている。つまり、沖縄ではサトウキビを余すことなく使用しているということである。また、このように作物のかすが燃料として使われれば、石油・石炭を使用する量が減るため、二酸化炭素の排出などが減り。また、たい肥として使われれば自然に戻るサイクルもできる。また、糖蜜は医療品や食品工場で使われる専用アルコールの原料にもなる。沖縄では、糖蜜からアルコールへの転換を平成７年にやめ、アルコールなどに使う糖蜜は海外から輸入している途中ではあるが、今後、糖蜜の新しい方法を模索している段階であり、さらに糖蜜の多様な使い道が増えていくと思われる。

これらの例のようにその土地にあった作物を作り、それを余すことなく作る事が自然と産業（農業）を両立する事に大きくつながると思われる。

参考文献：https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shizen/index.html　沖縄県庁ホームページ

人間学２沖縄諸島共生社会プロジェクト：自然環境と人間生活の持続的両立を考える！
～沖縄県の特徴的な家屋～

沖縄県の気候

沖縄県は黒潮が流れる暖かい海に囲まれており、海洋の影響を強く受ける。気候区分では亜熱帯海洋性気候に属し、高温・多湿という特徴がある。1 年を通じて気温があたたかく、真冬でも 10 度以下になることは滅多にない。1 年の平均気温は 23.1 度で、最高気温が 30 度をこえる日が年平均で 100 日以上になる年もある。那覇市では平均気温が 20 度をこえる月が、8 ヶ月も続くことがある。一年を通じて湿度が高く、月平均相対湿度は各場でも 70%弱、梅雨時期には 80%以上に達する。沖縄県は降水量も多く、5 月から 9 月にかけては、梅雨や台風の影響で雨が多く降る。また、沖縄県といえば台風というほど、年間の台風接近数は多い。南の海上で発生した台風は日本の中でも沖縄県をめがけて進むものが多く、海水温が高いため勢力を保ったまま、もしくは発達して接近してくるため、大きな被害が出ることもある。

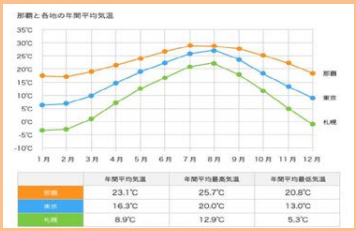

	年間平均気温	年間平均最高気温	年間平均最低気温
那覇	23.1℃	25.7℃	20.8℃
東京	16.3℃	20.0℃	13.0℃
札幌	8.9℃	12.9℃	5.3℃

図１　那覇と各地の年間平均気温
http://www.tabirai.net/sightseeing/okinawa/info/about/weather.aspx

伝統的な民家

沖縄県は年間平均気温が高く、常に海から湿った風が吹きつける。そのため玄関やベランダだけでなく廊下にも大きな窓を設けて家全体に風が通るようになっている。また台風も多く耐久性も必要になるため、屋根瓦を漆喰でしっかりと固定して屋根や建物を重くすることで吹き飛ばされないようにしている。さらに家の周りに屋敷林や石垣を巡らせ、強風で煽られないようにしている。

フクギの木

強風に耐えるための屋敷林がこのフクギである。家の周りを取り囲むようにフクギの木を植える。フクギは高さが 15 メートルにもなり、まっすぐに育ち、固い幹や分厚い葉を持つ。葉が厚く、幹もしっかりしていることから防風林としての役割だけでなく、防潮林、防砂林、防火林としての役割もある。また、家の風通しを良くするため間口を大きくしている母屋の目隠しとしてや、魔除けの役割ももっている。那覇の都市部では見られなくなったが、備瀬のフクギ並木や久米島のチュラフクギなどは現在でも見られる場所として有名である。

図２　備瀬のフクギ並木

ヒンプン

家の正面に目隠しの塀があり、これをヒンプンという。琉球建築の民家における典型的な様式の一つで、間口を大きく開ける母屋と門との間に設けられる目隠しをいい、家の内と外の仕切りの役割を果たしている。また、ヒンプンはフクギのように防風壁としての役割もある。沖縄のマジムン（魔物）は直進しかできないといわれ、家の中に入ってこられないようにするために設けられた。素材は一枚石の他、石積みや生け垣、板垣や竹製などがある。

シーサー

沖縄県といえばシーサーというほど有名であり、多くの住居で屋根や門に飾られている。シーサーは 2 対で置くのが一般的で雄雌が存在している。口を開けている雄は右側で、沖縄の悪霊であるマジムンを追い払ったり噛みつき、口を閉じている雌は左側で幸福を呼び込み今ある幸せを逃さないという役割がある。屋根にいるシーサーは雄一対であり「家の守り神」として飾られている。屋根のシーサーの丁度真下に仏壇が置かれ、シーサーと先祖が共に家を守るという思いが込められている。シーサーが向いている方向にも意味があり、鬼門（邪気がやってくる道）の方角となる北東や、火伏せの方角である南、または家の門や突き当たりの道に向いている。

図３　屋根上のシーサーとブロック塀のヒンプン
http://blog.mco.ne.jp/blog/2012/05/29/

まとめ

沖縄県は気候的に気温・湿度が高く玄関やベランダ以外も間口を開き風通しを良くしている。しかし、沖縄県は台風も多いため、暴風雨から家を守る必要があり、家自体を重くし耐久性を上げ、周りを木や石垣で囲って対策している。気候に合わせた家の作りだけでなく家の守り神としてシーサーが置かれている。もともと中国から伝わってきた風水が沖縄県で独自に変化し、先祖と一緒になって家を守っていくという思いが込められている。沖縄県民の先祖を崇拝する民族性が見えてくるといえる。

参考文献　・沖縄ラボ https://okinawa-labo.com/okinawa-shisa-32218　・琉球建築の特徴 http://okilog.net/tradition_culture/entry140.html
・門番霊獣 http://spi-con.com/guardian-dog/　・沖縄県の気候 http://www.tabirai.net/sightseeing/okinawa/info/about/weather.aspx

人間学２沖縄諸島共生社会プロジェクト：自然環境と人間生活の持続的両立を考える！
～沖縄戦に関する施設を通して平和について考える～

沖縄戦に関する施設

第二次世界大戦で日本は1941年に真珠湾を攻撃し、太平洋戦争に突入していくこととなった。徐々に戦局が傾いていき沖縄は戦争の最前線にたたされることとなった。那覇市に空襲を受け、その後アメリカ軍は慶良間諸島に上陸し悲惨な地上戦である沖縄戦が始まってしまった。

● 対馬丸事件と対馬丸記念館

1944年に沖縄の児童などに県外に疎開するように指示がでた。これは沖縄での戦いが予想されており戦力とならない者を疎開させる必要があったからである。疎開船の１つであった対馬丸は貨物船でありながらも多くの子供たちを乗せ、8月21日に沖縄を出航した。しかし、対馬丸が通った海は既に17隻もの船が沈められていて戦場となっていた場所であった。そして、22日の夜の10時をすぎた頃に米潜水艦ボーフィン号の魚雷攻撃を受けた。夜中であったためほとんどの人が船に取り残されたままであった。また貨物船であったため子供たちの背丈では掴まることもできず多くの命が失われてしまった。海へ脱出した人も台風が接近していたこともあり、高波に呑まれてしまった。このように対馬丸事件では多くの犠牲者が出てしまう事となった。

対馬丸記念館はこの事件の犠牲者とへの鎮魂と今を生きている子供たちに平和の大切さ、尊さを教えていくために作られた施設である。また、対馬丸の子供たちのように夢や希望を奪われてしまうような同じ悲劇を繰り返してはいけないという思いを感じ、学ぶことがこの記念館の意義であると考える。現在の沖縄の子供たちは対馬丸の劇などで平和について考える活動を行っている。

出典：対馬丸記念館パンフレットより

● 陸海軍と沖縄戦に関する施設

沖縄戦において海軍と陸軍には大きな対応の違いがあった。それは海軍の大田司令が日本政府へ送った電報から読み解くことができる。

電報には現在の戦況、そして陸海軍が沖縄にやってきて以来、沖縄県民が最初から最後までとても尽くしてくれたということが書かれている。そして、大田司令官はこれ以上住民を巻き込むことはできないとして、北に留まることにした。これにより住民への被害を少なくした。この電報を打った後大田司令官は壕の中で自決した。

一方、陸軍は本土である鹿児島からなるべく離れるように南下していった。これは沖縄県の最北である辺野古岬からは鹿児島県である与論島が目視できることからも読み取れる。目視できるほど近い距離間であるということは米軍が本土へ簡単に侵入することができてしまうということである。このことから陸軍は南下して行くことで本土にアメリカ軍を行かせないという強い思いがあったことがわかる。そして、南下していく際にその場所にいた住民を巻き込みながら進んでいってしまった。これが住民への被害か拡大した原因であるといえる。そして陸軍の牛島司令官の自決により組織的戦闘は終了することとなる。

旧海軍司令部豪では沖縄戦で当時海軍が使用していた豪がそのまま残されていて、実際に入って歩くことができる。豪には多くの戦争の記憶が刻まれており、戦争について知り考えることのできる貴重な施設のひとつである。

また、沖縄戦の終焉の地である糸満市にある平和記念公園でも平和を発信していく場所となっている。平和記念公園には沖縄戦に関する様々な資料を収集・展示している「平和記念資料館」、沖縄戦の戦没者全員の名を刻んだ記念碑「平和の礎」、戦没者の鎮魂と平和を祈る「平和記念増」など様々な施設が設置されており世界の平和を祈り、平和の情報発信が行われている。

● 沖縄県民と沖縄戦に関する施設

沖縄戦が行われたことにより沖縄県民は多大な被害を受けることとなった。アメリカ軍からの攻撃、集団死、そして食糧不足からの飢えなど様々な要因に苦しみ多くの人が命を落とすこととなってしまった。

住民は日本軍を支えるために尽くした。ひめゆり学徒隊も日本軍に尽くした人たちであった。ひめゆり学徒隊は師範学校の女子生徒で学徒の戦争動員により軍隊へ協力することになり看護要員として戦争への参加を余儀なくされた。

ひめゆりの塔資料館では当時の戦争に対する教育の恐ろしさや一般の兵士でもない学生の身に起きてしまった悲惨な出来事から戦争の愚かさや命の大切さを知ることのできる施設である。

平和とは何か

これらの資料館を通して共通していることは「平和が永久に続くことを望んでいる」ということである。そして戦争という状態は平和であるとは言えないということである。そして過去に起きた悲惨な出来事があって今があり、そんな今の生活は決して当たり前のことではなく二度と戦争を起こしてはいけないということを伝えていくためにある。しかし、日本では終戦から70年がたち、当時を生きてきた方が亡くなられ、当時を経験された方が少なくなってきていて伝える人たちがいなくなってしまう。その現状の中で平和を維持し、伝え続けることが私たちには求められている。そのためにはまずは出来事や戦争経験者の思いなどを知ることが大切である。上記の施設から平和の必要性、維持することの重要さを知ることができる。そして世界ではまだ戦争を行っている場所もあり決して無関係なことではない。だからこそ当たり前にある今を守り続けるために平和について考えていく必要がある

参考文献：
沖縄市役所　http://www.city.okinawa.okinawa.jp/heiwanohi/2524/2526　沖縄県営平和記念公園　http://kouen.heiwa-irei-okinawa.jp/
対馬丸記念館　http://tsushimamaru.or.jp/　旧海軍司令部豪　http://kaigungou.ocvb.or.jp/shisetsu.html

人間学２沖縄諸島共生社会プロジェクト：自然環境と人間生活の持続的両立を考える！
～沖縄の伝統的な食文化とその変化～

琉球と呼ばれていた時代から、沖縄は中国や東南アジア、朝鮮、日本の本州、薩摩と行き来をしており、食文化もこれらの国々から大きな影響を受けました。沖縄では豚肉中心の料理が発達していきましたが、これは中国からの影響は強いと考えられています。他にも大阪から北前船でこんぶが輸入されていたことの名残で現在も昆布の消費量は全国上位です。また魚を捕ることはミクロネシアの人々から受け継がれてきたのではないかと考えられます。沖縄の料理のことを一般に沖縄料理と呼び、その中でも首里城の中で食べられていた「宮廷料理」と一般家庭で食べられていた「庶民料理」の二つに分けることができます。今回は「庶民料理」に注目する。貧しい生活の中から生まれた庶民料理は、多くの生活の知恵が組み込まれており、無駄を省き、栄養バランスも整った物でした。沖縄では現在でも食べ物のことを方言で「クスイムン」や「ヌチグスイ」と言います。これらは「薬」や「命の薬」と言った意味の言葉だそうです。元々、中国には薬膳の考えがあり食と医には深い関係があるとされていました。中国と関係のあった沖縄も同様の考えが広まり現在の健康志向に繋がっているのではないでしょうか。　参考文献「沖縄の歴史.jp okinawanorekishi.net/culture/okinawaryouri」

wshabees.hatenablog.com

ラフテー：沖縄の伝統的な豚肉料理の一つ。琉球王朝時代からの保存食でもあり、　１か月ほど保存がきく。中国料理の東坡肉と起源を同じくすると考えられており、東坡肉と同様に皮を剥がさずに豚肉を調理し、肉に皮が付いたまま食する。この点で鹿児島に伝わった、豚肉の皮を剥いで調理する角煮と異なる。名称は中国語に由来し、漢字では羅火腿と書きます。

チャンプルー：チャンプルーとは沖縄方言で「混ぜこぜにしたもの」というような意味があります。画像ではゴーヤを使用しているものを使っています、元々中国から入ってきたゴーヤには高い栄養価があります。又、その独特の苦み成分には整腸作用などがあり卵や豆腐と混ぜることで夏バテ対策にも成っています。チャンプルーに使われる豆腐は型崩れしにくい島豆腐が使われることが多いです。

https://www.kibun.co.jp/recipes/22

kokusai.ryutan.net/menu/m3/men

グルクンの唐揚げ：グルクンとは「沖縄県の魚」にも指定されている魚で、他の地方名としてアカムロ（高知）、メンタイ、アカメンタイ（和歌山）、チャムロ（三重）などもあり、標準和名ではタカサゴと呼ばれています。

沖縄料理の特徴：沖縄は気温が高いため食品が傷みやすく、冷凍・冷蔵技術が未発達の時代にはいかにして食料を長持ちさせるか、また鮮度の落ちた食材をどう安全に食べるかという点に主眼が置かれるようになりました。このため油を多量に用いて十分に加熱する調理法が主流となり、から揚げ、炒め煮、煮付けなどに代表される、油っぽく味の濃い「あじくーたー」と称される料理が沖縄県民共通の味覚となっていると考えられます。魚などとは逆に野菜類は年中青野菜が採れるため、寒い地方でよく見られる漬け物や干した野菜などの調理方法はあまり見られません。

戦後の食文化の変化：沖縄では気候・流通の事情から添加物を多く使った缶詰等の加工食品が好まれるようになりました。戦争直後の食糧不足の状況下で米軍の軍用食料から供出された豚肉の缶詰、ポークランチョンミートが一般に普及し、現在では代表的なチューリップやスパムをはじめとする輸入品だけではなく県産品も製造されるなど、大量に消費されるようになりました。もともと豚肉は身近な食材だったのと、市場では塩漬け（スーチキ）の豚ばら肉が売られていたため、受け容れられやすい素地はあったと考えられます。現在もスパムおにぎりなどは多くの人々に親しまれ商品としても販売されています。又、缶詰のビーフシチューやコンビーフハッシュ、キャンベルスープなども家庭の常備食として広く親しまれています。このように戦後の米国統治下では西洋の食文化も新たに加えられました。

https://matome.naver.jp

https://ponpare.jp/delivery/hokkaido/sapporo/

戦後に生まれたスパムおにぎり（左図）と加工食品のキャンベルスープ（右図）

まとめ

このように現在の沖縄の食文化は琉球の時代に他の国々から取り入れられた物を沖縄の土地や気候に合うように改良された沖縄料理に、戦後持ち込まれたアメリカの食文化や加工食品などが入り更に食の幅の広がったと考えられます。そのアメリカから持ち込まれた西洋の食文化も沖縄の風土に合う物が残って今に至ります。また米食文化の移入として肉の消費が増え沖縄は日本でケンタッキーフライドチキンの消費量が一位というデータもあります。沖縄は日本の中では珍しい年間を通して気温が高い地域です。その沖縄で発達した食文化には食材の鮮度を考えた調理法や砂糖（黒糖）を使って煮るなどする保存に優れた調理法があり、食事から日々の健康を守る医食同源の考えがあります。沖縄で料理を食べる機会があれば、ぜひその料理の意味を考えてみて下さい。

環境保全演習Ａ西表：西表島の貴重な自然と環境保全を考える！
～西表の特徴的な自然環境をみる～

西表島の概要

西表島は面積 284.4 ㎢、周囲がおよそ 130km の島で、沖縄県内では沖縄本島に次いで 2 番目に大きい島である。年間平均気温は 23.3℃と温暖で亜熱帯海洋性気候に属し、年間平均湿度は 82%と非常に高い。1972 年に日本で 24 番目の国立公園「西表国立公園」に指定され、2007 年の拡張で「西表石垣国立公園」と改称されている。亜熱帯の森林が島の約 90%を覆っており、約 8 割は国有林である。特別天然記念物のカンムリワシ、イリオモテヤマネコのような固有種をはじめ、多種多様の起床な動植物が生息し、「東洋のガラパゴス」とも呼ばれている。

図 1　西表島の航空写真
https://www.google.com/maps/place/西表島

西表島が誇るマングローブ林

マングローブとは

マングローブとはある植物の固有名称ではなく、熱帯や亜熱帯地方の海岸、入江、河口泥湿地で、満潮時に海水に浸る場所に生育している樹木類の総称である。特殊な環境に生育するため、一般の植物とは異なった形質を備えている。葉の表面は水分の蒸発を防ぎ、細胞の浸透圧も高い構造となっている。

日本最大規模のマングローブ林

原子の姿をそのまま残す仲間川は全長約 17.5km、マングローブ林の広さは約 158ha で、マングローブ構成種数とも日本最大の規模を誇っている。川から内陸に向け順に種ごとに配列するマングローブ林は熱帯のものに匹敵し、短い川の距離に配列している様子は世界的にも珍しい。

仲間川は 3 つの国の天然保護区域に指定されている。

① 保護すべき天然記念物に富んだ区域として文化庁仲間川天然保護区域
② 亜熱帯独特の原生的な天然林として林野庁森林生態系保護地域保存地区
③ 亜熱帯を特徴づける自然として環境省西表石垣国立公園特別地域

図 2　仲間川のマングローブ林
https://yamap.co.jp/sp/activity/2595344

マングローブ林の特徴

マングローブ植物の一番の特徴は根の形であると言える。マングローブ植物の根は板のようだったり、膝のような形をしていたり、たこ足の様になっていたりとさまざまである。また、マングローブの根は地上に姿を表している。満潮時に冠水してしまうような場所では、根が呼吸するための酸素がほとんど無くなってしまう。そのため、マングローブは根を地上にのぞかせ、大気中から酸素を得ている。また、不安定な底泥で幹を支えるのに適している。

マングローブは落葉やそれを餌とする生物たちの排泄物などによって、栄養分が豊富であり生物の生息場所や餌場となっている。

図 3　マングローブの根（支柱根）
https://okinawakayak.jp/helpful/highlight/mangrovehijagawa/

マングローブ林の現状

自然豊かな西表島の観光地として、二大河川の仲間川、裏内川での動力船による遊覧が主体になり、石垣からの日帰りツアーの観光客の殆どがどちらかの観光船に乗船する状態にある。動力船での遊覧が中心となっていて、運行回数が多くなったことから、動力船が引き起こす曳き波によってマングローブの根や土が削られる。それがなんども続くとマングローブが不安定になり、台風などの時に耐えきれずに倒れてしまうなどの問題が発生している。

図 4　倒れたマングローブ
http://www.offeco.com/mondai2.htm

まとめ

このように特徴的な植物群落を有する西表島であるが、現在は観光客が多くそれに伴いマングローブ林を見るための観光船なども多く出ている。マングローブ林にある種は根が地上に出ているため、動力船のように波を立てながら進むと下の土が波によってえぐられてしまう。実際に倒れてしまっていたものをいくつも見ることができた。動力船を運営している側は、エコツーリズムとして運営されている。その運営側が環境破壊の原因をつくっていることを理解しなければならない。自然を守っていくためにも運航方法や運営方法を改善していかなければならないといえる。

参考文献　・西表の環境問題 http://www.offeco.com/mondai2.htm　・西表島 http://www.ducktours.jp/about-iriomote
・マングローブ https://okinawa-kayak.jp/helpful/highlight/mangrovehijagawa/

環境保全演習Ａ西表：西表島の貴重な自然と環境保全を考える！
～西表島の『食』について～

はじめに…
　西表島は、自然が豊かであることから山や川、海から食材を調達して生活している。海に囲まれていることから漁による魚の捕獲が多く、一般的に魚からタンパク質を□補給するため多く食べられている。しかし、山からのタンパク質を補給することもあり、山からはリュウキュウイノシシを捕獲して食べられているが、自然との共存から決まった数だけ一定の猟期に捕獲している。魚が豊富に取れるが、生魚は保存に適していないため、日持ちするように練り物、つまり、かまぼこなどにして保存させていた。他にも西表島では古代米の赤米や黒米などビタミンやミネラルを多く含んだ稲を栽培している。このように西表島では本土ではあまり見ることのできない食材や料理が多い。

～西表の主な料理・食材～

・パパイヤ
草本性の常緑果樹で、熱帯中央アメリカから伝わった。民家の庭に 1.2 本植えられている。野菜として利用されることが多く、島では、野菜用や漬物用として消費されている。サラダなどにして食べることが一般的だが、西表島では魚の刺身のつまとして利用されることもある。

図 1　パパイヤ

・シークァーサー
沖縄や西表島を中心に原生する柑橘系の小さな実とトカラ列島から台湾まで分布している。
日本では水はけのよい石灰岩帯に分布。西表島は石灰岩の地層でできているため、生育の環境に適している。
ジュースや様々な島の料理に使用されることが多い。

・グルクン
　南日本の太平洋側に分布
フエダイ科の海水魚で、沖縄や西表島で多く漁が行われる代表的な魚
かまぼこの原料にもされている。骨が小さいためから揚げにすることが多い

図 2　グルクンのから揚げとシークァーサー

・チキアギ
沖縄地方では揚げかまぼこのことを指し、これが一般的なさつま揚げの原型となっている。

図 3　イノシシ猟罠

～イノシシ猟～
　ハネ罠猟と呼ばれ、1935～1940 年頃に台湾人より導入された。仕掛けの方法は、
獣道に直径約 15ｃｍ、深さ約 20ｃｍの穴を掘り、穴の端に竹を打ち込む。
しならせた時に元に戻ろうとはね上げる力のある耐久力のあるハネ木を地面に垂直に差し、ワイヤーを括り付ける。打ち込まれた竹にニンギョウと言われるハネ木が跳ね上がるようになる仕掛けを固定する。
イノシシが踏み込むとニンギョウが作動するようにし、仕掛けの上に木の葉や土を被せる。
イノシシが穴に踏み込むと、ハネ木が弾けて、ワイヤーがイノシシの脚に絡むことで捕獲される。

まとめ・・・
西表島は、自然に囲まれた環境であることから、現地で採れたものをその地域で消費するという「地産地消」の形を多く取り込み生活している。現在日本は食料自給率の向上を目指しているが、この動きに繋がるのは、実際に、島にある物で道具を作り、島にある食材を必要な時に必要な量だけ取り調理をするということを実践している西表島だけなので国全体でこのような地産地消の活動を取らなければ向上には繋がらないと考える。また、離島でありながらもこのような活動が行われる以前から行われているとことが西表島特有の食文化となったと考えられる。

［参考文献］
図1　https://www.matuno.co.jp/vegeful/category/journal04/6127.html
図2　http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1701/spe2_01.html
図3　http://www.geocities.jp/like_acoconut/kamai.html
「沖縄の食材・料理」　仲本玲子　光文堂印刷株式会社　2003年1月10日
http://ffpsc.agr.kyushu-u.ac.jp/kfs/kfr/60/bin090514191100009.pdf#search=%27%E3%82%A4%E3%83%8E%E3%82%B7%E3%82%B7%E7%8B%A9%E3%82%8A+%E8%A5%BF%E8%A1%A8+%E8%BE%B2%E6%9E%97%E6%B0%B4%E7%94%A3%E7%9C%81%27

環境保全演習Ａ西表：西表島の貴重な自然と環境保全を考える！
～西表島の貴重な食文化～

～初めに～

西表島には、独自の貴重な文化がたくさんある。例えば、祭礼でいうとアカマタ・クロマタ・シロマタという秘祭がある。伝統工芸品でいうとミンサー織もある。このように西表島には多くの伝統文化があるが、今回の研修で自分が1番興味を持ったのは、食文化の部分のカマイ（琉球イノシシ）の狩猟である。そこで、西表島でのイノシシの狩猟の文化と自然の保全について考察してみる。

琉球イノシシの生態や食べられ方

okinawa-kaeru.ne 引用

琉球イノシシの生態	リュウキュウイノシシは奄美大島や加計呂麻島、徳之島などの奄美諸島から、沖縄本島、石垣島、西表島などの沖縄諸島にかけて分布している固有亜種。
	雑食性で基本的には何でも食べるが、多くは植物質のものを食べます。ブナの果実であるドングリや栗の実、キノコ、柔らかい植物の新芽や根などを好んで食べる。
	大きくても体重は80kg程度です。体長はニホンイノシシが140cm～170cm前後ですが、リュウキュウイノシシの体長は80～140cm程度です。いずれも、オスの方がメスよりも体が大きい。
	嗅覚が非常に優れており、イヌの嗅覚に匹敵するといわれています。一方で、視力は弱く、人間でいうところの0.1を下回る程度であり、敵や餌の発見は嗅覚・聴覚に頼っているようです。
西表島での加工や食べられ方	取った猟師自ら、解体し加工するため、あまり市場にでまわることはない。また、猟師によって加工の方法は異なる。
	また、西表にいる琉球イノシシはブタや他のイノシシと交わっていないため、西表での食し方も独特であり、その他の地域では確保した肉を焼いたり、牡丹鍋といった形で煮たりする調理法を取っていまが、純血で菌が少ないため、生で食べる文化が根付いています。この食し方は、西表島特有の食べ方になっているが、臭みもまったく無く、赤ピンクの肉色は綺麗で、はじめて食べる人でも比較的安心できる。
	西表島の一部の地域では今でもカマイが獲れると、近所の人が集まって宴会が開かれます。 昔はごはんを、今は酒を持参してカマイを獲った人の家に集まり、肉を食べます。 この日は三線を引いてはいけない、帰るときにはご馳走様と言ってはいけない等昔からのタブーや決まりごとがあります。

琉球イノシシの狩りや環境への影響

choujuhigai.com 引用

狩りの方法

現代では、はね罠猟がメインになっているため、以下にハネ罠の猟のやり方をまとめる。罠を仕掛けるには，はね木，竹，ニンギョウ，ツメ，さし木，　ワイヤーの６個の部品を使う。仕掛けの方法は，まず獣道に直径約１５cm，深さ約２０cm の穴を 掘り，穴の端に竹を打ち込む。次に，はね木を地面に垂直に差し，　はね木にワイヤー（長さ約１m，両端に輪を作る）をくくり付け、はね木の先端部をツメの針金で縛る。打ち込まれた竹にニンギョ　ウを差し込み，ツメで竹とニンギョウを固定し，約２　cm　の間隔でさし木を穴の中に差し込み，木の葉を置きその上から土を薄く　覆い被せる。イノシシが穴に踏み込むと，はね木がはじけ，ワイ　ヤーがイノシシの足にからみ捕獲される。罠の仕掛けが単純であり，仕掛けの　材料の調達が容易で道具も軽量で，森林の奥まで入ることができる。

環境への影響

ハネ罠はワイヤー以外は全て自然の物を使用しており、知恵を活かしながら琉球イノシシを捕らえているので環境への被害は少ない。

また、西表島では、狩猟範囲の決め方は独特で、ほとんどが国有林になっている為、個人の山は無く通常ではなかなか割り振ることができなく、しかし、国有林として定める遥か以前からの生きる営みであるため、代々、親から子へ、子から子へと受け継がれてきた。その為、単に狩猟の資格があるからといって、勝手に山で猟をすることは許されない。このように自然のものを使って道具を調達すること、乱獲を防ぐため、狩猟方法の技術も師弟関係のみで伝えられ、許可を持った人だけが捕獲できないようになっている。

～まとめ～

琉球イノシシの狩りのように人間と自然の両立のバランスは難しいと思われる。しかし、我々人間とイノシシを初めとする他の動物たちは自然の中で生かされている一員であり、お互いが共存できるような恒常性を保つこのような狩猟方法がとられていることは非常に貴重で且つ重要なことであると思われる。沖縄では独自の方法で自然の中の物を活用しつつ伝統の狩りを行っており、我々が自然から分け与えられたものを使用し、動物を敬いながら共に生きるという様式を取っている。このように私たちも自然の中の一部だということを忘れてはならない。

http://ffpsc.agr.kyushu-u.ac.jp/kfs/kfr/60/bin090514191100009.pdf
西表島における森林植物とイノシシ猟について

環境保全演習Ａ西表：西表島の貴重な自然と環境保全を考える！
～西表島の炭鉱業とマラリア被害の歴史～

西表の炭鉱

西表島では、明治初期からはじめられた炭鉱の歴史があります。炭鉱は内離島と西表島北西部の仲良川河口部や浦内川流域に多く分布していました。江戸時代末期から炭鉱の存在は噂されていたので、明治に入りその調査が行われ、炭鉱開発が行われるようになりました。1886 年、三井物産会社は西表島西部や内離地区で炭鉱採掘を開始しました。囚人 200 余を集めて採掘を始めましたが、西表島ではマラリアが蔓延していたため、3 年間で 100 余名の死者を出し、残りの人たちもマラリアに罹患。そのため 1889 年には事業を中止しました。1891 年、大倉組などいくつかの企業が開発に手掛けましたがすぐに撤退。1906 年、その後、沖縄炭礦や琉球炭礦によって炭鉱採掘を再開し日露戦争や第一次世界大戦の高景気にのって、炭鉱の運営に成功しています。その後、大正末期から昭和初期にかけて、西表島西部や内離地区に西表炭坑が開かれ、最盛期には 1400 名もいたといいます。戦争が進んでいくと、一旦中断されたが、戦後は米軍統治下により再開し 1960 年時代にともない休止しました。

なぜ西表島で石炭を掘るのか?

西表島は約 1500 万年前に海中から隆起した大陸の一部で、第三紀中新世に堆積した八重山層群と呼ばれる砂岩や頁岩の地層からなっています。この地層の間に厚さ 20cm から 100cm の石炭層が 3 枚ほど挟まれていて、特に内離島夾炭部層と呼ばれ、仲良湾周辺及び浦内川周辺に多くあります。この石炭の層は比較的浅い場所にあるので採掘が容易であったので、戦時中など急いで石炭が必要なときにすぐに掘ることができた為、西表島では炭鉱業が行われていました。

宇多良炭鉱跡

宇多良炭鉱は西表島炭鉱のうちの一つで浦内川流域にあった炭鉱です。1935 年から開発し、採掘が開始された。採掘により、当時の浦内の集落ができました。西表にある他の炭鉱では「圧政炭鉱」と呼ばれるほど厳しい労働をさせていましたが、宇多良炭鉱では４００名収容する独身寮や、売店、映画を上映する娯楽施設、診療施設や大浴場などもあり衛生面も良かったためマラリア感染率も他の炭鉱より圧倒的に低く、労働環境良かったといいます。しかし、戦争時代には労働条件も過酷になり、1943 年には休止状態になりました。現在は近代化遺産群に登録されており、レンガ作りの柱に樹木が絡まっている様子（左図）や当時のまま捨てられた道具を見ることができます。

マラリアとは

マラリアとは亜熱帯・熱帯地域を中心に感染者数が多く、世界的に重要な原虫感染症です。蚊によって媒介されたマラリア原虫が体内に侵入することで発病し、高熱や頭痛、吐き気などの症状を引き起こし脳マラリア（原虫に寄生された赤血球の表面に形成された突起が、血管内皮に固着し血流を阻害することで発症）による意識障害や腎不全などによって死亡する病気です。西表島では第二次世界大戦時に沖縄の人々が西表島への疎開することがありました。不衛生で蚊よけもできない状況の中、マラリアは猛威を振るい住民の多くが命を落としました。後にこれを戦争マラリアと呼んでいます。西表島では 1961 年にマラリアが撲滅されましたが、現在から 60 年前にはまだ西表島ではマラリアという病気があったのです。（左図マラリア原虫　右図ハマダラカ）

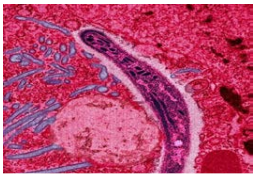

https://sandwalk.blogspot.com/

https://ja.wikipedia.org/wiki/

まとめ

西表島は比較的近年に開発が進められ近代化してきた島です。炭鉱業は明治時代では、西表島にある貴重な資源の石炭を採る為に行われてきました。マラリアの被害などで何度も中断があったが炭鉱業は第二次世界大戦まで続きました。また、第二次世界大戦中は疎開先としての利用もありましたが死者を多く出したこと、また戦争終了後はアメリカの統治下にあった為、沖縄が日本に返還されるまで殆ど開拓されることはありませんでした。マラリアが撲滅された頃にはエネルギー資源は石油へと移り変わり、西表島を開発する必要は無くなったのです。こうしたことから東洋のガラパゴスと呼ばれるほど野生の動植物が生息し自然の姿を保っていると考えられます。しかし、戦争マラリアや炭鉱業では多くの方がなくなったのも事実です。このようにネガティブなイメージを持つ宇多良炭鉱跡は近代化遺産として登録されていますが知っている人も少なく、訪れる人はあまり多くはありません。この宇多良炭鉱には西表島の近代化への歩みと、そこで多くの人が亡くなったという事実を知ることができます。豊かな自然の裏側にどういった背景があったのか、私はこの場所をより多くの人に知って貰いたいと思います。

参考文献：西表島の歴史 shimanosanpo.com/churajima01/iriomote00/rekishinen.htm
NIID 国立感染症研究所 https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/519-malaria.html

環境保全演習Ａ西表：西表島の貴重な自然と環境保全を考える！
～西表の環境の現状から環境保全の必要性を考える～

西表の現状

● 星砂海岸の現状

よくお土産などで見かける星砂が集まる星砂海岸。星砂はきれいな星の形をしていることから観光地としての需要がとても増えてきた。このことにより環境に影響が出てしまっている。この星砂とは砂ではなく有孔虫の殻が蓄積したものである。そのため脆く、崩れやすいため人が歩くことにより簡単に星の形が崩れてしまう。実際に行き観察すると形が整っているものは少なく崩れてしまっていると感じた。

● 月が浜リゾート開発現場の現状

リゾートホテルホテルニラカナイはとても大きく、そして海のすぐ近くに建てられている。海岸にあったごみのラベルを見ると様々な国の言語のもので流れ着いたことがわかる。このような目に見えて大きなごみは観光者向けに掃除されていたのか同じく西表にある南風見浜という海岸よりはゴミが少なく感じた。しかし、小さなプラスチックゴミなどはやはりまだ残っている。また、ホテルの開発のため森林を伐採したことによる浸食が深刻であり根がむき出しになり倒れてしまうなどの問題が発生している。

● 浦内川流域の現状

浦内川にはたくさんの種類のマングローブが存在している。マングローブは防波堤としての機能や根にはプランクトンがたまりやすく多くの生物の住処となっている。

この浦内川を渡るための手段として遊覧船があり手軽に景色を見ながら川をわたることができる。遊覧船はエンジンで動いていてとても大きな波を立てていた。そしてその波がマングローブの根の砂を削っている。観光客の増加によりそれが一日に何往復もしているため大きく砂が削られることとなり問題になっている。実際に川を見ると倒れたマングローブが目立っていた。

● サンゴの現状

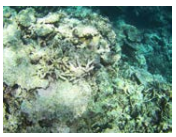

2016年に海水の温度の上昇してしまったためたくさんのサンゴが白化し死滅したが2年間でサンゴが戻り始めていると聞いていた。しかし、実際に観察して私が考えていたよりもはるかに白化及び死滅した状況が戻っていなかった。そして元に戻るまでにとても多くの時間が必要であることが分かった。

西表・石垣島（先島諸島）の取り組み

● しらほ珊瑚村ビジターセンターとＷＷＦの取り組み

WWFとは世界自然保護基金のことを指し、絶滅の恐れのある野生生物を救うことを目的として活動している。野生生物が生きている場所である森や海、草原、湿地など様々な自然環境を守るための活動が行われている。また、この施設は「サンゴの海を守りたい」という強い思いから寄付や募金でつくられたものである。サンゴを守るための取り組みとして調査研究、普及啓発、そして環境教育などの環境保全に関する活動を行っている。

● 西表野生生物保護センター

イリオモテヤマネコをはじめとする西表島の貴重な野生生物が人間と共存していけるよう調査研究して保護していくための拠点として設置された。具体的な事業としてはイリオモテヤマネコの生息状況の把握、監視、生活に必要な環境条件の維持・改善および交通事故の防止対策である。また、希少野生植物種の調査研究、西表島の自然についての展示解説、西表島の自然保護のための普及を行っている。また、イリオモテヤマネコを含む西表の自然の発信やイリオモテヤマネコの目撃情報をまとめ運転注意マップを掲載するなどの取り組み及び対策が行われている。

環境保全の必要性を考える

島の生活は自然とともにあり密接にかかわっていた。従来から住む人々の生活様式は自然と共存するものであったからである。しかし、この密接な関係は人間のライフスタイルとともに崩れてしまってきていて環境保全と両立させていくことは難しいといえる。しかし、環境保全は必要であると私は考える。なぜなら当たり前にあった環境が失われていくことを問題視しなくていいことであると思えないからである。イリオモテヤマネコなどのその地域の生物や美しいサンゴの景色、お土産で売られている星砂などが気づいたころにはなくなっているかもしれない。だからこそ環境問題は他人事ではなく誰もが抱えなくてはならない問題であると考える。
何かしたいが行動に移す時間と体力がなくてもWWFなどの団体に思いを寄付することや日常の中でできることから取り組むことが大切であると思う。そして一人一人の行動がとても大切であると考える。わたしはこのポスターをみて危機感を感じて「何かできることはないか」と思ってくれる人がいるかもしれないと考えている。そしてこのように外部に情報を発信するこの活動もできることの一つであると考える。

参考文献：
WWFジャパン　https://www.wwf.or.jp/　西表野生生物保護センター　http://iwcc.a.la9.jp/

環境保全演習Ａ西表：西表島の貴重な自然と環境保全を考える！
～環境保全と持続可能な観光業～

西表島の産業

西表島は沖縄本島に次いで２番目に大きい島であり、島の約 90%が亜熱帯のジャングルになっている自然豊かな場所である。その西表島で産業となっているのは農業、水産業、畜産業、観光業の４つである。農業は主にサトウキビ、水稲、野菜類、パインアップルなどの熱帯果樹生産である。畜産業は亜熱帯の自然を活かした周年放牧が可能であるため、低コストでの肉用牛生産を行っている。水産業は周囲を海に囲まれている事に加え、発達したサンゴ礁は好漁場となっている。そして何より西表島一番の産業は豊かな自然を活かした観光業である。西表島は海を挟んで島が点在しているため島の生き物たちは隔絶された状態にあり、亜熱帯気候ならではの原生林やマングローブ、イリオモテヤマネコやカンムリワシといった固有種や珍種が多く残る自然の宝庫となっているのである。この豊かな自然を活かした観光業が西表島にとって欠かせない産業となっているのである。

観光業の具体例と問題点

カヌー・遊覧船

マングローブが発達する川ではカヌーや遊覧船に乗って探索するツアーやアクティビティを行っており、間近に亜熱帯気候ならではの自然を感じることができる体験はとても人気である。

カヌー・遊覧船の問題点

遊覧船の通ったあとに起きる波がマングローブの根にかかって根元の砂を削り、侵食が起こるため、マングローブへの悪影響が考えられる。カヌーなどは大きな波はできないため、スクリューが原因である。ある程度なら影響はないが、観光客増加に伴い便が多くなると、その分影響が大きくなることが考えられる。

トレッキング

西表島には平地が少なくジャングルの中には多くの川や滝があり、人気の観光スポットとなっている。実際に歩いて自然を感じながら行うトレッキングは原生林が多く残る西表島ならではである。

トレッキングの問題点

トレッキングで山を登る通り道は、多くの人が歩くことによって大きな岩が剥き出しになっており、赤土の岩石が歩いたところに沿って削れてしまうのである。また、土が固まり水の通り道になることでさらに削られてしまい、赤土の流出による水質の悪化や登山道の危険性が増すことにより、使用できなくなる可能性がある。

磯遊び

磯遊びのできる人気の海岸として星砂海岸がある。星砂は、有孔虫の死骸である骨格がまるで星のような形をしていることから呼ばれるようになったものであり、珍しい砂浜となっている。

星砂海岸の問題点

星砂はその珍しさから観光客によって多く持ち帰られてしまうことや、多くの人が海岸に足を踏み入れてしまうことによって、綺麗な形を留めた星砂が非常に少なくなっている。星砂は有名で、観光の目玉としているもののひとつであるため、資源の保全と持続的な観光にするためには対策が必要である。

貴重な野生生物たちへの問題

島内での移動手段はほとんどが車であり、インフラストラクチャーで道路整備が行われ、アクティビティを楽しむため島内をまわる観光客の移動手段としてレンタカーが用いられる。しかしその際に車による交通事故での被害が多発し、イリオモテヤマネコをはじめとする貴重な野生生物の減少や、観光客増加に伴い西表島の生態系を十分に理解しない観光客から外来生物や病原菌が持ち込まれることで、生態系への影響が心配される。

保全と観光の両立

元々島で生活している人々がそのまま生活していれば変わらなかった自然が大きく変化してしまったのは、文明の発展と島ならではの自然が観光地となり、観光業を行うことで島の経済が豊かになるというメリットがあったからである。しかし、現在の観光業の状態は野生動物の減少や森の侵食など多くの問題が出てきているが、稼ぎの良い観光業は島民にとって欠かせないもので、島民の重要な仕事となっているため観光業をやめるというわけにはいかない。しかし、ここで自然環境保全のために強く制限をかけると、今までの島の生活のやり方が出来なくなってしまい、島の生活というものが失われてしまう。逆に観光を重視すると観光の対象としている自然自体を破壊してしまうことになってしまう。この２つを両立するためエコツーリズムなどが行われているが、両立を試みているものであってもツアーやガイドの増加が、マングローブなど自然へ影響を及ぼしてしまい問題となっている。そのため両立を目指すためには自然を無視した仕事をしないようにする仕組みづくりが必要であると考える。観光業に大きく影響が出ない程度の保全ルールを徹底、金目当てだけの業者や新規業者の制限、既存の業者に対しても審査委準の見直しや許可制にするなどの対策をし、ポスターや看板などの島内外に自然保護を訴える広報を継続するのに加えて、入島者に対してレクチャーやガイドラインの説明、受講を義務化することで、観光の広報の際も豊かな自然や景色、めずらしい動植物だけを伝えるのではなく、この自然の重要性や大切さを織り交ぜて伝えていく事が必要であると考える。

〔2018年度学部等研究教育補助金等報告〕

湘南里川づくり地域共生プロジェクト：2018年度概要

～流域活動団体連携コース：金目川水系の今後～

藤野 裕弘[*1]・日比 慶久[*2]・落合 由紀子[*3]

1．はじめに

人類社会の持続的存続には，環境問題を広い視野から考え，問題の解決に向けて行動できる人材の育成が必要である。そのような人材育成には，人文・社会・自然科学の垣根を越えた学際的で実践的な教育プログラムの構築が極めて重要となる。その中でも実践的な環境教育への期待は大きく，2000年には国連における日本主導の「持続可能な開発のための教育の10年」がスタートし[1)]，日本では環境教育の推進を目的とした「環境保全活動・環境教育推進法」が2003年に成立した[2)]。

東海大学では，環境分野における学際的な人材の育成とその成果を，地域社会に還元することを目的の一つとした環境憲章を1997年に発表している[3)]。また，教養学部では，広い視野を持った人材育成を目的に，学部共通科目を段階的に履修させ，実践系科目に結び付ける共通領域を構築している。さらに，教養学部人間環境学科では，自然科学系と人文・社会科学系カリキュラムを融合させた人間環境領域（総合環境科学系）を構築し，人間環境に関わる様々な問題を，人文・社会・自然科学の枠にとらわれない広い視野から考え，問題解決に向けて行動できる人材の育成を目的に，実践的な環境教育プログラムを実施している[4, 5)]。この特徴的な環境教育プログラムは，2011年度の日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言の中で引用されるに至っている[6)]。こうした背景のもと，我々は，様々な体験型環境教育プログラムを実施してきた[7-45)]。この湘南里川づくり地域共生プロジェクトは，2012年度から実施している[46-54)]。

今回は，教養学部共通実践科目である人間学２「湘南里川づくり地域共生プロジェクト：流域活動団体連携コース」の2019年度実施概要について報告する。

受理日2019年11月27日
＊１教養学部人間環境学科自然環境課程　＊２現代教養センター　＊３教養学部人間環境学科社会環境課程

2．目的及び実施概要と結果

「湘南里川づくり」は，湘南地域のふるさとの川である金目川水系流域の自然や文化，くらしを地域の貴重な財産として次世代を担う子どもたちに引き継いでいくために，市民（湘南里川見守り隊）と行政の協働により河川等の保全・活用に取り組む活動のことである。本プロジェクトは，流域団体の活動をネットワーク化し，「湘南里川づくり」を流域全体に広めるこの活動と連携する。学生は，それら流域団体の連携を図る目的で実施する「湘南里川づくりフォーラム」に企画段階から参加し，実際にフォーラムの運営に携わる。

具体的には，履修学生が，「湘南里川フォーラム2019」の企画・運営に参加する。学生は，湘南里川づくりみんなの会のフォーラム担当幹事と複数回の企画打合せを行い，表１のプログラム概要を取りまとめた。その後，担当割に従い準備を進め，２月３日（日）にフォーラムを実施した。参考として，学生が企画作成した広報用ポスターを図１に示す。

実施当日の一般参加者は85名であった。午前の基調講演は内田佳美氏（奈川県自然環境保全センター主任研究員）が担当したが，その様子（図２）と内容は基調講演概要にまとめた。また，分科会の様子他（図３～10）は，分科会概要にまとめた。当日は，参加者のうち58名からアンケートを回収し，その集計結果の一部は，表２にまとめた。

表１　湘南里川フォーラム2019実施プログラム

湘南里川づくりフォーラム２０１９
～ 金目川水系の今後 ～

日時：２０１９年2月3日（日）１０：００～１６：００（９：３０開場）
会場：東海大学湘南校舎　１３号館２０１教室（分科会は２０１・２０２・２０４教室）

プログラム

司会進行　湘南里川づくりみんなの会副会長　小巻 慎吾

☆　開会のご挨拶　　湘南里川づくりみんなの会会長　　藤野 裕弘

☆　基調講演　　神奈川県自然環境保全センター　主任研究員　内田佳美　氏　「丹沢の水源林再生」

☆　分科会　　１１：２０～１２：５０（分科会ごとに終了）

分科会Ⅰ「金目川水系の生物多様性保全について」　（１３－２０１教室）

分科会Ⅱ「地域で活動する市民団体への若者世代の参加に向けて（学生企画）」（１３－２０２教室）

分科会Ⅲ「大学と地域の連携について～大学には何ができるのか～（学生企画）」（１３－２０４教室）

休憩　　１２：５０～（ポスターセッション）　※食堂（8号館１階）がご利用できます

☆　全体会議　　分科会成果報告１４：００～１４：３０　　全体意見交換１４：３０～１６：００（終了後閉会）

主催：湘南里川づくりみんなの会（流域の環境保全活動団体等・平塚市・秦野市・伊勢原市・神奈川県）
共催：ＮＰＯ法人東海大学地域環境ネットワーク・
東海大学大学院人間環境学研究科・東海大学人間環境学科自然環境課程

図１　学生が作成した広報用ポスター

３．基調講演概要（内田 佳美氏）テーマ：丹沢の水源林再生

神奈川県自然環境保全センターは，丹沢山地をはじめとした自然環境の保全・再生を目指す機構である。主な業務分野として「自然公園管理，整備」「自然保護普及啓発」「野生動物保護管理」「県営林管理，木材生産」「企画，試験研究」などである。

①丹沢の水資林の昔と今〜水源涵養機能評価の観点から〜

丹沢には様々な水源林が存在し，標高や人間活動によって存在する水源林も変わってくる。丹沢山地の水源林は，主に相模川，酒匂川の上流域にあり，金目川水系は表丹沢の一部である。水源林の多面的機能として，水源涵養や生物多様性保全などがあり，他にも生態系サービスがある。現在では，豊かになった水源林も，かつての日本は森林利用が活発だったことから，貧弱な森林であり，山崩れも多発していたが，復旧対策と自然力によって，豊かさを取り戻した。しかしながら，近年では新たな問題が発生している。人工林の間伐遅れやシカによる採食などの影響から，森林生態系の要である土壌の流出・貧弱化，延いては“森林の質の低下，水源涵養機能の低下”にも繋がるという。そもそも森林土壌の役割とは，主に２つあり，１つ目は，

図２　基調講演の様子

水や養分を蓄えること，２つ目は，植物や動物の死骸を分解する微生物や土壌動物の住処になる環境を形成することである。上記に述べた問題に対する近年の対策として，定期的な人工林の間伐，シカの捕獲，植生保護柵の設置などが実施されており，これにより，下層植生の回復，土壌の保全につながり，結果的に水源涵養機能の維持向上に繋がる。

②近年の水源林の再生～対策による水源涵養機能への効果～

県の水源環境保全税による取り組みは平成19～38年の20年という期間で行われていて，将来にわたる良質な水の安定的確保ということが目的である。保全するための取り組みとして，水環境モニタリングを実施しており，大きな目的として，１つ目は，順応的管理の視点から，自然相手の管理は不確実性を伴うため，対策と並行して調査を行い検証・見直しながら施策を柔軟に推進すること，２つ目は，政策評価の観点から，事業実績だけでなく，成果（アウトカム）で評価することである。森林における対策の効果は１次的効果として，下層植生の回復，土壌保全効果があり，２次的効果として，水源涵養機能の維持効果に繋がった。下層植生の対策は，継続的なシカの捕獲などにより，下層植生が回復し，土壌侵食を発生させないことを調査により確認した。これにより，林床の被覆率の増加により，地表流流出率が減少した。被覆率が75％以上だと大雨でも雨水の90％以上が土壌に浸透する。

水源涵養機能の検証として，ヌタノ沢（西丹沢），貝沢（小仏山地），大洞沢（東丹沢），フチヂリ沢（箱根外輪山）の計４箇所で行った。この効果検証のねらいとして，地域ごとの水循環特性や，水源林の課題に応じた検証である。例えば，ヌタノ沢では，2000年代以降にシカが増え，下層植生が衰退してしまったという背景から，広葉樹林のシカ管理効果検証が行われた。方法として，対象流域法が利用された。これは，対策前，後，実施，非実施の状態を比較するという方法である。効果結果として，下層植生の回復により，水の濁りが減少傾向にあるという。※ 検証中。他にも洪水時流量の変化も検証中だが，現時点では，変化は見られないという。

まとめとして，水源環境保全税を活用した対策により，水源林の再生が進んでいる。これにより，水源涵養機能も改善傾向にあり，長期的な評価に向けて検証を継続中である。

4．分科会概要

分科会Ⅰ「金目川水系の生物多様性保全について」

コーディネーター：西岡哲（金目川水系流域ネットワーク）

最初に司会者から全体の方向性確認のため，生物多様性の定義，環境省の５つの基本戦略での「森・里・川・海のつながりを確保する」から流域で考えること，金目川の現状認識（以前よりきれいだが場所によりごみが散乱），スケール感を変えて考えてみることなどが提起された。それに続き，柳川氏から平塚市での生物多様性連絡協議会での取り組みの紹介が行われた。平塚市では2019～2021年の３年間協議会で活動し，2022年にアクションプランを策定する。そのために予算を1,200万円確保されたという報告があった。

司会者から，金目川の生物多様性は良い状態にあるのか，悪い状態なのかを質問したところ「良い」に挙手をした人は17名ほど，「悪い」と挙手をした人は13名ほどであった。しかしながら，「良い」と答えた人もすべてが良いわけではなく，「悪い」と答えた人もすべてが悪いと感じているわけではなかった。「良い」と答えた理由としては，葛葉峡谷のように生き物が豊かで雰囲気の良いところが残されている，以前は汚かったが今ではカワセミやハグロトンボが見られる，アユが増えたなどがあった。一方「悪い」という理由としてはコイが多い，アユがおいしくない，そんなに悪くはないがまだまだきれいになる余地があるなどがあった。アユがおいしくない理由は人工護岸が多く珪藻が付着するような大きな石が少ないのではないかとの意見が出された。また，議論するにもデータがないため比較できないという意見もあった。水質を見ることが多様性の指標になるという指摘があった。水質調査を長年行っている方からは，年による生き物の変化は少ないが高部屋付近の水質のきれいなところでは多様性が感じられるという感想があった（試しに渋田川のコイを食べたが美味しかった！）。

横浜ゴムではCSR（企業が果たすべき社会的責任）の中で生物多様性問題に取り組んでいて，川を守るための活動を続けてきている。川を守るために山を守らなければならないが，なぜ守るのか，どうしたら守れるかというシナリオ作りが必要である。耕作をやめた谷戸や，人が手をかけるのをやめた森林などでは，荒廃が進み竹林の拡大や，ヤマビルの生息域の拡大などの問題の指摘があった。私たちは人間が主人公であるという目線で自然を見ている。これに対して自然は手をかけて成り立っている。自然は煩わしいものだがうまく付き合っていくことが肝心で，その中で多様性をどう保全していくかが重要との意見が出された。

一方，人が守っているところは人工物できれいに囲まれている。ライフスタイルや価値観の変化が生物多様性にもかかわってくる。自然に手を付けないことが良いことではなく，人間のかかわりを考えたうえで，どのようなスケールで生物多様性を維持していくのか，何を求めて多様性を考えていくのか？　といった視点が重要になる。

また，外来種の問題については，外来種が悪いのではなく特定の生き物しか生育しない環境を作ってしまったことに問題がある。生き物が豊かな環境を次世代につなげていくことが大切，みんなが目を向ける，みんなで情報を出し合い見える化を行う。これらを集約して目標像の設

定，シナリオ作り，課題解決に向けて行政等と連携し，課題解決につなげていくことを通して循環型社会を作り上げていくことが求められている。

開催前の不安を払拭して予想を超える多くの意見を頂いた。参加者の皆さん，有難うございました。

分科会Ⅱ「地域で活動する市民団体への若者世代の参加に向けて」

○担当コーディネーター：加藤夕希・神谷颯・杉浦拓磨・高本瞳・眞野大地

（東海大学　教養学部人間環境学科学生）

地域で活動する市民団体は高齢化の現状があり，なかなか若者世代が参加してきていないという現状がある。そこで私たちはアンケートによる現状調査と，行政や市民団体の方にお話を聞くことにした。双方の意見や思いを集約し，なぜ若者世代と地域の市民団体との距離があるのか，どのようにすればその距離が埋められるのかをアンケートの回答結果から考察した。そこから，対応策や改善策を提案し，議論した。

―学生による発表―

まず，調査として「大学生」「高校生以下」「保護者」の３つに区分しそれぞれにアンケートへの回答をお願いし，回答総数は299件と多くの方にアンケートにご協力いただいた。また，神奈川県・秦野市・平塚市・伊勢原市・えのきの会の方にお話を聞き，一般の方，行政，市民団体の方たちの声を聞いた。そこから，なぜ若者世代の市民団体への参加につながらないかを検討した。

アンケートの回答で最も多かったのが，「情報がない」「知らない」などの回答であった。市民団体による活動やイベントなどへの認知度が低く，広報が上手くいっていないと考えられた。また，「知人に誘われれば参加する」という回答が50％を占め，口コミで広げていくのが一番の広報になると考えられた。

しかしながら，大学生世代は授業などで忙しい状況や，就職に伴って住む場所が変化することもあり安定せず，市民団体を継続していく立場になるのは難しいのではないかと考えられた。そこで，大学生世代よりも少し上の世代である子供を持ち地域に在住している保護者世代の参加が重要になってくるのではないかと考えられた。

―当日行われた議論―

当日は議題として，『小学生などのお子様を持つ保護者に向けて有効な広報とは』と『イベントや活動への参加者が継続して参加するには』の２つをあげた。議論が始まると，２つの議題を超えて多くの意見が飛び交う場となった。

広報についての意見として，「地域という部分を考える」，「ターゲットを小学生だけでなく色々な部分に当てたほうがいい」という意見が出された。他にも広報の方法として，回覧板や公民館にチラシを置く，学校のメール配信サービスでの一斉メールなど情報発信する方法は多くあり，情報を広く広めることに関してはSNSも効果的であるという話であった。しかしな

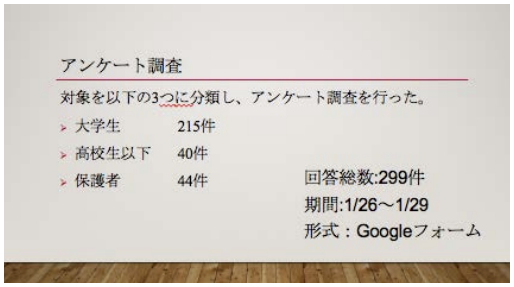

図3　学生発表のスライド①（一部）

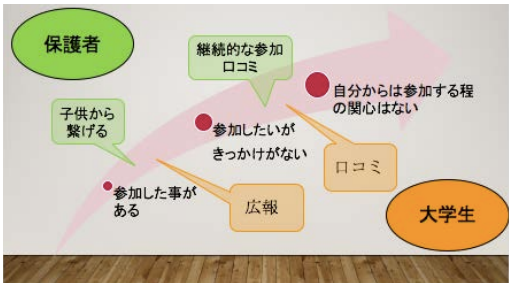

図4　学生発表のスライド②（一部）

図5　学生発表の様子

図6　議論の様子

がら，いくら情報発信をして認知されたとしても，イベントや活動に魅力がなければ継続的な参加にはつながらない。そのため，イベントや活動に興味を持ってもらい何度も参加したいと思ってもらえるような工夫が必要になってくる。また，現代では川で遊んだ経験をした若者が少ないという意見も出た。それは川で遊ぶことができる環境がなくなっていることが原因であり，川で遊べるような場を設けることが必要ではないかという意見であった。実際に触れ合えるような場で実体験を得ることで市民団体などの活動に興味を持ち，50年後仕事を引退した時に協力してくれるようになるのではないかというものであった。

学生としては，大学が行っている地域連携というワードに着目し，大学の名で川についての安全性や状態などを発信していくことで，川への興味を持つことや安心して川に触れ合うことのできるきっかけを作れるのではないかという意見もいただいた。

―まとめ―

今回の発表では，アンケート結果から保護者世代や若者世代に情報が届いていないことがわかり，広報の方法について考えた。議論の場では，こちらから情報を発信する方法はたくさんあるが，実際に参加してみたい，参加した人がまた参加したいと思えるような魅力のあるイベントや活動にしていかなければいけないという問題もあることがわかった。また，昔に比べ川と触れ合うことができる場所が少なく，川と聞くと危険な場所というイメージがついてしまっ

ているため，遠い存在になってしまっている。そこで，川と触れ合えるような場所を整えることが必要になってくるといえる。また，私たち大学生は大学が推進している地域連携から，川のきれいさや安全性を大学の名を使って発信していくことで，市民団体の方たちと小学生やその保護者の方たちをつなぐきっかけになっていけるのではないかと考えられる。

分科会Ⅲ「大学と地域の連携について～大学には何ができるのか～」

○担当コーディネーター：山田将聖・坂巻勇斗・藤田真椰・小山歩夢・米田慎吾

（東海大学教養学部人間環境学科学生）

今回，私達が大学を議題の中心とした背景には，昨年行われた里川フォーラムで「大学が里川や地域交流でどのようなことをしているのか知りたい」といった意見が挙がったことがある。そして今回は大学と周辺の地域交流について議論を行うために，東海大学と関わりのある三市（秦野市，平塚市，伊勢原市）の行っている地域交流の例を踏まえ，現在の大学が行っている地域交流の実態と問題点を挙げ，今後大学と周辺地域の交流を深めていくためには何が必要なのかを議論した。

―学生による発表―

今回の議題である大学と地域の連携を考える為に，同じように地域との連携，交流を持っている三市（秦野市，平塚市，伊勢原市）で聞き取りを行った。三市では交流の内容や現状は異なっている点があり，また連携を行って気づいた問題点には共通している部分が見受けられた。問題点として三市に共通して挙げられていたことは，市民団体の会員の高齢化と新規会員の獲得の難しさである。継続した交流を続けていくためには団体の新陳代謝も重要であり，若い人達にももっと活動に参加していって貰いたいということである。この問題は今後，大学が市民団体との交流を深めていくことで解決していけるのではないかと考えられた。

次に大学が現在行っている活動についての説明を行った。東海大学にはトコラボというプロジェクトや学生会員と社会人の会員を有する東海大学地域環境ネットワークなどがある。しか

図7　学生の発表

図8　議論の様子

しながら，これらの活動を知らない学生が多かったり，そういった活動を行っても大学四年間で去ってしまったりするという問題点が見つかった。私達はこれらのことを踏まえ，今後大学で行っていける活動として，学内メールによるボランティアや地域交流活動の告知，活動経験者によるメンター制度の設立などを発表で提案した。

―当日行われた議論―

今回の議論では主に大学に求めることや，大学でやってみたい活動があるかということについて議論を行った。この議題についていくつかの意見を頂くことができた。学校内に人工の川を作りビオトープを作ってみたいや周辺河川で稚魚の放流をしてみたいなどの興味深い意見があった。他にも秦野市の公民館で活動の手伝いをして欲しい，伊勢原市役所の方の，一緒にやっていきたい活動があった時にどのように連絡をしたら学生に届くのか，また学生のためになるのかという意見もあった。しかしながら，一方で意見を出すに当たって，大学生にとって市民団体や地域の方々とどのような交流をしていきたいのかという意見も提示された。

学生の中でもこのことについて事前に検討したが，現在自然環境課程の学生で今回のように実際に活動に参加しているのは極わずかであり，こういった状況の中でいざどのような活動をしてみたいか，という質問を投げ掛けたところ，正直分からないという意見が多く聞かれた。これは市民団体や地域の方々にも言えることであると思われた。

―まとめ―

今回，議論をした中で大学と市民団体，地域の方々や各市で関わりをしていく上でお互いをつなぐ役割を担う人もしくは団体が必要なのではないかという考えが挙がった。今回の里川づくりみんなの会もそうであるが，何かのきっかけがあり，また活動経験のある人が周りにいるという環境作りこそが市民団体の新規会員獲得の足がかりになり，継続的な連携に繋がっていくという結論に至った。このことで問題として挙げられていた大学四年間の制約は問題ではなく，学年を跨いだ関わりを持てるメリットとして機能すると考えられるようになった。

まず，大学と地域をつなぐ役割の始まりとしてNPOで活動を行ってみて最適な方法を考えていくことになった。今後，どのような形に変化するかは不明であるが，市民団体と相互に連携しやすい形を目指していくことで意見がまとまった。

5．全体意見交換会

（参加者）

分科会Ⅰについて，多様性については話し合いが難しかったようです。どういった点が難しかったのでしょうか。

（分科会Ⅰ担当者）

多様性のイメージが人それぞれあるところです。

多様性という言葉が概念的すぎる。実際の生活圏で多様性を実感できるところがあまりない。

多様性は時間スケールや空間スケールなどいろいろなスケールで考えないといけない。どこを見ているかによって多様性は変わってきます。

金目川は多様性が豊かか否か聞いてみたが，大体半々でした。金目川の場所によっても変わってくると思います。統一的に多様性を考えることは難しい。要はどの視点で考えていくか，位置付けていくかが今後の課題だと考えています。

何となく１つまとまってきたかなと思うのが，水質という観点でしょうか。結局多様性という言葉だけでは何もわからないので，自分の目で川を見て，色々な人と情報交換していかないといけない。

（参加者）

生物多様性について，県としての方向性，それを受けての市町村の方向性をある程度示している。市民側はそれを知らなくて，中々意見が集約されないところもある。それを考えると，県や市でも市民や大学を集めて協議会をやっているが，そこに出る団体に意見を集約していく必要があると思っている。

（司会）

ありがとうございます。参考とさせていただきます。

（参加者）

大学生に分科会で討議してもらった。私たちの活動も長く東海大学のゼミの方とやっている。地元の保護者・子どもたちにしても，大学生との交流を長い年月培っている。東海大学生の暖かさ優しさが地域に受け入れられて，一緒に自然の中で実体験する中で，手を取って色々なことをリードしてくれている印象が強くなっている。子どもたちのためにも大学生の存在は大事である。

また，生物多様性の問題で，知見や知識を学ばなければならない中で，３月に東海大学の先生に講演をしていただく。私たちのような地域の団体にとっても，大学の存在は教養を高めるためにも非常に役立っているので感謝している。これからもそういったことを続けていきたい。

大学と私たち地域の交わりが色々と深まって広がっていくことが大事。

残念なのが平塚に職場が少なく，特に環境系で平塚に就職してくれる方が少ない。これはやむを得ないかもしれない。

分科会で話された大学生の皆様は胸を張って，今やっている活動を後輩に伝えていってほしい。

（司会）

大学生から何かありますか。

（大学生）

ありがとうございます。自分たちも研究を始めとして，地域の方にはお世話になっています。下の代にも伝えていけるようにします。

暖かい言葉ありがとうございます。一緒に交流するところが増えていくように私も頑張っていくので，よろしくお願いします。

分科会ではたくさんの意見をいただけました。研究にも役立てていきたいと思っています。

ありがとうございます。

（参加者）

川を中心に議論を進めてきた。環境全体ということを考えると，そういうものが集約されている，多様性を考えてみると，一番身近であるし，人と多様性の関係を考えやすい場所である。教育を考えると，観察会をすると狭い範囲で色々なものが見られる。環境教育を考える上で川は大事なものだと感じています。

私は秦野で活動させてもらっており，その中で，葛葉峡谷が残されていて，よい環境が残っていると言われるが，なぜ残されているかというと，崖のため人の手が入りづらかったためです。その後，行政等により環境が守られた面もあるが，一番川がひとの手が入りにくいです。市街でも川は手が入りにくい。そういうところに多様性を残していける可能性は高い。

我々の生活が水循環の中で成り立っていて，私たちがその水循環をどう利用していけるのか，それが多様性に影響している。技術が進むにつれて，水循環の利用も高度化されていっている。変化していく中で，川は現在人工的に制御されている。本来はもっと自由に蛇行している。それを人間が堤防等を作って制御している。洪水なども人間が制御できると思っている部分を超えたときに大氾濫がおきている。人間がここまでで大丈夫だろうと考えていたものを勝手に超えたというだけ。水循環というものが地球上の生命活動等あらゆるものの原点になっている。私たちと水循環との付き合い方が重要である。

（大学生）

研究室でも環境教室等の教育活動を発信していこうとしている。大学と市民団体の連携がこれから必ず必要になってくると思っている。市民団体の活動に私たちが参加するのはもちろんのこと，私たちがイベントを作って発信していければと思っているので，そのときはよろしくお願いします。

また，私たちの話し合いの中で，子供たちが安心して遊べる場所づくりを作っていこうとしているが，実際に作っていくときに危険性等地域の方の意見が必要になってくると思う。より多くの意見を聞きたいと思うので何か思っているところがあればお伺いしたい。

（参加者）

遊べる川といって，子どものときにどのように遊んだか思い出せる人はいいですね。ところが最近の方は川で遊んだイメージが付かないかたもいらっしゃるので，川は危ないのではないか，と色々なことを想像される。

川は危ないといえば危ないです。そういう危ないところで，どう遊んでいけばよいか，危ないことにどう折り合いをつけていけばよいか。

小さい時から川で遊ぶことによって，色々なことが川で経験できる。それが環境について経験することになるし，そういう人が増えていくことで，社会も環境に対して何か働きかけていくようになる。身近にある川で遊ぶことがいいきっかけになると思う。よいアイディアだと思うので，それの実現のために頑張っていってほしい。

湘南地域をジオパークにするのが私の夢。そのためには学者が必要。ジオパークにすれば生物，森林草を守れる。それが環境を守ることになる。何とかしたいと思っているのでよろしく

お願いします。

ボランティア活動も年齢の制限があると思っている。

日本の社会の中で今どのようなことが川を取り巻いて，小さな自然再生になっているのか。いくつかの情報があるので，皆さんにお知らせして一つの参考にしてほしいと思う。

・川に手作りの魚道を作って，そこから生み出される生物多様性を追求していく（北海道）。
・多自然の川づくり。自然の石を使っていく。石と石の間にウナギなどが入り込んでいる（秋田県）。
・蛍復活の取組（各地）。
・行政と地域が一緒になって故郷の川づくりを進めている（愛知県）。
・川と農地をみんなで繋げる水の道連携事業（岐阜県）。
・琵琶マスを取り戻す。再生活動の推進が始まっている（滋賀県）。水辺の魚道の改善に取り組んでいる団体が非常に多い。

分科会Ⅰの発表でも平塚の橋の堰の写真が大きく出ていたと思う。あそこでアユが止まってしまうということで，魚道を作る計画が県で昨年の春くらいからあったが，中々予算化が難しく進んでいないようである。ただ，魚道を作るということが色々なところで行われていると思う。

ザリガニや鯉のこと等も含め，日本全国で色々な事が行われている。川の魚道を作るということで，小さいことからやってみることが大事。

自然の力で浄化ができ，水がきれいになり，さらに下水道が整備されて，水質が向上しているはずだと思っているが，実際データを見てみると変化が少ないということを聞いて，なかなか川は水質をキレイにするのが難しいと思っている。

言葉だけではなく行動に移していかないといけない。自然の力を借りて川をきれいにする運動の展開を研究の素材にしてほしい。そして効果をより多くの人に伝える広報，見える化が大事。学生の皆様もそのような調査資料があれば教えてほしい。身近なところから正しい視野に立ってやることが大事。

活動が高齢化している。学生さんが参加してくれるととても助かる。生き物調べは父兄が一緒に参加されていて，一緒に目を配ってくれる人がいると助かる。子どもたちと一緒に参加してもらえると嬉しい。

（大学生）

NPO で活動については伺っているので，参加したいと思っている。NPO 以外にも募集をかけていきたいと思っているので，その際はよろしくお願いします。

（司会）

湘南里川づくりは，団体会員，個人会員，行政，賛助会員，多方面で活躍されている方が情報を共有したり，助け合ったりしていく場として発足してきたが，今日の意見交換を聞いていると，みんなで手を取り合っていく形にだいぶ変わってきた。それぞれ意見があると思うが，その垣根を越えて，さらには世代を超えて議論をしていく動きが里川フォーラムでは深まっている印象を受ける。これを機にもっとステップアップした活動にしたい。

今年は地域フォーラムも行ったが，地域ごとに違った意見・感想を伺った。皆様そういったところに足を運んでいただいて，活動全体を盛り上げていければと思っている。

（会長）

生物の多様性を豊かにすることと若い世代にいかに入ってきてもらうかということを考えると，キーワードは連続性ということになると思う。

生物の多様性は流域で色々ありますので，全体をみて議論しなければいけない。もう一つはローカルに，場所ごとに議論しなければいけない。川に限定すると，一番の多様性のポイントは分断されていないということ。これを金目川だけではなく，日本の河川に当てはめると，ずたずたになっている。川は流れているものにもかかわらず，山から海への流れの筋を切ってしまっているということは，そこで本来の川の生物多様性が維持できていないということである。そこをよく考えて川の場合は進めていかないといけない。

同じように連続していないということは，人のつながりで若い人が参加しないことにも言える。これも世代間の断裂というものがある。東海大学がここにあるので学生がいる。しかしながら，もう少し視野を広げ，日本の家庭のありようとか，社会構造のありようを考えると，世代間がうまく繋がっていかないと思うところがあり，かなり難しく深刻な問題である。ただこの金目川流域では，小中学校で頑張っているところもあるし，各市民団体が流域で色々な活動をやっている。これらは，形のない地域資源であり，いかに活かしていくか。少しローカルになりますが地域ごとのやり方はあると思います。

成果の公表

「湘南里川フォーラム2019」の実施そのものが成果の発表の場であるが，その他に神奈川県のホームページ内に，「湘南里川づくりみんなの会」のホームページが開設されている。

＜ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ph7/cnt/f219/satokawa/top.html ＞

謝辞

この教育研究の一部は，2018年度の教育研究補助金により実施された。関係各位並びに参加学生に，感謝申し上げます。

表２　「湘南里川づくりフォーラム2019」アンケート結果

（アンケート回答者：５８名）

	区分	回答数	%
住まい	平塚市	２７	４７
	秦野市	２１	３６
	伊勢原市	３	５
	その他	６	１０
	無回答	１	２

	区分	回答数	%
年代	１０代未満	０	０
	１０代	０	０
	２０代	４	７
	３０代	３	５
	４０代	４	７
	５０代	６	１０
	６０代	１４	２４
	７０代	２５	４３
	無回答	２	３

	区分	回答数	%
性別	男性	４７	８１
	女性	１０	１９
	無回答	０	０

今回のイベントを何で知ったか？（複数回答可）

選択肢	回答数
公民館掲示のポスター、チラシ	１６
知人や家族のお誘い	１６
県のたより	６
市の広報誌	８
その他	２３

今回のフォーラムに参加した理由（複数回答可）

選択肢	回答数
「湘南里川づくりに興味をもったから	２８
地域の自然や環境に興味があったから	３８
知人や家族に誘われて	７
開催場所が参加しやすい場所だったら	８
その他	１０

今回のフォーラムの感想

選択肢	回答数
よかった	４１
ふつう	１２
よくなかった	０

＜よかったと回答した理由＞
・ふもとの山の開発があり不安はある
・多様な意見が聞けた
・多様な活動をされている方の話を聞くことができた
・基調講演でいつもなら聞けないお話が聞けたし、県の対応の方向を知ることが出来て良かった。
・多くの人から多くの意見が聞けた。
・分科会での意見交換会
・水の循環の大切さを知ることが出来た
・60 代、70 代の多くの方々と山や里山を歩いております。森林の土の状態の事がお話で良くわかり、今後の道しるべもありとても有意義でした。今回のお話の一部分でも歩いている仲間達に伝えたいと思いました。ありがとうございました。
・いのちを守る「水」の水源林を意識し暮らすことの大切さを学びました。市街化で自然を奪い、コンクリートで囲い水はどうなるのだろうか？SDG s は行政、企業が取り組むことと考えるのではなく日常生活で市民が行動することであると認識した。
・勉強になりました。
・基調講演の中の昔の川、山の話が聞けたこと
・基調講演の内容に関心を持った。水源林の機能と昔と今の比較、今後の展開についてデータに基づいての講義であったため面白い内容だった。
・保全センターの内田研究員の経験を研究に基づいた実に理解しやすくまとめられた基調講演で丹沢水系のこれからをゆだねてゆけると感じました。
・毎年参加していますが基調講演を始め、啓発されることが多く色々な情報や知識を得ることが出来ます
・基調講演と分科会の途中で退席したが基調講演が昔ばなしから　入り、基本的理解、取り組みの成果現状もあり良かった。
・森林の重要性が再認識できました。
・大正より丹沢の水源林管理を知った。水資源対策、被覆効果。
・11 時 10 分からの各活動の紹介についてはパワーポイントを用いて説明するほうが良い。口頭だけではわかりにくい。
・それぞれの立場で、それぞれの身近な地域のことについて意見を述べられ学生さんを含めて今後につながる意見交換がされたこと

印象に残ったものは？（複数回答可）

選択肢	回答数
基調講演	４２
意見交換会	５
分科会①	２１
分科会②	７
分科会③	７
里遊び体験	１
ポスター展示	４

・シカ柵のサクが効果的であることは新発見であった。県の HP で様々な情報が得れるが実際の研究員の方の意見は非常に参考となった。
・もっと多くの団体からポスターの展示が欲しい
・大学生が主体の分科会だから
・分科会に関しては討論の結果、具体的な案が出て来たため
・実際されていることが何より具体的であった
・良かった
・良くなっている
・生物多様性の目的は何かが不明でした。イネもコイも日本では外来種であり、外来種をも含めての生物多様性は増大する。世界の人間の交流が増大すれば外来種が増大する。今後、人口数の減少が見込まれるので自然生態系に人手を入れることは期待できないと思います。
・自然科学に於ける測定（検証）のむずかしさが思いやられる。
・地域連携のむずかしさを痛感
・神奈川の山、森林の現状、対策を知ることができた。基本的考え方も知ることができ良かった。
・情報量が豊富であったため
・大学連携については行政側にも課題があると感じました。学生さんの声が聞けて良かったです。

・よく山登りとかハイキングしますが余り山の環境について考える事なく、ただなんとなく歩いているだけだったのですが、改めて自然について考える機会をあたえて頂き感謝です。
・水源林の話などインターネットで得る情報よりも実際に話をきいた方が理解もしやすいし新たに得ることが出来る知識もたくさんあった。市民団体の高齢化もあるため機会があれば参加したい。
・分科会で皆さんからいろいろな意見がきけたので
＜ふつうと回答した理由＞
・3つの分科会があったことを知らなかった
・目的は達成した。講演テーマが里川とのつながりが？
・パワーポイントのレジュメがあるとよかった。もう少し具体的に水源林再生の取り組みが金目川水系にどのような影響を与えるかを聞きたかった。内容的にはわかりやすかった。
・分科会の形式についてはもう少し考えた方がいいと思います。話し合いなのか、質問コーナーなのかファシリテーターが進行管理しないとメインテーマが参加者に伝わらなかったように思います。（学生側で話している人はほぼ1人でした）
1人ホワイトボードに議論を記録する係がいるとよかったかもです。

引用文献

1）ESD-J 特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議　http://www.esd-j.org/
2）環境省総合環境政策局環境教育推進室，環境教育・環境学習，環境保全活動　http://www.env.go.jp/policy/edu/
3）東海大学環境憲章　http://www.u-tokai.ac.jp/ems/kankyokensyo.htm
4）藤野裕弘・内田晴久他：「企業の CSR 活動と連携した実践系授業の展開（1）— CSR と大学院授業との連携—」．2010年度日本環境教育学会第21回大会研究発表要旨集，pp. 156（2010）．
5）藤野裕弘：「地域社会と連携した体験型環境教育の試み～東海大学の実践例～」．私立大学環境保全協議会会誌．第15号．19-24（2012）．
6）日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育委員会21期提言：「高等教育における環境教育の充実に向けて」．2011年9月22日．
7）室田憲一・藤野裕弘　他：NPO と連携した体験学習型教育の試み．2003年度日本環境学会第29回研究発表会講演要旨集．pp. 178-180（2003）．
8）室田憲一・藤野裕弘　他：NPO と連携した体験学習型教育の試み．東海大学紀要教養学部．第34輯．331-333（2003）．
9）NPO 法人自然塾丹沢ドン会編集：名古木の自然—丹沢の雑木林・棚田の復権と生き物たち，夢工房，神奈川．pp. 63（2003）．
10）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験学習型環境教育の試み（1）．2004年度日本環境学会第30回研究発表会講演要旨集．pp. 84-85（2004）．
11）室田憲一・藤野裕弘　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（1）．東海大学紀要教養学部．第35輯．271-276（2004）．
12）室田憲一・藤野裕弘　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（2）．2005年度日本環境学会第31回研究発表会講演要旨集．pp. 240-243（2005）．
13）室田憲一・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験学習型教育の試み—農業体験事例報告—．東海大学紀要教養学部．第36輯．1-11（2005）．
14）北野忠・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～ SPP を利用した具体的取り組み例～．東海大学紀要教養学部．第36輯．13-21（2005）．
15）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（2）．東海大学紀要教養学部．第36輯．249-255（2005）．
16）北野忠・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～ SPP を利用した具体的取り組み例～．2006年度日本環境教育学会第17回研究発表会講演要旨集．pp. 146（2006）．
17）藤野裕弘・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（3）．東海大学紀要教養学部．第37輯．247-252（2006）．
18）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（1）—乗船体験

実習―．2007年度日本環境教育学会第18回大会研究発表要旨集．pp. 65（2007）．
19）室田憲一・藤吉正明　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（２）―農業体験実習―．2007年度日本環境教育学会第18回大会研究発表要旨集．pp. 66（2007）．
20）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（４）．東海大学紀要教養学部．第38輯．271-278（2007）．
21）内田晴久・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み（１）～初等中等教育との連携を中心に～．東海大学紀要教養学部．第38輯．279-285（2007）．
22）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（５）．東海大学紀要教養学部．第39輯．289-294（2008）．
23）内田晴久・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み（２）～初等中等教育との連携を中心に～．東海大学紀要教養学部．第39輯．295-301（2008）．
24）藤野裕弘・内田晴久　他：環境 NPO と連携した体験実習型環境教育の試み（６）．東海大学紀要教養学部．第40輯．365-370（2009）．
25）内田晴久・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み（３）～初等中等教育（SSH）との連携を中心に～．東海大学紀要教養学部．第40輯．371-377（2009）．
26）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（１）～．東海大学紀要教養学部．第41輯．309-313（2010）．
27）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（１）～，東海大学紀要教養学部，第41輯，315-328（2010）．
28）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（２）～．東海大学紀要教養学部．第42輯．297-304（2011）．
29）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（２）～，東海大学紀要教養学部，第42輯，305-312（2011）．
30）藤野裕弘・青木靖他：企業の CSR 活動と連携した実践系授業の展開（ISO14001の活用）．東海大学紀要教養学部，第43輯，15-22（2012）．
31）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（３）～，東海大学紀要教養学部，第43輯，329-339（2012）．
32）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（３）～．東海大学紀要教養学部．第43輯．341-349（2012）．
33）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（４）～，東海大学紀要教養学部，第44輯，269-278（2013）．
34）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（４）～．東海大学紀要教養学部．第44輯．279-284（2013）．
35）藤野裕弘・内田晴久他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（５）～，東海大学紀要教養学部，第45輯，355-367（2014）．
36）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（５）～．東海大学紀要教養学部．第45輯．369-372（2014）．
37）北野忠・小栗和也　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（６）～，東海大学紀要教養学部，第46輯，237-242（2015）．
38）岩本泰・藤野裕弘　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（６）～．東海大学紀要教養学部．第46輯．227-235（2015）．
39）藤野裕弘・岩本泰　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第46輯．243-252（2015）．
40）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（７）～，東海大学紀要教養学部，第47輯，311-314（2016）．

41）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（７）～．東海大学紀要教養学部．第47輯．315-328（2016）．
42）藤野裕弘・日比慶久　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第47輯．329-337（2016）．
43）藤野裕弘・内田晴久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～環境 NPO との連携を中心に（８）～，東海大学紀要教養学部，第48輯．303-315（2017）．
44）藤野裕弘・日比慶久　他：地域社会と連携した体験型環境教育の試み～初等中等教育と連携した人材育成を中心に（８）～．東海大学紀要教養学部．第48輯．317-323（2017）．
45）藤野裕弘・日比慶久　他：大学と地域が連携したスタディ・ツアーの検討．東海大学紀要教養学部．第48輯．325-334（2017）．
46）藤野裕弘・二宮洋　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト～ふるさとの川を次世代に継承する：2012年度概要～．東海大学紀要教養学部．第44輯．285-295（2013）．
47）藤野裕弘・二宮洋　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト～ふるさとの川を次世代に継承する：2013年度概要～．東海大学紀要教養学部．第45輯．373-387（2014）．
48）藤野裕弘・室田憲一：湘南里川づくり地域共生プロジェクト：2014年度概要～流域活動団体連携コース：金目川水系が目指す里川らしさ～．東海大学紀要教養学部．第46輯．275-287（2015）．
49）藤野裕弘・落合由紀子　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト：2015年度概要～流域活動団体連携コース：金目川水系の今後～．東海大学紀要教養学部．第47輯．351-373（2016）．
50）藤吉正明・高木俊之　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト～流域遊休地活性化コース：藍植物の栽培と染色～．東海大学紀要教養学部．第47輯．375-379（2016）．
51）藤野裕弘・室田憲一　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト：2016年度概要～流域活動団体連携コース：金目川水系の今後～．東海大学紀要教養学部．第48輯．349-369（2017）．
52）藤吉正明・隈本純　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト～流域遊休地活性化コース：水田での酒米栽培～．東海大学紀要教養学部．第48輯．371-376（2017）．
53）藤野裕弘・室田憲一　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト：2017年度概要～流域活動団体連携コース：金目川水系の今後～．東海大学紀要教養学部．第49輯．407-422（2018）．
54）藤吉正明・隈本純　他：湘南里川づくり地域共生プロジェクト（最終報告）～流域遊休地活性化コース：水田内に生育及び生息する希少動植物の記録～．東海大学紀要教養学部．第49輯．423-428（2018）．

〔SOHUM プロジェクト2018年度助成金報告〕

SOHUM プログラム「湘南地域ブランド創造プロジェクト」
――『ラスカ七夕☆アートスパーク』を中心に――

池村 明生[*1]・隈本 純[*2]・吉村 維元[*3]・貴家 勝宏[*4]

1．はじめに

2009年度からスタートした教養学部 SOHUM プログラムは，2018年度をもって10年目を迎えた。この間，教養学部オリジナルの特徴的な教育プログラムとして，学生たちのシティズンシップ教育に資する役割を担い，現在の高等教育機関において求められる国際連携や地域連携といった学外のフィールドを活かす社会貢献型の取組みとして，対外的にも認められる教育プログラムに育ってきた。

その SOHUM プログラムの一つのプロジェクトである「湘南地域ブランド創造プロジェクト」は，2013年度からスタートした本学の地域連携活動 To-Collabo プログラムを牽引する地域連携活動となり，平塚市・秦野市・伊勢原市といった湘南校舎周辺の自治体との関係強化につながるプロジェクトとして機能してきた。また本プロジェクトは毎年継続的に行われた取組みも多く，学生教育の価値を超え地域の課題に応える社会貢献的な役割を担うプロジェクトとして，自治体をはじめ地域関係者に受け容れられ定着してきた。

そして2018年度に実施した「湘南地域ブランド創造プロジェクト」は，これまでに報告してきた継続型の取組み以外にも，過去10年間の実績により自治体関係者から相談されて実現した新たな取組みも発生しており，これまでの活動が評価された結果と考えることができる。

2．2018年度の取組み概要

2018年度の SOHUM プログラム「湘南地域ブランド創造プロジェクト」は，例年に倣い秋学期の開講科目「人間学１」と「人間学２」を中心に進められた。担当教員としては「人間学１」が４名，また「人間学２」が３名で推進した。「人間学１」ではこの年に教養学部から政治経済学部に異動した隈本純教授に協力をお願いして継続してもらい，プロジェクト型の実践

受理日2019年11月27日
＊１教養学部芸術学科デザイン学課程教授　＊２政治経済学部経営学科教授
＊３教養学部芸術学科美術学課程教授　＊４教養学部国際学科教授

的な授業となる「人間学２」では隈本教授を除き，代表教員であるデザイン学課程の池村，美術学課程の吉村維元教授，そして国際学科の貴家勝宏教授の３名体制で対応した。

そして「人間学１」では，“地域ブランド創造”を共通テーマに，４名の教員がオムニバス形式で講義授業を担当した。１クールは“地域ブランド”（池村），２クールは“地域マーケティング”（隈本），３クールは“地域戦略”（貴家），４クールは“地域創造”（吉村）として，２年次生が中心となる履修生42名に「湘南」「地域」「ブランド」といった概念から日本各地で起こっている地域ブランドのムーブメントを紹介し，調査やグループ討議を通じてアクティブラーニング型の授業を実践した。また最終回では同学期に「人間学２」で取り組んだ３年次生が活動報告を行い「湘南地域ブランド創造プロジェクト」の実践的な取組みを伝えた。

また「人間学２」では“湘南地域における地域ブランド創造プロジェクトの実践”をテーマに，芸術学科デザイン学課程の学生11名と国際学科の学生９名の総計20名に対して，池村・貴家・吉村の３名の教員が分担して学外の連携組織から提示された様々な課題に取り組んだ。『みかんの木オーナーシップ事業サポート』（NPO 湘南スタイル）については国際学科の学生が中心となり，貴家教授が学外教育時の付き添いを担当した。その他のデザイン系プロジェクトについてはデザイン学課程の学生たちが担当して池村が調整役となり進めていった。特にデザイン系プロジェクトについては，デザイン学課程の開講科目である池村ゼミナールと連動しながら進められた。そして各プロジェクトの進捗については，９月，10月，11月，12月，１月ごとに開催された全履修者が参加する月１回のコア授業日を通じて報告され，吉村教授を含む３名の教員が対応した。

プロジェクトの実践は土・日を含めた授業日以外の曜日に行われるケースも多く，学生たちの他の履修授業に重ならないように調整しながら，参加可能な学生を対象に進められた。また学外に学生を連れ出す際には，事故等に対応できるよう学外教育届を事前に提出した。

３．2018年度のプロジェクト実施内容

2018年度に行った本プロジェクトは，新しい取組みを含め10以上のプロジェクトとなった。そのほとんどは毎年継続的に行ってきた取組みであるが，中には新規に依頼され実施したプロジェクトもあり，新たな連携組織とのつながりに発展した。

また2018年度において特筆すべきプロジェクトは『ラスカ七夕☆アートスパーク』（湘南ステーションビル株式会社）であり，このプロジェクトの詳細については別途章立てしながら解説するため，ここではそれ以外のプロジェクトについての概要を述べる。

1）平塚産農産物の地産地消普及活動「ベジ太プロジェクト」

東海大学と平塚市との包括提携に基づく事業の一環としてサポートしてきたプロジェクトであり，2018年度も平塚市農水産課が主体となる平塚産農産物の地産地消を普及する活動を学生がサポートした。例年行ってきた春と秋の地元イベントに加え，学内で行った地域住民対象のイベントにおいても，学生たちが考えたプログラムにより活動を行った。

①**平塚市緑化まつり**（2018年 4 月28日）
平塚市総合公園／参加学生 2 名

②**おひろめ芸術祭「ベジ太チョークアート」**（2018年10月20日）
東海大学湘南校舎13号館／参加学生12名

③ **JA でてこいまつり**（2018年11月10・11日）
平塚市総合公園／参加学生 5 名

図 1　緑化まつりでサポートする学生

図 2　おひろめ芸術祭を運営した学生たち

2）平塚市の漁業 PR 活動「ひらつかタマ三郎プロジェクト」

毎年継続的に行っている平塚市の漁業を PR するキャラクター“ひらつかタマ三郎”を活用した活動であり，学生たちが考案したキャラクターデザインを被り物に仕立てて，2014年度からはリアルな存在としてタマ三郎を登場させ PR 活動を展開してきたが，その被り物が汚くなってきたこともあり，2018年度はこれまでにない大規模なメンテナンスを行った。

①**タマ三郎被り物メンテナンス**（2018年12月～2019年 2 月）
学内作業／参加学生 1 名

②**タマ三郎被り物新規制作**（2018年12月～2019年 2 月）
学内作業／参加学生 1 名

図 3　メンテ後に披露されたタマ三郎の被りもの

3）小田原銀座通り商店会「おだわらコワかわ提灯プロジェクト」

2012年度より毎年継続して取り組むプロジェクトであり，2018年度は銀座通り商店街にある「子育てサロン」「台湾料理店」「呉服リユースショップ」「呉服＆写真スタジオ」の４店舗を対象に，学生７名によりオリジナル提灯の制作を行った。また制作にあたり事前の店舗見学会を兼ね，小田原提灯の制作を体験した。

①**提灯づくり体験＆商店街視察**（2018年５月12日）
小田原銀座通り商店街／参加学生９名

②**スタンプラリーイベント**（2018年７月21日～８月６日）
小田原銀座通り商店街

図４　学生の提灯づくり体験

図５　制作された提灯を店頭に展示

4）みかんの木オーナーシップ事業「みかん狩りサポート」

SOHUMプログラムのスタート以来，毎年継続的に進めているNPO湘南スタイルが取り組む「みかんの木オーナーシップ事業」のサポート活動であり，2018年度も国際学科の学生12名と貴家教授が二宮町のみかん農家に出向き，オーナーによるみかん狩りのコンシェルジュ役を務めた。またサポートにあたり事前にNPO湘南スタイルの市川氏に来校いただき，授業の一環としてみかんの木オーナーシップ事業の概要や背景について話していただいた。

①**みかん狩り事前レクチャー**（2018年11月20日）
東海大学13号館／参加学生18名

②**みかん狩りサポート**（2018年11月24日）
二宮町一色／参加学生12名

図６　みかん狩りサポートに集まった学生たち

図７　みかん狩りを終えて農家で記念写真

5）第51回記念伊勢原観光道灌まつり「ポスターデザイン」

2018年度に第51回を迎えた伊勢原観光道灌まつりのポスターデザインを，実行委員会から依頼され，10月13，14日の開催日に合わせ学生たちがデザイン提案を行い，採用された学生により印刷用の入稿データが制作された。作成されたB1判とB3判のポスターは，神奈川県下の私鉄の各駅舎や，小田急線の全車両に掲出された。

①**デザイン提案**（2018年６～７月）
　提案学生４名
②**印刷用入稿データ制作**（2018年８～９月）
　採用学生１名

図８　印刷されたポスターを持つ学生

6）ラスカ平塚「ギャラリー作品展示」

ラスカ平塚と東海大学による産学連携アートギャラリー「LUSCA HIRATSUKA & TOKAI UNIVERSITY ART GALLERY」では，2018年度に第９回（４月～９月），第10回（10月～３月）となる企画展を開催した。第９回は『平塚薔薇図鑑』のタイトルで開催したバラをモチーフとしたイラストレーションなどの展覧会を，また第10回は『ひらつか散歩』のタイトルで開催した平塚の街をテーマとした写真などの展覧会を開催した。

①**第９回「平塚薔薇図鑑」展**（2018年４～９月）
　ラスカ平塚／参加学生10名
②**第10回「ひらつか散歩」展**（2018年10月～2019年３月）
　ラスカ平塚／参加学生７名

図９　第９回「平塚薔薇図鑑」展

図10　第10回「ひらつか散歩」展

7）NPO 暮らし・つながる森里川海「湘南いきもの楽校ロゴマーク提案」

2018年度の新たな取組みとして，地元湘南の馬入水域周辺において，生き物と共存したまちづくり，子どもたちを野に戻す取り組み，また消費者参加型農業による里山環境の保全，暮らしの質を高める取り組みを含め，市民団体等のネットワークづくりなどに取り組む NPO 法人の活動「湘南いきもの楽校」をシンボライズするロゴマークデザインを学生たちが提案し，その中から正式なデザインが採用された。

①**デザイン提案**（2018年７月）
　提案学生７名
②**採用デザインのデータ作成**（2018年11～12月）
　採用学生１名

図11　採用されたロゴマークデザイン

図12　横断幕に描くワークショップ

8）平塚市健康・こども部青少年課「成人式みんなで祝うステージ装飾プロジェクト」

平成31年度平塚市成人式の式典会場のステージに飾られる横７m20cm，縦90cm の巨大な横断幕の装飾デザインを学生たちが主体となって行った。横断幕の制作にあたり学生たちは平塚市の特産品である「バラ」と祝いの「文字」を一体化させたオリジナルの“成人お祝いステンシルプレート”を制作し，そのプレートを使い一般の方にも参加してもらうプロジェクトに仕立てた。式典当日にはステージの腰壁が色鮮やかなバラ模様で飾られた。

①**ステンシルプレートの制作**（2018年10月）
　湘南校舎13号館／参加学生14名
②**ワークショップ**（2018年11月６日～９日）
　TOKAI クロスクエア／参加学生14名
③**平成31年度平塚市成人式**（2019年１月14日）
　トッケイセキュリティ平塚総合体育館

図13　ステンシルプレートによる描画

9）平塚市の地産地消活動
「ベジタマもなかプロジェクト」

2016年度からスタートした「ベジタマもなかプロジェクト」は，地元イベント等の機会に販売する協力店において継続的に進められており，2018年度はそれぞれのオリジナルもなかを紹介するパンフレットが学生たちのデザインにより制作された。制作にあたり学生たちは協力しながら，16種類のオリジナルもなかのイラストを作成し，それぞれの特徴を言葉で整理しながらデザインした。

①**パンフレットの情報整理**（2018年12月）
参加学生５名
②**もなかのイラスト作成**（2019年１月）
参加学生６名
③**パンフレットのレイアウトデザイン**（2019年２月）
参加学生１名

図14　制作されたパンフレットの表紙

10）平塚市観光協会
「みなくる平塚ロゴマークデザイン」

2018年度の新たな取組みとして平塚市観光協会より，平塚市民プラザの名産品等を常設する販売展示コーナー「みなくる平塚」のロゴマークデザインが依頼された。要望を受けてデザイン学課程で学ぶ留学生が数案のデザインを提案し，2019年４月に採用されたロゴマークがお披露目された。

①**デザイン提案**（2019年１月）
参加学生１名
②**採用デザインのデータ作成**（2019年２月）
提案学生１名

図15　観光協会で取材を受けるデザインした学生

以上が2018年度に行ったプロジェクトである。毎年継続的におこなっている取組みも多いが，2018年度にあらためて相談された取組みもあり，湘南校舎周辺の自治体および関連団体に対してSOHUMプログラム「湘南地域ブランド創造プロジェクト」が認知されてきた結果といえる。

次に2018年度の特筆すべきプロジェクト『ラスカ七夕☆アートスパーク』（湘南ステーションビル株式会社）についての詳細を報告する。

4.『ラスカ七夕☆アートスパーク』プロジェクト

図16 七夕万華鏡ワークショップで参加した子どもたちに指導する学生たち

図17 七夕万華鏡ワークショップの男子学生

図18 七夕万華鏡ワークショップの女子学生

図19 七夕 Photo フォレストで撮影する来場者

図20 七夕 Photo フォレストで学生たちと記念撮影

1）プロジェクトの経緯と立ち上げ

『ラスカ七夕☆アートスパーク』プロジェクトは，2017年度に実施した『みんなで願おう！ラスカの七夕まつり』展の継続プロジェクトとして発生した。ラスカ平塚のイベント担当者から「今年は七夕に絡めたコンサートやワークショップ，特設会場づくりなどを芸術学科の学生にお願いしたい」との要望を受けてスタートした。当初，要望は曖昧なものであったが，ラスカ平塚で活用したいフロアやスペース，施設などははっきりしており，前年度に行ったデザイン学課程の学生による館内装飾やイベントスペースづくりよりも，積極的な学生参加が期待される要望であった。

相談を受けた池村はまず，芸術学科音楽学課程の磯部二郎教授に相談して，音楽学課程の学生有志によるコンサートの開催をお願いし，磯部教授指導のもと実現可能な体制を整備した。またワークショップや会場装飾についてはデザイン学課程の学生で対応できる内容と考え，「人間学２」および「ゼミナール」の授業を履修する学生を対象に，池村が指導教員となり企画・デザイン・運営などを行う計画とした。

音楽学課程の実施体制を含めた計画をラスカ平塚の担当者に伝え，それぞれの責任体制により『ラスカ七夕☆アートスパーク』のイベントを実現することとし，それぞれの企画内容について必要な機材の準備や施工の手配においては，予算執行を含めラスカ平塚側で専門業者をコントロールしてもらうよう要請した。またコンサートやワークショップに多数の学生が参加することもあり，当日の昼食などをラスカ平塚で準備してもらうように交渉した。

2）実施プログラムの内容

『ラスカ七夕☆アートスパーク』はイベント名称を含めて池村が提案し，イベント全体の企画や位置づけを以下のように設定した。

企画名　ラスカ七夕☆アートスパーク
　　―アーティスティックな火花を楽しむ。
　　ラスカ平塚と東海大学芸術学科の七夕コラボレーションイベント―
会　期　2018年６月29日（金）～７月８日（日）
会　場　ラスカ平塚　５階イベントスペース／６階イベントホール
主　催　湘南ステーションビル株式会社
共　催　東海大学教養学部芸術学科

プログラム１.「ラスカ七夕☆インスタパーク」（芸術学科デザイン学課程池村ゼミ）
会　場：５階イベントスペース
会　期：６月29日（金）～７月８日（日）
１）七夕 Photo フォレスト
七夕にちなんだ様々なデザインパネルの中で自由にフォト撮影
２）天の川たんざくワークショップ

パネルに流れる天の川スペースに願いごと短冊で埋めつくす参加型ワークショップ

3）七夕万華鏡ワークショップ（先着100組／7月8日（日）開催予定）

子どもたちや親子を対象としたオリジナル万華鏡づくりのワークショップ

プログラム2.「ラスカ七夕☆きらめきコンサート」（芸術学科音楽学課程）

会　場：6階イベントホール

会　期：7月7日（土）14：00〜16：00

演　奏：プログラム等未定

図21　ラスカ七夕☆きらめきコンサートで演奏する学生

図22　ラスカ七夕☆きらめきコンサートに出演した学生

学生が担当するプログラムは，デザイン学課程＝“インスタパーク”，音楽学課程＝“きらめきコンサート”の2プログラムとして，“インスタパーク”は約10日間の全会期を楽しむことができる“七夕 Photo フォレスト”と“天の川たんざくワークショップ”，そして会期最終日に行う参加者限定型の“七夕万華鏡ワークショップ”を計画した。そして“きらめきコンサート”は6階イベントホールを会場とする2時間程度のミニコンサートとし，会期最終日前日の土曜に実施した。

3）プロジェクト実施に向けた取組み

音楽学課程の“きらめきコンサート”の取組みについては SOHUM プログラムとは別に実施したこともあり，この報告書での説明は割愛するが，デザイン学課程の学生たちが取組んだ“インスタパーク”の3プログラム（七夕 Photo フォレスト／天の川たんざくワークショップ／七夕万華鏡ワークショップ）の詳細を以下に報告する。

“インスタパーク”の取組みについては，「ゼミナール」の授業を履修する7名の学生がそれぞれのプログラムに合わせて役割を担い対応した。具体的には“七夕 Photo フォレスト”と“天の川たんざくワークショップ”に利用する会場パネルは，イラストレーションの描画制作が得意な3名の学生が担当して5枚のデザインパネルを制作した。デザインパネルはイベントの来場者が楽しむことができるように，織姫や彦星をモチーフとした“顔出し看板”として制作され，学生たちはイベントの雰囲気を想定しながら計画的に進めた。また来場者が所定の短

冊に願い事を書いてデザインパネルに貼れるように天の川をモチーフとして描いた。

一方，他の４名の学生は，最終日に開催される100組限定の“七夕万華鏡ワークショップ”を成立させる企画と準備に時間を割いた。その中で印象的であったことは，企画アイデアの段階でワークショップとして何をすべきかを検討している際に，日頃はリーダーシップを発揮しない学生が“万華鏡づくり”を提案したことである。デザイン提案とは異なるワークショップ企画において，デザインスキルが不足している学生でも積極的に参加できる機会となり得たことは SOHUM プログラムの価値であると認識できた。

“七夕万華鏡ワークショップ”は既存の万華鏡キットの教材を手配しながら，30分10組，延べ５時間で100組が参加できるワークショップとなった。参加者を限定しながら，さらに子どもが中心となるワークショップは，当日運営においてもトラブルが起こりやすく，運営する側にもプレッシャーが発生しやすいため，計画段階では学生たちにトラブルが起こりやすいパタンを想像してもらい，予約券や受付用紙などの運営ツールを作成してもらった。また休憩なしで５時間連続するワークショップであり，当日の運営体制を６名としながらも，昼食等の休憩が確保できるように受付員やアテンドスタッフのスケジュールを立て当日に臨んだ。

４）プロジェクトの成果と効果

『ラスカ七夕☆アートスパーク』は，６月29日から７月８日にかけてラスカ平塚で開催され，会期中多くの来館者の方々に楽しんでいただいた。特に会期後半の７月７日の土曜日に６階ラスカホールで開催された音楽学課程の学生有志による“きらめきコンサート”には50名ほどの市民の方々に来場いただき，ピアノ・ヴァイオリン・フルートなどの独奏やソプラノ・バリトンの独唱など，約２時間にわたるコンサートを楽しんでいただいた。また７月８日の最終日に５階イベントスペースにおいて催したデザイン学課程の学生による“七夕万華鏡ワークショップ”には予定どおり100組の親子連れの方々に参加いただき，大盛況の中で終了することができた。ともにラスカ平塚の集客イベントとしても十分に価値ある成果につながった。また全会期に行った“天の川たんざくワークショップ”においても多くの来館者に参加いただき，用意した星型の短冊用紙がなくなるほどの成功裡につながり，ラスカ担当者にも満足していただける結果であった。

一方，参加した学生にとっても本プロジェクトは，日頃とは一味違った市民とのふれあいの機会につながった。“きらめきコンサート”ではいつもの鑑賞者とは違う一般の方々に，演奏をじっくり聴いていただけ，また“天の川たんざくワークショップ”では学生たちが準備したデザインパネルの前でたくさんも方々に写真撮影を楽しんでいただけた。そして“七夕万華鏡ワークショップ”では参加した子どもから大人の方まで真剣に取り組んでいただけた。これら学生たちの自発的な取組みを通じて多数の市民の方々と交流できたことは，学生一人ひとりの自信につながった。特に“七夕万華鏡ワークショップ”において小さな子どもたちをサポートする学生たちの姿勢や眼差しには優しさと頼もしさが感じられ，シティズンシップ教育においても価値ある取組みであったと思われた。

5．おわりに

2018年度をもって10年目を迎えたSOHUMプログラム「湘南地域ブランド創造プロジェクト」は，一定のボリュームを保ち，また成果をあげながら，充実した内容をもって終了することができた。継続的な取組みがある一方，新たな自治体の部署やNPOからの新しい取組みも求められており，SOHUMプログラム「湘南地域ブランド創造プロジェクト」が浸透してきた結果と捉えることができ，本学の地域連携の取組みをアピールする成果にもつながっている。

特に本報告のメイン記事として取り上げた『ラスカ七夕☆アートスパーク』プロジェクトの連携組織は，地元の商業施設を運営する湘南ステーションビル株式会社であり，これまでのラスカ平塚と東海大学による産学連携アートギャラリー「LUSCA HIRATSUKA & TOKAI UNIVERSITY ART GALLERY」における5年間の取組みが発展したプロジェクトであった。また本学の包括提携自治体である平塚市との関係とは別に，地元の民間企業との連携において発生した取組みであり，教育研究委託を前提とする学部資金の獲得にもつながっている。

一方，SOHUMプログラムは次年度以降も継続していくべき取組みであるが，2022年度に予定される全学的な改組改編に合わせ教養学部においても新たな見直しを迫られる中，SOHUMプログラムをどのようなかたちで継続していくべきか話し合う必要があると思われる。今後も学部共通の実践的な教育プログラムとして継続すべきか，また各学科の特徴を引き出す取組みに集約すべきかなど，新たな教育方針において検討すべき課題である。

しかし現段階ではっきりしていることは，この10年間の実績において自治体を中心とする連携組織からこれら地域連携の取組みは期待されており，新たな学部や学科に変わろうとも，教養学部の特徴を対外的にアピールできる魅力的な特色に育っているということである。

〔SOHUM プロジェクト2019年度助成金報告〕

人間学２「北東アジア環境共生プロジェクト」報告

荒木 圭子*

1　はじめに

2019年度の「北東アジア環境共生プロジェクト」では，９月２～６日の４泊５日にわたって韓国ソウル市で研修を行った。参加者は国際学科の３年次生９名であった。５月から７月にかけて計６回の事前授業を行い，韓国の歴史や社会および現在の状況に対する理解を深めるとともに，学生らは各自で日韓共同の世論調査「言論 NPO」や日本の内閣府の世論調査などを使って韓国人学生との合同授業に備えた。

現在の日本では「第３次韓流ブーム」と呼ばれる現象が起きており，映画やドラマなどに限らず，化粧品や食べ物といった生活文化の共有が見られる。今回の参加学生はまさにそのブームのなか，日常生活のなかで韓国と接している世代である。一方，前年からのいわゆる徴用工問題に続き，８月には韓国によって日韓秘密軍事情報保護協定（G-SOMIA）の破棄が発表されたことから，戦後最悪とも言われる日韓関係のなかでの研修実施となった。

研修では，歴史・社会，文化，大学交流の３つのテーマについて，それぞれ１日ずつ充てて活動し，初日と最終日はソウル市中心部の視察および自由研究にあてた。研修の場所と内容は以下のとおりである。

写真１　清渓川

写真２　ソウル広場の近く

受理日2019年11月27日
＊教養学部国際学科准教授

日付とテーマ	研修場所	研修内容
9/2	清渓川・ソウル市中心部	ソウル都心の環境デザインと再開発事業を見学する。
9/3 歴史・社会	戦争記念館	朝鮮戦争に対する知識と理解を深める。
	西大門刑務所跡歴史館	植民地時代に焦点を当てた資料館を訪れ、日本と韓国の歴史認識の違いを考える。
9/4 大学交流	国民大学国際学部	国民大学国際学部日本学専攻の学生らとの合同授業「日韓関係の課題と未来」を通して、現在の日韓関係や交流のあり方を議論する。
	国民大学言論情報学部	国民大学言論情報学部・李チャンヒョン教授による講義「Risk Society and Asian Megacity」と、国民大学のキャンパス見学。
9/5 文化	景福京・北村	朝鮮半島の伝統文化と歴史を理解する。
	明洞劇場	ミュージカル「NANTA」を鑑賞し、韓国の現代芸術を体験・理解する。
9/6	各自	自由研究

2　各テーマに関する報告

（1）歴史・社会

ソウル到着 2 日目に戦争記念館と西大門刑務所跡歴史館を訪れた。

戦争記念館は，朝鮮戦争を中心とした朝鮮半島における戦争の歴史について展示された博物館である。参加学生は，「国際関係史」や「国際政治」などの授業で朝鮮戦争の概要については学んでいたが，本記念館は，机上の学習を超える情報量とリアリティさで学生たちを圧倒した。特に引率の金教授により，戦線が南北に大きく動いたため半島全土が焦土化したこと，一般市民は国連軍と北朝鮮軍の双方から相手方のスパイだと疑われるなどして直接的な被害を受けたこと，戦後は北朝鮮の方が裕福で韓国は最貧国からのスタートであり，北朝鮮に追いついたのは1970年代前半であったことなど，実体験も織り交ぜた説明を受けると，学生たちは石碑にあった「Freedom is not free」という言葉の意味を一層重く感じたようであった。

西大門刑務所跡歴史館はかつての日本統治時代に政治犯が収容され，その後の独裁時代には民主化運動家が収容されていた刑務所である。実際の部屋の中に入ったり，様々な設備のなかを見学することができ，特に学生たちにとっては，日本占領時代の状況を理解する大きな助けになった。

写真３　戦争記念館①

写真４　戦争記念館②

写真５　西大門刑務所跡歴史館①

写真６　西大門刑務所跡歴史館②

（２）大学交流

３日目の午前中は，国民大学国際学部・李元徳教授と東海大学教養学部国際学科・金慶珠教授の指導の下，日本学専攻の韓国人学生たちと合同授業「日韓関係の課題と未来」を行い，現在の日韓関係のあり方について意見交換をした。韓国の学生の中には日本にルーツを持つ者や日本への留学経験のある者も多数おり，非常に友好的な雰囲気で交流を深めることができた。日本製品不買運動など，反日運動が高まっていた中，率直な意見を交換できたことは，参加学生にとって大きな財産となったと考える。

午後は国民大学言論情報学部・李チャンヒョン教授による特別講義「Risk Society and Asian Megacity」を受講した。李教授によると，現在，人口1,000万人を超える megacity がアジアに次々に誕生しているが，それに伴い，自然・都市・社会に関する様々なリスクが発生している。このような状況の中で，社会の目指すものがかつての「経済発展の達成」から「生活の質の向上」へ，すなわち quantity から quality へと変化している。李教授は，このようなパラダイム・シフトにおいて，「人間―自然―共同体」がつながるようなアジア独自のあり方があるのではないかと提案した。今後の日韓そして中国も含めた北東アジアの関係のあり方について考えさせる有意義な内容であった。その後，李教授の案内のもと，図書館などを見学した。

写真７　合同授業の様子

写真８　李元徳教授や日本学専攻の学生たちと

写真９　李チャンヒョン教授の研究室で

写真10　李教授による特別講義

（３）文化

４日目の午前中は，李氏朝鮮時代の王宮である景福京と，隣接する国立民俗博物館を訪れた。壮大な敷地を誇る景福宮では，巨大な門などの建築物から沖縄や中国との類似性が確認でき，北東アジアにおける文化圏の広がりを体感することができた。国立民俗博物館では，韓国の伝統社会のあり方や衣食住に関する情報を得ることができた。午後は青瓦台の庭園を訪れる予定であったが，台風による豪雨のためキャンセルし，三清洞で各自散策を行った。

夜は明洞劇場で現代的ミュージカル「ナンタ（NANTA)」を鑑賞した。ホテルの調理場を舞台とし，様々な道具によるパーカッションを中心としたパフォーマンスを行うものであったが，事前に博物館でキムチを作るための大きな瓶や伝統衣装などを見学していたことで，理解がより深まったと思われる。

３　終わりに

戦後最悪の日韓関係とも言われる時期の渡航であったが，危険を感じる事は全くなく，全行程において安全に過ごすことができた。さらに，あらゆる場所で現地の人々と友好的なやりとりができたことから，メディアで繰り返し取り上げられている事象のみが真実ではないこと

写真11　景福宮

写真12　ミュージカル「NANTA」

を経験的に知ることができ，学生たちにとっては大変貴重な機会であった。

帰国後の11月には，事後研修として，横浜朝鮮中高等学校の文化祭を訪問し，在日コリアンに関しても理解を深めることができた。来年度においては，韓国人学校などとも交流を行うことで，在日コリアンも含めた日韓関係について体系的に学ぶ機会を増やしていく計画である。

UNESCO ユースセミナーにおける多文化共修型「地球市民教育」

――文化，言語，民族を超えて共に学びあう――

小貫 大輔[*1]・星 久美子[*2]

はじめに

東海大学の教養学部は，2015年にユネスコスクール支援大学のネットワークに加わり，それ以来，特に神奈川県内のユネスコスクールを応援してきました。2018年度の「多文化子どもプロジェクト」では，ユネスコスクールへの支援活動の一環として第４回目となる UNESCO ユースセミナーを開催しました。UNESCO ユースセミナーとは，ユネスコスクールの高校生や教員たちが外国学校の高校生や教員たちと１泊２日で集う「多文化共修」の宿泊型セミナーです。2018年度のプロジェクトでは，これまでのユースセミナーから生まれてきた「多文化共修」のための様々なワークを紹介する冊子も発行しました。本稿では，私たちの UNESCO ユースセミナーでたいせつにしている「多文化共修」の在り方についてご紹介したいと思います。

UNESCO ユースセミナーの多文化共修とは

「多文化子どもプロジェクト」チームでは，様々な文化的背景をもつメンバーが集まり，その文化的多様性をリソースとして共に学び合うことを「多文化共修」と呼んでいます[1)]。ユネスコスクールは，どの学校も子どもたちに国際性を育てる教育に力を入れていますが，私たちのユースセミナーでは，私たちの身近に存在する「世界」について目を開くことをたいせつにしています。

神奈川県といえば，ペリーの来航以来，世界と深く交流してきた土地柄です。明治元年に最初のハワイ移民を送り出したのも横浜港でした。古くから様々な外国人コミュニティが生まれ，今もたくさんの外国学校（民族学校やインターナショナルスクール）が存在します。セミナーでは，毎年そういった外国学校から高校生や教員たちを招いて，神奈川県内のユネスコスクールや，ユネスコスクールへの加盟を検討している学校の高校生・教員たちと一緒に「地球市民」をめぐるテーマについて話し合ってきました。これまでに参加してくれた外国学校は，ブ

受理日2019年11月27日
＊１教養学部国際学科　＊２公益財団法人かながわ国際交流財団

ラジル学校，朝鮮学校，中華学校，トルコ系のインターナショナルスクール，南アジア系のインターナショナルスクールです。

ユースセミナーでたいせつにしていること

UNESCO ユースセミナーの参加者たちは，多言語・多文化の状況に放り込まれ，日本語，英語，ポルトガル語，コリア語，中国語などが飛びかう中，いろいろと戸惑いながらも文化や習慣の違いを肌で体験し，工夫しながら言語の壁を乗り越えて交流しています。知らない人との出会いは緊張も伴うし，誤解や行き違いが起きてはいけません。そのような出会いがどうしたら豊かな出会いになるか，みんなが対等な立場から参加できるにはどうしたらいいか。「多文化子どもプロジェクト」では，セミナーで「すてきな出会い」が起きるようにと心を配って準備しています。

多文化な背景をもつ参加者が対等な立場から参加し，それぞれに自分を主張しながらも対話の中で共に深く学ぶ。そのためにたいせつなのは「頭・心・体の３つを使うこと」だと意識しています。

●頭：「地球市民」としてたいせつな教養を身につける。毎年テーマを１つ選び，そのテーマについて考えるワークを準備して，講師を招いて詳しい説明を聞く。参加者同士で話し合って，たどり着いた結論を発表する。

●心：「地球のどこか」で起きていることや，「ずっと未来」に起きるかもしれないことであっても，他人ごとではなく，自分のこととして感じる「共感」の力を育てる。そのためには，実際に人と出会って，自分とは異なる人との「共感」を体験することから始める。

●体：文化が違えば，目線の合わせ方もボディランゲージも違う。無意識に人との関係もかわってくる。挨拶からして，体の使い方が千差万別。各国の文化を体で体験する。寝食をともにする。他の国の習慣にあわせた食事をしてみる。

企画する側にとっても，準備の段階から学びがたくさんあります。参加を予定する人たちにどんな特別なニーズがあるのか，事前に連絡をとって把握することを心がけています。文化や習慣，宗教，言語について調べるすばらしい機会にもなります。日本での「当たり前」が当たり前でなかったり，隠れた障壁や差別を発見したり，いろいろな気づきがあります。「多様性」のすべてに配慮したくても，予算が足りないなどして，どうにもならないこともあります。そんな中，私たちは100％を目指すのではなく，一緒に妥協点を見つけることがたいせつだと感じています。

●食事：例えばムスリムの参加者はハラールの食事でないと食べられない。そういう料理が調達できるように，近隣のエスニック店などをあたる。

●宿泊など：宿泊施設や公衆浴場の中には，外国人にフレンドリーでないところもある。日本の「大風呂」が受け入れられない文化もむしろ一般的なので，個別のシャワーが確保できるか確認する。

●使用言語：日本語，英語がどの程度通用するか，その他の言語や手話の話者はいるか，参

加者の中に通訳ができるメンバーがいるかなど，事前に確認する。

ユネスコスクールとはネットワーク運動です。でもセミナーのたった一度の出会いで，後にも続くような「つながり」をつくることができるでしょうか？　半日だけではもったいないし，時間が足りない。私たちは，最低でも１泊２日のプログラムにしようと考えてきました。

所属する学校をばらけて部屋割をした方が，いい結果につながるようです。高校生たちの部屋には大学生にも入ってもらいます。夜遅くまでお喋りをしても，翌日居眠りする人は誰もいません。「就寝前には，お互いの国で人気の曲を紹介しあい盛り上がった」というコメントは，日本人の男子高校生からのものです。他の部屋からもたくさん人が集まってきて，国や言語のちがいを越えて交流していました。教員・大人たちも，別の宿舎で盛り上がっているそうです。先生たちも，他校の教員と話をする機会は少ないことと思います。ましてや日本の学校と外国学校の先生が，柵を乗り越えて知り合うことは滅多にないのではないでしょうか。

寝食をともにするときに生まれる「プログラム外活動」が，長く続く「つながり」へと発展していくのを私たちは体験してきました。セミナーの後もユネスコスクールと外国学校の間で相互に訪問したり，大学生と留学生がおおぜいで一緒に参加校を訪問，文化交流をしたりということが続いています。2018年の春（３月29日～４月２日）に「“社会イニシアティブ”世界フォーラム」という宿泊型の国際会議が開かれた際には，それまでのユースセミナーの参加者たちがスタッフや一般参加者として合流して，海外からの参加者と交流する機会もありました。

多文化共修のためのワークのアイデア集を発行

これまでの UNESCO ユースセミナーを通じて，文化背景が多様なメンバーが共に学ぶときに使えるたくさんのワークが生まれてきました。言葉の壁を乗り越えて関係をつくるためのアイスブレイクや，チームビルディングのためのワークなど，アレンジ次第で小学生から大人まで，幅広い年齢を対象にすることができるものです。2018年度には，それらをまとめた「アイデア集」を冊子の形で発行しました[2)]。以下は，その冊子で紹介したいくつかのワークの例です。

●ライン・アップ！：ボディランゲージだけでコミュニケーション
●好きなもの BINGO：次から次へとたくさんの人と一対一での会話をする
●人探しゲーム：参加者の中にどんな人がいるかを知るゲーム
●多文化○×クイズ：参加者の文化，言語，民族的背景を知るゲーム
●写真ジグソーパズル：仲間を探してパズルを完成し，グループをつくる
●出身国（学校）紹介フォト集め：どんな参加者が，どんな出身国（あるいは学校）から来ているのかを知る
●多文化フォトランゲージ：一枚の写真をじっくり観察することで，知らない世界や文化に思いをはせる
●多文化あいさつリレー：おじぎ，握手，ハグ…世界のあいさつを体験！　ゲーム形式で「照れ」を克服

2018年度の活動で発行した多文化共修のアイデア集（平成30年度日本／ユネスコパートナーシップ事業委託により作成）

おわりに

多文化化がすすむ日本ですが，一般の若者たちが国籍や言語を越えて同世代の人たちと出会う機会は多くありません。たとえ同じ町で暮らしていても，公立・私立の「日本学校」と，外国学校やその他のオルタナティブ学校の生徒たちが出会うチャンスはほとんどないのではないでしょうか。第一印象が人のイメージを形づくるように，ある文化との最初の出会いを取りもつ責任は重大です。言語や民族，文化，習慣の異なる人たちが一緒に学ぶためには，しっかりとした準備と，しっかりとした心構えが必要です。2018年度に発行した「アイデア集」では，セミナーを通じての私たちの経験と，そこから生まれてきた多文化共修のワークを紹介しました。学校現場でも使えるようなアイデアが満載です。興味のある方はぜひ本学教養学部「多文化子どもプロジェクト」までお問い合わせください。

注

1）坂本利子・堀江未来・米澤由香子（2017）『多文化間共修：多様な文化背景をもつ大学生の学び合いを支援する』学文社に詳しい。

2）東海大学 UNESCO ユースチーム（2018）『多文化共修のためのワーク～文化，言語，民族を超えて共に学びあう「地球市民教育」アイデア集』東海大学教養学部（平成30年度日本／ユネスコパートナーシップ事業委託により作成）